

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年4月19日
【事業年度】	(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
【会社名】	アフラック・インコーポレーテッド (Aflac Incorporated)
【代表者の役職氏名】	会長兼社長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス (Daniel P. Amos, Chairman, Chief Executive Officer and President)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 31999 ジョージア州コロンバス ウイントン・ロード1932 (1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 門田 正行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 田中 郁乃
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注1. 別段の記載がある場合を除き、文脈に応じ、本報告書中の「当社」とは、アフラック・インコーポレーテッド又はアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社を指し、「親会社」とは、アフラック・インコーポレーテッドを指し、「アフラック」とは、アフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるアメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (American Family Life Assurance Company of Columbus) を指し、アフラック (米国) とはアフラックを含む当社の事業セグメントを指し、アフラック (日本) とはアフラック生命保険株式会社を含む当社の事業セグメントを指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=112.47円の換算率(株式会社三菱UFJ銀行が公表した2019年3月12日現在の対顧客電信売相場値)により換算されている。当該換算は、ドルが当該換算率又はその他の換算率で日本円に換算されること、換算されたこと、又は換算され得たことの表明であると解釈されるべきではない。
3. 本報告書中の計数で四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と一致しない場合がある。
4. 2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行い、2018年3月2日営業時間終了時点の登録株主に対して100%の株式配当の形で2018年3月16日に交付することを決定した。この株式分割により、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を交付した。発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、本報告書において表示されている全ての期間にわたって、本株式分割を反映するように調整されている。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

アフラック・インコーポレーテッド（以下、「提出会社」又は「親会社」）及びその非保険事業子会社は、ジョージア州法に基づき設立されている。アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (American Family Life Assurance Company of Columbus)（以下、「アフラック」、提出会社の完全子会社）は、ネブラスカ州法に基づき設立されている。アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨーク (American Family Life Assurance Company of New York)（アフラックの完全子会社）はニューヨーク州法により設立されている。コンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー (Continental American Insurance Company)（以下、「CAIC」、提出会社の完全子会社）は2016年12月7日付で会社設立準拠法地をサウスカロライナ州からネブラスカ州に変更した。

ジョージア事業会社法 (Georgia Business Corporation Code)（以下、「GBCC」）が、提出会社の内部運営を律する主たる法律である。さらに、アフラックは、米国及びその属領においてはアフラックが事業を営む州及び属領の保険局によって、規制を受けている。

提出会社はニューヨーク証券取引所及び株式会社東京証券取引所に発行済株式を上場しており、当該上場によって、当社の事業と財務状況に関連する情報開示及び株主総会について、上記の取引所及び米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)（以下、「SEC」）による規制に服している。

当社を規制するその他の政府機関及び法律（これらは米国で事業を営む全ての会社につき日常的なもののみなされるものであるが）には、雇用機会均等委員会、労働省、内国歳入庁（これらはすべて連邦の機関である。）及び一般的な事業の許可や動産、不動産税を規制する州や地方の機関がある。さらに当社の株式の譲渡については、米国内の様々な管轄地において有効な統一商事法典のいくつかの規定が適用される。

アフラックに対する保険業務規制

当社の主たる事業活動及び収益は、当社の子会社の保険事業である。当社の子会社はこの事業を1956年に開始し、米国内及び外国（主として日本）で営業を行っている。当社の保険業務は、個人の補完保険及び生命保険をその事業の基幹とする点で特長のある保険会社である。

アフラック及び提出会社のその他の保険子会社は、すべての米国の保険会社と同様に、事業を行っている管轄地の規制と監督に従う。一般に、様々な管轄地の保険業法は、広汎な行政的権限、とりわけ事業を行うライセンスの許諾及び取消、取引慣行の規制、代理人の許可、保険証券の様式及び保険料率の承認、支払い能力の基準ならびに特定の保険契約責任準備金及び最小損害率要件の維持、資本要件、株主への配当制限、投資の特質及び制限、保険契約者のための担保の預託、監督機関によって規定あるいは許可されている法定保険会計の慣行に従って作成された財務書類の提出、保険会社の市場活動、金融その他の業務の定期調査について広い行政権限を持つ監督機関を設定している。

アフラックは、かかる法律に基づき、事業を行っている州の監督機関に、詳細な年次報告書を提出することを求められている。すべての営業記録と会計書類は、いつでも当該機関の調査の対象となる。アフラックは全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners）（以下、「NAIC」）の規制に基づき、事業を行っている州を代理している1つ又は複数の監督機関によって、定期的に調査を受けている。規制は、株主のためというよりむしろ主に保険契約者のためになされている。

当社及びアフラックに対する会計上の要求

ニューヨーク証券取引所及びSECは、当社（アフラックを含む。）の連結財務書類が、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）（以下、「FASB」）が制定した、米国において公正妥当と一般的に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles）（以下、「米国GAAP」）に従って作成されることを要求している。米国GAAPは、原価と収益の対応を規定し、また、とりわけ新契約費用の資本組入れ（更新手数料を超える当初の手数料費用、保険証書発行費用、及び新保険証書の作成により異なりかつ作成に直接関連するその他の費用からなる。）及び関連する保険料収入が計上される期間におけるかかる費用の償却、ならびに専門知識経験に基づき将来起こり得る会社にとって不利な偏差に対する合理的な引当金を含む保険数理上の推定を用いた保険給付準備金の設定を求めている。

アフラックは、アフラックが事業を行っている様々な州及びその他の管轄地で、保険会社に適用される規制に基づく法定の会計慣行（statutory accounting principles）（以下、「SAP」）に従って、保険監督機関に財務書類を提出することを求められている。SAPにより、一般に、営業の費用を、それが起因する収益に対してではなく発生した時点で計上すること及び州の保険監督機関が定めた保険数理上の推定を使った修正準備金算定方法で、将来の保険金請求への法定の準備金を設定することが要求されている。また、早急に現金に転換できない一定の資産は直ちに費用処理され、一定の偶発投資資産損失に備えて準備金が計上される。SAPと米国GAAPとの間にはここで言及していないその他の差異がある。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

（１）会社制度の詳細 設立及び準拠証書

以下の情報は、提出会社であるジョージア州法人アフラック・インコーポレーテッドに適用されるものである。

（a）設立

定款中に発効日を遅らせる旨明記されていなければ、会社はジョージア州の州務長官に定款を提出することにより設立され、存在することになる。

（b）定款

絶対的記載事項： 定款には、次の事項を規定しなければならない。すなわち、 GBCCの要件を満たす会社の商号、 会社が発行を授権されている株式の総数、 会社の最初の登録事務所の所在する郡・街区及びその事務所における最初の登録代理人の名称、 各発起人の氏名・住所ならびに 会社の最初の本店の郵便宛先。また定款には、株式の種類及び各種類について会社が発行を授権されている株式数を規定しなければならない。2種類以上の株式の発行が承認されている場合には、定款は各種類に固有の名称を規定し、その発行に先立ち当該種類株式の優先権、制限及び権利を規定しなければならない。定款は、全体で無制限の議決権を有する1種類又は2種類以上の種類株式、又は解散に際して全体で会社の純資産を受け取ることのできる1種類又は2種類以上の種類株式を授権しなくてはならない。

任意記載事項： 定款には、任意に、会社の最初の取締役となる個人の氏名及び住所を規定することができる。また定款には、会社が設立される目的に関し法に抵触しない範囲で下記のような規定を設けることができる。すなわち、 会社の事業運営・業務管理に関する事項、 会社、取締役会及び株主の権能の定義、制限又は規制、 授権株式又は種類株式の額面価額、ならびに 特定限度・特定条件の下での会社の債務に対する株主への個人的責任の賦課。定款に含めることができるその他の事項は、付属定款に定めることを必要とし又は規定できるあらゆる条項及び注意義務その他の取締役としての義務違反に関する金銭的損害賠償に対し、会社の取締役の株主に対する個人的責任を免除又は制限する条項である。ただし、会社の事業機会を自己の職務に違背して私的に利用すること、意図的な違法行為もしくは悪意の法律違反による作為もしくは不作為、

違法な配当、分配、再購入もしくは償還に対する責任、又は取締役が不当な個人的利益を享受する取引に関し、取締役の責任を免除又は制限する条項は規定できない。

決議要件の加重： 定款に別段の定めがない限り、発行済社外株式1株は、株主総会の各議案について1議決権を有する。発行済社外株式のみが議決権を有する。特別の状況下でなければ、A会社の株式を、B会社という内国又は外国会社が直接又は間接に所有し、かつA会社がB会社の取締役の過半数を選任するために十分なB会社株式を直接又は間接に所有している場合には、B会社が所有するA会社株式には議決権がない。ただし、この制限は、自己株式を含め受託者の資格で会社が所有する株式の議決権を行使する会社の権能を制約するものではない。償還可能株式は、償還通知が株主へ郵送され、株式の引き渡しを条件に償還金額を所有者に支払うという取消不能の義務に基づき株式を償還するに十分な金員が銀行、信託会社その他の金融機関に供託された後は、議決権を持たない。定款には、取締役の選任にあたり、議決権のある株主は、自己の議決権を累積する権利があるとの規定をすることができる。これは、株主が自己の所有する議決権の数と選任決議の対象となる取締役の数との積として累積された議決権を単一の取締役候補者に又は複数の取締役候補者間に適宜配分することができることを意味する。累積的議決権を有する株式は、総会招集通知に累積投票が有効である旨の記載がされているか又は累積的議決権を有する株主が総会の開催指定時刻の少なくとも48時間前にその旨の意思の通知をしない限り、累積投票をすることはできない。定款又は付属定款には、GBCCで要求されるよりも多数又は少数の定足数を定めることができ（但し、議決権総数の3分の1以上とする。）、またGBCCで要求するよりも加重した株主に対する決議要件を定めることができる。

会社の負債に対する株主の責任： 定款に別段の定めがない限り、株主は会社の負債の支払いにつき、個人的な責任を負わない。但し、株主自身の行為を理由に責任を負うことがあり得る。さらに、自社株式を会社から購入した者は、当該株式が発行を認められた際に定められた対価又は引受契約で定められた対価の支払いを除き、当該株式に関し会社又はその債務者に対しいかなる責任も負わない。

定款の改正： 定款に別段の定めがない限り、会社の取締役会は、株主による決議なしに定款の以下の改正を採択することができる。すなわち、会社が法律によって一定の存続期間を設けることが要求されていた時に設立された場合に、その存続期間を延長すること、最初の取締役の氏名及び住所を削除すること、年次の登録が州務長官に提出されている場合に最初の登録代理人又は事務所の名称及び所在地を削除すること、会社が特定の種類の株式だけを発行している場合、その種類の各発行済株式又はその発行済株式及び未発行授權株式をより多数の数の株式に変更すること、会社が特定の種類の株式だけを発行している場合、その種類の株式の各発行済及び未発行株式の額面を変更又は廃止すること、商号を変更すること、GBCCによって株主の決議によることなく行うことが明示的に認められているその他の変更を行うこと。その他の事項については、取締役会及び株主による適切な決議によって定款を改正することができる。定款を改正する会社は、ジョージア州州務長官に改正定款を提出しなければならない。

(c) 付属定款

会社の付属定款には、会社の経営及び管理の規則が含まれる。付属定款には、会社の事業、その業務の処理と会社の権利・権限又は株主、取締役、役員もしくは従業員の権利・権限につき、法あるいは定款に抵触しないあらゆる規定を含むことができる。

取締役会は、付属定款を変更し、改正し、無効にし、あるいは新しい付属定款を採択する権限を有する。但し、当該権限が定款又は従前に株主が採択した付属定款で株主の専権事項として留保されている場合を除く。当該権限が取締役に与えられたという事実によって、株主の付属定款を採択し、改正し、無効にする権利は否定されたことにはならない。株主は、株主が採択した付属定款は取締役会により変更、改正もしくは無効にされ得ないと定めることができる。取締役会の権限を制限し、又は取締役の期差選任を定めている付属定款は、株主によってのみ採択され、改正され又は無効とされる。

(2) 会社制度の詳細 株主に関する事項

以下はGBCCのある条項の一般的な要約である。特定の条項を、ある会社の定款もしくは付属定款に定めるにはより詳細な適用が問題になるが、以下はその様なGBCCの適用を検討し分析することを試みるものではない。

(a) 総会

年次総会： GBCCでは、各会社は付属定款で規定される時に年次株主総会を開くことが要求されている。年次総会は、付属定款に記載されているか又は付属定款に従って定められた場所で開催することができる。開催場所が付属定款に記載されておらずまた付属定款に従って定められていない場合は、年次総会は、会社の主たる事務所で開催される。会社の付属定款に記載された時又は付属定款に従って定められた時に年次総会が開催されなかったとしても、それは会社の決議の有効性にいかなる影響も及ぼさない。

会社が会社の会計年度の終了後6ヶ月又は最後の年次総会開催後15ヶ月のいずれかのうち遅い時期までに、年次総会を開催しないか又は開催を拒否する場合は、会社の登録事務所が存する郡の上級裁判所は、株主の申請に基づき総会を開催するよう略式命令を出すことができる。

特別総会： GBCCは、取締役会又は定款もしくは付属定款で定めたその他の者が特別株主総会又は年次株主総会に代る特別の総会を招集することを認めている。株主が100名以下の株主の会社の場合、25%（又は定款もしくは付属定款が規定しているそれ未満の数）の株主が書面による総会の開催要求に署名し、日付を入れ会社の秘書役に送達しなければならない。100名を超える株主を有する会社の場合、定款又は付属定款で、書面による特別総会の開催要求は、株主の25%よりも多数又は少数でなされることを要件とすることができる。

(b) 議決権

一般： 定款又はGBCCに基づき認められた株主間契約に別段の定めがない限り、議決権のある発行済社外株式は、その種類に関わりなく、株主総会で、各議決事項につき1議決権を有する（当社の定款は別段の規定（株式をいつ取得しどれ位の期間保有しているかにより異なる議決権数を規定。）をしている点に留意されたい。本報告書第一部第1 1. (8) (a) 「議決権」を参照されたい。）。定款に別段の定めがない限り、取締役選任についての累積投票は認められない。

委任状： 各株主は、指名の書式に署名することにより、本人のために議決権行使し又はその他の行為を行う代理人を指名することができるが、いかなる代理人も、委任状に別段の規定がない限り、その日付から11ヶ月経過後は議決権を行使できずまたその他の行為を行うことができない。GBCCに基づき認められた取消不能委任状を除き、いかなる委任状も、それを作成した者により随時取り消され得る。

取消不能となるために、委任状は、「取消不能委任状」と標記され、取消不能の旨の記述がなされ、かつ質権者又はその他当該株式に担保権を有する者によって所持されなければならない。所持人には当該株式を購入しもしくは購入に合意した者、委任状を対価として会社に信用を供与もしくは信用を継続している1人又は複数の債権者、雇用契約において委任を求めている会社の従業員、又は株主間契約で指名された者が含まれる。取消不能委任状は、それが関連する權益が消滅した時には取消可能となる。代理人を指名した株主が死亡又は無能力となっても、投票を集計する権限のある秘書役その他の会社の役員が死亡又は無能力の通知を受領しなければ、委任状の有効性を会社が承認する権利には影響を生じない。さらに、委任状に取消不能の規定があっても、当該株式を購入した時に取消不能の指定の存在が当該株式を表章する株券（又は株券のない株式についてはその説明書上）に明確に記載されていなかった場合には、当該委任状の存在を知らなかった購入者は委任状を取消することができる。

1933年証券法に基づきSECに登録されている証券に関する委任状の勧誘は、1934年証券取引所法（以下、「証券取引所法」）の規則第14A条により規制されている。この規則は、なかでも、総会で検討されるべき事項を記述した委任状勧誘資料（proxy statement）を株主に送付することを要求している。勧誘が会社の経営陣のためになされ、かつ取締役が選任される年次株主総会に関するものである場合は、年次報告書が委任状勧誘資料に添付されるか、又は前もって送付されねばならず、委任状勧誘資料には会社の取締役及び一部の役員の報酬、ストックオプション、賞与及び退職給付金に関する情報ならびに会社とその取締役、主要な役員、当該総会で取締役として選任される予定の被指名者及び上記の者の関係者との間の取引又は取引の予定についての情報を開示しなければならない。

基準日： 付属定款では、株主総会の通知を受ける権利、特別総会を要求する権利、投票その他の行為を行う権利を有する株主を決定するため、1つ又は複数の投票グループについて基準日を特定するか又はその特定の方法を規定することができる。付属定款で基準日が定められておらずかつ特定の方法が規定されていない場合、会社の取締役会は、任意の将来の日を基準日として特定

することができる。いかなる場合にも、一定の例外はあるが、基準日は株主の確定を要する総会又は決議の前70日を超えることはできない。基準日が設定されると、当初の総会のために定められた日より120日以内に再招集される延会のためにも同じ基準日を適用することができ、あるいは取締役会が新しい基準日を定めることができる。延会が当初の総会のために定められた日から120日超経過後に行われる場合には、新しい基準日が定められなければならない。

議決権信託： GBCCは、信託を設定する書面による契約が会社の登録事務所に提出され、対象となる株式が会社の名簿上受託者に譲渡された場合には、受託者に議決権その他株式を代表する権利を与える議決権信託を、一定の条件に従い、10年を超えない期間設定することをすべての株主に対して認めている。当初設定されたか又は1回又は複数回延長された議決権信託の期間満了の前いつでも、1人又は複数の議決権信託の受益権者は、書面による契約で、同一の受託者又は代替の受託者を指名して議決権信託の期間をその延長契約の日から10年を超えない期間延長できる。

(c) 総会に代る株主の承諾

定款に別段の定めがない限り、年次もしくは特別株主総会でとられるべき行為は、当該行為をしたことを記した書面での承諾が、当該議案につき議決権あるすべての株式を総会で投票する権利を有している者、又は定款で規定されている場合は、議決権のある株式がすべて出席し投票したと仮定した場合に当該行為を承認もしくは採択するに必要な最低の票数以上の議決権を有する株式を総会で投票できる者、のいずれかにより署名された場合、総会の開催、事前通知及び投票なしに、採択することができる。上記の手続きにより採択された行為は、採択された行為の内容が記載され、かかる行為を行う権利を持つ株主が署名し、かつ議事録に登載し又は会社の記録にファイルするために提出された1つ又は複数の書面による承諾書によって証されなければならない。株主が累積投票権を有する場合の取締役の選任については、全員一致の書面による承諾による以外行うことはできない。総会を開くことなしに全員一致ではない書面による承諾により当該行為を行った場合は、かかる書面による承諾をしなかった投票権ある株主に10日以内に書面で通知しなければならない。GBCCで別段の定めがない限り、総会を開くことなく行為をする権利のある株主を確定する基準日は、最初の株主が承諾書に署名した日である。

(d) 株主の承認を必要とする事項

次の事項は、株主の投票により下記に従い決定又は承認される必要がある。

欠員の補充を除く取締役の選任： 定款で別段の定めがない限り、定足数が出席する総会で選任投票権のある株式の相対多数の賛成

定款の改正： 取締役会が定款を改正する権限を有しない場合、GBCC、定款又は取締役会が決議要件を加重し又は全投票グループの投票を定めていなければ、当該改正に議決権を有する各投票グループ別に当該改正への議決権総数の過半数の賛成

会社の吸収又は合併の計画（下記の「吸収、合併及び解散」に記載した例外を除く。）： 会社の吸収又は合併の計画は、計画に関し議決権のある全株式による単一の投票グループとしての投票における全議決権の過半数による承認。及び、定款により当該計画に関し投票グループとして個別に決議をすることを認められた各投票グループにおける過半数の賛成

会社のすべて又は実質的にすべての資産の売却、賃貸又は交換（GBCCに特定された例を除く。）： 定款又は取締役会が加重した決議要件又は投票グループ別の投票を定める場合を除き、当該取引について投票する権利のある全議決権の過半数の賛成

会社の解散もしくは清算又は解散の撤回決議： 当該提案について投票する権利のある全議決権の過半数の賛成。但し、ある限定された状況においては単に取締役の承認のみが要求される。

存続期間の満了により解散したが、満了後も事業を継続している会社の復活： 満了日から10年以内の随時

(e) 株主の閲覧権

会社は、次の記録の写しを保持するものとする。

現在有効な定款及び改正定款

現在有効な付属定款又は改正付属定款及びそれらの修正

取締役の員数の増減に関する株主又は取締役会による決議、取締役の組分けならびに全取締役会構成員の氏名及び住所

当該決議に従って発行された株式が存続している場合は、その発行に関わる1つもしくは複数の株式の種類又はシリーズを設定しかつそれに関連する権利、優先権及び制限を定める取締役会による決議ならびにその他すべての取締役の決議

過去3年間のすべての株主総会の議事録、署名された総会開催通知にかかる権利放棄書及び総会を開かずに行われたすべての株主決議を証する署名された承諾書

過去3年以内に株主に提供された財務書類を含むすべての書信

会社の現在の取締役及び役員の氏名及び業務の場所を示す一覧表

州務長官に提出された直近の会社の年次登録書

株主は、上記の記録の閲覧及び複写を希望する日の少なくとも5営業日前にその旨を書面で会社に対し要求した場合には、通常の営業時間内に会社の主たる事務所でそれらを閲覧し複写する権利を有する。株主が誠実にかつ妥当な目的で要求を行い、その目的及び閲覧を希望する記録を具体的に記し、その記録が直接その株主の目的に関連しかつその記録が記述された目的のためにのみ使用される場合は、株主は、下記の記録を会社が指定した合理的な場所で閲覧し、複写する権利を有する。

取締役会又は取締役会委員会の会議議事録及び株主総会議事録ならびに株主又は取締役会が会合を開かずに行った決議の記録の抜粋

会社の会計記録

株主の記録

この閲覧権は会社の定款又は付属定款によって廃止又は制限することはできない。会社の主たる事務所以外の場所で閲覧する権利は、会社の定款又は付属定款により、発行済社外株式の2%又はそれ以下を所有する株主に制限することができる。

(f) 株主への報告

GBCCは、株主に対して財務報告を行うことを求めてはいない。しかし会社は、書面による要求があれば、直近の貸借対照表と損益計算書の写しを株主に提供しなければならない。原則として公開会社は、証券取引所法に従い制定された規則によって、独立登録会計事務所により監査された財務書類を含む年次報告書を株主に配布しなければならない。既述のとおり、この報告書は取締役が選任される年次総会について、経営陣が委任状を勧誘する場合は、委任状勧誘資料と共に、あるいは事前に株主へ交付されなければならない。

(3) 会社制度の詳細

(a) 取締役会

各会社は、その会社が法定の閉鎖会社の資格がない場合は、取締役会を開かなければならない。

取締役の数、任期、定足数： 取締役会は、定款もしくは付属定款に規定された又はこれらに従って定められた員数の1名又は複数名の個人から構成されなければならない。定款又は付属定款は、最多又は最少の員数の幅を定めることによって取締役会の規模に可変的な幅を持たせることができ、取締役会が取締役の員数を最多数から最少数の間で固定又は変更することができる。定款又は付属定款の改正を通じて、取締役の員数又は最少員数の減少があっても、在任中の取締役の任期を短縮することにはならない。GBCC、定款又は付属定款で員数を増員していなければ、取締役会の定足数は、会社が固定した数を取締役会の員数としている場合はその固定された取締役数の過半数、会社が変動する数を取締役会の員数としている場合はその時に定められている取締役の員数、員数がその時に定められていない時は会議が始まる直前にその職にいる員数の過半数、のいずれかとなる。定款で定められていなければ、取締役は株主又は州居住者である必要はない。期差選任条件により取締役が組分けされている場合を除き、取締役は選任された株主総会に続く次の年次株主総会までの任期を有し、任期の満了にかかわらず、その後任者が選任され資格を与えられる時まで、あるいは取締役の員数に減少がある時まで、その勤務を継続する。

権限： すべての会社の権限は取締役会により又は取締役会の授権に基づいて行使され、法律、定款、付属定款又は株主間契約に別段の定めがある場合を除き、会社の業務及び事務は取締役会によって管理・運営される。取締役の権限に課された制限は、定款、付属定款又は株主間契約のいずれに含まれていても、当該制限の存在を実際に知らない株主及び取締役以外の第三者に対し効力を生じない。定款、付属定款又はGBCCが要件を加重している場合を除き、定足数を満たす取締役が出席し、その過半数の投票があれば、取締役会の行為となる。

委員会： 定款又は付属定款に別段の定めがない限り、取締役会は、1又は複数の委員会を設け、取締役会のメンバーを委員会委員に任命することができる。取締役会の会議、通知及び通知の放棄、ならびに定足数及び議決要件を規制するGBCCの規定は、委員会及び委員にも同様に適用される。委員会は、取締役会又は定款もしくは付属定款で定められた限度で、取締役会の権限を行使することができるが、GBCCに基づき株主が承認すべき行為を承認しあるいは株主に提案することはできず、取締役会もしくはその委員会の欠員を補充することはできず、又は定款を改正することはできない。

取締役の組分け： 会社の取締役会は、定款又は当初の付属定款もしくは株主の投票で採択された付属定款によって、2又は3の組に分けることができ、その場合各組はできるだけ同数に分けられ、ある一組に属する取締役のみの任期が各年次の改選時に満了することとなる。

同意書による決議： 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会又は委員会の会合における決議を必要とし又は当該決議により許容される行為は、取締役会又は委員会の全員によってなされた場合、会合を開くことなしに行うことができる。当該行為は、その行為を記述し、各取締役によって署名され、議事録に編綴し又は会社記録へ登載するため会社に提出される1つ又は複数の承諾書によって証されなければならない。

報酬： 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会は取締役の報酬を定める権限を有する。

会議電話による会合： 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会又は委員会の構成員は、会合の全参加者が相互に聞くことができる会議電話その他類似の手段により、取締役会又は委員会の会合に参加することができる。

欠員： 定款に別段の定めがない限り、取締役の員数の増加に起因する欠員を含め取締役会に欠員が生じた場合、その欠員は株主又は取締役会によって補充され、その職にとどまる取締役が取締役会の定足数に足りない場合は残りの取締役の過半数の賛成で欠員が補充される。当該欠員が株主の投票グループによって選任された取締役によって占められていた場合は、(株主によって補充される時は)当該投票グループの株主のみが当該欠員を補充するための議決権を有する。将来の特定の日に生ずる欠員は、欠員が生ずる前に補充することができるが、新任取締役は欠員が生ずるまで就任することはできない。

取締役の利益相反取引： 相反する利益とは、その取引が取締役会の決議に付されると否とにかかわらず、ある取締役の知る限りにおいて、当該取締役又はその関連する者が、取引の当事者であるか、又は当該取締役が当該取引について議決権の行使を求められた場合当人の判断に影響を及ぼすことが合理的に予見されるような取引に実質的な経済上の利益を有しているかもしくは非常に密接に関与している場合、又は、その取引が取締役会の決議に付され、その取締役の知る限りにおいて、当該取締役がその取締役、ゼネラルパートナー、代理人もしくは従業員である組織体、又は上記の者を支配しもしくは上記の者によって支配されている組織体又は当該取締役のゼネラルパートナー、本人もしくは雇用主である個人が、取引の当事者になるか、又は当該取締役が当該取引について議決権の行使を求められた場合、当人の判断に影響を及ぼすことが合理的に予見できる取引に密接に関与した実質的な利益を有しかつその者にとって経済上の重要性のある場合に、当該取締役がかかる取引に関して有する利益をいう。

取締役の利益相反取引に該当しない取引は、取締役、又は取締役が個人的・経済的その他の関係を有する者が当該取引について有する利益を根拠として、株主もしくは会社の決議又は会社の権利行使により、禁止又は無効とされ、又は損害賠償その他の処罰の裁定を課されることはない。

取締役の利益相反取引は、当該取締役が取締役会に対し必要な開示を行っている場合、取締役又は、取締役が個人的、経済的その他の関係を有する者が当該取引について有する利益を根拠として、株主もしくは会社の決議又は会社の権利行使により、禁止又は無効とされ、又は損害賠償その他の処罰の裁定を課されることはない。また、取締役の利益相反が通告され、かつ取締役が秘書役に、投票権を所有又は支配する者の数と身元ならびに取締役又は取締役の関連する者によって実質的に所有されている全株式を通知した後に、議決権のある株主の過半数がかかる取引に賛成する旨の投票を行った場合も同様である。また、実行の際の状況から判断して、当該取引が会社にとって公正であると立証された場合も同様である。また、実行の際の状況から判断し

て、当該取引が会社にとって不公正であったと立証されない限り、1名又は複数の取締役の報酬又は費用の償還に関連する取引である場合も同様である。

取締役の責任： 取締役は、取締役及び委員会の委員として、誠意をもってかつ同じような任にある常識的な分別を持つ人が同様の状況下で払うであろう注意をもって、自らの義務を果たさなければならない。取締役は、提起された課題につき信頼に値し、適格であると合理的に信ずる会社の役員もしくは従業員が、あるいはその職業的専門的な適格性の範囲内であると合理的に信ずる事項につき法律顧問、公認会計士、投資銀行もしくはその他の者が、それぞれ提示又は作成した情報に依拠してその義務を遂行することができる。さらに、取締役は、自分がその一員でないある取締役会中の委員会が信頼に値すると合理的に信じた場合、当該委員会が作成し又は提示した情報に依拠することができる。上記の者又は委員会について信頼性がないことを知りながらそれに依拠している場合には、取締役は誠意をもって行動しているとはいえない。取締役は、自己の義務をGBCCに従って遂行している限り、取締役として行った行為もしくは行為しなかったことに対し責任を負わない。

補償： 取締役が会社の最大の利益になるかあるいは最大の利益に反しないと合理的に信じた方法で行動し、また刑事訴訟については自己の行為が違法であると信ずる合理的な理由を有していなかった場合、会社は、その者が取締役であるもしくは取締役であったという事実が原因で、民事上、刑事上、行政上もしくは調査手続き上の訴訟もしくは手続きの当事者となり又は当事者であった者あるいはそのおそれのある者に対し、その手続きから発生した債務を補償し又は自らに補償を義務づける権能を有する。判決、命令、和解、有罪による手続きの終了又は不抗争の答弁その他同種の手続きの終了があったとしてもそのこと自体が取締役が上記の行動基準に合致しているか否かを決定するものではない。会社は、取締役が会社に対し責任があると判断された会社による手続きもしくは会社の権利行使の手続きに関連し、又は取締役が不当に個人的便益を受領したことに基いて取締役に責任があると判断されたその他の手続きに関連して、取締役に補償することはできない。補償の額は、当該手続きに関連して発生した合理的な費用に限定される。

(b) 役員

所要役員と選任： 会社の役員は、付属定款に記載され又は付属定款に従って取締役会が選任することができる。適正に選任された役員は、付属定款又は取締役会で授権されている場合、1名又は複数の役員又は役員補佐を選任することができる。付属定款又は取締役会のいずれかで、役員1名に取締役会及び株主総会の議事録の作成ならびに会社の記録の認証の職務を委任する。役員は、同時に会社の複数の役職を兼務することができる。

役員責任： 一任された権限を有する役員は、誠意をもって、かつ同じような任にある常識的な分別を有する人が同様の状況下で払うであろう注意をもって、自らの義務を遂行しなければならない。役員は、提起された課題につき信頼に値し、適格であると合理的に信ずる会社の他の役員もしくは従業員が、あるいは職業的専門的な適格性の範囲内であると合理的に信ずる事項につき法律顧問、公認会計士、投資銀行もしくはその他の者が、それぞれ提示もしくは作成した情報に依拠してその義務を遂行することができる。上記の者について信頼性がないことを知りながらそれに依拠している場合には、役員は誠実に行動しているとは云えない。役員は、自己の義務をGBCCに従って遂行している限り、役員として行った行為もしくは行為しなかったことに対し責任を負わない。

補償： 定款に別段の定めがない限り、本人が会社の役員であるため又は役員であったために、取締役ではない役員が当事者となった手続きの防御、又はその手続きにおける主張、争点もしくは事実に関する防御において成功した限度で、会社は、それらの行為に関連して発生した合理的な費用を、当該役員に補償する。役員は、手続きが行われている裁判所又は管轄権のある他の裁判所に、費用の補償又は前払いの支払い命令を求めることができる。いずれの場合も、役員は取締役と同程度の補償を受ける権利を有する。また会社は、定款、付属定款、取締役会の一般的もしくは個別的な決議又は契約に規定されている限度で、取締役ではない役員、従業員又は代理人に対し、費用を補償し、前払いをすることができる。

(4) 会社制度の詳細 財務構造 株式及び配当金

(a) 株式の発行

定款には、会社が発行を授権されている株式の種類及び各種類の株式数を規定しなければならない。授権された株式の種類の数にかかわらず、定款では、全体で無制限の議決権を有する1つ又は複数

の種類の種類株式が授権されなければならない。また解散に当たり全体で会社の純資産を受け取る権利のある1種類以上の種類株式（議決権を持つ種類株式と同一でもよい。）の発行が授権されなければならない。定款は、GBCCに大要が説明されているその他の権利を有する1つ又は複数の種類の種類株式の発行を授権することができる。2種類以上の種類株式の発行が授権される場合、定款には、各種類について識別可能な呼称が規定されなければならない。1つの種類に属する株式はすべて、同じ種類の他の株式と同一の優先権、制限及び関連する権利を持たなければならない。但し、ある種類もしくはシリーズの株式又はその所有者の議決権、呼称、権利、資格、制限又は制約は、定款以外で確認される事実（その事実が機能する方法が明確にかつ明示的に定款又はその改正定款に規定されている場合）に基づいて定めることができる。ジョージア州の会社は、所有者、会社もしくはその他の者の選択により、又は定められた事由の発生により償還の対象となる、種類株式又はシリーズの株式を設けることができる。また、会社は端株を発行することもできる。

(b) 株式発行の合法的対価

取締役会又は株主は、定款で認められている場合、現金、約束手形、役務提供、役務提供契約又は会社の他の証券を含む有形資産もしくは無形資産又は会社への便益供与を対価とする株式の発行を授権することができる。会社は、将来の役務もしくは便益供与のための契約又は約束手形を対価として発行された株式について、当該役務が履行され、手形が支払われ又は便益が享受されるまで株式をエスクローで保持すること、又はかかる株式の譲渡を制約するその他の手段を講ずることができ、株式の購入価格について株式に関し生じた分配金を控除することができる。

(c) 株券

株式は、株券で表章することができるが、必ずしも表章する必要はない。GBCCに別段の規定がない限り、その株式が株券によって表章されているか否かによって株主の権利及び義務に差はない。各株券には、付属定款又は取締役会で指定された1名以上の役員が肉筆又は複写で署名を行わねばならず、さらに社印又はその複写を押捺してもよい。

(d) 株券のない株式

定款又は付属定款に別段の定めがない限り、取締役会は、一部又は全部の種類又はシリーズの株式の一部又は全部を株券なしで発行することを授権することができる。当該授権は、既に株券により表章されている株式には、それが会社に引き渡されるまでは、影響を及ぼさない。

株券のない株式の発行又は譲渡の後合理的な期間内に、会社は株主に対し株券に記載することを求められている情報を記載した説明書を送付する。

(e) 分配

定款による制限に従い、取締役会は株主への分配を承認でき、会社は分配を行うことができる。分配とは、その株式に関して行われる、株主に対するもしくは株主のための、会社による金員もしくはその他の資産（自己株式を除く。）の直接的もしくは間接的な移転又は負債の負担を意味する。分配を実施した場合、会社が通常の営業活動内で期限の到来する債務を支払うことができなくなるとき、又は会社の総資産の額が会社の負債の総額と、解散の際にかかる分配を受け取る株主に対し優先権を持つ株主の優先権を満足させるために必要な額との合計額より少なくなるときには、かかる分配を行うことはできない。取締役会は、その状況下で合理的である会計慣行及び会計原則に基づき作成された財務書類、又はその状況下で合理的であるその他の公正な評価もしくは方法に基づいて、ある分配が禁止されていないことを決定する根拠とすることができる。

(f) 株式配当

定款に別段の定めがない限り、会社の株主又は1つもしくは複数の種類もしくはシリーズの株主に対し、持分の割合に応じてかつ対価なしに株式を発行することができる。定款で授権されている場合、その種類もしくはシリーズの株式の議決権総数の過半数が当該発行を承認した場合、又は発行されるべき種類もしくはシリーズの発行済社外株式がない場合以外は、ある種類又はシリーズの株式を他の種類又はシリーズの株式に対する株式配当として発行することはできない。

(g) 会社の自己株式に関する投票、償還、買戻権

会社は、自己の株式を取得することができ、定款に別段の定めがない限り、取得された株式は、授権はされているが未発行の株式となる。定款が会社の取得した株式の再発行を禁じている場合は、授権株式数は、会社が取得した株式数だけ減少する。かかる授権株式数の減少は定款の改正をもって有効となる。

(h) 株式の譲渡

米国内における株式の譲渡は統一商法典の規定で規制される。一般的に、株式の譲渡は、株券の裏書きと交付により通常有効となる。また、裏書きの代わりに、株式譲渡委任状の譲渡を証する別個の書類が使われることもある。会社の株主名簿上の登録所有者名を変えるためには、譲渡人により適法に裏書きされた株券を抹消のために提出し、新株が譲受人の名で発行され、新名義人が株主名簿に記入されなければならない。一般に会社は、株券の抹消、発行を行う職務を持つ1人又は複数の名義書換代理人を指名し、また、名義書換代理人の行為を確認し、会社の帳簿上に現在記載されている株主の名簿を保持する職務を持つ1人又は複数の登録人を指名するのが普通である。

株式譲渡についての妥当な制限は、定款、付属定款、株券保有者間の契約あるいは、株券保有者と発行会社間の契約によって付すことができる。ある制限を有効とし拘束力を持たせるためには、当該株券にその制限を記載しなければならない。

(i) その他

ジョージア州法によれば、ジョージア州裁判所は、非居住者が非居住者を相手方とする訴訟又は訴訟手続きにおいて、非居住者がジョージア州と必要な最小限度の接触を有している場合には、この非居住者に対し裁判管轄権を行使することができる。

(5) 会社制度の詳細 合併、株式交換及び解散

(a) 合併及び株式交換

一般： GBCCによれば、ジョージア州の会社が、1つ又は複数の他のジョージア州の会社と、又は、他の州の法に基づいて存在する1つ又は複数の会社と合併することが認められている。GBCCではまた、ジョージア州の会社が米国の州のいずれか以外の管轄地の法に基づき存在している1つ又は複数の会社と合併することも認められている。

会社は、双方の取締役会が株式交換を採択しかつその株主が当該交換を承認する場合、他の会社の1つ又は複数の種類又はシリーズのすべての発行済社外株式を株式交換を通じて取得することができる。

一般手続き： 一般に、合併又は株式交換を実施するには、各当事会社は、合併又は株式交換の計画を採択しなければならない。かかる合併又は株式交換の計画は、承認を受けるために株主に提出されなければならない。合併又は株式交換の計画が承認されるために、取締役会は、まず合併又は株式交換の計画を株主に提案しなければならない。取締役会が利益相反その他の特別な事情を理由に合併又は株式交換の計画を提案しないことを選択した場合は、取締役会は、その選択の理由を株主に知らせなければならない。

株主の承認： 定款、付属定款又は取締役会による別段の定めがない限り、授権されるべき合併の計画は、当該計画に関し議決権のある全株式の単一のグループとしての投票における過半数の賛成、及び当該計画に関し個別に投票グループとして議決することを定款によって認められている各グループの全株式の過半数の賛成で承認されなければならない。合併計画が、もしその規定が定款の改正案にあったならば当該改正案につき個別の投票グループとして投票すべき株式の種類又はシリーズによる決議を要するという規定を含んでいる場合、それらの種類又はシリーズの株式は、合併計画について議決権を有する。株式交換の対象に含まれるかそうでなければ株式交換の計画に議決権を有しない種類又はシリーズの株式は、各種類又はシリーズで個別の投票グループとして議決権を有する。

存続会社の定款がその合併前の定款と異なっていない場合は、存続会社の株主による合併計画に関する決議を要しない。合併の発効日直前に存続会社の発行済社外株式を所有していた各株主は、かかる株式と同一の呼称、優先権、制限及び関連する権利を有する同数の株式を合併直後に所有し、合併直後の発行済社外株式の数及び種類は、合併直前の定款で授権されていた存続会社の株式の総数及び種類を超えないものとする。

親会社と子会社との吸収合併： 吸収合併当事会社のいずれの定款にも別段の定めがない限り、他の内国会社の各種類の発行済社外株式の少なくとも90%を所有する会社は、親会社又は子会社のいずれの株主の承認もなしに、当該子会社を吸収合併することができる。合併の結果の定款又は合併証書は、親会社の定款を改正する規定を含むことはできない。

異議申立権： 会社は、合併又は株式交換計画に関して議決権を有する各株主に、予定された株主総会を通知する。通知書には、総会の目的又は目的の1つは、合併又は株式交換の計画を検討することである旨が記載されなければならない。かつ計画の写し又は要約を記載するか同封しなければならない。

会社が当事者である合併計画が完了した場合、会社の登録株主は、株主の承認が当該合併について求められかつ当該株主が合併に関し議決権を有する場合、又は会社がその親会社に吸収される子会社である場合、異議を申し立てかつ自己の株式について公正価格での支払いを受ける権利がある。また登録株主は、当該株主が当該計画に関し議決権を有する場合、当該会社がその株式を取得される側の当事会社である株式交換計画の完了に異議を申し立てる権利がある。異議申立権を発生させる会社の決議案が株主総会に提出された場合、異議を主張したい登録株主は、決議案が有効となった場合当該株主の株式に対し支払いを求める意思を書面で会社に通知し、決議案に賛成票を投じてはならない。会社提案が決議された日又は支払い要求を受領した日のいずれか遅い日から10日以内に、会社は、GBCCに合った各異議申立者に対し、申立者の株式の公正価格であると会社が見積った額に経過利息を加算した額を支払う旨申し込む。この支払い申込みには、会社の貸借対照表、当年度の損益計算書、当年度の株主持分変動表及び直近の中間財務書類、会社による株式の公正価格見積計算書、利息の計算方法についての説明、異議申立者の支払い請求権の説明ならびに GBCC第13条の写し、が添付されなければならない。株主が会社の支払い申込み不満の場合、異議を申し立てる株主は、申込み価格が株式の公正価格より低い、もしくは利息の計算が不正確である、又は提案決議が採択されなかった会社が株主の供託した株券を返戻しないと考える場合、株式の公正価格についての本人の見積り及び支払い請求を書面で会社に通知することができる。支払い請求が解決しない場合、会社は、支払い請求を受領後60日以内に法的手続きを開始し、株式の公正価格及び経過利息の決定を求める申立てを裁判所に行く。会社が60日の期間内に法的手続きを開始しない場合、会社は支払い請求が解決していない各異議申立人に請求額を支払う。

上記にかかわらず、国法証券取引所に上場されているか2,000名を超える登録株主によって所有されている種類又はシリーズの株式の所有者には異議申立権はない。ただし、かかる所有者が、合併又は株式交換計画に基づき、自己の株式に代えて国法証券取引所に上場されているか2,000名を超える登録株主によって所有されている存続会社又は他の公開会社の株式以外のものを受領する必要がある場合は、この限りではない。また、定款又は付属定款に別段の定めがある場合にも、異議申立権が認められる。

(b) 資産の売却、賃貸又は交換

株主の承認を得ない場合： 定款に別段の定めがない限り、会社は、会社が支払い不能となりかつ現金もしくは現金等価物での売却が会社の債務支払いのために望ましいと取締役会がみなした場合、又は会社が清算を目的として設立された場合、会社のすべての又は実質的にすべての財産を、株主の承認なしに、取締役会が定めた条件及び対価で、売却、賃貸、交換その他の処分をすることができる。また会社は下記の事項を行うことができる。すなわち、かかる処分が通常又は正規の業務活動であるか否かにかかわらず、その財産の一部又はすべてを抵当、質入その他の担保に供すること、会社がその全株式を所有している会社に財産の一部又はすべてを譲渡すること、対象とする資産の価値が会社全資産価値の半分を超えず、当該資産によって表示されもしくは生み出される収入が会社の総収入の半分を超えない場合、会社の財産の実質的にすべてに満たない当該資産を売却、賃貸、交換その他の処分をすること。

株主の承認を得る場合： 取締役会が当該取引を提案し、株主が当該取引を承認した場合、会社は、会社の取締役会が決定した条件及び対価で、その財産のすべて又は実質的にすべてを売却、賃貸、交換その他の処分をすることができる。取引が授権されるためには、取締役会が取引案を株主に提示し（利益相反その他特別の事情のために取締役会が株主への提示をしないことを選択し、この旨を株主に通知する場合を除く。）、議決権を有する株主が当該取引を承認しなければならない。取締役会は、当該取引案の株主決議への提出にいかなる条件をも付すことができる。

(c) 解散及び清算

GBCCの下で、会社は次の方法で任意に解散することができる。すなわち、株式を発行せず又は営業を開始していない会社にあつては、会社の発起人又は最初の取締役の過半数による州務長官に対する解散届出書の提出、及び会社の取締役会の株主に対する解散提案の提出。取締役会が解散を提案し（取締役会が、利益相反その他特別な事情で解散を株主へ提案しないことを選択し、かかる選択を株主に通知する場合を除く。）、議決権を有する株主が解散提案を承認しなければならない。取締役会は、当該解散提案の提出に関しいかなる条件をも付すことができる。定款又は付属定款に別段の定めがない限り、解散提案は、当該解散についての議決権総数の過半数により承認されなければならない。

州歳入監査官 (State Revenue Commissioner) が会社が必要な納税申告書を提出しなかったこと及び提出期限の日から1年が経過したことを証した場合、会社が年次登録書を提出期限後60日以内に州務長官に提出しなかった場合、会社が60日以上州内に登録代理人もしくは登録事務所を有しなかった場合、会社が60日以内に州務長官にその登録代理人もしくは登録事務所が変更したこともしくはその登録代理人が辞任したこともしくはその登録事務所が休止したことを通知しなかった場合、又は、公開を要する通知が公開されなかった場合、州務長官は行政上の措置として当該ジョージア州の会社を解散させることがある。

会社は、ジョージア州の法務長官による法的手続きにおいて、会社の定款が詐欺で取得されたこと、又は法務長官による通知がなされた後もなお会社が公益又は会社の株主、債権者もしくは債務者を害するような方法でGBCCに違反し続けることが立証された場合には、上級裁判所によって司法的に解散させられることがある。また会社は以下の各場合には、株主が提起した法的手続きにおいて上級裁判所により解散させられることがある。すなわち、取締役が会社の業務運営に行詰まり、株主が行詰まりを打開することができず、かつ会社が回復不能の損害を蒙るおそれがあるか、現在損害を蒙っていることが立証された場合、取締役又は会社の支配権を有する者が違法もしくは詐欺的な方法で過去に行為を行うか現在行っておりもしくは将来行う場合に、会社の発行済社外株式の少なくとも20%以上を所有する者によって法的手続きが開始された場合、株主の議決権行使に行詰まりがあり、少なくとも連続する2回の年次総会日を含む期間、任期の満了した取締役の後任者を選任することができなかった場合、又は会社資産が不当に使用されもしくは費消された場合、債権者の訴えに対して判決が出され、判決の執行によっても債権が充足されずかつ会社が支払い不能であることが立証された場合、又は会社が債権者の請求権の期限が到来しておりかつ会社が支払い不能であることを書面で認めた場合、会社は、債権者が提起した法的手続きにおいて、上級裁判所により解散させられることがある。会社は、任意解散を裁判所の監督下で継続させるため、会社の提起した法的手続きにおいて上級裁判所によって解散させられることがある。

会社の任意解散の手続きは州務長官に解散の意思の通知を提出することにより開始される。これには、会社の解散意思の通知の公開要求がなされたことを証する会社の役員又は取締役が作成・署名した証明書が添付される。解散意思の通知を提出した後も会社は存続するが、事業及び業務を清算するために適切な業務を除きいかなる業務も行うことはできない。会社のすべての既知の負債、債務及び義務が支払われかつ弁済され又はそれらに対する適切な引当てがなされた時、会社は、ジョージア州の州務長官に解散届出書を提出して解散することができる。

(6) 会社制度の詳細 会社、取締役又は役員に対する訴訟

ジョージア州の会社の株主は、その異議申立ての対象となった取締役又は役員の作為又は不作為の時に会社の株主であったか、又はその株式がその後法の適用により当該株主に帰属し、かつ当該株主がかかる会社の権利を執行するに際し会社の利益を公正かつ妥当に代表する場合には、会社に対する忠実義務に違反したとされている取締役又は役員を含む一切の者に対し、会社を代表して、訴訟を提起できる。株主の手続きは、適切な行為を取るよう要求する書面が会社に対し提出され、90日が経過するまで開始することはできない。但し、かかる要求が会社によって拒絶されたことが株主に対しより早期に通知された場合又は90日の猶予期間を待つことにより会社にとって回復不能の損害が発生する場合は、この限りではない。

(7) 会社制度の詳細 短期取引による利得

証券取引所法の第16条(b)項は、いくつかの例外を除き、公開会社の役員もしくは取締役又はその発行するいずれかの種類の持分証券の10%超の実質的所有者は、6ヶ月未満の間になされた当該会社の持分証券の売却と購入もしくは購入と売却から得た利益を会社に返還する義務があると定めている。当該利益は、当該持分証券の発行会社が管轄裁判所に提訴することによって、又は当該発行会社が株主から請求を受けた後60日以内に訴訟を提起しないか提起することを拒んだ場合もしくはかかる訴訟を誠実に遂行しない場合は、当該発行会社を代表しその名義において当該発行会社の持分証券の保有者が提訴することにより、回収することができる。ただし、かかる利益の発生日から2年を経過した後は訴訟を提起することはできない。

(8) 提出会社の定款及び付属定款

以下は原則として、一般に適用されるGBCCの条項とは異なるか又はこれを補充する、提出会社の定款及び付属定款の条項について述べたものである。

(a) 定款

会社の目的： 提出会社の定款第1条規定の提出会社の目的は次のとおりである。

「他の会社の株式を購入、所有及び保有すること、また他の会社の株式所有を通じてその会社の業務を指揮すること。当州、その他の州もしくは地域、国あるいは政府の法律に基づいて設立された、保険会社、保険代理店及び保険に関連したその他の事業を含み、これらに限らず、その他の会社により発行された株式又は株式についての議決権信託証券又は債券、手形、証券又は負債の証書、及び合衆国、その各州、地域、領土、属領又は領域、その地域もしくは地方自治体の債券あるいは負債の証書の購入、引受け、取得、所有、保有、売却、交換、委譲、譲渡、担保の設定、質入れ又はその他の方法により処分を行うこと。それらと交換に、当社の株式、債券、手形又はその他の負債を発行すること、及びそれらの所有者として、所有する株式又は議決権信託証券の議決権を含む、すべての所有者としての権利、権限及び特権を行使すること。当社により、又は当社のために、債券、株式、議決権信託証券、その他の証券又は負債の証書が保有されている、あるいは当社が、それらにあるいはそれらの利益につき何らかの利害関係を有する、会社又は組合を助成し、それらに対して融資をし、またそれらの配当、株式、債券、手形、負債の証書、契約その他の債務を保証すること、及び他の合法的な方法で援助すること。当該債券、株式、その他の証券、負債の証書あるいは当社の財産の価値を保護、保存、改善又は増加するために、法律により許されたいかなる行為をも為すこと、及び一般的な持株会社の業務を行いまた持株会社の役目を果たすこと。」

「ここに列記された目的達成又は到達に必要、適切もしくは適当な、又はいつでも当社の保護もしくは利益を促進し又はこれに資すると認められるすべてのことを行うこと。」

「ジョージア州の法律により与えられた一般的権限及びここに記載された目的を制限するためではなく、それらを促進するために、ジョージア州事業会社法に基づいて設立された会社が現在又は将来合法的に行うことができる範囲まで、当社は、本人又は代理人として、単独で又は他の会社、商会、個人と共同して、ここに列挙された目的の達成又は到達に必要、適切、便利もしくは適当な、又はこれに関連もしくは付随する、あるいは当社の利益を促進し、又はその財産価値を増加するために直接・間接に計画された、一切の行為を行い、また一般的に、ジョージア州事業会社法に基づいて、又はそれを修正、補足あるいは代替する法律に基づいて、会社が現在又は将来行い又は行使することが許されるすべてのことを行い、またすべての権限、権利及び特権を行使する権限を有することを明示的に規定する。」

「本条の上記規定は、いずれも目的及び権限として、またそれぞれ独立した目的及び権限として解釈されるものとする。ここに列挙された特定の目的及び権限は、本条に別段の定めがある場合を除き、当社定款の本条又は他の条の規定への言及、又はそれらからの推論によって、決して制限又は制約されないものとする。」

資本株式： 提出会社が発行権限を有するすべての種類の資本株式総数は、19億株である。

議決権： 提出会社の定款に従って、1985年4月22日以前に取得された普通株式の所有者は、1株当たり10議決権があり、以下の場合を除き1985年4月22日より後に取得された株式は、48ヶ月を超えて継続して所有されるまでは、1株当たり1議決権であり、48ヶ月を超えてからは、1株当たり10議決権を有するようになる。1985年4月22日より後に取得された普通株式であっても、次の場合には、1株当たり10議決権を与えられる。すなわち、譲渡人が1985年4月22日以前に当該株式を取得していた場合であって、譲受人が贈与、不動産遺贈、動産遺贈もしくはその他の相続に関する法により、不動産相続もしくは動産相続により受領した場合、又は、受益者のために信託で保有されていた株式が受益者に分配されたことによって譲受人が受領した場合、又は 1985年4月22日以前に付与されたオプションの行使によって当該株式が発行された場合、又は 1985年4月22日以前に取得された株式についての、株式分割、株式配当又はその他の株式に関する分配の直接の結果として当該株式が取得された場合。

証券業者名義又はノミニー名義で所有されている普通株式は、1985年4月22日より後に取得され48ヶ月を下回る期間同一実質株主が所有しているものと推定され、この推定を、当社の取締役会に満足すべき反証を提示して覆さない限り、1株当たり1議決権を与えられる。この推定を覆すことを希望する株主は、委任状に記載された宣誓供述書を完成し、かつ署名する必要がある。取締役会は、宣誓供述書を裏付ける証拠を要求する権利を留保する。

SECは、国法証券取引所に上場されている持分証券の議決権に関して、1988年7月7日より有効な証券取引所法に基づく規則19C-4を採択した。規則19C-4は、各証券取引所に対し「普通株式又は持分証券の国内発行者が、同法の第12条に基づき登録された同人の発行済のある種類の普通株式の所有者の1株当たりの議決権を無効とし、制限し、又は全く減殺する結果となるように、ある種類の証券の発行又はその他の会社の行為を行う場合は、当該発行者の普通株式その他の持分証券の上場又は上場の継続」を取引所の規則もしくは通達方針、慣行又は解釈によって、認めないよう規定することを求めている。規則は、1988年7月7日現在存在する不平等な議決権には適用されない。したがって、採用された規則は、1985年4月22日に株主が採択した当社の不平等な議決権には影響を及ぼさない。ニューヨーク証券取引所はさらにきびしい規則を採択することもできるが、当社の経営陣は同取引所の従来からの提案が既に不平等な議決権を採用している会社に変更手続きを採ることなく上場を継続することができるとするものであったことに鑑み、同取引所がSECの規則にならうものと考えている。

登記上の事務所及び代理人： 提出会社のジョージア州における登記上の事務所の所在地はマスコギー郡コロバス市ウィントン・ロード1932である。上記所在地において登記された代理人の名称は、オードリー・ブーン・ティルマンである。当社は当社の営業上必要であると取締役会が決定する場所に、その他の事務所を持つことができる。

(b) 付属定款

株主

- (イ) 総会： 年次株主総会は、毎年5月の第1月曜日、同日が法定休日であればその翌営業日又は取締役会が指定する日に開催される。特別株主総会は、当社の主たる事務所又は当該総会の通知に指定された米国内のその他の場所において、取締役会、取締役会会長又は最高経営責任者の招集により開催される。また、当社の発行済社外株式の所有者が行使することのできる議決権の25%以上を所有する株主の書面による請求があった場合、秘書役は、特別株主総会を招集しなければならない。かかる株主の請求には、(A) 総会の特定の目的及びかかる特別総会における決議を提案する事項を記載し、(B) 請求に署名する各株主の署名した日を記載し、(C) (1) かかる請求に署名する各株主の当社の株主名簿上の氏名及び住所及び(2) かかる株主が実質所有権を有する当社の発行済株式の数を記載し、かつ(3) かかる株主がかかる株式について、証券取引所法により要求されるものと合致する実質所有権を有するという事実及びその期間を示す証拠を含み、(D) かかる各株主に関して、各場合において証券取引所法に基づき、(選挙を伴わない場合でも) 選挙による取締役選出のための委任状の勧誘において開示しなければならない、又はその他必要な全ての情報を記載し、(E) 当該総会の特定の目的に関するかかる各株主の重大な利害について記載し、かつ(F) かかる株主が特別総会の請求を交付した日において実質所有権を有する当社の発行済株式を、かかる株主が請求した総会の基準日より前に処分した場合、当該処分はかかる株式に関するかかる請求の撤回に相当することについての、各株主及び適正に授権された代理人の同意を含むものとする。さらに、当該株主は、当社が適用法に基づく自らの義務を果たすために合理的に要求するその他の情報を、直ちに提供するものとする。株主総会の招集通知は総会開催日の60日前以降かつ10日以上前になされなければならない。総会への株主の出席は、(a) 総会の冒頭に株主が総会の開催又は総会における議事の進行に異議を申立てた場合を除き、当該総会に関する招集通知の欠如又は欠陥のある通知に対する異議申立権の放棄を構成し、また(b) 通知に記載された目的以外の議題に関しては、株主がその議題が提示された時に当該議題を審議することに反対した場合を除き、招集通知に記載のないことに対する異議申立権の放棄を構成する。株主総会の基準日は、株主の特定を必要とする特定の行為がなされる日の70日前以降かつ10日以上前に設定される。
- (ロ) 定足数： 特定の事項に関する株主の決議について法による別段の定めがある場合を除き、いかなる株主総会においても、議決権のある発行済社外株式の過半数の所有者の本人又は代理人による出席が、すべての議事の処理についての定足数を構成する。ある総会の出席株主数が定足数を満たさないときは、出席株主は、別の時及び場所を定めて、当該総会を延会とすることができる。当該延会においては、当初通知された総会で処理される予定だった議題を審議することができる。延期の後、延会のために新しい基準日が決められる場合は、延会の開催通知は、当該延会で議決権を有する各登録株主に対しなされる。総会が120日を超えて延期される場合は、新しい基準日が設定されなければならない。

- (八) 議決権： 法令又は当社定款若しくは当社付属定款に明示的な規定により別途の票数が要求される場合を除き、年次総会に適正に提案される問題を決定する一般的な基準は多数決とされる。この場合、「多数決」とは賛成票が反対票を上回ることを意味する。

取締役

- (イ) 取締役の員数、選任及び任期： 取締役会を構成する取締役の員数は、在任取締役の過半数の決議で、3名以上25名以内の範囲内で、随時決定される。取締役の候補者は、賛成票が反対票を上回る場合に選任されるものとする。但し、()付属定款第3条第2項に定める株主による取締役候補者指名の事前通知の要件又は同条第12項に定めるプロキシー・アクセスの要件を遵守して株主（又は株主のグループ）が取締役候補者を指名する通知を当社の秘書役が受領し、()当社が株主に対して当該株主総会の通知を最初に郵送する日の14日前までに当該株主がかかる指名を撤回しない場合には、株主総会における相対多数の得票により取締役を選任するものとする。選任された各取締役は、同人の後任が選出され資格を与えられるまで、又は任期満了以前の辞任、解任もしくは死亡までその職にある。20才以下又は75才以上の者は、取締役として選任、再任、指名又は再指名される資格を有しない。また、取締役は、ジョージア州の住民であることも当社の株主であることも要件とはされない。12ヶ月内に定例の取締役会会議に3回以上欠席した取締役は、自動的に辞任したものとみなされる。ただし、この自動辞任は、当該辞任取締役の書面による同意を得て、残りの取締役の過半数の投票で採択された決議で取消することができる。欠員は、株主又は取締役会によって充足される。取締役の解任には、議決権を有する株式の過半数の株主の賛成が必要である。
- (ロ) 取締役会： 定例の取締役会会議は、ジョージア州内外の取締役会が決定する時と場所で、通知なしに開催することができる。取締役会の特別会議は、取締役会会長もしくは最高経営責任者又は2名の取締役によって、各取締役に正当になされた1日以上前の口頭、電信もしくは書面による直接の通知、又は米国第一種料金前払い郵便で3日以上前になされた書面による通知で招集される。
- (ハ) 定足数及び投票： 取締役会の定足数は、取締役会の構成員の過半数とする。法、定款又は付属定款に別段の規定がない限り、定足数を満たす会議において出席取締役の過半数でなされた決議は、取締役会の決議となる。取締役会の定足数が満たない場合、出席取締役は、会議で告知することにより、定足数が満たされるまで、随時、会議を延会とすることができる。
- (ニ) 補償： 当社は、当社の取締役、顧問取締役、役員、従業員もしくは代理人であるかもしくはあったこと、当社の要請により行為を行うかもしくは行ったこと、又は他の会社、パートナーシップ、合併会社、信託その他の企業の取締役、役員、従業員もしくは代理人として業務を行ったという事実により、提起の可能性があるか、係争中又は完了した訴訟、裁判又は手続き（当社の権限に基づくすべての訴訟、裁判又は手続きを含むがこれらに限定されない。）の過去あるいは現在の当事者であるか、又はかかる当事者になるおそれのあるすべての者に対し、当該手続きが民事手続き、刑事手続き、行政手続き又は調査であるかにかかわらず、同人に対し補償を行い、GBCC（現在の規定及び将来における改正に従う。）の条項により許される最高限度まで、これらの手続きに関し発生した合理的な費用の前払いを行うものとする。
- (ホ) 委員会： 取締役会は、その決議により、1名以上の取締役からなる1つ又は複数の委員会を指定することができる。執行委員会は、最高経営責任者、最高経営責任者代理、取締役会会長、取締役会副会長、社長及び取締役会が随時決定するその他の取締役会の取締役を含む最低5名の取締役からなる。委員会は、取締役会から与えられた権能を行使するものとするが、以下に関する権限は有さない。すなわち、定款もしくは付属定款の改正、当社の資産の全部もしくは実質的に全部の処分、吸収合併もしくは新設合併計画の採択、又は当社の任意解散もしくは解散の撤回。執行委員会は、取締役会の会議と会議の間の期間にあっては、合法的に委譲された取締役会のすべての権能を有し、行使することができる。執行委員会の会議は、執行委員会の委員長である最高経営責任者が決定する時と場所で開催される。

役員、任務及び権限： 役員は、最高経営責任者、最高経営責任者代理、取締役会会長、取締役会副会長、社長、執行副社長、秘書役、秘書役補佐、会計役及び会計役補佐からなる。この他に、取締役会は追加で特別に指名される複数の副社長、秘書役補佐及び会計役補佐を選任することができる。主要役員は、その後任が選任され資格を与えられるまで、又は本人の死亡、辞任もしくは解任まで勤務する。社長と秘書役を除き、同一人が複数の役職を兼務することができる。取締役会は、必要とみなすその他の役員及び代理人を選任することができる。取締役会は、任意の期間上記役職を欠員のままとすることができる。

- (イ) 最高経営責任者： 最高経営責任者は、取締役会に対し完全な報告を行う義務があり、年次株主総会において当社の業務状況の説明を行う。最高経営責任者は、当社の他のすべての役員、代理人、独立した請負業者及び従業員に対し、彼らのそれぞれの義務が適切に履行されているかどうか観るために、全般的な指揮権と指示権を有する。最高経営責任者は、当社が保有する他社の全株式の議決権を、当社のために当社に代わって行使する。最高経営責任者は、当社の名前で、すべての授権された社債、手形、為替手形、小切手、引受手形又はその他の債務証券、再保険契約書その他の契約書に署名することができる。最高経営責任者は、取締役会の命令及び決議に従い、また当該命令及び決議によって明白に制限を受けていない時場合には本人の裁量に従って、当社の事業及び業務を運営し、実施する。最高経営責任者はすべての裁判所で訴訟を提起し、提起された訴訟を受け、原告となり被告となる権能を有し、あらゆる司法、行政、仲裁、和解その他の訴訟又は手続きに参加しかつかかる手続きについて当社を拘束する権能を有する。自己の裁量で当社の最大の利益がそれによって達せられると考える時は、最高経営責任者はいつでも理由の有無を問わずすべての役員を解任することができる。
- (ロ) 最高経営責任者代理： 最高経営責任者が不在、一時的な無能力もしくは行為不能、又は最高経営責任者がその旨明白に指示する場合、最高経営責任者代理が最高経営責任者の職務を履行し、その履行にあたり最高経営責任者のすべての権能を有し、かつそのすべての制約に従う。最高経営責任者の死亡、永久的な無能力又は辞任の場合、最高経営責任者代理が最高経営責任者となり当該制約に従い当該職務及び権能を継承する。副会長の職位が何らかの理由で欠員の場合は、最高経営責任者代理がその時の本人の職務の他に副会長となり、当該職位の職務と権能を継承する。最高経営責任者代理は、取締役会又は最高経営責任者が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (ハ) 取締役会会長： 取締役会会長はすべての取締役会及び株主総会の議長を務め、取締役会が委任するその他の職務を履行する。
- (ニ) 取締役会副会長： 取締役会会長の不在の場合又は行為不能の場合、取締役会副会長は、取締役会会長の職務を履行し、その履行にあたり取締役会会長のすべての権能を有し、かつそのすべての制約に従う。取締役会会長の死亡、永久的な無能力又は辞任の際、副会長が取締役会会長となり、当該制約に従い当該職務と権能を継承する。取締役会副会長は、取締役会又は取締役会会長が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (ホ) 社長： 社長は、取締役会に対し完全な報告を行う義務がある。また、当社の名前ですべての授権された社債、契約書、手形、為替手形、小切手、引受手形その他の債務証券に署名し、秘書役とともに当社の資本株式のすべての株券に署名することができる。社長は、取締役会又は最高経営責任者が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (ヘ) 執行副社長： 社長不在の場合又は社長の行為不能もしくは行為拒否の場合、執行副社長（複数の執行副社長がいる場合は、指名順もしくは指名のない場合はその選任の順）は、社長の職務を履行し、その履行にあたり社長のすべての権能を有し、そのすべての制約に従う。執行副社長は、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能を有する。
- (ト) 秘書役： 秘書役は、すべての取締役会会議及び株主総会に出席し、そのために備えられた帳簿に当社と取締役会の会議の全経緯を記録し、要求があれば常設の委員会で同様の職務を履行する。秘書役は、すべての株主総会及び取締役会の特別会議の通知を行い又は行わせ、取締役会又は最高経営責任者が定めるその他の職務をその監督の下で履行する。秘書役は、当社の社印を管守し、秘書役又は秘書役補佐は捺印を必要とする文書にかかる社印を押捺する権限を有し、押捺された場合には、秘書役の署名又は秘書役補佐の署名で認証される。取締役会は、当社の社印の押捺及び署名による捺印の認証を行う一般的権限を他の役員に与えることができる。
- (チ) 秘書役補佐： 秘書役補佐（複数の場合は取締役会が定めた順、当該順序の定めのない場合は選任の順）は、秘書役不在の場合又は秘書役の行為不能もしくは行為拒否の場合、秘書役の職務を履行し、その権能を行使し、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能を有する。
- (リ) 会計役： 会計役は、会社の資金及び証券を保管し、完全かつ正確な受払い勘定を当社に属する帳簿に記載し、当該支出に適切な証券を作成し、取締役会が指定する預託機関に当社の名義の貸方勘定にすべての金員その他の有価物件を預託し、定例の会議において又は取締役会が要

求した場合は、会計役としてすべての取引勘定及び当社の財務状況を提出する。取締役会が要求した場合、会計役は、同人の職務の誠実な履行に関し、及び同人の死亡、辞任、退任もしくは解任にあたり、同人が所有する又は同人の管理下にある当社に属するすべての帳簿、書類、証券、金員その他あらゆる種類の財産の当社への返還に関し、取締役会が満足する金額と担保を付して当社に保証（6年毎更新）を積む。

- (又) 会計役補佐： 会計役補佐（複数の場合は、取締役会が定めた順もしくはその定めがない場合は選任の順）は、会計役の不在の場合又は会計役の行為不能もしくは行為拒否の場合は、会計役の職務を履行し、その権能を行使し、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能を有する。

報酬： 取締役会、又は取締役会で指名された委員会もしくは役員が当社の全役員の報酬を決定する。連邦所得税法上当社の控除可能な経費であることが否認される役員への報酬支払いは、この否認の全額が、当該役員によって償還されるものとする。かかる否認額の返済を求める任務は取締役会にあるものとする。

株式及び株式の譲渡： 当社の株式の譲渡は、適切に裏書きされすべての税の支払いのなされた株券を提出することにより、登録株主もしくはその正当に授權された代理人によって又は付属定款に従って指定された名義書換担当者もしくは名義書換代理人を通じて、当社の名簿上に記載される。

改正： 取締役会は、付属定款を改正、もしくは廃止し、又は新たな付属定款を採択する権限を有するが、取締役会が採択した付属定款は、株主によって変更され、改正もしくは廃止され、新しい付属定款が採択され得る。株主は、株主が採択した付属定款は、取締役会によって変更、改正もしくは廃止され得ないことを定めることができる。付属定款に関する株主の決議は、取締役選任に係る議決権のある全株式の過半数の賛成により、付属定款に関する取締役会の決議は、そのとき役職にあるすべての取締役の過半数の賛成により、それぞれ採択される。

2【外国為替管理制度】

米国においては、現在のところ、米国非居住者による国内会社の株式の取得、株式に対する配当及び当該株式に関する売却代金又は清算資産の分配にかかる配当金の支払いに対して、外国為替管理上の制限はない。しかしながら、米国の法は大統領に対して、米国の国家の安全に対する容赦のない脅威が存在すると判断される場合に外国投資を禁止し、又は取引が既に完了している場合にはその投資からの撤退を命じることができる自由な裁量を与えている。さらに、特定の国家及び領土（クリミア、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア、ならびに米国財務省によって特定国籍業者（Specially Designated Nationals or Blocked Persons）として特定された個人又は企業を含む）の政府及び／又は国民による米国内の会社株式の取得もしくは処分、又は当該株式に対する配当金もしくはその他の支払いに関しては、米国財務省によって管理される一定の規制が適用される。

3【課税上の取扱い】

(1) 米国での課税上の取扱い

- (a) 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」（以下、「2004年租税条約」）は、2004年3月30日に発効したが、この新条約のもとでは、原則として次のような課税がなされる：

(ア) 日本の居住者（日本法人その他の団体を含む者であって2004年租税条約によって日本国の居住者とされる者をいう。）により所有されている当社普通株式について2004年7月1日以後に支払われる配当については次のように、米国連邦所得税が課税される。

即ち、この所得税は、通常配当総額に対して10%の税率で課され、配当の支払い総額から控除され源泉徴収される。但し、当該株主が、配当の支払いを受ける者が特定される日現在において当社の議決権ある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、この連邦所得税の税率は当該配当の支払い総額の5%に軽減される。さらに、この税率は、配当の支払いを受ける者が特定される日を末日とする12ヶ月の期間を通じて当社の議決権ある株式の50%を超える株式を所有していた実質株主については、配当を受領する当該法人が次のいずれかに該当することを条件として零とされる。：(1) トリーティー・ショッピング防止条項の中の「公開会社」基準（2004年租税条約第22条第1項(c)（特典制限））に基づい

て、2004年租税条約の特典を受ける権利を有する者とされること；(2) 2004年租税条約第22条第1項(f)及び同条第2項(特典制限)に規定される「適格者」基準と「能動的事業活動」基準の双方を満たすこと；又は(3) 税率を零とすることについて、2004年租税条約第22条第4項(特典制限)に基づく権限ある当局の認定(2004年租税条約第10条(配当)第3項(a)参照。)を受けたこと。なお、日本国の居住者が米国において恒久的施設を有する場合であって、当該居住者によって所有される当会社の普通株式が、当該恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合には、かかる日本国の居住者は、原則として、当該配当について米国民又は米国法人と同様かつ同じ税率で米国連邦所得税を課される。また、日本国の居住者である年金基金が当会社の株式を所有する場合も、当該株式に係る配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない限り、2004年租税条約に基づいて連邦所得税の税率は零とされる。

- (イ) 当社の普通株式の所有者であり米国において非居住者とされる者が、当該株式の売却、交換又は償還によって2005年1月1日以後に開始する課税期間において得た譲渡益については、(1) 当該株主が米国において恒久的施設を有していないか、又は恒久的施設を有していたとしても当社の普通株式が当該恒久的施設と実質的な関連を有していないこと、及び(2) 当社の普通株式が、米国連邦所得課税目的上「米国不動産持分(United States real property interest)」に該当しないことの二点を条件として、米国連邦所得税を課されることはない。当社の普通株式は、(1) 当社が、当該株主が当該普通株式を所有していた期間又は当該株主が売却、交換若しくは償還を行った日を末日とする5年間のいずれか短い方の期間中のいずれかの時点において米国連邦所得税法において定義されている米国不動産保有会社(United States real property holding corporation)であり、かつ(2) かかる期間中のいずれかの時点において、当該株主が当社の発行済普通株式の5%超を実際に所有していたか又は所有していたものと推定される場合を除き、米国不動産持分を構成することはない。
- (b) 米国居住者ではない当社の普通株式の所有者は、米国内に恒久的施設を有し、かつ当該当社普通株式がかかる恒久的施設と実質的な関連を有する場合、及び当該普通株式が米国連邦所得税法上の「米国不動産持分」に該当する場合を除き、かかる普通株式の売却、交換もしくは償還からの利益に関し連邦所得税法の適用を受けない。当社の普通株式は、(1) 当社が、当該株主が当該普通株式を所有していた期間又は当該株主が売却、交換若しくは償還を行った日を末日とする5年間のいずれか短い方の期間中のいずれかの時点において米国連邦所得税法において定義されている米国不動産保有会社(United States real property holding corporation)であり、かつ(2) かかる期間中のいずれかの時点において、当該株主が当社の発行済普通株式の5%超を実際に所有していたか又は所有していたものと推定される場合を除き、米国不動産持分を構成することはない。
- (c) 連邦所得税法及び1955年遺産税条約の下では、死亡時に日本の居住者である個人が所有している当社の普通株式には、同個人が米国の居住者ではなく、また米国民でもなかったにもかかわらず、米国連邦相続税が賦課される。かかる税は、当社の株式を含めて死亡者の米国内にある資産で60,000ドルを超えるものについて賦課され得る。個別の状況によっては、一定の控除が認められる。2010年減税、失業保険延長及び雇用創出法(Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization and Job Creation Act of 2010)の下、2010年から2012年の税率は18%から35%までの累進税率であり、その後は18%から40%である。しかし、2010年に死亡した個人の遺産については、遺産執行者は、遺産税を廃止し修正取得価額の引き継ぎルールを適用する2001年経済成長及び減税調整法(Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)の適用を選択できる。日本の相続税もかかる資産に賦課される場合について、1955年遺産税条約は、米国で支払った税の控除を定めていた。

現在、米国の非居住者に対する当社の普通株式の配当金の支払いが米国の源泉徴収税の適用を受けられる限度で、かかる配当金の支払いは、米国連邦所得税法上の追加的報告及び予備的源泉徴収の要件は適用されない。ブローカーを通じた株式の売却に適用される報告義務は、原則として前述の追加的報告及び予備的源泉徴収の要件の適用を受けない。しかしながら、当該ブローカーが米国籍である場合、米国連邦所得税法上の「支配されている外国会社」である場合、又は一定期間の総収入の50%以上が米国の取引又は事業からの収入である外国人の場合、ブローカーによる支払いに報告義務は適用され得る。ブローカーの米国事務所に対する又は同事務所を通じての株式売買利益の支払いは、報告及び予備的源泉徴収義務の適用を受ける。ただし、株式所有者が米国に関する一定の

地位を有する者にあたらぬ旨の証明手続きが適切になされている場合、又は上記要件の例外が定められている場合は、適用されない。

追加雇用対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が2014年6月30日後になされる支払いに適用されるにあたり、外国金融機関（以下、「FFI」）（投資ファンドを含む。）及び非金融外国事業体（以下、「NFFE」）への支払いに関し追加的源泉徴収及び報告要件が課される。FFIへの源泉徴収の対象となる支払いには、30%の源泉徴収税が課される可能性がある（但し、当該FFI及び米国内国歳入庁との間で、中でも当該FFIが保有する米国内国歳入及び米国人株主（米国人がその一部又はすべてを所有する外国事業体を含む。）に関する情報を年に1度取得し、検証し、提供する合意が交わされている場合を除く。）。NFFEへの源泉徴収の対象となる支払いにも、当該NFFEが支払いの受益権所有者である場合、30%の源泉徴収税が課される可能性がある（但し、中でも次の場合を除く。すなわち、（1）NFFEが当社に対し、NFFEには、実質的米国人所有者がいないことを証明する場合、又は（2）当社が米国内国歳入庁に情報提供できるように、NFFEが当社に実質的米国人所有者に関する情報を提供する場合）。源泉徴収の対象となる支払いには、FFI及びNFFEへの、配当金の支払いが含まれ、2016年12月31日後は株式売却益（グロス）の支払いも含まれる。米国内国歳入を所有しない当社株主は、当該株式を非協力的なFFI又はNFFEに預託している場合に影響を受ける可能性がある。

(2) 日本の課税上の取扱い

日本国の居住者である個人又は法人に上記「(1)米国での課税上の取扱い」に述べた米国の税が課され、これを納付した場合、当該個人又は法人は、日本の所得税、法人税及び相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で納付すべき税額から控除することができる。本報告書の「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 2.日本における実質株主の権利行使に関する手続き等 (4)日本における課税上の取扱い」を参照されたい。

(3) 税に関する追記事項

所得税又は遺産税条約に基づく米国課税の減額を求めるには、当該減額を主張する所定手続きに従うとともに、場合によっては、当社の普通株式を有する日本人株主は、米国内国歳入法及び当該租税条約に基づいて、日本人実質株主としての資格を有する旨を米国の税務当局に十分に証明する必要がある。

4【法律意見】

当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼法律顧問であり米国ジョージア州弁護士であるオーディー・ブーン・ティルマン氏により、以下の趣旨の法律意見が提出されている。

- (1) 提出会社は、ジョージア州法に準拠して適法に設立され、有効に存続し、資格を有する会社である。
- (2) 本報告書の対象となる当社の普通株式に関して、すべての普通株式は適法に授権され、有効に発行され、全額払込済であって、追加払込を要求されず、その株主は、当社が設立されその主たる事務所を有する管轄地たる米国ジョージア州のいかなる現行法のもとでも、普通株式自体により個人的な債務を負うことはない。
- (3) 同氏の知る限り、またその信ずる限り、本報告書中第一部第1「本国における法制等の概要」に含まれる米国内国歳入法（連邦法及び各州法を含む。）の記載内容は、実質的に真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ドル/百万円、株数及び1株当たり金額を除く。)

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円
収益合計	22,728	2,556,218	20,872	2,347,474	22,559	2,537,211	21,667	2,436,887	21,758	2,447,122
税引前当期純利益	4,491	505,103	3,862	434,359	4,067	457,415	4,018	451,904	3,983	447,968
当期純利益	2,951	331,899	2,533	284,887	2,659	299,058	4,604	517,812	2,920	328,412
包括(損)益合計	5,493	617,798	1,179	132,602	4,664	524,560	6,002	675,045	817	91,888
資本金	135	15,183	135	15,183	135	15,183	135	15,183	135	15,183
発行済社外普通株式総数 (千株)	884,890		848,761		811,619		780,910		755,286	
純資産額(株主持分)	18,347	2,063,487	17,708	1,991,619	20,482	2,303,611	24,598	2,766,537	23,462	2,638,771
資産合計	119,727	13,465,696	118,256	13,300,252	129,819	14,600,743	137,217	15,432,796	140,406	15,791,463
自己資本比率(%)	15.3		15.0		15.8		17.9		16.7	
普通株式1株当たり 純資産額(ドル/円)	20.74	2,333	20.86	2,346	25.24	2,839	31.50	3,543	31.06	3,493
普通株式1株当たり 配当額(ドル/円)	0.75	84	0.79	89	0.83	93	0.87	98	1.04	117
普通株式1株当たり当期 純利益(基本) (ドル/円)	3.27	368	2.94	331	3.23	363	5.81	653	3.79	426
普通株式1株当たり当期 純利益(希薄化後) (ドル/円)	3.25	366	2.92	328	3.21	361	5.77	649	3.77	424
配当性向(希薄化後 ベース)(%)	23.1		27.0		25.9		15.1		27.6	
現金・預金及び現金 等価物	4,658	523,885	4,350	489,245	4,859	546,492	3,491	392,633	4,337	487,782
営業活動により調達した (使用した)純資金	6,550	736,679	6,776	762,097	5,987	673,358	6,128	689,216	6,014	676,395
投資活動により調達した (使用した)純資金	4,241	476,985	4,897	550,766	3,855	433,572	5,431	610,825	3,582	402,868
財務活動により調達した (使用した)純資金	147	16,533	2,187	245,972	1,619	182,089	2,065	232,251	1,616	181,752
常勤従業員数(名)	9,525		9,915		10,212		11,318		11,390	

2016年より前の金額については、2016年1月1日に適用した、社債発行費用に関連する会計ガイダンスにより、過年度の調整が行われている。

発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、上の表に表示されている全ての期間にわたって、本報告書の表紙の注4で述べた株式分割を反映するように調整されている。

2【沿革】

提出会社は一般の事業持株会社であり、経営管理業務の提供や資本の調達などにより子会社の事業を監督する経営管理会社として業務を行っている。提出会社の主力事業は任意補完保険及び生命保険の販売及び管理であり、それらは米国においては、アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（アフラック）（アフラック（米国））及び日本においては、2018年4月1日以降はアフラック生命保険株式会社（アフラック（日本））を通して行われている。2018年4月1日より前は、当社の保険事業は日本においてはアフラックの支店として展開されていた。アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨーク（アフラック・ニューヨーク）はアフラックの完全子会社である。アフラックの保険契約のほとんどは、独立代理店を通じて個別に引受、販売されている。加えて、アフラック（米国）はアフラック団体保険というブランド名でCAICを通して団体保険の商品を販売及び管理している。当社は米国及び日本という当社保険事業の二大市場で事業を展開している。

2018年4月1日、当社は、アフラック（日本）の支店から日本の株式会社として設立する子会社への変更を行った。この取引は課税上は中立でアフラック（日本）及びアフラック（米国）のいずれの日常業務にも重要な影響を与えなかった。さらに、当社は、法人化により、資本管理及び事業開発におけるより高い柔軟性が得られ、引き続き当該柔軟性を得られると予想する。

アフラックは1955年にジョージア州法に準拠して生命保険会社として設立され、1956年に営業を開始した。アメリカン・ファミリー・コーポレーション（現アフラック・インコーポレーテッド）はジョージア州法に準拠して1973年に設立された。1974年10月には、アフラックは外国保険会社としては2番目に、日本人について円での保険を引き受け得る会社となった。アメリカン・ファミリー・コーポレーションは1991年に商号をアフラック・インコーポレーテッドに変更した。

1974年、当社の株式はニューヨーク証券取引所に上場された。1987年、当社の株式は東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）に上場された。当社は1990年にはダウ・ジョーンズ株価指数の生命保険会社グループの指数を算定する指標銘柄として組み入れられた。

提出会社は、1993年に4株に対して5株の株式分割を、1996年には2株に対して3株の株式分割、1998年には1株に対して2株の株式分割、2001年には1株に対して2株の株式分割、2018年には1株に対して2株の株式分割を各々行った。

日本における活動

1974年、アフラックは日本における営業免許を取得し、日本の保険市場で直接営業を行う生命保険会社としては日本で2番目の外国生命保険会社となった。アフラックは同年11月に日本でがん保険の販売を開始した。1981年までは、アフラックは日本においてがん生命保険を販売する許認可を受けた唯一の会社であった。2001年1月、日本の保険市場で規制緩和の最終段階に達し、当社の保険と競合する商品を販売する企業が増加した。

2005年に、日本における郵政事業（日本郵政）の民営化を目的とする法案が成立した。この民営化に関する法律に基づき、2007年10月より、日本郵政が四つの事業体に分割され、それぞれ事業を開始した。2007年に、このうちの一つの事業体が郵便局を通じて販売するがん保険商品の提供会社としてアフラック（日本）を選定したのを受けて、アフラック（日本）は、2008年に郵便局におけるがん保険の販売を開始した。郵便局は従来から保険商品を購入する場所として人気があった。郵政改革法案が2012年4月に日本の立法府である国会を通過し、その結果、2012年10月に日本郵政グループの二つの事業体（郵便局株式会社と郵便事業株式会社）が統合することとなった。2013年7月、アフラック（日本）は、日本郵政株式会社との間で、新たな契約を締結し、2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた。2014年6月、株式会社かんぼ生命保険（以下、「かんぼ生命」）は、代理店委託契約をアフラック（日本）と締結することについて、日本の主たる保険監督機関である金融庁から承認を得た。同契約に基づき、アフラック（日本）は、かんぼ生命が直接運営している支店のうち76支店を通じて、現在そのがん保険商品を販売している。アフラック（日本）は、日本郵政及びかんぼ生命専用のがん保険商品を開発し、2014年10月に発売した。2015年に日本郵政はアフラックのがん保険商品を提供する郵便局数を2万局を超える数に拡大した。2018年12月に日本郵政株式会社との間で締結されたさらなる提携については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(1)「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」を参照されたい。

当社は、1974年に日本に参入して以来、銀行の従業員に対して商品を販売してきた。しかしながら、2007年12月に初めて銀行がその顧客に対してアフラック（日本）の種類の保険商品を販売することが許された。2018年12月31日現在、アフラック（日本）は、同社の商品の販売のため、日本の全金融機関数の約90%と契約を締結している。

3【事業の内容】

提出会社は、完全所有保険関連会社を通じて、広汎な顧客層に補完保険及び生命保険を提供している。当社は、アフラック（日本）及びアフラック（米国）という2つの報告セグメントで保険事業を行っている。当社は、アフラック（日本）及びアフラック（米国）を通じて補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険契約のほとんどは、独立代理店を通じて個別に販売されている。加えて、アフラック（米国）はCAIC（アフラック団体保険という。）を通して団体保険を販売及び管理している。

アフラック（米国）及びアフラック（日本）は、代理店、認可された募集人及びブローカーを通じて補完保険及び生命保険を販売している。2018年12月31日現在、日本では9,800店を超える代理店及びそれらの代理店に雇用された109,000名を超える認可された募集人により販売が行われている。米国では週次で活発な業績のあるブローカーを含む平均で8,500名を超える代理人を含む販売部隊により販売が行われている。アフラックは、日本と米国で、所得や資産の喪失に備えて何重もの財政保護を提供する任意保険契約を提供している。当社は日本と米国の両国において、保険商品の品揃えの多様化を継続している。アフラック（日本）は、がん保険、一般医療保障保険、医療／疾病特約、介護保険、生前給付保険、普通生命保険及び年金保険を含む任意補完保険商品を販売している。アフラック（米国）は、資産の減少から個人を保護するための保険商品（事故・重度障害保障保険、がん保険、重大疾病／重度障害保障、入院集中治療保険、入院保障保険、定額給付の歯科保険及び眼科保険）を含む任意補完保険商品及び所得保障保険商品（生命・短期所得保障保険）を販売している。

次の表は、当社の12月31日に終了した各事業年度の利益を、上記のセグメント別に、事業セグメントの開示のための米国GAAPの会計基準に従って表示したものである。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
税引前利益：			
アフラック（日本）	\$ 3,208	\$ 3,054	\$ 3,148
アフラック（米国）	1,285	1,245	1,208
全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他	(139)	(212)	(239)
税引前調整後利益	4,354	4,087	4,117
資産運用実現（損）益 ^{(1),(2),(3),(4)}	(297)	0	87
その他の（損）益 ⁽⁵⁾	(74)	(69)	(137)
税引前利益合計	\$ 3,983	\$ 4,018	\$ 4,067
税引前調整後利益に対応する法人税等	\$ 1,129	\$ 1,370	\$ 1,426
税引後調整後利益に対する為替変動の影響	28	(41)	141

- (1) アフラック（日本）の米ドル建て投資に係るヘッジ費用償却額は、2018年は236百万ドル、2017年は228百万ドル、2016年は186百万ドルであった。これらは、セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、資産運用実現（損）益から組み替えられ、税引前調整後利益から控除されている。
- (2) アフラック（日本）のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年において、この相殺により36百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現（損）益から組み替えられ、税引前調整後利益の増加として報告されている。

- (3) 一部の投資戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）は、2018年において重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現（損）益から投資収益（純額）へと組み替えられている。
- (4) セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は調整後利益に含まれるが、ここでは当該金利部分に関連した2018年の67百万ドル、2017年の77百万ドル及び2016年の85百万ドルの利益は除外されている。
- (5) 2017年は13百万ドル、2016年は137百万ドルの社債の早期償還に伴う費用支払いを含む。

アフラック・インコーポレーテッドは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

提出会社に親会社はない。

(2) 子会社

提出会社の2018年12月31日現在の連結子会社は以下のとおりである。

名称	本店所在地	設立された州 (国)	資本金の額	所有 割合 (%)	主な業務・関係内容
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (American Family Life Assurance Company of Columbus) (アフラック)	ジョージア州 コロンバス	米国 ネブラスカ州	\$7,025,039	100	米国、日本及び香港 における補完保険の 引受 役員の兼任4名
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨーク (American Family Life Assurance Company of New York) (1)	ニューヨーク州 アルバニー	米国 ニューヨーク州	\$2,000,000	100	生命保険及び補完保 険の引受
アフラック・アセット・マネジ メント・エルエルシー (Aflac Asset Management LLC)	ジョージア州 コロンバス	米国 デラウェア州	\$0	100	資産運用 役員の兼任1名
アフラック・アセット・マネジ メント株式会社 (Aflac Asset Management Japan, Ltd.) (2)	日本国東京都	日本国	2億2,025万円	100	資産運用
アフラック・インターナショナル・ インコーポレーテッド (Aflac International, Inc.)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$1,000	100	経営管理会社 役員の兼任1名
アフラック保険サービス株式会 社 (Aflac Insurance Services Co., Ltd.) (3)	日本国東京都	日本国	1億円	100	アフラック（日本） 向け保険契約者関連 業務及び直接販売プ ログラム
アフラック収納サービス株式会 社 (Aflac Payment Services Co., Ltd.) (3)	日本国東京都	日本国	1億円	100	保険料回収代理サー ビス
アフラック・ハートフル・サー ビス株式会社 (Aflac Heartful Services Co., Ltd.) (4)	日本国東京都	日本国	1,000万円	100	印刷及びオフィスメ ンテナンスに関する 業務
アフラック・インフォメーショ ン・テクノロジー・インク (Aflac Information Technology, Inc.)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$1,000	100	会社施設管理業務

アフラック・コーポレート・ベンチャーズ・エルエルシー (Aflac Corporate Ventures, LLC)	ジョージア州 コロンバス	米国 デラウェア州	\$0	100	ベンチャー・キャピタル持株会社
アフラック・ベンチャーズ・エルエルシー (Aflac Ventures, LLC) (5)	ジョージア州 コロンバス	米国 デラウェア州	\$0	100	ベンチャー・キャピタル投資に係るベンチャー投資エンティティ
エンパワードベネフィッツ・エルエルシー (Empoweredbenefits, LLC) (5)	ノースカロライナ州 シャーロット	米国 ノースカロライナ州	\$0	100	インフォメーションテクノロジーコンサルティング
アフラック・ベネフィッツ・アドバイザーズ・インク (Aflac Benefits Advisors, Inc.)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$0	100	医療保険に関する取引の管理
コミュニコープ・インコーポレーテッド (Communicorp, Inc.)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$500	100	フルサービス印刷会社
コンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー (Continental American Insurance Company)	サウスカロライナ州 コロンビア	米国 ネブラスカ州	\$2,500,000	100	米国における補完保険の引受
コンチネンタル・アメリカン・グループ・エルエルシー (Continental American Group, LLC) (6)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$0	100	休眠会社
アフラック・ホールディングス・エルエルシー (Aflac Holdings, LLC)	ジョージア州 コロンバス	米国 ネブラスカ州	\$0	100	経営管理会社
アフラック生命保険株式会社 (7)	日本国東京都	日本国	300億円	100	日本における補完保険の引受(2018年4月2日営業開始) 役員の兼任1名
オクタゴン・デラウェア・トラスト (Octagon Delaware Trust) (8)	デラウェア州 ウィルミントン	米国 デラウェア州	\$628,872,481	100	投資信託
アポロ・AF・ローン・トラスト (Apollo AF Loan Trust) (8)	デラウェア州 ウィルミントン	米国 デラウェア州	\$667,202,585	100	投資信託
グローバル・インベストメント・ファンド・I (Global Investment Fund I) (8)	ニューヨーク州 ニューヨーク	米国 デラウェア州	\$6,189,433,228	100	投資信託
ティア・ワン・インシュアランス・カンパニー (Tier One Insurance Company)	ジョージア州 コロンバス	米国 オクラホマ州	\$0	100	生命保険及び補完保険の引受
エヌアイオー・イノベーティブ・テクノロジーズ・リミテッド (NIO Innovative Technologies Ltd.)	英国北アイルランド	英国北アイルランド	\$0	100	ソフトウェア開発及びサイバーセキュリティ業務(新設であり、業務を開始していない)

(1) アフラックの子会社

(2) アフラック・アセット・マネジメント・エルエルシーの子会社

(3) アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッドの子会社

(4) アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド(70%)、アフラック生命保険株式会社(10%)、アフラック保険サービス株式会社(10%)、アフラック収納サービス株式会社(10%)がそれぞれ出資している。

(5) アフラック・コーポレート・ベンチャーズ・エルエルシーの子会社

(6) コンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニーの子会社

(7) アフラック・ホールディングス・エルエルシーの子会社

(8) アフラック生命保険株式会社の子会社

(3) 関連会社

該当なし。

(4) その他の関連会社
該当なし。

(5) 2018年12月31日をもって終了した事業年度の主たる損益情報等

当社の子会社のうち2社、アフラック及びアフラック生命保険株式会社の2018年度の収益は、それぞれ当社の2018年度の連結収益の10%を超えている。しかしながら、アフラックの収益は、関連事業セグメント（アフラック（米国））の収益の90%を超え、アフラック生命保険株式会社の収益は関連事業セグメント（アフラック（日本））の収益の90%を超えている。アフラック（米国）及びアフラック（日本）の収益、税引前調整後利益及び総資産については、連結財務諸表注記2の「事業セグメント情報及び国外の情報」を参照されたい。

5 【従業員の状況】

(1) 従業員数

2018年12月31日現在の当社（連結子会社を含む。）の事業セグメント別従業員数は以下のとおりである。

アフラック（日本）	6,121名
アフラック（米国）	4,712名
その他の事業	557名 ⁽¹⁾
合計	11,390名

(1) アフラック・インコーポレーテッド（親会社）の従業員226名を含む。

(2) 労働組合

2018年12月31日現在、労働組合の加盟者はいない。当社は、当社の社史上、一度としてストライキ又は労働争議による業務停止を経験したことがなく、労務関係及び雇用関係は極めて良好であると確信している。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

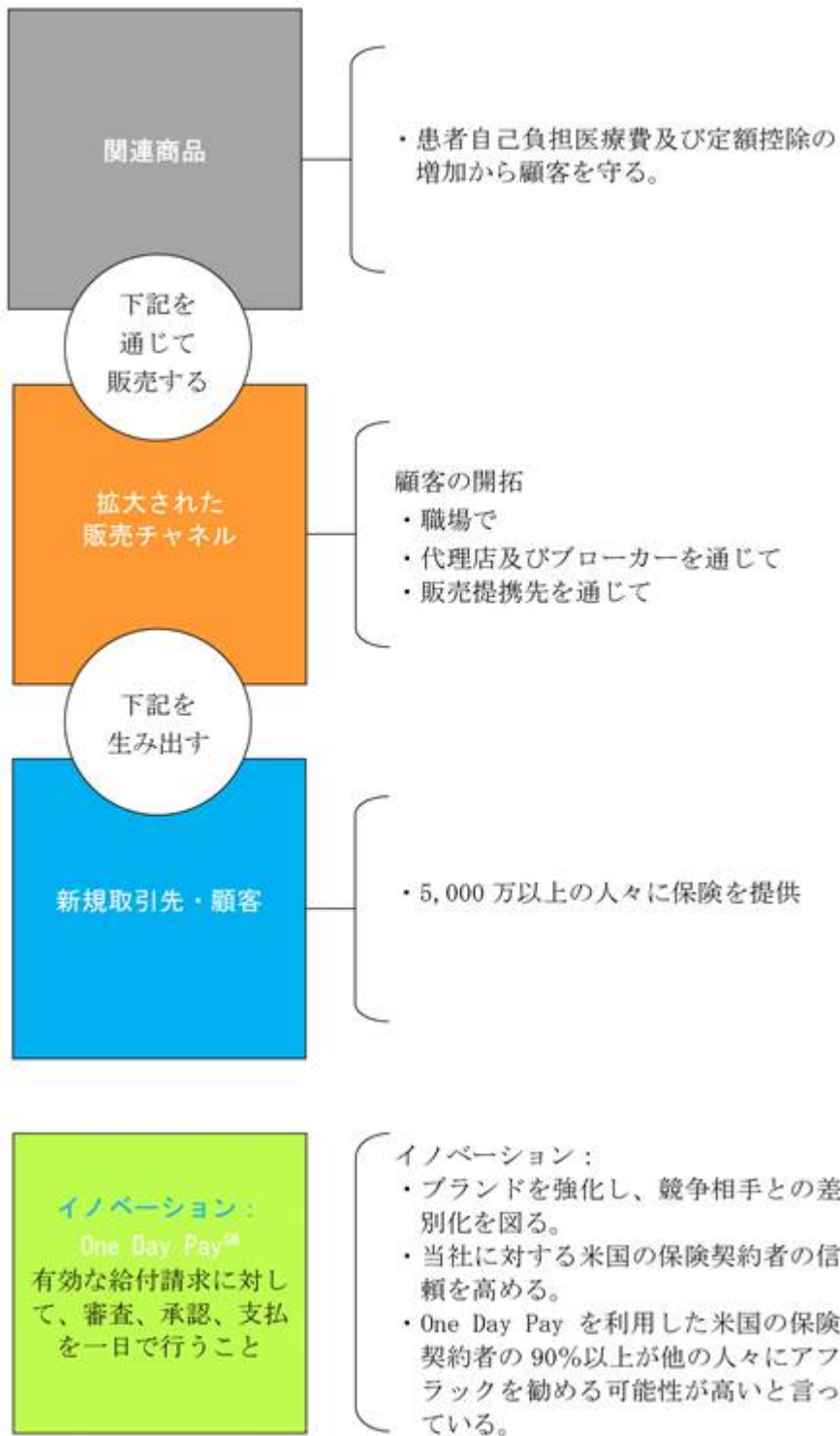
経営戦略及び経営方針

アフラックの目標

アフラックの目標は、日米両国の顧客に、任意加入保険商品の分野で最高の価値を提供することである。

アフラックの長期成長戦略

日米両国における当社の成長戦略は、長年にわたり明快で一貫している。すなわち、関連する任意加入保険商品を開発し、拡大された販売チャネルを通じて販売することである。



経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における解説は、米国GAAPに基づかない当社の業績の評価方式、調整後利益、希薄化後1株当たり調整後利益及びヘッジ費用の償却額について言及したものである。これらの指標は、全般的な経済情勢や事象に影響され、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連する傾向にあるため、当社の保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性があるとして当社が考える項目を除外したものである。当社の経営陣は、当社の連結ベースの保険事業の財務業績を評価するにあたっては、調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益を用いている。また、これらの指標を表示することは、当社の保険事業に内在する利益の原動力や傾向を理解するに際して、極めて重要であると当社は確信している。当社は、調整後利益の要素であるヘッジ費用の償却額は、アフラック（日本）における一部の米ドル建て投資のヘッジに係る定期的な為替リスク管理費用を測定するものであり、投資収益（純額）の重要な要素であると確信している。

2018年、当社は、従来「事業利益」として参照していた指標について、税引前額及び税引後額のいずれについても、また、絶対額及び1株当たり額のいずれについても、「調整後利益」という用語の利用を始めた。この変更は、計数に関する単なる表記の変更であり、その定義や計算方法を改訂するものではない。

アフラックは調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を、事業から得られる利益と定義している。調整後利益と最も比較可能な米国GAAPの指標は、当期純利益である。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外国為替のエクスポージャーへの管理戦略に係るヘッジ費用の償却額及び特定の投資戦略によるデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）以外の資産運用実現損益を除いた米国GAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利キャッシュ・フローへの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に関係せずアフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益ならびにその他の損益を除く、米国GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。

当社は、1株当たり調整後利益（基本あるいは希薄化後）を、当該期間の調整後利益を期中の加重平均発行済社外株式数（基本あるいは希薄化後）で除したものと定義している。1株当たり調整後利益と最も比較可能な米国GAAPの指標は、1株当たり当期純利益である。

ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産に係る為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートの差により生じ、ヘッジ期間にわたって、定額法で認識される。ヘッジ費用の償却額と比較可能な米国GAAPの財務指標はない。

また、当社の事業のかなりの部分が日本で展開されていること及び為替レートは経営のコントロール外にあることから、当社は、日本円を米ドルに換算することの影響を理解することが重要であると確信している。当期における為替変動の影響を除く調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益は、比較対象の前年同期における平均円/ドル為替レートをを用いて計算されており、円/ドル為替レートの変化のみによってもたらされる変動を消去したものである。

2018年12月31日に終了した3年間の財務成績の解説については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照されたい。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

本報告書の第3「事業の状況」、2「事業等のリスク」及び3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」ならびに第6「経理の状況」、3「その他」、(3)訴訟を参照されたい。

将来に関する全ての事項は、2018年12月31日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

2【事業等のリスク】

当社は様々なリスクに直面しており、事業の継続的な成功は、そういったリスク要因を見極め、対応する優先順位を決め、かつ適切に対応する当社の能力にかかっている。本報告書の読者は以下に述べる個々のリスク及び本報告書に含まれるその他の情報について慎重に考慮すべきである。これらのリスク及びその他の要因は、本報告書及び当社の業績発表のネット中継、投資家とのミーティングにおけるプレゼンテーション又はプレスリリースなど当社が様々な場面で提供している予測情報に影響を与える可能性がある。また、ここで述べているリスク及び不確実要素は当社が直面する全てのものを表しているわけではない。現時点で当社にとって未知の、又は現時点で当社が重要ではないと確信しているリスクや不確実要素も当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。以下に述べるリスク及び不確実要素のどれか一つだけでも現実になった場合、当社が重大な影響を受ける可能性がある。

世界資本市場及び経済における困難な状況が当社の資産運用、資本ポジション、収益、収益性及び流動性に重大な悪影響を及ぼし、当社の事業を害する可能性がある。

当社の経営成績は、世界資本市場及び当社が主として事業を展開する日米の二つの中核市場を含むグローバルな経済全般の状況に大きく影響される。グローバルな金融市場が弱くなると、当社の既存の投資ポートフォリオの価値と新たな投資機会に影響を与え、一般的に、弱い経済基盤の要因となり、当社の事業活動に不利な影響を及ぼす可能性がある。

近年、グローバル資本市場はいくつかの大きな事象により、厳しい影響を受け続けてきた。2008年後半から始まった金融危機は、投資価値を激減させ、グローバルな金融システムが尋常ならざるプレッシャーにさらされると経済は弱体化した。2009年後半から2010年にかけて、米国市場は回復を始めたが、欧州は非常に脆弱な銀行システムと国家債務の水準への投資家の懸念の下で、苦闘を続けた。米国連邦準備制度及び欧州中央銀行（ECB）を含む、政府及び中央銀行による過去に例のない介入の時期を経て、金融情勢は、グローバル金融危機の切迫した状況、グローバルな景気後退、及び欧州債務危機から回復に向かった。英国の欧州共同体からの離脱を取り巻く不確実性、一連の政策変更の只中での日本の持続的な景気回復、原油価格を含む世界的な商品市況のボラティリティ、米国とその他の先進経済圏との間の金融政策の不一致、中国経済を取り巻く懸念の高まり、及び米国の貿易政策に台頭する保護主義により、グローバル市場はごく最近、激しい市場ボラティリティを経験した。昨年は、資本及び市場の状態が全般的に有利であったが、第4四半期にはボラティリティが高まっており、引き続きボラティリティ上昇の可能性は残っている。

最近の米国のグローバルな貿易政策のシフト及びこれに続く中国との貿易摩擦は、中国経済の減速への懸念を呼んでいる。さらに、米国及び日本は、関税及び貿易に関する合意事項の変更についての協議を重ねている。当社の商品が関税の影響を直接受けるとは考えられないが、その結果として経済の下降が生じた場合は、それがどのようなものであっても、当社に悪影響を及ぼし得る。

2018年の北朝鮮政府の活動については、米国と日本を含む多くの政府が大きく関心を高めた。敵対的な発言は少なくなってきたものの、北朝鮮のこうした活動及びこれに関連する地政学的なリスクは、全世界の金融市場の情勢に甚大な影響を与える可能性がある。一定の条件の下で、北朝鮮情勢に対してとられる政府の行動は、資本市場のボラティリティと混乱が潜在的に厳しさを増し、長期化することによる間接的な影響を含めて、当社の日本と米国の事業及び財務業績に重大な影響を与える可能性がある。

当社は、期限付証券を大量に保有しており、かつその相当部分は銀行などの金融機関、政府及び欧米のその他の企業を含む、世界の多くの地域に本拠を置く借入人によるものであるため、当社の財務業績はグローバルな金融市場から直接の影響を受ける。最近の資本市場の強さの縮小は、当社の資本ポジション及び全体的な収益性を含む当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。市場のボラティリティ及び不況の圧力は、金利あ

るいは信用スプレッドの上昇に伴う価格の著しい下落による非常に大きな実現あるいは未実現損失の計上、元利払いの不履行あるいは信用格付けの引き下げにつながる可能性がある。

2012年12月の安倍晋三氏の首相就任を受け、新政権は日本経済に刺激を与える一連の新たな金融政策を打ち出した。これには、銀行の超過準備に対するマイナス金利の適用を含んでいる。2014年12月及び2017年10月の解散総選挙は、自民党が決定的な勝利をおさめ、安倍首相が経済改革を継続し、主要な政策課題に取り組む能力をさらに強化することとなった。2018年9月、安倍氏は自民党総裁に再選され、新たに3年の任期を得た。近時、日本銀行が政策金利をゼロに維持すること及び10年物日本国債の目標利回りを維持するために、イールド・カーブのコントロールを継続することを示唆した。安倍首相の選挙での勝利は、現在の金融政策の継続につながり得るが、そのようになる保証はない。

日本は当社商品の最大の市場であり、また当社は、非常に多額の日本国債を保有している。経済を刺激しようとする政府の動向は、既存の保有国債の価値、新たな国債ならびにその他の円建て資産に再投資する際の利回り及び一群の当社商品に対する消費者行動に影響する。財政刺激策に伴う追加的な政府債務は、日本のソブリン信用力に悪影響を与え得るし、それが日本の資本市場及び通貨市場におけるボラティリティにつながる可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは、日本国外の多くの地理的な地域におけるかなり多額の信用残高を有している。その中には、中東、中南米、アジア及びその他の新興市場が含まれる。それらに内在する経済情勢、国家の信用力あるいは金融市場の状況の悪化は、当社の財務ポジションに不利な影響を及ぼす可能性がある。

当社の投資ポートフォリオに対して、変動金利の運用資産を継続的に追加しているが、投資ポートフォリオの大半は、一定水準の収益を生み出す債券である。当社の投資の多くは、ここ10年を通して相対的に低い金利の環境でなされたものである。本「事業等のリスク」の別項で述べた通り、金利の上昇に伴い当社の運用資産に係る市場利回りが上昇すれば、当社のポートフォリオに対して著しく大きな未実現損失をもたらす可能性がある。

事業費、普通株式の配当、社債の利息及びその他の債務を支払うためには、当社には流動性が必要である。まもなく満期を迎える社債を含めた当社の流動性需要に関する詳細については本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(1)「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」(以下、「当解説と分析」)の第7部「資本及び流動性」を参照されたい。現在ある資金等では流動性需要を満たせない場合には、追加的な資金調達を実施することも必要になる可能性がある。追加的な資金調達の方法は、市場の状況、金融サービス業界に対する信用供与の全体的な規模、当社の格付けなどの様々な要因に左右される。

投資家が、日本国債への集中を含む当社の運用資産の内容に懸念を持った場合、市場における資金調達先への当社のアクセスに対して不利な影響を及ぼす可能性がある。当社が多額の投資損失を計上した場合、また、市場環境の悪化により当社の事業が後退した場合、あるいは、特に米国もしくは日本又は先進国市場全般において景気がさらに悪化した場合、レンダー又は社債の投資家が懸念を持つ可能性もある。同様に、規制当局又は格付け機関がネガティブな行動を取った場合においても、当社の資金調達力が損なわれる可能性がある。格付け会社による最近のアクションの詳細については、本「事業等のリスク」の後段を参照されたい。

生活者の消費支出、事業者の投資、政府支出、資本市場のボラティリティ及び力強さ、さらにインフレなどの広範囲な経済的な要因は全て事業及び経済の環境に影響を与える。それらがまた間接的に当社の事業の規模と収益性に影響する。失業者の増加、家計所得の減少、企業利益の減少、事業投資の減少、消費支出の減少などに代表されるような景気後退局面では、金融及び保険商品に対する需要が後退することも考えられる。アフラックのように、補完的かつ自らの裁量で購入を決める保険商品を主に職場で販売している会社にとっては、景気後退により企業の新規採用及び総従業員数が減少した場合、この悪影響は特に大きくなる。景気後退時には、当社顧客による補完保険の購入意欲の減退、あるいは現在保有している保険の解約や見直しが進む可能性がある。これらは、当社の保険料収入、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼすこともあり得る。グローバル

な金融市場の道筋や、これらの市場の混乱の再発、継続期間あるいは深刻さの程度について、当社では予測することはできない。

当社は重大な金利リスクに晒されており、このリスクは、当社の経営成績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、保険契約準備金を支えるための巨額の投資ポートフォリオを保有している。過去10年間に、日本と米国において経験されている運用資産の低水準の金利により、当社が受け取る投資収益は低く抑えられてきた。持続する低金利環境の中では、当社の投資収益の全体的な水準はマイナスの影響を受ける。当社は、当社の負債のキャッシュ・フローとデュレーションの特性に対応するための分散された確定利付投資のポートフォリオの構築に取り組んでいるが、負債に対応する資産の金利リスクを完全に無くすることができない可能性がある。当社にとっての金利リスクは主に、当社商品の価格決定及び責任準備金の計算に際して使用された予定利率に対応できるだけの運用利回りで将来のキャッシュ・フローを運用できるかどうかという当社の能力に関連するものである。金利の持続的な低下は、保険契約の販売及び引き受け時に想定された運用利益と責任準備金積立水準を満たすような運用利回りを獲得する当社の能力に対する妨げとなる可能性がある。低金利の影響により、当社が期待するリターンを稼得することができるかどうか、当社が価格上魅力的な新商品を開発する能力に影響し、ひいては当社の全般的な販売水準に影響を及ぼし得る。当社の第一分野商品は、第三分野商品よりも金利感応度が高い。日本における低金利状況が長引く中、2013年、アフラック（日本）は貯蓄性第一分野商品の販売抑制を開始した。日本銀行による銀行の超過準備に対するマイナス金利の適用継続は、これらの商品の販売と価格設定に引き続き不利な影響を与える可能性がある。

金利が上昇すれば、将来の投資や、投資ポートフォリオ中の変動金利の資産の運用利回りをより高くできる可能性がある。しかしながら、日米の短期金利差の拡大は、アフラック（日本）の米ドル建て運用資産の一部を円にヘッジするためのコストを上昇させ、当社の事業、経営成績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社の変動利付の運用資産は、概してロンドン銀行間取引金利（LIBOR）を基準にしている。規制当局及び金融業界による基準金利としてのLIBOR廃止への取り組みは、LIBORをベースにしたローン及びLIBORをベースにしたデリバティブやその他の資産の評価に不確実性を引き起こす可能性がある。このことは、こうした金融商品のプライシング及び流動性の両面に悪影響を与える可能性がある。LIBORの廃止が、市場、プライシング、流動性及びその他の要因あるいは当社の活動に、どのように影響を及ぼすかについて、当社は、確証をもって予想することはできない。

金利の変動は、当社の投資ポートフォリオにおける確定利付証券の未実現損益に影響する。しかしながら、金利の変動は資産に対応する負債についての評価については直接の影響を及ぼさない。近年経験しているように、低金利の期間が長引くと、当社の投資ポートフォリオにおいて投資ポートフォリオ全体に組み込まれている簿価ベースの利回りより低い利回りの投資の割合が増えるため、将来の金利上昇がもたらすリスクが高まる。金利の上昇は、当社の債券にかかる公正価値の下落につながる可能性がある。日米においてアフラックが販売している保険商品の一部には、解約返戻金が付されている。金利の上昇は、保険証券のかなりの解約をもたらす契機となる可能性があり、その場合、当社の投資資産を売却し、未実現損失を実現することが求められることがあり得る。この状況は、一般的には中途解約リスクと呼ばれるものである。当社は一般的に、保険債務のデュレーションとキャッシュ・フローの特性に合わせて投資するので、これらの未実現損益の大半を実現することを想定していないが、当社のリスクは、政府の金融政策に伴う金利の変動、国内及び世界的な経済と政治の状況ならびに当社のコントロールが及ばないその他の要素など予測不可能な事象や経済環境により、この戦略の有効性が低下することである。このような事象もしくは経済状況により、当社が証券の満期まで待たずに、その一部もしくは全部を処分するか、またはこれらの証券の発行体が債務不履行に陥るリスクあるいは減損を余儀なくされるリスクが高まり、そのため、当社がこれらの証券にかかる未実現損益を実現する結果を招く可能性がある。

金利の上昇はまた、売却可能有価証券の投資ポートフォリオに係る未実現損失がその計算に含まれることから、SMRにも不利な影響を与える。アフラック（日本）では、規制会計上の目的から金利の上昇に伴う減損を求められる可能性があるが、これはアフラック（日本）の利益とそれに対応する配当及び資本活用に不利な影響を及ぼす。

さらに、金利リスクは当社にとって、投資ポートフォリオ、事業及び資本に固有のリスクでもあり、金利の大幅な変動による資産運用実現損失、減損、未実現損益の変動及び流動性への影響が、当社の連結の経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローに、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

金利リスクに関する詳細については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「金利リスク」の項を参照されたい。

当社の日本における事業の集中が当社の事業運営にリスクをもたらす。

アフラック（日本）の資産運用実現損益を含む日本における当社の事業は、収益合計で見ると、2016年は当社全体の71%、2017年及び2018年はともに当社全体の70%を占めていた。また、資産合計で見ると、アフラック（日本）の当社全体に占める割合は、2017年12月31日現在が83%であったのに対して、2018年12月31日現在は84%であった。

さらに、当社の事業が日本に集中していること、また当社は長期の円建て資産が必要であることから、当社の投資ポートフォリオにおいては、日本国債に対する投資に著しく集中している。このように、当社は日本の経済、地政学的情勢、政治体制、及び一般的に国の信用状況を決定するその他の要素に対して重要なエクスポージャーを有している。特に、当社の投資ポートフォリオ全体の大きな部分を占める日本国債に対して、SECに登録している格付け機関である全米公認信用格付け機関（以下、「NRSRO」又は「格付け機関」）が監視を強めており、本「事業等のリスク」の後段で説明するように、結果的には格下げを行った。

当社は、投資に係る為替リスク及び金利リスクを当社の円建て負債に対応させるように努めている。円建て有価証券に係る低水準の金利は純投資収益全体にマイナスの影響を与えている。毎年、再投資に充当することができる現金の大部分は円建て商品に使用され、低水準の円金利の影響を受ける。

日本の信用力、市場アクセス、全般的な経済、あるいは市場ボラティリティを阻害する潜在的な可能性は、アフラックの事業全般、特にアフラック（日本）の事業ならびに関連する当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、円/ドル為替レート変動に対するリスクに晒されている。

円を機能通貨とするアフラック（日本）の規模が大きいいため、円と米ドルの為替レートの変動が当社の財務諸表で報告される財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼすことがある。アフラック（日本）は保険料の全額と投資収益の約半額を円で受け取っており、保険金給付金と大半の事業費は円で支払っている。円建ての保険契約準備金を支えるため、アフラック（日本）は、円建て資産及び円にヘッジされ得る米ドル建て資産を購入している。但し、これら及びその他の円建ての財務諸表項目は、財務報告の目的で、米ドルに換算されるため、円/ドル為替レートの変動が当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えることがある。円安ドル高の期間に円をドルに換算すると、より小さな米ドル建ての金額が報告される。逆に、円高ドル安の期間に円を米ドルに換算すると、より大きな米ドル建ての金額が報告される。外貨換算未実現損益の調整額はその他の包括利益累計額に計上される。その結果、円安ドル高の方向になると、当年の業績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高ドル安の方向になると、前年同期と比較した場合の当年の業績が押し上げられる。その他に、米ドルに対して円安が進めば、一般的に、当社の円建て運用資産の米ドル表示額が悪影響を受ける。

日本での事業への当社の純投資に対する為替変動の影響をヘッジするため、当社は一定の為替ヘッジ活動に参加している。これらのヘッジ活動の規模は限定されており、その活動が有効であるという保証はない。

アフラック（日本）の保有する未ヘッジの米ドル建て証券は、SMRに影響を与える為替変動に晒されている。円高ドル安の期間には、未ヘッジの米ドル建ての投資は、未実現の外貨換算差損を被ることになり、SMRに不利

な影響を与える。この影響は、未ヘッジの米ドル建て運用資産の追加購入あるいは既存のヘッジの終結又は満期により、未ヘッジの米ドル建てポートフォリオの規模が拡大する局面では増大する。主として、契約者への債務の履行あるいはアフラック（日本）の事業費のために円が必要となった時、これらの証券の売却、満期償還あるいは期限前償還によって得られる資金を円に換金する場合にのみ、未ヘッジの米ドル建て証券に係る未実現の為替差損益は収益化される（換言すれば経済的に実現される）。米ドル建て運用資産に係る為替リスクを減少させ、SMRのボラティリティを低下させるために、当社は一定の為替ヘッジ活動を行っている。しかし、これらのヘッジ活動の規模は限定されており、そのヘッジ戦略が有効となる保証はない。そのため、為替レートの変動が極端に高い期間は、親会社への配当可能額の制約が生じ得る。

当社は、未ヘッジの米ドル建て投資ポートフォリオが、アフラック（日本）に対する当社の投資の一部の経済的価値の毀損に対する自然的かつ経済的な通貨ヘッジとして機能するものと判断している。しかしながら、未ヘッジの米ドル建て投資ポートフォリオは、同時に不適切な外国為替エクスポージャーを生み出し、規制資本及び利益におけるボラティリティの下にアフラック（日本）を置くこととなり、ひいては親会社に対するアフラック（日本）の配当能力に悪影響を及ぼす可能性がある。アフラック（日本）における全般的な投資戦略は、主としてアフラック（日本）の長期的な財務力の確保及び円負債の構築という目的により統治されている。その結果、当社は過去においても現在においても、アフラック（日本）におけるストレス状態の経済的サープラスを下回る水準で未ヘッジのポートフォリオを維持している。しかしながら、この戦略が成功を収めるといふ保証はない。

さらに、規制会計上の目的から、円と米ドルの為替レートの変動に伴う減損を求められる可能性があるが、これはアフラック（日本）の利益とそれに対応する配当及び資本活用に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当社はさらに、円資金が実際に米ドルに換金される際の為替リスクに晒されている。その結果、為替差益又は為替差損が実現すれば、当社の米ドル建てのキャッシュ・フロー及び利益もそれぞれ増加又は減少する。これは、主としてアフラック（日本）から親会社への配当の際に発生するが、米ドル建て資産への投資に際して円の現金が米ドルに換金される時にも影響を与えている。配当金支払いの時点の為替レートは、円建ての利益を実現した時点の為替レートと異なる可能性がある。2018年、親会社は、アフラック（日本）からの配当金支払いに係る為替リスクのヘッジ及び全社的なヘッジ費用の低減という二つの目的を達成するために、為替先物取引契約を締結した。仮に市場が大幅な円高に見舞われた場合、現金担保の差入れ及び潜在的には現金による清算への要求が、親会社の資金を逼迫させる可能性がある。為替レートの変動のタイミングと度合い及びこのプログラムにおける残高が相まって、親会社における資金の逼迫を重要なものにする可能性がある。

未ヘッジの米ドル建ての証券の詳細については、本「事業等のリスク」で後述する「求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。」と題された項を参照されたい。為替リスクの詳細については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「為替リスク」の項を参照されたい。

求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、資産と負債のデュレーション及び通貨の双方を一致させるように努めているが、日本国債以外の長期の円建て確定利付商品の供給が不足しているため、これを実現するのはアフラック（日本）にとっては非常に困難である。

2008年の金融危機が始まる前は、当社はキャッシュ・フローを比較的利回りの低い日本国債に集中的に投資し、あわせて利回りの向上、投資ポートフォリオのデュレーションの延長及び円建てのエクスポージャーの維持を目的に、私募証券及び永久証券を活用していた。当社が従来から保有していた一部の私募証券に関する買戻しが行われてきたことに鑑み、当社は最近、少額の円建て私募証券を、投資ポートフォリオに追加した。私募証券への投資は、流動性に関連するリスクとなっており、当社はこれを管理及びモニターしている。

2012年からアフラック（日本）は、その一部を円にヘッジすることが可能な米ドル建て資産を投資対象に含める投資戦略を強化した。当初、このプログラムは、投資適格級の公開取引されている債券に集中したものであったが、その後、米ドル建ての投資適格級の商業用不動産担保ローン、インフラストラクチャー・デット、その他の種類の貸付金、ハイ・イールド債ならびに米国の持分証券も対象としている。当社は、投資ポートフォリオの分散を進めること及び（又は）収益性を改善することを目的に、変動利付の投資を含む、米ドル建てのその他の投資対象を継続的に追加する計画である。当社がすでに追加した、あるいは継続的に追加しようとしている米ドル建ての資産クラスの中には、投資適格級の社債より低い流動性のものが含まれている。これらの戦略は、米国金利、信用スプレッド及びその他のリスクに対する当社のエクスポージャーを、継続的に増大させる。総合的なヘッジ・プログラムは必ずしも内在する米ドル建て資産に対応しているわけではないことから、当社は為替リスクに対するエクスポージャーを増大させた。その結果、利益のボラティリティも上昇した。これらのリスクは、当社の連結の経営成績、財政状態又は流動性に大きな影響を与える可能性がある。

アフラック（日本）における米ドル建て資産への投資は、アフラック（日本）の保険負債が円建てであることから、不適切な外国為替エクスポージャー及びこれに関連するSMRのボラティリティをも生み出す。部分的にこのリスクを低下させるために、当社は一定の為替ヘッジを行っており、ヘッジされた資産は円建ての保険負債及びその他の事業上の責務を充足するために使用される可能性があるが、重要なリスクは残存する。

ヘッジに使用される為替デリバティブは定期的に決済され、その結果、満期あるいは満期前の取引終結の時点で現金の授受が行われる。当社の為替デリバティブは、一般的にはヘッジの対象となる米ドル建て運用資産よりも短い期間のものであるため、ヘッジ・プログラムの期間中にロールオーバーのリスクが生じ、当該デリバティブに係る費用を増加させる可能性がある。仮に当社が、ヘッジされた米ドル建て運用資産の満期の前に外国為替デリバティブの想定元本を減額した場合、その米ドル建て運用資産に係る為替差損益は経済的に未実現のままとなる。これらの損益は、投資の売却、満期あるいは期限前償還及びその後の円への換金によってのみ経済的に実現あるいは収益化される。しかしながら、米ドル建て運用資産が円に換金される前にあるいは全く円に換金されない時に、為替レートが不利な方向に動いた場合、当社はヘッジに使用したデリバティブに係る不利な現金決済を、米ドル建て運用資産から得られる現金により相殺することで得られる利益を実現しないかもしれない。後者の一例として、仮に日本における当社の保険リスクが予想と同じかあるいは予想よりも有利な実績となった場合、費用と給付金支払いに必要な円の金額は、これに対応して同額か予想の水準を下回ることになるため、米ドル建て運用資産を円に換金する業務上の要求は小さくなる。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産の為替エクスポージャーをヘッジするためのデリバティブに係る2012年以降の累積の現金決済純額は、2018年12月31日現在、39億ドルの支払超過であった。こうした支払超過あるいは累積的な負の決済（純額）は、現存する米ドル建て運用資産及び売却、満期償還あるいは期限前償還されたヘッジ付きの投資で、円に換金されたかあるいはされなかったかもしれない資産の為替デリバティブに関連するものである。さらに、この決済は、為替デリバティブの当初の想定元本が、ヘッジされた投資の満期日の前に減額された場合を含んでいる。為替デリバティブの決済は、当社の連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動において、「デリバティブの決済（純額）」の科目に含まれている。

未ヘッジの米ドル建て証券の詳細については、本「事業等のリスク」における前述の「当社は、円/ドル為替レート変動に対するリスクに晒されている。」と題された項を参照されたい。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産及びヘッジ活動については、当解説と分析の「ヘッジ活動」の項を、為替リスクの詳細については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「為替リスク」の項を参照されたい。

日本支店の子会社への変更に関連した米国の税務監査リスクが当社の財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が2018年第2四半期に実行した日本支店の子会社への変更は複雑で非課税の取引であり、米国内国歳入庁（以下、「IRS」）から当社が受領したプライベート・レター・ルーリングの効力が継続していることを前提としている。プライベート・レター・ルーリングが受領されたにもかかわらず、IRSは日本支店の変更が課税取引として扱われるべきであるとの判断をする可能性がある。例えばIRSは、プライベート・レター・ルーリングが依拠している表明、前提及び誓約が真実、正確ではなくあるいは要件が充足されていないと結論づける可能性

がある。仮にIRSがそのような判断をした場合、当社は巨額の米国連邦法人税やプライベート・レター・ルーリングにより概要が示されている取引の非課税措置を弁護するための訴訟費用を負担する可能性がある。このような負債あるいは費用は、当社の事業、経営成績及び財政状態に大きな悪影響を与える可能性がある。

将来の保険金給付金支払額又は事業費が保険料及び責任準備金の計算に用いられた予測値を超えた場合、当社の財務業績が悪影響を受けることがある。

当社は、罹患率、死亡率、寿命及び継続率に前提を置いて、多くの保険商品の保険料を決定している。また当社は、当社の保険商品に関して、将来の保険金給付金支払いに必要な金額の見積もりに基づいて負債として保険契約責任準備金を積み立てている。これらの準備金の計算に際して、当社は様々な予測値や見積もりを用いている。それには、保険契約の予想継続期間に当社が受ける保険料の金額、保険契約が保障する支払事由発生のタイミング、支払いの頻度と金額、営業活動による純キャッシュ・フローの一部を使って購入する資産の投資収益などが含まれる。

当社が保険料及び準備金を決定する際に使用する予測値や見積もりは、将来の事象の可能性に関する当社の判断に依存しており、その性格上不確定的なものである。多くの要因が、これらの前提や評価と乖離する結果を引き起こす可能性がある。それらの要因としては、経済情勢の変化、政府の医療政策の変更、医療技術の進展、治療パターンの変化及び平均寿命の変化を挙げることができる。このため、当社は、最終的に当社が支払う金額、支払いのタイミング及び支払事由の発生までに契約債務を支える資産が当社の予想レベルに達しているかどうかについては、確実に決定することができない。もし、当社の実際の経験が予測値や見積もりと相違するならば、当社の準備金の積立が不足しているという可能性がある。その結果、そのような不足額が発生したと当社が判断した会計期間については、利益の中から費用を一部計上することがある。これは、当社の事業、経営成績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

一般的に、より低い死亡率は日本における第三分野商品の収益性を低下させる。なぜなら、より多くの契約者が、より高い支払請求発生率となる年齢まで生存することになるからである。この前提は、保険料率及び準備金に影響し得る。例えば、日本の金融庁は、金融庁ベースの準備金のための標準生命表の改定を定期的に行っている。2018年4月、標準生命表の改定が行われ、それ以降に販売される全ての保険にこれが適用されている。この改定以前の保有契約については、生命表の変更は影響しない。新たに販売される保険については、生命表の改定は当社の準備金算定の前提として織り込まれ、金融庁ベースの第三分野商品の利益の発生を遅延させる。このため、保険料率に影響を及ぼす。これらの死亡率の前提を調整して新商品を開発する際、当社は保険料率の前提を調整する。

当社の事業の成功は一部には効果的なITシステムならびに継続的にシステムの開発及び改善を図ることに依存している。

雇用主、契約者、募集人及びブローカーとの間における情報伝達など当社の事業のかなりの部分はITシステムに依存している。また、当社の事業戦略は顧客のニーズに応じて使いやすい商品を提供し、それらのニーズをサポートする技術を必ず従業員に身につけさせることである。当社のITシステム及びソフトウェアの一部が旧式のもので、効率的ではなくなりつつあるため、適切な事業継続手続も含めて、大量の経営資源を継続的に投入して現在の水準にITシステムを維持もしくはアップグレードする必要がある。当社は、継続的に事業用システムの改善と増強に取り組んでいるが、これらの変化は、当社の複雑な統合環境に難問をもたらす傾向にある。当社の成功は、既存システムの有効性を維持もしくは改善し、コスト効率の良い方法で業務プロセスをサポートする情報システムを継続的に開発・改善していくことに大きくかかっている。もし当社が当社のシステムの有効性を維持しなければ、当社の事業及び評判が悪影響を受け、行政処分手続きや罰金あるいは懲罰に加えて、当社が訴訟を受ける可能性がある。

競合が、市場シェアあるいは収益性を上昇させるあるいは維持する当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、競争が激しい環境で事業を展開している。当社が事業を展開している業界は、顧客の要求、立法改革、マーケティング慣行ならびに医療及び健康保険の提供方法の変更によって引き起こされる、市場圧力による継続的な変化の影響を受ける。当社は、これらの要因により、市場のトレンドを予測し、当社の商品とサービスを競合他社から差別化するために変更を加えるよう求められる。当社はまた、日米両国において、従前は補完医療保険に前向きではなかった既存のあるいは新たな会社との潜在的な競争にも直面しているが、それらの会社のいくつかは当社よりも強力な財務、マーケティング力及び経営力といった資源を有する。市場トレンドの予測及び（又は）当社の商品とサービスの差別化の失敗は、収益性の高い事業群を保持するあるいは成長させる当社の能力に影響を与え得る。

さらに、事業主及びブローカーは、全ての商品が一つの保険会社から供給されるよう要求を強めてきており、これらの要求に対して対応や適応ができない場合、当社の販売や市場シェアが減少する可能性がある。同様に、革新的な商品開発、効果的な販売網及びテクノロジーへの継続投資を通じて、変化する顧客の要求に応えることができなければ、収益の減少や不利な契約条件につながり、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業の範囲を超えたものも含めて、ある事象により当社の評判が損なわれる可能性がある。

当社は、アフラック・ブランドに対して、長年、莫大な投資を行ってきた。保険商品は無形の商品であるため、契約者を獲得し維持する当社の能力は、当社の事業に対する生活者の信頼に大きく依存している。好ましくないビジネス手法あるいは財務力の弱さがあると認識された場合は、保険契約者に対する当社のコミットメントの遂行能力に対する疑念につながる。信頼に足る保険会社であり責任ある企業市民であるという良好なイメージを維持することが当社の強固な企業ブランドの維持につながり、また、そうすることが当社の良い評判の維持に非常に重要である。それができない、あるいは、できていないと認識された場合、当社のブランド価値、財政状態及び経営成績が悪影響を受ける可能性がある。例えば、好ましくない商慣行あるいは貧弱な統治に係るネガティブな報道あるいは申立ては、ソーシャル・メディア、伝統的なメディアあるいはその他の方法により急速かつ広範に共有され得る。その結果、当社の保険商品に対する需要が減少し、当社が従業員を採用し雇用を継続する能力を低下させ、あるいは当社の事業についてのより厳しい当局調査につながる可能性がある。

当社商品の販売とサービスは、米国においては優秀な募集人網、ブローカー及び従業員を、日本においては代理店及びその他の販売提携先を、惹きつけ、維持し、支援する当社の能力にかかっている。

当社の販売網が衰退した場合、もしくは当社が既存の販売網に十分で適切な支援・訓練及び教育を提供しない場合、当社の販売は悪影響を受ける可能性がある。米国では、能力ある募集人及びブローカーをめぐって獲得競争が起きている。日本では、当社の販売実績は代理店及び最近ではアフラック（日本）の第三分野商品の販売の約25%を占める日本郵政との提携を含むその他の販売提携先との関係に依存している。当社は、主に自らの商品、販売報酬、支援サービス及び財務格付けなどの面で他の保険会社及び金融機関と競争している。優秀な募集人、ブローカー及び日本での業務提携先を含むその他の販売提携先を惹きつけ、維持できないことは、当社の販売、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の募集人及びブローカーは独立した契約業者で、当社の競合他社の商品を販売することもある。もし、当社の競合他社が当社よりもより魅力的な商品、より高い販売手数料を提供する場合は、これらの販売提携先の全て又は一部が当社よりも競合他社の商品の販売により注力する可能性がある。米国における歩合制の販売員に加えて、アフラックは、200名を超える給与制のマーケット・ディレクターの販売員及びブローカーの販売プロフェッショナルを含む販売推進体制の拡大を行った。この給与制の職務にあるトップクラスの有能な人材を惹きつけ維持する当社の能力は、当社の販売の成功に対して重大な影響を及ぼす。

さらに、日米における雇用市場は変化を続けており、当社が従業員を惹きつけ、開発し、維持するための当社の慣行は、完全に効果的なものではない可能性があるというリスクがある。従業員の質が十分な水準に達し、それを維持することができなければ、財務及びコンプライアンス両面の目的を達成するための当社の能力は低下する可能性がある。そのいずれもが、多大な時間と人手を要するものである。

電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システムの障害、あるいはそうしたシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティ、機密性、完全性もしくはプライバシーの維持の失敗が当社の事業を害する可能性がある。

当社は、契約者、従業員、募集人及びその他の機密情報を当社の情報テクノロジーシステムの中で保管している。さらに、当社は、電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システム、さらに当社の業務運営及び顧客サービスに使用するデータの完全性及び適時性に大きく依存している。当社の力が一部あるいは全く及ばない事象又は状況が発生した結果、これらのシステムが正常に機能しなくなる、あるいはシステムが停止する可能性がある。さらに、設計上の欠陥が一部のシステム、プロセス、ソフトウェアあるいはコンフィギュレーションの中に存在する可能性があり、それらがシステム障害、データの破損あるいは情報漏洩につながる可能性がある。日々発生している脅威からの防御のため、多様なセキュリティ対策を実行しているにもかかわらず、当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者の情報テクノロジー及びその他のシステムにおいて、これまでも物理的あるいは電子的な侵入、不正な改ざん、セキュリティの侵害あるいはその他のサイバー攻撃の対象となっており、またおそらくこれからも引き続き対象となり、その結果、顧客及び見込客の個人情報を含むセンシティブデータのセキュリティ、機密性、完全性あるいはプライバシーの適切な維持ができなくなる、あるいは当社の知的財産又は当社固有の情報が不正利用される可能性がある。

当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、時々、これまでもこうした事象を経験しており、またおそらくこれからも引き続き経験するであろう。これまで当社が経験してきた小規模なデータの漏出は、当社の事業に対して甚大な影響を与えなかったが、当社のセキュリティ・システムあるいはプロセスが、将来において、侵入、改ざん、セキュリティの侵害又はその他のサイバー攻撃を防ぐ、あるいは緩和するという保証はない。電気通信、情報テクノロジー、その他の業務システムの障害、又はそのようなシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティ、機密性あるいはプライバシーの維持の失敗が、それが当社によるものであっても、あるいは外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者を含むその他の者によるものであっても、当社が事業を展開し、及び顧客サービスを提供する能力を鈍らせる、あるいは喪失させる可能性があり、また、当社のブランド及び評判とともに、効果的に競合他社と競争する当社の能力を著しく傷つける、当局からの制裁及びその他の申し立てを受ける、顧客及び収益を失う、又は当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、システム障害又はセキュリティへの脅威及び脆弱性に対処し又はそれを修正するための費用は、事態発生の前であれ後であれ、相当な金額になる可能性がある。

当社は、データのセキュリティ・プログラムのインフラへの投資を継続しているが、当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、これまでも不正アクセス、ソーシャル・エンジニアリング、フィッシング、サイバー攻撃、ウェブ・アプリケーション攻撃、コンピュータウイルスやその他の悪意をもったコード、又はその他のコンピュータに関連した侵入の標的となっており、またおそらくこれからも引き続き標的となるであろう。当社は、サイバー・ライアビリティ保険への加入を通じてこうした事象に対するエクスポージャーを管理しようとしているが、こうした事象は本質的に予測不能なものであり、当社を全ての損害から防御するためには保険は十分なものではない可能性がある。したがって、このような事象は当社の財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

センシティブな顧客情報にアクセスしこれを蓄積、処理あるいは送信する外部のサービス提供者や事業提携者に対して、そのセキュリティ、完全性、機密性及び有効性を維持するために当社が取った措置も含めて、もし当社が顧客のプライバシー及び情報セキュリティに関する規制の遵守に失敗すれば、当社の評判及び事業運営は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業における識別可能な個人情報の収集、管理、使用、保護、開示及び処分は、海外、連邦及び州レベルでそれぞれ規制を受けている。これらの法律とルールは、立法、行政又は司法の解釈の変化による影響を受ける。様々な州法では、不正アクセス及び個人情報の収集ならびに識別可能な個人医療情報の使用及び開示について、1999年の連邦グラム・リーチ・ブライリー法 (Gramm-Leach-Bliley Act of 1999) 及び1996年の医療保険の携行性と責任に関する法律 (Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996) (HIPAA) のプライバシー及びセキュリティの規定に含まれるものよりも厳しく定める限度において対応してい

る。当社は、HIPAAにより、当社の事業提携者（business associate）（同法の規定により定義される。）に対して、プライバシー及びセキュリティの要件を課すことも求められている。契約者、被保険者又はその他から得られた個人情報については、アフラック（日本）は、個人情報保護法ならびに金融庁及びその他の政府当局により発出されている指針により、規制を受けている。

当社は、外部業者及び一部の場合は再委託先に対して、情報テクノロジー及びデータ・サービスの供給について依存している。当社はまた、その販売チャネルにおいて、日本では代理店、銀行、日本郵政を含む様々な関係者に、米国では販売募集人及びブローカーを含む様々な関係者に、見込客及び既往客へのサービス提供について依存している。

当社は、外部のサービス提供者及び事業提携者との契約を通じて、適切な個人情報保護を求めるとともにこれらの者と情報保護のリスク評価を行っているものの、これらの者の行動と仕事の慣行に対しては、限定的な影響力しか持っていない。また、関連する法律とルールへの遵守を確保するためのセキュリティ対策が取られているにもかかわらず、当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者の施設やITシステムは、情報管理における違反行為、破壊行動と盗難の発生、コンピュータウイルスの感染、データの置き忘れや紛失、プログラミングのエラーと人的エラーの発生及びその他の類似した事象に対して脆弱であるといったリスクに晒されている。当社、外部のサービス提供者及び当社の販売チャネルの参加者は、時々、これまでもこうした事象を経験しており、またおそらくこれからも引き続き経験するであろう。そのような場合、影響を受けた個人の数及び健康面あるいは財務面のデータを含む個人情報が不正なアクセスの対象になったか否かに応じて、影響を受けた個人、州及び連邦の監督当局、州の司法長官及びメディアに対する通知が求められることになる。

米国議会と多くの州は、当社の事業に適用される新しいプライバシー及びセキュリティの要件を検討している。新しいプライバシー及びセキュリティに関する法律、要件及び規制の遵守は、必要なシステム変更、当社のビジネスモデルに対する制約、新しい管理プロセスの構築、及び事業提携者がそれらを遵守しない潜在的なリスクに伴うコストの増加につながる可能性がある。また、これにより、当社の個別及び複数の契約管理データベースに蓄積されている識別可能な顧客情報の収集、開示及び使用に対してさらなる制限が加わる可能性もある。当社によるものであれ、当社業務を担当する外部業者によるものであれ、プライバシーの法律に対する遵守の失敗、また、センシティブ又は機密の顧客情報の不正使用、紛失、盗難、承認されていない開示などの情報管理における違反行為はいずれも、当社の事業、評判、ブランド及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの影響には、巨額の罰金と懲罰、補償的損害賠償、特別損害賠償、懲罰的損害賠償及び法定損害賠償、当社のプライバシー及びセキュリティ慣行に関する同意審決、当社の事業ライセンスに対する不利益な措置及び差止命令による救済などが含まれる。

さらに、個人情報保護法を含む日本の法令の下で、アフラック（日本）あるいはその事業提携者により、個人情報に係る情報漏洩や紛失があった場合、アフラック（日本）は、関連する個人情報の量及びその他の二次的被害の可能性等の要素に応じて、金融庁に対して届出をし、そのような事案を公開して説明しなければならない可能性がある。場合によっては、金融庁による業務改善命令の対象となることもあり、当社に風評リスクをもたらす可能性がある。

多岐にわたる規制及び法律の変更が収益性及び成長率に影響を及ぼす可能性がある。

アフラックの保険子会社は複雑な法令による規制を受けている。これらの法令は、日本の金融庁と財務省、州保険規制当局、SEC、NAIC、FIO、米国司法省、米国における州の司法長官、米国商品先物取引委員会ならびに米国IRSを含む米国財務省等の多数の行政機関により施行され執行されている。これらの政府機関のいずれも法律等に関して広い解釈権限を持っている。さらに、グローバルな保険規制についての提案がなされ、議論が進んでいる。また、アフラック（日本）の子会社化に伴う企業形態の変更が、それまで当社を対象としてきた従来の規制に比較して、新たな形態の規制下に当社を置くことになる。一例として、アフラック・アセット・マネジメント株式会社（AAMJ）は日本の金融商品取引法に基づき投資一任業務を行う投資顧問業者として認可されており、日本の資産運用会社が強制加入する自主規制団体である日本投資顧問業協会の規則の適用を受ける。従って、当社は、法律又は規制案件に対するある特定の規制当局又は法律執行当局の解釈の遵守が、同じ

法律又は規制案件に対する別の規制当局又は法律執行当局の解釈の遵守にならないこともあり得るというリスクに直面している。特に、遵守状況への判定が事後的に行われる場合にそのようになる可能性がより高くなる。また、法律又は規制案件に対する特定の規制当局又は法律執行当局の解釈が時間の経過とともに当社にとって不利に変更するリスクもある。さらに、仮に法律又は規制案件に対するある特定の規制当局又は法律執行当局の解釈が変わることがなくても、一般的な法的又は規制環境の変化により、当社は、法律又は規制面におけるリスク管理の観点から当社が取るべき行動について見直すことがある。これに伴い、当社の事業の運営方法を変更することが必要になり、また、これらの変更により、事業を成長させる当社の能力が制限されたり、又は当社の事業の収益性が損なわれたりするケースも想定される。

保険会社に対する規制当局の監督の主な目的は、投資家よりも保険契約者の保護にある。規制の内容は各々異なるが、一般的には、米国では各州の州法、日本では金融庁と財務省に統治されている。これらの監督・規制システムには、例えば次の内容が含まれる。

- ・ 保険料率の設定及びその認可の基準
- ・ リスクベース自己資本（以下、「RBC」）を含む最小資本及び準備金要件及びソルベンシー・マージンの基準
- ・ 管理報酬などを含む当社の保険子会社とその関連会社間の特定の取引に対する制限、限度及び必要な認可
- ・ 運用資産の性質、クオリティー及び集中度に対する制限
- ・ 当社が保険事業で販売する保険契約の内容・約款条件などに盛り込める内容に対する制限
- ・ 保険子会社が支払える配当金に対する制限
- ・ 新規契約の販売もしくは既存契約の更新を行っていない保険会社の存在及び販売ライセンスの現状
- ・ 要求されている特定の会計方法
- ・ 未経過保険料、損失及びその他を目的とする準備金
- ・ 残余市場事業の譲渡及び、経営状態が悪化、あるいは支払い不能、破綻状態にある保険会社が販売した特定の保険契約に対する支払債務の完済に必要な資金の潜在的な査定
- ・ 管理方法に関する要件
- ・ 罰金及び他の制裁に処されること

規制当局は、保険会社及びその商品に適用される既存の法令を定期的に再検証している。これらの法令の変更、又はそれに対する解釈の変更は、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。仮に当社の子会社が最低資本要件あるいは関連する規制当局から課せられた業務上の要求を満たすことができなかった場合、それらの子会社は、検査又は是正措置の対象となり、あるいは当社の財務格付けが引き下げられる可能性又はこれらの両方が起こる可能性がある。

保険会社に対する連邦政府の様々な監督及び規制が、米国の前政権により署名を得て法制化された。例えば、医療費負担適正化法（以下、「ACA」）は、連邦政府に対して医療保険事業に関する直接の監督権限を与え、米国の医療保険市場に大きな変化をもたらした。その中には、個人の医療保険加入の義務付け（これはその後、米国税制改革法（以下、「改正税法」）により2019年に無効になるとされた。）、適切な保障を提供しない一部の雇用主への罰則、医療保険取引所の創設及び医療損失率に加えて、加入と除外についての禁止事項が含まれていた。この法律にはまた、個人及び雇用主に対する政府による払い戻しと税控除についての変更ならびに医療保険会社に対する連邦及び州の規制の変更が含まれている。現在成立しているACAは、当社の保険商品の設計に重要な変更を求めることはない。しかし、これらの法律及び規制による間接的な影響は、当社の販売モデル、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある課題を示す可能性がある。米国議会は、ACAの重要な条項の廃止あるいは置換につながる法案の検討を続ける可能性がある。ACAに何らかの影響を与える法案が議会を通過する可能性、こうした法案の最終的な成立時期や条項、こうした法案が当社の保険商品の設計や市場性に与える影響については、なんら保証できない。

さらに、ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」）は、金融危機のリスクを減少させることを目的にしており、規則が最終化され施行されたことから、当社の事業に影響を及ぼし得る多数の条項を有している。他の政府や中央銀行の行動及び金融危機以降の全般的な市場の状況から、ドッド・フランク法の影響を分離することは難しいが、特に銀行の資本規制、自己勘定取引の制限及びデ

リバティブ規制の面で、ドッド・フランク法は、当社の保有する銀行及びその他の金融機関への投資の価値ならびにプライシング、流動性及び金融市場及び資本市場における当社の全般的な取引能力に対して影響を与えたものと、当社は確信している。ドッド・フランク法は、対象に拡張性があり、とりわけ、広範囲な規制と数多くの規制上の決定を適用するよう求めているが、その多くのものはすでに適用されている。米国における大統領の政権と議会は、ドッド・フランク法の一部の規定の改正あるいは廃止についての提案に言及しており、いくつかのものは実行に移された。当社は、ドッド・フランク法及びこれに続く規制の実行と判断による最終的な影響（もしあれば）が、当社の米国事業、当社の財政状態又は経営成績に与える影響を、いかなるレベルの確実性をもってしても予測できない。

適用法令の遵守には、時間がかかるうえ、多くの労力を必要とする。これらの法令の変更により、直接・間接を問わず、コンプライアンス遵守のための費用及びその他の事業費が著しく増加する可能性がある。これにより、当社の財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受けることがある。

当社に適用される税率が変更される可能性がある。

当社は、日本の税制の対象であり、米国では連邦税及び多くの州税又は地方税の対象になっている。当社の財務諸表を作成する際には、当社は支払が到来する税額を見積もるが、税務会計、日米の利益構成、税務監査の結果、不確実な税務上のポジションの価値の修正、見積もりの変更及びその他の要因を含む多くの要因により、当社の実効税率は、見積もりと異なるものになり得る。さらに、日米における税法の改正あるいはその解釈が、当社の法人税を増加させ利益を減少させる可能性がある。

改正税法は2017年12月22日に署名され成立した。改正税法は、なかでも、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げ、一部の所得控除及び税額控除を廃止あるいは減額し、支払金利及び役員報酬の控除を制限した。

改正税法はまた、国際的な企業税制を、全世界的なシステムから修正された地域システムへと移行させている。このことは、支店としてのアフラック（日本）の現在の課税措置の観点からは、アフラック（日本）の利益を日本の税制の下に置き、親会社の連結利益を含むその他の当社の利益を米国の税制の下に置く効果がある。

これらの改正は、2018年1月1日に発効している。一方、税率の変更は改正税法が成立した期間に会計処理が行われるため、2017年12月31日に終了した期間において、当社は繰延税金資産及び負債を再評価し、2017年の繰延税金負債純額を19億ドル減少させた。2018年第4四半期、当社は、日本の繰延税金負債に関連する暫定的な調整を行ったが、その金額は重要なものではなかった。また同四半期、当社は、予想される外国税額控除資産に関連する評価性引当金の調整を行わなかった。その結果、当社の繰延税金負債の価値が確定した。2017年第4四半期において計上された税率変更の影響の暫定的な評価、税率に関連して最終的な価値を確定した2018年第4四半期において計上した調整及び日米を合算した当社の法人税の実効税率を含む改正税法の影響は、これまで当社が行ってきた解釈や前提の変更、今後発行される可能性のある税務ガイダンス及び改正税法の結果として当社がとる行動などにより、場合によっては大幅に、将来の期間において調整される可能性がある。上記に限定されることなく、改正税法に関連して今後米国財務省及び（又は）IRSから発せられるガイダンスが、アフラック（日本）の事業に関して当社が申告している外国税額控除額に対する当社の評価性引当金の水準に重要な影響を与える可能性がある。

加えて、将来の税法の改正が、米国及び外国の双方の法令の下で、いつ、どのように当社の利益に影響するかを予測することは、引き続き困難である。これらのいかなる要因も、過年度あるいは現在の当社の評価に比べて、大幅に異なる実効税率を当社にもたらす可能性がある。仮に、当社の実効税率が上昇すれば、当社の財政状態及び経営成績は、悪影響を受ける可能性がある。

当社の投資ポートフォリオにある期限付証券及び貸付金の価値の毀損をきたすような債務不履行、格付け引き下げ、信用スプレッドの拡大又はその他の事象により、当社の利益及び資本ポジションが低減する可能性がある。

当社は、当社保有の期限付証券及び貸付金の発行体及び（又は）保証人が、元本あるいは利息支払いの債務の不履行に陥り得るというリスクに晒されている。当社のポートフォリオの大部分は、発行体の無担保債務であり、これには発行体の資本構成における他の負債に対して劣後する可能性のあるものを含んでいる。これらの場合、多くの要因が発行体の全体的な信用状況、究極的には当社に対する債務の返済能力に影響する。これらの要因には、世界経済の変化、発行体の資産、戦略あるいは経営陣、競合している業界のダイナミクスの変化、追加の資金調達の方法、信用市場の全体的な健全性が含まれる。財務制限条項など契約上の保全措置あるいは発行体の資本構造における相対的ポジションなど、当社保有の有価証券に固有の要因も、その価値に影響を与える。

当社が保有する運用資産の大半は、1社以上のNRSROによって格付けを受けている。格付け機関の信用査定及び見解の表明に係る手法の変化は当社ポートフォリオの公正価値にマイナスの影響を与える可能性がある。当社は、当社ポートフォリオの発行体の信用力をモニタリングするため、信用アナリストのチームを登用している。その性質上、一時的でないと考えられる、信用状況に関連した当社ポートフォリオの公正価値の低下は、減損及びその他の信用関連の損失を通じて、当社の純利益及び資本ポジションにマイナスの影響を与える。これらの損失はまた、日米両国における当社のソルベンシー比率にも影響を与え得る。アフラック（日本）では、一部の規制会計上の要求から信用関連損失に基づく減損を求められる可能性があり、これは米国GAAP及び法定会計とは異なる可能性がある。これらの減損損失は、アフラック（日本）の利益ならびにそれに対応する配当及び資本活用に悪影響を及ぼし得る。

当社はまた、当社のポジションの信用力を高めている担保資産の劣化というリスクにも晒されている。このリスクが関係する投資には、商業用不動産担保ローン、バンク・ローン及びミドルマーケット・ローンといった第一順位抵当権付シニアローンならびにローン・バック証券が含まれ得るが、内在するローンあるいは担保証券の元利あるいはその他の支払いが不履行となることで、当社の投資ポートフォリオのポジションにとってキャッシュ・フローが不利に変化する可能性がある。

当社は、その信用力の一部が政府の内在的な力に依存している銀行及びその他の金融機関、加えて政府及び政府機関によって直接発行された債券によるソブリン信用リスクに晒されている。米国と日本に加え、多くの政府、特に欧州の政府は、財政及び予算の修正ならびに構造改革の必要性、経済活動の低下及び銀行あるいはその他の国家システムにとって重要な事業体の支援に必要な投資により、格下げの対象となっている。追加的な格下げあるいは当社が投資するソブリン発行体の債務不履行は、当社のポートフォリオに不利な影響を与え、当社の利益及び資本を減少させる可能性がある。

当社の保有する期限付証券の発行体に係る基本的な信用力に関するエクスポージャー及び内在する債務不履行リスクに加え、当社はまた、一般的な信用市場スプレッドの動きに伴うリスクに晒されている。信用スプレッドの拡大は、当社の既存のポートフォリオの価値を低下させ、当社の投資ポートフォリオに未実現損をもたらし、日本におけるSMRを決定する際に用いられる、当社のリスク調整後の資本ポジションを低減させる可能性がある。しかし、信用スプレッドの拡大は新規の信用投資に係る純投資収益を増加させる可能性がある。反対に、信用スプレッドの縮小は、当社の既存のポートフォリオの価値を上昇させ、当社の投資ポートフォリオに未実現益をもたらす可能性がある。一方、信用スプレッドの縮小は、当社が得ることのできる新規の信用投資に係る純投資収益を減少させる可能性もある。市場ボラティリティの上昇はまた、当社の一部の投資に関する評価を困難にする（当解説と分析の第3部「重要な会計上の見積額」の項を参照されたい。）。

信用リスクの詳細については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「信用リスク」の項を参照されたい。

他の金融機関の信用力の低下が当社に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は金融業界におけるカウンターパーティーに対するエクスポージャーを有し、それらと日常的に取引を行っている。カウンターパーティーには、証券会社、デリバティブのカウンターパーティー、商業銀行及びその他の機関が含まれる。

当社は、当社の投資ポートフォリオ、当社が発行する社債及び子会社からの配当に関連する様々なリスクを軽減するためにデリバティブ商品を活用している。当社は、為替先物取引、通貨オプション、通貨スワップ及び金利スワップを含む多様な取引において様々な契約を締結している。当社のデリバティブの利用は、デリバティブのカウンターパーティーに対する当社の財務上のエクスポージャーを発生させる。当社のカウンターパーティーがこれらのデリバティブ商品にかかる債務が履行できない、あるいは履行を拒絶した場合は、当社のリスクヘッジは無効となり、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接デリバティブ取引を行っている。ISDA契約書の多くはまた、クレジット・サポート・アネックス（CSA）条項を含んでいる。CSA条項は、エクスポージャーが発生した時点での相互の担保提供に関する一般的な取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求することに加え、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを軽減する。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。当社に求められ得る支払の実額は、市況や当該取引の公正価値、ならびに格下げ時及びそれ以降のその他の要因により変化する。もし、当社がデリバティブ契約のために担保を求められた場合、及び（又は）満期日に資金決済を求められた場合、当社の流動性は制約を受け得る。さらに、当社の決済されたスワップは、カウンターパーティーの決済ブローカー及び集中決済機関に対するエクスポージャーを当社にもたらす。このエクスポージャーは、決済機関や決済ブローカーの資本及び規制により一部緩和されるが、これらのカウンターパーティーがその債務を履行する保証はない。当社は、有価証券貸付取引におけるカウンターパーティーが当社から貸し付けられた有価証券を返還することができない場合のエクスポージャーも有している。当社はまた、有価証券貸付プログラムの担保として差し入れられた有価証券の価値の下落あるいは当該プログラムの担保として差し入れられた現金を用いた運用資産の価値の下落によるリスクにも晒されている。

さらに、当社は当社の保険商品の販売に関して、様々な金融機関と販売契約を締結している。例えば、当社は日本でのアフラック商品の販売について、2018年12月31日現在、371の金融機関と契約している。これらの金融機関による販売は、アフラック（日本）の2018年の新契約年換算保険料全体の4.6%を占めていた。これらのあるいはその他の金融機関に対して重大な悪影響があった場合は、当社の販売に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、大規模で高い格付けを有しているカウンターパーティーとの間で、重要な再保険取引を行っている。これらのカウンターパーティーのうち、一つにでも悪影響を及ぼす事象の発生や展開があった場合、当社の財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

これらの他の金融機関に対するエクスポージャーに関するリスクは、全て連結の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社運用資産にかかる減損金額の決定は重要な評価判断に基づくもので、当社の経営成績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

期限付証券に対する投資においては、公正価値がその簿価を下回っている場合は、その証券の価値は損なわれているということになる。当社は、投資ポートフォリオ全体について定期的にその価値の下落状況を監視している。当社は、当社の投資の大半については、債券減損モデルを用いて一時的でない減損の評価を行っている。

当社の債券減損モデルは、当社の投資からのキャッシュ・フローの最終的な回収に重点を置くことが含まれる。このモデルにおいて、減損金額は、広く知られているリスク及びそれぞれの証券に特有のリスクについて

定期的に実施している評価と査定の結果に基づいて決定されている。状況の変化及び新しい情報の入手に伴い、評価と査定は修正される。

売却可能というカテゴリーに分類されている期限付証券については、当社は、財務諸表においてその公正価値を報告し、全ての資産価値の未実現損益をその他の包括利益累計額に含めている。満期保有有価証券については、当社は償却原価で報告する。債券減損モデルの下では、価値の減損が一時的なものであるかどうかについては、主に当社による発行体の信用力の評価で決定される。当社は、当社が有価証券を保有している間にその価値が回復する可能性を決定する際には重要な判断を加えることが必要となる。これに影響する可能性のある要因には、定められた期日の元利払いを発行体が継続できるかどうかの当社の判断、全般的な金利水準、信用スプレッド及びその他の要因が含まれる。また、当該有価証券の価値が償却原価まで回復するまでの間に、当社がこれを売却する意思があるか、あるいは売却を余儀なくされる可能性が余儀なくされない可能性より高いかどうかについても検証する。有価証券を処分する前に当社の投資の価値が簿価まで回復する可能性が低いと判断した場合、当社は当該有価証券の簿価を公正価値まで下げ、その損失の性質に応じて、連結損益計算書あるいはその他の包括利益において、関連する全ての減損損失を認識する。

アフラック（日本）では、規制会計上の目的から、金利の上昇、信用関連損失又は為替変動に伴う減損を求められる可能性があるが、これはアフラック（日本）の利益とそれに対応する配当及び資本活用に不利な影響を及ぼす。

当社の経営陣は、状況の変化及び新しい情報の入手に伴い、定期的な評価の結果を更新し、必要と考えられた場合は、減損として損益計算書に反映させるようにしている。また、将来においてさらなる減損が発生する可能性がある。過去にあった減損の傾向は必ずしも将来の減損の予測指標にはならない。

持株会社として、親会社は、社債の償還などの債務返済及び普通株式の配当金支払いのための資金面で子会社の送金能力に依存している。

親会社は持株会社で、直接的な事業を行っておらず、また、最も重要な資産は子会社の株式である。親会社は、親会社の事業子会社を通じて事業を行っているため、親会社は、社債の償還などの債務返済、親会社の普通株式の配当金支払い及び買戻しならびに子会社への投資あるいは外部の投資機会における投資のために必要な資金を、それらの子会社からの株主配当金とその他の支払いに依存している。

アフラックは会社設立準拠法地をネブラスカ州においており、ネブラスカ州の保険規制に服しており、これによって、アフラックから親会社への配当金、経営管理報酬、貸付金、立替金の支払いには、一定の制限や規制が課せられている。ネブラスカ州の保険法によれば、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純利益（資産運用実現利益を除く。）、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額を超えて配当を実施する場合には、事前承認が必要になる。加えて、関連企業グループ内のサービス提供や取引については、ネブラスカ州保険局による承認が義務づけられている。日本支店の子会社への変更の後、ネブラスカ州保険局及び金融庁は、それぞれの国に居住する保険会社としての業務及び取引を承認した。アフラック（日本）が親会社に配当あるいはその他の形態の支払いを行う際、日本の会社法に基づき一定の財務基準を満たさなければ、金融庁はそれを認めない。これらの条件の下で、日本の子会社の配当可能額は、原則として、前年度末の状況に基づき、その他利益剰余金にその他資本剰余金を加えた金額から、売却可能有価証券に係る税引後未実現損（純額）を差し引いた金額と定義される。

アフラック及びアフラック（日本）が親会社に対して配当及びその他の支払いを行う能力は、独立した格付け機関から付与された財務力格付けへの当社の依存からも制約を受ける可能性がある。これらの格付け機関から付与される当社の格付けは相当程度においてアフラックの資本レベルに左右される。親会社に対してアフラックが配当及びその他の支払いをすることができなくなると、当社の経営成績及び財政状態が重要で不利な影響を受ける可能性がある。

これらの理由により、親会社の事業子会社からの利益又はその他の利用可能な資産が当社の事業運営を可能にするための配当を行うために十分であるという保証はない。

当社の財務力格付け又は社債格付けの引き下げが当社の競争上のポジションならびに流動性及び資本の確保に悪影響を及ぼす可能性がある。

保険会社の競争上のポジションの決定に際して、財務力格付けは重要な役割を演じ得る。NRSROは継続的に、アフラック及びその競合会社を含む多くの保険会社の財務業績及び財政状態を査定している。彼らは、適時に保険金の支払いを行う保険会社の能力に対する彼らの見方を反映した財務力格付け、保険会社の優先債務及び劣後債務についての適時の支払い能力に対する彼らの見方を示す当該債務の格付けといった複数の格付けを付与することができる。

NRSROは保険会社の事業の強さ及び全般的な財務状況へのNRSROの評価を含めて、様々な要因により、保険会社の格付け又は将来の見直しを変更する。格付けに影響する要因には、競合上のポジション、収益性、キャッシュ・フロー及びその他の流動性の源泉、資本水準、投資ポートフォリオの質及び経営者の能力に対する見方が含まれる。NRSROからアフラックに付与される格付けは、当社が銀行市場、債券市場及び再保険取引などその他の可能な資金調達先において流動性と資本を確保するための重要な指標である。アフラックの信用格付けの引き下げは、アフラックのデリバティブ取引のカウンターパーティーに対して、デリバティブ取引の早期解消や追加担保請求の機会を与え、その結果、当社の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

保険会社を含む多くの金融機関が金融危機以降に経験した困難な状況に鑑み、NRSROはこれらの金融機関に適用されるモニタリングのレベルを引き上げた。NRSROによって実行されたステップには、査定頻度の増加と範囲の拡大、運用資産の評価方法を含む追加情報提供についての格付けの対象会社に対する要求、一部のケースにおいては、彼らの計算モデルで使用され特定の格付けの維持に必要となる資本及びその他の要件のレベルの引き上げが含まれる。

2015年9月16日、S&Pは日本のソブリン債信用格付けを引き下げた。これを受け、同社はまた、アフラックを含むいくつかの外国保険会社の格付けも引き下げた。アフラックは米国に本拠を置く保険会社であるが、日本におけるアフラックの大規模な事業展開とこれに対応する日本の金融庁による規制という要素に、上記の日本国債に対するアフラックの大きなエクスポージャーという要素が加わり、S&Pはアフラックの中核的な保険事業に対する財務力格付けをA+に、アフラックの優先債務格付けをA-にそれぞれ引き下げ、アウトルックをともに安定的とした。その後、2016年から2018年の間に、S&Pがさらにアフラックの格付けを引き下げることにはなかったが、S&Pは従前、日本のソブリン格付けの格下げがアフラックの財務力格付けの引き下げにつながる可能性について言及していた。非常時には、国家の規制及び監督当局は保険会社あるいは金融システムの柔軟性に制約を設ける可能性があるため、そのポリシーとして、S&Pが保険会社に対してその所在する国家の長期のソブリン格付けを上回る格付けを付与することは稀である。

上記のアフラックの流動性調達への影響に加え、アフラックの格付けの引き下げは、募集人の新規開拓と維持、販売、競争力及び商品の市場性に重大な悪影響を及ぼし、そのことがアフラックの流動性、経営成績及び財政状態に不利な影響を及ぼす可能性がある。また、格付けに対する銀行の依存度及び注目度が高いため、日本における銀行窓販による販売も悪影響を受ける可能性がある。

格付け機関が取る行動及びそれに対応して当社が取る行動はいずれもアフラックの事業に悪影響を及ぼす可能性があるが、これらについて当社は予測できない。金融サービス業界の他の会社と同様、アフラックの格付けも、NRSROによりいつでも、また事前の予告なしに引き下げられる可能性がある。

当社のリスク管理ポリシー及びその手続きが十分に機能しないことが判明し、当社が未確認のあるいは予期しないリスクに晒され続け、当社の事業に悪影響を及ぼし、あるいは損失の発生につながる可能性がある。

当社は、当社に対するリスク及び損失を減少させるため、企業全体にわたるリスク管理及び統治の枠組みを構築した。当社は、当社が晒されている諸リスクの特定、評価、監視、報告及び分析を目的としたポリシー、手続き及び管理体制を維持している。

しかしながら、当社が適切に予期あるいは特定できなかったリスクが存在する、あるいは将来発生する可能性があるため、リスク管理戦略については当社固有の限界がある。仮に当社のリスク管理の枠組みが不十分であることが判明した場合、当社は予期しない損失を被り、重大な悪影響を受ける可能性がある。当社の事業が変化し、当社が事業を展開する市場が進化する中で、当社のリスク管理の枠組みがこうした変化に歩調を合わせることができない可能性がある。その結果として、適切に特定されず、監視あるいは管理が行われていないリスクが、新商品や新たな事業戦略によって生じる可能性がある。予想を上回る罹患率、死亡率、長寿化あるいは継続率に由来する、市場の緊張、予期せぬ市場動向あるいは想定外の保険金給付金請求という局面においては、当社のリスク管理戦略の有効性には限界があり、当社に損失をもたらす可能性がある。さらに、困難で流動性の低い市場環境においては、当社のリスク管理戦略は有効でない可能性がある。なぜなら、他の市場参加者も同一の困難な市場環境の下でリスクを管理するにあたって、当社と同一あるいは同様のリスク管理戦略を実行する可能性があるからである。このような状況において、他の市場参加者の活動に由来するリスクを低減することは、当社にとって困難となるかあるいはより大きな費用が必要になる可能性がある。

当社のリスク管理戦略あるいはその手法の多くは、過去の顧客及び市場動向に依拠したものであり、全ての戦略及び手法は、ある程度経営陣の主観的な判断に依存している。内在する前提条件や戦略を含めて、当社のリスク管理の枠組みについて、それが正確で有効なものであると当社が保証することはできない。

業務、法務及び規制に関するリスク管理は、他の事項とともに、ポリシー、手続き及び管理体制を通じて、数多くの取引及び事象を適切に記録し確認するよう求めているが、それらのポリシー、手続き及び管理体制が必ずしも完全に有効なものであるとは限らない。当社の営業及び管理両部門において、主として商品の値付け、準備金の計算及び資産の評価に基づく将来のキャッシュ・フロー予測とともに、リスクの評価及び必要自己資本の決定を含む目的のために、一定のモデルが利用されている。これらのモデルは、当社の上級経営陣によるリスク管理委員会が承認したリスク管理ポリシーの下で利用されているが、適正に運用されない可能性があり、またその性質上、不確実な前提及び予測に依拠している。当社の事業が成長し進化を遂げる中で、当社が使用するモデルの数とその複雑性は増加し、入力データと前提条件を含むモデルの設計、導入又は運用に係るエラーの発生に対する当社のエクスポージャーは増大している。

過去又は将来の当社従業員又は第三者（当社から費用を支払う関係にあるサプライヤー及び当社に収益をもたらす関係にある提携先）の従業員による不正行為は、当社による法令違反、規制上の制裁及び（又は）深刻な風評あるいは財務上の被害につながり、予防措置が全ての場合において、その不正行為を探知、抑止することができない可能性がある。明文化されたサプライヤー行動規範、提携先へのデューデリジェンス及び厳格な契約手続き（財務、法務、ITセキュリティ及びリスク評価を含む。）があるにもかかわらず、第三者の実行可能性を評価し、当社が過剰又は不適切なリスクを負うことがないよう設計された当社が利用する管理手法及び手順が有効であるとの保証はない。さらに、外部業者の利用は、オペレーションリスクを課すことになり、その結果として、財務上の損失、業務の混乱、ブランドの毀損あるいはコンプライアンスにかかわる問題を引き起こす可能性がある。アフラックの外部サービス提供者に対する、ポリシー、手続き、研修及びガバナンスの欠如による不適切な監督は、財務上の損失あるいはアフラック・ブランドの毀損につながり得る。

特定の単一の発行体又は経済のセクターに対する当社投資ポートフォリオの集中が当社の財政状態又は経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

特定の単一の発行体、業界、その関連業界、資産クラスもしくは地域セクターに不利な影響を及ぼす事象又は展開は、特定の保有資産あるいは一連の保有資産に悪影響を及ぼす可能性があり、元金あるいは利息の不払いによる債務不履行から生じる損失リスクを増加させる可能性がある。当社は、適切な水準で多様化を維持することによって、こうしたリスクを極小化しようとしている。当社の投資ポートフォリオが集中する限りにおいて、それが当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当社のグローバル投資ガイドラインは当社の投資ポートフォリオにおける集中の制限を設けている。

当社の投資ポートフォリオの集中の詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の項及び本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「信用リスク」の項を参照されたい。

当社運用資産及びデリバティブの評価に際して使われる、評価方法、見積もりや予測値は異なる解釈に左右され、異なる評価の結果をもたらす可能性がある。これにより、当社の経営成績又は財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

当社は、保有する期限付証券及びその他の金融商品の大きな金額を公正価値で報告している。その価格の評価要素には、観察可能な程度が高くない予測値もしくはインプット、あるいは、より洗練された評価方法及びより多くの見積もりを必要とする予測値もしくはインプットが含まれる。これにより、これらの資産が最終的に売却される際の価格と異なる価格の評価が生まれる。当社の連結財務諸表で報告されている証券の価格に対して、急速に変化し、かつ前例のない信用及び株式市場環境が重大な影響を及ぼす可能性がある。また、報告期間ごとに価格が大きく変動する可能性もある。

当社のデリバティブに対する評価は、金利や為替レートといった市場に内在する変数によって変動する。政治的な不安定性、経済的な不確実性、政府による介入あるいはその他の要因により市場が混乱している期間においては、当社は保有するデリバティブの評価に係るボラティリティの著しい変化を経験することがある。極端な市場動向は、取引水準とカウンターパーティーへの評価に激変をもたらすような商品の流動性にも影響を及ぼす。デリバティブの評価における重要性と方向性によっては、当社はカウンターパーティーに対する追加担保の差し入れに直面する。要求された担保の額が短期間に増大することによっても、当社に対する流動性は逼迫し得る。反対に、当社がそのカウンターパーティーから担保を引き揚げれば、当社は短期間にそのカウンターパーティーの信用リスクの増加に晒される可能性がある。

基準金利としてのLIBOR廃止は、評価と適用金利をLIBORに依拠したローンならびにデリバティブ及びその他の資産の評価に不確実性を引き起こす可能性があり、またこれらの資産の市場における売却及び処分の際に値決めの不確実性を引き起こす可能性がある。

運用資産及びデリバティブの評価に関する詳細については、当解説と分析の第3部「重要な会計上の見積額」ならびに連結財務諸表注記1、3、4及び5を参照されたい。

主要経営陣の後継人事が当社の成功にとって重要である。

当社の主要な経営陣の後継人事について適切に計画し推進しなければ、当社が悪影響を受けることがある。当社は、主要な経営陣について後継人事計画を作成し、かつ特定の経営幹部とも雇用契約を結んでいるが、これらは対象となる経営幹部が必ず当社に勤務するという保証にはならない。彼らが当社における勤務を中止すれば、当社の事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

大災害や大惨事が当社の財政状態及び経営成績ならびに当社のインフラストラクチャーとシステムの利用可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の保険事業は、伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、戦争あるいはその他の軍事行動及びテロあるいは暴力的行為等による大災害や大惨事のリスクに晒されている。これらによる損失の規模は、その影響を受けた地域の保険金の総額及びその事象の深刻さによる。地震、津波、ハリケーン及び人災といった特定の事象は、広範囲にわたる地域、特に人口の密集した地域で深刻な損害や人命の喪失をもたらす可能性がある。自然災害又は人災によって発生した保険金給付金の支払請求が、いかなる四半期又は年度の当社の財務業績を大きく変動させ、当社の収益性を大きく低下させる、あるいは当社の財政状態を害するだけでなく、当社の新規販売に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、このような大災害や大惨事が、当社の事業や顧客を支える当社の物理的なインフラストラクチャー及びシステムを破壊する程度に及び、当社の事業運営は悪影響を受ける可能性がある。当社は、破局的な事態の発生による業務の混乱を最小化するためのグローバルな危機管理の枠組みを有しているが、この枠組みが、そうした事態からの当社への悪影響を回避するにあたって有効に働かない可能性がある。

米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」）又は他の会計基準策定機関が公表する会計基準の変更が当社の財務諸表に悪影響を与える可能性がある。

当社の財務諸表は、米国GAAPに準拠している。この会計基準は定期的に見直され、及び（又は）拡大している。従って、FASBを含む権威ある会計基準策定機関が公表した新しい、もしくは改訂した会計基準の適用を随時求められている。公表されているが実施されておらず当社に適用される予定の新しい会計基準の影響については、連結財務諸表注記1で開示されている。当社の財政状態又は経営成績に最も重要な影響を与えると予想される公表された会計基準は以下に要約される通りである。

2016年6月、FASBは、ASU 2016-13「金融商品 - 金融商品における信用損失の測定」を公表した。この改訂は、償却原価で測定される金融資産（あるいは金融資産群）から回収が見込まれる金額を反映するため、これらの資産について信用損失に係る引当金との純額で表示することを求めるものである。このガイダンスの適用によって最も大きな影響を受ける資産クラスは、貸付金及び満期保有の期限付証券であると当社は現在見込んでいる。この改訂は、2019年12月16日以降に開始する年度より有効となる。

さらにFASBは、2018年8月、ASU 2018-12「金融サービス - 保険：長期保険契約に係る会計処理の限定的な改善」を公表した。この改訂は、保険会社における長期保険契約の会計処理方法を大きく変更するものである。この改訂の対象となる項目には、将来保険給付に係る負債の前提条件の最低年1回のレビュー及び、レビューにより前提条件に変更があった場合における前提条件の更新ならびに四半期毎の割引率の前提条件の更新が含まれている。レビューと更新の頻度は、前提条件によって変わるが、全ての対象項目は、最低年1回のレビューを求められる。当社は、将来保険給付に係る負債の前提条件のレビューと更新が、当社の経営成績、システム、プロセス及び内部統制に対して重要な影響を与えるものと予測しており、一方、割引率の更新は、株主持分におけるその他の包括利益に対して重要な影響を与えるものと予測している。この改訂は、2020年12月16日以降に開始する年度より有効となる。

現在当社が連結財務諸表に適用している会計処理方法は、新しい会計基準によって変更され、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。新たな会計基準の適用及びそれが当社の財政状態又は経営成績に与える影響についての情報は、連結財務諸表注記1を参照されたい。

当社の年金制度及びその他の退職給付について、当社が使用する割引率、予想収益率、平均余命、医療費及び給付上昇の予想の前提の変更は、費用の増加につながり、当社の利益を減少させる可能性がある。

当社は年金及びその他の退職給付に係る費用を、予想割引率、年金資産の予想収益率、加入者の平均余命及び給付水準の上昇予想と医療費の傾向に基づいて決定している。低金利環境の持続の影響を含むこれらの前提の変更は、費用の増加と利益の減少につながる可能性がある。

当社は訴訟、監督当局による検査及び照会ならびにその他の事項に関連するリスクに直面している。

当社は、業務において通常発生し得る様々な訴訟で被告となっている。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難であり、集団訴訟やその他の訴訟において、原告は巨大な金額を求める可能性がある。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものがあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかし、大きな法的責任や連邦、州あるいはその他の監督当局からの当社に対する措置ならびに監督当局による大がかりな照会や検査は、当社の評判を傷つけ、事業の変更、多額の罰金あるいは厳しい処分ならびに訴訟費用及び当社に対する和解あるいは判決による多額の費用の計上につながり、それ以外のものも含めて、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。前記に限定されることなく、当社が直面している、したことがある、あるいはする可能性がある訴訟及び規制に関する事項には、販売代理店の開拓、保険販売の慣行、給付金の支払い及び給付の謝絶あるいは遅延を含む手続き、当社の財務諸表あるいはその他の公表資料における重大な虚偽記載あるいは不記載、及び（又は）企業統治、企業文化あるいは企業倫理に関連する事項が含まれている。さらに当社は、性的あるいは他の形態のハラスメントあるいは人種、肌の色、国籍、宗教、性別あるいはその他の理由に基づく差別に関する申

立あるいは訴訟に直面する可能性がある。当社の「行動倫理憲章」は、当社従業員によるこうしたハラスメントや差別を禁じているが、当社は継続的な研修プログラムを実施し、規則違反の行為について報告する機会を提供しており、申立を受けたハラスメントあるいは差別を調査し懲戒処分を行う可能性がある。当社の従業員あるいは独立募集人による、いかなる法令、規制、規範的行動についての内部又は外部の規範あるいは基準の違反又はこれらからの逸脱、あるいはこうした違反あるいは逸脱についてのいかなる見方も、当社の評判、ブランド価値、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

募集人の誤分類に関する訴訟あるいは判決は、当社の経営成績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の米国における販売部隊の大半は、現在もまた過去においても、独立募集人から成り立っている。当社は、こうした募集人を独立業者として適切に区分していると確信しているが、かかる募集人は従業員であると主張する州あるいは連邦政府の労働局あるいは税務当局から規制上の措置の対象となり又は訴訟においてかかる主張の対象となる可能性がある。米国における労働者の分類を司る法令及び規制が変わる可能性があり、また、当社が独立募集人を通じて大きな販売を上げている州を含み、過去の解釈とは異なる解釈がなされる可能性がある。当社の米国の販売部隊における独立募集人が独立業者として誤分類されてきたという主張あるいは判決は、当社の業務及び米国でのビジネスモデルの変更につながる可能性があり、巨額の罰金あるいは厳しい処分ならびに訴訟費用及び当社に対する和解あるいは判決による多額の費用の計上につながり、それ以外のものも含めて、当社の事業、経営成績、財政状態及び流動性に重大な悪影響を与える可能性がある。

市場リスクに関する定量的及び定性的開示については、本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」を参照されたい。

将来に関する全ての事項は、2018年12月31日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けている。規定によれば、その記述が将来予測に関する記述として特定され、将来予測に関する記述に含まれる内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供しよう奨励している。当社は、この規定を活用したいと考えている。本報告書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載している。こうした将来の見通しは、本報告書の中や、あるいはアナリストと当社役職員との議論、米国証券取引委員会（以下、「SEC」）に提出された文書の記述に含まれている。将来予測に関する記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものである。さらに、予測情報は、様々な仮定や、リスク、不確定要素から影響を受ける。特に、以下の言葉あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予測は、一般に将来予測に関する記述である。当社は、将来予測に関する記述について、最新情報を提供する義務を負っていない。

「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」
「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」
「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」「見通し」

当社が随時言及している事項のほかに、将来予測に関する記述と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりである。

- ・世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・重要な金利リスクに対するエクスポージャー
- ・日本に対する事業の集中
- ・円/ドル為替レートの変動
- ・当社の条件に合致する円建て有価証券の限られた入手可能性
- ・日本支店の子会社への変更に関連した米国の税務監査リスク
- ・保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・情報システムの開発・改善を継続する能力
- ・競争環境及び市場の傾向を予測し対応する能力
- ・アフラック・ブランド及び当社の評判を守る能力
- ・優秀な募集人、ブローカー、社員及び販売提携先を引きつけ、維持する能力
- ・電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗
- ・患者の個人情報及び情報セキュリティに関する規則の遵守の失敗
- ・広範囲な規制及び法律又は政府当局による規制の変更
- ・当社に適用される税率の変更
- ・当社の投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・他の金融機関の信用力の低下
- ・当社の運用資産に係る減損金額の決定における重要な評価判断
- ・子会社が親会社に配当金を支払う能力
- ・当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・当社に固有なリスク管理方針及び手続きの限界
- ・特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力

- ・伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、戦争あるいはその他の軍事的な行動、テロ行為あるいはその他の暴力的な行動を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・会計基準の変更
- ・年金及びその他退職給付プランに係る前提の変更による費用の増加と収益性の低下
- ・訴訟の内容及び結果
- ・米国における雇用者の誤分類に係る主張あるいは判決

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の概要

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」（以下、「当解説と分析」）は、2016年から2018年までの3年間に、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の財政状態と経営成績に影響を及ぼした事柄について知らせるものである。従って、以下の解説の閲読にあたっては、関連する連結財務諸表及び注記を参照されたい。

当解説と分析は、以下の7つの部分から構成されている。

- 第1部：当社の事業
- 第2部：2018年の業績概要
- 第3部：重要な会計上の見積額
- 第4部：経営成績
- 第5部：保険事業
- 第6部：財政状態の分析
- 第7部：資本及び流動性

第1部：当社の事業

アフラック・インコーポレーテッド（「親会社」）とその子会社（総称して「当社」）は、日米両国で主に補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険事業は、米国においては、アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（「アフラック」又は「アフラック（米国）」）が、日本においては、2018年4月1日以降はアフラック生命保険株式会社（「アフラック（日本）」）が、それぞれ事業を展開している。2018年4月1日より前は、当社の保険事業は日本においてはアフラックの支店として展開していた。（日本支店の法的な子会社への変更についての詳細については、当解説と分析の第5部「保険事業」を参照されたい。）また、アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ ニューヨーク（アフラック・ニューヨーク）はアフラックの完全子会社である。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店により販売されている。アフラック（米国）はまた、アフラック団体保険というブランド名で営業しているコンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー（以下、「CAIC」）を通じて団体保険を販売している。米国と日本は、当社保険事業の2大市場となっている。

当社の事業の詳細については、本報告書の第2「企業の概況」、3「事業の内容」を参照されたい。

第2部：2018年の業績概要

円建ての損益計算書の勘定は、期中の加重平均円/ドル為替レートを、円建ての貸借対照表の勘定は、期末の直物の円/ドル為替レート⁽¹⁾をそれぞれ用いて米ドルに換算されている。12月31日現在の直物の円/ドル為替レートは、2017年が1ドル=113.00円であったのに対し、2018年は1.8%円高ドル安の1ドル=111.00円であった。年間の加重平均円/ドル為替レートは、2017年が1ドル=112.16円であったのに対し、2018年は1.6%円高ドル安の1ドル=110.39円であった。

2018年の収益合計は、2017年の217億ドルから0.4%増加し、218億ドルとなった。2018年の当期純利益は、2017年の46億ドル（希薄化後1株当たり5.77ドル）から29億ドル（希薄化後1株当たり3.77ドル）となった。2017年、当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益は、改正税法からの影響の評価額19億ドル（希薄化後1

株当たり2.42ドル)を含んでいた。2018年第4四半期、当社は、日本の繰延税金残高に関連する暫定的な調整を行ったが、その金額は重要なものではなかった。また同四半期、当社は、予想される外国税額控除資産に関連する評価性引当金の調整を行わなかった。その結果、当社の繰延税金負債の価値が確定した。

2017年の業績には、税引前資産運用実現損(純額)151百万ドルが含まれていたのに対し、2018年の業績には、税引前資産運用実現損(純額)430百万ドルが含まれていた。2018年の資産運用実現損(純額)は、一時的でない減損損失及び貸倒引当金の変動額81百万ドル及びデリバティブ及び為替差損益による損失(純額)234百万ドルを含んでいた。2018年1月1日付の新たな会計基準の適用により、持分証券の公正価値の変動は、資産運用実現損益の要素として当期利益に計上されることとなった。2018年、当社は、持分証券に係る損失(純額)131百万ドルを計上した。

(1)円/ドル為替レートは、株式会社三菱UFJ銀行が公表した対顧客電信仲値(TTM)による。

2018年10月、親会社は米国の発行登録書に基づく公募により、550百万ドルのシニア債及び534億円のシニア債を発行した。2018年11月、親会社はこの550百万ドルのシニア債からの手取金を、親会社の2020年満期の年利2.40%のシニア債の期限前償還に充当した。これらの取引の詳細については、連結財務諸表注記9及び当解説と分析の第7部「資本及び流動性」を参照されたい。

2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行い、2018年3月2日の営業時間終了時点の登録株主に対して100%の株式配当の形で2018年3月16日に交付することを決定した。この株式分割により、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を交付した。発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び株式に基づく全てのデータは、本報告書に表示されている全ての期間にわたって、本株式分割を反映するように調整されている。

自己株式取得計画に基づき、当社は公開市場において、2017年には35.5百万株(13.5億ドル相当)の当社の普通株式を取得したのに対し、2018年には28.9百万株(13億ドル相当)の当社の普通株式を取得した。

日本郵政株式会社との戦略的提携

2018年12月19日、親会社及びアフラック(日本)は、日本郵政株式会社(以下、「日本郵政」)との間で、基本合意書を締結した。この基本合意書の条件に基づき、日本郵政は親会社との間で資本提携を行うことに合意し、日本郵政及びアフラック(日本)は、がん保険に関する従来からの取り組みを再確認することに合意した。また、日本郵政及びアフラック(日本)は、各種プロセスにおけるデジタルテクノロジーの活用、お客様本位の業務運営を推進するための新商品開発における協力、日本の国内外の事業展開及び第三者への共同投資における協力ならびに資産運用に係る協力を含む、新たな協業の取り組みの検討についても合意した。

株主契約の条件に基づき、日本郵政によって設立され資金を供給される、議決権信託(以下、「信託」)は、公開市場取引又は市場外のブロック取引を通じて、株式の購入を開始してから1年以内に、親会社の発行済普通株式の約7%相当を取得するために、商取引上合理的な努力を尽くす。この信託は、以下のうち最も早く到来する時期に満了する期間において、親会社の発行済普通株式の10%を超える株式を保有しないことに合意した。すなわち、信託がかかる株式の7%を取得してから4年後、信託がかかる株式の5%を取得してから5年後、あるいは信託が親会社の株式の取得を開始してから10年後のうちいずれかが最も早く到来する期間である。かかる期間の満了後、親会社の発行済株式の10%あるいは親会社の株式に係る議決権数の22.5%に相当する株式のうちいずれか大きい方をを超える株式を保有しないことに、信託は合意した。

アフラック・インコーポレーテッドの全ての普通株式がそうであるように、信託によって取得される株式が48ヶ月間連続して保有されると1株につき10議決権を行使することができることに鑑み、株主契約はまた、信託受託者によって行使される議決権が、親会社における議決権の20%を超えないように実効的に制限する議決権の制限を定めており、さらに、一定の支配権の変更にかかる取引については、信託受託者の議決権行使に制限を設けている。日本郵政は、親会社の取締役会において取締役の地位を得ず、親会社を支配、経営、あるいは経営への介入を行う権利を有さない。

この戦略的投資は、日米監督当局による一定の許認可を条件としている。当社は、監督当局による許認可は、2019年下半期に取得されるものと予測している。

以上の要約は、基本合意書及びその様式がレター・アグリーメントに添付されている信託契約及び株主契約を含むレター・アグリーメントの全文に依拠し、これを条件としており、その全文を引用することにより完全となる。

2018年12月31日現在、信託は親会社の発行済株式を有していなかった。

第3部：重要な会計上の見積額

当社では、米国GAAPに沿って財務諸表を作成している。これらの原則は主にFASBにより制定されたもので、当解説と分析において言及されているFASBにより制定された米国GAAPとは、FASBの会計基準編纂書（ASC）を指している。米国GAAPに従って財務諸表を作成するため、当社は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。当社の経営成績と財政状態を理解するうえで、当社が最も重要だと考えているのは運用資産及びデリバティブの評価額、繰延新契約費（DAC）、責任準備金、支払備金と法人税等に関する見積もりである。これらの重要な会計上の見積額の作成及び評価は、経営陣の分析や判断から導き出した様々な仮定をもとに算出したものである。それを適用することにより、2018年12月31日現在、財務諸表に計上する当社の資産の94%及び負債の81%の価値が決定されるため、これらの見積額は当社の当期純利益や株主持分に直接影響を及ぼし、また、実際の経営成績や別の仮定をもとに算出した数字とは大きく異なる可能性がある。

運用資産及びデリバティブ

当社の運用資産は、主として債券及び持分証券で構成されているが、それらには公募形式による有価証券と私募形式による有価証券の両方を含んでいる。当社は、公募形式による有価証券については、公開取引市場において容易に入手可能な公表市場価格ならびに第三者である値付業者による価格の見積もり及び評価によって、公正価値を決定している。当社の投資ポートフォリオにおける私募形式による有価証券の大半について、第三者である値付業者がその公正価値を決定するため当社が使用する評価手法を開発した。私募形式による有価証券の残りの部分については、外部仲介業者から入手する非拘束的な価格の見積もりを用いている。

当社では、有価証券の公正価値を毎月見積もっている。当社は、値付業者及び価格情報仲介業者から得た見積公正価値の一貫性を月単位で検証し、その時点の市場環境も考慮に入れる。当社はまた、定期的に価格情報仲介業者及び値付業者とその価格算定技法について意見を交換することで、その一貫性についてモニタリングしている。同時に、提供された価格に応じて決められた評価レベルの妥当性についても検証している。公正価値が妥当でないように見える場合には、当社はそれらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。さらに、当社は入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンス指標と比較することもある。経営陣の分析に基づいて評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積もりがより妥当だという証拠がある場合には当該評価が修正される可能性もある。当社は全ての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値を妥当に見積もっていることを確認している。

また、当社では、公正価値が下落した運用資産を日常的に検証し、下落が一時的なものかどうかを判断している。問題のある運用資産の判別、市場で取引されない場合の公正価値の決定、公正価値の下落が一時的なものかどうかについての評価は、経営判断に負うところが大きい。当社は、当社が有価証券を保有している間に価値が回復する可能性を判断するにあたり、重要な判断を加えなければならない。これに影響する要因は、発行体が元利支払いを約定どおり継続的に行うことができるかどうかに関する当社の査定、全般的な金利水準、信用スプレッド及びその他の要因である。このプロセスには、信用リスクのようにある程度コントロールが可能なリスクと、金利リスクのようにコントロールが不可能なリスクについて考慮することが求められる。当社

の経営陣は、投資に対する経営陣としての評価を定期的に更新しており、その評価が見直される場合には、その損失の性質によって、当期純利益あるいはその他の包括利益に減損損失を反映させる。

当社のデリバティブ活動には、アフラック（日本）のポートフォリオの米ドル建て有価証券に係る為替リスクのヘッジに用いられる為替先物取引及び通貨オプション、金利リスクのヘッジに用いられる金利スワップ及び金利スワップに関するオプション（又は金利スワップション）、円建て予定キャッシュ・フローの一部の経済的なヘッジ及び円安局面での当社の長期的なエクスポージャーのヘッジに用いられる為替先物取引と通貨オプション、一部のシニア債及び劣後債に係る通貨スワップ、及び連結される変動持分事業体（以下、「VIE」）における通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップを含んでいる。デリバティブの評価に用いられるインプットには、金利、信用スプレッド、先物及び直物為替レート、金利ボラティリティが含まれるが、これらに限定されるものではない。

詳細については、連結財務諸表注記1、3、4及び5を参照されたい。

繰延新契約費及び保険契約準備金

がん保険、事故・重度障害保障保険、入院保障保険、重大疾病保険、歯科医療保険、眼科医療保険、定期保険、終身保険、長期介護保険及び所得保障保険を含む当社の医療保険及び生命保険の大半の保険料は、保険契約の保険料払込期間にわたって稼得した収益として、保険契約者からの支払期日の到来に応じて認識される。収益を計上する際には、それに対応する保険金給付金及び費用を同時に計上し、保険が有効でありつづけると見込まれる期間にわたり、保険料収入に応じて、一定比率の利益が認識されるようにしている。さらに、毎年責任準備金を追加し、新契約費を繰り延べ、後にその償却を行うことにより、正しく期間損益が認識できることになる。

当社の定期保険、終身保険、WAYS及び学資保険を含む短期払商品からの保険料は、保険金給付金が支払われる期間よりも著しく短い期間で回収される。これらの商品の保険料は、保険契約の保険料払込の予定期間にわたって稼得した収益として、保険契約者からの支払期日の到来に応じて認識される。営業保険料のうち純保険料を超える部分は繰り延べられ、有効な保険契約との関係に基づいて利益として認識される。保険金給付金は、発生時に費用として計上される。責任準備金は、純保険料方式を使用して保険料が認識された際に計上される。

繰延新契約費

繰延新契約費と責任準備金の計算には、保険数理上の適正な評価手法に基づいた見積もりの使用が必要である。新契約については、直近の保険給付発生実績と実際の新契約費をより正確に反映するよう、保険数理上の仮定と繰延新契約費を毎年見直し、必要に応じて修正する。保有契約については、繰延新契約費が将来の保険料収入により回収されるかどうかを主要商品グループ別に評価し、回収不能と判断された金額は全て当期純利益に賦課される。過去2年間の繰延新契約費の詳細については連結財務諸表注記6を参照されたい。

保険契約準備金

12月31日現在における事業セグメント別及び全体の保険契約準備金の内訳を次の表にまとめた。

保険契約準備金

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
日本セグメント：		
責任準備金	\$ 77,812	\$ 73,661
支払備金	2,857	2,692
その他の保険契約準備金	12,122	12,779

日本セグメント保険契約準備金合計	\$	92,791	\$	89,132
米国セグメント:				
責任準備金	\$	9,137	\$	8,806
支払備金		1,727		1,700
その他の保険契約準備金		117		119
米国セグメント保険契約準備金合計	\$	10,981	\$	10,625
連結:				
責任準備金	\$	86,368	\$	81,857
支払備金		4,584		4,392
その他の保険契約準備金		12,236		12,898
連結保険契約準備金合計 ⁽¹⁾	\$	103,188	\$	99,147

(1) 日本セグメント及び米国セグメントの保険契約準備金の合計値は、再保険及び再々保険取引により、連結保険契約準備金の合計値を上回っている。

米国GAAPの規定に基づく関連会計基準及び数理実務基準に準拠して決定される保険契約準備金には、分析と判断を含む二つの要素、すなわち責任準備金及び支払備金が含まれ、2018年12月31日現在、それぞれ保険契約準備金合計の84%及び4%を占めていた。

責任準備金は、将来発生する保険金給付金請求に備えて積み立てられ、通常は、予想支払保険金給付金の現在価値から予想純保険料の現在価値を差し引いて算出される。当社は一般的に保険契約時に設定した罹患率、死亡率、継続率及び予定利率に基づいて責任準備金を算出している。算出に用いられる仮定は、契約の営業保険料設定に用いた仮定と密接に関係している。また、米国GAAPの規定に従い、当社は実際の結果において不利な影響を受けないよう不利な予測差異に係る引当も考慮している。

支払備金には、既に発生した保険金給付金請求で支払手続き途中のものや、既に発生したがまだ当社に報告されていない保険金給付金請求の見積額が含まれる。当社は過去の保険金給付金支払実績をベースにし、最近の動向と条件の変化を反映させるよう調整した統計分析を用いて、支払備金を割引前ベースで算出している。支払備金見積り根拠となる仮定は、過去の実績や当社の未払債務に関するその他のデータをもとに定期的に見直されている。

当社の保険契約は請求事由ごとの給付金額が確定しているため、医療費上昇の影響は受けない。また、当社の事業は米国と日本の両国で展開されており、この地理的な分散と給付金の特性により、大規模な疫病の流行や大災害などによる予想を超える給付金支払いの急増リスクが軽減される。アフラックの保険契約において、請求の報告及び保険金給付金の支払いは通常比較的短期間で行われる。支払備金は、予想発生率、特に保険金給付金発生金額と発生頻度に影響される。発生金額とは最終的にある保険契約に対して支払う金額の規模を指し、また発生頻度とは発生した保険金給付金請求の回数を指している。当社の保険金給付金支払いは主に被保険者の人口構成に影響される。

従来から当社で実施してきた財務報告、会計処理及び内部統制の一環として、当社は保険契約準備金に対して保険数理手法を用いて詳細な年次検証（営業保険料評価分析（以下、「GPV」））を行い、かつ米国GAAPの規定に従い、検証の結果を当社の経営成績と財政状態に反映させている。2016年の年次検証により、アフラック（日本）については、低い運用利回りの影響を主因に、介護保険契約の一部に責任準備金を積み増す必要があることが判明した。この検証の結果、当社は2016年に責任準備金を52百万ドル積み増した。当社の2017年及び2018年の年次検証は、これらの責任準備金を更に強化する必要はないと結論づけた。アフラック（米国）については、当社の2016年、2017年及び2018年の年次検証により、米国における保険契約に関する準備金を強化する必要はないことが判明した。2017年、日米両国において資産運用の前提条件が検証され、当社はGPV利回り予測において、予想フォワード・レートを採用した。加えて、日本では、資産は保有契約毎に配分されており、契約が求める利回りとデュレーションとの整合を図っている。

次の表は12月31日に終了した各事業年度の責任準備金の増加を示している。

責任準備金

(単位：百万ドル/十億円)	2018年	2017年	2016年
アフラック（米国）	\$ 9,137	\$ 8,806	\$ 8,442
増加率	3.8 %	4.3 %	4.4 %
アフラック（日本）	\$ 77,812	\$ 73,661	\$ 68,291
増加率	5.6 %	7.9 %	9.7 %
連結	\$ 86,368	\$ 81,857	\$ 76,106
増加率	5.5 %	7.6 %	9.2 %
円/ドル為替レート（期末時）	111.00	113.00	116.49
アフラック（日本）（円）	8,637	8,324	7,955
増加率	3.8 %	4.6 %	6.0 %

アフラック（日本）の円ベースの責任準備金及びアフラック（米国）のドルベースの責任準備金の増加は、保有契約の長期化と新契約の増加によるものである。

当社は、支払備金の見積額を算出するにあたって、保険契約の保障内容、保険金給付金が支払われる予定の保険契約の件数、被保険者の人口構成、支払事由発生日の分布及び現行の保険金支払業務などの社内要素を含む多くの要素を考慮に入れている。当社はこれらの要素を綿密に検証し、実績が判明するにつれて調整を行っている。通常、保険金給付金支払額のレベルは安定しているが、変動する可能性もある。支払備金の算定にあたり、当社は見積額の範囲を算定しない。次の表は、保険金給付金発生金額と発生頻度の変動により、2018年12月31日現在の支払備金に与える影響の予測値を示している。

支払備金に与える影響の予測値

(単位：百万ドル)	発生金額合計				
発生度合計	2%の減少	1%の減少	変化なし	1%の増加	2%の増加
2%の増加	\$ 0	\$ 25	\$ 50	\$ 75	\$ 101
1%の増加	(24)	0	25	50	75
変化なし	(49)	(25)	0	25	50
1%の減少	(73)	(49)	(25)	0	25
2%の減少	(97)	(73)	(49)	(24)	0

その他の保険契約準備金は、2018年12月31日現在で保険契約準備金全体の12%を占めており、主として年金及び未経過保険料の引当ならびに一部のアフラック（日本）商品の全期前納割引保険料による預り金である。これらの前納保険料は、収納時に繰り延べられ、保険料の支払期間にわたって保険料収入として認識される。前納保険料がその他の保険契約準備金に占めていた割合は、2017年12月31日現在が34%、2018年12月31日現在が29%であった。詳細については、当解説と分析の第4部「経営成績」の「アフラック（日本）」の項を参照されたい。

法人税等

法人税等は財務諸表上の税引前当期純利益に基づいて計算されており、その利益は当社の法人税申告上の利益とは異なる。繰延法人税等は、会計上と税務申告上の金額の間に発生する資産及び負債の一時差異を、その

差異が解消すると予想される会計期間に適用される税法や法定税率に基づいて認識される。米国GAAPでは、税金ポジションの評価に二つのステップを採用している。最初のステップでは、企業が、税務当局の調査を受けた場合、税金ポジションが維持できない可能性より維持できる可能性が高いかどうかを決定する。次のステップでは、維持できる可能性が高いという認識の基準を満たす税金ポジションを測定し、財務諸表で認識する税効果の金額を決定する。税金ポジションを実現できない可能性が実現できる可能性より高い場合は、繰延税金資産に対して評価引当金が設定される。繰延税金資産に係る評価引当金の決定に関しては、一定の経営判断と前提を要する。

繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、当社の経営陣は、繰戻年限における課税所得、直近の複数年度における累積損失の有無、利益予想、一時差異及び繰り延べの戻入を除いた将来の課税所得、将来における課税一時差異の戻入れ、及び保守的かつ実現可能な税務戦略を含む、可能な限りの証拠を検討する。繰延税金資産の一部あるいは全部を当社が実現することの可能性が、実現しない可能性より低いと当社が判断した場合、評価引当金は、その判断がなされた期の当期利益に計上される。同様に、繰延税金資産が実現する可能性が実現しない可能性より高いと後に決定された場合は、従前計上されていた評価引当金は繰り戻される。金利の上昇と信用スプレッドの拡大を含む、将来の経済状況と市場のボラティリティは、当社の税務戦略、特に、従前認識されていたキャピタル・ロスに係る税軽減効果を当社が有効に使えるかどうかに対して、不利に影響する可能性がある。当社の将来の業績及び特定の業界や運用市場の状態を予想することに係る固有の不確実性の下で、当社の判断や前提は変わり得る。

2017年12月22日、改正税法が署名され成立した。改正税法は、なかでも、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げ、一部の所得控除及び税額控除を廃止あるいは減額し、支払金利及び役員報酬の控除を制限した。

改正税法はまた、国際的な企業税制を、全世界的なシステムから修正された地域システムへと移行させている。このことは、アフラック（日本）の現在の課税措置の観点からは、アフラック（日本）の利益を日本の税制の下に置き、親会社の連結利益を含むその他の当社の利益を米国の税制の下に置く効果がある。

これらの改正は、2018年1月1日に発効した。一方、税率の変更は改正税法が成立した期間、すなわち2017年12月31日に終了した期間に会計処理されるため、当社は繰延税金資産及び負債の再評価を行い、合理的な評価として、繰延税金負債純額を、同日付で19億ドル減少させた。当社はこの評価は合理的なものであったと確信しているが、この評価は米国証券取引委員会職員会計公報118号（SAB118）に記載されたガイダンスに依拠しており、このガイダンスは改正税法の影響の会計処理の完了までの測定期間として、2017年12月22日の発効日から最長1年間の期間を設けていた。この評価は、新たな規制や改正、解釈及び将来の税務ガイダンスに加えて、当社の計算についてのさらなる精査やこれまで当社が行った解釈や前提の変更によっても影響を受けた。2018年第4四半期、当社は、日本の繰延税金残高に関連する暫定的な調整を行ったが、その金額は重要なものではなかった。また同四半期、当社は、予想される外国税額控除資産に関連する評価性引当金の調整を行わなかった。その結果、当社の繰延税金負債の価値が確定した。

法人税等の詳細については、連結財務諸表注記10を参照されたい。

将来における長期保険契約に係る会計基準の適用

2018年8月、FASBIは、改訂会計基準(ASU) 2018-12「金融サービス - 保険：長期保険契約に係る会計処理の限定的な改善」を公表した。この改訂は、保険会社における長期保険契約の会計処理方法を大きく変更することが予想され、当社に適用されている従来の認識、測定、表示及び開示に関する要求事項を変更するものである。新たなガイダンスの対象となる項目には以下のものが含まれる：1) 将来保険給付に係る負債の前提条件の最低年1回レビュー及びレビューにより前提条件に変更があった場合における前提条件の更新ならびに四半期毎の割引率の前提条件の更新、2) 市場リスクを伴う給付の公正価値による測定、3) 繰延新契約費の償却方法の簡素化ならびに4) 財務諸表の表示及び開示の改善。この改訂は、公開企業において、2020年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められているが、当社はこの基準の更新を早期適用することは考えていない。

当社は、ASU 2018-12の適用による影響を詳細に評価中であるが、その適用が米国GAAPの会計の下での当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものと予想している。当社は、このガイダンスが要求する将来保険給付に係る負債の前提条件の更新が経営成績に重要な影響を与える一方、割引率の更新がその他の包括利益（AOCI）及び株主持分に重要な影響を与えるものと予測している。このガイダンスの適用については、全面的に遡及適用するか、修正された遡及適用にするかの二つの移行方法が認められている。全面的な遡及適用方法では、過去全ての期間にわたって、保険契約開始時点での実績値、及び新たな基準への移行日に更新された、保険契約に係る予想キャッシュ・フローに基づき再計算することになる。この場合、実績値及び更新された予想を反映して、期首の利益剰余金に対して累積的な調整が認識される。また、割引率の更新は、AOCIにおいて認識される。新たなガイダンスの影響を受ける全ての保険契約に係る過去の実際の情報が利用可能であれば、全面的な遡及適用による移行方法を採用することが認められる。修正された遡及適用方法の下では、移行日における期首、すなわち2019年1月1日の保険契約準備金残高が、割引率の変更を反映した移行前の期末残高に概して等しくなる。

いずれの移行方法をとっても、米国GAAPの下で報告される財務諸表への影響は、当社のビジネスモデルの性質により、大きな影響を受けるものと当社は予想している。いずれの移行方法の下でも、新たなガイダンスの適用は、日本の第三分野保険商品、特に、資産のデュレーションより負債のデュレーションが著しく長いがん保険に対する当社の集中を反映したものになる。適用時に選択される移行方法によるが、長いデュレーションをもつ第三分野保険商品の負債に適用される低い割引率が適用時に認識される一方、有利な罹患率が時とともに認識されるため、米国GAAPベースの株主持分に対するタイミングの影響は顕著なものとなる。さらに、日本セグメントについては、資本のボラティリティを減少させる戦略（ソルベンシーマージン比率あるいはSMRの維持）をとっているため、満期保有有価証券(以下、「HTM」)に指定された大きな投資ポートフォリオを維持している。日本に現出しているような低金利環境の下では、比較的金利の高い環境下で購入されHTMに指定されている資産は、AOCIに反映されない巨額の内在的な利益を保持しており、保険契約準備金に適用される低い割引率を経済的に相殺する役割を果たしている。2018年12月31日現在、当社のHTM残高は償却原価で303億ドルであり、65億ドルの未実現利益（純額）を有していた。新たなガイダンスの適用後、将来保険給付に係る負債の前提条件の更新に対する新たな要求により、将来の当期純利益及び1株当たり当期純利益（2018年の実績で29億ドル、希薄化後1株当たり3.77ドル）は、より大きな四半期毎の変動を反映したものになると、当社は予想している。

新たなガイダンスによる潜在的な影響の一例として、また、説明目的のためだけに示すが、修正された遡及適用及び低金利環境の下では、その適用によりAOCI（2018年12月31日現在で22億ドル）は著しく減少し、その後、割引率の四半期毎の調整の新たな要求によって、より大きな変動を反映したものになると当社は予想している。これとは逆に、より高い金利環境の下で、修正された遡及適用を行った場合について述べると、AOCIの減少幅は小さなものになるかむしろ増加することも予想され（金利環境の状態による）、同様に四半期毎の変動を反映したものになることも予想される。全面的な遡及適用の下では、実績値及び予想キャッシュ・フローの更新による潜在的な相殺効果により、修正された遡及適用との比較において、株主持分合計の減少幅は小さなものとなるか、又は増加することも予想される。

更新された基準の適用からのこれらの項目に対する最終的な影響は、多くの変動要因に依存する評価に依拠している。その変動要因には以下の事項が含まれるが、これらに限定されるものではない。(i)当社により選択される移行方法（当社は引き続き移行方法を評価する。）、(ii)新たな基準の一部の側面、例えば（但しこれらに限定されることはない）、繰延新契約費の償却ならびに準備金の前提条件の設定、モニタリング及び定期的な更新のための方針、プロセス及び統制の策定といった問題について、当社や同種の他の会社がどのように解釈し実施するか、ならびに(iii)日米両国の金利環境の変化。

当社は、移行方法の検討については早期の段階にあり、この基準の適用による全体的な影響の評価については開始したばかりである。このような状況にあるため、当社は、継続的な評価については、更新情報を定期的に提供することを考えている。しかしながら、この新たな会計ガイダンスの適用は、米国GAAPの下での当社財務諸表に影響を与える一方、金融庁の要求に基づくアフラック（日本）の財務諸表あるいは適用される法定会計に基づくアフラック（米国）の財務諸表には影響を与えないと当社は予想している。したがって、当社は、

この更新された基準の適用は、子会社の配当支払能力あるいは適用される規制資本基準を満たす能力に影響を及ぼすものではないと予想しており、さらに当社は、この適用により、当社の資本活用計画についての戦略が影響を受けるとは予想していない。

新会計基準

過去3年間に於いて、様々な会計基準設定団体が、意見の徴求、声明、解説及び公開草案の表明を活発に行っている。新会計基準及び当社の財政状態と経営成績に与える影響の詳細については、連結財務諸表注記1を参照されたい。

第4部：経営成績

以下の解説は、米国GAAPに基づかない当社の業績の評価方式、調整後利益、希薄化後1株当たり調整後利益及びヘッジ費用の償却額について言及したものである。これらの指標は、全般的な経済情勢や事象に影響され、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連する傾向にあるため、当社の保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性がある。当社が考える項目を除外したものである。当社の経営陣は、当社の連結ベースの保険事業の財務業績を評価するにあたっては、調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益を用いている。また、これらの指標を表示することは、当社の保険事業に内在する利益の原動力や傾向を理解するに際して、極めて重要であると当社は確信している。当社は、調整後利益の要素であるヘッジ費用の償却額は、アフラック（日本）における一部の米ドル建て投資のヘッジに係る定期的な為替リスク管理費用を測定するものであり、投資収益（純額）の重要な要素であると確信している。

2018年、当社は、従来「事業利益」として参照していた指標について、税引前額及び税引後額のいずれについても、また、絶対額及び1株当たり額のいずれについても、「調整後利益」という用語の利用を始めた。この変更は、計数に関する単なる表記の変更であり、その定義や計算方法を改訂するものではない。

アフラックは調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を、事業から得られる利益と定義している。調整後利益と最も比較可能な米国GAAPの指標は、当期純利益である。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外国為替のエクスポージャーへの管理戦略に係るヘッジ費用の償却額及び特定の投資戦略によるデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）以外の資産運用実現損益を除いた米国GAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利キャッシュ・フローへの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に関係せずアフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益ならびにその他の損益を除く、米国GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。

当社は、1株当たり調整後利益（基本あるいは希薄化後）を、当該期間の調整後利益を期中の加重平均発行済社外株数（基本あるいは希薄化後）で除したものと定義している。1株当たり調整後利益と最も比較可能な米国GAAPの指標は、1株当たり当期純利益である。

ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産に係る為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートの差により生じ、ヘッジ期間にわたって、定額法で認識される。ヘッジ費用の償却額と比較可能な米国GAAPの財務指標はない。

また、当社の事業のかなりの部分が日本で展開されていること及び為替レートは経営のコントロール外にあることから、当社は、日本円を米ドルに換算することの影響を理解することが重要であると確信している。当期における為替変動の影響を除く調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益は、比較対象の前年同期における平均円/ドル為替レートをを用いて計算されており、円/ドル為替レートの変化のみによってもたらされる変動を消去したものである。

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における、当社の調整後利益及び希薄化後1株当たり調整後利益に影響を与えた項目の、最も直接的に比較可能な米国GAAP指標である当期純利益及び希薄化後1株当たり当期純利益への調整をそれぞれ示している。

当期純利益から調整後利益への調整⁽¹⁾

	単位：百万ドル			希薄化後1株当たり金額		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
当期純利益	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659	\$ 3.77	\$ 5.77	\$ 3.21
調整後利益への調整項目：						
資産運用実現損（益） ^{(2), (3), (4), (5)}	297	0	(87)	0.38	0.00	(0.10)
その他及び非経常的損（益）	75	69	137	0.10	0.08	0.16
調整後利益への調整項目に係る法人 税（軽減額）費用	(83)	(24)	(18)	(0.11)	(0.03)	(0.02)
改正税法に関連する調整 ⁽⁶⁾	18	(1,933)	0	0.02	(2.42)	0.00
調整後利益	3,226	2,716	2,691	4.16	3.40	3.25
当期における為替変動の影響 ⁽⁷⁾	(28)	非適用	非適用	(0.04)	非適用	非適用
当期における為替変動の影響を除く調 整後利益 ⁽⁸⁾	\$ 3,198	\$ 2,716	\$ 2,691	\$ 4.13	\$ 3.40	\$ 3.25

- (1) 「調整後利益」は従来「事業利益」として言及されていたものである。端数処理のため合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- (2) 当期の報告に合わせるために、調整後利益の一部として区分されているアフラック（日本）が保有する米ドル建て投資に係る、2018年、2017年及び2016年におけるヘッジ費用償却額236百万ドル、228百万ドル及び186百万ドルはそれぞれ除外されている。詳細は後述の「ヘッジ費用」の項を参照されたい。
- (3) アフラック（日本）のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年において、この相殺により36百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析を行うに当たり、この利益は、資産運用実現（損）益から組み替えられ、投資収益（純額）の増加として報告されている。
- (4) 一部の資産運用戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）は、2018年において重要な金額ではなかった。経営成績の分析を行うに当たり、この金額は、資産運用実現（損）益から投資収益（純額）へと組み替えられている。
- (5) セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2018年、2017年及び2016年の利益67百万ドル、77百万ドル及び85百万ドルがそれぞれ除外されている。
- (6) 改正税法の影響は、2017年に見積もられ、申告額と費用計上額の調整、当社からの様々な修正申告及び繰延税金負債の最終調整が2018年に計上されたものである。
- (7) 為替変動については、その影響額を当期に限定するため、前期の影響額は「非適用」とした。
- (8) 当期における為替変動の影響を除く金額は、比較対象の前年同期における平均円/ドル為替レートをを用いて計算されており、これにより、為替レートの変化のみによってもたらされたドルベースの変動を消去している。

資産運用実現損益

当社の投資戦略は、会社の成長と収益性の向上に重要な役割を果たす投資収益を安定的に確保するため、主として期限付証券に投資することである。この投資戦略には、当社の負債構造に由来するニーズに対して、ポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを一致させるための資産と負債のマッチング（ALM）が含まれている。当社は、キャピタル・ゲイン又はロスを発生させる目的で有価証券を購入しないが、金融市場全般の状況及び特定の発行体の信用状況の変化、税務戦略ならびに（又は）全般的なポートフォリオの管理及びリバランスによって資産運用実現損益は発生する。また、資産運用実現損益は、当社の保険商品の引受及び管理とは関係なく発生する。資産運用実現損益には、有価証券取引、減損、貸倒引当金の変動及びデリバティブ及び為替取引によるものが含まれる。2018年1月1日以降、持分証券の公正価値の変動も、資産運用実現損益の要素として当期利益に計上されている。

有価証券取引、減損及び持分証券に係る（損）益

有価証券取引は、運用資産の売却及び償還により受領した金額が、当該運用資産の償却原価と異なる場合に生じる損益を含んでいる。減損は、投資有価証券に係る一時的でない減損損失に加えて、貸付金に係る貸倒引当金の変動額を含んでいる。2018年第1四半期以降、持分証券の公正価値の変動による損益は、当期純利益に計上されている。

一部のデリバティブ及び外国為替取引に係る（損）益

当社のデリバティブ活動には、一部の期限付証券に対する為替先物取引及び通貨オプション、円建ての予定キャッシュ・フローの一部を経済的にヘッジし、円安局面に対する当社の長期のエクスポージャーをヘッジする、為替先物取引及び通貨オプション、シニア債及び劣後債の一部に関連する通貨スワップ、連結VIEにおける通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップ、一部の変動利付の投資における金利変動を経済的にヘッジする金利スワップ、ならびに一部のドル建ての売却可能有価証券の金利変動に伴う公正価値の変動をヘッジするための金利スワップションが含まれている。これらのデリバティブを、ヘッジ会計の効果とのネットで購入した結果、損益が認識される。当社はまた、円/ドル為替レート変動に係る再測定による会計上の影響を、調整後利益から除外している。一部のデリバティブ及び外国為替取引に係る（損）益は、外国為替のエクスポージャーの管理戦略に係るヘッジ費用の償却額（下記、「ヘッジ費用」の項を参照されたい。）及び一部の投資戦略及び社債等に係るデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）を除外しており、これらは全て調整後利益に含まれている。

ヘッジ費用

2017年1月1日付で、調整後利益はヘッジ費用の償却額の影響を含むこととなった。ヘッジ費用の償却額は、当社の日本セグメントの投資ポートフォリオにおける一部の米ドル建て資産の為替リスクをヘッジするための為替先物取引の利用に伴い発生する費用である。ヘッジ費用の償却額は、円安局面に対する当社の長期のエクスポージャーを経済的にヘッジする為替先物取引に対して認識されるヘッジ費用の償却利益によって相殺される。これらのヘッジ費用の償却額は、為替先物取引の開始時における直物為替レートと、契約上の先物為替レートの差により生じ、ヘッジ期間にわたって均等に認識される。ヘッジ費用の償却額と比較可能な米国GAAPの財務指標はない。

ヘッジ費用は、デリバティブの想定元本、デリバティブ契約の期間、日米両国の金利の変化及び米ドル資金調達における需給を含む、多くの要因によって変動し得る。近時は、先に述べた要因の変更により、ヘッジ費用が増加している。2017年後半、増加するヘッジ費用を抑えるための施策として、当社はアフラック（日本）が保有する米ドル建て運用資産の未ヘッジ部分を増加させ、ヘッジ費用のボラティリティを減少させるために、ヘッジ期間の長期化を行った。為替ヘッジの詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。

表示された各期間において報告された金額の詳細を含む、当社の資産運用実現損益の詳細については、連結財務諸表注記3及び4を参照されたい。

その他及び非経常的項目

米国の保険業界は、支払不能となった保険会社の保険契約者のための基金を拠出する保険契約者保護システムを有している。このシステムは、生命保険業界における他社の支払不能/破産に伴う資金拠出義務を、時に応じて当社に課すことがあり得る。いくつかの州は、会員の保険会社が分担金の全額あるいは一部を保険料に対する税額控除によって回収することを認めている。これらの分担金は、当社の通常の業務に関連するものではなく、また当社の基礎となる業績を反映したものでなく、当社が制御することのできない外部の状況に起因するものである。これらの米国における分担金に内在する性質に基づき、2017年1月1日、当社は米国の保証基金の分担金負担及びこれに対応する税務便益あるいは費用を調整後利益から除外する会計方針を適用した。

2017年3月に司法当局により認められたペン・トリティの清算について、当社は、保証基金の分担金に係る割引後の債務を62百万ドル（割引前では94百万ドル）と評価してこれを認識し、保険料に対する税額控除の割

引額48百万ドル（割引前では74百万ドル）との相殺により、2017年3月31日に終了した四半期において、純額で14百万ドルを当期純利益への影響額として認識した。保証基金の分担金の賦課の詳細については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

日本においては、政府が保険業界に対して、支払不能となった保険会社の保険契約者のための基金を拠出する生命保険契約者保護機構への拠出を求めている。しかしながら、これらの費用には米国における方法とは異なった計算及び管理がなされている。日本においては、これらの費用は特定の債務不履行又は経営破綻に直接関連したのではなく、保険会社にとっての通常の事業費として取り扱われている。こうした構造に基づき、当社は、日本の契約者保護に関する費用を、「調整後利益」から除外していない。

2017年1月1日付で、当社の日本における支店の法的な子会社への変更に関連する費用は、非経常的項目に含まれることとなった。これらの費用は、主として、法律、会計、コンサルティング、システム統合及びそのプロセスならびにその他類似のサービスに関する費用で構成されている。日本支店の変更に係るこれらの費用は、2017年においては42百万ドル、2018年においては75百万ドルであった。

当社は、当社が発行した社債の期限前償還に伴う費用は、当社の保険事業の基盤や傾向とは無関係であると考えている。さらに、これらの費用は社債発行後の金利の変化により発生するものであり、当社はこれらの金利の変化は当社の保険事業に直接関連しない経済状況を反映したものであると考えている。2017年11月、親会社は年利5.50%の劣後債500百万ドルを期限前償還した。これらの社債の期限前償還により発生した税引前非事業費用は、13百万ドルであった。2016年、親会社は買戻し請求の手続きを完了し、2039年に満期が到来する年利6.90%のシニア債176百万ドル及び2040年に満期が到来する年利6.45%のシニア債193百万ドルの期限前償還を行った。これらの社債の繰上償還による税引前非事業損失は137百万ドルであった。

税制改革の調整

改正税法は、なかでも、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げた。税率の変更は改正税法が成立した期間に会計処理が行われるため、2017年12月31日に終了した事業年度に、当社は繰延税金資産及び負債を再評価し、繰延税金負債の減少純額として、19億ドルの非経常的利益を計上した。2018年第4四半期、当社は、日本の繰延税金残高に関連する暫定的な調整を行ったが、その金額は重要なものではなかった。また同四半期、当社は、予想される外国税額控除資産に関連する評価性引当金の調整を行わなかった。その結果、当社の繰延税金負債の価値が確定した。

詳細については、上述の当解説と分析の第3部「重要な会計上の見積額」の「法人税等」の項及び連結財務諸表注記10を参照されたい。

外貨の換算

アフラック（日本）は保険料の全額と投資収益の大部分を円で受け取っており、保険金給付金と大半の事業費は円で支払っている。アフラック（日本）は、円建ての保険契約準備金を支えるため、円建て資産及び円にヘッジされ得る米ドル建て資産を購入している。しかしながら、これら及びその他の円建ての財務諸表勘定科目は、財務報告の目的で、ドルに換算される。当社はアフラック（日本）の円建ての損益計算書をドルに換算する際には報告期間の平均為替レートを、またアフラック（日本）の円建ての貸借対照表をドルに換算する際には報告期間の期末の為替レートをそれぞれ使用している。

円を機能通貨とするアフラック（日本）の規模が大きいため、円/ドル為替レートの変動が報告業績に大きな影響を及ぼすことがある。円安ドル高の期間に円をドルに換算すると、より小さなドル建ての金額が報告される。逆に、円高ドル安の期間に円をドルに換算すると、より大きなドル建ての金額が報告される。すなわち、円安ドル高の方向になると、当期の業績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高ドル安の方向になると、前年同期と比較した場合の当期の業績が押し上げられる。累積的な為替変動の簿価に対する影響ならびに為替変動の影響を除く事業成績をそれぞれ継続的に把握するため、当社経営陣は、為替換算の影響を含む場合と除く場合の双方で当社の財務業績を評価している。

法人税等

日米を合算した当社の税引前利益に係る法人税の実効税率は、2016年が34.6%、2017年が-14.6%、2018年が26.7%であった。2017年における実効税率の低下は、主として改正税法による19億ドルの恩恵によるものである。2018年1月1日付の連邦法定法人税率の35%から21%への引き下げは、2017年よりも前の年と比較して、2018年の実効税率を低下させることとなった。法人税合計は、2016年が14億ドル、2017年が-586百万ドルであったのに対して、2018年は11億ドルであった。当社の連結法人税費用の大半を占めているのは、アフラック（日本）の所得に対して課せられた日本の法人税である。詳細については、上述の当解説と分析の第3部「重要な会計上の見積額」の「法人税等」の項及び連結財務諸表注記10を参照されたい。

2019年の見通し

長期的な株主価値の増大を図るための当社の戦略は、商品開発、販売網の拡大及び顧客満足度向上のためのデジタル技術の進歩を通じて、成長を追求することである。

2019年の当社の目標は、アフラック（日本）及びアフラック（米国）の両セグメントにおいて、規律ある保険料率、安定的な投資リターン、及び将来の成長と業務の効率化のための事業基盤への投資に向けた有利な保険金給付金比率の期間の活用を通じて、強い税引前利益率を維持することである。市場をリードする当社の地位、強いブランド認知度及び日米両国における多様化した販売網は、これらの目標達成を支えると当社は考えている。

当社の企業努力は、配当、自己株式の取得という形態での資本活用、及びデジタル技術を利用した販売に焦点をあて、当社ブランド、販売網及びその規模を活用した当社の事業を向上させる臨機応変な投資という形態での資本活用に向けた、当社の慎重な戦略を支えるものと当社は確信している。当社は、アフラック（日本）セグメントの配当性向が、金融庁ベースの利益の80%から100%の範囲となる可能性が大きいと表明している。また、アフラック（米国）セグメントにおいて、当社はRBC比率の引き下げ計画を継続し、2019年末までに、RBC比率を500%のレンジとする予定である。

アフラック（日本）セグメント

日本では、貯蓄性第一分野商品から、第三分野商品であるがん保険、医療保険及び保障性第一分野商品への保険料収入のシフトが、引き続き、アフラック（日本）セグメントにおけるやや低い保険金給付金比率につながるものと当社は予測している。また当社は、この事業構成のシフトとIT関連への継続投資及びデジタル技術の進歩が、アフラック（日本）の事業費率をやや高いものにする予想している。貯蓄性第一分野商品のランオフと払済化により、2019年、アフラック（日本）セグメントは収益面で困難な状況に置かれるものと当社は確信している。さらに、日本における低金利環境、投資ポートフォリオのリスク削減、及び米ドルのヘッジ・ポジションのより高いコストの契約への更改を部分的な要因として、2019年、投資収益（純額）は2018年に比較して、やや減少するものと予想されている。

アフラック（米国）セグメント

アフラック（米国）セグメントの利益率は引き続き強く、米国の事業に対して慎重に利益を再投資する機会をもたらすものと当社は予想している。2019年、米国における保険金給付金比率は引き続き有利な傾向となり、個人保険及び団体保険の両チャネルの米国における事業基盤に対する投資の観点から、事業費率は引き続き上昇するものと、当社は確信している。主として当社の米国セグメントの資本及びRBC比率の引き下げにより、投資収益（純額）はやや減少するものと見込まれている。

全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）セグメント

当社は、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）セグメントの業績は、親会社によって保有される資本及び流動性の増加による投資収益（純額）の増加と全社としての為替ヘッジ戦略の恩恵を受けるものと予想している。予想される投資収益の増加は、アフラック・コーポレート・ベンチャーズにおける継続投資の取り組みに係る費用の増加により、一部相殺されるものと考えられる。

この「2019年の見通し」において記述されている内容に適用される重要な開示については、本報告書の第3「事業の状況」、2「事業等のリスク」及び当解説と分析冒頭の「予測情報について」を参照されたい。

第5部：保険事業

米国GAAPは、各企業に対し、年間及び各中間期の財務諸表で事業セグメントについてその財務状況及び具体的な内容を報告するよう求めている。また、当社は、事業セグメント別の損益、特定の収益及び費用ならびに事業セグメント別の資産の評価方法についても報告するよう求められている。アフラックの保険事業は、アフラック（日本）とアフラック（米国）の二つの事業セグメントから構成されている。アフラック（日本）は、当社の連結利益に最も大きく貢献している。親会社のように個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業ならびに再々保険を含むアフラック（日本）及びアフラック（米国）に含まれない事業活動は、「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）セグメント」に包括している。

アフラック（日本）セグメント

アフラック（日本）の税引前調整後利益

アフラック（日本）の税引前調整後利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（日本）の経営成績要約を次の表にまとめた。

アフラック（日本）経営成績要約

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
保険料収入（純額）	\$ 12,762	\$ 12,752	\$ 13,537
投資収益（純額）：			
円建て投資収益	1,283	1,294	1,346
米ドル建て投資収益	1,356	1,169	1,208
投資収益（純額）	2,639	2,463	2,554
外貨建て投資に係るヘッジ費用償却額	236	228	186
投資収益（純額）（ヘッジ費用償却額を減算）	2,403	2,235	2,368
その他の（損）益	41	41	40
調整後収益合計	15,206	15,028	15,945
保険金給付金（純額）	8,913	9,087	9,828
調整後費用：			
繰延新契約費償却	710	630	644
保険販売手数料	735	736	787
保険事業費他	1,640	1,521	1,538
調整後費用合計	3,085	2,887	2,969
保険金給付金及び事業費合計	11,998	11,974	12,797
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	\$ 3,208	\$ 3,054	\$ 3,148

加重平均円/ドル為替レート	110.39	112.16	108.70
---------------	--------	--------	--------

前年同期比増(減)率:	ドルベース			円ベース		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
保険料収入(純額)	0.1%	(5.8)%	12.4%	(1.5)%	(2.7)%	0.8%
投資収益(純額)(ヘッジ費用償却額を減算)	7.5	(5.6)	0.2	5.5	(2.0)	(10.3)
調整後収益合計	1.2	(5.8)	10.4	(0.5)	(2.5)	(1.0)
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	5.0	(3.0)	1.5	3.1	0.6	(9.0)

(1) アフラックは税引前調整後利益(米国GAAP外の財務指標)を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。

2018年、アフラック(日本)の円ベースの保険料収入(純額)は減少したが、これは第三分野保険の保険料収入は増加したものの、貯蓄性商品が払済となったことを要因に、予想されていた第一分野保険の保険料収入の減少がこれを上回ったためである。2018年、ヘッジ費用の償却額を控除した投資収益(純額)は、主として米ドル建ての変動利付資産からのより大きな収益により、増加した。円ベースの税引前調整後利益は、より大きな投資収益(純額)及び第三分野商品の有利な保険金給付金比率により、増加した。

12月31日現在の保有契約年換算保険料は、2016年が1兆6,100億円、2017年が1兆5,500億円であったのに対し、2018年は1兆5,300億円であった。円ベースでの保有契約年換算保険料が2018年には1.6%、2017年には3.4%、それぞれ減少したのは、主として当年度において短期払の保険契約が払済となったことによる。2016年、円ベースでの保有契約年換算保険料が0.7%減少したのは、新規販売の実績、短期払の保険契約が払済となった影響及びアフラック(日本)における継続率が相まった効果の純額を反映している。保有契約年換算保険料をそれぞれの年末為替レートでドルに換算した金額は、2016年が138億ドル、2017年が137億ドル、2018年が138億ドルであった。

アフラック(日本)の投資ポートフォリオには、米ドル建て有価証券やリバース・デュアル・カレンシー債(以下、「RDC証券」。元本償還が円、利払いがドルで行われる。)が含まれている。ドルに対して円高が進んだ年にアフラック(日本)の米ドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益(純額)、調整後収益合計と税引前調整後利益の成長率が押し下げられる。一方、円安が進んだ年に米ドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益(純額)、調整後収益合計と税引前調整後利益の成長率は押し上げられる。

次の表は、前年からのドル/円為替レートの変動の影響を含めた場合と除いた場合の一定のセグメント業績を比較して、アフラック(日本)の米ドル建て投資収益及びその他関連項目を円に換算することの影響を示している。米ドル建て投資収益に係る為替の影響を除いた金額は、比較対象の前年同期のドル/円平均為替レートをを用いて換算している。

アフラック(日本)経営成績対前年同期比増(減)率

(円ベース)

	為替変動を含めた場合			為替変動を除いた場合 ⁽²⁾		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
投資収益(純額)(ヘッジ費用償却額を減算)	5.5%	(2.0)%	(10.3)%	6.4%	(3.6)%	(5.1)%
調整後収益合計	(0.5)	(2.5)	(1.0)	(0.3)	(2.8)	(0.1)
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	3.1	0.6	(9.0)	3.7	(0.5)	(5.3)

- (1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。
- (2) 米ドル建て投資収益に係る為替変動の影響を除いた場合の金額（米国GAAP外の財務指標）は、比較対象の前年同期と同一のドル/円平均為替レートを用いて算出している。

12月31日に終了した各事業年度における円ベースのアフラック（日本）の各種事業指標を次の表にまとめた。

調整後収益合計に対する比率：	2018年	2017年	2016年
保険金給付金（純額）	58.6 %	60.4 %	61.6 %
調整後費用：			
繰延新契約費償却	4.7	4.2	4.0
保険販売手数料	4.8	4.9	4.9
保険事業費他	10.8	10.1	9.8
調整後費用合計	20.3	19.2	18.7
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	21.1	20.4	19.7

保険料収入合計に対する比率：	2018年	2017年	2016年
保険金給付金（純額）	69.9 %	71.3 %	72.6 %
調整後費用：			
繰延新契約費償却	5.6	4.9	4.8

- (1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。

2018年、保険金給付金比率は前年比低下した。これは主として、第一分野商品の一部の払済化に伴う第三分野と第一分野商品の構成の継続的な変化、第三分野保険の有利な給付傾向が続いたこと、及びがん保険の解約率が高かったことによるものである。2018年、第一分野商品の一部の払済化の影響を受けた保険料収入の減少、主としてシステム投資の増加に関連する事業費の増加、新商品に係るアウトソーシング費用、及びがん保険商品の解約の増加による繰延新契約費の償却により、調整後事業費率は上昇した。全体としては、保険金給付金比率の低下が、これを下回る事業費率の上昇により一部相殺されたことを反映して、2018年、税引前調整後利益率は上昇した。2019年については、アフラック（日本）の税引前調整後利益率（調整後利益を調整後収益で除して計算）は安定したものになると当社は見込んでいる。

アフラック（日本）の販売

次の表は、12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（日本）の新契約年換算保険料の推移を示している。

	ドルベース			円ベース		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
（単位：百万ドル/十億円）						
新契約年換算保険料	\$ 869	\$ 846	\$ 1,045	95.9	94.9	113.7
前年同期比増（減）率	2.7 %	(19.0) %	4.8 %	1.1 %	(16.6) %	(5.9) %

次の表は、12月31日に終了した各事業年度において、アフラック（日本）の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	2018年	2017年	2016年
がん保険	65.8 %	55.8 %	46.6 %
医療保険	25.0	34.1	26.0
給与サポート保険	1.8	2.3	0.0
普通生命保険：			
WAYS	0.5	0.6	11.9
学資保険	0.3	0.5	6.4
その他生命保険 ⁽¹⁾	6.1	6.0	6.2
その他	0.5	0.7	2.9
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(1) 定期保険及び終身保険を含む。

アフラック（日本）の商品ポートフォリオの基礎となるのは、今までも、これからもがん保険、医療保険及び給与サポート保険を含む第三分野商品である。2018年の円ベースの第三分野商品の新契約年換算保険料は、2017年と比べて1.6%増加した。第三分野の販売は、2018年4月に発売されたがん保険新商品の成長を含んでいたが、医療保険の販売については、2017年第2四半期に発売された医療保険新商品により、2017年の販売が好調だったことから、2017年比減少した。現下の低金利環境において、アフラック（日本）はがん保険及び医療保険商品の販売促進に一層力を入れている。これらの商品は、第一分野商品と比較して、金利感応度が低く、収益性が高い。日本の医療制度の費用負担圧力が依然として高まる中、第三分野商品へのニーズは将来も引き続き上昇し、アフラック（日本）の医療保険及びがん保険商品は、今後もアフラック（日本）の商品ポートフォリオの重要な部分を占めるものと当社は予想している。

独立法人代理店及び個人代理店の販売は、2016年、2017年及び2018年において、それぞれアフラック（日本）の新契約年換算保険料合計の46.7%、42.8%及び40.1%を占めていた。日本郵政を含む企業系列法人代理店の販売は、2016年、2017年及び2018年において、それぞれアフラック（日本）の新契約年換算保険料合計の44.4%、52.0%及び55.3%を占めていた。日本郵政は、アフラックのがん保険商品を2万局を超える郵便局で販売している。2018年、日本郵政によるがん保険の販売は、アフラック（日本）の第三分野保険の販売額のおよそ25%を占めていた。日本郵政とのこの提携が、当社のがん保険の販売に、これまでも、またこれからも、さらに恩恵をもたらすものと当社は確信している。2018年において、アフラック（日本）は85店の新規代理店を開拓した。2018年12月31日現在、アフラック（日本）の代理店数は9,800店以上で、それら代理店に雇用されている当社商品の販売資格を持った登録募集人の数は109,000名以上であった。

2018年12月31日現在、アフラック（日本）と販売契約を結んでいる金融機関数は371で、日本の全金融機関数の約90%となっている。アフラック（日本）の新契約年換算保険料全体における金融機関チャネルでの販売の割合は、2016年が8.9%、2017年が5.2%であったのに対し、2018年は4.6%であった。

アフラック（日本）の資産運用

円ベースの投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り、米ドル建て投資収益に対する円/ドル為替レートの変動及びその他の要因によって影響を受ける。

当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（日本）は円建て及び米ドル建ての資産運用を行っている。円建ての運用資産は、主として日本国債、公募及び私募で発行される期限付証券である。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産は、期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップあるいは同様の投資手段によるオルタナティブ投資を含む成長資産を含んでいる。アフラック（日本）は、公開取引されているか又は非公開取引でオリジネーションされる投資適格級及び非投資適格級の米ドル建て期限付証券及び貸付金への投資を行っており、アフラック（日本）は、これらの米ドル建て運用

資産の一部の公正価値に係る為替リスクをヘッジするために為替先物取引及び通貨オプション契約を、一部の米ドル建て運用資産の金利変動をヘッジするために金利スワップションを、一部の変動利付運用資産における金利変動を経済的にヘッジするために金利スワップ契約を締結している。

下表は12月31日に終了した各事業年度においてアフラック（日本）が購入した運用資産の明細である。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
円建て：		
期限付証券：		
日本国債及び政府機関債	\$ 3,895	\$ 5,367
その他の期限付証券	1,981	1,579
持分証券	221	189
円建て合計	\$ 6,097	\$ 7,135
米ドル建て：		
期限付証券：		
その他の期限付証券	\$ 1,299	\$ 466
インフラストラクチャー・デット	0	134
バンク・ローン	346	0
持分証券	120	158
その他運用資産：		
不動産改装資金ローン	3,168	1,063
商業用不動産担保ローン	13	48
ミドルマーケット・ローン	839	548
リミテッド・パートナーシップ	314	96
ドル建て合計	\$ 6,099	\$ 2,513
アフラック（日本）取得金額合計	\$ 12,196	\$ 9,648

アフラック（日本）が購入した円建ての私募証券の額は、2017年が11億ドルであったのに対して、2018年は12億ドルであった。

これらの投資プログラムに関する詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」を、貸付金に関する詳細については、連結財務諸表注記1、3及び4を参照されたい。

投資の原資には、営業キャッシュ・フロー、投資収益、満期、償還、有価証券貸付取引及びその他の有価証券取引から発生する資金が含まれる。有価証券貸付取引はまた、投資のための手元資金を随時調達するためにも用いられる。各期の有価証券の購入は、複数の目的に基づき、決定される。これらの目的には、ポートフォリオの適切な分散、潜在的な投資と投資機会の相対価値、流動性、ならびに信用及びその他のリスク要因が含まれるが、同時に当社の投資ポリシーのガイドラインに忠実であることが求められる。

次の表は、12月31日に終了した各事業年度のアフラック（日本）の運用利回りを示している。

	2018年	2017年	2016年
当該期間における取得金額合計（単位：百万ドル） ⁽¹⁾	\$ 11,882	\$ 9,552	\$ 10,903
ニュー・マネー利回り ^{(1),(2)}	3.06 %	1.98 %	1.40 %
平均運用資産に対する利回り ⁽³⁾	2.33	2.31	2.47

米ドル建て投資を含む期末ポートフォリオ簿価利回り ⁽¹⁾	2.61 %	2.56 %	2.62 %
---	--------	--------	--------

(1) 期限付証券、貸付金及び持分証券を含み、リミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を除く。

(2) 資産運用費用、外部へのマネジメント・フィー及びヘッジ費用償却額の控除後、総利回りベースで報告されている。

(3) 資産運用費用及びヘッジ費用償却額の控除後、四半期毎の平均ベースに反映された年初来の数値である。

2018年にアフラック（日本）のニュー・マネー利回りが上昇したのは、主としてより利回りの高い米ドル建ての資産クラスへの配分を増加したことによるものである。

当社の運用資産及びヘッジ戦略の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5ならびに当解説と分析の第6部「財政状態の分析」を参照されたい。

アフラック（米国）セグメント

アフラック（米国）の税引前調整後利益

アフラック（米国）の税引前調整後利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（米国）の経営成績要約を次の表にまとめた。

アフラック（米国）経営成績要約

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
保険料収入（純額）	\$ 5,708	\$ 5,563	\$ 5,454
投資収益（純額）	727	721	703
その他の収益	8	5	10
調整後収益合計	6,443	6,289	6,167
保険金給付金	2,887	2,885	2,869
調整後費用：			
繰延新契約費償却	534	502	497
保険販売手数料	585	580	580
保険事業費他	1,152	1,077	1,013
調整後費用合計	2,271	2,159	2,090
保険金給付金及び事業費合計	5,158	5,044	4,959
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	\$ 1,285	\$ 1,245	\$ 1,208
前年同期比増（減）率：			
保険料収入（純額）	2.6 %	2.0 %	2.0 %
投資収益（純額）	0.8	2.6	3.8
調整後収益合計	2.4	2.0	2.2
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	3.2	3.1	9.7

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。

2018年、米国セグメントにおける余剰資本の取り崩しによりその一部が相殺されたものの、変動利付の運用資産からのより大きな収益により、投資収益（純額）は増加した。保有契約年換算保険料は、2016年、2017年及び2018年において、それぞれ2.4%、2.6%、3.0%増加した。12月31日における保有契約年換算保険料は、2016年、2017年及び2018年において、それぞれ59億ドル、61億ドル、62億ドルであった。

12月31日に終了した事業年度におけるアフラック（米国）の各種事業指標を次の表にまとめた。

調整後収益合計に対する比率：	2018年	2017年	2016年
保険金給付金	44.8 %	45.9 %	46.5 %
調整後費用：			
繰延新契約費償却	8.3	8.0	8.1
保険販売手数料	9.1	9.2	9.4
保険事業費他	17.9	17.1	16.4
調整後費用合計	35.2	34.3	33.9
税引前調整後利益 ⁽¹⁾	19.9	19.8	19.6
保険料収入合計に対する比率：			
保険金給付金	50.6	51.9	52.6
調整後費用：			
繰延新契約費償却	9.4	9.0	9.1

(1) アフラックは税引前調整後利益（米国GAAP外の財務指標）を法人税を適用する前の調整後利益と定義している。当社の調整後利益の定義及び調整後利益と最も直接的に比較可能な米国GAAPの指標である当期純利益との調整については、当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。

2018年、保険金給付金比率は2017年に比べて低下したが、これは主として、2018年第1四半期及び第4四半期において、旧来の個人向けがん保険の失効のわずかな増加に関連した保険契約準備金の取り崩しによるものである。事業基盤に対する投資の拡大を反映し、予定されていた支出増加を主因として、2018年、調整後事業費率は2017年に比べてわずかに上昇した。2018年、より低位の保険金給付金比率により、税引前調整後利益率は2017年に比べてわずかに上昇した。2019年は、継続的な事業構成の変化を反映し、保険金給付金比率は、2018年の水準に比べてわずかに低下し、米国の事業基盤への追加投資を反映して、事業費率はやや高めになるものと当社は予想している。主としてアフラック（米国）における資本及びRBC比率の計画的な引き下げの結果、投資収益（純額）はやや減少するものと見込まれる。（これら全ての収益対比の指標については、RBC比率を引き下げるために当社が計画した余剰資本の取り崩しによる投資収益の減少を反映していることに注意されたい。RBC比率の引き下げ計画の詳細については、当解説と分析の第7部「資本及び流動性」を参照されたい。）

アフラック（米国）の販売

次の表は、12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（米国）の新契約年換算保険料の推移を示したものである。

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
新契約年換算保険料	\$ 1,601	\$ 1,552	\$ 1,482
前年同期比増（減）率	3.2 %	4.7 %	(0.3) %

次の表は、12月31日に終了した各事業年度において、アフラック（米国）の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

	2018年	2017年	2016年
事故・重度障害保障保険	29.2 %	29.4 %	29.5 %
短期所得保障保険	22.7	22.9	23.5

重大疾病保険 ⁽¹⁾	22.1	22.8	22.1
入院保障保険	15.8	14.8	14.8
歯科 / 眼科医療保険	4.7	5.1	5.0
普通生命保険	5.5	5.0	5.1
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(1) がん保険、重大疾病保険及び入院集中治療保険を含む。

2018年の新契約年換算保険料は、2017年比で、アフラック（米国）の主力商品である事故・重度障害保障保険が2.4%増加、短期所得保障保険が1.8%増加、重大疾病保険（がん保険を含む。）が0.1%減少、入院保障保険が10.4%増加した。

団体保険商品を加えたことで、アフラック（米国）の販売網が広がり、より大きな企業との取引機会とブローカー及び募集人の双方のチャネルでの販売の機会が増加している。アフラック（米国）の団体保険商品が訴求することにより、引き続きより大きな企業とその従業員にアクセスできる機会が増加すると当社は期待している。アフラック（米国）の団体及び個人保険の商品ポートフォリオは、企業に対して、その従業員がより価値が高く包括的な保障内容を選択する機会を与えている。

2018年、アフラック（米国）の販売部隊は、週次で活発な業績のある平均で8,500名を超える募集人（ブローカーを含む。）を擁していた。当社は、この平均的に週次で業績のある募集人の計数が、販売責任者が進捗状況やニーズを把握することに役立つものと確信している。

「One Day PaySM」は、アフラック（米国）が注力している給付への取り組みであり、有効な支払請求に対する審査、承認、支払いの手続きをわずか一日で完了させるものである。この給付支払実務は、アフラック（米国）のブランドへの評価と契約者がアフラックに抱く信頼感を高め、アフラックを競合他社から際立たせるものと、当社は確信している。

アフラック（米国）の商品は、増加する医療費に係る自己負担分や家計費、あるいは収入や資産の毀損に備え、それらの一助となるよう現金給付を行うものである。より大口の企業への販売を拡大しようとしているアフラック（米国）にとって、団体保険及び大口市場を扱う保険ブローカーとの関係は販売促進に有効である。最も適切で費用対効果が大きな商品を顧客に提供する機会を特定するために、アフラック（米国）は常に市場を評価している。当社商品に対するニーズは依然として大変強いものと当社は確信しており、全ての規模の企業にアクセスできるようアフラック（米国）はその販売力の向上に引き続き努めている。その中には、販売部隊とブローカーの業界双方の利益となるような施策が含まれている。同時に当社は、変化を続ける医療環境の中で、当社のブランド力と魅力的な商品ポートフォリオを活用するための機会を追求している。

米国の規制環境

医療制度改革法

連邦の医療法である医療費負担適正化法（以下、「ACA」）は、あらゆる年齢と所得水準の米国国民が包括的な高額医療費保険に加入することを目指すとともに、医療保険事業に対する直接の監督権限を連邦政府に与えた。ACAは2010年に成立したが、この法律の主な部分は、2014年1月1日に発効した。ACAは、米国の医療保険市場にいくつかの大きな変化をもたらしている。ACAがもたらしたその他の変化には、個人の医療保険加入の義務付け（その後、改正税法により2019年に無効になるとされた。）、適切な保障を提供しない一部の雇用主に対する罰則、医療保険取引所の創設、医療損失率の設定ならびに加入及び除外への取り組みが含まれている。この法律には、現在のところ2022年に実施が予定されている一定の高額医療保険への消費税課税（いわゆるキャデラック税）も含まれている。ACAはまた、個人及び雇用主に対する政府による払い戻しと税控除についての変更と医療保険会社に対する連邦及び州の規制の変更を含んでいた。成立したACAは、当社の保険商品の設計への大きな変更を求めるものではない。しかし、これらの法律及び規制の間接的な影響は、当社の販売モデル、財

政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある試練を当社にもたらす可能性がある。米国議会は、ACAの重要な条項の廃止あるいは置換につながる法案を検討したことがあり、今後も検討を続ける可能性がある。ACAに何らかの影響を与える法案が議会を通過する可能性、こうした法案の最終的な成立時期や条項、こうした法案が当社の保険商品の設計や市場性に与える影響については、なんら保証できない。さらに、ACAの一部の条項は、訴訟に晒されており、今後も同様の状態が継続する可能性があるため、ACAによる最終的な影響は不確定である。

2017年10月、トランプ大統領は大統領命令に署名し、連邦の監督当局に対して、ACAの下で発せられた一部の規制の見直しや修正を行うよう指示した。この大統領命令に明記された目的は、健康保険市場における競争の促進と消費者による選択肢の拡大、及び医療費の削減である。この大統領命令は、その実現のために、より多くの雇用者に対して協会健康保険プランを提供し、雇用者が医療費返還の仕組みをより良く利用することができるようにするとともに、短期保険を通じて保障の拡大を図るとしている。この大統領命令は、労働省（DOL）、財務省及び保健社会福祉省（HHS）の三連邦政府機関に対して、現在の規則の見直しと、この命令を実行するためのガイダンスの策定を課している。これらの政府機関の動向が明らかになるまでは、提案された修正の詳細については不明だが、この大統領命令は当社商品の有効性や市場性に対して重大な影響を与えるものではないと、当社は予想している。

税制改革法

2017年12月22日、改正税法が署名され成立した。改正税法は、なかでも、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げ、一部の所得控除及び税額控除を廃止あるいは減額し、支払金利及び役員報酬の控除を制限した。

改正税法はまた、国際的な企業税制を、全世界的なシステムから修正された地域システムへと移行させている。このことは、支店としてのアフラック（日本）の現在の課税措置の観点からは、アフラック（日本）の利益を日本の税制の下に置き、親会社の連結利益を含むその他の当社の利益を米国の税制の下に置く効果がある。支店としてのアフラック（日本）の米国の税務目的における扱いは、2018年4月1日に法的な目的における支店形態から子会社形態への変更が完了した後も変わらなかった。

アフラック（米国）は、その保険料率を内部利益率に基づいて決定している。アフラック（米国）の事業は、これらの税務の変更に対して料率面で当社が中立であることを期待するような財務構造を有している。アフラック（米国）の商品は、マーケティング、引受、及び管理に関する多額の初期費用を必要とするものである。アフラック（米国）の商品が税制改革により受ける減税はより小さなものであり、新契約獲得のための投資に必要な金額が増加する。加えて、当社は、RBC比率の要求が税引後ベースで増大し、このことがこれらの商品について必要な初期費用の別の原因となるものと、予想している。保険準備金及びDACの課税標準もまた、納税時期を早めるかあるいは当社に不利な方向をもたらす可能性がある。これらの影響の全ては、後年の利益に対する有利で低位な税率の効果を相殺する。これらの様々な影響は、料率の観点からは全般的に中立的なものとして見込まれる。

改正税法は、2018年1月1日に発効した。一方、税率の変更は改正税法が成立した期間、すなわち2017年12月31日に終了した期間に会計処理されるため、当社は繰延税金資産及び負債の再評価を行い、繰延税金負債純額を同日付で19億ドル減少させた。2018年第4四半期、当社は、日本の繰延税金残高に関連する暫定的な調整を行ったが、その金額は重要なものではなかった。また同四半期、当社は、予想される外国税額控除資産に関連する評価性引当金の調整を行わなかった。その結果、当社の繰延税金負債の価値が確定した。2018年12月31日に終了した期間における改正税法の影響については、連結財務諸表注記10を参照されたい。アフラック（日本）の支店から子会社への変更についての情報は、本報告書の第2「企業の概況」、2「沿革」を参照されたい。

ドッド・フランク法

ドッド・フランク法第7章及びそれに基づく規制、特に一定の種類デリバティブについて、集中決済を求める規則は、アフラック（日本）のために行われているものを含むアフラックのデリバティブ活動に影響し得る。さらに2015年及び2016年、米国商品先物取引委員会（以下、「CFTC」）を含む六つの米国の金融規制当局は、アフラックのような一部のカウンターパーティーとの間の非清算スワップに関して、当初証拠金（以下、「IM」）及び変動証拠金（以下、「VM」）の取引に係るスワップ・ディーラーの義務を強化する最終規則を公表した。VMに係るこうした規則の要求や欧州における類似の規制は、2017年3月1日に有効となり、全てのカウンターパーティーに関して、2017年9月1日までに完全に遵守することが求められていた。IMに係るこうした規則の要求は、現在段階的に導入され、2020年9月1日までに完全に施行される。2017年10月、CFTC及び欧州委員会は、両方の証拠金規制の枠組みの対象となる一部のスワップ・ディーラーが、一方の一連の証拠金規制を遵守することにより代替的なコンプライアンスを利用することを認める同等性の決定を、それぞれ最終化した。これらの証拠金規制は、担保に関するより厳格な規制につながり、アフラックのデリバティブ活動におけるその他の側面に影響を与えると見込まれている。

また、ドッド・フランク法は、米国財務省内に連邦保険局（以下、「FIO」）を設立し、保険業界を包括的に監督すると同時に、特定の医療保険、特定の長期介護保険及び農作物保険以外の保険事業を監督する。米国の保険会社は、伝統的には、主に各州の保険局による規制を受けてきた。FIOは、保険業界を直接規制することはないが、ドッド・フランク法の下で、一定の条件や制限の下で、連邦政府によって合意に達した国際的な合意と合致しない州の保険規制を無効にする権限を有している。また、FIO及び一部の連邦当局は、保険に関する特定の国際会議からの提案に対して見解を示す場合には、州の保険規制当局と合意状態に達しなければならない。2013年12月、FIOは、「米国における保険の規制システムをいかに現代化し改善するか」と題するレポートを公表した。このレポートは、ドッド・フランク法により求められたもので、近い将来に州について改革すべき状態について、18の推奨領域を挙げている。その中には、適正自己資本、安全性/健全性、保険会社の意思決定慣行の改革、市場規制の改革が含まれている。このレポートは保険規制に関して連邦政府が直接関与すべき九つの推奨領域についても取り上げている。2013年12月に公表されたFIOのレポートで概要が示されていた推奨の一部は既に実行に移されている。2015年1月に署名され法律として成立した全米登録エージェント・ブローカー協会改革法は、エージェント及びブローカーの州際的な免許取得手続きを簡略化するものである。FIOはまた、国内大手及び国際的に業務を展開する保険会社についての財務の安定性の監視及び規制のギャップを特定するため、監督カレッジとも連携している。大統領と議会は、ドッド・フランク法の一部の規定の改革あるいは廃止についての提案に言及し、その内の一部は実行に移された。かかる提案による、アフラックの事業、財務状況あるいは経営成績への影響については、いかなるレベルの確実性をもってしても予測することはできない。

保険保証基金法

州営保険保証基金に関連する法律及びこれに類似する国際管轄における法律の下で、保険契約者及び給付請求者に対して支払不能となっている保険会社の一部の債務について、アフラックは、関係法域におけるアフラックの保険引受のシェアに応じて、これを分担しなければならない。米国の一部の州は、会員保険会社が支払済の分担金の全額あるいは一部を、保険料税の相殺を通じて回収することを認めている。当社の方針は、ある保険会社とその所在州における債務超過の定義に該当し、その損失額を合理的に見積もることが可能となり、分担金の対象となる保険引受がなされたときに、当社は当該保険会社に係る分担金の発生を認識するというものである。大半の州では、債務超過の定義は、管轄裁判所により財務的な債務超過が宣告されたときに満たされる。

アフラック（米国）の資産運用

投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り及びその他の要因によって影響を受ける。

当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（米国）は、期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を含む成長資産で資産運用を

行っている。アフラック（米国）は、公開取引されるか又は非公開取引でオリジネーションされる、投資適格級及び非投資適格級の期限付証券及び貸付金に投資している。

下表は12月31日に終了した各事業年度においてアフラック（米国）が購入した運用資産の明細である。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
期限付証券：		
その他の期限付証券	\$ 1,068	\$ 836
インフラストラクチャー・デット	97	60
持分証券	76	56
その他運用資産：		
不動産改装資金ローン	610	249
商業用不動産担保ローン	163	34
ミドルマーケット・ローン	141	199
リミテッド・パートナーシップ	44	16
アフラック（米国）取得金額合計	\$ 2,199	\$ 1,450

投資の原資には、営業キャッシュ・フロー、投資収益、満期、償還及びその他有価証券取引から発生する資金が含まれる。各期の有価証券の購入は、複数の目的に基づき、決定される。これらの目的には、ポートフォリオの適切な分散、潜在的な投資と投資機会の相対価値、流動性ならびに信用及びその他のリスク要因が含まれるが、同時に当社はその投資ポリシーのガイドラインを遵守する。

12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（米国）の運用利回りは次の表のとおりであった。

	2018年	2017年	2016年
当該期間における取得金額合計（単位：百万ドル） (1)	\$ 2,155	\$ 1,434	\$ 1,144
ニュー・マネー利回り ^{(1),(2)}	4.55 %	4.49 %	3.89 %
平均運用資産に対する利回り ⁽³⁾	5.16	5.07	5.04
期末ポートフォリオ簿価利回り ⁽¹⁾	5.55 %	5.52 %	5.60 %

(1) 期限付証券、貸付金及び持分証券を含み、リミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を除く。

(2) 資産運用費用及び外部へのマネジメント・フィーの控除後、総利回りベースで報告されている。

(3) 資産運用費用の控除後、四半期毎の平均ベースに反映された年初来の数値である。

2018年におけるアフラック（米国）のニュー・マネー利回りの上昇は、主として、より利回りの高い変動利付資産への配分を増加したことによるものである。

運用資産の集中するセクターに関する詳細は、連結財務諸表注記3及び本報告書の第3「事業の状況」、3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(2)「市場リスクに関する定量的及び定性的開示」の「信用リスク」の項を参照されたい。

全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他

全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他の収益合計は、2016年が277百万ドル、2017年が272百万ドルであったのに対して、2018年は339百万ドルへと増加した。2018年におけるこの増加は、主として投資収益（純額）の増加によるものである。投資収益は、2017年に35百万ドルであったのに対して、2018年は113百万ドルへと増加したが、これは当社の全社ベースの円に関するヘッジ・プログラムによる36

百万ドルの税引前の利益貢献、及び2017年第4四半期に開始した、米国セグメントにおける余剰資本の取り崩しの一環として移管された600百万ドルを超える運用資産により増加した利益によるものである。

全社調整後事業費は、主として人件費、福利厚生費、再々保険の給付費用及び施設費で構成されている。全社事業費は、2016年が516百万ドル、2017年が486百万ドルであったのに対して、2018年は478百万ドルであった。2018年における調整後事業費の減少は、重要なものではないと考えられている。2016年から2017年にかけての調整後事業費の減少は、主として再々保険活動の変動によるものであり、保険料収入の減少に対応している。

全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他の税引前調整後利益は、2016年が239百万ドルの損失、2017年が214百万ドルの損失であったのに対して、2018年は139百万ドルの損失であった。2018年における税引前調整後利益の改善は、前述のとおり、主として投資収益（純額）の増加によるものである。

第6部：財政状態の分析

当社の事業の機能通貨における当社の財政状態は好調に推移している。財務諸表の作成にあたり、円建ての貸借対照表の各項目は、各期の期末日現在の円/ドル為替レートを用いてドルに換算されている。

運用資産

当社の資産運用戦略は、リスク調整後の長期の投資リターンを追求し、規制上及び資本政策の範囲内で安定した利益を計上して株主価値を守りつつ、規律ある資産及び負債管理を活用するものである。これらの目的のバランスを最適化するために、当社はアフラック（日本）のために、円建て運用資産の分散したポートフォリオ、円にヘッジされた米ドル建て投資ポートフォリオ及びヘッジされていない米ドル建て資産ポートフォリオの維持に努めている。当社のポートフォリオ管理及び資産配分プロセスの一環として、アフラック（米国）は期限付投資ならびに上場持分証券及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資を含む成長資産への投資を行っている。アフラック（米国）は、公開取引されるか又は非公開取引でオリジネーションされる、投資適格級及び非投資適格級の期限付証券及び貸付金に投資する。

次の表は、12月31日現在の事業セグメント別の運用資産の内訳を示している。

事業セグメント別保有運用証券

(単位：百万ドル)	アフラック（日本）		アフラック（米国）	
	2018年	2017年	2018年	2017年
売却可能期限付証券（公正価値） ⁽¹⁾	\$ 69,409	\$ 69,338	\$ 12,132	\$ 13,606
満期保有期限付証券（償却原価）	30,318	31,430	0	0
持分証券 ⁽¹⁾	806	868	137	92
その他運用資産：				
不動産改装資金ローン	3,621	986	756	249
商業用不動産担保ローン	763	767	301	141
ミドルマーケット・ローン	1,144	527	334	332
契約者貸付金	219	198	13	12
短期投資	0	57	141	0
その他	333	98	63	31
その他運用資産合計	6,080	2,633	1,608	765

保有運用資産合計	106,613	104,269	13,877	14,463
現金・預金及び現金等価物	1,779	636	641	1,011
運用資産及び現金・預金合計⁽²⁾	\$ 108,392	\$ 104,905	\$ 14,518	\$ 15,474

(1) 永久証券を含む。

(2) 親会社とその他の事業セグメントが保有していた運用資産及び現金・預金（2018年は3,333百万ドル、2017年は3,280百万ドル）を除く。

現金・預金及び現金等価物は、2017年12月31日現在が35億ドル（運用資産及び現金・預金全体の2.8%）であったのに対し、2018年12月31日現在は43億ドル（運用資産及び現金・預金全体の3.4%）であった。当社の現金・預金残高に影響を及ぼす要因の詳細については、当解説と分析の「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の各項を参照されたい。

2017年、アフラック（米国）はアトランタ連邦住宅貸付銀行（以下、「FHLB」）のメンバーとなった。アフラック（米国）は、メンバーとして低コストの資金調達手段を得ることができ、同時にFHLB会員株式から配当を得ることができる。FHLBからの調達に応じて、FHLBの株式を追加購入することが求められている。アフラック（米国）は、FHLBからの全ての調達について、条件を満たした形態の担保を提供することが求められる。当社により購入されたFHLBの株式は、制限付運用資産に区分され、連結貸借対照表において、その他運用資産に含まれている。

当社の運用資産の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5を参照されたい。

次の表で引用されている当社の有価証券の格付けは、主要な全米公認格付け機関（以下、「NRSRO」）であるムーディーズ、S&P及びフィッチによるものであるが、これらによる格付けが付与されていない場合は、当社の社内分析により付与したものである。格付け機関による格付けが等しくない場合、当社は、3社以上の格付け機関から格付けを得ている場合は2番目に低い格付けを用いることとし、2社の格付け機関のみから格付けを得ている場合は最も低い格付けを用いることとしている。

12月31日現在において当社が保有していた債券の信用格付け別分布は、次の表のとおりである。

保有有価証券ポートフォリオの信用格付け別分布

	2018年		2017年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
AAA	1.0 %	0.9 %	1.0 %	0.9 %
AA	3.9	4.0	3.9	4.0
A	67.9	69.9	65.8	66.9
BBB	23.2	21.6	24.0	23.3
BB又はそれ以下	4.0	3.6	5.3	4.9
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

2018年12月31日現在、当社の投資ポートフォリオにある第三者による保証を受けている証券に対する当社の直接的及び間接的なエクスポージャーは、個別銘柄及び全体のいずれの観点でも、重要なものはなかった。

2018年12月31日現在、当社のポートフォリオにおいて、未実現損失が最も多く発生している有価証券発行体上位10社を次の表にまとめた。

(単位：百万ドル)	信用格付け	償却原価	公正価値	未実現損失
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	B	\$ 143	\$ 75	\$ (68)

アクサ	BBB	293	242	(51)
アウトスラーデ・イタリア	BBB	180	150	(30)
ベーカー・ヒューズ	A	122	94	(28)
コミユナル・ランダスペインカッセ	BBB	135	113	(22)
アッヴィ	BBB	177	156	(21)
トランスオーシャン	CCC	72	52	(20)
オーストラリア・コモンウェルス銀行	BBB	185	166	(19)
タイムワナー・ケーブル	AA	118	99	(19)
ユナイテッド・テクノロジーズ	BBB	209	192	(17)

有価証券の公正価値の下落は一般的に、金利の変動、円/ドル為替レート及び幅広い市場の動きあるいは発行体に内在する信用状況の変化によるスプレッド（ネット）の変化によってもたらされ得る。当社は、これらの発行体が期限における元利弁済を引き続き履行する能力を有しているものと確信していることから、これらの公正価値の変動は一時的であると認識し、これらの有価証券について減損として損失を計上する必要はないと考えている。金融機関及びその他の企業への投資に関連する未実現損失の詳細については、連結財務諸表注記3の「資産運用未実現損益」の項を参照されたい。

非投資適格級

当社の保有する非投資適格級証券のポートフォリオは、購入時には発行体が投資適格級であった債券に加えて、その他のローンや債券で、その市場セグメントに対する配分の一環として購入されたものを含んでいる。次の表は、当社の非投資適格級のエクスポージャーである。

非投資適格級の運用資産

(単位：百万ドル)	2018年12月31日現在			
	額面金額	償却原価	公正価値	未実現(損)益
インベストコープ・キャピタル	\$ 383	\$ 383	\$ 372	\$ (11)
南アフリカ共和国	360	360	372	12
KLMオランダ航空	270	199	224	25
ナビエント	210	114	119	5
チュニジア共和国	189	111	127	16
テレコム・イタリア	180	180	208	28
パークレイズ銀行	180	111	147	36
トランスネット	135	135	135	0
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	124	143	75	(68)
IKBドイツ産業銀行	117	50	94	44
アルコニック	100	84	92	8
ノーブル・ホールディングス・インターナショナル	92	57	57	0
EMCコーポレーション	80	80	68	(12)
カタール・ニヤ自治政府	72	26	64	38
テック・リソーシズ	70	76	67	(9)
テバ・ファーマスーティカル	68	66	58	(8)
トランスオーシャン	68	72	52	(20)
ペトロプラス・インターナショナル・ファイナンス	65	65	63	(2)

トリニダード・トバゴ国営ガス会社	52	50	50	0
CFインダストリーズ	50	49	47	(2)
その他の発行体（額面金額50百万ドル未満）	232	222	214	(8)
小計 ⁽¹⁾	3,097	2,633	2,705	72
優先担保付バンク・ローン	1,093	1,108	1,061	(47)
ハイ・イールド社債	519	513	487	(26)
ミドルマーケット・ローン（貸倒引当金控除後） ⁽²⁾	1,497	1,478	1,475	(3)
合計	\$ 6,206	\$ 5,732	\$ 5,728	\$ (4)

(1) 取得当初は投資適格級証券であったがその後非投資適格級に格下げされた証券。

(2) ミドルマーケット・ローンは償却原価で計上されている。

当社は、大半が非投資適格級である、主として米国の法人向け優先担保付バンク・ローン及びミドルマーケット・ローンへの投資を行っている。このプログラムの目的は、投資資産の利回りを高めること、信用リスクをさらに分散させること、ならびに変動金利資産の取得により金利及びヘッジ費用の上昇リスクを軽減すること等にある。

アフラック（日本）及びアフラック（米国）の投資ポートフォリオにおいて、当社はハイ・イールド社債への配分を維持している。これらの有価証券の大半は購入時に非投資適格級であったが、当社は、市場での価格形成により、利回りが非投資適格級のものと同様の投資適格級であったものも一部購入している。この配分の目的は、当社の運用資産の利回り改善と信用リスクのさらなる分散にあった。全ての投資は、上記の当社の格付け手法に基づき、最低でもBB-の格付けを有していることが求められ、当社の社内の信用ポートフォリオ管理部門によって管理されている。

2019年1月、PG&Eコーポレーション（以下、「PG&E」）及びその事業子会社であるパシフィック・ガス&エレクトリック・カンパニー（以下、「PG&E ユーティリティ」）が、カリフォルニア北部地区米国連邦裁判所に対して、米国連邦破産法第11条の適用申請を行った。2018年12月31日現在、PG&E ユーティリティの債券は投資適格級の格付けを有しており、当社のエクスポージャー（純額）は、償却原価で126百万ドル、その全額がPG&E ユーティリティが発行したものであった。その後、このエクスポージャーの格付けは、非投資適格級に引き下げられた。

石油及びガス産業へのエクスポージャー

12月31日現在における石油及びガス産業に対する当社のエクスポージャーの明細は、次の表のとおりである。

2018年				
	取得原価あるいは 償却原価	未実現利益合計	未実現損失合計	公正価値
(単位：百万ドル)				
売却可能有価証券				
(公正価値で計上)：				
期限付証券：				
独立系の探鉱及び生産会社	\$ 813	\$ 72	\$ 36	\$ 849
総合エネルギー会社	426	19	30	415
ミッド・ストリーム	1,059	91	38	1,112
オイル・フィールド・サー ビス	725	9	154	580

精製	346	4	20	330
エネルギー関連国有企業	855	167	6	1,016
天然ガス	472	49	6	515
売却可能有価証券合計	4,696	411	290	4,817

満期保有有価証券

(償却原価で計上) :

期限付証券:

総合エネルギー会社	234	5	0	239
エネルギー関連国有企業	270	0	8	262
天然ガス	360	34	0	394
満期保有有価証券合計	864	39	8	895

持分証券:

独立系の探鉱及び生産会社	2	0	0	2
総合エネルギー会社	8	0	0	8
オイル・フィールド・サービス	1	0	0	1
精製	4	0	0	4
持分証券合計	15	0	0	15
有価証券合計	\$ 5,575	\$ 450	\$ 298	\$ 5,727

発行形式別有価証券

当社は、公募形式による有価証券及び私募形式による有価証券の双方に投資している。当社がいずれかの発行形式による有価証券を売却することができるのは、とりわけ、特定の発行体又は銘柄の残高、銘柄又は発行体の過去の取引実績、市況全般及び特定の銘柄又は発行体に影響する特異な事象によって影響を受ける市場全体の流動性によるものである。

次の表は、12月31日現在における当社保有有価証券の発行形式別内訳を示している。

発行形式別保有有価証券

(単位:百万ドル)	2018年		2017年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
公募有価証券:				
期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 83,482	\$ 93,255	\$ 81,454	\$ 93,025
持分証券 ⁽¹⁾	936	936	831	1,006
公募有価証券合計	84,418	94,191	82,285	94,031
私募有価証券:⁽²⁾				
期限付証券 ⁽¹⁾	23,692	26,362	25,108	29,360
持分証券 ⁽¹⁾	51	51	15	17
私募有価証券合計	23,743	26,413	25,123	29,377
保有有価証券合計	\$ 108,161	\$ 120,604	\$ 107,408	\$ 123,408

- (1) 永久証券を含む。
 (2) 規則144A証券を含む。

当社が保有する永久証券は、2017年12月31日現在、公正価値で1,789百万ドル（償却原価で1,462百万ドル）であったのに対して、2018年12月31日現在は、公正価値で1,202百万ドル（償却原価で1,201百万ドル）であった。当社が保有する永久証券は、概して発行体が本拠を置くの国の金融市場にとってシステム上重要な銀行が発行したものである。一般的に当社は、「グローバル金融危機」及び「欧州債務危機」後の金融業界における規制の変化は、資本及び流動性の増強の要求ならびにビジネスリスクの減少も含めて、全般的な銀行の信用力の改善につながったと考えている。しかしながら、銀行が発行する証券は、その国のペイルイン/整理の様々な枠組みの対象となる可能性があり、これには、銀行規制当局により存続不可能であるとの決定がなされた場合の、債務の株式化や減額が含まれ得る。こうした措置は、キャッシュ・フローの低下や影響を受けた証券の格下げをもたらし得るものであり、当該証券の公正価値が下落し、規制当局が当社に対して求める資本の要件が高まる可能性もある。こうした要素は、当社の信用状況査定プロセスと不可分なものとなっている。

次の表は、12月31日現在における当社保有の私募証券の詳細を示している。

私募有価証券

（償却原価、単位：百万ドル）	2018年	2017年
保有有価証券合計に占める私募有価証券の割合	22.0 %	23.4 %
アフラック（日本）が保有する私募有価証券	\$ 20,966	\$ 22,354
保有有価証券合計に占めるアフラック（日本）が保有する私募有価証券の割合	19.4 %	20.8 %

リバース・デュアル・カレンシー債（RDC証券）⁽¹⁾

（償却原価、単位：百万ドル）	2018年	2017年
私募RDC証券	\$ 5,120	\$ 5,669
RDC証券の形をとる公募担保証券	1,657	1,390
RDC証券合計	\$ 6,777	\$ 7,059
保有有価証券合計に占めるRDC証券の割合	6.3 %	6.6 %

(1) 元本償還は円、利息はドルで支払われる。

アフラック（日本）は、保険債務の特性により合致させ、かつ日本国債及び他の公社債よりも高い利回りを確保するために、私募証券のポートフォリオを有している。アフラック（日本）の保有する円建て私募証券は、主として日本以外の発行体によるもので、購入時には投資適格級であり、償還期限がより長期であるため、当社の資産・負債のマッチングと投資収益全体を改善することに貢献する。これらの証券は、一般的に個別に交渉された合意により発行されるか、内部の信用分析によりさらなる保護条項及び（又は）イベントリスクに関する財務制限条項が必要となった場合以外は、それぞれの発行体の格付けに応じた標準的条項によるミディアム・ターム・ノート・プログラムの形式で発行される。これらの投資の多くは、その特定の投資に適合する保護条項を有している。これらの中には、借入人の一定の行為の禁止、一定の財務指標の維持及び当社の社債の支払いに影響を与える特定の条件を含むことがある。

ヘッジ活動

当社は、為替リスク及び金利リスクをヘッジするために、デリバティブ契約を用いている。デリバティブによるヘッジは、経済ベースのリスクを軽減するよう設計されており、一方では財務業績への影響を最小化している。当社のデリバティブによるヘッジ・プログラムは、ヘッジされるリスクの種類によって異なる。

為替レートに係るリスクに対するヘッジ・プログラム

当社は、為替リスクに対するエクスポージャーを軽減するために、以下のヘッジ戦略を策定した。

1. アフラック（日本）は、米ドル建ての運用資産を円にヘッジする。（後述の「アフラック（日本）の米ドル建て投資へのヘッジ・プログラム」を参照されたい。）
2. アフラック（日本）は、ヘッジされない米ドル建ての有価証券を一部維持する。この部分は、当社のアフラック（日本）に対する投資の一部に対する経済的な通貨ヘッジとして機能する。（後述の「アフラック（日本）の米ドル建て投資へのヘッジ・プログラム」を参照されたい。）
3. 親会社は、当社のアフラック（日本）への純投資に対して、円建て負債（社債等及び借入金）を非デリバティブ・ヘッジに指定し、一部の為替先物取引及び通貨オプションをデリバティブ・ヘッジに指定する。（後述の「親会社の為替ヘッジ・プログラム」を参照されたい。）
4. 親会社は、その子会社であるアフラック（日本）からの配当金支払いに係る為替リスクのヘッジ及び全社的なヘッジ費用の低減という二つの目的を達成するために、為替先物取引契約を締結する。（後述の「親会社の為替ヘッジ・プログラム」を参照されたい。）

アフラック（日本）の米ドル建て投資へのヘッジ・プログラム

アフラック（日本）は、米ドル建ての運用資産、一般的には社債、を購入し、その為替リスクをヘッジするために、為替先物取引及び通貨オプションを用いて円にヘッジしている。これにより、当該デリバティブ取引が存続している期間において、円建て負債に対応する円建て資産が経済的に組成され、流動性がもたらされ資本が解放される。ヘッジされた為替リスクは、一般的にヘッジされた運用資産の公正価値に基づくものである。下表は、12月31日現在のアフラック（日本）が保有する米ドル建ての運用資産をまとめたものである。

	2018年		2017年	
(単位：百万ドル)	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
売却可能有価証券：				
期限付証券（バンク・ローンを除く） ⁽¹⁾	\$ 17,101	\$ 17,003	\$ 17,972	\$ 19,314
期限付証券 - バンク・ローン（変動金利）	1,296	1,238	1,936	1,865
期限付証券 - 経済的に円に転換されたもの	1,679	2,269	1,650	2,549
持分証券 ^{(1), (2)}	177	177	147	173
その他運用資産：				
不動産改装資金ローン（変動金利）	3,621	3,625	986	984
商業用不動産担保ローン	763	736	767	753
ミドルマーケット・ローン（変動金利）	1,144	1,146	527	530
オルタナティブ投資	333	333	97	97
アフラック（日本）における米ドル建て運用資産合計				
	\$ 26,114	\$ 26,527	\$ 24,082	\$ 26,265

(1) 永久証券を含む。

(2) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照されたい。

2018年12月31日現在、アフラック（日本）は、米ドル建て運用資産に対して、為替先物取引で想定元本99億ドル、通貨オプション取引で想定元本95億ドルのヘッジを行っていた。これらについては、イン・ザ・マネーの状態にあるものはなかった。アフラック（日本）における未ヘッジの米ドル建て運用資産の公正価値は、（連結により上表に示されているデリバティブを用いて経済的に円に転換した一部の米ドル建て資産を除き）144億ドルであった。

ヘッジに使用される外国為替デリバティブは定期的に決済され、その結果、満期あるいは満期前の取引終結の時点で現金の授受が行われる。アフラック（日本）の米ドル建て運用資産のヘッジに使用された通貨デリバティブについて、12月31日に終了した2016年、2017年及び2018年の各事業年度において、当社はそれぞれ13億ドル、-747百万ドル及び272百万ドルのネット現金決済を行った。

下表は12月31日現在のアフラック（日本）のヘッジ費用に関する諸計数である。

アフラック（日本）のヘッジ費用に係る諸計数⁽¹⁾

	2018年	2017年	2016年
期末の為替先物取引想定元本（十億ドル） ⁽²⁾	9.9	9.3	11.8
当初設定期間の加重平均（月） ⁽³⁾	30.4	33.1	20.6
残存設定期間の加重平均（月） ⁽⁴⁾	21.4	27.7	18.5
ヘッジ費用の償却額の年換算額（ベース・ポイント） ⁽⁵⁾	241	211	149
当期のヘッジ費用償却額（百万ドル）	(236)	(228)	(186)

(1) 当社のヘッジ費用の償却額の定義については当解説と分析の第4部「経営成績」を参照されたい。

(2) 想定元本は全ての相殺ポジションとのネットで計上。

(3) 期間はデリバティブの当初実行日から決済日までの期間に基づく。

(4) 期間はデリバティブの報告日から決済日までの期間に基づく。

(5) ヘッジ費用の償却額の年換算額を当該期間における為替先物取引平均想定元本で除したものに基づく。

親会社の為替ヘッジ・プログラム

当社は親会社の円建て負債の一部ならびに為替先物取引及び通貨オプションを、当社のアフラック（日本）に対する純投資の会計上のヘッジに指定している。2018年12月31日現在、当社の円建ての連結純資産のうち、18億ドルがヘッジされており、その全てが円建て負債によるものであった。2017年12月31日現在では、18億ドルがヘッジされており、その内訳は、円建て負債によるものが14億ドル、為替先物取引及び通貨オプションによるものが4億ドルであった。

毎四半期の初めに、当社は純投資へのヘッジの会計上の指定を実施する。もし指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブ・ヘッジの想定元本の総額が、当社のアフラック（日本）への純投資額と同額もしくはそれを下回る場合は、このヘッジは有効であるとみなされ、円建て負債に対する為替の影響及びデリバティブの見積公正価値の変動は、その他の包括利益の中の外貨換算未実現損益として計上される。2016年、2017年及び2018年12月31日に終了した各事業年度において当社の純投資ヘッジはそれぞれ有効であった。

円及びヘッジ費用の水準ならびにボラティリティに対する全社的なエクスポージャーに係るリスクを経済的に緩和するため、親会社は為替先物取引契約を締結する。米ドルを買い円を売ることにより、親会社は円に対する全般的な経済的エクスポージャーを実効的に引き下げるとともに、円資産を合成的に生み出すアフラック（日本）の米ドル建てヘッジ・プログラムの結果として、アフラック（日本）の米ドルに対するエクスポージャーを減少させる。他の目的もある中で、この戦略は全社的なヘッジ費用の低減を図ろうとするものである。2018年、この戦略によって低減した全社的なヘッジ費用は36百万ドルであった。この活動は、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他セグメントに計上されている。このプログラムの成熟とともに、第三者による点検も含めて、当社は、このプログラムの有効性を引き続き評価していく。

金利リスクのヘッジ・プログラム

投資収益のボラティリティのリスクを緩和するため、当社は、一部の変動利付の運用資産に係る金利変動を経済的にヘッジしている。アフラック（日本）が保有する米ドル建ての運用資産に係る金利リスクを管理するため、当社は金利スワップも利用する。

外貨エクスポージャーに係るリスクについての詳細は、本報告書の第3「事業の状況」、2「事業等のリスク」における為替リスクに関する項、特に「当社は、円/ドル為替レート変動に対するリスクに晒されている」の項及び「求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある」の項を参照されたい。

ヘッジ活動の詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

繰延新契約費

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における繰延新契約費を事業セグメント別に示している。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	増(減)率
アフラック(日本)	\$ 6,384	\$ 6,150	3.8% (1)
アフラック(米国)	3,491	3,355	4.1
合計	\$ 9,875	\$ 9,505	3.9%

(1) 2018年12月31日に終了した事業年度においてアフラック(日本)の繰延新契約費は円ベースで2.0%増加した。

当社の繰延新契約費の詳細については、連結財務諸表注記6を参照されたい。

保険契約準備金

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における保険契約準備金を事業セグメント別に示している。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	増(減)率
アフラック(日本)	\$ 92,791	\$ 89,132	4.1% (1)
アフラック(米国)	10,981	10,625	3.4
その他	183	138	32.6
内部取引の消去 ⁽²⁾	(767)	(748)	2.5
合計	\$ 103,188	\$ 99,147	4.1%

(1) 2018年12月31日に終了した事業年度においてアフラック(日本)の保険契約準備金は円ベースで2.3%増加した。

(2) 内部取引の消去の記載は、連結財務諸表注記8に記載された再々保険契約の結果、外部に出再した保険契約準備金の一部を受再しているため必要である。

当社の保険契約準備金の詳細については、連結財務諸表注記7を参照されたい。

社債等

社債等の総額は、2017年12月31日現在が53億ドルであったのに対し、2018年12月31日現在は58億ドルであった。

2018年10月、親会社は米国において公募により、550百万ドルのシニア債を発行した。本社債は、30年満期固定利付型(年利4.750%、半年払い)である。本社債は、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、期限前償還については、(i)償還される額面の総額又は(ii)期限前償還日現在で発生している未払利息を除き、満期日までの期間において支払予定の元利を、本社債の満期日に符合する米国財務省証券の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して期限前償還日に発生した未払利息を加えた金額をもって行うことができる。2018年11月、親会社は2018年10月に発行したシニア債の手取り金を、親会社の2020年満期の固定利付型(年利2.40%)のシニア債550百万ドルの期限前償還に充当した。

2018年10月、親会社はその米国の発行登録書に基づく公募により総額534億円の3本のシニア債を発行した。1本目は元本293億円で、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)である。2本目は、元本152億円で、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)である。3本目は、元本89億円で、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)である。これらの社債は、発行の条件を記した契約書に明記されている米国の税制に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額を償還することができるが、一部償還はできない。

当社の社債等の詳細については、連結財務諸表注記9を参照されたい。

福利厚生制度

アフラック(日本)とアフラック(米国)は様々な福利厚生制度を設けている。当社の日本と米国の制度の詳細については、連結財務諸表注記14を参照されたい。

生命保険契約者保護

生命保険契約者保護機構

日本の保険業界においては破綻保険会社の契約者を保護するための資金を拠出する生命保険契約者保護制度(LIPPC)がある。生命保険契約者保護機構の枠組みに関して成立した法案には、同機構への支援を行うための日本政府の財政措置が含まれていた。2012年3月30日、国会は、同機構への財政支援を2017年3月まで延長することによって、その安定性を強化する法案を可決した。2016年11月25日、日本の国会は、生命保険契約者保護機構への財政支援を2022年3月まで再び延長させる法案を承認した。2014年4月より、同機構からの生命保険業界に対する年間の積立額は400億円から330億円に引き下げられた。

保証基金賦課金

米国の州の保証協会法の下で、毀損した、あるいは支払不能となった保険会社の契約者及び給付請求者に対する一定の債務履行を、同様のあるいは類似の商品を引き受けている特定の保険会社が(予め定められた上限付きで)分担することがあり得る。各保険会社に課される基金への賦課金の額は、当該州における保険料収入の按分割合に基づいている。

2018年12月31日現在、当社は、長期介護保険会社の清算の結果として発生した保証基金の賦課金の分担の影響を予想し認識している。この賦課金の詳細については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

貸借対照表に計上されない項目

2018年12月31日現在、信用状、スタンバイ信用状、保証又はスタンバイ買戻し義務に関しては重要なものはなかった。当社の貸借対照表に計上されていない重要な無条件購入債務については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

第7部：資本及び流動性

アフラック(日本)及びアフラック(米国)は、配当金及び経営管理報酬の支払いを通じて、親会社に対して主要な流動資金源を提供している。12月31日に終了した各事業年度において、アフラックが親会社に提供した流動性の詳細は以下のとおりであった。

アフラック(日本)及びアフラック(米国)から親会社に提供された流動性

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
-----------	-------	-------	-------

アフラック（日本）及びアフラック（米国）により決定された又は支払われた配当	\$ 1,817	\$ 2,590 ⁽¹⁾	\$ 2,000
アフラック（日本）及びアフラック（米国）により支払われた経営管理報酬	204	291	260

(1) 償却原価で656百万ドルであった公正価値622百万ドルの有価証券を含む。

2018年において配当が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に変更された後、配当規制に基づく承認プロセスに変更があったためである。当社は、アフラック（日本）からの配当の支払いを2018年第4四半期に再開した。2018年において、過年度と比較して経営管理報酬が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に変更された後、各法人間の経費管理に変更があったためである。

親会社における資金の主な用途は配当金の支払い、自己株式取得ならびに債務の利息及び事業費の支払いである。

2018年9月末、当社は内部の配当方針の変更を公表した。これは、アフラック（米国）及びアフラック（日本）から親会社に移転する法定利益の割合を増加させることを可能にするものである。当社は、親会社において歴史的に高い水準の資本及び流動性を維持し、当社のヘッジ費用及びこれに関連する担保への潜在的なニーズに対処し、長期的な円安ドル高の影響を軽減させる方針である。さらに、当社はヘッジを行わない米ドル建ての運用資産のポートフォリオを引き続きアフラック（日本）に維持する計画である。その運用資産の金額の増減については、潜在的に増加するヘッジ費用及びその他の要因からアフラック（日本）の経済価値ベースの剰余金を見直すことと関連させて検討する。資本管理に関して当社が期待している結果と実績の間に大幅な乖離をもたらし得る要因についての説明は、当解説と分析の「予測情報について」の項を参照されたい。

親会社は債券市場でも資金調達を行っている。2018年9月、親会社はSECに対して、2021年9月までの間に金額無制限の債券を随時1本以上発行するための発行登録書を提出した。2018年8月、親会社は日本の規制官庁に、2020年8月までの間に、円建てサムライ債を含む最高2,000億円あるいはこの相当額までの社債の公募を日本において行うための発行登録書を提出した。この発行登録書は、日本における社債の公募のためのものであるが、発行された社債は、米国法を遵守して保有者から米国人に対して譲渡することができる。必要に応じて、社債及び自己資本を外部から追加調達することは引き続き可能であると当社は確信している。詳細については、連結財務諸表注記9を参照されたい。

当社の保険事業の主な資金源は、保険料収入と投資収益である。当社の保険事業の主な資金用途は、投資、保険金給付金、保険販売手数料、事業費、法人税等及び親会社への経営管理報酬と配当金の支払いである。こうした資金の収入と支出は合理的に見積もることができる。

投資する際に当社が最初に考慮に入れているのは、投資商品へのニーズである。当社の投資目標は、投資適格級の債券を購入することで流動性を維持することである。また、資産・負債のデュレーションを一致させることも投資目標に含まれている。当社の事業が長期的なものであるという性質を持っているため、当社は変化するキャッシュ・フローのニーズに対応するための十分な時間がある。

保険契約者の加齢が進む結果、保険期間にわたって保険金給付金の支払いが徐々に増えることが予想される。従って、保険契約の初期において責任準備金の積立が行われ、将来の保険金給付金支払いの増加に備えるようにしている。当社は、将来においても、保険料収入及び投資ポートフォリオからもたらされる当社のキャッシュ・フローは保険金給付金支払い及び事業費のためのキャッシュのニーズを十分に満たすことができると予想している。

2018年12月31日現在、親会社及びアフラックは、第三者との間で4本のクレジット・ラインを有しており、これとは別に、関係会社間で2本のクレジット・ラインを有していた。当社のクレジット・ラインの詳細については、連結財務諸表注記9を参照されたい。

当解説と分析の第6部「財政状態の分析」において上述した、FHLBからの調達の一環として、2018年度において、アフラック（米国）は86百万ドルを借入れ、年度内に同額を返済している。

当社の財務諸表は、当該報告期間における資金調達の情報を開示している。当該報告期間中、当社は、仮に取引を行っていても貸借対照表では報告されないあるいは本報告書では開示されない重要な期中短期資金調達を行っていない。2018年12月31日現在、当社は当社社債及び信用枠に関する全ての条項を遵守していた。当社は、会計基準上は売却とされる取引において買戻し義務を負う金融資産の移転取引（有価証券貸付を含む。）を行っていない。当社の有価証券貸付及びデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記1、3及び4を参照されたい。なお、これらの注記ならびに本報告書の第3「事業の状況」、2「事業等のリスク」の中の、「当社は、円/ドル為替レート変動に対するリスクに晒されている。」及び「求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。」で開示されたものを除き、当社の流動性の大幅な増減を合理的に生じさせる傾向、要求、確約、事象、又は不確定要素は認識されていない。2018年12月31日現在、親会社は、資本リザーブとして10億ドル、さらにこれに加えて、全社的な通貨エクスポージャーを低減するデリバティブのポジションの流動性リスクを緩和するための非常時対応流動性として10億ドルを保有していた。当社の現金・預金及び現金等価物には、制限のない手許現金、短期金融資産、及び購入時点で満期日が90日以内であるその他の債券が含まれているが、これらが負っている市場リスク、決済リスク、又はその他のリスク・エクスポージャーは軽微である。

次の表に、2018年12月31日現在における当社の主な契約債務を支払期限別にまとめた。2018年12月31日現在の為替レートで円建て債務をドルに換算している。ただし、ドルベースで表記する将来の実際を支払金額は為替レートの変動により増減する。

支払期限別分布

(単位：百万ドル)	支払期限別分布					
	負債合計 ⁽¹⁾	支払予想額 合計	1年未満	1年以上 3年以下	3年超 5年以下	5年超
責任準備金（注記7を参照） ⁽²⁾	\$ 86,368	\$ 251,577	\$ 8,980	\$ 17,817	\$ 17,807	\$ 206,973
支払備金（注記7を参照） ⁽³⁾	4,584	4,584	2,950	951	387	296
その他契約者資金（注記7を参照） ⁽³⁾	7,146	9,920	321	360	581	8,658
長期債務（元本）（注記9を参照）	5,765	5,813	0	45	1,275	4,493
長期債務（金利）（注記9を参照）	37	2,086	175	327	284	1,300
貸付有価証券の現金担保 （注記3を参照）	1,052	1,052	1,052	0	0	0
委託業務費（注記15を参照）	N/A ⁽⁴⁾	553	165	289	99	0
オペレーティング・リース債務 （注記15を参照）	N/A ⁽⁴⁾	202	63	82	39	18
キャピタル・リース債務 （注記9を参照）	13	13	5	5	2	1
契約債務合計	\$ 104,965	\$ 275,800	\$ 13,711	\$ 19,876	\$ 20,474	\$ 221,739

15百万ドルの未認識税軽減効果に係る負債があるが、現金による支払時期を合理的に見積もることができないため、上の表には含まれていない。

(1) 負債金額は2018年12月31日現在の連結貸借対照表に報告されている金額である。

(2) 支払時期ごとの支払予想額には、保険契約者及びその他に対して支払う給付金の現金支払予想額を反映している。これらの現金の流出予想額は、将来の契約の継続率、死亡率、罹患率に関する仮定及びその他当社の経験を通じて得た仮定に基づいており、現在の保有契約に係る将来の保険料の受取金額を考慮し、市場の成長及び繰延新契約費の償却に使用される金利の仮定と同様の金利の仮定を用いている。これらの現金の支払いには金利に関する割引率の適用がないため、上の表における全ての年の支払予想額合計の251,577百万ドルは、対応する負債合計86,368百万ドルを上回っている。当社は、保険契約に内在する将来の現金の流出予想額を決定するために、相当数の仮定を用いている。使用された仮定の重要性により、実際の現金の流出の総額及び時期は、これらの予想から著しく変わる可能性がある。

(3) 契約者がそれぞれの時期の前に給付請求をすることもあるとの仮定及びそれらの給付金の総額についての仮定を含む。実際の支払備金として計上されている資金の支払金額と時期は、上記の予想から著しく変わる可能性がある。

(4) 該当なし。

当社の主な契約債務の詳細については、上の表の項目横に記載された連結財務諸表注記の項を参照されたい。

連結キャッシュ・フロー

当社は、アフラック（日本）の円建てキャッシュ・フローの各項目を、期中の加重平均為替レートを使ってドルに換算している。各事業年度中、円安が進めば、財務諸表を円ベースからドルベースにすると、ドル表示の数値は小さくなる。逆に、円高になると、ドル表示の数値が大きくなる。

次の表に、12月31日に終了した各事業年度の連結キャッシュ・フローを活動別にまとめた。

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
営業活動	\$ 6,014	\$ 6,128	\$ 5,987
投資活動	(3,582)	(5,431)	(3,855)
財務活動	(1,616)	(2,065)	(1,619)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	30	0	(4)
現金・預金及び現金等価物純変動額	\$ 846	\$ (1,368)	\$ 509

営業活動

2018年の営業活動による連結ベースのキャッシュ・フローは、前年比で1.9%減少した。次の表に、12月31日に終了した各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローをまとめた。

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
アフラック（日本）	\$ 4,916	\$ 4,959	\$ 4,605
アフラック（米国）及びその他事業セグメント	1,098	1,169	1,382
合計	\$ 6,014	\$ 6,128	\$ 5,987

投資活動

営業活動によるキャッシュ・フローは、将来の保険契約債務に備えるため、主に運用資産の購入に充当されている。次の表に、12月31日に終了した各事業年度における投資活動に使用したキャッシュ・フローをまとめた。

（単位：百万ドル）	2018年	2017年	2016年
アフラック（日本）	\$ (2,938)	\$ (4,504)	\$ (3,075)
アフラック（米国）及びその他事業セグメント	(644)	(927)	(780)
合計	\$ (3,582)	\$ (5,431)	\$ (3,855)

堅実な資産運用方針に基づき、当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるよう努めている。現状では、期限付証券の満期償還金を再投資する際、その運用利回りが以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社の事業が長期的な性質を持つこと及び当社の潤沢なキャッシュ・フローにより、各種資産適正分析で指摘されたデュレーションの不一致及び（又は）利回りの乖離による影響を最小限に抑えることができる。随時あるいは有利な状況が市場に生じた場合、当社は、資産と負債のデュレーションのマッチングを改善させるため、将来の運用利回りを高めるため及び（又は）ポートフォリオのリバラ

ンスを実施するために、売却可能有価証券に分類される期限付証券を選別して売却する。このため、償還期限前の売却取引は毎年大きく変動することがある。

当社はアフラック・ベンチャーズ・ファンドへの当初投資額を、向こう3年間ににおいて総額100百万ドルとしていたが、2018年9月、全般的な企業戦略の一環として、投資機会の発生に合わせて、これを増額し、向こう3年から4年間ににおいて総額250百万ドルとする予定であることを公表した。これらの投資は、連結貸借対照表の持分証券又はその他運用資産に含まれている。アフラック・ベンチャーズ・ファンドは、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他の事業セグメントの中で報告されているアフラック・コーポレート・ベンチャーズの子会社である。アフラック・コーポレート・ベンチャーズの中心的な使命は、自立的な成長を支援し、アフラック（日本）及びアフラック（米国）の事業開発に対するニーズに応えることである。また、その重点は、長期的な株主価値の向上と維持に向けた企業努力の一環である顧客満足度の向上、業務の効率化及び新たな市場の開拓のために設計されたデジタル・アプリケーションに置かれている。

一部の投資に対するコミットメントに関する詳細は、連結財務諸表注記3を参照されたい。

財務活動

財務活動に使用した連結ベースのキャッシュは、2016年は16億ドル、2017年は21億ドル、2018年は16億ドルであった。

2018年10月、親会社は米国において公募により、550百万ドルのシニア債を発行した。本社債は、30年満期固定利付型(年利4.750%、半年払い)である。本社債は、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、期限前償還については、(i) 償還される額面の総額又は(ii) 期限前償還日現在で発生している未払利息を除き、満期日までの期間において支払予定の元利を、本社債の満期日に符合する米国財務省証券の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して期限前償還日に発生した未払利息を加えた金額をもって行うことができる。

2018年10月、親会社はその米国の発行登録書に基づく公募により総額534億円の3本のシニア債を発行した。1本目は元本293億円で、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)である。2本目は、元本152億円で、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)である。3本目は、元本89億円で、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)である。これらの社債は、発行の条件を記した契約書に明記されている米国の税制に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額を償還することができるが、一部償還はできない。

2018年11月、親会社は2018年10月に発行したシニア債の手取り金を、親会社の2020年満期の固定利付型(年利2.40%)のシニア債550百万ドルの期限前償還に充当した。

2017年1月、親会社は米国において公募により、600億円のシニア債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利0.932%、半年払い)である。本社債は、その発行条件を記した契約書において規定された、米国税務に影響を及ぼす一定の変更が発生したときに限り、償還期日前の全額償還が認められ、一部償還は認められていない。

2017年2月、親会社は償還期日に年利2.65%のシニア債650百万ドルを償還した。

2017年10月、親会社は米国において公募により、600億円の劣後債を発行した。本社債には、当初金利として2027年10月22日あるいは繰上償還までの間、年利2.108%の金利が付利されている。その後、本社債の金利は、5年毎に、その時点の日本円5年スワップ・オフアード・レートに205ベース・ポイントを加えた金利に改定される。本社債は、半年ごとの後払いで30年満期である。期限前償還については、(i) 発行の条件を記した契約書に明記されている税務上又は信用格付け上の一定の事由が発生した場合、満期日前に随時全額を償還することができるが、一部償還はできないものとされ、(ii) 10年が経過した後、元本に償還日を除く発生済みの未払利息を加えた金額で、全額又は一部を償還することができる。2017年11月、親会社は2017年10月に発行した劣

後債の手取金の一部を、親会社の2052年満期の固定利付型（年利5.50%）の劣後債500百万ドルの期限前償還に充当した。これらの社債の期限前償還により発生した税引前非事業費用は、13百万ドルであった。

2016年9月、親会社は米国において公募により、2本のシニア債合計700百万ドルを発行した。1本目は、10年満期固定利付型（年利2.875%、半年払い）で総額300百万ドル、2本目は、30年満期固定利付型（年利4.00%、半年払い）で総額400百万ドルであった。

2016年9月、親会社は総額300億円の2本のシニア無担保ターム・ローン・ファシリティ契約を締結した。1本目は総額50億円で、全銀協TIBOR（TIBOR）あるいは代替TIBORがある場合にはそれに、TIBOR適用利ざやを上乗せした年利が適用される。適用利ざやは、決定日における親会社の信用格付けに基づき、0.20%から0.60%の間で決定される。2本目は総額250億円、全銀協TIBOR（TIBOR）あるいは代替TIBORがある場合にはそれに、TIBOR適用利ざやを上乗せした年利が適用される。適用利ざやは、決定日における親会社の信用格付けに基づき、0.35%から0.75%の間で決定される。

2016年12月、親会社は買戻し請求の手続きを完了し、2039年に満期が到来する年利6.90%のシニア債176百万ドル及び2040年に満期が到来する年利6.45%のシニア債193百万ドルの期限前償還を行った。これらの社債の繰上償還による税引前非事業損失は137百万ドル（税引後89百万ドル、希薄化後1株当たり0.21ドル）であった。

2016年9月、親会社は償還期日に年利2.26%の固定金利のユーロ円債80億円を償還した。2016年7月、親会社は償還期日に年利1.84%の固定金利のサムライ債158億円を償還した。

上述の債券発行に関する詳細は、連結財務諸表注記9を参照されたい。

当社のクレジット・ライン及びFHLBを利用した調達の詳細及び2018年12月31日現在の借入残高については、上述の当解説と分析の第7部「資本及び流動性」における説明を参照されたい。

2018年12月31日現在、当社は当社社債及び信用枠の全ての条項を遵守していた。

配当及び金庫株の取得により株主に返還された現金は、2016年が21億ドル、2017年が20億ドルであったのに対して、2018年は21億ドルであった。

次の二つの表は、12月31日に終了した各事業年度における自己株式に関する活動の概要を示している。

自己株式取得明細

(単位：百万ドル/千株)	2018年	2017年	2016年
自己株式の取得	\$ 1,301	\$ 1,351	\$ 1,422
取得株式数：			
公開市場	28,949	35,510	43,236
その他	392	1,018	660
取得株式数合計	29,341	36,528	43,896

自己株式発行明細

(単位：百万ドル/千株)	2018年	2017年	2016年
自己株式からの発行：			
現金による調達	\$ 58	\$ 33	\$ 46
現金以外による調達	17	59	61
自己株式からの発行合計	\$ 75	\$ 92	\$ 107

発行株式数	1,939	2,554	3,704
-------	-------	-------	-------

取締役会による自己株式取得承認枠に基づき、当社が公開市場で取得した当社の普通株式数は、2016年が43.2百万株、2017年が35.5百万株であったのに対し、2018年は28.9百万株であった。2018年12月31日現在、取締役会によって承認された取得可能枠の残枠は69.0百万株であった。安定した資本状況と、他に有力な選択肢がないことを前提に、当社は現時点で、2019年に13億ドルから17億ドル相当の普通株式を取得する予定である。詳細は連結財務諸表注記11を参照されたい。

2018年に株主に対して支払われた現金配当は1株当たり1.04ドルで、2017年に比べて19.5%増加した。2017年に支払われた現金配当は1株当たり0.87ドルで、2016年に比べて4.8%増であった。次の表は12月31日に終了した各事業年度における株主配当金の内訳を示している。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
現金により支払われた配当	\$ 793	\$ 661	\$ 658
自己株式発行による配当	8	29	27
株主に対する配当合計	\$ 801	\$ 690	\$ 685

2019年1月に、取締役会は四半期現金配当を2019年第1四半期から3.8%増配することを公表した。2019年第1四半期の1株当たり0.27ドルの現金配当は、2019年2月20日営業終了時点の登録株主に対して、2019年3月1日に支払われた。

行政上の規制

アフラック及びCAICは、会社設立準拠法地をネブラスカ州においており、ネブラスカ州の規制に準拠している。日本支店の子会社への変更の後、アフラック（日本）は日本を設立準拠法地とすることとなり、日本の規制に準拠している。さらなる説明については以下を参照されたい。親会社への配当金、経営管理報酬、貸付金、立替金の支払いには、ネブラスカ州保険局による制限や規制が課せられている。ネブラスカ州の保険法によれば、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益（資産運用実現益を除く。）、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額を超えて配当を実施する場合には、ネブラスカ州保険局の事前承認が必要である。加えて、企業グループ内のサービス提供や取引については、ネブラスカ州保険局による承認が義務づけられている。ただし、こうした規制が親会社への経営管理報酬や配当金の支払いに影響を及ぼすことはないと考えている。（日本の保険規制当局により課せられている制約については、後述の内容を参照されたい。）生命保険会社の法定資本及び剰余金は、基本的にはNAICの規定に準拠して計算されているが、生命保険会社の会社設立準拠法地の州当局によって修正されることもある。こうした法定会計原則は米国GAAPとは異なり、保険契約者の保護と保険会社の支払余力を重視している。同様の法律がニューヨーク州において、アフラックのニューヨークの保険子会社の設立準拠法地の管轄権として適用される。2016年12月、CAICは設立準拠法地をサウスカロライナ州からネブラスカ州に移した。

当社の事業が長期的に成長を続けていくには、保険事業における法定資本及び剰余金の強化が必要になることも考えられる。アフラックの保険事業では、事業自体が生み出す利益や、親会社が社債や株式の発行によって得た資金からの資本拠出あるいは再保険取引など、様々な資金源を通じて法定資本の拡充を図ることができる。保険監督当局はNAICのRBCの算定法を用いて、自己資本比率の不十分な保険会社を把握している。この算定法では、各社の保険事業に固有のリスクの種類と内容を勘案して、保険引受、経営、資産及び金利の各リスクを測定する。

2018年12月31日現在、アフラックの会社改善計画水準のRBC比率は560%であった。2018年度分として届け出られたRBC比率は、2018年第1四半期にはアフラック（日本）を含むものであったため、アフラック（米国）単独のRBC比率に比べて低かった。このRBC比率への負荷は、調整後資本合計（TAC）を除く事業リスクを反映している。2017年12月31日現在、アフラックの会社改善計画水準のRBC比率は831%であったが、これにはアフラック

ク（日本）が含まれていた。アフラックのRBC比率は、2018年に完全適用された米国改正税法による負の影響を全て反映した後でも、引き続き高い水準にあり、強固な資本及び剰余金を反映している。この低下は、税率の低下による繰延税金資産の減少及び要求資本の増加によるものである。しかしながら、アフラックは、向こう3年から5年の間に、追加的な法定利益によって、その全額が留保されることを前提に、この悪影響から回復できるものと予想している。2018年12月31日現在のアフラックの調整後自己資本27億ドルは、会社改善計画水準の必要自己資本及び剰余金である5億ドルを22億ドル上回るものであった。

ネブラスカ州保険局からの事前の承認を得ることなくアフラックから親会社に対して配当が可能な最大の金額は、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益（資産運用実現益（純額）を除く。）、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額である。2019年にアフラックが決定する配当が13億ドルを超えるものは特別配当と見なされ、事前承認が必要となる。日本支店の子会社への変更後、信用格付けの維持と保守的な資本管理にとって十分な水準にRBC比率を引き下げ適正化するという能動的な調整を行うために、必要に応じて、当社は特別配当を利用している。ネブラスカ州保険局から認可された一部会計処理による当社の法定資本及び剰余金への影響については、連結財務諸表注記13を参照されたい。

NAICは米国保険会社の支払能力規制の枠組みの改定に関するソルベンシー規制現代化策（以下、「SMI」）のプロセスは進行中であると考えている。SMIは、必要資本、企業統治及びリスク管理、グループへの監督、再保険、法定会計ならびに財務報告などの重要な問題に焦点を当てている。これらの重要な問題の多くは最終化されたか最終化が間近となっているが、NAICにおいては、SMIに関連する作業を現在も進めているものがある。その中には、RBCに加えて、グループにおける必要資本に関する国際的なモニタリングが含まれる。さらに、NAICは投資リスクの要因の変更も検討している。NAICによるこれらの分野での不利な展開は、当社にとっての必要資本の引き上げにつながり得る。

アフラックはまた、NAICの「リスクとソルベンシーの自己評価」（以下、「ORSA」）の対象となっており、2015年1月1日から適用が始まった。ORSAが求めることに応じ、アフラックは、少なくとも毎年1回の間隔で定期的にORSAを実行し、リスク管理体制の適正性及び現在ならびに予想される将来のソルベンシーのポジションを査定し、その査定のプロセスと結果を文書化の上、高いレベルの機密報告書（ORSA要約報告書）を毎年州の長官に提出することになる。このORSAは、保険グループの一員である保険会社全てが対象となる。2018年11月、アフラックはネブラスカ州保険局に対してORSA要約報告書を提出した。

米国の保険監督当局による制限や規制とは別に、2018年4月1日の日本支店の変更後、新たな日本子会社は、親会社への配当を行うために、日本の会社法に基づき一定の財務基準を満たさなければならない。これらの条件の下で、日本の子会社の配当可能額は、原則として、前年度末の状況に基づき、その他利益剰余金にその他資本剰余金を加えた金額から、売却可能有価証券に係る税引後未実現損（純額）を差し引いた金額と定義される。こうした配当可能額の要件は、一般的にはソルベンシー・マージン比率（「SMR」）とつながっている。日本の金融庁はSMRという独自のソルベンシー基準を設定している。アフラック（日本）のSMRは、金利、信用スプレッド及び為替レートの変動に対して感応度が高く、当社は、このSMRの感応度を低減させるための代替案を引き続き評価していく。市場のリスク要因が急激に変化しSMRが低下した際の資本に関する非常時対応策として、当社はそれぞれ1,000億円及び550億円の2本のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティや約1,100億円のコミットメントベースの再保険設定枠を設定している。さらに当社は、未ヘッジの米ドル建ての運用資産について、通貨オプション取引や為替先物取引のデリバティブ契約を締結し得る（詳細な情報については、連結財務諸表注記8及び9を参照されたい。）。

当社は既にアフラック（日本）のSMRの感応度を緩和する様々な手段を講じている。例えば、当社は責任準備金対応債券（以下、「PRM」）の投資区分を採用している。PRMは、日本独自の区分であり、対応する保険債務との関係により、償却原価で計上されることから、SMRへの金利感応度を低減できる。PRMに指定された運用資産を償却原価で計上するためには、維持することが求められる一定の要件がある。最も重要な要件は、指定された資産及び負債のデュレーションを、指定された許容範囲の中で維持することである。仮に、リバランスをしないままデュレーションの差異が指定された許容範囲の中に維持されない場合、一部の部分の資産は売却可能有価証券に区分変更され、公正価値での計上が求められることとなり、未実現損益がある場合は剰余金に計上しなければならない。リバランスするためには、指定された範囲内にデュレーションを維持するために資

産の売却が求められる可能性があり、その結果として、未実現損益が実現することとなる。米国GAAPにおいては、PRMは売却可能債券として分類される。当社はまた、米ドル建ての運用資産の一部をヘッジするため、外国為替に関するデリバティブを利用している（当社の資産運用戦略、ヘッジ活動及び再保険の詳細については、それぞれ連結財務諸表注記3、4及び8を参照されたい。）。

アフラックのSMRは引き続き高い水準にあり、強固な資本と剰余金の水準を反映している。アフラック（日本）のSMRは、2017年12月31日現在が1,064%であったのに対して、2018年12月31日現在は965%であった。2018年4月1日のアフラック（日本）の支店から子会社への変更の中で、当社は、2017年12月31日現在と比べて、約130%ポイントのSMRの低下を経験したが、これは会計上の要因によるものであった。当社は、一部の勘定科目から配当を支払うことができると考えており、およそ3年の内に、この会計上の影響を解消できるものと考えている。

金融庁は、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に関連して、保険業界とともに、フィールドテストを行っている。フィールドテストは、経済価値ベースのソルベンシー規制を日本に導入することが保険会社にとって適切であるかどうかを金融庁が判断するにあたって、その一助となる。

アフラック（日本）は親会社に対して経営管理報酬を支払い、アフラック（米国）に対しては配賦経費及び利益を送金している。2018年4月1日のアフラック日本支店からの変更の前、アフラック（日本）は、アフラック（米国）に対して、配賦経費の支払いと利益送金を行っていた。12月31日に終了した各事業年度のアフラック（日本）による送金の詳細は以下のとおりであった。

アフラック（日本）の送金

（単位：百万ドル/十億円）	2018年	2017年	2016年
親会社に対して支払われたアフラック（日本）の経営管理報酬	\$ 136	\$ 93	\$ 79
アフラック（日本）に対する配賦経費（ドルベース）	24	109	106
アフラック（日本）から親会社又はアフラック（米国）への利益送金（ドルベース）	808	1,150	1,286
アフラック（日本）から親会社又はアフラック（米国）への利益送金（円ベース）	89.7	129.3	138.5

2018年において配当が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に変更された後、配当規制に基づく承認プロセスに変更があったためである。当社は、アフラック（日本）からの配当の支払いを2018年第4四半期に再開した。2018年において、過年度と比較して経営管理報酬が減少したのは、2018年4月1日に日本支店が支店から子会社に変更された後、各法人間の経費管理に変更があったためである。円建ての利益送金に対する親会社のヘッジの詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。株主配当、利益送金及びその他資金移動に関する行政上の規制の詳細については、連結財務諸表注記13を参照されたい。

その他

契約債務及び偶発債務の詳細については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

(2) 市場リスクに関する定量的及び定性的開示

当社は、主として為替リスク、金利リスク、信用リスク及びエクイティ・リスクという種類の市場リスクに晒されている。これらの要素の変動は、当社の連結業績あるいは財務状況に影響を与え得る。当社は、定期的に市場リスクを監視し、これらの市場リスクに対する当社のエクスポージャーを管理するための様々な戦略を用いている。

為替リスク

アフラック（日本）

アフラック（日本）の保険事業の機能通貨は円である。アフラック（日本）の保険料の全額及び投資収益の大部分は円で受け取っており、保険金給付金及び大半の事業費は円で支払っている。アフラック（日本）は、円建ての保険契約準備金を支えるため、円建て資産及び円にヘッジされ得る米ドル建て資産を購入している。しかしながら、これらの及びその他の円建ての財務諸表勘定科目は、財務報告の目的で米ドルに換算される。アフラック（日本）の現金・預金及び負債は大部分が円建てである。

アフラック（日本）において米ドル建て運用資産を保有することから発生する一定の為替リスクを緩和するため、当社はヘッジ活動を行っている。しかしながら、これと引き換えに、長期的な円安シナリオの下では、このヘッジ・プログラムは、ヘッジに用いる為替デリバティブに係る長期的な損失リスク及び不利な市況においてヘッジ費用を増大させ得る関連するデリバティブの更新リスクを強いるものであり、不利なデリバティブの決済時には流動性の手当てを著しく増加させることにもなる。さらに、本報告書の第3「事業の状況」、2「事業等のリスク」の中で、「求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。」と題して詳しく説明しているように、円安の局面でデリバティブの決済時に実現する損失が、これに対応するヘッジされた米ドル建て運用資産が最終的に円に転換されない場合には、当該運用資産に係る為替差益によって補償されないというリスクがある。12月31日現在のアフラック（日本）の投資ポートフォリオの通貨による配分の詳細は、以下のとおりであった。

日本セグメントの投資ポートフォリオの通貨による配分

(単位：百万ドル)	2018年		2017年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
米ドル建て投資プログラム	\$ 24,435	\$ 24,258	\$ 22,432	\$ 23,716
期限付証券 - 経済的に円に転換されたもの	1,679	2,269	1,650	2,549
ドル建て運用資産合計	26,114	26,527	24,082	26,265
円建て運用資産合計	74,974	86,251	72,369	84,379
合計	\$ 101,088	\$ 112,778	\$ 96,451	\$ 110,644

2018年12月31日現在、アフラック（日本）は、米ドル建て運用資産（米ドル建て投資プログラム）に対して、為替先物取引で想定元本99億ドル、通貨オプション取引で想定元本95億ドルのヘッジを行っていた。これらについては、イン・ザ・マネーの状態にあるものはなかった。アフラック（日本）における未ヘッジの米ドル建てポートフォリオの公正価値は、（連結により上表に示されているデリバティブを用いて経済的に円に転換した一部の米ドル建て資産を除き）144億ドルであった。

上述のとおり、ストレス下に置かれたアフラック（日本）の経済的なサープラスを熟慮しつつ、米ドル建ての運用資産に由来するアフラック（日本）の通貨リスクを緩和するための戦略の精緻化に向け、2017年後半、当社は対策を講じた。この戦略の精緻化は、アフラック（日本）で保有されているヘッジされていない米ドル建て運用資産の増加につながり、同時にヘッジ費用の増加を抑制した。ヘッジされていない米ドル建ての運用資産が増加するときに、一般的に、アフラック（日本）の為替リスクのエクスポージャーは増大する。この増大は、SMR及び金融庁ベースの利益に対するボラティリティを増加させ、米ドルに対して円が上昇したとき、これらの規制基準に対して悪影響を及ぼす可能性がある。これは、アフラック（日本）の配当の可能額を減少させ得るものであり、増加したSMRのボラティリティを支えるために必要となる資本水準の上昇にもつながり得る。円に対して米ドルが著しく下落した状態が長期化した場合、規制会計基準の下で減損の認識が求められる

ことから、こうした規制基準への悪影響は増幅し得る。さらに、アフラック（日本）のヘッジされていない米ドル建て運用資産を、アフラック（日本）の円建ての支払義務に充当する必要が出てきた場合、これらの資産を円に換金する必要が生じ、潜在的な為替差損の実現を強いることもあり得る。アフラック（日本）における米ドル建て運用資産の価値が変動し、当社のビジネスモデルが変化していく中で、当社は一定期間、ヘッジされないポートフォリオの規模を再評価し、その通貨へのヘッジ目標を上下させる可能性がある。

アフラック・インク

当社では、円資金を実際に米ドルに換金する際に経済事象としての為替リスクに晒される。これは、アフラック（日本）から親会社への円建ての配当金及び経営管理費の送金の際ならびに四半期毎の再々保険取引の決済の際に発生する。円資金の支払い時点の為替レートは、円建ての利益を実現した時点の為替レートと異なる。円建ての配当金及び経営管理費の一部は円のまま親会社の円建て社債の利息支払いに充てることができ、残額は実際に米ドルに換金される。

円資金の送金及び再々保険取引の決済に加えて、アフラック（日本）の一部の投資活動において、円が米ドルに換金された場合に、当社は経済的な為替リスクに晒される。上述のとおり、当社は一部の円建てキャッシュ・フローを米ドル建て資産に投資している。この場合、当社は投資を実行する前に、円建てキャッシュ・フローを米ドルに転換する必要がある。前述のとおり、当社は一部の米ドル建て有価証券の公正価値に係る為替リスクをヘッジするために、為替先物取引契約及び通貨オプション契約を締結する。2018年、親会社は、アフラック（日本）からの配当金支払いに係る為替リスクのヘッジ及び全社的なヘッジ費用の低減という二つの目的を達成するために、為替先物取引契約を締結した。仮に市場が大幅な円高に見舞われた場合、現金担保の差入れ及び潜在的には現金による清算への要求が、親会社の資金を逼迫させる可能性がある。為替レートの変動のタイミングと度合い及びこのプログラムにおける残高が相まって、親会社における資金の逼迫を重要なものにさせる可能性がある。

上述の活動を除いて、当社では通常、円貨を米ドル貨に実際に換金しないが、財務諸表の作成にあたり、円を米ドルに換算する。従って、財務諸表上の数値は為替レートの変動の影響を受ける。外貨換算未実現損益はその他の包括利益累計額に計上されている。円安ドル高の期間に円を米ドルに換算すると、より小さな米ドル建ての金額が報告される。逆に、円高ドル安の期間に円を米ドルに換算すると、より大きな米ドル建ての金額が報告される。一般的に、円安ドル高は、円建ての運用資産を米ドルに換算した場合に、その価値にマイナスの影響を与える。当社はまた、アフラック（日本）のストレス下に置かれた経済的なサープラス及び関連する外貨に対するエクスポージャーについても検討する。当社は、この為替リスクを、アフラック（日本）の投資ポートフォリオの一部を米ドル建て有価証券で保有すること及び親会社が円建て社債を発行することで管理している。このため、当社の純資産に及ぼす為替変動の影響は軽減されている。

次の表は、12月31日現在における、当社の円建て資産・負債及び連結円建て純資産のドル表示額に与える為替変動の影響を示している。

為替変動による円建て資産及び負債のドル表示額への影響

(単位：百万ドル)	2018年			2017年		
円/ドル為替レート	96.00	111.00 ⁽¹⁾	126.00	98.00	113.00 ⁽¹⁾	128.00
円建て金融商品：						
資産：						
売却可能有価証券：						
期限付証券 ⁽²⁾	\$ 55,600	\$ 48,086	\$ 42,362	\$ 51,504	\$ 44,666	\$ 39,433
期限付証券 連結VIE ⁽³⁾	941	814	717	1,089	944	834
満期保有有価証券：						

期限付証券	35,055	30,318	26,709	36,240	31,430	27,747
持分証券	742	641	565	126	109	96
持分証券 連結VIE	0	0	0	675	586	517
現金・預金及び現金等価物	988	855	753	222	193	170
デリバティブ	2,712	417	949	1,961	331	528
その他金融商品	253	219	192	228	198	175
小計	96,291	81,350	72,247	92,045	78,457	69,500
負債：						
社債等	2,120	1,831	1,615	1,535	1,331	1,175
デリバティブ	1,318	387	2,138	516	474	2,177
小計	3,438	2,218	3,753	2,051	1,805	3,352
円建て純金融商品	92,853	79,132	68,494	89,994	76,652	66,148
その他円建て資産	10,795	9,336	8,225	9,406	8,157	7,201
その他円建て負債	113,994	98,590	86,853	107,761	93,456	82,504
為替変動の影響を受ける円建て 連結純資産（負債） ⁽²⁾	\$(10,346)	\$(10,122)	\$(10,134)	\$(8,361)	\$ (8,647)	\$(9,155)

(1) 実際の期末為替レート

(2) 当解説と分析の「アフラック（日本）の資産運用」の項で述べた、当社がそのために通貨デリバティブ取引契約を締結した米ドル建て社債は含まれていない。

(3) 連結VIEにおいて対応する通貨スワップを有する米ドル建て債券は含まれていない。

当社は一部のVIEの連結を求められている。キャッシュ・フローの変動を最小限に抑える目的で、外貨建てキャッシュ・フローをアフラック（日本）の機能通貨である円に転換するために、アフラック（日本）のポートフォリオにおける連結VIEのいくつかに対して通貨スワップを設定している。通貨スワップは、二つの通貨の元本金額を交換し、合意による為替レートで将来の決められた期日に再度通貨を交換するものである。また、合意による為替レート及び名目元本に基づいて、一定の間隔で定期的に支払いの交換を行うこともある。連結前、これらのVIEに対する当社の受益持分は売却可能債券に区分される円建ての期限付証券であった。連結にあたり、当初のこの円建ての投資について認識が中止される一方、裏付けとなる期限付証券及び通貨スワップが認識された。米ドル建て投資と通貨スワップの組み合わせにより経済的に円建て投資が組成され、当社の純投資ヘッジのポジションに影響を与えない。

同様に、当解説と分析の「アフラック（日本）の資産運用」の項で述べた、米国の社債と当社が締結した為替先物取引契約及び通貨オプション契約の組み合わせは、経済的に円建て投資を組成することとなる。この投資は、純投資ヘッジの目的で、アフラック（日本）に対する当社の投資の一部に含められることの適格性を有している。

当社のアフラック（日本）の純投資ヘッジの詳細については、当解説と分析の第6部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。

金利リスク

当社の主な金利リスクは金利の変動が当社の保有する債券の公正価値に及ぼす影響である。当社は、四半期毎に全ての評価手法を用いて投資ポートフォリオをモニターしており、金利変動に伴う債券の公正価値の価格変動及び金利感応度を測定している。例えば、デュレーション10年の債券の場合、その他の全ての要因に変動がないと仮定すると、市場金利が100ベース・ポイント下がれば、公正価値は約10%上昇する。同様に、その他の全ての要因に変動がないという仮定においては、市場金利が100ベース・ポイント上がれば、公正価値は約10%下落する。

12月31日現在における、金利の上昇が当社の保有する債券、クレジット・デフォルト・スワップを除くデリバティブ及び当社が発行する社債等の公正価値に及ぼす予測影響額を次の表にまとめた。

金融商品公正価値の金利感応度

(単位：百万ドル)	2018年		2017年	
	公正価値	+100ベース・ポイント	公正価値	+100ベース・ポイント
資産：				
債券：				
期限付証券：				
円建て	\$ 85,622	\$ 73,673	\$ 83,682	\$ 72,146
ドル建て	33,995	31,327	38,703	35,518
債券合計	\$ 119,617	\$ 105,000	\$ 122,385	\$ 107,664
貸付金 ⁽¹⁾	\$ 6,893	\$ 6,834	\$ 2,987	\$ 2,932
デリバティブ	\$ 417	\$ 614	\$ 330	\$ 533
負債：				
社債等 ⁽²⁾	\$ 5,876	\$ 5,415	\$ 5,553	\$ 4,900
デリバティブ	387	422	474	293

(1) 不動産改装資金ローン (TRE)、商業用不動産担保ローン (CML) 及びミドルマーケット・ローン (MML) を含み契約者貸付金を除く。

(2) キャピタル・リース債務を除く。

当社が保有する債券の公正価値に影響を与える要素は多様である。その一つは金利環境の変化である。金利環境の変化によって、ある期間にそれらの債券に発生する未実現損益がそれより前の期間に比べて増減する。一般的に、市場金利の低下が債券に未実現益をもたらし、また市場金利の上昇が未実現損を発生させるが、当社は未実現損益の大部分については実現することを予想していない。債券の未実現損失に関する詳細については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるように努めている。次の表は、12月31日現在における、アフラック（日本）の円建て資産と負債及び保有契約の保険料収入のおよそのデュレーションを示している。

(単位：年)	2018年	2017年
円建て債券	16	15
将来支払われる保険金給付金及び関連費用	15	14
将来保有契約から受け取る保険料	10	10

次の表は、12月31日現在における、アフラック（米国）のドル建て資産と負債及び保有契約の保険料収入のおよそのデュレーションを示している。

(単位：年)	2018年	2017年
ドル建て債券	9	10
将来支払われる保険金給付金及び関連費用	8	8
将来保有契約から受け取る保険料	6	6

12月31日に終了した各事業年度における責任準備金の平均予定利率と償却原価に基づく運用利回りの比較は以下のとおりであった。

責任準備金の予定利率と運用利回りの比較
(資産運用費用差引後)

	2018年		2017年		2016年	
	米国	日本	米国	日本	米国	日本
当年に発行された保険契約：						
責任準備金の予定利率	3.69 %	1.00 % ⁽¹⁾	3.69 %	1.10 % ⁽¹⁾	3.67 %	1.38 % ⁽¹⁾
運用資産ニュー・マネー利回り	4.44	2.94	4.41	1.88	3.81	1.30
年末現在の保有契約：						
責任準備金の予定利率	5.34	3.29 ⁽¹⁾	5.43	3.38 ⁽¹⁾	5.51	3.49 ⁽¹⁾
期末ポートフォリオ簿価利回り	5.44	2.49	5.44	2.46	5.52	2.52

(1) 保険契約債務を支えるアフラック(日本)の運用資産を表示しているため、アフラック(日本)の年金商品は除いている。

当社では、米国と日本において、ニュー・マネー利回り和新契約の予定利率の差を引き続きモニタリングし、必要に応じて、予定利率を見直していく予定である。現状では、満期償還金を再投資する際、その利回りは以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。全般的に、商品構成が変化したことや、死亡率、罹患率及び事業費がいずれも順調に推移していることから、アフラック(日本)の事業全体としては十分な利益率を確保している。

全般的な経済情勢に応じ、当社は金利リスクをヘッジするために一定期間デリバティブ取引を行う可能性がある。

金利デリバティブの詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

信用リスク

当社の投資ポートフォリオの大部分は債券及びローンで構成されており、当社はこれらに内在する発行体あるいは借入人に対する信用リスクに晒されている。当社は、新規投資については個別に注意深くこのリスクを評価し、既存の投資ポートフォリオの信用リスクについては、綿密にモニタリングする。当社は、ポートフォリオにおけるそれぞれの投資に関する信用リスクを受容することの是非に加え、当社商品及び負債からのニーズ、全体的な事業要件ならびにその他の要因を考慮している。

当社の信用ポートフォリオに内在するリスクの評価には、発行体あるいは借入人の事業活動、資産、製品、市場ポジション、財政状況及び将来の見通しに対する評価など、いくつもの要素が含まれている。当社はまた、信用格付けの付与にあたっては、NRSROの評価を取り入れ、保有するポートフォリオに対するローンの格付けの付与にあたっては、外部専門家のマネージャーによる格付け手法を取り入れる。当社は保有する全てのポートフォリオ及び見込みのある投資先に対する信用リスクの社内評価を大規模に行っているが、これには外部専門家のマネージャーによる分析の利用が含まれる。外部のアセット・マネージャーにより管理された資産については、当社は投資及び信用リスクについての変数を設定し、投資を決定する際にはその利用が求められる。また、継続的なモニタリングとポートフォリオにおける信用リスクの重大な変化についてのアセット・マネージャーからの報告が求められている。

運用資産の集中

当社の投資金額が大きな証券発行体上位15社は以下のとおりであった。

投資金額上位発行体

(単位：百万ドル)

2018年12月31日現在

番号	事業債/ソブリン債の連結エクスポージャー	連結簿価合計	債券及び永久証券 合計に対する割合	信用格付け
1	日本国 ⁽¹⁾	\$ 51,207	47.78%	A+
2	バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	411	0.38	
	バンク・オブ・アメリカ	231	0.21	A-
	バンク・オブ・アメリカ	180	0.17	BBB+
3	三菱UFJ銀行	405	0.38	A-
4	インベストコープ	383	0.36	BB
5	南アフリカ共和国	360	0.34	BB+
6	バノプラス	333	0.31	BBB+
7	ノルデア銀行	302	0.28	
	ノルデア銀行	231	0.21	A-
	ノルデア銀行	71	0.07	BBB+
8	アクサ	293	0.27	BBB+
9	ドイツ・テレコム	291	0.27	BBB+
10	日本高速道路保有・債務返済機構	291	0.27	A+
11	CFE	287	0.27	BBB+
12	AT&T	281	0.27	BBB
13	チェコ共和国	270	0.25	A+
14	インベスターAB	270	0.25	AA-
15	ペトロレオス・メキシカノス(ペメックス)	270	0.25	BBB+
	小計	\$ 55,654	51.93%	
	期限付証券合計	\$ 107,174	100.00%	

(1) 日本国債又は日本国債担保証券

前述のとおり、当社は、デュレーションの長い保険契約債務に備えて、デュレーションの長い債券を保有している。投資金額が大きな上記発行体の一部は何年も前に投資したものであり、発行体間の合併・統合により、規模が大きくなっている。さらに、金額が上位の投資の多くが円建てであるため、円高ドル安になるとドル建ての投資金額が増加し、逆に円安ドル高になると、ドル建ての投資金額が減少する。当社のグローバル投資ガイドラインは、当社の投資ポートフォリオの集中に関する上限を設定している。

地域別エクスポージャー

次の表は、12月31日現在における債券の地域別エクスポージャーを示している。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年	
	償却原価	全体に占める割合	償却原価	全体に占める割合
日本	\$ 55,486	51.8 %	\$ 51,983	48.8 %
米国及びカナダ ⁽¹⁾	29,371	27.4	31,052	29.1

英国	3,038	2.8	2,603	2.4
ドイツ	2,179	2.0	2,323	2.2
フランス	2,030	1.9	1,983	1.9
ユーロ圏周辺	2,165	2.0	2,312	2.2
ポルトガル	215	0.2	211	0.2
イタリア	1,261	1.2	1,261	1.2
アイルランド	29	0.0	32	0.0
スペイン	660	0.6	808	0.8
北欧地方	1,615	1.6	1,611	1.5
スウェーデン	779	0.7	725	0.7
ノルウェー	378	0.4	451	0.4
デンマーク	270	0.3	177	0.2
フィンランド	188	0.2	258	0.2
その他の欧州	2,425	2.3	2,489	2.3
オランダ	1,206	1.1	1,183	1.1
スイス	258	0.2	307	0.3
チェコ	451	0.5	442	0.4
オーストリア	125	0.1	123	0.1
ベルギー	178	0.2	168	0.1
ポーランド	180	0.2	177	0.2
ルクセンブルグ	27	0.0	89	0.1
日本を除くアジア	2,722	2.5	3,408	3.2
アフリカ及び中東	2,018	1.9	2,460	2.3
ラテン・アメリカ	2,153	2.0	2,318	2.2
オーストラリア	1,620	1.5	1,572	1.5
その他	352	0.3	448	0.4
期限付証券合計	\$ 107,174	100.0 %	\$ 106,562	100.0 %

(1) 2018年12月31日現在及び2017年12月31日現在とも、要求されたプエルトリコへの供託金1百万ドル（当該供託金について、2018年12月31日現在及び2017年12月31日現在とも元利に対して100%の保険が付保されている。）についてのエクスポージャーの合計を含む。

投資エクスポージャーが所在する場所を決定するにあたり、考慮すべき第一の要素は発行体の法的なカントリー・リスクの所在地である。しかし、親会社（保証人）の所在地、その会社の本社の所在地あるいは大半の事業を運営している地域（大半の資産を保有している地域を含む。）、主要な市場がある地域（収益をあげている地域を含む。）及び格付け機関によって一般に認識されている特定の国の信用リスクなどの他の要素が、リスクの所在国（あるいは地域）の決定に影響を与え得る。発行体が特別目的会社あるいは世界的企業の支店又は子会社である場合、カントリー・リスクを適切に決定するにあたり、最終親会社による発行体への保証及び（又は）最終親会社と発行体の法律上の関係、規制上の関係及び企業間関係を考慮する。

デリバティブのカウンターパーティー

当社は、当社が保有するシニア債及び劣後債の一部に関連する通貨スワップ、為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップオプションについての直接のカウンターパーティーであるため、これらの契約における当社のカウンターパーティーの契約不履行の信用リスクに、当社は晒されている。当社が主たる受益者となっているVIEに対する投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、当社がこれらの

契約の直接の当事者ではなくとも、カウンターパーティーの債務不履行による為替及び（又は）信用損失のリスクを負っている。当社のVIE、シニア債及び劣後債のスワップ、通貨スワップ、一部の為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップオプションのカウンターパーティーの債務不履行に関するリスクは、これらの取引のカウンターパーティーが満たさなければならない担保差入条項によって軽減される。もし、担保差入合意がない場合は、為替先物取引及び通貨オプションに関連するカウンターパーティーリスクは、契約満了時に、カウンターパーティーが同意した金額及び期日に円建てでその額を支払うことができないリスクである。そのため、当社は、アフラック（日本）の投資ポートフォリオにおいて米ドルに対するさらなる未ヘッジのエクスポージャーに晒されている。詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

エクイティ・リスク

持分証券の市場価格は変動しやすく、運用資産を売却して得られる金額は、報告された市場価格から著しく異なったものになる可能性がある。証券の市場価格の変動は、代替投資との相対価格と全般的な市場の状態によってもたらされることがある。もし持分証券の価格が幅広く10%下落すると仮定すると、当社の保有する持分証券の公正価値は約99百万ドル下落する。

将来に関する全ての事項は、2018年12月31日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

4【経営上の重要な契約等】

2018年12月19日、親会社及びアフラック生命保険株式会社は、日本郵政株式会社（「日本郵政」）との間で、「資本関係に基づく戦略提携」に関する基本合意書（「基本合意書」）を締結し、親会社は日本郵政との間で、レター・アグリーメント（「レター・アグリーメント」）を締結した。また、2019年2月28日、親会社は日本郵政、J&Aアライアンス・ホールディングス・コーポレーション及び一般社団法人J&Aアライアンスとの間で、株主契約（「株主契約」）を締結した。

これらの契約の詳細については、上記の3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、(1)「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の「日本郵政株式会社との戦略的提携」の項を参照されたい。

5【研究開発活動】

該当なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当なし。

2【主要な設備の状況】

アフラックが有する土地及び建物は、米国ジョージア州コロンバスにあり、主な2つの施設群を構成している。これらの施設群は当社の本社ビルならびに米国事業の管理支援部門及びインフォメーション・テクノロジー部門のビルを含む。アフラックは、サウスカロライナ州コロンビアに、CAICの子会社（アフラック団体保険というブランド名である）用の事務所スペースを賃借している。また、アフラックは、当社のグローバル・インベストメント部門用にニューヨーク州で事務所スペースを賃借している。アフラックは、ワシントンD.C.及びプエルトリコに加え、ジョージア州、サウスカロライナ州、ニューヨーク州、ネブラスカ州及びその他米国の39の州で管理事務所スペースを賃借している。

アフラックは、東京都内に3つの主な施設群を有している。1つめは、カスタマー・コール・センター、保険金部門、インフォメーション・テクノロジー部門及びトレーニング施設として利用されているアフラック所有の建物ならびにアフラック（日本）の契約管理及びカスタマー・サービス部門として使用する賃貸物件を含むものである。2つめは、アフラック（日本）の本店ならびに管理及び投資支援部門として利用されている貸借スペースである。3つめは、インフォメーション・テクノロジー部門用の貸借スペースである。また、アフラックは、東京都内で事務所スペースを賃借しているほか、国内各所の地域事務所を賃借している。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(2018年12月31日現在)

【株式の総数】

授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
1,900,000千株	1,347,540千株(注1)	552,460千株(注2)

(注1) 2018年12月31日現在の発行済株式総数1,347,540千株には、自己株式592,254千株が含まれている。

(注2) 未発行普通株式数552,460千株には、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行される予定の普通株式5,330千株が含まれている。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式(額面0.10ドル)	普通株式	1,347,540千株	ニューヨーク証券取引所 株式会社東京証券取引所	(注)

(注)() 普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、その取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

() 優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実現を促すものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

定款上の優先株式の定めは以下のとおりである。

- 発行する場合、ここで授權された当社の優先株式は、同一日(以下、「発行日」)に、同一シリーズとしてのみ発行することができる。そのシリーズの株式は、タイトルに発行の年を挿入して、「議決権のない累積優先株式、1980シリーズ」(以下、「優先株式」)と表示する。発行日後は、優先株式の追加株式は発行されない。
- 優先株式の所有者は、当社の取締役会が宣言した場合またその場合にのみ、現金配当の支払いが法的に可能な当社の利益及びその他の原資及び資産から、最初の5年間は1株当たり0.90ドル、6年目は1株当たり2.20ドル、7年目は1株当たり2.60ドル、8年目は1株当たり3.69ドル、9年目は1株当たり4.36ドル、10年目以降は1株当たり5.18ドルの年率で、現金配当を受領する権利を有する。上述の配当率が適用される年度は優先株式の発行日及び各年のその応当日に開始する。配当は、(3月、6月、9月及び12月のそれぞれ最後の日で終わる)各四半期につき、当該四半期中の3月、6月、9月及び12月の初日(あるいは当日ニューヨーク証券取引所の取引が行われていない場合には、その翌取引日)に、前月15日の終了時における優先株式の登録株主に対し支払われる。但し、最初の配当は、

発行日以降に開始する最初の四半期内の支払日に支払われ、発行日からその第1四半期の末日までの期間に最初の年率0.90ドルを適用して定められた額とする。優先株式の現金配当は発行日から発生し、累積される。優先株式が流通に置かれている限り、最後の四半期支払日に支払われる配当を含み、発行済の全ての優先株式につき全ての現金配当が支払われるか、あるいはその額の配当が宣言されその支払いのための十分な原資が準備されるのでなければ、当社の額面0.10ドルの普通株式（以下、「普通株式」）もしくは、配当の支払いにつき、優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは準備されてはならない。また、いかなる普通株式、配当の支払いにつき、優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式も、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され、又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い、株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。本(b)項のために、優先株式が当社によって所有され、又は当社の勘定による時は、優先株式は発行されているとは看做されない。但し、当社の子会社が所有し、又は子会社の勘定になっている場合は発行されていると看做す。優先株式の累積配当金には金利を付さない。

- (c) 当社は、発行日から5年経過後は、発行日から5年経過後の一定日（以下、「償還日」）に効力を生じるものとして随時発行済優先株式の全部もしくは一部を償還することができる。当該償還は、取締役会の決議により行うものとし、優先株式の全部が償還されない場合は、償還対象となる株式は、取締役会の決議により定められる方法に従い優先株式の所有者に対しその持株数に比例又は実質的に比例するように割当てられるものとする。但し、当社は当社の取締役会の決議により定める限度で、当社もしくは当社の子会社が所有するか、それらの勘定になっている優先株式の一部もしくは全部を償還の対象から除外することができる。償還、償還されるべき株式の変更もしくは所有者間の割当に関する書面による通知は、料金前払いの第一級郵便で、償還日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録所有者に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所に宛ててなされる。上記に従い郵送された通知は、実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。

償還価額は、1株当たり14.00ドル、各場合に償還日の前に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から償還日までの期間について、償還日現在で支払い可能となっていないが、発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算する。償還日として償還通知に記載された日以降、当該株式を償還するに足る資金が、取消不能な形で積み立てられた場合、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。又は、当社が選択すれば、償還日もしくはその前であっても、発行日から5年以降の日でかつ（ ）上記に従い優先株式の所有者に書面による償還通知が郵送された日及び（ ）償還日に支払うべき額として（償還日現在で上記に従い決定された）償還価額全額に足る資金が、取締役会の決議により当社の支払代理人として正当に指定された合衆国の商業銀行に預託された日（但し、償還通知には支払代理人の名称、住所、その支払代理人に償還日以前に原資を預託する旨の当社の決定及びその預託の事実を記載しなければならない。）のいずれか遅い日以後は、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。取締役会の決議により、当社が定める償還日より1年を超える期間満了時まで、償還の対象となった優先株式の所有者によって請求されなかった支払代理人への預託金は、支払代理人により当社に支払われる。その後は償還の対象となった優先株式の所有者は、その金利の付されない支払いを、当社に対してのみ請求できる。償還日として通知に記載された日以

後、優先株式の登録株主は、当社もしくは正当に指定された支払代理人に対し、償還されるべき株式の株券（当社が要求した場合は白地裏書もしくは白地の移転・譲渡証書を付すものとする。）を現に提示することにより金利の付されない償還価額を受領することができる。当社が（支払代理人への預託その他の方法で）取消不能な形式で、償還日以前に、償還対象となる優先株式の償還の支払いをするに足る資金を積み立てず又は償還の支払いを怠った場合、かかる不履行又は遅滞が、（支払代理人への預託その他による）取消不能の準備金の積み立てもしくは償還の対象となる優先株式の未払いの全ての所有者に対する償還価額（その価額は、不履行もしくは遅滞の場合、支払い可能であるが未宣言又は未払いの配当、もしくは当該不履行もしくは遅滞を治癒する取消不能の準備金の積み立て、支払いもしくは支払いの提供の日までに発生した配当の額を含む。）の支払いもしくは支払いの提供によって治癒されるまで、普通株式もしくは配当の支払いにつき優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは積み立てられてはならない。また、いかなる普通株式、優先株式もしくは配当の支払いにつき、当該優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式は、当社もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいはかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され又は利用されてはならない。但し、上記の制限にかかわらず、ある準備金の条件に従って積み立てられた資金（積み立て時に上記制限に違反してはならない。）は、準備金の条件に従い株式の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。優先株式の所有者は、優先株式の償還を当社に請求することはできない。

- (d) 任意もしくは非任意の当社の清算、解散もしくは整理の場合、その時点で流通に置かれている優先株式の所有者は、株式所有者への分配が可能な当社の資産（資本金、剰余金もしくはいかなる種類の利益であるとを問わず）から、普通株式もしくは清算の際の分配につき、優先株式に劣後するその他の当社の株式の所有者に支払いがなされる前に、1株当たり12.75ドル及び各場合に支払い可能であるが未宣言又は未払いとなっている配当金の合計額及び（3月、6月、9月、もしくは12月の最後の日で終わる）最後の四半期の最終日から支払日までの期間について、支払日現在で、支払い可能となっていないが発生している優先株式についての配当額（月は30日、年は360日で計算）があれば、これらを合算した額を受領することができる。当社の清算、解散もしくは整理時の分配可能な当社資産が、優先株式及び清算時の分配につき優先株式と同位の当社のその他の株式の所有者がかかる場合において権利を有する総額を支払うに不充分である場合は、当該所有者に対し分配可能な資産をその所有比率に応じて分配する。優先株式の所有者は当社の清算、解散もしくは整理に際し、その資産の分配に更に配当加入することはできない。本(d)項に定める当社の任意もしくは非任意の清算、解散もしくは整理、分配額が支払われる支払日と場所の通知は、料金前払いの第一級郵便で、記載の支払日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録株主に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所宛になされる。上記に従い郵送された通知は実際受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換、又は他の会社との（への）当社の合併（吸収）、当社の清算及び当社の株式所有者に対する他の会社の株式の分配を伴う株式の交換による当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換はいずれも本(d)項にいう当社の清算、解散もしくは整理とは看做されない。
- (e) ジョージア州法で要求されている場合及び(h)項所定の場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有さない。
- (f) 優先株式の所有者は、それらの優先株式を普通株式もしくは当社のその他の株式もしくはその他の証券に転換するいかなる権利も有さない。
- (g) 当社により償還・購入もしくはその他の方法で取得された優先株式は、再発行もしくはその他の方法で処分されない。上記は、当社の子会社が購入もしくはその他の方法で取

- 得した優先株式には適用されない。当社は、随時当社が償還・購入もしくはその他の方法で取得した優先株式の一部もしくは全部を法律の規定に従い消却することができる。
- (h) 流通に置かれる優先株式の種類別投票で過半数の所有者が承認した当社の改正定款に定める場合を除き、普通株式もしくは当社のその他の普通もしくは優先株式は、(b)項及び(d)項に定めるとおり配当及び当社の清算、解散もしくは整理時の分配額について、優先株式に劣後する。また、優先株式の所有者は、全ての配当の支払い(累積配当の未払分を含む。)もしくは、優先株式に関連する清算時の全ての分配額を、当社のその他の株式についての支払いに先立ち優先して受領することができる。優先株式は、消却もしくは準備金の対象とならない。優先株式はここに規定する以外に他の株式に対し相対的な、又は参加的もしくは選択的な権利、その他の特別の権利及び権限を有するものではない。(b)、(c)及び(g)項において「子会社」とは、当社が直接的もしくは間接的に50%以上を所有する会社を言う。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数(千株)(注2)		資本金(注2)		
	増減数	残高	増減額 (百万ドル)	残高 (百万ドル)	残高 (百万円)
2013年12月31日現在		667,046		67	7,535
2014年度中の増加(注1)	1,086		0		
2014年12月31日現在		668,132		67	7,535
2015年度中の増加(注1)	1,591		0		
2015年12月31日現在		669,723		67	7,535
2016年度中の増加(注1)	1,526		0		
2016年12月31日現在		671,249		67	7,535
2017年度中の増加(注1)	1,632		0		
2017年12月31日現在		672,881		67	7,535
2018年3月16日の増加(注2)	673,340		67		
2018年度中の増加(注3)	1,319		1		
2018年12月31日現在		1,347,540		135	15,183

(注1) 当該期間中の発行済株式総数の増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式及び制限付株式の発行によるものである。

(注2) 株式分割(分割比率:1対2)によるものである。

(注3) 株式分割以外の2018年度中の発行済株式総数の増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式及び制限付株式の発行によるものである。

当社が発行した未行使の新株予約権(ストックオプション)の2018年12月31日現在における状況は以下のとおりである。

残高	行使により発行する株式の発行価格 (1株当たりの加重平均行使価格)	資本組入額
5,330 千株	28.54 ドル	533千ドル(注)

(注) 新株予約権(ストックオプション)が行使された場合に受け取る発行価格合計約152,118,000ドル(1株当たりの加重平均行使価格に基づく。)のうち、533,000ドルが資本に組み入れられる。

(4) 【所有者別状況】(2018年12月31日現在)

区分	所有者数 (名)	総所有者数に占める 割合(%)	所有株式数 (株)	発行済社外株式総数に 占める割合(%)
個人	75,732	88.3	50,448,145	6.7
信託、遺産及び後見人	8,344	9.7	6,978,369	0.9
ノミニー	3	0.0	695,929,931	92.1

法人、ブローカー及び会社	1,734	2.0	2,490,380	0.3
合計	85,813	100.0	755,846,825	100.0

(5) 【大株主の状況】

当社の知る限り、当社の発行済社外株式を所有する大株主の名称及び住所（2018年12月31日現在）は下記のとおりである。

名称	住所	実質所有 株式数 (千株)	発行済社外 株式総数に 占める割合 (%)
バンガード・グループ・インコーポレーテッド	ペンシルヴァニア州 マルヴァーン	68,194	9.1
ブラックロック・インク	ニューヨーク州ニューヨーク	51,648	6.8
ステート・ストリート・コーポレーション	マサチューセッツ州ボストン	40,432	5.3
ウェルス・ファーゴ	カリフォルニア州サンフランシスコ	15,967	2.1
エーキューアール・キャピタル・マネジメン ト・エルエルシー	コネチカット州グリニッジ	11,295	1.5
フィデリティ・マネジメント&リサーチ・エル エルシー	マサチューセッツ州ボストン	11,101	1.5
エーピージー・アセット・マネジメント・エ ヌ・ブイ	オランダ王国、アムステルダム	10,499	1.4
ゲオデ・キャピタル・マネジメント・エルエル シー	マサチューセッツ州ボストン	10,368	1.4
ノーザン・トラスト・コーポレーション	イリノイ州シカゴ	10,198	1.3
フランクリン・リソーシイズ・インク	カリフォルニア州サンマテオ	8,941	1.2
合 計		238,643	31.6

当社の知る限り、当社の発行済社外株式に係る議決権数に基づく大株主の氏名又は名称及び住所（2018年12月31日現在）は下記のとおりである。

氏名又は名称	住所	議決権数 (千)*	行使可能議決権 総数に占める割合 (%)*
バンガード・グループ・ インコーポレーテッド	ペンシルヴァニア州マルヴァーン	68,194	5.5
ブラックロック・インク	ニューヨーク州ニューヨーク	51,648	4.2
ステート・ストリート・ コーポレーション	マサチューセッツ州ボストン	40,432	3.3
ダニエル・P・エイモス	ジョージア州コロンバス アフラック・インコーポレーテッド気付	36,005	2.9
福澤 俊彦	日本国東京都 みずほ信託銀行株式会社気付	30,011**	2.4
ウェルス・ファーゴ	カリフォルニア州サンフランシスコ	15,967	1.3

合 計		242,257	19.6
-----	--	---------	------

- (*) 60日以内に行使可能な株式購入オプション及び行使可能議決権ならびに受給権未確定の制限付株式及び財団又は信託名義で保有する株式を含む。
- (**) 福澤俊彦氏が議決権を共有しているみずほ信託銀行株式会社が所有する株式の議決権からなる。

2【配当政策】

配当額は、提出会社の取締役会が四半期毎に決定する。配当金の支払いは、当社の利益、資金需要、財政状態及びその他の要因を考慮して、四半期毎に行われる。2018年第1四半期の配当は2018年1月31日に決定され、2018年3月1日に総額203百万ドルの支払いを行った。2018年第2四半期の配当は2018年4月24日に決定され、2018年6月1日に総額207百万ドルの支払いを行った。2018年第3四半期の配当は2018年7月25日に決定され、2018年9月1日に総額193百万ドルの支払いを行った。2018年第4四半期の配当は2018年10月23日に決定され、2018年12月3日に総額198百万ドルの支払いを行った。

2018年2月13日、提出会社の取締役会は2018年3月16日付で当社の普通株式1株につき2株の割合による株式分割を行うことを決定した。

12月31日に終了した各事業年度中に支払われた1株当たり配当金は次のとおりである。

	2018年	2017年
第4四半期	0.26ドル	0.23ドル
第3四半期	0.26ドル	0.22ドル
第2四半期	0.26ドル	0.22ドル
第1四半期	0.26ドル	0.22ドル

全ての配当金は上の表に表示されている全ての期間にわたって、本報告書の表紙の注4で述べた株式分割を反映するように調整されている。

2019年第1四半期の配当（1株当たり0.27ドル）は2019年1月31日に決定され、2019年3月1日に総額203百万ドルの支払いを行った。

3【株価の推移】

(1) 東京証券取引所

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

事業年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最高（円）	3,740	4,050	4,220	5,035	5,380
最低（円）	2,965	3,285	3,100	3,785	4,450

全ての株価は上の表に表示されている全ての期間にわたって、本報告書の表紙の注4で述べた株式分割を反映するように調整されている。

(b) 当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

月	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	5,150	5,230	5,380	5,350	5,140	5,220
最低（円）	4,500	4,825	5,040	4,690	4,810	4,550

(2) ニューヨーク証券取引所

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

事業年度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最高	ドル	33.35	33.27	37.25	44.91	48.19
	円	3,751	3,742	4,190	5,051	5,420
最低	ドル	27.50	25.71	27.29	33.25	41.41
	円	3,093	2,892	3,069	3,740	4,657

全ての株価は上の表に表示されている全ての期間にわたって、本報告書の表紙の注4で述べた株式分割を反映するように調整されている。

(b) 当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

月		2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	ドル	46.70	47.15	48.19	47.64	45.92	46.38
	円	5,252	5,303	5,420	5,358	5,165	5,216
最低	ドル	42.13	46.02	45.80	41.45	42.61	41.88
	円	4,738	5,176	5,151	4,662	4,792	4,710

4【役員の状況】

男性役員（取締役及び業務執行役員）：17名

女性役員（取締役及び業務執行役員）：6名

（役員（取締役及び業務執行役員）のうち女性の比率：26%）

(1) 取締役及び業務執行役員の役職及び所有株式数等

取締役

氏名及び 生年月日	主な役職 ⁽¹⁾	最初に 取締役に 選任され た年	実質所有 普通株式数 (2019年2月27日 現在) ⁽²⁾	発行済社外 株式総数に 占める割合 (%)	議決権数 (2019年2月27日 現在)	行使可能議 決権総数に 占める割合 (%)
ダニエル・P・ エイモス 1951年 8月13日	当社及びアフラック (**)会長兼最高経営責 任者（以下「CEO」とい う。）。2017年から2018 年までアフラック社長。 2018年から当社社長。	1983	4,506,368	0.6	36,004,850	2.9
W・ポール・ パウワース 1956年 12月3日	ジョージア・パワー・カ ンパニー会長兼社長兼 CEO。	2013	27,717	*	124,265	*
福澤 俊彦 1956年 12月30日	2018年から中央不動産株 式会社代表取締役社長。 2015年から2018年まで株 式会社ユウシュウ建物代 表取締役社長。2013年か ら2015年までみずほ信託 銀行株式会社副社長。 2011年から2013年まで株 式会社みずほ銀行常務執 行役員兼IT・システムグ ループ長。	2016	3,011,228	0.4	30,011,228	2.4
ダグラス・W・ ジョンソン 1941年 5月19日	アーンスト・アンド・ヤ ング（ジョージア州アト ランタ）の退任した監査 パートナー。	2004	172,011	*	859,438	0.1
ロバート・B・ ジョンソン 1944年 7月14日	ポーター・ノヴェリPR社 の退任したシニア・アド バイザー。元合衆国大統 領補佐官。	2002	35,254	*	197,902	*

トーマス・J・ケニー 1963年 3月27日	米国教職員保険年金連合会(TIAA-CREF)理事長。TIAA-CREF基金投資委員会及び基金運営委員会の元トラスティ兼委員長。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント社グローバル・フィクスト・インカムの前パートナー兼共同代表。	2015	52,434	*	232,434	*
キャロル・F・ロイド 1958年5月2日	アーンスト・アンド・ヤング(ジョージア州アトランタ)の退任した監査パートナー。	2017	22,058	*	22,058	*
ジョセフ・L・モスコウィッツ 1953年 7月28日	プライメリカ・インクの退任したエグゼクティブ・バイス・プレジデント。	2015	34,814	*	34,814	*
バーバラ・K・ライマー (DrPH) 1949年 1月14日	ノースカロライナ大学ギリングス・グローバル公衆医療学部(ノースカロライナ州チャペルヒル)学部長。ノースカロライナ大学ギリングス・グローバル公衆医療学部(ノースカロライナ州チャペルヒル)卒業生特別教授。	1995	137,672	*	944,900	0.1
キャサリン・T・ローラー 1953年 10月4日	2015年からプリンストン大学(ニュージャージー州プリンストン)名誉副学部長。2001年から2015年まで、プリンストン大学(ニュージャージー州プリンストン)学術プログラムの副学部長。	2017	5,223	*	5,223	*
メルヴィン・T・スティス 1946年 8月11日	2018年からノーフォーク州立大学暫定学長。2013年からシラキウス大学マーティン・J・ウィットマン・スクール・オブ・マネジメント(ニューヨーク州シラキウス)名誉学部長。2005年から2013年までシラキウス大学マーティン・J・ウィットマン・スクール・オブ・マネジメント(ニューヨーク州シラキウス)学部長。	2012	33,378	*	211,423	*

(注) 1934年証券取引所法第16条による最近の報告書に基づくものである。

(*) 0.1%未満の場合は記入されていない。

(**) アフラックは当社の完全子会社である。

(1) 特に記載がなければ、各取締役は少なくとも5年間は上記の職に就いている。

(2) この株式数には、長期インセンティブ報酬制度に基づいてダニエル・P・エイモスに付与された制限付株式614,344株が含まれている(エイモス氏は当該株式に関する議決権を有している。)。当該株式の受給権はその付与日から3年後に、当社が一定の業績目標を達成した場合に確定することとなっている。以下に記載する個数の60日以内に行使可能なストックオプションが含まれている。ダグラス・W・ジョンソン: 136,172、トーマス・J・ケニー: 29,470、ジョセフ・L・モスコウィッツ: 19,426、バーバラ・K・ライマー(DrPH): 114,008。また、長期インセンティブ報酬制度に基づいて以下の者に付与された制限付株式数も次の通り含まれている。W・ポール・パウワース、福澤俊彦、ロバート・B・ジョンソン、キャロル・F・ロイド、バーバラ・K・ライマー(DrPH)、キャサリン・T・ローラー、メルヴィン・T・ステイス: 各3,536、トーマス・J・ケニー: 8,192、ジョセフ・L・モスコウィッツ: 4,868(これらの者は当該株式に関する議決権を有している。)。当該株式の受給権はその付与日から4年後に、また2015年5月以降に付与された株式については付与日から1年後に確定することとなっている。

さらに、以下の株式も含まれている。

ダニエル・P・エイモス: 同氏の配偶者が所有する4,916株、同氏がパートナーを務めるパートナーシップが所有する957,560株、同氏が受託者である信託が所有する908,632株、法人が所有する31,682株、ダニエル・P・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有する238,008株、SOMAファウンデーション・インクが所有する823,159株、ポール・S・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有する224,888株。

福澤俊彦: みずほ信託銀行株式会社が所有する3,000,000株。同氏はこれらの株式の議決権を代理行使する。

取締役の任期は通常、再指名及び再選され、又はその後任者が選ばれて資格を取得する次回の年次株主総会までの1年間である。

業務執行役員（取締役を除く。）

氏名及び生年月日	主な役職 ⁽¹⁾	実質所有 普通株式数 (2019年2月27日 現在) ⁽²⁾	発行済社外 株式総数に 占める割合 (%)	議決権数 (2019年2月27日 現在)	行使可能議決 権総数に占め る割合 (%)
有吉 浩二 1953年8月29日	2018年4月からアフラック生命保険株式会社の取締役専務執行役員（営業・マーケティング部門担当）。2012年から2018年3月までアフラック日本社の専務執行役員（営業・マーケティング部門担当）。	207,485	*	1,053,773	0.1
マックス・K・ブローデン 1978年7月5日	2017年から当社のシニア・バイス・プレジデント兼財務企画責任者。2007年から2017年までノルウェー中央銀行のシニア・ポートフォリオ・マネジャー。	27,962	*	27,962	*
フレデリック・J・クロフォード 1963年8月3日	2015年から当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務責任者（以下「CFO」という。）。2012年から2015年までCNOフィナンシャル・グループのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼CFO。	270,086	*	270,086	*
J・トッド・ダニエルズ 1970年10月4日	2018年4月からアフラック生命保険株式会社の専務執行役員兼主要財務責任者。2016年から2018年まで当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グローバル最高リスク責任者兼チーフ・アクチュアリー。2015年から2016年までアフラックのシニア・バイス・プレジデント兼チーフ・アクチュアリー。2014年から2016年までアフラックのグローバル最高リスク責任者。2012年から2014年までアフラックのシニア・バイス・プレジデント兼副コーポレート・アクチュアリー。	189,889	*	844,909	0.1
ジューン・ハワード 1966年3月17日	2010年から当社及びアフラックの最高会計責任者。2010年から当社及びアフラックのシニア・バイス・プレジデント（財務サービス担当）。2011年から2015年までアフラックの財務企画責任者。	167,390	*	1,039,688	0.1
エリック・M・カーシュ 1960年6月7日	2012年からアフラックのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グローバル最高投資責任者。2017年からアフラック・アセット・マネジメント・エルエルシー社長。	259,188	*	1,130,172	0.1
古出 眞敏 1960年6月25日	2018年4月からアフラック生命保険株式会社の代表取締役社長。2017年から2018年3月までアフラック日本社の社長兼最高執行責任者（以下「COO」という。）。2016年から2017年までアフラック日本社の副社長。2015年から2016年までアフラック日本社の専務執行役員。2013年から2015年までアフラック日本社の上席常務執行役員。	99,785	*	382,295	*

チャールズ・D・レイク二世 1962年1月8日	2018年4月からアフラック生命保険株式会社の代表取締役会長。2014年からアフラック・インターナショナル社長。2008年から2018年3月までアフラック日本社の会長。	218,466	*	1,225,494	0.1
アルバート・A・リッジーリ 1955年12月8日	2018年から当社のシニア・バイス・プレジデント兼グローバル最高リスク責任者兼チーフ・アクチュアリー。2016年から2018年までアフラックのシニア・バイス・プレジデント兼コーポレート・アクチュアリー。2016年までユナム・グループのグループ・チーフ・アクチュアリー。	26,803	*	26,803	*
オードリー・ブーン・ティルマン 1964年4月13日	2014年から当社及びアフラックのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼法律顧問。2008年から2014年まで当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント(コーポレート・サービス担当)。	300,285	*	1,847,151	0.1
テレサ・L・ホワイト 1966年10月31日	2014年からアフラック(米国)社長。2013年から2014年までアフラックのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼COO。	225,112	*	1,173,178	0.1
リチャード・L・ウィリアムズ・ジュニア 1971年11月10日	2017年からアフラックのエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高ディストリビューション責任者。2017年に米ユナムのシニア・バイス・プレジデント兼部長(ストップ・ロス担当)。2013年から2017年までコロニアル・ライフ及びアクシデント・インシュアランス・カンパニーのシニア・バイス・プレジデント(市場開拓担当)。	12,073	*	12,073	*

(注) 1934年証券取引所法第16条による最近の報告書に基づくものである。

(*) 0.1%未満の場合は記入されていない。

(1) 特に記載がなければ、各役員は少なくとも5年間は上記の職に就いている。

(2) この株式数には、以下に記載する個数の60日以内に行使可能なストックオプションが含まれている。有吉浩二：46,008、マックス・K・ブローデン：1,556、フレデリック・J・クロフォード：87,764、J・トッド・ダニエルズ：102,806、ジューン・ハワード：69,852、エリック・M・カーシュ：38,230、古出眞敏：15,267、チャールズ・D・レイク二世：54,096、アルバート・A・リッジーリ：5,247、オードリー・ブーン・ティルマン：115,592、テレサ・L・ホワイト：57,124。また、長期インセンティブ報酬制度に基づいて以下の者に付与された制限付株式数も次の通り含まれている。有吉浩二：48,957、マックス・K・ブローデン：25,445、フレデリック・J・クロフォード：140,592、J・トッド・ダニエルズ：58,785、ジューン・ハワード：37,704、エリック・カーシュ：89,949、古出眞敏：42,106、チャールズ・D・レイク二世：68,771、アルバート・A・リッジーリ：18,473、オードリー・ブーン・ティルマン：85,225、テレサ・L・ホワイト：86,921、リチャード・L・ウィリアムズ・ジュニア：9,774(これらの者は当該株式に関する議決権を有している)。当該株式の受給権はその付与日から3年後に、当社が一定の業績目標を達成した場合に確定することとなっている。

取締役会の決議により別途規定される場合を除き、主要役員は、その後任者が選ばれて資格を取得するか、本人の死亡、辞職又は解任のときまで在任するものとする。

(2) 報酬、親族関係及びその他の事項

(a) 取締役及び業務執行役員の報酬

取締役及び役員に対する個別報酬の開示については、「第5 提出会社の状況 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの状況 (B)取締役及び役員の報酬の内容」を参照されたい。

(b) 特定の取引及び親族関係

当社は、当社と取締役又は業務執行役員との間の取引により、潜在的に又は実際に利益相反が生じる可能性があること、ならびに決定が当社及びその株主にとっての最善の利益以外の考慮に基づくように見える可能性があることを認識している。従って、当社は、当社の業務・倫理規範に沿って、かかる取引を回避することを優先している。しかしながら、かかる取引が当社及びその株主の最善の利益となるか又はそれに反しない場合がある。そこで当社は、監査・リスク委員会がかかる取引を検討し、適切であればこれを承認し又は追認する旨の文書による方針を採用した。かかる方針により、監査・リスク委員会は、当社が現在その当事者であり又は将来その当事者となり、かつある事業年度中に関連する金額が120,000ドルを超過し、また()取締役、()業務執行役員、()当社の発行済社外株式の5%超を保有する者、()これらの者の近親者又は()これらの者の一人が雇用され又は無限責任社員若しくは社長若しくは同様の地位にあるか、かかる者が5%以上の受益権を有する会社、法人若しくはその他の事業体が、直接若しくは間接を問わず、重要な利益を過去に有し、現在有し又は将来有する、全ての取引を検討する。監査・リスク委員会はその検討において、多数の要因(当該利害関係者間の取引の条件が、当社にとって、独立当事者間取引において合理的に期待される条件より不利でないかを含む。)を考慮に入れる。監査・リスク委員会は、その誠実に判断するところにより、当社及びその株主の最善の利益となり又はそれに反しない取引のみを承認し又は追認する。

現在継続中の以下の各取引は、監査・リスク委員会の検討と追認を受けた。

ダニエル・P・エイモス氏の息子ポール・S・エイモス二世氏は2017年6月6日に当社の関連会社と退職契約を締結し、同氏の雇用は2017年7月1日付で終了した。契約に基づき、ポール・S・エイモス二世氏は雇用終了後24ヶ月間会社財産の保護を保証し、当社従業員又は独立契約者に当社を辞めるよう勧誘することができない。同契約は、ポール・S・エイモス二世氏が契約の存続期間にわたって総額3,404,494ドルの支払いを受けると規定している。これは、30ヶ月分の継続基本給、2017事業年度の年間インセンティブ報奨、及び当社の医療保険制度に基づく18ヶ月分の保険料費用の合計に相当する。当社は2018年に700,000ドルを支払った。残りは、契約に従い、一定の競業禁止義務の遵守が持続していることを条件として、2019年に支払われる。

2013年、アフラック(日本)(当時は日本支店)は、中央不動産株式会社が所有する東京の丸の内センタービルディングのオフィス物件に係る賃貸借契約を締結した。現行の賃貸借期間は2年である。2018年7月、当社の取締役福澤俊彦氏は中央不動産株式会社の代表取締役社長に指名された。当該賃貸借は福澤氏が中央不動産株式会社の役職に就く前から開始しており、福澤氏は当該賃貸借の交渉又はアフラック(日本)による丸の内センタービルディング内の物件の賃借決定に関与していない。福澤氏は同賃貸借について当社又は中央不動産株式会社のいずれからも一切報酬を受け取っていない。2018年の加重平均為替レート(1米ドル=110.39円)を用いると、アフラック(日本)は2018年暦年の賃貸借の賃料として1,979,535ドル相当の日本円を支払った。

マックス・K・ブローデン氏は、当社の財務担当シニア・バイス・プレジデント兼経営企画長である。同氏の配偶者であるサブリナ・パシーニ・ブローデン氏は、2018年の間マーケティング部門の独立コンサルタントであった。2018年、雇用代理店への委託料を含む同氏の業務に対する支払合計額は127,688ドルであった。サブリナ・パシーニ・ブローデン氏は、対消費者の直接金融サービス業界における経験を認められ、2019年1月28日付でアフラック(米国)のマーケティング及び販売部門にフルタイムの従業員として雇用された。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(A) コーポレート・ガバナンスの体制

アフラック・インコーポレーテッド取締役会

アフラック・インコーポレーテッドにおける取締役会の役割は、株主の利益のために当社の指揮を執ることである。取締役は、当社の長期戦略の策定に助言、参加し、当社の財務目標を検討、承認し、当社の倫理的事業環境の維持及び法令遵守を確保する。

本報告書提出日現在、当社には10名の非従業員取締役及び1名の従業員取締役がいる。従業員取締役は当社の特定業務執行役員（NEO）でもある。2018年中、取締役会の会議は8回開催され、全ての取締役が取締役会会議及び各自が所属する取締役会委員会会議の少なくとも75%に出席した。

リーダーシップの構造

ダニエル・P・エイモスは2001年から取締役会会長、1990年からCEOを務めている。取締役会は、CEOが主席非経営取締役と協力して会長を務めるという構造が、当社のリーダーシップ構造として最も効果的なものであると確信している。この構造は長年にわたって当社に貢献してきた。CEOは日々の会社運営や戦略実行に対して最終的な責任を負っており、また当社の業績は取締役会にとって不可欠の審議対象である。したがって、取締役会は同氏が最も会長職にふさわしい取締役であると確信している。取締役会は、当社の経営に関するエイモス氏の深い長年の見識及び当社の発展へのビジョンが、決定的かつ効果的なリーダーシップを取締役会にもたらすと信じている。しかしながら、取締役会は、状況により必要であれば、全株主の利益を最大限にするために、この構造を修正する権限を留保している。

取締役会は、現在のコーポレート・ガバナンスの実務が独立した監督や経営説明責任を実現していると信じている。これらの統治実務は、当社の重要なコーポレート・ガバナンス問題に関するガイドラインや委員会憲章に反映されており、特に以下を含む。

- ・取締役会の実質的過半数は独立している。
- ・監査・リスク、報酬、及びコーポレート・ガバナンス委員会は全て独立取締役で組織される。
- ・後述の職責を担う主席非経営取締役が在任する。
- ・非従業員取締役は、経営者が出席せず非従業員取締役のみで定期的開催される会議に参加する。

主席非経営取締役

会長と最高経営責任者の役割を同一人物が果たす場合、又は会長が独立していない場合、独立取締役が主席非経営取締役として任命されるべきだと取締役会は考えている。主席非経営取締役は、コーポレート・ガバナンス委員会の推薦に基づいて、取締役会によって毎年（年次株主総会后初めての取締役会会議の時をもって）選出される。主席非経営取締役は毎年選出されるが、一般に1年以上（但し4年以下）の在任が期待されている。

現在、ダグラス・W・ジョンソンが主席非経営取締役を務めている。コーポレート・ガバナンス委員会は、2019年5月6日付でジョンソン氏が取締役会を退任した後の取締役会の検討事項として、W・ポール・パウワース氏を主席非経営取締役に指名した。

主席非経営取締役の職責には次のものが含まれる。

- ・会長や秘書役と相談して各取締役会の議題を考案すること、
- ・非従業員取締役のみが出席する全ての会議に関して、議題を準備し、議事を進行すること、
- ・適当な場合に、当該会議で話し合われた事案を会長と検討すること、
- ・会長不在の取締役会会議において議長を務めること、
- ・取締役会における議論の内容に会長との利益相反の可能性がある場合に、議長を務めること、
- ・取締役会の会議外での非従業員取締役の討議を促進させること、
- ・非従業員取締役と会長との連絡役を務めること、
- ・適切な場合は、経営陣と取締役会との連絡役を務めること、
- ・株主への働きかけにおいて取締役会を代表すること、及び
- ・会長と協力して、取締役会が行う毎年の自己評価を円滑に進めること。

主席非経営取締役には、独立取締役の会議を招集する権限がある。

取締役指名のプロセス

コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役候補者には最低でも次の2つの資質がなければならないと考えている。

- ・ 当社の事業及び業務の監督について取締役会に有意義な貢献をすると実証された能力
- ・ 職業及び個人的な活動の双方において誠実かつ倫理的であることについての申し分のない実績と評判

これらの基準となる要件に加えて、コーポレート・ガバナンス委員会は、各候補予定者の具体的な経験と技能、他の業務との兼ね合いでどの程度の時間を割けるか、潜在的な利益相反、並びに経営陣及び当社からの独立性について考慮する。コーポレート・ガバナンス委員会は、集団として優れた知識を有する、多様性のある取締役会を構築するべく努力する。特に、コーポレート・ガバナンス委員会は、以下の分野での経験を有する候補者を探す。

- ・ 会計及び財務
- ・ 経営及びリーダーシップ
- ・ 展望及び戦略
- ・ 事業運営
- ・ 経営判断
- ・ 業界知識
- ・ コーポレート・ガバナンス
- ・ グローバル市場

最後に、コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役を指名するに当たって、多様性（ジェンダー、民族性、人種、肌の色及び国籍を含む。）を考慮する。候補者の年齢は、21歳以上74歳以下でなければならない。

コーポレート・ガバナンス委員会は、3つの情報源から、潜在的な候補者を特定する。委員会は、現任の取締役及び業務執行役員に対して提案を求める。また、取締役候補者の特定を専門とする会社を利用することがあり、後述の通り、株主の推薦による候補者についても検討を行う。

コーポレート・ガバナンス委員会が潜在的候補者を特定すると、委員は公的に入手可能な情報を審査し、更なる検討を要する候補者に接触する。潜在的候補者が取締役として検討されることに前向きであれば、コーポレート・ガバナンス委員会は追加情報を要求する。

通常、コーポレート・ガバナンス委員会は、各候補予定者と1回以上の面接を行う。同委員会のメンバーは、候補者から推薦人の情報を受けて、その推薦者に連絡を取ったり、業界の人間又は候補者の経歴について直接的な情報を持つその他の者に接触したりすることがある。このプロセスにより、コーポレート・ガバナンス委員会は、全ての潜在的候補者の業績や資質を比較することができる。

コーポレート・ガバナンス委員会は、株主から推薦された取締役候補者について検討を行う。候補予定者と同様、コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会における必要性及び個々の適格性という観点から、株主推薦の候補者を評価する。また、推薦する株主が保有する株式の数及び保有期間についても考慮することがある。

取締役会に候補者を推薦するために、株主は、()株主の氏名及び当社の普通株式を保有していることを示す証拠（保有する株式の数及び保有期間を含む。）及び()候補者の氏名、候補者の経歴又は取締役となるための資質、及び取締役会の指名を受けた場合に取締役として指名されることに対する候補者の同意を含む、推薦状を提出しなければならない。

株主の推薦状及び上述の情報は、原則として前年の年次株主総会開催日から1年後の応当日の120日前から90日前までの間に当社秘書役により受領されなければならない。但し、年次株主総会が当該応当日から25日以上前又は25日以上後に招集された場合は、年次株主総会の開催日に関する通知書の発送日又は開催日の公示日のうちいずれか早い方の日から10日後の営業時間終了時より前に、株主による通知が受領されなければならない。

プロキシ・アクセスに関する当社付属定款の規定により、発行済株式資本中、取締役の選任について投票することのできる議決権の少なくとも3%を表章する株式を所有する株主（又は最大20名の株主グループ）は、取締役会の最大20%を構成する取締役候補者を指名し、議決権代理行使指図書参考書類に掲載することができる。当該指名を行う株主又は株主グループは、その株式を少なくとも3年間継続して所有していなければならない。また当該指名を行う株主及び被指名者は当社付属定款に定めるその他の要件を満たさなければならない。

取締役の独立性

取締役会は毎年、各取締役候補者の独立性を評価する。ダニエル・P・エイモスは当社の従業員である。取締役会は、その他の候補者は、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）の上場基準に基づいて「独立」していると判断している。これらの独立した候補者にはいずれも当社との間に、直接又は当社と関係を有する組織の出資人、株主若しくは役員としての重要な関係はない。取締役会は、全取締役が提出した当社との関係に関する情報、及び経営陣が行った調査に基づいて、このことを確認した。

当社全体のリスクの監督

取締役会は、組織的及び戦略的目標を達成し、長期的業績を改善し、株主の価値を高めることを目的とする、会社全体のリスク管理手法を監督する。リスク管理は、当社の直面するリスクとそれらに対する経営陣の対処方法を理解することだけを必要とするものではない。取締役会は、当社にとって妥当なリスクの水準も理解しなければならない。これらの決定は当社の事業戦略の決定プロセスにとって不可欠であり、当社の取締役はそれら全ての決定を行う能力を備えている。

取締役会がリスク管理プロセス全般を監督する一方で、いくつかの取締役会委員会及び経営管理委員会はその責任分野に応じた特別な役割を担っている。

監査・リスク委員会

憲章に基づく監査・リスク委員会の責務には、リスク管理及びコンプライアンスの監督が含まれる。特に、監査・リスク委員会は、以下の責務を負っている。

- ・ 上級経営陣や当社の関連部署がリスク・エクスポージャーを評価・管理するプロセスの基準となるガイドラインや方針について討議すること、
- ・ 当社のリスク評価及び企業リスク管理の枠組み（リスク管理ガイドライン、リスク選好、リスク許容度、重要なリスク方針及び統制手続を含む。）を検討すること、
- ・ リスク管理に関する重要な規制上の届出並びに規制当局及び格付機関と共有する企業リスク管理に関する資料の検討を行うこと、
- ・ 当社のリスク管理部門及び実務の全体構造、人材配置モデル及び関与の検討を行うこと、
- ・ 当社の主要な財務リスク・エクスポージャーを検討し、かかるリスクを監視、管理するために経営陣が採用したプロセス及び管理を評価すること、
- ・ リスク管理に関与する主要な上級役員との非公開の会合を行うこと、
- ・ 社内の監査人、独立監査人及び当社の財務管理チームとともに、当社の内部統制（情報セキュリティ方針及び情報セキュリティに関する内部統制を含む。）の適切性及び有効性、並びに重大な統制上の不備を考慮して講じた特別な対策について、検討すること、及び
- ・ 取締役会に対して、主要な企業リスク及びリスク管理集中分野に関する事項を少なくとも年1回報告すること。

取締役会は、当社の情報資産・データ及び顧客データの適切な保護の確保を目的として、経営陣に対して情報セキュリティ・プログラムの制定と運営を指示する情報セキュリティ方針を採択した。取締役会は、当社の情報セキュリティ・プログラムの監督を、監査・リスク委員会に委任した。グローバル・セキュリティ及び最高情報セキュリティ責任者を含む当社の上級役員は、情報セキュリティ・プログラムの運営責任を担い、プログラムについて監査・リスク委員会と定期的に情報を交換する。これには、プログラムの状態、適用ある規則の順守、現在の及び進化しつつある脅威、並びに情報セキュリティ・プログラムにおいて推奨される変更についての情報が含まれる。情報セキュリティ・プログラムには、サイバーセキュリティ・インシデント対応計画も含まれる。これは、潜在的なセキュリティ・インシデントへの協調的な評価と対応を目的とする部門横断的な管理枠組みを提供するために策定されたものである。この枠組みは、グローバル・セキュリティ及び最高情報セキュリティ責任者並びにその他の上級役員に対して一定のインシデントを報告する手順を定めたものであり、かかるインシデントを適時に評価し、適用される開示要件を判断し、監査・リスク委員会と情報を交換することを目的としている。インシデント対応計画は、業務執行役員が一定のインシデントについて主席非経営取締役の直ちにかつ直接的に報告することを指示している。

財務・投資委員会

財務・投資委員会は、投資の方針、戦略及び取引を監視し、投資ポートフォリオの実績を見直すことによって、当社及び子会社の投資プロセスと投資リスク管理を監督する。

投資プロセス	当社が当社及び子会社のキャッシュフローを投資し、安全性、流動性、リターン、税務上の考慮事項、適用法規並びに当社及び子会社のニーズへの適合性を重視して投資を管理する方法
投資リスク	流動性リスク、市場リスク及び信用リスクが含まれる。
流動性リスク	ある投資に市場性がなく、損失を回避又は最小化できるほど十分に早く売買できない場合
市場リスク	市場の動きが当社の資産の価値、当社の負債の額又は当社の資産からの収益の変動を引き起こすリスク
信用リスク	取引相手の契約上の債務の不履行から生じる損失のリスク

報酬委員会

報酬委員会は、当社の事業戦略に合致する水準のリスク・テイクを奨励するインセンティブを生み出すように努めている。報酬委員会は、経営陣のインセンティブ報酬制度に関して、過度なリスクをとることを奨励しない、現実的に獲得可能な業績目標を設定する。

経営管理委員会

当社の経営陣は、日々のリスク管理に対する責任を負っている。当社全体のリスク管理の枠組みは、取締役会及びその委員会に結び付けられ、これらの監督を受けており、いくつかの経営管理委員会が置かれている。当該委員会の役割には会社全体のリスク管理が含まれている。例えば、経営管理のグローバルリスク委員会は、当社に関連する重要リスクの特定、評価、測定、監視、統制及び軽減のためのプロセスを監督する。その他の経営管理委員会は、戦略、経営、投資、競争、規制・法律、商品、評判及びコンプライアンスの各リスクに関する方針及びリスク管理プロセスを実施する責任を負っている。

委員会

現在、取締役会には、監査・リスク、報酬、経営企画、コーポレート・ガバナンス、執行、財務・投資及び企業の社会的責任・持続可能性からなる7つの常任委員会がある。（執行委員会を除く）各委員会には、取締役会が採択した書面による憲章に基づいて運営されている。

監査・リスク委員会

責任

- ・ 経営陣が財務・会計・法務の各事項に関する当社及び子会社の報告手続及び内部統制システムの信頼性と適合性を維持するよう確保すること、
- ・ 監査・リスク委員会報告書を年1回発行すること、
- ・ 独立登録会計事務所を選定、監督、評価し、同事務所に対する資金拠出を決定し、適切な場合には同事務所を更迭又は解任すること、
- ・ 独立登録会計事務所の独立性を監視すること、
- ・ 独立登録会計事務所により提供される監査業務及び非監査業務を事前に承認すること、
- ・ 議決権代理行使指図書参考書類に開示することが求められる全ての関係者取引の事前承認又は追認を行うこと、
- ・ 当社の社内監査部の業績を監督すること、
- ・ 法律及び規制要件の順守に関する取締役会の監督業務を支援すること、
- ・ 企業のリスク関与及び管理（情報セキュリティを含む。）に関する当社の方針、プロセス及び構造を監督すること、並びに
- ・ 独立登録会計事務所、経営陣、社内監査部、及び取締役会の間に開かれたコミュニケーションの場を提供すること。

概要

独立登録会計事務所は監査・リスク委員会と直接連絡を取り、当該事務所による監査、内部統制の維持、及び当社の財務問題に関するその他の事項に関して発生するあらゆる問題を討議することができる。監査・リスク委員会は、かかる問題について調査する権限を独立登録会計事務所に与えることができ、またその勧告及び結論を取締役に提出することができる。監査・リスク委員会は、少なくとも年1回、独立登録会計事務所の遂行した業務及び同事務所によって請求された費用の検討を行う。

監査・リスク委員会の委員は全員、1934年証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」及びNYSE上場基準に基づく独立取締役としての資格を有しており、また取締役会によって、SECのレギュレーションS-K、Item 401(h)において定義される「監査委員会財務専門家」とであると判断されている。

報酬委員会

責任

- ・少なくとも年に1度、当社の役員報酬制度の目標及び目的を見直すこと、
- ・年に1度、当該目標及び目的に関するCEOの業績を評価し、適切な報酬レベルを決定すること、
- ・年に1度、当該目標及び目的に照らして、当社の他の業務執行役員の業績を評価し、この評価及び当社CEOの推奨に基づき当該業務執行役員の報酬レベルを設定すること、
- ・当社のインセンティブ報酬制度を見直して、それが過度のリスク・テイクを奨励するものであるかを判断し、またかかるリスクを軽減する報酬方針と実務を評価すること、及び
- ・当社の全般的な報酬・給付制度を見直して、それらが当社の目標及び目的を促進するものであるよう確保すること。

概要

報酬委員会は、当社のマネージメント・インセンティブ報酬制度における報酬レベル、株式関連型インセンティブ報酬及び年次インセンティブ報奨についても審査し、承認する。

報酬委員会は、非従業員取締役の報酬に関する方針及び当該方針に従った非従業員取締役の実際の報酬について取締役会に提言し、取締役会はこれを採択した。取締役会が非従業員取締役で構成される特別目的委員会を創設した場合、かかる委員会の委員に対する報酬は、報酬委員会が提言する。取締役会は、非従業員取締役の報酬に関する最終決定を行う。

報酬委員会の全ての委員は、内国歳入法第162条(m)項によって定義される「社外」取締役であり、1934年証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」であり、かつNYSE上場基準に基づく独立取締役である。

報酬委員の兼任及び当社との関係 報酬委員会の委員はいずれも、現在又は過去において、当社又は子会社の従業員又は役員ではない。2018年中、いずれの取締役も、当社の業務執行役員が報酬委員を務める他の企業の業務執行役員ではなかった。また、報酬委員会のメンバーはいずれも、本報告書の「利害関係者間の取引」の項における開示が必要とされる関係を持っていなかった。

経営企画委員会

責任

- ・長期的成長の増進と株主価値の構築を可能にする適切な機会を特定、評価、実行するために、当社の企業・戦略的組織開発について検討すること、
- ・合併、買収、事業売却、合併、マーケティング及び販売協定、並びに戦略的株式投資を含む経営企画活動に関する、特定の戦略計画の検討、評価及び承認において、取締役会を支援すること、
- ・新たな地域市場への参入の提案の検討において、取締役会を支援すること、
- ・当社の役員及びマネージャーが作成した経営企画案、並びに当社の長期戦略目的との整合性を確保するために取締役会が決定する、その他の戦略的プロジェクトについて検討すること、及び
- ・日米両国でアフラック・ベンチャーズ（当社全体の企業ベンチャー投資戦略を含む。）の一環として行われる投資の性質の監視について、取締役会を補佐すること。

コーポレート・ガバナンス委員会

責任

- ・取締役として適格であり、取締役会の選任候補者として指名される者を選出すること、

- ・取締役会の常任委員会への任命について推奨すること、
- ・取締役会の構造、構成及び手続に関する事項について取締役に助言すること、
- ・当社に適用する一連のコーポレート・ガバナンス原則を整備し、取締役に提言すること、
- ・当社の政治参加プログラムの順守状況を監視すること、
- ・取締役会の評価を監督すること、及び
- ・当社の経営陣及び後継人事計画が適切であるよう確保すること。

コーポレート・ガバナンス委員会の委員は全員、内国歳入法第162条(m)項によって定義される「社外」取締役、1934年証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」、及びNYSE上場基準に基づく独立取締役としての資格を有している。

執行委員会

概要

当社付属定款に基づき、執行委員会は、最高経営責任者、取締役会会長、社長及び取締役会が随時決定するその他の取締役を含む最低5名の取締役で構成されなければならない。現在、執行委員会の委員には、監査・リスク、報酬及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長も含まれており、また当社の主席非経営取締役が含まれている。最高経営責任者（又は最高経営責任者が選ぶ執行委員会の他の1名のメンバー）は、執行委員会の委員長となる。執行委員会は、取締役会の会議と会議の間の期間にあっては、ジョージア州法に基づいて委譲された取締役会の全ての権能を行使することができる。2019年2月14日、ライマー氏は執行委員を交代し、ステイス氏が執行委員会に加わった。

財務・投資委員会

財務に関する責任

- ・重要な財務方針及び資金・企業財務に関する事項（当社の全体的資本構成、配当方針、株式買戻プログラム及び流動性、並びに債務証券その他の資本証券の発行又は償還を含む。）を検討、再評価すること、
- ・重要な再保険取引・戦略について検討し、取締役に指針を与えること、
- ・当社の信用格付け、格付戦略及び全体的な格付機関との対話について検討し、指針を出すこと、
- ・資金調達戦略並びに企業開発活動及び複数年にわたる戦略的資本プロジェクト支出の資本への影響について検討し、取締役に指針を与えること、
- ・当社の全体的ヘッジ戦略（外国為替及びキャッシュフロー・ヘッジを含む。）を検討、再評価し、またデリバティブ商品の取引に関する方針及び手続の適切な管理を確保すること、
- ・報酬委員会と協力して、当社の従業員年金制度及び確定拠出給付制度の資金管理手続（関連する投資方針、保険数理上の仮定及び資金調達方針を含む。）を監督すること、及び
- ・監査・リスク委員会と協力して、当社の企業保険保障について検討し、指針を出すこと。

投資に関する責任

- ・当社及び子会社の投資プロセス並びに投資リスク管理に関する方針、戦略及びプログラムを監督すること、
- ・当社及び子会社のグローバル投資方針の妥当性を定期的に検討、評価し、当該方針の変更を承認すること、
- ・当社及び子会社を代理して行われた投資取引を検討、承認すること、及び
- ・当社及び子会社の投資ポートフォリオのパフォーマンスを検討すること。

企業の社会的責任・持続可能性委員会

企業の社会的責任

- ・企業の社会的責任と持続可能性に関する当社の方針、手続及び実務を、これらの目標及びイニシアチブが、業界、組織及び地理毎に大きく異なるという認識の下に、当社、社員及び当社が奉仕するコミュニティにとって何が適切であり関連があるかという観点から、監督すること、
- ・当社の活動が顧客、従業員、コミュニティ及びその他のステークホルダーに及ぼす影響を、当社株主のための長期的な価値の創造を保護、促進するという取締役会の基本的任務に照らして、監視すること、
- ・世界的規模での社会的責任に関する当社の戦略、手続及び実務（大規模な慈善活動及びコミュニティ関与活動を含む。）を監視、審査すること、
- ・当社の社会的責任に関する目的の達成に向けた進捗状況を追跡するためのメトリックス、情報システム及び手続の進展を監視、審査すること、

- ・ 当社の企業の社会的責任に関する年次報告書の作成を監視し、公表前に審査すること、及び
- ・ 当社による慈善、教育及び企業団体への支援を監視、審査すること。

持続可能性

- ・ 世界的規模で当社の持続可能な成長を促進するための当社の方針、手続及び実務を監視、審査すること、
- ・ 環境及び関連する健康・安全上の問題に関する当社の戦略、方針、手続及び実務を監視、審査すること、
- ・ 当社が、特に環境スチュワードシップ、エネルギー使用、リサイクル及び炭素放出（つまり当社の二酸化炭素排出量）の分野における持続可能性について、進化する世論や政府規制に積極的に対処することを可能にするような、当社の方針、手続及び実務を監視、審査すること、
- ・ 当社の環境スチュワードシップに関する方針の目標と目的を審査し、委員会が適切とみなした場合はかかる目標と目的を修正すること、又は、修正に取締役会の承認を要する場合は取締役会に修正を勧告すること、及び
- ・ 持続可能性に関する当社のコミュニケーション及びマーケティングの戦略を審査すること。

概要

「持続可能な成長」とは、将来世代のニーズを考慮に入れながら、当社の株主及び顧客のニーズを満たすことができること、また更に当社の財務・環境・社会資本の長期的な保護及び強化を確保することを意味するものと、当社は考えている。

(B) 取締役及び役員の報酬の内容

取締役及び役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象員数

2018年12月31日に終了した事業年度にかかる取締役及び役員の区分ごとの報酬の総額及び種類別の額は次の通りである。

取締役及び役員の区分	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	現金で獲得され又は支払われた報酬 (ドル)	株式報奨 (ドル)	オプション報奨 (ドル)	非株式インセンティブ報酬制度に基づく報酬 (ドル)	年金価値及び非適格繰延報酬に基づく獲得額の増減 (ドル)	その他全ての報酬 (ドル)	報酬総額 (ドル)	対象である取締役及び役員数 (1)
非従業員取締役	0	0	1,435,019	1,317,854	589,607	0	0	100,550	3,443,030	12
従業員取締役	1,441,100	0	0	8,922,142	0	4,638,345	2,166,871	366,940	17,535,398	1
業務執行役員 (従業員取締役を除く。)	2,587,013	0	0	9,821,012	0	5,538,333	1,441,106	1,245,803	20,633,267	4

(1) 非従業員取締役の総数には、取締役任期が2018年5月7日に終了したエリザベス・J・ハドソン及びチャールズ・B・ナッブが含まれている。

取締役及び役員に対する連結報酬等の総額等

2018年に関して非従業員取締役に支払われた報酬の各項目は次の表の通りである。

2018年の取締役報酬

氏名(1)	現金で獲得され又は支払われた報酬(2) (ドル)	株式報奨 (3) (ドル)	オプション報奨(4) (ドル)	年金価値及び非適格繰延報酬獲得額の増減(5) (ドル)	その他全ての報酬(6) (ドル)	合計 (ドル)
W・ポール・パウワース	145,000	155,039	-	-	-	300,039

福澤俊彦	115,000	155,039	-	-	-	270,039
エリザベス・J・ハドソン*	38,333	-	-	-	-	38,333
ダグラス・W・ジョンソン	190,000	-	393,068	-	20,050	603,118
ロバート・B・ジョンソン	135,000	155,039	-	-	-	290,039
トーマス・J・ケニー	135,019	155,039	-	-	-	290,058
チャールズ・B・ナップ*	41,667	-	-	-	-	41,667
キャロル・F・ロイド	125,000	155,039	-	-	17,639	297,678
ジョセフ・L・モスコウィッツ	125,000	77,542	196,539	-	16,458	415,539
バーバラ・K・ライマー(DrPH)	135,000	155,039	-	-	14,996	305,035
キャサリン・T・ローラー	115,000	155,039	-	-	15,225	285,264
メルヴィン・T・ステイス	135,000	155,039	-	-	16,182	306,221

* エリザベス・J・ハドソン及びチャールズ・B・ナップの取締役任期は2018年5月7日に終了した。

- (1) ダニエル・P・エイモスは従業員であり、したがって取締役としての役務に対する報酬を受領しなかったため、上記の表には記載されていない。ダニエル・P・エイモスが従業員として受領した報酬については、「要約報酬表」に記載されている。
- (2) トーマス・J・ケニーは年間顧問料を制限付株式で受領することを選択した。これらの株式の価額は、付与日現在135,019ドルであった。
- (3) この欄の数値は、2018年に付与された制限付株式の公正価値について、2018事業年度に関する財務書類上、会計基準編纂書第718号（以下、「ASC第718号」）に従って認識された金額（ドル表示）を表している。2018年に付与された報奨の公正価値は、2018年5月7日に付与された報奨については44.59ドル（付与日の1株当たり株価終値）を使用して計算された。2018年12月31日現在、以下の非従業員取締役は、以下の数の制限付株式報奨を保有していた。W・ポール・パウワース 3,477、福澤俊彦 3,477、ロバート・B・ジョンソン 3,477、トーマス・J・ケニー 8,081、キャロル・F・ロイド 3,477、ジョセフ・L・モスコウィッツ 4,839、バーバラ・K・ライマー 3,477、キャサリン・T・ローラー 3,477、メルヴィン・T・ステイス 3,477。
- (4) SECの報告要件に従い、この欄の数値は、2018年のストック・オプション付与について、財務書類上、ASC第718号に従って認識された金額（ドル表示）を表している。評価額の算出に用いた仮定については、連結財務諸表注記12「株式に基づく報酬」に記載されている。非従業員取締役に付与されたストック・オプションは、一般に勤続を条件として、1年後に権利が確定する。2018年12月31日現在、以下の非従業員取締役は、以下の数の普通株式を対象とするストック・オプションを保有していた。エリザベス・J・ハドソン 32,052、ダグラス・W・ジョンソン 190,777、トーマス・J・ケニー 29,470、ジョセフ・L・モスコウィッツ 41,729、バーバラ・K・ライマー 114,008。
- (5) 年金価値の増減額を表す。エリザベス・J・ハドソン、チャールズ・B・ナップ及びバーバラ・K・ライマーは、取締役のための退職給付制度に参加している。その他の取締役は、2002年に同制度への新規参加が中止された後に初めて取締役となったため、取締役のための退職給付制度に参加していない。累積給付債務の保険数理上の現在価値の変動総額は、以下の通りであった。エリザベス・J・ハドソン - 38,293ドル、チャールズ・B・ナップ - 37,559ドル、バーバラ・K・ライマー - 34,814ドル。
- (6) この金額には、全取締役に提供されるアフラックのがん保険契約の保険料並びに配偶者の旅費、食事代及び交際費が含まれる。

次の表は、当社のCEO、CFO、及び2018年に業務執行役員を務めたその他最も報酬の高かった3名の業務執行役員（以下、「NEO」）が獲得した、又はこれらの者に支払われた報酬総額に関する情報を記したものである。これら5名の役員を、本報告書においてNEOと呼ぶ。

2018年 要約報酬表

氏名及び 主な役職	給与(1) (ドル)	賞与 (ドル)	株式報奨 (2)(3) (ドル)	オプション 報奨(3) (ドル)	非株式イン センティブ 報酬制度 に基づく 報酬 (ドル)	年金価値 及び非適格 繰延報酬 獲得額の 増減(4) (ドル)	その他 全ての 報酬 (ドル)	合計 (5) (ドル)

ダニエル・P・エイモス 会長兼CEO兼社長	1,441,100	0	8,922,142	0	4,638,345	2,166,871	366,940	17,535,398
フレデリック・J・ クロフォード エグゼクティブ・バイ ス・ プレジデント、CFO	725,000	0	4,905,453	0	1,391,688	0	366,214	7,388,355
オードリー・ブーン・ ティルマン エグゼクティブ・バイ ス・ プレジデント、法律顧 問	670,333	0	1,429,765	0	1,121,759	1,135,561	13,739	4,371,157
エリック・M・カーシュ 最高投資責任者、 アフラック・グローバ ル・ インベストメンツ社長	593,800	0	2,248,570	0	2,150,087	22,820	28,620	5,043,897
チャールズ・D・ レイク二世(6) アフラック・インター ナショナル社長、 アフラック生命保険 株式会社 代表取締役会 長	597,880	0	1,237,224	0	874,799	282,725	837,230	3,829,858

- (1) ダニエル・P・エイモス氏が繰り延べた441,100ドルが含まれている。
- (2) 2018年の年次LTI付与に加えて、2018年8月14日、クロフォード氏は、期間に基づく制限付株式ユニット64,503株の特別功労報酬の付与を受けた。クロフォード氏への付与は付与日から3年後の応当日に権利が確定し、一般に権利確定日までの勤続を条件としている。2018年の年次LTI付与に加えて、2018年12月11日、カーシュ氏は、期間に基づく制限付株式ユニット23,453株の特別功労報酬の付与を受けた。カーシュ氏への付与は付与日から3年後の応当日に権利が確定し、権利確定日までの勤続を条件としている。
- (3) SECの報告要件に従い、当社は、株式に基づく全ての報酬を、ASC 第718号に基づいて、業績に基づく制限付株式（以下、「PBRs」）の目標業績水準の付与日現在の公正価値全額で報告している。当社が評価額の算出に用いた仮定は、連結財務諸表注記12「株式に基づく報酬」に記載されている。最高水準の業績目標が達成されたと仮定した場合、PBRsの付与日現在の公正価値の総額は、次の通りとなる。ダニエル・P・エイモス 17,844,285ドル、フレデリック・J・クロフォード 3,810,837ドル、オードリー・ブーン・ティルマン 2,859,530ドル、エリック・M・カーシュ 2,497,067ドル、チャールズ・D・レイク二世2,474,447ドル。
- (4) 本欄の金額は、市場を上回る繰延報酬獲得額に起因するものではない。確定給付年金制度はクロフォード氏の入社前に凍結されたため、同氏には確定給付年金制度への参加資格はない。2018年の年金価値の増減は、割引率が2017年の3.75%から2018年の4.25%まで上昇したことが主な要因となった。
- (5) エイモス、クロフォード、カーシュ及びティルマンの各氏はアフラック・インコーポレーテッドから報酬を受けている。レイク氏はアフラック生命保険株式会社から報酬を受けている。
- (6) レイク氏に対して円建てで支払われた給与、非株式インセンティブ報酬制度に基づく報酬及び一部の手当を含む。当該支払額は、実際の円建て支払額を2018年の年間加重平均為替レート（1ドル=110.39円）で除して、ドル換算されている。

取締役及び役員に対する報酬等の額の決定方針

取締役

当社又は子会社の従業員を兼務している取締役は、取締役としての報酬を受領しない。報酬委員会は、少なくとも1年おきに非従業員取締役の報酬総額に関する方針の見直しを行い、当該方針に合致する報酬を取締役会

に提言する。提言を行う際に、報酬委員会は、ピアグループ会社における非従業員取締役の報酬パッケージ、非従業員取締役が当社取締役に就任するために必要とする技能や経歴、及び報酬パッケージの現金要素と株式要素のバランスを含む、様々な要素を検討する。非従業員取締役の報酬に関する最終決定は、取締役会が行う。

現金報酬

非従業員取締役に対する2018年の現金報酬は、以下の通りであった。

全ての非従業員取締役	毎年115,000ドル
監査・リスク委員会の委員	追加で毎年10,000ドル
報酬、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任・持続可能性、経営企画、財務・投資委員会の委員長	追加で毎年20,000ドル
監査・リスク委員会の委員長	追加で毎年30,000ドル
主席非経営取締役	追加で毎年35,000ドル

非従業員取締役は、取締役としての年次顧問料の全部又は一部を、取締役会の決定に従い、直ちに権利が確定する非適格ストック・オプション、1年間の継続勤務後に権利が確定する制限付株式又はその組み合わせにより受領することを選択できる。2018年、非従業員取締役のうち1名が、現金による年次顧問料の代わりに制限付株式を受領することを選択した。ストック・オプションの受領を選択した非従業員取締役はいなかった。

株式報酬

下記の通り、非従業員取締役は、その利益が株主の利益と合致することを確保するために、定期的に株式も受領する。

株式付与の時期	株式付与の形式(1)	株式付与の価値(2)
取締役就任時	非適格ストック・オプション、株式評価益権、制限付株式又はこれらの組合せ	普通株式20,000株を対象とする非適格ストック・オプションの価額を超えない範囲で取締役会が定める合計価額
取締役会の裁量で毎年	制限付株式、非適格ストック・オプション、株式評価益権、又はこれらの組合せ	ドル表示の総額で約155,000ドル

- (1) 取締役会が制限付株式を付与する場合は、非従業員取締役に対し、代わりに非適格ストック・オプションを受領する選択肢を与えることができる。2018年、ダグラス・W・ジョンソン氏は非適格ストック・オプションの受領を選択し、モスコウィッツ氏は2分の1を非適格ストック・オプションで、2分の1を制限付株式で受領することを選択し、残り9名の非従業員取締役は全ての制限付株式を受領した。
- (2) スtock・オプション又は株式評価益権の価額は、報酬委員会の独立報酬コンサルタントが決定した、オプション株式に関する最新のブラック・ショールズ・マーソンの3年間の評価価格に基づいて決定される。2016年から2018年までの3年間に行われた付与に関するストック・オプションの当社のみなし公正価値は、6.95ドルである。

権利の確定

非従業員取締役に対して取締役就任時に付与されたストック・オプション又は(選択された場合は)制限付株式は、付与日から1年後に権利が確定する。非従業員取締役に対して年次会議において付与された制限付株式又は(選択された場合は)ストック・オプションは、一般に勤続を条件として、次の年次会議のときに権利が確定する。死亡若しくは就業不能又は当社の支配の変更時には、非従業員取締役の全ての付与済みのオプション及び株式報奨の権利は、100%確定する。

退職給付制度

当社には、非従業員取締役のうち、55歳に達し、かつ取締役会において少なくとも5年間勤務した者のための退職給付制度があるが、当該制度は2002年をもって新たな参加者については停止された。年間退職給付のドル価額と支払期間は2010年5月3日付けで凍結された。適格加入者への本制度に基づく支払は、非従業員取締役と

しての役務の終了時に始まり、同加入者が2010年5月3日より前に非従業員取締役として勤務した年数又は同加入者（又は、該当する場合は同人の生存配偶者）の生涯のうちいずれか短い方の期間中、継続する。かかる支払の年額は、2010年5月3日の直前12ヶ月間における非従業員取締役としての勤務期間中、加入者に支払われた年間報酬（委員会報酬を除く。）に等しく、また年間顧問料については30,000ドル、1会議当たり2,000ドルの上限に従う。非従業員取締役は、非適格繰延報酬制度に参加していない。元取締役エリザベス・J・ハドソン及びチャールズ・B・ナップは、本制度に基づく支払を2018年7月に受領し始めた。

役員

概要

当社の報酬制度は、役員報酬の相当な部分が当社の業績と直接連動するよう確保することを目的としている。当社は、これが株主価値の創出にとって最も効果的な方法であり、また当社を業界のリーダーに押し上げるために重要な役割を果たしてきたと信じている。重要なことは、当社の報酬制度のうち業績に基づく要素が、業務執行役員だけでなく、全職位の経営陣に適用されることである。実際、業績に応じた報酬はあらゆる職位の従業員の報酬に浸透している。その結果、当社の成長するグローバル事業を日々運営するため、また当社を将来の成功に向けた適切な位置に置くために必要な技量を備えた有能な人材を惹きつけ、維持し、意欲を起こさせ、またこれに報いることが可能となっている。

取締役会の独立報酬コンサルタントであるマーサーLLCは、報酬委員会と共同で、給与水準の競争力、設計上の問題、市場動向、及びその他技術的考察を含む、役員報酬実務の見直しを行う。

当社の役員報酬制度は、以下の三つの重要な特性を通じて株主価値を高めることを目的としている。

- ・ 当社の年次及び長期の戦略・経営目標の達成に向けた直接的動機を当社役員に与える業績に応じた報酬の理念及び報酬制度の構成、
- ・ 当社を指揮する優れた人材を惹きつけ、維持する助けとなる報酬要素、及び
- ・ 株式所有ガイドライン、クローバック条項、支配変更時の消費税のグロスアップの禁止といった、報酬ガバナンス政策上の「最良慣行」。

役員報酬制度の概要

当社は保険業界のリーダーとして、経営陣に対する適切な報酬制度を設けることが、当社を雇用主として選ばせる要因の一つであると認識している。当社の役員報酬制度は、報酬のインセンティブを、当社の事業目的及び株主の利益と直接連動させている。

2018年の役員報酬制度の主な構成要素

要素	内容	業績評価指標	目的
基本給	日々の責任の遂行に対する定額の年次現金報酬。通常2年に一回、多数の要因(市場水準、業績及び内部資本等)に基づいて、増額に向けた見直しが行われる。	水準は、市場データ、職務の範囲、責任、経験及び個人の業績に応じて定められる。	人材を惹きつけ、維持すること

マネージメント・インセンティブ報酬制度(「MIP」)	予め設定された年間業績目標の達成に基づく年次変動現金報酬	業績測定基準は、当社の事業戦略、地域セグメントごとの目標、及び主要な価値の原動力と一致している。 ・会社レベルの目標：為替変動の影響を除く希薄化後1株当たり調整後利益 ・アフラック(米国)の目標：新契約年換算保険料の増加、経過保険料の増加 ・アフラック(日本)の目標：新契約年換算保険料(第三分野及び第一分野の保障型商品の販売)、経過保険料(第三分野及び第一分野の保障型商品の販売)の増加 ・グローバル投資の目標：投資収益(純額)、貸倒損失/減損 業績目標は厳格であり、当社の事業計画が目標業績の達成と合致することを期待して設定されている。	・役員に年間の経営上、戦略上の業績の達成に向けた動機付けを与え、報いること ・当社事業の長期的価値のための重要な短期的推進力に焦点を当てること ・重要な人材を維持すること ・健全なリスク管理慣行を実施すること
長期インセンティブ報酬(「LTI」)	当社の長期インセンティブ報酬制度に基づいて、PBRs(CEO及びその他のNEOのLTIの100%)により毎年付与される長期変動株式報酬。PBRsは3年間の財務実績に応じて権利が確定する。	調整後株主資本利益率(AROE)、RBC及びSMRIは、当社の長期事業戦略及び事業環境に影響を及ぼす測定基準である。支払は相対的株主総合利回り(TSR)の変更に因子にも左右される。	・役員に長期の経営・戦略的業績の達成に向けた動機付けを与え、報いること ・当社事業の重要な長期的価値推進力に焦点を当てること ・役員の利益を株主の利益と一致させること。 ・重要な人材を維持すること ・健全なリスク管理慣行を実施すること

強固な報酬ガバナンス政策とトップレベルの最良慣行

当社はこれまで長期にわたり、コーポレート・ガバナンスについてトップレベルの最良慣行を維持してきた。当社の役員報酬制度には、以下に概説する強固で長期的なガバナンスの指針が反映されている。

実施事項	禁止事項
<ul style="list-style-type: none"> ・報酬について意見を述べる投票(say-on-pay vote)の機会を株主に提供した米国初の公開企業(当該投票が義務づけられる3年前の2008年から行っている自発的行為) ・報酬制度に関する株主への積極的働きかけを優先する。 ・株主からのフィードバックに応じてきた歴史 ・報酬制度設計及びNEOの目標報酬水準の設定において、厳格な業績に応じた報酬の理念を厳密に順守する。 ・独立した報酬委員会が制度を監督する。 ・独立した報酬コンサルタントが報酬委員会に雇用され、同委員会に報告する。 ・CEOの報酬と業績の連動について、独立報酬コンサルタントが取締役全会に毎年報告する。 ・長年にわたる業務執行役員及び取締役向け株式所有ガイドラインの実施 ・長年にわたるクローバック方針の実施 ・2015年1月1日付で、補完役員退職給付制度への新規参加を凍結した。 ・全ての雇用契約における支配変更時のダブルトリガー要件の定め 	<ul style="list-style-type: none"> ・CEOに対して支配変更後の「ゴールデン・パラシュート」報酬の支払いを行わない。 ・報酬委員会が承認した場合を除き、役員及び取締役は10b5-1制度に参加してはならない。 ・役員及び取締役は当社株式のヘッジ又は空売りをしてはならない。 ・業務執行役員及び取締役は、当社株式を担保として差し入れてはならない。 ・行使価格が市場価格より高くなったオプションの価格を改定しない。 ・支配変更時の消費税のグロスアップは行わない。

役員報酬制度の構成要素

ピアグループの重要性

報酬委員会は、独立報酬コンサルタントの助力を得て、NEOに対する市場競争力のある水準の目標報酬を設定する。その際検討する要因には、同等の役職に対する市場の目標支払額の水準、当社における当該役職の主要な任務及び責任、並びに各個人の関連する経験及び業績が含まれる。

報酬委員会は、報酬額及び目標の設定に際して、当社のピアグループも考慮に入れる。報酬委員会は、独立報酬コンサルタントの助力を得て、妥当性が確実に維持されるように、毎年ピアグループの構成を見直す。この毎年の見直しにおいて報酬委員会が考慮する重要な要因には、事業の特性、収益規模、資産規模、収益性、時価総額、及び従業員総数が含まれる。毎年見直しに基づき、報酬委員会は、当社と同種の事業を行い、同じような規模をもち、人材を求めて当社と競争しているピアグループ会社を選定する。

2018年のピアグループは、2017年のピアグループから2点変更された。第一に、ジェンワースは、ピアグループの基準より規模が小さく、株価が大幅に下落し、また買収が保留となっているため、除外された。第二に、ブライトハウス・ファイナンシャルが加わった。ブライトハウス・ファイナンシャル（生命保険及び退職年金に特化した旧メットライフ・ユーエスのリテール事業）は、2017年8月にメットライフからスピンオフされた。同社は当社のその他のピアグループ会社と規模基準及び事業内容が適合している。

2018年のピアグループ

エトナ・インク	ヒューマナ・インク
ザ・オールステート・コーポレーション	リンカーン・ナショナル・コーポレーション
アシュラント・インク	マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション
ブライトハウス・ファイナンシャル	メットライフ・インク
ザ・チャプ・コーポレーション	プリンシパル・ファイナンシャル・グループ・インク
CIGNA コーポレーション	ザ・プログレッシブ・コーポレーション
CNO ファイナンシャル・グループ・インク	ブルデンシャル・ファイナンシャル・インク
ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク	ザ・トラベラーズ・カンパニーズ・インク
	ユナム・グループ

次のデータは、当社の収益、総資産及び時価総額を、ピアグループの中央値と比較したものである。但し、2018年11月に買収されたエトナを除く。

(単位：百万ドル)	収益(1)	総資産(2)	時価総額(2)
アフラック・インコーポレーテッド	21,758	140,406	34,684
ピアグループの中央値	30,178	132,738	28,108
ピアグループに対するアフラック・インコーポレーテッドのパーセンタイル順位	42位	51位	71位

(1) 2018年12月31日に終了する年度

(2) 2018年12月31日現在

基本給

基本給は通常、NEOの報酬総額のうち最も小さい要素である。

当社の業務執行役員の基本給は、当社のピアグループ及びより広範な保険セクターの同等の役員と比較して競争力ある位置に設定されているが、同時に各人の責任の範囲及び業績を反映している。報酬委員会は、CEOの給与の見直しと決定に際して、給与に関する比較市場データを使用し、CEOは他の業務執行役員の給与について報酬委員会に推奨するために当該市場データを使用する。

エイモス氏の給与は過去7年間にわたり引き上げられていない。カーシュ氏の給与は、2018年は引き上げられなかった。クロフォード、ティルマン、レイクの各氏の基本給は、市場の同等の役職と比較して競争力ある水準とするため、また当社への勤続とリーダーシップを確保するため、2018年にそれぞれ約3.6%、18.9%、

32.5%引き上げられた。レイク氏の諸手当の一部は、同氏の報酬と市場のバランスを回復するために減額された。諸手当を含めると、レイク氏の2018年の直接報酬目標総額は、17.3%増加した。

マネージメント・インセンティブ報酬制度(MIP)

業務執行役員は全員、非株式年次インセンティブ報酬制度に参加する資格がある。これはMIPという名称の報酬制度で、当初2012年に株主総会に提出され、その承認を受けている。2018年1月1日付で発効した新たなMIPは、2017年に株主の承認を受けた。

取締役会は、当社の株主に長期的価値を提供するために事業を運営することが当社にとって重要であると考えている。そこで、MIPにおける業績目標は、株主利回りを増進する測定基準を含むものとなっており、またMIPの支払いは、完全にかかる目標の達成水準に応じて行われる。

当社は長年、MIPの目標設定に関して、同じ手法を用いてきた。アフラック(米国)、アフラック(日本)及びグローバル投資に関するMIPのセグメント別測定基準は、翌年に関する当社の最良推定値に基づくセグメント別財務予測の策定に用いる仮定(下記の通り)と一致している。セグメント別予測は会社レベルの財務予測に統合され、1株当たり利益に関する見通しの策定に用いられる。

目標設定プロセスは通常2段階で進められる。

- (1) まず、当社のCEO及びCFOは、報酬委員会に対し、会社の戦略と合致しており、したがって株主価値を増進し、また財務の健全性を確保する、当社の具体的な業績目標について推奨を行う。推奨の幅は、一部は過去の実績及び複雑な財務モデルにより予測した当社の財務見通しのシナリオ・テスト結果に基づいている。当該モデルは、新契約年換算保険料総額、投資リターン、予定事業費、死亡率及び継続率の変化が様々な財務指標に及ぼす影響を予測するものである。
- (2) 報酬委員会はこれらのモデル化された数値を参照して、業績の目標水準に加えて、各業績評価指標の最低・最高水準を設定する。目標値は、最低値と最高値のちょうど真ん中には位置しない。その代わりに、大多数の測定基準について、MIPの支払曲線は、最高額の支払いを達成するには大きく目標値を上回ることが必要となるように「傾斜して」いる。同様に、業績の達成度が最低水準であった場合の支払額は、目標支払額の半分、最高水準(又はそれ以上)であった場合は目標支払額の2倍となる。業績が最低目標値を下回った場合、支払いは行われぬ。達成度が最低水準から目標値まで、又は目標値から最高水準までの中間にある場合には、補間法を用いてインセンティブ報酬の支払額が決定される。2018年のMIPの目標値は、2018年2月に報酬委員会の承認を受けた。

長期株式インセンティブ報酬(LTI)

報酬委員会は、長期インセンティブ報酬制度を運営している。2018年2月、報酬委員会は、NEOを含む業務執行役員に対してPBRsの形式によるLTI報奨を付与することを承認した。資格のある全ての非業務執行役員は、期間に基づく制限付株式ユニットを受領した。

NEOに付与されるPBRsの株式数を決定する際、報酬委員会は独立報酬コンサルタントの助言を受ける。報酬委員会の決定は、当社のピアグループ及びより広範な保険セクターの同等の役員職に関する市場データ並びに各NEOの在職期間や業績といった情報に基づいて行われる。このような検討に基づき、委員会は、当社のピアグループ及びより広範な保険セクターの中で競争力があり(一般的に市場中央値を目標とする。)、またNEOの報酬を業績及び当社株主の利益と合致させるために有効であると自ら信じる報奨水準を決定する。2018年2月のPBRs報奨に関する将来の支払額(もしあれば)は、当社の2018年から2020年の業績に基づいて決定され、付与されたPBRsの目標株式数の0%~200%の間で変化する。これは通常の市場慣行と合致している。

LTI報奨は、業績条件の充足及び報酬委員会の最終承認を条件として、発行日から3年で権利が確定する。

(C) 株式の保有状況

提出会社及びその連結子会社の中で、投資株式の最大保有会社であるアフラック生命保険株式会社の株式の保有状況は以下の通りである。

**投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
(2018年12月31日現在)**

銘柄数 71銘柄

貸借対照表計上額の合計額 13百万ドル（公正価値）

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度（2017年12月31日現在）

該当なし。

当事業年度(2018年12月31日現在)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千ドル) (公正価値)	保有目的
(株)アドバンスクリエイト	76,000	1,173	取引関係の維持・強化
トモニホールディングス(株)	176,800	647	取引関係の維持・強化
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	39,479	604	取引関係の維持・強化
(株)福井銀行	42,100	603	取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	100,000	523	取引関係の維持・強化
(株)滋賀銀行	22,400	519	取引関係の維持・強化
福山通運(株)	12,000	457	取引関係の維持・強化
セイノーホールディングス(株)	30,000	390	取引関係の維持・強化
(株)富山銀行	12,000	348	取引関係の維持・強化
(株)西日本フィナンシャルホールディングス	39,000	337	取引関係の維持・強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	27,900	311	取引関係の維持・強化
(株)じもとホールディングス	250,000	284	取引関係の維持・強化
(株)武蔵野銀行	12,000	275	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	9,100	271	取引関係の維持・強化
(株)三十三フィナンシャルグループ	16,310	250	取引関係の維持・強化
(株)紀陽銀行	17,400	244	取引関係の維持・強化
(株)宮崎太陽銀行	18,000	222	取引関係の維持・強化
ハウライ(株)	9,700	221	取引関係の維持・強化
(株)佐賀銀行	13,500	215	取引関係の維持・強化
(株)十六銀行	10,400	214	取引関係の維持・強化
(株)愛媛銀行	21,000	205	取引関係の維持・強化
(株)大垣共立銀行	10,000	198	取引関係の維持・強化
(株)池田泉州ホールディングス	70,566	191	取引関係の維持・強化
(株)山口フィナンシャルグループ	20,060	191	取引関係の維持・強化
(株)北日本銀行	9,200	185	取引関係の維持・強化
(株)富山第一銀行	50,000	174	取引関係の維持・強化
(株)四国銀行	15,800	168	取引関係の維持・強化
(株)百十四銀行	7,000	164	取引関係の維持・強化
(株)みちのく銀行	10,000	154	取引関係の維持・強化
(株)清水銀行	10,000	145	取引関係の維持・強化

みなし保有株式
該当なし。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

(単位：千ドル)

	前事業年度 (2017年12月31日現在)	当事業年度 (2018年12月31日現在)			
	貸借対照表 計上額の合計額 (公正価値)	貸借対照表 計上額の合計額 (公正価値)	受取配当金 の合計額	売却(損)益 の合計額	評価(損)益 の合計額
非上場株式	0	16,727	1,203	0	(3,010)
非上場株式 以外の株式	0	776,249	28,710	0	(106,857)

当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式

該当なし。

当事業年度中に保有目的を純投資以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

該当なし。

提出会社の株式の保有状況は以下の通りである。

**投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
(2018年12月31日現在)**

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 20百万ドル(公正価値)

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当なし。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当なし。

当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式

該当なし。

当事業年度中に保有目的を純投資以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

該当なし。

(D) 独立登録会計事務所

2018年2月、監査・リスク委員会は、当社の2018年度連結財務書類の年次監査を行う独立登録会計事務所としてKPMG LLPを任命し、2018年5月7日開催の2018年年次株主総会で承認された。

取締役会の監査・リスク委員会は、監査以外の専門家サービスの提供がKPMG LLPの独立性の維持に矛盾しないか否かについて考察を行い、矛盾しないとの結論に達した。監査・リスク委員会はまた、SEC規則に従って、KPMG LLPによって提供された全ての監査及び監査以外のサービス（但し、非監査業務に関する僅少な例外を除く。）を事前に承認している。

KPMG LLPのロバート・エヴァンス氏が当社の監査を監督した。エヴァンス氏は、過去連続5年を超える期間にわたり、KPMGのパートナーとして当社の監査関連業務を担当していない。当社の世界全体の2018年度監査業務には、公認会計士及びその他の専門家を含む25名を超える者が関与した。

(E) 株式に係る議決権

普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。ジョージア州法で要求されている場合及び定款に定める場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有しない。議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の実施権を与えるものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

12月31日に終了した各年度にKPMG LLPが当社に提供した専門家サービスに対して、総額で以下の報酬が支払われた。

(単位：ドル)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬
当社	6,728,314 (756,733,476円)	1,985 (223,253円)	7,207,806 (810,661,941円)	129,614 (14,577,687円)
連結子会社	725,866 (81,638,149円)	- -	1,950,701 (219,395,341円)	- -
計	7,454,180 (838,371,625円)	1,985 (223,253円)	9,158,507 (1,030,057,282円)	129,614 (14,577,687円)

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

2018年及び2017年に生じた非監査業務に対する報酬は税務サービスに対する報酬であった。

【監査報酬の決定方針】

監査・リスク委員会は、当社の独立登録会計事務所であるKPMG LLPIによって提供された全ての監査及び非監査業務にかかる報酬を事前に承認している。

第6 【経理の状況】

アフラック・インコーポレーテッド(以下「当社」という)は、本国において、1934年証券取引所法の規定に基づき、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則及びレギュレーション S-Xに準拠して英文連結財務諸表及び附属明細表を作成し、年次報告書様式10-Kを米国証券取引委員会(The Securities and Exchange Commission, 以下「SEC」という)に提出している。当社は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定に基づき、これらの財務計算に関する書類を財務書類として提出することを認められている。

上述の英文連結財務諸表及び附属明細表は、外国監査法人等であるKPMG LLPから金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けており、別紙のとおり監査報告書及び監査人の同意書を受領している。

この有価証券報告書に記載されている英文連結財務諸表及び附属明細表は、当社が SECに提出した2018年度の年次報告書様式 10-Kに含められたものの写しである。英文の監査報告書及び監査人の同意書は、この有価証券報告書に含めるために作成されたものである。また、邦文で記載された連結財務諸表、附属明細表、監査報告書及び監査人の同意書は、それぞれの原文を翻訳したものである。

当社の英文連結財務諸表及び附属明細表は、米ドルで記載されている。邦文翻訳を作成するにあたって、主要な計数についての円換算額は、2019年3月12日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1米ドル=112.47円の換算レートで換算したものである。換算上、端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

「3 その他」及び「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異」に関する記載は、英文連結財務諸表には含まれておらず、したがってKPMG LLPの監査報告書の対象に含まれていない。

1 【財務書類】

1 連結財務書類

(1)連結損益計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
収益:						
保険料収入(主として補完保 険)	18,677	2,100,602	18,531	2,084,182	19,225	2,162,236
投資収益(純額)	3,442	387,122	3,220	362,153	3,278	368,677
資産運用実現(損)益:						
一時的でない減損による実 現損失	(81)	(9,110)	(37)	(4,161)	(85)	(9,560)
その他の(損)益 ⁽¹⁾	(349)	(39,252)	(114)	(12,822)	71	7,985
資産運用実現(損)益合計	(430)	(48,362)	(151)	(16,983)	(14)	(1,575)
その他の(損)益	69	7,760	67	7,535	70	7,873
収益合計	21,758	2,447,122	21,667	2,436,887	22,559	2,537,211
保険金給付金及び事業費:						
保険金給付金(純額)	12,000	1,349,640	12,181	1,369,997	12,919	1,453,000
新契約費及び事業費:						
繰延新契約費償却	1,245	140,025	1,132	127,316	1,141	128,328
保険販売手数料	1,320	148,460	1,316	148,011	1,368	153,859
保険及びその他の費用 ⁽²⁾	2,988	336,060	2,780	312,667	2,796	314,466
支払利息	222	24,968	240	26,993	268	30,142
新契約費及び事業費合計	5,775	649,514	5,468	614,986	5,573	626,795
保険金給付金及び事業費 合計	17,775	1,999,154	17,649	1,984,983	18,492	2,079,795
税引前当期純利益	3,983	447,968	4,018	451,904	4,067	457,415
法人税等:						
当期分	1,379	155,096	631	70,969	884	99,423
繰延分	(316)	(35,541)	(1,217)	(136,876)	524	58,934
法人税等合計	1,063	119,556	(586)	(65,907)	1,408	158,358
当期純利益	2,920	328,412	4,604	517,812	2,659	299,058
1株当たり当期純利益(単位:ドル、 円):						
基本	3.79	426	5.81	653	3.23	363
希薄化後	3.77	424	5.77	649	3.21	361
1株当たり当期純利益計算に用 いた加重平均発行済普通株式 数(千株):						
基本	769,588		792,042		822,942	

希薄化後	<u>774,650</u>	<u>797,861</u>	<u>827,841</u>
------	----------------	----------------	----------------

(1) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

(2) 2017年は13百万ドル、2016年は137百万ドルの社債の早期償還に伴う費用を含む。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(2)連結包括(損)益計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
当期純利益	2,920	328,412	4,604	517,812	2,659	299,058
その他の包括(損)益 (法人税等控除前):						
当期外貨換算未実現(損)益	232	26,093	286	32,166	283	31,829
期限付証券未実現(損)益: ⁽¹⁾						
当期保有期限付証券未実現 (損)益	(3,155)	(354,843)	1,731	194,686	2,852	320,764
当期純利益に含まれる保有期 限付証券実現損(益)の組替 修正額	46	5,174	2	225	(53)	(5,961)
当期デリバティブ未実現(損)益	2	225	1	112	3	337
年金債務当期調整額	(25)	(2,812)	9	1,012	(45)	(5,061)
その他の包括(損)益合計 (法人税等控除前)	(2,900)	(326,163)	2,029	228,202	3,040	341,909
その他の包括(損)益項目に係る 法人税費用(軽減効果)	(797)	(89,639)	631	70,969	1,035	116,406
その他の包括(損)益 (法人税等控除後)	(2,103)	(236,524)	1,398	157,233	2,005	225,502
包括(損)益合計	817	91,888	6,002	675,045	4,664	524,560

⁽¹⁾ 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(3)連結貸借対照表

	12月31日現在			
	2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産:				
運用資産及び現金・預金:				
売却可能有価証券(公正価値):				
期限付証券(償却原価: 2018年は73,007百万ドル、2017年は70,594百万ドル) ⁽¹⁾	78,429	8,820,910	78,804	8,863,086
期限付証券 - 連結変動持分事業体(償却原価: 2018年は3,849百万ドル、2017年は4,538百万ドル) ⁽¹⁾	4,466	502,291	5,509	619,597
満期保有有価証券(償却原価):				
期限付証券(公正価値: 2018年は36,722百万ドル、2017年は38,072百万ドル)	30,318	3,409,865	31,430	3,534,932
持分証券(公正価値):				
持分証券 ⁽¹⁾	827	93,013	270	30,367
持分証券 - 連結変動持分事業体	160	17,995	753	84,690
その他運用資産 ⁽²⁾	7,706	866,694	3,402	382,623
現金・預金及び現金等価物	4,337	487,782	3,491	392,633
運用資産及び現金・預金合計	126,243	14,198,550	123,659	13,907,928
未収金	851	95,712	827	93,013
未収投資収益	773	86,939	769	86,489
繰延新契約費	9,875	1,110,641	9,505	1,069,027
有形固定資産(減価償却累計額控除後原価)	443	49,824	434	48,812
その他の資産 ⁽³⁾	2,221	249,796	2,023	227,527
資産合計	140,406	15,791,463	137,217	15,432,796

(1) 永久証券を含む。連結財務諸表注記1及び3を参照のこと。

(2) 2018年は5,856百万ドル、2017年は2,341百万ドルの連結変動持分事業体からの貸付金及びリミテッド・パートナーシップを含む。

(3) 2018年は182百万ドル、2017年は151百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

12月31日現在

	2018年		2017年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債及び株主持分:				
負債:				
保険契約準備金:				
責任準備金	86,368	9,713,809	81,857	9,206,457
支払備金	4,584	515,562	4,392	493,968
未経過保険料	5,090	572,472	5,959	670,209
その他保険契約準備金	7,146	803,711	6,939	780,429
保険契約準備金合計	103,188	11,605,554	99,147	11,151,063
法人税等	4,020	452,129	4,745	533,670
貸付有価証券の現金担保返済義務	1,052	118,318	606	68,157
社債等	5,778	649,852	5,289	594,854
その他の負債 ⁽⁴⁾	2,906	326,838	2,832	318,515
負債合計	116,944	13,152,692	112,619	12,666,259
契約債務及び偶発債務(注記15を参照)				
株主持分:				
普通株式、額面0.10ドル;授権株式数:				
2018年と2017年ともに1,900,000千株;				
発行済株式数: 2018年は1,347,540千株、2017年は1,345,762千株	135	15,183	135	15,183
株式払込剰余金	2,177	244,847	2,052	230,788
利益剰余金	31,788	3,575,196	29,895	3,362,291
その他の包括(損)益累計額:				
外貨換算未実現(損)益	(1,847)	(207,732)	(1,750)	(196,823)
期限付証券未実現(損)益 ⁽⁵⁾	4,234	476,198	5,964	670,771
デリバティブに係る未実現(損)益	(24)	(2,699)	(23)	(2,587)
年金債務当期調整額	(212)	(23,844)	(163)	(18,333)
自己株式(平均取得原価)	(12,789)	(1,438,379)	(11,512)	(1,294,755)
株主持分合計	23,462	2,638,771	24,598	2,766,537
負債及び株主持分合計	140,406	15,791,463	137,217	15,432,796

⁽⁴⁾ 2018年は102百万ドル、2017年は128百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

⁽⁵⁾ 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(4)連結株主持分計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
普通株式:						
期首残高	135	15,183	135	15,183	135	15,183
期末残高	135	15,183	135	15,183	135	15,183
株式払込剰余金:						
期首残高	2,052	230,788	1,908	214,593	1,760	197,947
ストック・オプションの行使	34	3,824	38	4,274	46	5,174
株式に基づく報酬	54	6,073	51	5,736	64	7,198
自己株式再発行に係る(損)益	37	4,161	55	6,186	38	4,274
期末残高	2,177	244,847	2,052	230,788	1,908	214,593
利益剰余金:						
期首残高	29,895	3,362,291	25,981	2,922,083	24,007	2,700,067
会計基準変更による累積的な 影響 - 金融商品(法人税 等控除後) ⁽¹⁾	148	16,646	-	-	-	-
会計基準変更による累積的な 影響 - 改正税法からの税 効果 ⁽¹⁾	(374)	(42,064)	-	-	-	-
当期純利益	2,920	328,412	4,604	517,812	2,659	299,058
株主への配当 (1株当たり2018年は1.04ド ル、2017年は0.87ドル、 2016年は0.83ドル)	(801)	(90,088)	(690)	(77,604)	(685)	(77,042)
期末残高	31,788	3,575,196	29,895	3,362,291	25,981	2,922,083
その他の包括(損)益累計額:						
期首残高	4,028	453,029	2,630	295,796	625	70,294
会計基準変更による累積的な 影響 - 金融商品(法人税 等控除後) ⁽¹⁾	(148)	(16,646)	-	-	-	-
会計基準変更による累積的な 影響 - 改正税法からの税 効果 ⁽¹⁾	374	42,064	-	-	-	-
外貨換算未実現(損)益の当期 増減(法人税等控除後)	228	25,643	233	26,206	213	23,956
期限付証券未実現(損)益の 当期増減(法人税等控除後 及び組替修正後) ⁽¹⁾	(2,316)	(260,481)	1,159	130,353	1,819	204,583
デリバティブに係る未実現 (損)益の当期増減(法人税 等控除後)	2	225	1	112	2	225

年金債務当期調整額(法人税 等控除後)	(17)	(1,912)	5	562	(29)	(3,262)
期末残高	2,151	241,923	4,028	453,029	2,630	295,796
自己株式:						
期首残高	(11,512)	(1,294,755)	(10,172)	(1,144,045)	(8,819)	(991,873)
自己株式の取得	(1,317)	(148,123)	(1,391)	(156,446)	(1,422)	(159,932)
発行自己株式の原価	40	4,499	51	5,736	69	7,760
期末残高	(12,789)	(1,438,379)	(11,512)	(1,294,755)	(10,172)	(1,144,045)
株主持分合計	23,462	2,638,771	24,598	2,766,537	20,482	2,303,611

(1) 2018年1月1日に適用した会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2018年		2017年		2016年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー:						
当期純利益	2,920	328,412	4,604	517,812	2,659	299,058
当期純利益と営業活動により調達した純資金額の調整:						
未収金及び前納未経過保険料の増減	(55)	(6,186)	(91)	(10,235)	42	4,724
繰延新契約費の資産計上	(1,504)	(169,155)	(1,468)	(165,106)	(1,447)	(162,744)
繰延新契約費の償却	1,245	140,025	1,132	127,316	1,141	128,328
保険契約準備金の増加	2,343	263,517	2,890	325,038	3,331	374,638
法人税等負債の増減	64	7,198	(1,240)	(139,463)	(93)	(10,460)
資産運用実現損(益)	430	48,362	151	16,983	14	1,575
その他(純額)	571	64,220	150	16,871	340 ⁽¹⁾	38,240
営業活動により調達した純資金	6,014	676,395	6,128	689,216	5,987	673,358
投資活動によるキャッシュ・フロー:						
運用資産の売却又は償還:						
売却可能期限付証券	7,888	887,163	4,680	526,360	6,723	756,136
持分証券	429	48,250	902	101,448	350	39,365
満期保有期限付証券	1,670	187,825	2,212	248,784	1,399	157,346
その他運用資産 - 貸付金	936	105,272	303	34,078	90	10,122
運用資産の取得原価:						
売却可能期限付証券	(9,086)	(1,021,902)	(9,867)	(1,109,741)	(10,890)	(1,224,798)
持分証券	(440)	(49,487)	(446)	(50,162)	(1,079)	(121,355)
その他運用資産 - 貸付金	(4,848)	(545,255)	(2,115)	(237,874)	(1,110)	(124,842)
貸付金を除くその他運用資産(純額)	(414)	(46,563)	(206)	(23,169)	(98)	(11,022)
デリバティブの決済(純額)	(241)	(27,105)	(621)	(69,844)	1,252	140,812

(差入、もしくは返却による)受入れ現金担保(純額)	348	39,140	(205)	(23,056)	(416)	(46,788)
その他(純額)	176	19,795	(68)	(7,648)	(76)	(8,548)
投資活動に使用した純資金	(3,582)	(402,868)	(5,431)	(610,825)	(3,855)	(433,572)
財務活動によるキャッシュ・フロー:						
自己株式の取得	(1,301)	(146,323)	(1,351)	(151,947)	(1,422)	(159,932)
新規借入	1,020	114,719	1,040	116,969	986	110,895
債務返済額	(550)	(61,859)	(1,161)	(130,578)	(610)	(68,607)
株主への支払配当金	(793)	(89,189)	(661)	(74,343)	(658)	(74,005)
投資契約の増減(純額)	(31)	(3,487)	35	3,936	159	17,883
自己株式再発行	58	6,523	33	3,712	46	5,174
その他(純額)	(19)	(2,137)	-	-	(120)	(13,496)
財務活動に使用した純資金	(1,616)	(181,752)	(2,065)	(232,251)	(1,619)	(182,089)
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	30	3,374	-	-	(4)	(450)
現金・預金及び現金等価物純変動額	846	95,150	(1,368)	(153,859)	509	57,247
現金・預金及び現金等価物期首残高	3,491	392,633	4,859	546,492	4,350	489,245
現金・預金及び現金等価物期末残高	4,337	487,782	3,491	392,633	4,859	546,492
キャッシュ・フローに関する補足情報:						
法人税等支払額	998	112,245	780	87,727	1,526	171,629
利息支払額	181	20,357	196	22,044	211	23,731
非現金利息	41	4,611	44	4,949	57	6,411
資産運用実現損失に含まれる減損による損失	81	9,110	37	4,161	85	9,560
現金の動きを伴わない財務活動:						
キャピタル・リース債務	11	1,237	12	1,350	1	112
下記制度のために発行された自己株式:						
募集人向け株式ボーナス制度	7	787	29	3,262	30	3,374

株主配当金再投						
資	8	900	29	3,262	27	3,037
株式に基づく報						
酬付与	2	225	1	112	4	450
	<u>2</u>	<u>225</u>	<u>1</u>	<u>112</u>	<u>4</u>	<u>450</u>

(1) 2016年における137百万ドルの社債の早期償還に伴う支払いによる資金流出は、営業活動によるキャッシュ・フローには含まれず、財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

(6)連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

事業内容

アフラック・インコーポレーテッド（以下「親会社」）とその子会社（以下総称して「当社」）は主として補完保険及び生命保険を米国と日本で販売している。当社の保険事業は、米国においてはAmerican Family Life Assurance Company of Columbus（「アフラック」又は「アフラック（米国）」）が、日本においては、2018年4月1日付でアフラック生命保険株式会社（「アフラック（日本）」）が、それぞれ事業を展開している。2018年4月1日より前は、当社の保険事業は日本においてはアフラックの支店として展開していた。American Family Life Assurance Company of New Yorkはアフラックの完全子会社である。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店もしくは募集人により販売される。更に、アフラック（米国）は、現在、「アフラック団体保険」のブランド名で営業しているContinental American Insurance Company（以下「CAIC」）を通じて団体保険を販売している。米国と日本は当社保険事業の2大市場である。資産運用実現損益を含む当社の収益合計に占めるアフラック（日本）の割合は、2016年が71%、2017年が70%であったのに対し、2018年は70%であった。また、総資産に占めるアフラック（日本）の割合は、2017年12月31日現在が83%であったのに対し2018年12月31日現在は84%であった。

表示の基準

当社の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」）に準拠して作成されている。この原則は主として米国財務会計基準審議会（以下「FASB」）により策定されたものである。以下の連結財務諸表注記において言及されているFASBにより制定された米国GAAPとは、FASBの会計基準編纂書（以下「ASC」）を指している。米国GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。会計上の見積もり及び保険数理上の決定を相当程度含む貸借対照表の最も重要な項目のうち、将来的に変動する可能性があるものとしては、運用資産及びデリバティブの評価額、繰延新契約費（以下「DAC」）、責任準備金、支払備金及び法人税等がある。会計上の見積もり及び保険数理上の決定は、市場環境、資産運用利回り、死亡率、罹患率、保険販売手数料とその他の新契約費及び保険契約者の解約によって影響を受ける。最新の追加情報を入手した場合、あるいは実際の金額を確定できた場合には、財務諸表に計上した見積もりは修正され、経営成績に反映される。この種の見積もりには、ある程度の変動は避けられないが、経営陣はその見積額を妥当なものと考えている。

当社の連結財務諸表には、親会社とその子会社及び関連会計基準に基づき連結すべき他の事業体の財務諸表が含まれており、重要な連結会社間取引については全て消去されている。

重要な会計方針

外貨の換算：アフラック（日本）による保険事業の機能通貨は円であり、当社は円建て財務諸表上の勘定科目については、以下の方法で米ドルに換算している。資産及び負債は期末現在の為替レートで換算される。有価証券取引による実現損益は個々の取引日の為替レートにより換算される。その他の収益、費用及びキャッシュ・フローは期中平均為替レートで換算される。外貨換算調整額はその他の包括利益累計額に計上され、外貨換算実現損益は当期純利益に含めている。

アフラック（日本）への投資について、親会社は、円建て社債及び円建て借入金の大半を非デリバティブ・ヘッジとして指定しており、一部の為替先物取引と通貨オプションを、時に応じてデリバティブ・ヘッジとして指定している。これらの親会社の負債に係る元本残高及び関連する未収・未払利息並びにこれらのデリバティブの公正価値は、期末現在の為替レートによりドルに換算されている。外貨換算調整額

及びこれらのデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益における外貨換算未実現（損）益として計上され、その他の包括利益累計額に含まれている。

保険事業の収益及び費用の認識：当社が販売する補完保険及び生命保険のほとんど全ては長期契約に分類されている。通常、保険契約の約款は契約期間中に変更又は取消できないが、米国で販売された補完保険契約の保険料は、州保険監督当局の承認を得て、所定の指針の範囲内で調整することができる。

がん保険、事故・重度障害保障保険、入院保障保険、重大疾病/重度障害保障保険、歯科保険、眼科保険、定期保険、終身保険、長期の介護保険及び所得保障保険を含む当社の補完保険及び生命保険の大半の保険料は、保険契約の保険料払込期間にわたって稼得した収益として、保険契約者からの支払期日の到来に応じて認識される。収益を計上する際には、それに対応する保険金給付金及び費用を同時に計上し、保険が有効でありつづけると見込まれる期間にわたり、保険料収入に応じて、一定比率の利益が認識されるようにしている。更に、毎年責任準備金を追加し、新契約費を繰り延べ、後にその償却を行うことにより、正しく期間損益が認識できることになる。

当社の定期保険、終身保険、WAYS及び学資保険を含む短期払商品からの保険料は、保険金給付金が支払われる期間よりも著しく短い期間で回収される。これらの商品の保険料は、保険契約の保険料払込予定期間にわたって稼得した収益として、保険契約者からの支払期日の到来に応じて認識される。営業保険料のうち純保険料を超える部分は繰り延べられ、有効な保険契約との関係に基づいて利益として認識される。保険金給付金は、発生時に費用として計上される。責任準備金は、純保険料方式を使用して保険料が認識された際に計上される。

保険契約者は、当社の一部の商品について、前納割引付の保険料前納を選択することができる。前納保険料は繰延べられ、保険契約の保険料払込予定期間にわたって、保険契約者からの支払期日の到来に応じて認識される。

DACと責任準備金の計算には、保険数理上の適正な評価手法に基づいた見積もりの使用が必要である。新契約については、直近の保険給付発生実績と実際の新契約費をより正確に反映するように、保険数理上の仮定と繰延新契約費を毎年見直し、必要に応じて修正する。保有契約については、繰延新契約費が将来の保険料収入により回収されるかどうかを主要商品グループ別に評価し、回収不能と判断された金額は、全て当期純利益に賦課される。本有価証券報告書に記載されている事業年度のいずれにおいても、繰延新契約費のうち回収不能と判断され当期純利益に計上された金額に重要性はなかった。

広告宣伝費は、発生の都度、連結損益計算書の保険事業費に計上される。

現金・預金及び現金等価物：現金・預金及び現金等価物に含まれるのは、手許現金のほか、短期金融商品や購入時に満期日が90日以内のその他の債券などである。

運用資産：当社が保有する債券には期限付証券が含まれており、これらは満期保有有価証券又は売却可能有価証券のいずれかに分類される。満期保有有価証券とは、当社が満期もしくは償還まで保有する能力と意図がある有価証券を指し、償却原価で計上される。その他の期限付証券は売却可能有価証券に分類され、公正価値で計上される。債券の公正価値が償却原価よりも高い場合には、その超過額は未実現利益となり、逆に低い場合には未実現損失となる。売却可能有価証券の正味未実現損益から繰延法人税額を控除した額がその他の包括利益として計上され、その他の包括利益累計額に計上されている。

債券の償却原価は、取得価格に基づき、ディスカウント又はプレミアムの償却、及び該当する場合には、減損損失の認識を反映して調整したものである。ディスカウント又はプレミアムで購入した債券の償却原価は満期時に、あるいは繰上償還する場合は償還日に、額面と等しくなる。利息は稼得した時点で収益として計上され、プレミアムもしくはディスカウントの償却を反映して調整されている。

当社は、公正価値で計上される持分証券に投資している。2018年1月1日付の新たな会計基準の適用以降、持分証券の公正価値の変動は、資産運用実現損益の一要素として当期利益に計上されている。2018年1月1日より前は、持分証券は公正価値で計上され、これに関する資産運用未実現損益から繰延税金相当額を控除した金額が、その他の包括利益に記録され、その他の包括利益累計額に含まれていた。

当社は変動持分事業体(以下「VIE」)に投資している。VIEの連結の評価基準は、VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権、及びVIEによる損失を吸収する義務又はVIEによる利益を受け取る権利を持っている企業の特定に焦点を当てている。当社は一部のVIEの主たる受益者であるため、これらの事業体を当社の財務諸表に連結している。一般的に、連結VIEは決められた契約条件の範囲内で運営されているが、一部の権利については当社が保持しており、これらは、当社が主たる受益者であるという結論を出す際に重要な権利であると考えられている。これらの権利はVIEの構造によりそれぞれ異なるが、一般的に、裏付けとなる担保資産を当初選択する権利、債務不履行の場合の裏付け担保資産を取得する権利及びVIEの主たる関係者を選任し、又は解任する権利が含まれる。特に、VIEのパフォーマンスに最も重要な影響を与えるものと考えられることから、裏付け担保資産に関する当社の権利は最も重要な権利である。当社が主たる受益者であるいずれのVIEに対しても、当社は継続的に財政支援を提供する義務を負っていない。当社の最大の損失は当初の投資金額に限定されている。債務不履行が発生しない限り、当社及び当社の債権者は裏付け担保資産を取得することができず、また、当社はVIEにより保有される金融商品に対して支配権を持つことはできない。当社が主たる受益者である事業体については、連結された事業体の資産は、貸借対照表において「連結変動持分事業体」として個別に報告されており、期限付証券、持分証券、貸付金、リミテッド・パートナーシップ及びデリバティブ商品によって構成されている。

期限付証券のうち、モーゲージ証券及びアセット・バック証券に関しては、予想される期限前返済や証券の予想残存期間に基づく一定の実効利回りを使って収益を認識している。期限前返済の見積額が変更されると、既に返済された額と将来の予想返済額を反映させるように、実効利回りを再計算する。モーゲージ証券及びアセット・バック証券に対する純投資額は、再計算後の新実効利回りを証券の取得時から適用していたと仮定した場合に残存していたであろう金額に修正され、その結果が投資収益(純額)に反映される。

当社では、個別法を用いて有価証券取引により発生する損益を算定し、その実現損益を連結損益計算書に計上している。有価証券取引は、取引日の価額に基づき計上されている。

期限付証券への投資は、その公正価値が償却原価を下回った場合に減損が生じているとみなされる。当社では、公正価値の下落がないかどうか、定期的に当社の期限付証券投資ポートフォリオを確認している。当社の期限付証券では、債券減損モデルを用いて一時的でない減損かどうかを評価している。債券減損モデルが注目しているのは、投資からのキャッシュ・フローを最終的に回収できるかどうか、及び当社が売却する意思を有しているか、あるいは償却原価まで回復する前に売却を求められる可能性がそうでない可能性より高いかどうかという点である。このモデルにおいて、減損額は、それぞれの有価証券に関連する既知かつ固有のリスクの定期的な評価及び査定を基に決定される。このような評価及び査定は、状況の変化及び新たな情報の入手に伴って見直される。

公正価値が償却原価まで回復する前に有価証券を売却するかどうかを決定するにあたり、当社は、将来のキャッシュ・フローのニーズ、有価証券ポートフォリオの構成を変更する判断、個別銘柄の投資リスク評価などの事実や状況等を評価する。当社では、保険負債のキャッシュ・フロー・テスト、社債の満期、予想される配当支払額及び他のキャッシュ・フローと流動性に関する当社のニーズなどを含めて、継続的に当社の流動性について分析を実施している。

当社が保有する期限付証券の減損が一時的でないかどうかの判断は、基本的に発行体の信用状態の評価に基づいて行われる。当社は、期限付証券の公正価値が回復する可能性を決定するにあたり、数多くの見地から検討する必要がある。この決定に影響する要因には、全体的な金利水準、信用スプレッド、裏付け資産の発行体の信用状態及びその他の要因がある。このプロセスでは、信用リスクのようなある程度コン

トロールが可能なリスクに加えて、金利リスクや為替リスクのようなコントロールが不可能なリスクについても考慮することが求められる。

監視及び分析の結果、経営陣がその公正価値が償却原価まで回復しないと判断した場合には、当該有価証券について一時的でない減損を認識する。ある証券について一時的でない減損が生じたと判断された場合、減損損失は、その証券の信用状況に係る部分と信用状況以外の要素に係る部分に分けられる。前者については、当社では、損益計算書に損失として計上する。後者については、公正価値が償却原価まで回復する前に当社が売却する意図がある、あるいは、当社が売却を迫られる可能性がそうでない可能性より高い場合には、損益計算書に損失として計上するが、そうでなければ、その他の包括利益に計上する。

当社では短期有価証券貸付として期限付証券及び公開市場で取引される持分証券を金融機関に貸出している。対象となった有価証券は、売却扱いではなく、貸付期間中も当社の運用資産として貸借対照表に計上されている。また、当該貸付に対しては担保として現金もしくはそれ以外の有価証券を受け入れている。担保の処分に制限がない現金又は有価証券担保貸付の場合、当該担保は資産勘定に計上され、同時に対応する担保返却義務が負債勘定に計上される。当社が担保として、売却や転担保が認められていない有価証券の差入を受ける貸付については、当該担保は当社の資産に計上されない。

その他運用資産は、不動産改装資金ローン（TRE）、商業用不動産担保ローン（CML）、ミドルマーケット・ローン（MML）、契約者貸付、リミテッド・パートナーシップ及び取得日から満期日までが90日超1年以内の短期運用資産を含んでいる。当社のTRE、CML及びMMLへの投資は、貸付金として取得日における償却原価で計上される。当社はこれらの貸付金を予見可能な将来あるいは満期まで保有する意思があるため、投資目的で保有されるものと見なされ、償却原価で当社の連結貸借対照表のその他運用資産として計上される。貸付金の償却原価には、過去の実績や報告日における経済状況に基づいて見積もった予想発生損失引当金が反映されている。リミテッド・パートナーシップへの投資は、会計上持分法が適用される。持分法の下で、当社は連結損益計算書上、リミテッド・パートナーシップの利益のうち当社持分に相当する金額を、投資収益（純額）の構成要素として報告する。当社のリミテッド・パートナーシップによって保有される裏付け資産は、主としてプライベート・エクイティ及び不動産によって構成されている。短期の運用資産は償却原価で計上されており、これは公正価値と近似している。

デリバティブ及びヘッジ活動：単品のデリバティブは、連結貸借対照表に公正価値でその他の資産又はその他の負債として計上され、公正価値の変動は損益及び（又は）その他包括利益として計上される。これらの単品デリバティブには、為替先物取引、通貨オプション、通貨スワップ、金利スワップ、金利スワップオプション及び過年度においてはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」）がある。為替先物取引及び通貨オプションは、アフラック（日本）のポートフォリオにおける米ドル建て運用資産に係る為替リスクのヘッジに使用される。為替先物取引と通貨オプションは、円建ての予定キャッシュ・フローの一部を経済的にヘッジするためにも用いられ、円安局面での当社の長期的なエクスポージャーをヘッジする。通貨スワップとも称されるクロス・カレンシー金利スワップは、当社が発行している特定の米ドル建て社債を、経済的に円建ての元本及び利息に転換するために使用される。通貨スワップは、当社が主たる受益者であるVIEを含む特定目的会社の中で用いられ、金利及び為替変動からのリスクをヘッジするために用いられる。金利スワップは、一部の変動金利運用資産に係る金利変動を経済的にヘッジするために用いられている。金利スワップを締結するオプションである金利スワップオプションは、アフラック（日本）の運用ポートフォリオの中の一部の米ドル建て売却可能債券の金利変動リスクをヘッジするために用いられている。当社は、トレーディングを目的としたデリバティブ取引も、レバレッジ効果のあるデリバティブ取引も行っていない。

当社は、組込デリバティブを内包する特定の資産を購入することがあり、組込デリバティブがそのホスト契約となっている資産と明確かつ緊密に関連しているかどうかを評価している。もし、組込デリバティブの条件がホスト契約と明確かつ緊密に関連しておらず、また、同様の条件の別の金融商品がデリバティブに該当すると当社が考えた場合、このデリバティブはその契約から分離され、公正価値で評価され、その公正価値の変動は当期純利益に計上され、連結貸借対照表においてはホスト契約と同じ科目で表示され

る。当社が公正価値オプションを選択した場合、組込デリバティブは分離せず、当該投資の全体が公正価値で計上され、公正価値の変動は当期純利益に計上される。

当社のデリバティブの公正価値の決定方法については、注記5を参照のこと。デリバティブに関連して発生した未収・未払の残高は、通常、連結貸借対照表の未収投資収益又はその他の負債に計上される。

ヘッジ会計の要件を満たすためには、デリバティブは、ヘッジ対象項目の指定されたリスクを低減させる高い有効性を有していなければならない。ヘッジ関係を開始するにあたり、当社では全てのヘッジ手段とヘッジ対象項目の関係、個々のヘッジ関係を引き受けるためのリスク管理上の目的と戦略及びヘッジの開始時点及びそれ以降においてヘッジ関係の有効性を評価するために用いられる手法を正式に文書化している。当社は、それぞれのヘッジを(i)認識された資産又は負債、あるいは予定取引に関連して受け払いされるキャッシュ・フローの変動性に対するヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)、(ii)認識された資産又は負債の公正価値に対するヘッジ(公正価値ヘッジ)、(iii)国外事業に対する純投資のヘッジのいずれかに指定して文書化している。この文書化プロセスには、貸借対照表上の特定の資産又は資産もしくは負債グループ、あるいは特定の予定取引に対するヘッジとして指定されたデリバティブ及び非デリバティブ金融商品に関連づけることと、使用する有効性テストの方法を定義することが含まれる。また当社では、ヘッジ取引開始時及び継続期間中四半期ごとに、ヘッジ活動に使われるデリバティブ及び非デリバティブ金融商品がヘッジ対象項目の指定されたリスクを相殺するのに高い有効性を有していたか、また今後も引き続き高い有効性が期待されるかどうかを正式に評価している。ヘッジの有効性は、定性的方法と定量的方法を用いて評価される。ヘッジの有効性に関する評価により、公正価値の変動についての会計上の取り扱いが決定される。

ヘッジ有効性の評価にあたり、定性的方法には、デリバティブの重要な契約条項とヘッジ対象項目の比較が含まれ、定量的方法には、ヘッジ関係に関連する公正価値あるいはキャッシュ・フローの変動に対する回帰分析、ドル・オフセット法又はその他の統計的な分析が含まれることがある。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ要件を満たしているデリバティブについては、デリバティブに係る損益はその他の包括損益の一部として計上され、ヘッジ対象取引が純利益に影響を及ぼす会計期間と同じ会計期間において純利益に振り替えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、個々のデリバティブに係る損益の全ての要素がヘッジの有効性に対する評価に含まれ、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フローが記録される連結損益計算書の科目に計上される。

公正価値ヘッジとして指定され、要件を満たしたデリバティブ商品について、ヘッジ対象項目の損益及び有効性の評価に含まれるヘッジ手段の損益は、連結損益計算書において、ヘッジ対象項目の損益が記録される科目に計上される。公正価値ヘッジの有効性を評価するにあたっては、為替先物取引における直物及び先物為替レートの差異に係る公正価値の変化並びに通貨オプション及び金利スワップオプションの時間価値の変化を除外する。

アフラック(日本)への純投資のヘッジについて、当社は、親会社の円建て負債(社債等及び円建て借入金)の大部分を非デリバティブ・ヘッジ手段として指定し、一部の為替先物取引及び通貨オプションを時に応じてデリバティブ・ヘッジ手段として指定している。当社は、毎四半期初に純投資ヘッジの指定を実施している。純投資ヘッジの有効性の評価において、ヘッジとして指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブの想定元本の総額が、当社のアフラック(日本)への純投資と同額か、あるいはそれを下回っている場合、ヘッジは有効とみなされる。これらのヘッジが有効である場合、関連する円建て負債に係る為替の影響は、その他包括利益の外貨換算未実現損益において報告される。純投資ヘッジとして指定されたデリバティブのヘッジ手段については、当社はフォワード・レートの手法に従っている。この手法によると、為替先物取引契約におけるフォワード・レートの部分に関連した公正価値の変動及び通貨オプションの時間的価値の変動を含む全ての公正価値の変動は、その他の包括利益の外貨換算未実現損益に計上される。逆に、純投資ヘッジとして指定されたヘッジのポジションが当社のアフラック(日本)への純投資を上回る場合には、その上回る部分に係る為替の影響は、当期純利益中のデリバティブ及びその他損益として認識される。

(1)あるデリバティブがヘッジ対象項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動を相殺するのに高い有効性がなくなったと判定された場合、(2)デリバティブがヘッジとしての指定を解除された場合、(3)デリバティブが満期を迎えた、売却された、解約されたもしくは行使された場合は、当社は将来に向かってヘッジ会計を中止する。

キャッシュ・フロー・ヘッジあるいは公正価値ヘッジについてのヘッジ会計処理が中止された場合、デリバティブは、当該期間に認識された見積公正価値の変動を損益に計上したうえで、見積公正価値で連結貸借対照表に計上される。デリバティブの売却、解約もしくは行使を含めてキャッシュ・フロー・ヘッジが中止された場合、過去にその他の包括損益の一部として繰り延べられた金額は、ヘッジ対象項目のキャッシュ・フローの変動が利益に影響を及ぼす会計期間に純利益に振り替えられる。

デリバティブがヘッジ手段として指定されていない、あるいは、そのリスク管理上の使用がヘッジ会計に適合しない場合、当該デリバティブの見積公正価値の変動は、一般に、資産運用実現（損）益の構成要素である、デリバティブ及びその他の損益に計上される。ヘッジ手段に指定されていないデリバティブの見積公正価値の変動は、当期純利益の変動要因となる。

未決済のデリバティブの債権債務に関して、当社は、現金あるいはその他の有価証券を担保として受け入れ又は差し入れる。当社が担保として受け入れた現金は、資産として計上され、同時にこれに対応する当社からの現金担保の返還に係る負債を計上する。当社が担保として差し入れた現金は、現金の減少として計上され、同時にこれに対応する当社への現金担保返還に係る未収金を計上する。当社は一般に、当社によって占有されている担保についての転担保あるいは転売を認められているが、通常それを実行することはない。担保として受け入れた有価証券は、当社が当該有価証券を売却する権利を行使するか、相手方の債務不履行に際して担保権を行使するまでは認識されない。当社が担保として差し入れた有価証券は、当社の貸借対照表において、差し入れ後も継続して運用資産として計上される。

繰延新契約費：特定の新たな契約獲得の直接増分費用は、保険料払込期間にわたり、利息分も勘案して繰り延べ、予定保険料収入総額に対する年間保険料収入の比率に応じて償却されている。予定保険料収入は、責任準備金を算出する根拠となる死亡率と継続率及び金利の予測値を用いて計算されている。これにより収益と新契約に関する費用を期間対応させている。繰り延べられる費用は、当年度保険販売手数料のうち次年度以降の最終的な手数料を超過する部分、並びに保険証券の発行、保険引受及び販売などに関する一部の直接費用の増分を含んでおり、これら全ての増分費用は新たな契約獲得の成功に直接関連するものである。

一部の商品については、契約者には、新たな契約への転換、契約の修正、契約の裏書、特約の付加、又は契約内容の選別などの方法で、商品の保障内容、特徴や契約者としての権利を変更する選択肢が与えられている。これは内部転換と呼ばれている。主契約への変更が実質的なものであるかどうかを決定するにあたり、当社は内部転換について、二段階の分析を行う。これは、1) 変更が主契約に統合されたものであるかどうか、2) 統合されたものである場合、契約内容が実質的に変更されているかどうか、の二段階である。

内部転換を実施した場合、もし、転換後契約の内容が実質的に不変であれば、転換後の新契約は旧契約の継続として処理し、旧契約に係る未償却繰延新契約費は予想される新契約の継続期間にわたって引き続き償却され、契約転換に係る費用は、契約保全費用として発生する都度費用に計上される。例えば、同じ年齢帯での転換、一部の家族保障の変更、料率適用期間の変更（短縮）及び普通死亡保険の減額払済化及び一部の契約の復活がこれにあたる。

一方、転換後の新契約の内容が実質的に変更される内部転換は、旧契約の消滅と新契約の成立として処理する。この場合、旧契約に係る未償却繰延新契約費は直ちに費用として計上され、新契約の取得費用は、当社の繰延新契約費の会計方針に沿って、資産に計上され、償却されていくこととなる。さらに、保険契約準備金の水準は、新たな保険契約の内容に基づき評価され、必要とされるいかなる変更（増加あるいは減少）も、契約の変更日に認識される。例えば、より高齢の年齢帯への転換、一部の家族保障の変

更、料率適用期間の変更（延長）、失効及び再契約、一部の復活及びその他の一部の契約転換がこれにあたる。

特約は、統合か非統合いずれの内部転換にも該当しうるものであり、それに応じて実質的な変更又は実質的な変更なしとして取り扱われる。特約は、それに係る特定の事実及び状況に基づき評価され、追加の保険料負担を伴う、既存の保障の拡大とみなすことができる。既存の契約に付加する非統合の特約は、関連する商品についての当社の利益予想を変更するものではなく、追加的な保障に係る新たな契約として取り扱われる。

当社は繰延新契約費の回収可能性及び保険契約準備金の十分性を、毎年、当社の保有契約の営業保険料全体を評価することにより、測定している。詳細については、以下の「保険契約準備金」の項を参照のこと。

保険契約準備金：責任準備金は、将来発生すると予想される保険請求に対応する部分で、予定利率、継続率及び当社の経験値を反映して修正した罹患率及び死亡率に基づき、不利な予測差異に係る引当を考慮したうえで、平準純保険料方式によって計算されている。これらの計算基礎率は一般的に保険開始時に決定され、固定される。これらの計算基礎率は、繰延新契約費の回収可能性及び保険料の不足についての定期的なテストの結果に基づき特定の状況においてのみ変更され得る。

支払備金は、過去の保険金給付金支払実績をもとに、最近の動向と条件の変化を反映させるよう調整した統計分析を用いて計算した、割引前の見積額である。最終的な負債額がこうした見積もりと大きく乖離することもあり得る。また、新しい給付実績データに基づき、これらの見積もりに定期的に修正を加え、修正を行った年度の経営成績に反映させている。

その他の保険契約準備金は、主として、一部のアフラック（日本）の短期払商品の購入に伴って契約者から払い込まれる、割引を伴う前納保険料から構成されている。これらの前納保険料は、払込時に繰り延べられ、契約上の保険料払込期間にわたって保険料収入として認識される。

転換後契約の内容が実質的に不変とはいえないと判定された内部転換については、転換前旧契約に係る保険契約準備金は直ちに取崩され、その代わりに、新契約に係る保険契約準備金が積み立てられることになる。しかし、実質的に変更なしとみなされる内部転換については、保険契約準備金の変化は認識されない。

再保険：当社は、通常の事業の一環として、他社と再保険契約を締結する。個々の再保険契約について、適用される会計基準に準拠して、当社に対して保険リスクに関する損失又は債務についての補償がなされるか判断する。授受した再保険料及び再保険金は、元受保険契約の会計処理の基礎及び再保険契約の条項と整合的に計上される。保険料、保険金、繰延新契約費は出再保険控除後で計上されている。

法人税等：法人税等は財務諸表上の税引前当期純利益に基づいて計算されており、その利益は当社の法人税申告上の利益とは異なる。繰延法人税等は、会計上と税務申告上の金額の間に発生する資産及び負債の一時差異を、その差異が解消すると予想される会計期間に適用される税法や法定税率に基づいて認識される。税務上のポジションに係る繰延税金資産は、当局による税務調査によって税務上のポジションを維持できる可能性が維持できない可能性よりも高いかどうかの当社の評価に基づいて計上される。評価性引当金は、繰延税金資産が実現しない可能性が実現する可能性よりも高い場合に設定される。

生命保険契約者保護機構及び州保証協会賦課金：日本政府は、生命保険業界に対して生命保険契約者保護機構への負担金の拠出を求めている。当社は、生命保険業界全体の負担額に対する当社負担分の見積算ができる状況になった時点で、これを費用計上している。更に、保護機構への見積拠出債務を毎年見直し、修正した場合はその差額をアフラック（日本）の費用として計上している。

米国では州ごとに、その州で営業する保険会社のうち支払不能に陥った会社を支援する保証協会が組織されている。州保証協会に対する当社の基金賦課額に関する詳細は、連結財務諸表注記15を参照のこと。

自己株式：自己株式は株主持分の減少として取得原価で計上される。再発行する自己株式の原価の算定にあたっては、取得価格の加重平均値を用いている。実現損益は全て自己株式再発行時に株式払込剰余金に含めている。

株式報酬：株式報酬取引に係る報酬費用は、付与日の公正価値で測定される。そして、これらの費用は従業員が報酬と引き換えに労働サービスを提供する権利確定期間にわたって財務諸表に認識される。当社は、権利確定が予想される報酬の数及び失効数の見積りについて、事業体全体にわたる会計方針を策定した。

1株当たり当期純利益：基本1株当たり当期純利益（EPS）は、発行済制限なし株式の期中加重平均数で当期純利益を除いて算出し、また、希薄化後1株当たり当期純利益は、期中加重平均発行済株式数に希薄化効果を持つ株式による報酬に係る発行予定株式数を加えた合計株式数で当期純利益を除いて算出している。

株式分割：2018年2月13日、親会社の取締役会は、当社普通株式について、2018年3月2日の営業時間終了時点の登録株主に対して、2018年3月16日に100%の株式配当を支払う内容で、1対2の株式分割を行うことを決定した。この株式分割は、保有される普通株式1株に対して追加で1株の普通株式を支払うものである。発行済株式数及び1株当たり金額を含む、株主持分及び1株当たり情報は、本有価証券報告書に表示されているいずれの期間においても、本株式分割を反映するように調整されている。

表示の組替：当年度の本報告書の表示と整合させるため、過年度の金額に組替調整を行っている。この表示の組替は、当期純利益又は株主持分合計に影響を与えなかった。

過年度において別個の科目として表示されていた永久証券は、当年度の表示区分と整合させるために、期限付証券の科目に組替えられた。この組替は、当期純利益又は株主持分合計に影響を与えなかった。

新会計基準

最近適用された会計基準

会計基準	内容	適用日	財務諸表又はその他の重要事項への影響
米国会計基準の更新(ASU) 2018-16 デリバティブとヘッジ - 担保付翌日物資金調達金利(SOFR)を基礎とする翌日物金利スワップ(OIS)レート をヘッジ会計におけるベンチマーク金利として認定	2018年10月、FASBIは、米国債金利(UST)、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)スワップ・レート、フェデラル・ファンド実効金利に基づくOISレート、及び米国証券業金融市場協会(SIFMA)地方債スワップ・レートに加えて、担保付翌日物資金調達金利(SOFR)に基づくOISレートを、トピック815に基づく米国におけるヘッジ会計のためのベンチマーク金利として利用することを認める修正を公表した。	2018年10月1日に早期適用。	このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。

<p>ASU 2018-03 金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定に対する技術的な修正と改善</p>	<p>2018年2月、FASBIは、当初公表された「金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定」（以下に要約されている）におけるガイダンスの一部を明確化するための修正を公表した。具体的には、この修正は、容易に決定することのできる公正価値を持たない持分証券について代替的な測定方法を選択した事業体が、不可逆的な選択により、代替的な測定方法から公正価値法に変更することができることを明確化するものである。この不可逆的な選択は、当該持分証券及び同じ発行体への同一の、あるいは類似の投資全てに適用される。また、代替的な測定方法において観察可能な価格を用いる場合、事業体は、報告期間の末日ではなく、価格が観察可能となった取引実行日における当該価格を用いなければならない。なお、保険会社が容易に決定することのできる公正価値を持たない持分証券について代替的な測定方法を適用する場合、将来にわたって適用しなければならない。</p>	<p>2018年1月1日に早期適用。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2018-02 損益計算書 - 包括利益の報告 - その他の包括利益累計額から一部の税効果の組替</p>	<p>2018年2月、FASBIは、米国税制改革法（以下、「改正税法」）による米国連邦法人税率の変更がその他の包括利益累計額に残る項目の繰延税金の総額及び評価性引当金に与える影響を、その他の包括利益累計額から利益剰余金に組替えることを認める改訂を公表した。この改訂は、改正税法が施行された結果取り残される税効果への影響を消去するとともに、組替えられた税効果について一定の開示を求めるものである。</p>	<p>2018年1月1日に早期適用。</p>	<p>その他の包括利益累計額から利益剰余金に組替えられた金額は、改正税法により発効した連邦法人税率の変更が税効果に与えた影響を含んでいる。税効果への影響をその他の包括利益累計額から組替えるための当社の方針は、ポートフォリオ・アプローチに従うこととしている。このガイダンスの適用により、2018年1月1日現在、2018年度期初のその他の包括利益累計額が374百万ドル増加し、これに対応して、2018年度期初の利益剰余金が同額減少した。</p>

<p>ASU 2017-12 デリバティブ及びヘッジ - ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善</p>	<p>2017年8月、FASBIはヘッジ会計に関する会計規則を改善し簡素化するガイダンスを公表した。このガイダンスは、経済的な結果が財務諸表上どのように表示されるかについて、透明性を高めるものである。この新たなガイダンスによって改善された問題点には、次の事柄が含まれる：1) リスク構成要素のヘッジ、2) 金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の会計処理、3) ヘッジ手段の効果に関する認識と表示及び4) ヘッジの有効性の評価から除外された金額。</p>	<p>2018年10月1日に早期適用。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2017-09 報酬 - 株式報酬：条件変更の会計処理の範囲</p>	<p>2017年5月、FASBIは、株式に基づく報酬の支払に係る条件あるいは前提を変更する際、どのような場合に条件変更の会計処理がなされなければならないかを明確化するガイダンスを公表した。報酬の条件あるいは前提の変更により、報酬の公正価値、権利確定条件あるいは（資本性商品あるいは負債性商品としての）種別が変更される場合は、事業体は条件変更の会計処理を適用しなければならない。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2017-08 債権 - 返金不要な手数料及びその他のコスト：購入した償還可能負債証券のプレミアム部分の償却</p>	<p>2017年3月、FASBIは、プレミアム価格で保有している一部の償還可能負債証券に係るプレミアムの償却期間を短縮する改訂を公表した。具体的には、償還可能負債証券に係るプレミアムを、最も早い償還可能日に向けて償却することが求められている。なお、この改訂は、ディスカウント価格で保有している有価証券に係る会計処理の変更は求めていない。</p>	<p>2018年7月1日に早期適用。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2017-07 報酬 - 退職給付：純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の表示の改善</p>	<p>2017年3月、FASBIは、純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の構成要素のうち勤務費用相当額を、当該従業員により提供された勤務から発生するその他の報酬と同じ科目で雇用者が報告することを求める改訂を公表した。純期間年金費用及び純期間退職後給付費用のその他の構成要素は、勤務費用の構成要素とは別個に損益計算書上に表示することが求められており、該当する場合は、事業からの利益の小計の外に表示することが求められている。純期間年金費用のその他の構成要素を表示するために、別個の科目が用いられる場合は、その科目は適切に記述されなければならない。別個の科目が用いられない場合は、純給付費用のその他の構成要素を表示するために用いられた科目を開示しなければならない。この改訂は、該当する場合に勤務費用相当額のみに限って資産計上を認めている。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

<p>ASU 2017-05 その他の収益 - 非金融資産の認識中止による損益 - 資産の認識中止に係るガイダンスの対象及び非金融資産の部分売却についての会計処理の明確化</p>	<p>2017年2月、FASBIは、非金融資産あるいは「実質的な非金融資産」の定義に該当する金融資産の認識中止に係る範囲及び会計処理を明確化する改訂を公表した。この改訂は、「実質的な非金融資産」について定義し、非金融資産の一部売却に係るガイダンスを追加している。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2017-01 企業結合 - 事業の定義の明確化</p>	<p>2017年1月、FASBIは、一連の資産と活動が、どのような場合に事業に該当するかについての定義を明確化する改訂を公表した。この改訂は、移転された一連の資産の公正価値のほとんど全てが単一の資産あるいは類似の資産のグループに集中している取引を、事業としての評価から除外するスクリーニングを提供するものである。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-18 キャッシュ・フロー計算書 - 制限付現金</p>	<p>2016年11月、FASBIは、現金、現金同等物及び一般に制限付現金あるいは制限付現金同等物と呼ばれるものの合計額について、期中の変動額をキャッシュ・フロー計算書において説明することを求める改訂を公表した。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー計算書及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-17 連結 - 共通支配下にある関連当事者を通じて保有される持分</p>	<p>2016年10月、FASBIは、変動持分事業体（以下「VIE」）の唯一の意思決定者である報告事業体が、報告事業体と共通支配下にある関連当事者を通じて間接的に保有する当該VIEの持分について、報告事業体が当該VIEの主たる受益者であるかどうかを決定する際に、報告事業体がどのようにこの持分を扱うべきかを明確化するガイダンスの改訂を公表した。</p>	<p>2017年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-16 法人所得税 - グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡</p>	<p>2016年10月、FASBIは、グループ企業間取引による棚卸資産以外の資産の譲渡にかかる法人税について、譲渡の発生時点において、事業体が法人税を認識することを求める改訂を公表した。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-15 キャッシュ・フロー計算書 - 特定の現金収入及び現金支出の分類</p>	<p>2016年8月、FASBIは、持分法適用会社から受領する分配を含む、キャッシュ・フロー計算書における8つの特定の分類上の論点に関するガイダンスを提供する改訂を公表した。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>当社は、持分法適用会社から受領する分配について、配当の性質により分類する方法を選択した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー計算書及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

<p>ASU 2016-09 報酬 - 株式報酬 - 従業員への株式報酬の支払に関する会計の改善</p>	<p>2016年3月、FASBIは、株式に基づく報酬の支払に関して、法人税の取扱い、当該報酬の負債又は株主持分の表示区分、キャッシュ・フロー計算書における支払税金の表示区分及び失効の取扱いを含む、いくつかの点を簡素化する改訂ガイダンスを公表した。</p>	<p>2017年1月1日</p>	<p>この改訂を適用した結果、超過税務便益額の認識が当社の損益計算書のボラティリティーを増大させると当社は考えており、当社は、権利確定が予想される報酬の数を推定することを（当社の従前の方針に一致している）、事業体全体にわたる会計方針として採用したが、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー計算書及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-07 投資 - 持分法及びジョイント・ベンチャー - 持分法会計への移行の簡素化:</p>	<p>2016年3月、FASBIは、投資において所有持分あるいは影響力の水準が上昇したことに伴い、持分法が適用されることとなった場合に遡及修正を要求する条項を廃止する改訂ガイダンスを公表した。これまでは、当初より持分法が適用されていたかのように取り扱い、投資、経営成績及び利益剰余金を順次遡及修正することが求められていた。本改訂に従えば、持分法が適用されることとなった場合でも、当該投資について遡及修正は求められなくなった。</p>	<p>2017年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-06 デリバティブ及びヘッジ - 負債性金融商品に組み込まれた偶発的なプットオプション及びコールオプション</p>	<p>2016年3月、FASBIは、組込デリバティブを区分する際の要件の一つである、コール(プット)オプションの経済的特徴及びリスクが、原債務の経済的特徴及びリスクと、明確かつ緊密な関係にあるかどうかを評価する際に求められる手順を明確化する改訂ガイダンスを公表した。この結果、コール(プット)オプションが偶発的に行使可能な場合に、コール(プット)オプションの権利行使を可能とする事由が金利又は信用リスクに関連するものであるかどうかについて、評価を行う必要はなくなった。</p>	<p>2017年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2016-05 デリバティブ及びヘッジ - 既存のヘッジ会計関係におけるデリバティブ契約の更改の影響</p>	<p>2016年3月、FASBIは、ヘッジ手段として指定されているデリバティブのカウンターパーティーの変更それ自体は、ヘッジ会計に係る他の要件に影響しない限り、ヘッジ関係の指定解除を求めるものではないことを明確化する改訂ガイダンスを公表した。</p>	<p>2017年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

<p>ASU 2016-01 金融商品 - 全般 - 金融資産及び金融負債の認識及び測定</p>	<p>2016年1月、FASBIは金融商品に関する認識、測定、表示及び開示についての一定の側面に対処するためのガイダンスを公表した。このガイダンスの主たる内容として、一部の持分投資を公正価値で測定し、その変動を当期純利益において認識すること、公正価値オプションを適用している金融負債の公正価値の変動のうち、商品に固有の信用リスクに起因するものを、その他の包括利益の中の別個の項目として表示すること、及び金融商品の公正価値の開示を変更することが求められている。このガイダンスはまた、売却可能証券に係る繰延税金資産（以下「DTA」）に対する評価性引当金の計上の要否について、他のDTAと合わせて検討することを求めている。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>会計基準変更による累積的な影響として、当社の2018年期初の利益剰余金は税引後で148百万ドル増加し、2018年期初のその他の包括利益累計額は同額減少した。</p>
<p>ASU 2015-16 企業結合 - 測定期間中の修正に関する会計処理の簡素化</p>	<p>2015年9月、FASBIは、取得企業が、測定期間中に認識された暫定的な金額についての修正額を、修正額が決定される報告期間に認識するよう求めるガイダンスを公表した。また、同期間における財務諸表において取得企業は、当該修正の損益影響額を、あたかも取得日に会計処理が完了していたかのように記録するよう求められている。さらに取得企業は、当期の損益に計上された金額のうち、暫定的な金額への修正が取得日に認識されていたならば以前の報告期間において計上されていたであろう金額部分を、項目ごとに損益計算書に別掲表示するか注記開示することが求められている。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2015-09 金融サービス - 保険 - 短期契約の開示</p>	<p>2015年5月、FASBIは、短期契約を有する全ての保険事業体に対して改善された開示を求める改訂ガイダンスを公表した。この改訂は、保険事業体に対して、支払備金及び給付調査費に関する負債に係る年次の情報開示を求めている。この改訂はまた、保険事業体に対して、支払備金及び給付調査費に関する負債の計算に用いられる手法及び前提の重要な変更についても情報開示を求めている。さらにこの改訂は、保険事業体に対して、支払備金及び給付調査費に関する負債に係るロールフォワードの開示を、年度及び中間期において行うことを求めている。医療保険の給付請求については、既発生未報告の負債及び、支払備金及び給付調査費に含まれる既報告の給付請求に係る予想発生額の総額についての開示を求めている。</p>	<p>2016年12月31日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

<p>ASU 2015-07 公正価値の測定 - 1株当たり純資産価値(又はこれに準ずるもの)で算定する特定の事業体への投資に関する開示</p>	<p>2015年5月、FASBIは、1株当たり純資産価値による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定される全ての投資について、公正価値ヒエラルキーに分類するという要求の適用対象外とする改訂ガイダンスを公表した。この改訂はまた、1株当たり純資産価値による実務上の簡便法を用いて公正価値を測定することが適格な全ての投資について、特定の開示に関する要求の適用対象外とした。これにより、これらの開示は、事業体がこの実務上の簡便法を用いて公正価値を測定することを選択した投資に適用が限定されることとなった。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2015-03 利息 - みなし利息 - 社債発行コストの表示の簡素化</p>	<p>2015年4月、FASBIは、社債発行コストの表示の簡素化に係る改訂ガイダンスを公表した。この改訂ガイダンスは、負債として認識された社債に関連する発行コストを、社債の割引発行と同様、貸借対照表における当該社債の帳簿価額から直接控除して表示するよう求めるものである。社債発行コストの認識と測定に係るガイダンスは、この改訂による影響を受けない。2015年8月、FASBIは、クレジット・ライン契約に関連する設定コストの表示に関するSECスタッフの改訂ガイダンスを公表した。このガイダンスは、クレジット・ライン契約に借入残高があるか否かを問わず、事業体が設定コストを繰り延べ、資産として表示し、その後、繰り延べられた設定コストをクレジット・ライン契約の契約期間にわたって償却することを認めるものである。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>この会計基準の遡及適用により、適用年度において表示される最も早い貸借対照表日である2015年12月31日現在、社債等及びその他の資産はそれぞれ40百万ドル減少したが、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

<p>ASU 2015-02 連結 - 連結要否判定の改訂</p>	<p>2015年2月、FASBIは、リミテッド・パートナーシップ及び類似の法人格（LLC、証券化ストラクチャー等）が変動持分事業体（VIE）であるかどうかの評価、意思決定者又はサービス提供者に対する報酬が変動持分であるかどうかの評価、そして、報酬体系及び関連当事者関係が、連結の要否を判断するVIEモデルにおける主たる受益者の判定に及ぼす影響の評価に対して影響を与える改訂ガイダンスを公表した。この改訂ガイダンスは、ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップを連結しなければならないという推定を排除するものである。リミテッド・パートナーシップ及び類似の法人格であって、パートナーに対してジェネラル・パートナーに優先する実質的解任権あるいは実質的参加権を与えるものは、VIEモデルによってではなく、議決権モデルによって評価されることになる。VIEにおける財務持分を支配する単一の主体が存在しない場合、共通支配下にある関連当事者のグループが当該VIEにおいて支配財務持分を有しているかどうかを決定するにあたっては、当該関連当事者関係は、一体のものとしてとらえるべきものであるとしている。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の開示の注記に影響を与えたが、当社の財政状態及び経営成績には重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2014-16 デリバティブとヘッジ - 持分証券の形式で発行されたハイブリッド型金融商品に関する主契約部分が負債と資本のいずれにより近いかの判断</p>	<p>2014年11月、FASBIは、持分証券の形式で発行されたハイブリッド型金融商品の主契約部分の経済的な性格及びリスクについて、どのように評価するかを明確にするガイダンスを公表した。このガイダンスはまた、事業体が当該条件及び特徴のウエイトづけを行う際に、その実体を評価すべきであることを明確にした。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の開示の注記に影響を与えたが、当社の財政状態及び経営成績には重要な影響を与えなかった</p>
<p>ASU 2014-15 財務諸表の表示 - 継続企業の前提 - 継続企業の前提を維持するための事業体の能力に関わる不確実性の開示</p>	<p>2014年8月、FASBIは、会社が継続企業の前提を維持する能力について重大な疑義が存在するか否かの評価及びこれに関連する注記についての経営陣の責任に関する、米国会計基準のガイダンスの改訂を公表した。各決算期において、財務諸表の公表日から1年以内に継続企業の前提に重大な疑義を生じさせる状況や事象が存在するかどうかについて、経営陣は評価することが求められる。新たなガイダンスは、これに記述された基準に基づく、経営陣による継続企業の前提の正式な評価を求めている。</p>	<p>2016年12月31日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。また現在、継続企業の前提を維持する当社の能力に関する疑義は生じていない。</p>

<p>ASU 2014-12 報酬 - 株式報酬 - 報酬の条件として 必要勤務期間後に 達成される可能性 がある業績目標を 定めた株式に基づ く報酬の会計処理</p>	<p>2014年6月、FASBIは、特定の業績目標が報酬の受給権に影響し、業績目標が必要勤務期間の終了後に達成される可能性のある特定の株式に基づく報酬の支払いについて、当該業績目標を業績条件として取り扱うものとする改定ガイダンスを公表した。報告を行う事業体は、受給権に影響する業績条件が付された報酬について、既存のガイダンスを適用しなければならない。報酬費用は、業績目標が達成される可能性が高くなった期間に計上し、必要勤務期間終了後の、一つあるいは複数の期間に帰属する費用として計上されなければならない。必要勤務期間中及びその終了後における報酬費用の総額は、受給権付与が予想される報酬金額を反映し、最終的に受給権付与がなされる報酬を反映するように調整されなければならない。</p>	<p>2016年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>
<p>ASU 2014-09 顧客との契約から 生じる収益</p>	<p>2014年5月、FASBIは、財又はサービスの提供のために顧客と契約を締結する事業体、あるいは非金融資産の移転のために契約を締結する事業体（これらの契約が保険契約やリース契約等その他の基準が適用されない場合のみ）に影響を与える新しいガイダンスを公表した。このガイダンスの中核的な原則は、顧客への財又はサービスの移転を描写するように、財又はサービスと交換に事業体が権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しなければならないとしている。</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えなかった。</p>

適用を予定している会計基準

会計基準	内容	財務諸表又はその他の重要事項への影響
<p>ASU 2018-20 リース：貸手に関する限定的な改善</p>	<p>2018年12月、FASBIは、以下のとおり、貸手に関する限定的な改善を公表した。1)顧客から回収した、全ての売上税（又は類似の税金）を取引価格から除外する会計方針の選択肢を貸手に与えること、2)変動リース収入に係るコスト及び関連諸費用を、貸手が容易に決定することができない場合、これらを除外するよう貸手に求めること、3)事実及び状況の変化により変動支払額が生じる場合、当該変動支払額を（認識するのではなく）リース及びリース以外の各要素に配分するよう貸手に求めること。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>当社は、顧客から回収した全ての売上税（又は類似の税金）を取引価格から除外する会計方針を選択した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>

<p>ASU 2018-17 連結：連結変動持分事業体（VIE）に係る関連当事者ガイダンスの限定的な改善</p>	<p>2018年10月、FASBIは、共通支配下にある関連当事者を通じて間接的に保有する当該VIEの持分について、意思決定者及びサービス提供者に対して支払われる報酬が変動持分であるかどうかを決定するにあたっては、比例配分により検討すべきであるとする、限定的な改善を公表した。この改訂は、公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>
<p>ASU 2018-15 無形資産- のれん及びその他無形資産 - 自社利用目的のソフトウェア：サービス契約であるクラウド・コンピューティング契約で発生した導入コストの顧客における会計処理</p>	<p>2018年8月、FASBIは、サービス契約であるホスティング契約において発生した導入コストの資産計上要件を、自社利用目的のソフトウェアの開発あるいは取得により生じる導入コストの資産計上要件と整合させるための改訂を公表した。この改訂は、公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>
<p>ASU 2018-14 報酬 - 退職給付 - 確定給付年金制度 - 全般、開示の枠組み - 確定給付型年金の開示に係る要求事項の変更</p>	<p>2018年8月、FASBIは、確定給付型年金あるいはその他の退職後給付制度を提供する雇用者に対して、開示に係る要求事項の改訂を公表した。これに伴い、6つの開示が削除され、2つの開示の追加と2つの開示の明確化が行われた。この改訂は、公開企業において、2020年12月16日以降に開始する年度より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>
<p>ASU 2018-13 公正価値測定：開示の枠組み - 公正価値測定の開示に係る要求事項の変更</p>	<p>2018年8月、FASBIは、トピック820「公正価値測定」における、公正価値測定の開示に係る要求事項の改訂を公表した。この改訂は、一部の開示について、削除、修正及び追加を行うものである。この改訂は、全ての企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂の公表日以後、早期適用することは認められている。また、この改訂の公表日以後、開示の削除や修正に関する改訂については早期適用し、開示の追加についてはこの改訂が有効となる日まで適用を延期することも認められている。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>

<p>ASU 2018-12 金融サービス - 保険：長期保険契 約に係る会計処理 の限定的な改善</p>	<p>2018年8月、FASBIは、保険会社における長期保険契約の会計処理方法を大きく変更する改訂を公表した。この改訂は、従来の認識、測定、表示及び開示に関する要求事項を変更するものである。新たなガイダンスの対象となる項目には以下のものが含まれる：1) 将来保険給付に係る負債の前提条件の最低年1回レビュー及び、レビューにより前提条件に変更があった場合における前提条件の更新並びに、四半期毎の割引率の前提条件の更新、2) 市場リスクを伴う給付の公正価値による測定、3) 繰延新契約費の償却方法の簡素化、及び4) 財務諸表の表示及び開示の改善。この改訂は、公開企業において、2020年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>当社は、このガイダンスの適用による影響を詳細に評価中であるが、その適用が、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものと予想される。当社は、このガイダンスが要求する将来保険給付に係る負債の前提条件の更新が、当社の経営成績、システム、プロセス及び内部統制に対して最も大きな影響を与える一方、割引率の更新が株主持分に対して重要な影響を及ぼすものと考えている。当社は、この新たな基準を早期適用することはないと考えている。</p>
<p>ASU 2018-11 リース - 限定的な 改善</p>	<p>2018年7月、FASBIは、トピック842「リース」における限定的な改善を公表した。この改訂は、リースに関する新しい会計基準の適用に際し、選択可能な移行措置として、累積影響額を期首利益剰余金に計上する方法を企業に提供するものである。加えてこの改訂は、特定の要件を満たす場合、貸手に対して、リース要素からリース以外の要素を分離することなく、両者を一つの要素として会計処理する実務上の簡便法を提供している。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となり、早期適用も認められている。</p>	<p>当社は、この改訂において選択可能とされた移行措置を採用した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>
<p>ASU 2018-10 トピック842 - リースに対する条 文の改善</p>	<p>2018年7月、FASBIは、ASU 2016-02 - リース（トピック842）に関する会計基準編纂書の明確化、誤りの修正及び細かな改善を行うガイダンスを公表した。このASUにおける改訂は、ASU 2016-02の改訂で公表されたガイダンスのうち、限られた局面の取扱いに影響を与える。これには、残価保証、リースの計算利率、借手によるリース分類の再評価及び指標やレートに連動する変動リース料の取扱いが含まれるが、これらに限定されない。このASUにおける改訂は、トピック842の適用日に従い、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>

<p>ASU 2018-01 リース- 地役権に 関するトピック842 移行時の簡便法</p>	<p>2018年1月、FASBIは、トピック842の適用前に存在し又は終了した地役権であって従前トピック840の下でリースとして計上されていなかったものについて、移行に際して、トピック842の下で評価を行わないという簡便法を選択するオプションを事業体に付与する改訂を公表した。この改訂は、新規又は改定された地役権については、事業体が新しい基準を採用すると同時に、リースに関する新基準の下で評価しなければならないことを明確にしている。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>2018年12月31日現在、当社は地役権を有していなかったが、安全策としてこの簡便法を選択した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>
<p>ASU 2017-04 無形資産 - のれん 及びその他無形 資産 - のれんの 減損テストの簡素化</p>	<p>2017年1月、FASB は、のれんの事後評価を簡素化する改訂を公表した。事業体は、この改訂の下で、のれんの減損を測定するための、仮定の取得原価の配分による評価が不要となった。その代わりに、当該事業体は、報告単位の公正価値をその帳簿価額と比較することにより、年度又は中間期ののれんの減損テストを実施しなければならない。この改訂は、米国証券取引委員会（SEC）に登録する公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度の年度又は中間期ののれんの減損テストより有効となる。2017年1月2日以降の日付で実施されるのれんの減損テストについて、この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>このガイダンスの適用は、当社の財政状態、経営成績及び開示に重要な影響を与えるものではない。</p>

<p>ASU 2016-13 金融商品 - 金融商品における信用損失の測定</p>	<p>2016年6月、FASBIは、償却原価で測定される金融資産(あるいは金融資産群)から回収が見込まれる金額を反映するため、これらの資産について信用損失に係る引当金との純額で表示することを求める改訂を公表した。当該改訂は、予想信用損失の測定について現行の米国GAAPにおける発生損失手法から、予想信用損失を反映する手法に変更しており、また信用損失の見積りを裏付ける合理的な情報を広く検討することを求めている。売却可能負債債券に関する信用損失は、引き続き現行の米国GAAPと類似の手法で測定されるが、この改訂は、当該信用損失を評価減ではなく引当金として表示することを求めている。その他の改訂として、組成当初の状態と比べ重要でない金額を超える信用劣化が生じた状態で購入した金融資産(PCD金融資産)の貸借対照表表示及び受取利息の認識に関する改訂が含まれている。</p> <p>この改訂は、公開企業において、2019年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。企業は、このガイダンスを2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より早期適用することができる。この改訂は、適用する事業年度の期初において累積的な影響額を利益剰余金として認識する修正遡及手法によって適用されるが、PCD金融資産及び適用日までに一時的でない減損(以下「OTTI」)が認識された負債証券については、修正遡及手法の例外として取り扱われる。すなわち、現行の米国GAAPにおいて「信用が毀損した状態で購入された」(PCI)金融資産として会計処理されている、信用が劣化した状態で購入された貸付金は、当該改訂の適用時にPCD金融資産に振替えられ、将来に向かってPCD金融資産のガイダンスが適用される。また、適用日以前にOTTIを認識した負債証券については、将来に向かって当該ガイダンスが適用されるため、適用日の前後で同一の償却原価を維持することが可能になる。</p>	<p>当社は、このガイダンスの対象となる金融商品を特定しており、それには期限付証券、貸付金及び未収再保険金が含まれている(対象となる金融商品の現在の残高については注記3及び7を参照のこと)。当社は、信用損失の測定において求められる変更に対応するため、信用損失の予測モデル及び会計システムの更新作業を継続的に進めている。当社は、現時点において、このガイダンスの適用によって最も大きな影響を受ける資産クラスは貸付金及び満期保有の期限付証券であると見込んでいる。当社は、このガイダンスの適用が当社の財政状態、経営成績及び開示に与える影響を引き続き評価中である。</p>
---	---	---

<p>ASU 2016-02 リース</p>	<p>2016年2月、FASBIは、リース会計に係るガイダンス改訂した。この改訂によると、短期のリースを除き、借手は貸借対照表上で全てのリースを認識することが求められる。リースから生じる借手のリース料の支払義務に関して、貸借対照表にリース負債が計上される。リースは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類されることとなり、この分類によって損益計算書上の費用認識のパターン及び表示方法が影響を受けることとなる。</p> <p>新しい基準は当社において2019年1月1日に有効となる。当初適用日に存在する全てのリースに対して新しい基準を適用する、修正遡及移行アプローチの適用が求められている。当社は、新しい基準が有効となる日を当初適用日とする予定である。当社は、新しい基準を2019年1月1日に適用し、新しい基準が有効となる日を当初適用日とするため、2019年1月1日より前の時点又は期間については、財務情報は更新されず、また新しい基準で求められる開示の提供も求められない。</p> <p>新しい基準は、移行に際していくつかの実務上の簡便法を提供している。当社は、「実務上の簡便法のパッケージ」を選択しており、これにより、リースの特定、リースの分類及び初期直接費用についての従来の当社の結論について、新しい基準の下で再評価しないことが認められる。新たなガイダンスの下でも、貸手における会計処理は大きくは変わらない。この改訂は、公開企業において、2018年12月16日以降に開始する年度及びこれらに含まれる中間期より有効となる。中間期を含めて、この改訂を早期適用することは認められている。</p>	<p>当社は、このガイダンスの対象となるオペレーティング・リースを特定しており、それには事務所スペースや設備のリースが含まれている（注記15を参照のこと）。このガイダンスの対象となるリース契約は、貸借対照表に計上される使用権資産及びリース負債を約100百万ドルから200百万ドル増加させる見込みである。当社は、このガイダンスの適用が当社の財政状態、経営成績あるいは開示に重要な影響を与えるものではないと見込んでいる。</p>
----------------------------	--	--

最近公表されたその他の新会計基準は、当社の事業は適用対象ではないか、もしくは当社の事業に重要な影響がなかった、あるいは重要な影響があるとは見込まれない。

2. 事業セグメント情報及び国外の情報

当社は、アフラック（日本）とアフラック（米国）という2つの保険事業セグメントから構成されており、アフラック（日本）とアフラック（米国）を通じて個人補完保険及び生命保険を販売している。再々保険を含む、個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業セグメント及び、アフラック（日本）及びアフラック（米国）に含まれない事業活動は、「全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他」に包括している。

当社では、アフラック（日本）とアフラック（米国）を除く全社の間接経費は事業セグメントごとに配賦していない。セグメント報告に係る米国GAAPの会計ガイダンスに沿って、当社は、事業セグメントごとの業績を税引前調整後利益と呼ばれる指標に基づいて評価している。調整後利益は、調整後収益から保険金給付金及び調整後費用を差引いたものである。収益及び費用に対する調整は、予測不能あるいは経営のコントロールが及ばない一部の項目から構成される。調整後収益は、外貨エクスポージャーの管理戦略に係るヘッジ費用の償却額及び、一部の資産運用戦略に関連するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）以外の資産運用実現損益を除いた米国GAAPベースの収益合計である。調整後費用は、社債等に係るデリバティブからの金利のキャッシュ・フローの影響を含み、当社の保険事業の通常の業務に係らず、アフラックの基礎となる業績を反映しない非経常的損益及び、その他の損益を除く、米国GAAPベースの新契約費及び事業費の合計である。税引前調整後利益は、事業に係る法人税を除外して算出する。12月31日に終了した各事業年度におけるセグメント別の経営成績は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
収益:			
アフラック（日本）:			
保険料収入(純額):			
がん保険	\$ 5,849	\$ 5,612	\$ 5,639
医療保険	3,516	3,379	3,429
生命保険	3,397	3,761	4,469
投資収益(純額)			
(ヘッジ費用償却額を減算)	2,403	2,235	2,368
その他の収益	41	41	40
アフラック（日本）収益合計	15,206	15,028	15,945
アフラック（米国）:			
保険料収入(純額):			
事故・重度障害保障保険	2,611	2,537	2,469
がん保険	1,311	1,308	1,299
その他医療保険	1,508	1,445	1,415
生命保険	278	273	271
投資収益(純額)	727	721	703
その他の収益	8	5	10
アフラック（米国）収益合計	6,443	6,289	6,167
全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他	339	272	275
調整後収益合計	21,988	21,589	22,387
資産運用実現（損）益 ^{(1),(2),(3)}	(230)	78	172
収益合計	\$ 21,758	\$ 21,667	\$ 22,559

(1) アフラック（日本）の米ドル建て投資に係るヘッジ費用償却額は、2018年は236百万ドル、2017年は228百万ドル、2016年は186百万ドルであった。これらは、セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、資産運用実現（損）益から組み替えられ、投資収益（純額）から控除されている。

(2) アフラック（日本）のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年において、この相殺により36百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現（損）益から組み替えられ、投資収益（純額）の増加として報告されている。

(3) 一部の投資戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー（純額）は、2018年において重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現（損）益から投資収益（純額）へと組み替えられている。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
税引前利益:			
アフラック（日本）	\$ 3,208	\$ 3,054	\$ 3,148
アフラック（米国）	1,285	1,245	1,208
全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他	(139)	(212)	(239)
税引前調整後利益	4,354	4,087	4,117

資産運用実現(損)益 ^{(1),(2),(3),(4)}	(297)	-	87
その他の(損)益 ⁽⁵⁾	(74)	(69)	(137)
税引前利益合計	\$ 3,983	\$ 4,018	\$ 4,067
税引前調整後利益に対応する法人税等	\$ 1,129	\$ 1,370	\$ 1,426
税引後調整後利益に対する為替変動の影響	28	(41)	141

- (1) アフラック(日本)の米ドル建て投資に係るヘッジ費用償却額は、2018年は236百万ドル、2017年は228百万ドル、2016年は186百万ドルであった。これらは、セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、資産運用実現(損)益から組み替えられ、税引前調整後利益から控除されている。
- (2) アフラック(日本)のヘッジ費用の償却額は、全社の活動の一環として契約されたデリバティブにより一部相殺されており、2018年において、この相殺により36百万ドルの利益を計上した。経営成績の分析に当たって、この利益は、資産運用実現(損)益から組み替えられ、税引前調整後利益の増加として報告されている。
- (3) 一部の投資戦略に伴い発生するデリバティブからの金利キャッシュ・フロー(純額)は、2018年において重要な金額ではなかった。経営成績の分析に当たって、この金額は、資産運用実現(損)益から投資収益(純額)へと組み替えられている。
- (4) セグメント別の経営成績の分析を行うに当たり、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は調整後利益に含まれるが、ここでは当該金利部分に関連した2018年の67百万ドル、2017年の77百万ドル及び2016年の85百万ドルの利益は除外されている。
- (5) 2017年は13百万ドル、2016年は137百万ドルの社債の早期償還に伴う費用支払いを含む。

12月31日現在における資産は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年		2017年	
資産:				
アフラック(日本)	\$	118,342	\$	114,402
アフラック(米国)		19,100		19,893
全社(アフラック(日本)及びアフラック(米国)を除く)及びその他		2,964		2,922
資産合計	\$	140,406	\$	137,217

円貨の換算による影響: 下表は、12月31日に終了した各事業年度に用いられた円/ドル為替レートを示している。為替レートによる影響は、それぞれの年度において前の年度と同一の為替レートをを用いて計算されている。

	2018年	2017年	2016年
損益計算書:			
期中加重平均円/ドル為替レート ⁽¹⁾	110.39	112.16	108.70
対前年比円高(安)進行度	1.6 %	(3.1) %	11.3 %
税引前事業利益に対する影響額 (単位:百万ドル)	\$ 38	\$ (63)	\$ 218

2018年	2017年
-------	-------

貸借対照表:

期末円/ドル為替レート ⁽¹⁾	111.00	113.00
対前年比円高(安)進行度	1.8 %	3.1 %
資産合計に対する影響額 (単位:百万ドル)	\$ 1,362	\$ 2,593
負債合計に対する影響額 (単位:百万ドル)	1,270	2,848

(1) 為替レートは三菱UFJ銀行の提示する対顧客電信直物仲値相場 (TTM) による。

アフラック(日本)からの資金移動: アフラック(日本)は親会社に対して、経営管理報酬、配賦経費の支払い及び、利益の送金を行っている。アフラック(日本)が2018年4月1日に支店から変更される前は、日本支店は配賦経費の支払いと利益の送金を米国本社に行っていた。12月31日に終了した各事業年度の資金移動は以下のとおりであった。アフラック(日本)からの資金移動に対する規制については、注記13を参照のこと。

(単位:百万ドル)	2018年	2017年	2016年
経営管理報酬	\$ 136	\$ 93	\$ 79
配賦経費	24	109	106
利益送金	808	1,150	1,286
アフラック(日本)からの送金合計	\$ 968	\$ 1,352	\$ 1,471

有形固定資産: 建物並びに器具及び設備の原価は、その予想耐用年数(建物は最長で50年、器具及び設備は最長で20年)にわたって、主に定額法で減価償却される。維持・修理に係る支出は発生都度費用として計上される一方、改良に係る支出は資産として計上され、その後減価償却される。12月31日現在における有形固定資産の内訳は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2018年	2017年
有形固定資産:		
土地	\$ 168	\$ 168
建物	456	441
設備及び器具	400	372
合計	1,024	981
差引減価償却累計額	581	547
有形固定資産(純額)合計	\$ 443	\$ 434

未収金: 未収金は、主として個人契約者又は給与天引の場合はその雇用主からの月払い保険料から構成され、引当金控除後で計上されている。12月31日現在、アフラック(日本)の事業における未収金は、2017年が334百万ドル(未収金総額の40.4%)、2018年が334百万ドル(同39.2%)であった。

3. 運用資産

投資収益(純額)

12月31日に終了した事業年度の投資収益（純額）は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
期限付証券	\$ 3,142	\$ 3,173	\$ 3,308
持分証券	38	42	35
その他運用資産	369	94	31
短期運用資産及び現金等価物	41	25	11
投資収益合計	3,590	3,334	3,385
差引資産運用費用	148	114	107
投資収益（純額）	\$ 3,442	\$ 3,220	\$ 3,278

運用資産

12月31日現在における当社の期限付証券の償却原価、持分証券の取得原価及びこれらの運用資産の公正価値は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年			
	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正 価値
売却可能有価証券(その他の包括利益を通じて公正価値で計上):				
期限付証券 ⁽¹⁾				
円建て:				
日本国債及び政府機関債	\$ 30,637	\$ 3,700	\$ 140	\$ 34,197
地方債	385	32	9	408
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	155	22	-	177
公益事業債	1,732	280	4	2,008
外国政府及び国際機関	826	123	-	949
銀行及び金融機関	5,440	502	238	5,704
その他の企業	4,852	649	44	5,457
円建て期限付証券合計	44,027	5,308	435	48,900
米ドル建て:				
米国国債及び政府機関債	137	9	1	145
地方債	1,343	120	8	1,455
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	155	8	1	162
公益事業債	4,772	496	105	5,163
外国政府及び国際機関	251	60	-	311
銀行及び金融機関	2,860	389	35	3,214
その他の企業	23,311	1,343	1,109	23,545

米ドル建て期限付証券合計	32,829	2,425	1,259	33,995
売却可能有価証券合計	\$ 76,856 ⁽¹⁾	\$ 7,733	\$ 1,694	\$ 82,895 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 永久証券を含む(償却原価で1,139百万ドル、公正価値で1,140百万ドル)。

2018年

(単位：百万ドル)	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正 価値
満期保有有価証券(償却原価で計上)：				
期限付証券：				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 21,712	\$ 5,326	\$ -	\$ 27,038
地方債	359	110	-	469
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	14	1	-	15
公益事業債	2,727	254	8	2,973
外国政府及び国際機関	1,551	289	-	1,840
銀行及び金融機関	1,445	158	20	1,583
その他の企業	2,510	332	38	2,804
円建て期限付証券合計	30,318	6,470	66	36,722
満期保有有価証券合計	\$ 30,318	\$ 6,470	\$ 66	\$ 36,722

2018年

(単位：百万ドル)	公正価値
持分証券(当期純利益を通じて公正価値で計上)：	
持分証券： ⁽¹⁾	
円建て	\$ 641
米ドル建て	346
持分証券合計	\$ 987 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 永久証券を含む(公正価値で62百万ドル)。

2017年

(単位：百万ドル)	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正 価値
売却可能有価証券(公正価値で計上)：				
期限付証券： ⁽¹⁾				
円建て：				
日本国債及び政府機関債	\$ 27,980	\$ 3,363	\$ 271	\$ 31,072
地方債	314	28	12	330
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	242	29	-	271

公益事業債	1,635	352	6	1,981
外国政府及び国際機関	1,380	190	1	1,569
銀行及び金融機関	4,742	811	53	5,500
その他の企業	4,085	809	7	4,887
円建て期限付証券合計	<u>40,378</u>	<u>5,582</u>	<u>350</u>	<u>45,610</u>
米ドル建て:				
米国国債及び政府機関債	146	13	1	158
地方債	872	168	-	1,040
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	161	12	-	173
公益事業債	5,116	884	27	5,973
外国政府及び国際機関	267	73	-	340
銀行及び金融機関	2,808	633	8	3,433
その他の企業	25,384	2,620	418	27,586
米ドル建て期限付証券合計	<u>34,754</u>	<u>4,403</u>	<u>454</u>	<u>38,703</u>
売却可能有価証券合計	<u>\$ 75,132</u> ⁽¹⁾	<u>\$ 9,985</u>	<u>\$ 804</u>	<u>\$ 84,313</u> ⁽¹⁾

(1) 永久証券を含む(償却原価で1,462百万ドル、公正価値で1,789百万ドル)。

2017年

(単位: 百万ドル)	取得原価 又は 償却原価	未実現利益 合計	未実現損失 合計	公正 価値
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
円建て:				
日本国債及び政府機関債	\$ 21,331	\$ 5,160	\$ -	\$ 26,491
地方債	357	105	-	462
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	26	1	-	27
公益事業債	3,300	398	-	3,698
外国政府及び国際機関	1,523	312	-	1,835
銀行及び金融機関	2,206	190	9	2,387
その他の企業	2,687	485	-	3,172
円建て期限付証券合計	<u>31,430</u>	<u>6,651</u>	<u>9</u>	<u>38,072</u>
満期保有有価証券合計	<u>\$ 31,430</u>	<u>\$ 6,651</u>	<u>\$ 9</u>	<u>\$ 38,072</u>

2017年

(単位: 百万ドル)	公正価値
持分証券(公正価値で計上):	
持分証券:	
円建て	\$ 695
米ドル建て	<u>328</u>

持分証券合計	\$ 1,023
--------	----------

当社における期限付証券及び持分証券の公正価値の決定方法は、注記5に記載されている。

2018年、当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した有価証券はなかった。2017年、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことを受け、当社は3銘柄の投資を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。これらの銘柄の区分変更時の償却原価は773百万ドルで、未実現利益は47百万ドルであった。2016年、当社が満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した有価証券はなかった。

契約上の満期と経済的な満期

2018年12月31日現在において当社が保有している期限付証券の契約上の満期は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	償却原価	公正価値
売却可能期限付証券： ⁽¹⁾		
1年以内	\$ 810	\$ 861
1年超～5年以下	8,313	8,312
5年超～10年以下	9,805	10,355
10年超	57,618	63,028
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	310	339
売却可能期限付証券合計	\$ 76,856	\$ 82,895
満期保有期限付証券：		
1年以内	\$ 180	\$ 182
1年超～5年以下	915	948
5年超～10年以下	927	1,004
10年超	28,282	34,573
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	14	15
満期保有期限付証券合計	\$ 30,318	\$ 36,722

⁽¹⁾ 個々の経済的満期(当該金融商品の複数の商品特性の組み合わせにより導き出される期待満期日)によって分類される永久証券を含む。

発行体によっては違約金の有無を問わず、期限前償還を実施する権利を有している場合もあるため、予想される償還期日は契約上の満期日と異なることもある。

運用資産の集中

当社の信用関連の投資に係る決定プロセスは、発行体の基本的な信用状況を個々に確認することから始まる。当社は、所定の契約条項下における発行体の支払能力に影響を及ぼすと考えられる要素を個々に評価する。これには、発行体の所在国(政治的、法律的及び財政的なもの)、発行体が属する産業(産業構造、エンド・マーケットの動向及び規制の分析も行う)、企業に固有の問題(経営陣、資産、利益、キャッシュの創出力及び資本の必要性など)、運用資産の契約条項(財務制限条項及び資本構造の状況など)を含む多様な分析項目が含まれる。当社は、広範な事業及び資産/負債のニーズ、ポートフォリオの

多様化及び予測される収益を含むポートフォリオの管理目標を考慮しながら、当社の投資を更に評価していく。

12月31日現在、単独で株主持分の10%を超える運用銘柄は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年			2017年		
	信用格付け	償却原価	公正価値	信用格付け	償却原価	公正価値
日本国政府 ⁽¹⁾	A+	\$ 51,207	\$ 59,945	A	\$ 48,399	\$ 56,532

(1) 日本国債又は日本国債担保証券

資産運用実現損益

12月31日に終了した事業年度における資産運用に係る税引前実現損益の詳細は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
資産運用実現(損)益:			
期限付証券: ⁽¹⁾			
売却可能有価証券:			
売却利益合計	\$ 101	\$ 51	\$ 177
売却損失合計	(156)	(68)	(62)
売却及び償還による為替差(損)益	73	(48)	4
一時的でない減損による損失	(64)	(7)	(26)
期限付証券合計	(46)	(72)	93
持分証券 ^{(1),(2)}	(131)	71 ⁽³⁾	(35) ⁽³⁾
貸付金:			
貸倒引当金	(17)	(8)	(2)
貸付金に係るその他の(損)益	(2)	-	-
貸付金合計	(19)	(8)	(2)
デリバティブ及びその他:			
デリバティブ(損)益	(224)	(109)	(255)
為替差(損)益	(10)	(33)	185
デリバティブ及びその他合計	(234)	(142)	(70)
資産運用実現(損)益合計	\$ (430)	\$ (151)	\$ (14)

(1) 永久証券を含む。

(2) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

(3) 2017年及び2016年において、それぞれ22百万ドル、57百万ドルの減損を含む。

2018年12月31日に終了した事業年度に計上された資産運用実現損益のうち、報告日である2018年12月31日時点において保有されていた持分証券に係る未実現損(未実現益とのネット)は、124百万ドルであった。

資産運用未実現損益

12月31日に終了した各事業年度における、その他の包括利益累計額に計上された資産運用に係る未実現損益の変動は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
未実現(損)益の変動:			
売却可能期限付有価証券 ⁽¹⁾	\$ (3,142)	\$ 1,657	\$ 2,711
持分証券 ⁽²⁾	-	71	88
未実現(損)益変動額合計	\$ (3,142)	\$ 1,728	\$ 2,799

(1) 永久証券を含む。

(2) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンス及びこの会計基準の変更の累積的な影響については、連結財務諸表注記1及び11を参照のこと。

株主持分への影響

12月31日現在において、保有有価証券による未実現損益が株主持分に与えた影響（純額）は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
売却可能有価証券未実現(損)益	\$ 6,039	\$ 9,358
繰延法人税額	(1,805)	(3,394)
株主持分に計上される保有有価証券未実現(損)益	\$ 4,234	\$ 5,964

改正税法に関連してその他の包括利益累計額に計上されていた税金の会計処理に関する説明については連結財務諸表注記1及び10を、2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

未実現損失の発生期間

下表は、12月31日現在における未実現損失が発生している当社の売却可能有価証券と満期保有有価証券の公正価値と未実現損失額を、運用資産種類別と未実現損失が継続的に発生している期間の長さ別に集計したものである。

(単位：百万ドル)	2018年					
	合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
期限付証券： ⁽¹⁾						
米国国債及び政府機関債：						
米ドル建て	\$ 67	\$ 1	\$ 67	\$ 1	\$ -	\$ -
日本国債及び政府機関債：						

円建て	3,604	140	3,604	140	-	-
地方債:						
米ドル建て	515	8	515	8	-	-
円建て	148	9	148	9	-	-
モーゲージ・バック 証券及びアセッ ト・バック証券:						
米ドル建て	74	1	74	1	-	-
公益事業債:						
米ドル建て	1,585	105	892	48	693	57
円建て	604	12	604	12	-	-
銀行及び金融機関:						
米ドル建て	625	35	340	19	285	16
円建て	3,057	258	3,057	258	-	-
その他の企業:						
米ドル建て	12,899	1,109	5,782	407	7,117	702
円建て	1,306	82	1,306	82	-	-
合計	\$ 24,484	\$ 1,760	\$ 16,389	\$ 985	\$ 8,095	\$ 775

(1) 永久証券を含む

(単位: 百万ドル)	2017年					
	合計		12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
期限付証券: ⁽¹⁾						
米国国債及び政府機関 債:						
米ドル建て	\$ 74	\$ 1	\$ 74	\$ 1	\$ -	\$ -
日本国債及び政府機関 債:						
円建て	5,225	271	1,264	9	3,991	262
地方債:						
円建て	129	12	10	-	119	12
公益事業債:						
米ドル建て	785	27	221	3	564	24
円建て	83	6	-	-	83	6
外国政府及び国際機関:						
円建て	309	1	309	1	-	-
銀行及び金融機関:						
米ドル建て	362	8	316	5	46	3
円建て	1,507	62	394	4	1,113	58
その他の企業:						
米ドル建て	7,741	418	2,839	50	4,902	368
円建て	440	7	349	4	91	3

合計	\$ 16,685	\$ 813	\$ 5,776	\$ 77	\$ 10,909	\$ 736
----	-----------	--------	----------	-------	-----------	--------

(1) 永久証券を含む

未実現損失が発生している証券の分析

当社の期限付証券に係る未実現損失の発生は、発行体の元利払い能力に関する固有の懸念よりも、主に金利、為替レートの変動、及び（又は）信用スプレッドの拡大といった一般的な市場の変化によるものであった。

当社の確定利付証券の公正価値に大幅な下落があった場合、当社は関連する発行体の信用状況についてより綿密な検証を行う。企業の発行体については、当社は、資産内容、及び業界のダイナミクス、競争力、財務諸表、並びにその他の入手可能な財務データを含む事業プロフィールから当該発行体の格付けを評価する。企業でない発行体に関しては、発行体固有の要因を含む信用補完についての全ての情報源を分析する。当社は一般に公開された情報を活用するとともに、一部の私募債の発行体については、当該発行体に対する直接の照会による情報を活用している。また、「全国的に認知されている統計的格付け機関（NRSRO）」の格付けや、発行体の資本構成における優先劣後関係、財務制限条項、もしくはその他の関連事項を含む、当社の保有する有価証券の特性も考慮している。これらの調査を通じて、当社は、当該発行体が継続的に当社に対する元利払い能力を保持しているかを評価する。

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、運用資産の満期が近づくにつれて、期限付証券の未実現損益は減少すると予想される。当社の信用分析の結果、表中のセクターにおける当社の期限付証券の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると考えている。

その他運用資産

下表は、12月31日時点のその他運用資産の簿価の構成を示したものである。

(単位:百万ドル)	2018年		2017年	
その他運用資産:				
不動産改装資金ローン	\$	4,377	\$	1,235
商業用不動産担保ローン		1,064		908
ミドルマーケット・ローン		1,478		859
契約者貸付金		232		210
短期投資		152		57
その他		403		133
その他運用資産合計	\$	7,706	\$	3,402

貸付金

当社は、当社の不動産改装資金ローン（TRE）、商業用不動産担保ローン（CMLs）及びミドルマーケット・ローン（MMLs）を投資目的に区分しており、連結貸借対照表上その他運用資産に含めている。当社は、貸倒引当金を控除した償却原価でこれらの貸付金を貸借対照表に計上している。当社の貸倒引当金は、一般及び個別貸倒引当金によって構成されている。一般貸倒引当金は、類似のリスク特性を持つ貸付金のグループに対して、その貸付金あるいは市場に特有のリスクは特定されていないが、当社が予期して

いる損失額を引き当てるものである。個別貸倒引当金は、価値が毀損し当社の損失が予想される個々の貸付金に対して引き当てるものである。2017年12月31日及び2018年12月31日現在、当社の貸倒引当金はそれぞれ11百万ドル、27百万ドルであった。2017年12月31日現在及び2018年12月31日現在ともに、元本及び(又は)利息が延滞しているローンはなかった。また、2017年12月31日現在及び2018年12月31日現在ともに、未収利息不計上あるいは価値が毀損したと認められるローンはなかった。2017年及び2018年の12月31日に終了した1年間に、不良債権のリストラクチャリングを行ったローンはなかった。

不動産改装資金ローン

不動産改装資金ローンは、商業用不動産担保ローンであり、一般的には、担保物件に対する第一順位抵当権により保全された比較的短期の変動金利商品である。これらのローンは、物理的な特性及び(又は)経済特性の変更が進行している不動産に資金を供給するものである。2018年12月31日現在、当社は不動産改装資金ローンを実行するためのコミットメントを605百万ドル有していた。これらのコミットメントは、最終的な引受とデューデリジェンスの完了が実行のための条件となっている。

商業不動産担保ローン

2018年12月31日現在、当社は、商業不動産担保ローンを実行するコミットメントを25百万ドル有していた。これらのコミットメントは、最終的な引受とデューデリジェンスの完了が実行のための条件となっている。

ミドルマーケット・ローン

ミドルマーケット・ローンは、一般的には投資適格級未満と考えられている。2017年12月31日及び2018年12月31日現在、当社のミドルマーケット・ローンの簿価は、未実行分をそれぞれ109百万ドル、56百万ドル含んでいた。未実行分については、連結貸借対照表のその他の負債に計上されている。

2018年12月31日現在、当社はこの投資プログラムに関して、将来実行する可能性のあるコミットメントを約521百万ドル有していた。これらのコミットメントは、当社の引受け基準に適合するミドルマーケット・ローンが供給されていることが実行の前提となる。

その他

その他の運用資産は、主としてリミテッド・パートナーシップに対する投資を含んでいる。2018年12月31日現在、当社はリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資への資金拠出について、916百万ドルのコミットメント残高を有していた。

変動持分事業体(VIE)

VIEへの関与又は投資の条件として、当社は、VIEへの投資もしくは当社の受益持分の信用状態を変化させる可能性のあるVIEの構造の変更を防ぐ特定の保護的権利及び制限条項を取得する。

一部のユニット・トラスト構造のVIEを除き、当社の関与はその性質から受動的である。当社はこれまでの間、これらのVIEが将来発行する証券の購入を求められたことはない。

これらのVIEに対する当社の所有持分は、VIEが発行した債務を保有することに限定されている。当社には、これらのVIEの限定された活動に対する資金を提供する直接的又は偶発義務はない。また、これらのVIEの限定された活動に対する直接もしくは間接的な財務上の保証を提供していない。当社はこれらのVIEのいずれに対しても、援助やその他の形式の資金支援を提供したことがなく、今後もそうする意図はな

い。当社が債務を保有するVIEにおいては、当社の保有する債券の加重平均期間は、該当ある場合、VIEが保有する担保の加重平均期間と近似している。

これらのVIEへの持分に関連する当社の損失リスクは、これらのVIEについて保有されている投資の帳簿価額に限定されている。

連結VIE

下表は、12月31日現在の連結VIEの資産及び負債の取得原価あるいは償却原価、公正価値及び貸借対照表上の計上科目を示している。

(単位：百万ドル)	連結VIEへの投資			
	2018年		2017年	
	取得原価 又は償却原価	公正価値	取得原価 又は償却原価	公正価値
資産：				
売却可能期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 3,849	\$ 4,466	\$ 4,538	\$ 5,509
持分証券	160	160	606	753
その他運用資産 ⁽²⁾	5,856	5,834	2,341	2,328
その他の資産 ⁽³⁾	182	182	151	151
連結VIEの資産合計	\$ 10,047	\$ 10,642	\$ 7,636	\$ 8,741
負債：				
その他の負債 ⁽³⁾	\$ 102	\$ 102	\$ 128	\$ 128
連結VIEの負債合計	\$ 102	\$ 102	\$ 128	\$ 128

(1) 永久証券を含む

(2) TREs、CMLs、MMLs及びリミテッド・パートナーシップに対するオルタナティブ投資からなる

(3) デリバティブのみからなる

上の表にある連結VIEについては、当社は実質的に唯一の投資家である。唯一の投資家として、これらVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動に対して指揮権を持っているため、当社はこれらの連結VIEの主たる受益者とみなされている。当社はまた、これらのVIEによる変動性のほとんど全てに参加する。これらVIEの活動は、運用資産及び、該当する場合は通貨スワップを保有することと、これらの証券からの収入を当社の投資に対する元利返済金として支払うことに限定されている。債務不履行あるいはその他特別な事情が発生しない限り、当社及び当社の債権者はVIEの裏付け担保資産を取得することができない。また、スワップを含むこれらのVIEについて、当社はスワップ契約の直接的な当事者ではなく、それに対する支配権も持っていない。これらのVIEへの投資リスクは当初投資した金額に限定されている。これらのVIEは、担保債券とスワップ契約以外には、その活動を支えるための外部からの、もしくは継続的な資金調達に依存しているわけではない。ユニット・トラスト構造を持つ運用資産を除き、これらのVIEの担保資産及び資金調達はその性質から一般的に固定的である。

ユニット・トラスト構造による投資

当社は、アフラック（日本）セグメントが様々な資産クラスに投資する際、ユニット・トラスト構造を利用する。米国GAAPに基づき、当社は、これらのVIEの唯一の投資家としてこれらのトラストを連結することが求められている。

非連結VIE

下表は、12月31日現在の非連結VIEへの投資の償却原価、公正価値及び貸借対照表上の計上科目を示している。

(単位：百万ドル)	非連結VIEへの投資			
	2018年		2017年	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
資産：				
売却可能期限付証券 ⁽¹⁾	\$ 4,575	\$ 4,982	\$ 5,004	\$ 5,724
満期保有期限付証券	2,007	2,254	2,549	2,929
その他運用資産	49	49	55	55
非連結VIEへの投資合計	\$ 6,631	\$ 7,285	\$ 7,608	\$ 8,708

(1) 永久証券を含む

当社は、VIEとして認識されるリミテッド・パートナーシップへのオルタナティブ投資を保有している。これらのパートナーシップは、プライベート・エクイティ及びストラクチャード資産に投資している。これらの投資に係る当社の最大損失額は、投資額を上限とするものとなっている。当社は、これらのVIEの主たる受益者ではないため、これらを連結する必要はない。当社は、これらの投資を連結貸借対照表のその他運用資産に区分している。

連結する必要がない一部のVIEに対する投資は、それぞれの親会社及びスポンサーから取消不能かつ無条件の保証が付されているVIEの負債形式の投資である。これらのVIEは、それぞれの企業スポンサーが資本市場において資金を調達するために使われている。これらのVIEの変動持分は、VIEが発行した負債商品の主要な、かつまた唯一の結果である。当社は、これらのVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権を有しておらず、またVIEによる損失を吸収する義務又はVIEによる利益を受け取る権利を持っていない。したがって、当社はこれらのVIEの主たる受益者ではなく、連結する必要もない。

有価証券貸付及び預託証券

当社は、短期有価証券貸付取引を通じて、金融機関に対して期限付証券及び公開市場で取引される持分証券を貸し付けている。この短期有価証券貸付により、当社は最小限のリスクで投資収益を高めている。当社の有価証券貸付基準では、担保が有価証券の場合は、その有価証券の公正価値が貸付有価証券の公正価値の102%以上であること、また、担保がその処分に制限のない現金の場合は、貸付有価証券の公正価値の100%以上であることが必要である。これらの貸付有価証券は、当該有価証券貸付期間中は当社の貸借対照表において引き続き運用資産として計上され、売却としては報告されない。当社は、現金あるいはその他の有価証券をこれらの有価証券貸付の担保として受け入れる。担保処分に制限のない現金担保又は有価証券担保を受け入れる有価証券貸付については、当該担保を資産として計上し、対応する担保返還義務を負債として計上する。当社の有価証券貸付において、受入れた担保有価証券が譲渡あるいは転担保禁止となっている場合、当該担保は資産として報告されない。

12月31日現在の有価証券貸付取引の内容は以下のとおりであった。

担保付借入金として計上された有価証券貸付取引

2018年				
契約上の残存期間				
(単位：百万ドル)	オーバーナイト 及び自動継続 ⁽¹⁾	30日以内	90日超	合計
有価証券貸付取引：				
期限付証券：				
日本国債及び政府機関債	\$ -	\$ 387	\$ 1,190	\$ 1,577
地方債	5	-	-	5
公益事業債	27	-	-	27
銀行及び金融機関	74	-	-	74
その他の企業	549	-	-	549
持分証券	10	-	-	10
借入合計	\$ 665	\$ 387	\$ 1,190	\$ 2,242
有価証券貸付取引に関して認識された負債の総額				\$ 1,052
注記4の相殺開示に含まれていない契約に関する金額				\$ 1,190

(1) これらの有価証券は、当社の米国有価証券貸付プログラムにおいて担保として供されているが、当社の裁量でコールすることができるため、オーバーナイト及び自動継続として分類されている。

担保付借入金として計上された有価証券貸付取引

2017年				
契約上の残存期間				
(単位：百万ドル)	オーバーナイト 及び自動継続 ⁽¹⁾	30日以内	合計	
有価証券貸付取引：				
期限付証券：				
日本国債及び政府機関債	\$ -	\$ 49	\$ 49	
公益事業債	73	-	73	
銀行及び金融機関	54	-	54	
その他の企業	415	-	415	
持分証券	15	-	15	
借入合計	\$ 557	\$ 49	\$ 606	
有価証券貸付取引に関して認識された負債の総額				\$ 606
注記4の相殺開示に含まれていない契約に関する金額				\$ -

(1) これらの有価証券は、当社の米国有価証券貸付プログラムにおいて担保として供されているが、当社の裁量でコールすることができるため、オーバーナイト及び自動継続として分類されている。

当社は2017年12月31日現在及び2018年12月31日現在、買戻契約及び譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引を有していなかった。

一部の期限付証券は、デリバティブ取引の担保として、あるいは州からの預託金の要請に応えるために、または一部の投資プログラムに対して供され得る。デリバティブ取引の担保に供されている有価証券に関する追加的な情報については、注記4を参照のこと。

2018年12月31日現在、当社は公正価値で19百万ドルの債券を米国（米国圏を含む）と日本の規制当局に預託している。当社はこれら預託有価証券の全ての所有権を留保し、投資収益を受け取っている。

当社の投資に係る会計方針に関する一般的な情報については、注記1を参照のこと。

4. デリバティブ金融商品

当社の独立したデリバティブ取引は、これまでの間、(1) アフラック（日本）のポートフォリオにおける米ドル建て投資に係る為替リスクのヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(2) 円建ての予定キャッシュ・フローの一部の経済的なヘッジ及び円安ドル高に対する当社の長期的なエクスポージャーに対するヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(3) 一部の優先社債及び劣後債に関連した、クロス・カレンシー金利スワップ、いわゆる通貨スワップ、(4) 当社が主たる受益者であるVIEを含む特別目的事業体に対する投資に関連する通貨スワップ及び過年度におけるクレジット・デフォルト・スワップ、(5) 一部の変動利付運用資産における金利変動を経済的にヘッジするために利用される金利スワップ及び(6) 一部の米ドル建ての売却可能期限付証券に係る金利変動に伴う公正価値の変動をヘッジするために利用される金利スワップションで構成されてきている。当社のデリバティブ取引の中には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジあるいは純投資ヘッジとして指定されているものがあるが、その他のデリバティブ取引は、ヘッジ会計としては適格でないが、当社がそれらをヘッジ会計の適用対象としないことを選択したものである。

デリバティブの種類

為替先物取引及び通貨オプションは、アフラック（日本）において、一部の米ドル建て投資の帳簿価額に関する通貨リスクをヘッジすることを目的として実行される。これらの為替先物取引及び通貨オプションの平均満期は、市況や保有されている投資の種類といった要因により変動し得る。為替先物取引及び通貨オプションの満期がヘッジの対象となる投資よりも短い場合、当社は当該資産へのヘッジを継続するため、既存のデリバティブの満期近くで新たな為替先物取引及び通貨オプションを契約することがある。為替先物取引においては、アフラック（日本）は、カウンターパーティーとの間で、一定額の円を購入し、それに対応する額の米ドルを、将来の指定された日に売却することを約定する。アフラック（日本）はまた、カラー戦略の通貨オプション取引を行っている。この取引において、アフラック（日本）はカウンターパーティーとの間で、一定額の米ドルのプットオプションを購入し、同時に同額の米ドルのコールオプションを売却する契約を締結する。プットの購入取引において、アフラック（日本）は将来の特定の日に決められた金額の円を買い、これに対応する米ドルを売るオプションを取得する。コールの売却取引において、アフラック（日本）は将来の特定の日に決められた金額の円を買い、これに対応する米ドルを売ることに合意する。プットオプションの購入とコールオプションの売却の組み合わせによって、支払プレミアムの純額がゼロ（費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー）となる。為替先物取引及び通貨オプションは、円建て債務の引当てとなる米ドル建て資産に関連した為替リスクを軽減するための公正価値ヘッジにおいて使用される。

2018年4月1日より前は、為替先物取引及び（上記のカラー戦略を通じた）通貨オプションを、日本支店に対する純投資に係る為替リスクのヘッジ手段として利用していた。これらの為替先物取引においては、当社はカウンターパーティーとの間で、将来の指定された日に指定された価格で一定額のドルを購入し、これに対応する円を売却することを約定していた。通貨オプションにおいては、当社は、予測される将来キャッシュ・フローの価値を維持するために、円のプットオプション（円安への備えとなるオプション）の購入と同時に、円のコールオプション（円高の影響を抑制するオプション）を売却するという通貨オプションの組み合わせを利用していた。これら2つのオプション取引によって、ゼロコスト・カラーが形成されていた。

当社は、2つの通貨間で当初の元本金額を交換し、将来の日において、この元本金額を再交換する通貨スワップを利用する。また、事前に合意された金利及び想定元本に基づいて計算された金額を、定められた間隔で、定期的に当事者間で交換することもある。通貨スワップは主に、アフラック（日本）ポートフォリオ内の連結VIEにおいて使用されており、その目的は、外貨建てキャッシュ・フローをアフラック（日本）の機能通貨である円に転換することで、キャッシュ・フローの変動を最小限に抑えることである。また、当社が発行した米ドル建ての優先社債及び劣後社債に係る元本及び利息支払いの一部を経済的に円建て債務に転換する通貨スワップも利用している。

変動利付の運用資産からの投資収益のボラティリティーを低減させるため、当社は、固定金利を受け取り、変動金利を支払う金利スワップ契約を締結する。これらのデリバティブは、集中決済機関を通じて清算され、決済される。

金利スワップション・カラーは、2つのスワップションのポジションの組み合わせである。スワップションは、金利変動による米ドル建て売却可能債券の公正価値の著しい変動による不利な影響を抑制する目的で利用される。当社は、コストを最小限に抑え、かつ、カラー取引の実効性を最大化するため、ロング・ペイヤー・スワップションの購入（当社が固定金利を支払い変動金利を受け取るスワップ契約を締結するためのオプションの購入）と、ショート・レシーバー・スワップションの売却（当社が固定金利を支払い変動金利を受け取るスワップ契約を締結することとなるオプションの売却）を行うカラー戦略を用いる。ロング・ペイヤー・スワップションの購入とショート・レシーバー・スワップションの売却を組み合わせることで、支払プレミアムの純額がゼロ（費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー）となる。

貸借対照表におけるデリバティブの区分

下表は、12月31日現在の貸借対照表における当社のデリバティブの区分ごとの公正価値と資産・負債のグロスの公正価値を表示したものである。表示されている公正価値には、未収収益が含まれていない。デリバティブの想定元本は、支払う、もしくは受け取る金額の計算の基礎となる金額を表しており、エクスポージャーや信用リスクを反映しているわけではない。

(単位：百万ドル)	2018年			2017年		
	資産デリバティブ	負債デリバティブ		資産デリバティブ	負債デリバティブ	
ヘッジ指定 / デリバティブの種類	想定元本	公正価値	公正価値	想定元本	公正価値	公正価値
キャッシュ・フロー・ヘッジ:						
通貨スワップ	\$ 75	\$ 1	\$ (4)	\$ 75	\$ -	\$ (8)
キャッシュ・フロー・ヘッジ合計	75	1	(4)	75	-	(8)
公正価値ヘッジ:						
為替先物取引	2,086	-	(34)	7,640	2	(221)
通貨オプション	9,070	3	(1)	7,670	-	(2)
金利スワップション	500	-	(1)	-	-	-
公正価値ヘッジ合計	11,656	3	(36)	15,310	2	(223)
純投資ヘッジ:						
為替先物取引	-	-	-	5	-	-
通貨オプション	-	-	-	434	12	(1)

純投資ヘッジ合計	-	-	-	439	12	(1)
非適格戦略:						
通貨スワップ	5,387	284	(230)	5,386	296	(189)
為替先物取引	16,057	126	(117)	3,683	20	(53)
通貨オプション	430	-	-	770	-	-
CDS	-	-	-	88	1	-
金利スワップ	4,750	3	-	-	-	-
非適格戦略合計	26,624	413	(347)	9,927	317	(242)
デリバティブ合計	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)
貸借対照表上における区分						
その他の資産	\$ 23,713	\$ 417	\$ -	\$ 10,948	\$ 331	\$ -
その他の負債	14,642	-	(387)	14,803	-	(474)
デリバティブ合計	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)

キャッシュ・フロー・ヘッジ

連結VIEを通じてアフラック（日本）が保有する一部の米ドル建て変動利付の売却可能証券については、通貨スワップが利用され、米ドル建ての変動金利及び元本を、円建ての固定金利及び元本に交換している。当社は、通貨スワップを予想される取引のキャッシュ・フローの変動、又は認識されている資産に関連して受け取る、もしくは支払う金額の変動に対するヘッジとして、これらのデリバティブを指定した（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」）。これらのキャッシュ・フローがヘッジされている残存期間は、最長で7年である。一方、当社の連結VIEにおいてヘッジ会計として指定されていないデリバティブについては、本注記の「非適格戦略」の項に含まれている。

公正価値ヘッジ

当社は、一部の為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップションについて、それらがヘッジ会計の要件を満たす場合にヘッジ手段として指定し、公正価値ヘッジとして会計処理を行っている。当社は、これらのデリバティブについての損益を、これに関連し相殺するヘッジ対象項目に係る損益とともに、当期純利益に認識している。

為替先物取引及び通貨オプションは、アフラック（日本）が保有している一部の米ドル建の期限付売却可能運用資産の為替エクスポージャーをヘッジする。スポットレート・先物価格間の差異の変動に関連する為替先物取引の公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としない。通貨オプションの時間的価値に関連する公正価値の変動は、当期純利益において認識され、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

金利スワップションは、アフラック（日本）が保有する一部の米ドル建ての売却可能証券に係る金利リスクに係るエクスポージャーをヘッジしている。これらのヘッジ関係について、当社は、時間的価値をヘッジの有効性評価の対象としておらず、スワップションの本源的価値の変動を投資収益（純額）として当期純利益において認識している。スワップションの時間価値の変動は、その他の包括（損）益において認識され、契約期間にわたって償却され、利益（投資収益（純額））に計上される。

下表は、12月31日に終了した各事業年度の公正価値ヘッジにおけるデリバティブ及びそれに関連したヘッジ対象項目に係る損益を表示している。

公正価値ヘッジ

		2018年				
(単位：百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益 ⁽²⁾	有効性テストに含まれた(損)益 ⁽¹⁾	(損)益 ⁽¹⁾	公正価値ヘッジにおいて認識された実現(損)益純額
為替先物取引	期限付証券	\$ 126	\$ (104)	\$ 230	\$ (242)	\$ (12)
通貨オプション	期限付証券	4	4	-	-	-
金利スワップ	期限付証券	(1)	(1)	-	-	-
(損)益合計		\$ 129	\$ (101)	\$ 230	\$ (242)	\$ (12)

		2017年				
(単位：百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益 ⁽²⁾	有効性テストに含まれた(損)益 ⁽¹⁾	(損)益 ⁽¹⁾	公正価値ヘッジにおいて認識された実現(損)益純額
為替先物取引	期限付証券及び 持分証券	\$ 98	\$ (202)	\$ 300	\$ (278)	\$ 22
通貨オプション	期限付証券	21	10	11	(10)	1
(損)益合計		\$ 119	\$ (192)	\$ 311	\$ (288)	\$ 23

		2016年				
(単位：百万ドル)		ヘッジ手段			ヘッジ対象	
ヘッジ・デリバティブ	ヘッジ対象	(損)益合計	有効性テストから除外された(損)益 ⁽²⁾	有効性テストに含まれた(損)益 ⁽¹⁾	(損)益 ⁽¹⁾	公正価値ヘッジにおいて認識された実現(損)益純額
為替先物取引	期限付証券及び 持分証券	\$ 207	\$ (338)	\$ 545	\$ (566)	\$ (21)
通貨オプション	期限付証券	(95)	(18)	(77)	70	(7)
(損)益合計		\$ 112	\$ (356)	\$ 468	\$ (496)	\$ (28)

(1) 為替先物取引及び通貨オプション取引に係る損益及び関連するヘッジ対象に係る損益は、連結損益計算書において資産運用実現(損)益として報告されている。ヘッジの評価に含まれる金利スワップオプション及び関連するヘッジ対象についての損益は、投資収益(純額)に含まれている。2018年12月31日に終了した事業年度において、金利スワップオプション及び関連するヘッジ対象についての損益は、重要なものではなかった。

(2) 有効性テストから除外された(損)益には、為替先物取引におけるフォワード・ポイント及び通貨オプション取引における時間的価値の変動を含んでおり、それらは連結損益計算書において、資産運用実現(損)益として報告されている。またこれには、その他の包括(損)益の一要素として認識される、金利スワップオプションの時間的価値に関する公正価値の変動が含まれている。

下表は、2018年12月31日現在の、金利リスクに係る公正価値ヘッジのヘッジ対象として指定され適格となっている資産の簿価、及びこれに関連し簿価に含まれるヘッジ調整の累積額を表示している。

(単位：百万ドル)	ヘッジ対象資産/(負債) の簿価 ⁽¹⁾	ヘッジ対象資産/(負債) の簿価に含まれる公正価値 ヘッジ調整額の累計
	2018年	2018年
期限付証券	\$ 6,593	\$ 294

(1) 残高は、中断したヘッジ関係に係るヘッジ調整額294百万ドルを含んでいる。

2018年12月31日現在、当社の金利スワップの想定元本は500百万ドルであった。これらのデリバティブに係るヘッジ調整額は、重要なものではなかった。

純投資ヘッジ

当社のアフラック（日本）への投資は、円/ドル為替レートの変動リスクに晒されている。このエクスポージャーを軽減するために、親会社の円建て負債（注記9を参照のこと）は、従前より非デリバティブ・ヘッジに指定されており、2018年4月1日より前は、為替先物取引及び通貨オプションが日本支店への純投資に係る為替変動のエクスポージャーに対するデリバティブ・ヘッジに指定されていた。12月31日に終了した2016年、2017及び2018年において、当社はこの戦略の下で、純投資ヘッジの指定を行った。

非適格戦略

連結VIEにおける、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブに関する公正価値の変動は、資産運用実現（損）益として当期純利益に計上される。当期純利益で認識した当社のVIEに係る損益の金額は、それらの投資ストラクチャーに含まれているデリバティブによるものである。スワップの公正価値の変動は当期純利益に計上されるが、それらのスワップが付された売却可能期限付証券の公正価値の変動はその他の包括利益に計上される。

2018年12月31日現在、親会社は、2022年2月に満期を迎える350百万ドルの優先社債、2023年6月に満期を迎える700百万ドルの優先社債、2024年11月に満期を迎える750百万ドルの優先社債及び2025年3月に満期を迎える450百万ドルの優先社債に関してクロス・カレンシー金利スワップを締結していた。これらのスワップの公正価値変動は、当期純利益を通じて計上される。これらのスワップに関する追加の情報については、注記9を参照のこと。

当社はアフラック（日本）セグメントにおける一部の米ドル建ての貸付金に係る為替リスクを経済的に軽減するため、為替先物取引及び通貨オプションを利用している。貸付金に係る外貨換算差額は当期利益を通じて計上され、資産運用実現（損）益における為替先物取引に係る損益と概ね相殺されるため、これらのデリバティブの利用は、ヘッジ会計の指定を受けていない。また当社は、米ドル建ての売却可能証券に係る為替先物取引を有しているが、これについてもヘッジ会計を適用していない。

アフラック（日本）からの将来の円ベースの配当に係る為替リスクを経済的に軽減するとともに、アフラック（日本）の米ドル建て運用資産のヘッジに係る連結ヘッジ費用を軽減するために、親会社は、為替先物取引を用いてヘッジのポジションを相殺する取引を行っている。この活動は、全社（アフラック（日本）及びアフラック（米国）を除く）及びその他セグメントに計上されている。

当社は、一部の変動利付の運用資産において、資産運用収益を変動金利から固定金利へと経済的に転換するために、金利スワップを利用している。

デリバティブ及びヘッジ手段の影響

下表は、12月31日現在に終了した事業年度における、全てのデリバティブ及びヘッジ手段から発生した資産運用実現（損）益及びその他の包括（損）益に対する影響を要約したものである。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年		2016年	
	資産運用実現 (損)益	その他の包 括(損)益 ⁽¹⁾	資産運用実 現(損)益	その他の包 括(損)益 ⁽¹⁾	資産運用実 現(損)益	その他の包 括(損)益 ⁽¹⁾
適格ヘッジ:						
キャッシュ・フ ロー・ヘッ ジ:						
通貨スワップ	\$ -	\$ 3	\$ -	\$ 1	\$ 1	\$ 3
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ 合計	- (2)	3	- (2)	1	1 (2)	3
公正価値ヘッ ジ:						
為替先物取引 (3)	(116)		(180)		(359)	
通貨オプション ⁽³⁾	4		11		(25)	
金利スワップ ション ⁽³⁾	-	(1)	-	-	-	-
公正価値ヘッ ジ合計	(112)	(1)	(169)	-	(384)	-
純投資ヘッジ:						
非デリバティ ブ・ヘッジ 手段	-	(32)	-	(15)	-	-
為替先物取引	-	-	-	(25)	-	(118)
通貨オプション	-	(8)	-	5	-	73
純投資ヘッジ 合計	-	(40)	-	(35)	-	(45)
非適格戦略:						
通貨スワップ	20		53		117	
為替先物取引	(135)		8		9	
CDS	-		(1)		2	
金利スワップ	3		-		-	
非適格戦略合 計	(112)		60		128	
合計	\$ (224)	\$ (38)	\$ (109)	\$ (34)	\$ (255)	\$ (42)

(1) 連結包括（損）益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジ項目及び公正価値ヘッジにおける金利スワップションの時間価値に係る公正価値の変動は、デリバティブに係る未実現（損）益として、純投資ヘッジ項目は外貨換算未実現（損）益として計上されている。

(2) 資産運用実現（損）益として計上されるキャッシュ・フロー・ヘッジの影響は、その他の包括（損）益累計額から当期純利益に組み替えられた重要でない金額の損益を含んでいる。また、12月31日に終了した各事業年度において、2016年は1百万ドル、2017年及び2018年は重要でない金額の、有効性テストから除外された金額も含まれている。

(3) ヘッジ対象の損益相殺後の影響（詳細については、本注記4の「公正価値ヘッジ」の項を参照のこと。）

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるデリバティブが損益に与える影響は、その他の包括（損）益累計額から投資収益（純額）に組替えられたことによるものも含んでおり、2016年、2017年の各年の12月31日に終了した1年間においては、重要な額ではなかったが、2018年の12月31日に終了した1年間においては、2百万ドルの損失であった。2016年、2017年、2018年の各年の12月31日に終了した1年間において、純投資ヘッジに関連してその他の包括（損）益累計額から当期純利益に再分類された損益はそれぞれなかった。2018年12月31日現在、向こう12ヶ月で当期純利益に再分類することが予想されるその他の包括利益累計額に計上されたデリバティブに係る繰延損益は重要な額ではなかった。

デリバティブを通じて引き受けた信用リスク

当社が主たる受益者であるVIE投資に関連する通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、たとえ当社がこれらの契約の直接的な当事者でなくとも、当社は相手方の債務不履行による損失リスクを負っている。

当社は、当社が発行する優先社債及び劣後社債に関して取引を行った通貨スワップ、為替先物取引、並びに通貨オプションに関する直接的な当事者である。したがって、当社はこれらの契約において、相手方の債務不履行という信用リスクに晒されている。当社の通貨スワップ、一定の為替先物取引並びに通貨オプションに係る取引の相手方の債務不履行リスクは、相手方がこれらの取引に関して充足しなければならない担保差入条件により軽減されている。

2018年12月31日現在、当社のデリバティブ契約のカウンターパーティーの数は16であり、そのうちの3つのカウンターパーティーで想定元本総計の52%を占めていた。12月31日現在、これらのデリバティブのカウンターパーティーは以下の信用格付けを有する金融機関である。

(単位：百万ドル)	2018年			2017年		
	デリバティブの想定元本	資産デリバティブの公正価値	負債デリバティブの公正価値	デリバティブの想定元本	資産デリバティブの公正価値	負債デリバティブの公正価値
カウンターパーティーの信用格付け:						
AA	\$ 5,399	\$ 63	\$ (23)	\$ 4,708	\$ 52	\$ (37)
A	32,513	350	(311)	20,604	271	(370)
BBB	443	4	(53)	439	8	(67)
合計	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)

当社は、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接、相対の店頭（OTC）デリバティブ取引を行っている。ISDA契約書のほとんどは、クレジット・サポート・アネックス（CSA）条項を含んでいる。CSA条項は、エクスポージャーが発生した場合の相互の担保提供に関する取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求し、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを軽減する。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。当社に求められる実際の支払総額は、主に市況や当該取引の公正価値、あるいは格下げ時又はそれ以降のその他の要因により変化する。

当社はまた、規制された中央清算機関を通じて清算されるOTCデリバティブ取引を行っている。これらのポジションは、日次で時価評価が行われ、委託証拠金（当初証拠金及び変動証拠金）が洗い替えられてい

る。これらのデリバティブのカウンターパーティーによる債務不履行の際の信用関連の損失に対する当社のエクスポージャーは僅少である。

当社が第三者に提供したデリバティブ取引に関わる担保は一般的に、カウンターパーティーから転担保、又は転売され得る。信用リスク関連の条項が付されており、カウンターパーティー毎にみて純負債ポジションにある全てのデリバティブ商品の公正価値の総計は、2017年12月31日現在が264百万ドルであったのに対し、2018年12月31日現在は139百万ドルであった。仮に、これらの取引に内在する信用リスクに係る偶発性が2018年12月31日に顕在化していたとすると、これらのデリバティブのカウンターパーティーに対して、当社は最大で34百万ドルの追加担保を差し入れなければならなかった。通常実行することはないが、当社に差し入れられた担保については一般的には転売や転担保することが可能である。(貸借対照表日時点での、当社が提供した、あるいは当社に差し入れられた担保の相殺については、下表を参照のこと。)

金融商品及びデリバティブの相殺

当社のデリバティブ商品の大部分について、債務不履行あるいは契約終了事由が発生した場合は、全てのデリバティブ契約についてネット決済を強制できるマスター・ネットリング契約が親会社あるいはアフラックとそれぞれのカウンターパーティーとの間で締結されている。マスター・ネットリング契約に係る担保差入契約は、一般的に、取引当初から当社が金融担保を受け入れ又は差し入れるものである。

当社は、当社が保有する期限付有価証券及び公開取引される持分証券を相手方が利用することと引き換えに、当社に対して担保を差し入れる有価証券貸付契約を、外部の金融機関との間で締結している(注記3を参照のこと)。同一のカウンターパーティーとの間で有価証券貸付契約を締結し、カウンターパーティーによる債務不履行が発生した場合は、一般的にネット決済となる。カウンターパーティーが、当社から借り受けた有価証券を契約どおりに返還できない場合、当社はこの相殺の権利によって、受け入れ担保を占有し、処分することができる。当社の有価証券貸付取引に関する会計方針についての更なる情報については、注記1を参照のこと。

下表は、12月31日現在の当社のデリバティブ及び有価証券貸付取引を要約したものである。本表に反映されているとおり、当社は、米国GAAPに従い、連結貸借対照表において、これらの金融商品の相殺を行わない方針である。

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

		2018年						
		貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)						
(単位:百万ドル)	認識された資産額 (総額)	貸借対照表上の相殺額 (総額)	貸借対照表上の資産額 (純額)	金融商品	有価証券担保	受け入れ現金担保	合計 (純額)	
デリバティブ資産:								
マスター・ネットリング契約又は相殺契約の対象となるデリバティブ資産								
OTC-相対取引	\$ 231	\$ -	\$ 231	\$ (152)	\$ (23)	\$ (55)	\$ 1	

OTC-中央 清算対象	3	-	3	-	-	(3)	-
マスター・ネッ ティング契約 又は相殺契 約の対象と なるデリバ ティブ資産 合計	234	-	234	(152)	(23)	(58)	1
マスター・ネッ ティング契約 又は相殺契 約の対象と ならないデリ バティブ資 産							
OTC-相対 取引	183		183				183
マスター・ネッ ティング契約 又は相殺契 約の対象と ならないデリ バティブ資 産合計	183		183				183
デリバティブ資 産合計	417	-	417	(152)	(23)	(58)	184
有価証券貸付契 約等	1,029	-	1,029	-	-	(1,029)	-
合計	\$ 1,446	\$ -	\$ 1,446	\$ (152)	\$ (23)	\$ (1,087)	\$ 184

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

2017年

貸借対照表上で相殺されていない額
(総額)

(単位：百万ドル)	認識された 資産額 (総額)	貸借対照表 上の相殺額 (総額)	貸借対照表 上の資産額 (純額)	貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)			合計 (純額)
				金融商品	有価証券 担保	受け入れ 現金担保	
デリバティブ資 産:							
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ資産							

OTC-相対取引	\$ 180	\$ -	\$ 180	\$ (82)	\$ -	\$ (98)	\$ -
マスター・ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティブ 資産合計	180	-	180	(82)	-	(98)	-
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産 OTC-相対取 引	151		151				151
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ資産 合計	151		151				151
デリバティブ 資産合計	331	-	331	(82)	-	(98)	151
有価証券貸付契約 等	592	-	592	-	-	(592)	-
合計	\$ 923	\$ -	\$ 923	\$ (82)	\$ -	\$ (690)	\$ 151

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2018年

貸借対照表上で相殺されていない額
(総額)

(単位：百万ドル)	認識された負債額 (総額)	貸借対照表上の相 殺額(総額)	貸借対照表上の負債額 (純額)	金融商品	有価証券 担保	差し入れ 現金担保	合計 (純額)
デリバティブ負債:							

マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債 OTC-相対取 引	\$ (285)	\$ -	\$ (285)	\$ 152	\$ 37	\$ 68	\$ (28)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となる デリバティ ブ負債合計	(285)	-	(285)	152	37	68	(28)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債 OTC-相対取 引	(102)		(102)				(102)
マスター・ ネットイン グ契約又は 相殺契約の 対象となら ないデリバ ティブ負債 合計	(102)		(102)				(102)
デリバティブ 負債合計	(387)	-	(387)	152	37	68	(130)
有価証券貸付契 約等	(1,052)	-	(1,052)	1,029	-	-	(23)
合計	\$ (1,439)	\$ -	\$ (1,439)	\$ 1,181	\$ 37	\$ 68	\$ (153)

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

2017年							
貸借対照表上で相殺されていない額 (総額)							
(単位：百万ド ル)	認識された負 債額 (総額)	貸借対照 表上の相 殺額(総 額)	貸借対照表 上の負債額 (純額)	金融商品	有価証券 担保	差し入れ 現金担保	合計 (純額)

デリバティブ負債:							
マスター・							
ネットイン							
グ契約又は							
相殺契約の							
対象となる							
デリバティブ							
負債							
OTC-相対取							
引	\$ (346)	\$ -	\$ (346)	\$ 82	\$ 245	\$ 10	\$ (9)
マスター・							
ネットイン							
グ契約又は							
相殺契約の							
対象となる							
デリバティブ							
負債合計	(346)	-	(346)	82	245	10	(9)
マスター・							
ネットイン							
グ契約又は							
相殺契約の							
対象となら							
ないデリバ							
ティブ負債							
OTC-相対取							
引	(128)		(128)				(128)
マスター・							
ネットイン							
グ契約又は							
相殺契約の							
対象となら							
ないデリバ							
ティブ負債							
合計	(128)		(128)				(128)
デリバティブ							
負債合計	(474)	-	(474)	82	245	10	(137)
有価証券貸付契							
約等	(606)	-	(606)	592	-	-	(14)
合計	\$ (1,080)	\$ -	\$ (1,080)	\$ 674	\$ 245	\$ 10	\$ (151)

金融商品についての更なる情報については、注記1、3及び5を参照のこと。

[次へ](#)

5. 公正価値の測定

公正価値ヒエラルキー

米国GAAPは、公正価値の見積りに用いられる評価技法のインプットが観察可能か否かによって公正価値評価技法のヒエラルキーを指定している。この2種類のインプットが、3つのレベルの評価のヒエラルキーを構成している。レベル1の評価は、活発な市場において同一の資産もしくは負債に対して付された市場価格を用いるものである。レベル2の評価は、活発な市場において類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、活発でない市場において同一あるいは類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、又は全ての重要なインプットが活発な市場における観察可能なものである評価モデルから導き出される評価額を用いるものである。レベル3の評価は、1つもしくはそれ以上の重要なインプットが活発な市場において観察できない評価額を用いるものである。

12月31日現在、経常的に公正価値で測定・計上されている当社の資産及び負債の公正価値のレベル別内訳は以下のとおりであった。

(単位: 百万ドル)	2018年			公正価値合計
	活発な市場において、 同一の資産に対して付 された見積価格 (レベル 1)	観察可能な 重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な 重要なインプット (レベル 3)	
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債	\$ 32,993	\$ 1,349	\$ -	\$ 34,342
地方債	-	1,863	-	1,863
モーゲージ・バック証 券及びアセット・ バック証券	-	162	177	339
公益事業債	-	7,062	109	7,171
外国政府及び国際機関	-	1,260	-	1,260
銀行及び金融機関	-	8,895	23	8,918
その他の企業	-	28,789	213	29,002
期限付証券合計	32,993	49,380	522	82,895 (1)
持分証券 ⁽¹⁾	874	67	46	987 (1)
その他運用資産	152	-	-	152
現金・預金及び現金等価 物	4,337	-	-	4,337
その他資産:				
通貨スワップ	-	103	182	285
為替先物取引	-	126	-	126
通貨オプション	-	3	-	3
金利スワップ	-	3	-	3
その他資産合計	-	235	182	417

	\$ 38,356	\$ 49,682	\$ 750	\$ 88,788
資産合計				
負債:				
その他負債:				
通貨スワップ	\$ -	\$ 132	\$ 102	\$ 234
為替先物取引	-	151	-	151
通貨オプション	-	1	-	1
金利スワップション	-	1	-	1
負債合計	\$ -	\$ 285	\$ 102	\$ 387

(1) 永久証券を含む

2017年

(単位: 百万ドル)	活発な市場において、 同一の資産に対して付 された見積価格			
	観察可能な 重要なインプット (レベル 1)	観察可能な 重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な 重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債	\$ 30,109	\$ 1,121	\$ -	\$ 31,230
地方債	-	1,370	-	1,370
モーゲージ・バック 証券及びアセッ ト・バック証券	-	269	175	444
公益事業債	-	7,886	68	7,954
外国政府及び国際機関	-	1,909	-	1,909
銀行及び金融機関	-	8,908	25	8,933
その他の企業	-	32,327	146	32,473
期限付証券合計	30,109	53,790	414	84,313 (1)
持分証券	1,001	6	16	1,023
その他運用資産	57	-	-	57
現金・預金及び現金等 価物	3,491	-	-	3,491
その他資産:				
通貨スワップ	-	146	150	296
為替先物取引	-	22	-	22
通貨オプション	-	12	-	12
CDS	-	-	1	1
その他資産合計	-	180	151	331
資産合計	\$ 34,658	\$ 53,976	\$ 581	\$ 89,215
負債:				
その他負債:				

通貨スワップ	\$	-	\$	69	\$	128	\$	197
為替先物取引		-		274		-		274
通貨オプション		-		3		-		3
負債合計	\$	-	\$	346	\$	128	\$	474

(1) 永久証券を含む

下表は、当社の保有する金融商品のうち、12月31日現在において公正価値で計上されていないものについて、その商品の簿価及び公正価値を、公正価値を測定するにあたって用いられた公正価値ヒエラルキー・レベル別に分類し表示したものである。

(単位：百万ドル)	2018年				
	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産：					
満期保有有価証券 (償却原価で計上)：					
期限付証券：					
国債及び政府機関債	\$ 21,712	\$ 27,030	\$ 8	\$ -	\$ 27,038
地方債	359	-	469	-	469
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	14	-	-	15	15
公益事業債	2,727	-	2,973	-	2,973
外国政府及び国際機関	1,551	-	1,840	-	1,840
銀行及び金融機関	1,445	-	1,583	-	1,583
その他の企業	2,510	-	2,804	-	2,804
その他運用資産 ⁽¹⁾	6,945	-	26	6,893	6,919
資産合計	\$ 37,263	\$ 27,030	\$ 9,703	\$ 6,908	\$ 43,641
負債：					
その他保険契約準備金	\$ 7,146	\$ -	\$ -	\$ 7,067	\$ 7,067
社債等(キャピタル・リースを除く)	5,765	-	5,606	270	5,876
負債合計	\$ 12,911	\$ -	\$ 5,606	\$ 7,337	\$ 12,943

(1) 契約者貸付金232百万ドル及び持分法を適用する投資377百万ドル(いずれも簿価)を除く

2017年

(単位：百万ドル)	貸借対照表価額	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要な インプット (レベル 2)	観察不可能な重要な インプット (レベル 3)	公正価値合計
資産：					
満期保有有価証券 (償却原価で計上)：					
期限付証券：					
国債及び政府 機関債	\$ 21,331	\$ 26,491	\$ -	\$ -	\$ 26,491
地方債	357	-	462	-	462
モーゲージ・ バック証券 及びアセット・ バック 証券	26	-	8	19	27
公益事業債	3,300	-	3,698	-	3,698
外国政府及び 国際機関	1,523	-	1,835	-	1,835
銀行及び金融 機関	2,206	-	2,387	-	2,387
その他の企業	2,687	-	3,172	-	3,172
その他運用資産 ⁽¹⁾	3,017	-	15	2,987	3,002
資産合計	\$ 34,447	\$ 26,491	\$ 11,577	\$ 3,006	\$ 41,074
負債：					
その他保険契 約準備金	\$ 6,939	\$ -	\$ -	\$ 6,841	\$ 6,841
社債等(キャピ タル・リー スを除く)	5,267	-	5,288	265	5,553
負債合計	\$ 12,206	\$ -	\$ 5,288	\$ 7,106	\$ 12,394

(1) 契約者貸付金210百万ドル及び持分法を適用する投資118百万ドル(いずれも簿価)を除く

金融商品の公正価値

期限付証券及び持分証券

当社では、第三者である値付業者による価格の見積り及び評価(公開取引市場において容易に入手可能な公表市場価格を含む)及び外部仲介業者から入手する価格データというアプローチ又は技法を用いて、当社の期限付証券及び公募及び私募持分証券の公正価値を決定する。

第三者である一つの値付業者は、私募形式で発行された有価証券に対して、持続的な経済環境と変化を続ける規制の枠組みの影響を反映した形で評価を決定するための評価手法を開発した。この手法はDCF法で

あるが、関連する市場、特にCDS市場の情報を用いて予定キャッシュ・フローを評価している。これらのモデルは、その有価証券に固有の特性を考慮に入れ、発行体に固有の損失調整後の信用カーブを得るための様々な調整を行っている。この信用カーブは、予定キャッシュ・フローを算出するための適正な回収率、及び必要に応じて、流動性の調整を含む追加的な特性のモデリングとともに用いられ、これらの損失調整後のキャッシュ・フローを割り引くことにより、当該有価証券の値付けをするものである。有価証券固有の特性から信用カーブを算出できない場合は、評価手法はその他の観察可能な市場インプットを考慮に入れる。それらは、1) 同一の発行体における最も適切な比較可能な証券、2) 発行体固有のCDSスプレッド、3) 格付け、地域、業種・セクター等の面で類似した性格を有する、比較可能な発行体の債券あるいはCDSスプレッド、あるいは4) 格付け、業種、残存期間及び地域において比較可能な債券指数である。

第三者である値付業者を含む、外部の情報源から入手した価格データ及び市場価格は、社内でその妥当性が検証される。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンスデータと比較することもある。経営陣の分析に基づき、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積りがより妥当であるという証拠がある場合には修正される可能性もある。当社は、全ての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値の妥当な見積りであることを確認している。

レベル3に分類された期限付証券は、観察可能なインプットが限られているか全くない有価証券によって構成されている。レベル3の有価証券については、当社はこれらの有価証券の公正価値の評価を、限られた数の仲介業者からの拘束力のない見積もりを得て行う。これらの仲介業者は、現在の価格決定環境や市況に基づき得られた知見を総合して、見積もりを提示する。当社はこうしたインプットは観察不可能と考えている。当社はまた、評価のプロセスにおいて、先物為替レート、円スワップ・レート、ドルスワップ・レート、金利ボラティリティー、特定の発行体についての信用スプレッド、想定される債務不履行の確率及び債務不履行時の回収率、その他の確率的な前提を含む、様々な重要な評価インプットを考慮する。これらの評価インプットの入手に際して、当社では、外部価格情報源が使用する一部の価格決定上の前提やデータを、市場からの情報により証明、もしくは検証することは困難であると認識している。それらは、市場に裏付けられたものというより、むしろ外部価格情報源において社内で開発されたものと、当社は認識している。これらの観察不可能な評価インプットを使用することは、有価証券の評価プロセスをより主観的なものにする。

表示各期間において、値付業者及び仲介業者から提示された価格を調整したことはない。

下表は、12月31日現在の、期限付証券及び持分証券の公正価値に対する価格情報源を表示している。

2018年				
(単位：百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格			公正価値合計
	(レベル 1)	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)	
売却可能有価証券(公正価値で計上):				
期限付証券: ⁽¹⁾				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 32,993	\$ 1,349	\$ -	\$ 34,342
国債及び政府機関債合計	32,993	1,349	-	34,342
地方債:				

第三者値付業者	-	1,863	-	1,863
地方債合計	-	1,863	-	1,863
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:				
第三者値付業者	-	162	-	162
仲介業者/その他	-	-	177	177
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券合計	-	162	177	339
公益事業債:				
第三者値付業者	-	7,062	-	7,062
仲介業者/その他	-	-	109	109
公益事業債合計	-	7,062	109	7,171
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,260	-	1,260
外国政府及び国際機関合計	-	1,260	-	1,260
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	8,895	-	8,895
仲介業者/その他	-	-	23	23
銀行及び金融機関合計	-	8,895	23	8,918
その他の企業:				
第三者値付業者	-	28,789	-	28,789
仲介業者/その他	-	-	213	213
その他の企業合計	-	28,789	213	29,002
売却可能有価証券合計	\$ 32,993	\$ 49,380	\$ 522	\$ 82,895 (1)
持分証券(公正価値で計上): ⁽¹⁾				
第三者値付業者	\$ 874	\$ 67	\$ -	\$ 941
仲介業者/その他	-	-	46	46
持分証券合計	\$ 874	\$ 67	\$ 46	\$ 987 (1)

(1) 永久証券を含む

2018年

(単位: 百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要な インプット (レベル 2)	観察不可能な重要な インプット (レベル 3)	公正価値合計
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 27,030	\$ 8	\$ -	\$ 27,038
国債及び政府機関債合計	27,030	8	-	27,038

地方債:				
第三者値付業者	-	469	-	469
地方債合計	-	469	-	469
モーゲージ・バック証券及 びアセット・バック証 券:				
仲介業者/その他	-	-	15	15
モーゲージ・バック証券及 びアセット・バック証券 合計	-	-	15	15
公益事業債:				
第三者値付業者	-	2,973	-	2,973
公益事業債合計	-	2,973	-	2,973
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,840	-	1,840
外国政府及び国際機関合計	-	1,840	-	1,840
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	1,583	-	1,583
銀行及び金融機関合計	-	1,583	-	1,583
その他の企業:				
第三者値付業者	-	2,804	-	2,804
その他の企業合計	-	2,804	-	2,804
満期保有有価証券合計	\$ 27,030	\$ 9,677	\$ 15	\$ 36,722

2017年

(単位: 百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に 対して付された見積価格 (レベル 1)				観察可能な重要な インプット (レベル 2)	観察不可能な重要な インプット (レベル 3)	公正価値合計
売却可能有価証券(公正価値で計 上):							
期限付証券: ⁽¹⁾							
国債及び政府機関債:							
第三者値付業者	\$ 30,109	\$ 1,121	\$ -	\$ 31,230			
国債及び政府機関債合計	30,109	1,121	-	31,230			
地方債:							
第三者値付業者	-	1,370	-	1,370			
地方債合計	-	1,370	-	1,370			
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:							
第三者値付業者	-	269	-	269			
仲介業者/その他	-	-	175	175			

モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券合計	-	269	175	444
公益事業債:				
第三者値付業者	-	7,886	-	7,886
仲介業者 / その他	-	-	68	68
公益事業債合計	-	7,886	68	7,954
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,807	-	1,807
仲介業者 / その他	-	102	-	102
外国政府及び国際機関合計	-	1,909	-	1,909
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	8,908	-	8,908
仲介業者 / その他	-	-	25	25
銀行及び金融機関合計	-	8,908	25	8,933
その他の企業:				
第三者値付業者	-	32,327	-	32,327
仲介業者 / その他	-	-	146	146
その他の企業合計	-	32,327	146	32,473
売却可能有価証券合計	\$ 30,109	\$ 53,790	\$ 414	\$ 84,313 (1)
持分証券(公正価値で計上):				
第三者値付業者	\$ 1,001	\$ 6	\$ -	\$ 1,007
仲介業者 / その他	-	-	16	16
持分証券合計	\$ 1,001	\$ 6	\$ 16	\$ 1,023

(1) 永久証券を含む

2017年

(単位: 百万ドル)	活発な市場において、同一の資産に対して付された見積価格 (レベル 1)			公正価値合計
	観察可能な重要なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要なインプット (レベル 3)		
満期保有有価証券(償却原価で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者値付業者	\$ 26,491	\$ -	\$ -	\$ 26,491
国債及び政府機関債合計	26,491	-	-	26,491
地方債:				
第三者値付業者	-	462	-	462
地方債合計	-	462	-	462
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券:				

第三者値付業者	-	8	-	8
仲介業者 / その他	-	-	19	19
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券合計	-	8	19	27
公益事業債:				
第三者値付業者	-	3,698	-	3,698
公益事業債合計	-	3,698	-	3,698
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者	-	1,835	-	1,835
外国政府及び国際機関合計	-	1,835	-	1,835
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	2,387	-	2,387
銀行及び金融機関合計	-	2,387	-	2,387
その他の企業:				
第三者値付業者	-	3,172	-	3,172
その他の企業合計	-	3,172	-	3,172
満期保有有価証券合計	\$ 26,491	\$ 11,562	\$ 19	\$ 38,072

以下は、当社が保有するその他の金融商品の公正価値の決定に関する説明である。

デリバティブ

当社は、一部の資産に関連するリスクを管理するため、デリバティブを使用している。しかし、デリバティブの公正価値ヒエラルキーは関連する資産のものとは必ずしも一致しない。当社は、デリバティブの公正価値の評価を決定するために、プライシング・モデルを利用している。デリバティブの価格評価に用いられるインプットは、金利、信用スプレッド、先物為替レートとスポットレート及び金利ボラティリティなどであるが、これらに限定されない。デリバティブのプライシングにおける重要なインプットは、一般的には市場で観察可能であるか、あるいは観察可能な市場データによって導き出される。これらのインプットが観察可能である場合、当該デリバティブはレベル2に区分される。

一部の運用資産に関連する為替先物取引及び通貨オプションの公正価値、当社のアフラック（日本）への純投資に係る為替リスクに対するヘッジ及び予測される円建てのキャッシュ・フローの一部を経済的にヘッジするために用いられる為替先物取引及び通貨オプションの公正価値、当社が発行している優先債の一部に関連する通貨スワップの公正価値は、受け取るあるいは支払うと予想される金額に基づいている。これらのデリバティブの公正価値の決定は、観察可能な市場インプットに基づいているため、それらはレベル2に分類されている。

金利に関連するデリバティブの公正価値の決定にあたっては、当社は、一般的に市場で観察可能であるか、あるいは観察可能な市場データによって導き出されるインプットを利用する。金利スワップは、中央清算機関で清算される取引である。中央清算機関で清算されるスワップ契約においては、中央清算機関は、日次の委託証拠金の洗替によりカウンターパーティーの信用リスクを軽減しており、この点で、カウンターパーティーに対して、取引所で取引される上場投資商品と同様の便益を提供している。これらのデリバティブは、観察可能なインプットを用いて値決めされていることから、レベル2に区分されている。金利スワップションについて、当社は、その公正価値を金利カーブ及びボラティリティを含む観察可能な市場データを用いて評価しており、その公正価値もレベル2に区分される。

当社が主たる受益者であるいずれのVIEに関連するデリバティブについても、当社は直接的な当事者ではない。その結果、公正価値には、VIEに関連する担保資産の信用リスクが考慮されている。当社はこれらのデリバティブの評価を、第三者である値付業者から取得している。これらのデリバティブの分析及び値付業者によって採用された方法の検証に基づき、当社は、これらのスワップのデュレーションが長期間であること、また長期的なインプットを導き出し、測定するためには観察可能な短期間のデータからの補正が必要となることから、現在のインプット又は観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、特別なインプット、仮定及び判断が必要であると判断した。その結果、当社の連結VIEに係るデリバティブは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

その他の運用資産

上記において公正価値が開示されているその他の運用資産は、短期投資と貸付金を含んでいる。貸付金は不動産改装資金ローン、商業用不動産担保ローン及びミドルマーケット・ローンを含んでいる。当社の貸付金は、容易に決定できる市場価格を有しておらず、一般的には市場における流動性がない。貸付金の公正価値は、将来の予想キャッシュ・フローの現在価値をもとに決定される。その際、米国財務省証券又はLIBORの利回りに、信用リスクや流動性リスクなど、その他のリスク要因を考慮したスプレッドを上乗せした割引率が適用される。これらのスプレッドは、貸付金についてのプライシング環境や市況についての最新の知識に基づき、適切な資産管理会社によって提供される。これらのスプレッドは、プライシングのインプットにおいて非常に重要な要素であり、一般的には観察不能と見られている。したがって、これらの投資は公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に分類されている。

その他保険契約準備金

その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、アフラック（日本）の年金商品である。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。本商品について、当社はその公正価値が解約返戻金と同額であると見積もった。これは、契約者が保険契約を解約する際、評価日に契約者に支払われる金額と類似している。当社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー予測に対して解約返戻金が妥当かどうかを定期的にチェックしている。当社は、この評価へのインプットが観察不可能であるため、本評価をレベル3に分類している。

社債等

当社が公募で発行した社債の公正価値は、第三者の値付業者より入手可能な観察可能なインプットを利用して決定され、レベル2に区分される。当社の円建て借入金の公正価値は、帳簿価額に近似しており、レベル3に区分される。

ヒエラルキー・レベル間における区分変更とレベル3のロールフォワード

2017年及び2018年12月31日に終了した各年において、継続的に公正価値で測定・計上されている資産及び負債については、ともにレベル1とレベル2の間での区分変更はなかった。

下表は、12月31日現在においてレベル3に分類され、公正価値で計上されている当社の運用資産及びデリバティブの公正価値の変動を示している。

2018年		
期限付証券	持分証券	デリバティブ ⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	モーゲー ジ・バック 証券及びア セット・ バック証券	公益事業 債	銀行及び金 融機関	その他の 企業		通貨ス ワップ	CDS	合計
	期首残高	\$ 175	\$ 68	\$ 25	\$ 146	\$ 16	\$ 22	\$ 1
当期純利益に 計上された 資産運用実 現(損)益	-	-	-	-	(1)	54	(1)	52
その他の包括 (損)益に計 上された未 実現(損)益	2	1	(2)	1	-	4	-	6
購入、発行、 売却及び決 済:								
購入	-	40	-	56	31	-	-	127
発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-	-	-
決済	-	-	-	(6)	-	-	-	(6)
レベル3への変 更	-	-	-	16	-	-	-	16
レベル3からの 変更	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	\$ 177	\$ 109	\$ 23	\$ 213	\$ 46	\$ 80	\$ -	\$ 648
資産運用実現 (損)益に含ま れる期末時点 においても保 有されている レベル3の資 産及び負債に 関連する未実 現(損)益の変 動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ (1)	\$ 54	\$ (1)	\$ 52

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている。

2017年

(単位：百万 ドル)	期限付証券				持分 証券	デリバティブ ⁽¹⁾		合計
	モーゲー ジ・バック 証券及びア セット・ バック証券	公益事業 債	銀行及び 金融機関	その他 の企業	通貨ス ワップ	CDS		
期首残高	\$ 198	\$ 16	\$ 25	\$ -	\$ 3	\$ (21)	\$ 2	\$ 223

当期純利益に 計上された 資産運用実 現(損)益	-	-	-	-	-	43	(1)	42
その他の包括 (損)益に計 上された未 実現(損)益	3	-	-	2	-	-	-	5
購入、発行、 売却及び決 済:								
購入	-	76	-	122	16	-	-	214
発行	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	(2)	(1)	-	-	(3)
決済	(26)	-	-	-	-	-	-	(26)
レベル3への 変更	-	-	-	24 (2)	-	-	-	24
レベル3から の変更	-	(24) (2)	-	-	(2) (3)	-	-	(26)
期末残高	\$ 175	\$ 68	\$ 25	\$ 146	\$ 16	\$ 22	\$ 1	\$ 453
資産運用実現 (損)益に含 まれる期末 時点におい ても保有さ れているレ ベル3の資 産及び負債 に関連する 未実現(損) 益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 43	\$ (1)	\$ 42

(1) デリバティブ資産及び負債は純額表示されている。

(2) 区分変更による変更

(3) 会計処理の変更による変更

公正価値感応度

レベル3の重要かつ観察不可能なインプットの感応度

下表は、12月31日における当社のレベル3の公正価値で計上される運用資産及びデリバティブの見積りに使用された重要かつ観察不可能なインプットを要約したものである。本表では、金融商品全体の評価に影響を与える可能性のあるインプット又はインプットのレンジを表示している。

(単位：百万ドル)	公正価値	評価技法	2018年	
			観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)
資産:				

売却可能有価証券(公正価値):

期限付証券:					
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	\$	177	コンセンサス方式のプライシング	提供された見積価格	N/A (a)
公益事業債		109	ディスカウント・キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A (a)
銀行及び金融機関		23	コンセンサス方式のプライシング	提供された見積価格	N/A (a)
その他の企業		213	ディスカウント・キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A (a)
持分証券		46	純資産価値	提供された見積価格	N/A (a)
その他資産:					
通貨スワップ		125	ディスカウント・キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.75%-2.84% (b)
				金利(日本円)	0.18%-0.71% (c)
				CDSスプレッド	19-120 bps
		57	ディスカウント・キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.75%-2.84% (b)
				金利(日本円)	0.18%-0.71% (c)
資産合計	\$	750			

負債:

その他負債:					
通貨スワップ	\$	98	ディスカウント・キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.75%-2.84% (b)
				金利(日本円)	0.18%-0.71% (c)
				CDSスプレッド	28-211 bps
		4	ディスカウント・キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.75%-2.84% (b)
				金利(日本円)	0.18%-0.71% (c)
負債合計	\$	102			

(a) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入力し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。

(b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット

(c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット

2017年

(単位: 百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能なインプット	レンジ (加重平均)
資産:				
売却可能有価証券(公正価値):				
期限付証券:				
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	\$	175	コンセンサス方式のプライシング	提供された見積価格 N/A (a)
公益事業債		68	ディスカウント・キャッシュ・フロー	信用スプレッド N/A (a)

銀行及び金融機関	25	コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(a)
その他の企業	146	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	信用スプレッド	N/A	(a)
持分証券	16	純資産価値	提供された 見積価格	N/A	(a)
その他資産:					
通貨スワップ	80	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40%-2.54%	(b)
			金利(日本円)	0.26%-0.85%	(c)
			CDSスプレッド	9-90 bps	
	70	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40%-2.54%	(b)
			金利(日本円)	0.26%-0.85%	(c)
CDS	1	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	ベース・ コリレーション	46.33%-49.65%	(d)
			CDSスプレッド	25bps	
			回収率	37.24%	
資産合計	\$	581			
負債:					
その他負債:					
通貨スワップ	\$	120	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40%-2.54% (b)
				金利(日本円)	0.26%-0.85% (c)
				CDSスプレッド	13-157 bps
	8	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.40%-2.54%	(b)
			金利(日本円)	0.26%-0.85%	(c)
負債合計	\$	128			

- (a) N/Aは、ブローカーから未調整の見積りを入力し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- (d) 市場指数に応じたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントに対応するように設計された当社のトランシェに対するベース・コリレーションのレンジ

以下は、当社のレベル3に分類される有価証券及びデリバティブの公正価値の決定に使用される重要かつ観察不可能なインプット又は評価技法についての考察である。

純資産価値

当社は、被投資会社によって発表されている財務諸表に基づいて公正価値が算出された非上場の持分証券を保有している。これらの証券は、活発な市場では取引されず、算出される評価は、被投資会社の財務報告を適時に利用できるかどうか依存している。純資産価値は、持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

提供された見積価格

現在の市況と整合しない価値が含まれることにより、当社の見積価格が適切ではない場合、当社は限られた数の投資仲介業者に値付けを依頼する。また、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券については、投資仲介業者から未調整の見積価格の提示を受ける。これらの見積価格には拘束力は無いが、その時点の最善のものとなる。提供された見積価格は、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券、一部の銀行及び金融機関、一部のその他の企業、並びに持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

金利及びCDSスプレッド

金利及び通貨スワップの評価に大きく影響するのは、金利及びCDSスプレッドである。当社のスワップ契約の一部は、満期までの期間が長いこと、当該スワップの金利変動に対する感応度は高まる。当社の通貨スワップあるいはクロス・カレンシー・スワップのうち、純額で資産ポジションにあるものについて、円金利の上昇は（その他の要因が一定の前提で）、最終的に決済される円貨の受取金額の現在価値（受取レグ）を減少させるため、デリバティブが純額で資産ポジションにある限り、これらのスワップの価値を減少させることになる。

また、通貨スワップには、スワップ契約終了時に元本の一括決済がある。その他の要因が一定の前提で、円金利の上昇は、受取レグ及びスワップの価値（純額）を減少させる。同様に、その他の要因が一定の前提で、米ドル金利の上昇は、最終的に決済されるドル貨の支払金額の現在価値（支払レグ）を減少させるため、スワップの価値（純額）を増加させる。

参照企業又は担保となる資産の債務不履行が発生した場合には、当社のVIEが保有する大半のスワップ契約が消滅するという特性を有しているため、資金の交換は停止し、スワップ契約の当事者間ではさらなる支払いは行われぬ。この特性を評価するため、当社は予測されたキャッシュ・フローに対して参照企業の存続確率を適用する。存続確率にはキャッシュ・フローの現在価値を調整するためにCDSスプレッド及び回収率を使用する。プラスの価値を持つ消滅条項付きスワップ契約については、CDSスプレッドが拡大すると、最終的な支払いを受けられる可能性が低くなり、スワップの価値が減少する。

当社の投資及び金融商品の詳細については、当報告書の注記1、3及び4を参照のこと。

6. 繰延新契約費と保険事業費

連結新契約費の繰延額は、2016年が14億ドル、2017年が15億ドルであったのに対し、2018年は15億ドルであった。12月31日に終了した各事業年度におけるアフラック（日本）とアフラック（米国）の繰延新契約費の推移は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年	
	日本	米国	日本	米国
繰延新契約費：				
期首残高	\$ 6,150	\$ 3,355	\$ 5,765	\$ 3,228
繰延額	833	669	839	629
償却額	(710)	(534)	(630)	(502)
為替変動の影響及びその他	111	1	176	-
期末残高	\$ 6,384	\$ 3,491	\$ 6,150	\$ 3,355

新契約費の繰延額に占める保険販売手数料の繰延額の割合は、2016年が74%、2017年が72%であったのに対し、2018年は72%であった。

保険事業費に占める人件費の割合は、2016年が53%、2017年が56%であったのに対し、2018年は54%であった。広告宣伝費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業年度において下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年		2016年	
広告宣伝費:						
アフラック（日本）	\$	108	\$	100	\$	100
アフラック（米国）		110		110		124
広告宣伝費合計	\$	<u>218</u>	\$	<u>210</u>	\$	<u>224</u>

減価償却費及びその他の償却費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業年度において下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年		2016年	
減価償却費	\$	48	\$	50	\$	48
その他の償却費		1		3		6
減価償却費及びその他の償却費合計	\$	<u>49</u>	\$	<u>53</u>	\$	<u>54</u>

リースとレンタル費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業年度において下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年		2016年	
リース及びレンタル費用:						
アフラック（日本）	\$	53	\$	52	\$	53
アフラック（米国）		16		21		21
その他		4		2		1
リース及びレンタル費用合計	\$	<u>73</u>	\$	<u>75</u>	\$	<u>75</u>

7. 保険契約準備金

保険契約準備金は、責任準備金、支払備金、未経過保険料及びその他の契約者からの預り金で構成され、2018年12月31日現在、それぞれ保険契約準備金の84%、4%、5%及び7%を占めていた。当社では、保険契約準備金が十分に積み立てられているかどうかを常に全体及び項目別に検証している。

12月31日現在における責任準備金の内訳は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	保険証券発行年	負債額		予定利率	
		2018年	2017年	発行年	20年後
補完保険:					
日本:	1992-2018	\$ 11,598	\$ 10,167	1.0-2.5 %	1.0-2.5 %
	1974-2013	1,161	1,133	2.7-2.75	2.25-2.75
	1998-2018	12,764	12,386	3.0	3.0

	1997-1999	2,452	2,454	3.5	3.5
	1994-1996	3,056	3,046	4.0-4.5	4.0-4.5
	1987-1994	14,722	14,829	5.5	5.5
	1985-1991	1,779	1,816	5.25-6.75	5.25-5.5
	1978-1984	1,964	2,037	6.5	5.5
米国:	2013-2018	96	82	3.0-3.5	3.0-3.5
	2012-2018	1,682	1,366	3.75	3.75
	2011	353	343	4.75	4.75
	2005-2010	2,946	2,944	5.5	5.5
	1988-2004	641	656	8.0	6.0
	1986-2004	1,245	1,296	6.0	6.0
	1981-1986	151	159	6.5-7.0	5.5-6.5
	1998-2004	1,311	1,310	7.0	7.0
	その他	17	18		
内部取引の消去:	2015	(583) (1)	(609) (1)	2.0	2.0
生命保険:					
日本:	2001-2018	10,296	8,850	1.0-1.85	1.0-1.85
	2011-2017	5,116	4,763	2.0	2.0
	2009-2011	3,867	3,393	2.25	2.25
	1992-2006	5	5	2.19	1.55
	2005-2011	1,769	1,642	2.5	2.5
	1985-2006	2,057	2,048	2.7	2.25
	2007-2011	1,380	1,319	2.75	2.75
	1999-2011	2,249	2,189	3.0	3.0
	1996-2009	678	675	3.5	3.5
	1994-1996	901	908	4.0-4.5	4.0-4.5
米国:	1956-2018	695	632	3.5-6.0	3.5-6.0
合計		\$ 86,368	\$ 81,857		

(1) 内部取引の消去の記載は、連結財務諸表注記8に記載された再々保険契約の結果、外部に出再した保険契約準備金の一部を受再しているため必要である。

連結損益計算書に反映されている責任準備金の加重平均利率は、日本の保険契約については2016年が3.5%、2017年が3.4%であったのに対し、2018年は3.3%であった。一方、米国の保険契約については、2016年が5.5%、2017年が5.4%であったのに対し、2018年は5.3%であった。

12月31日に終了した各事業年度における支払備金の変動は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
補完保険支払備金期首残高	\$ 3,884	\$ 3,707	\$ 3,548
未収再保険金控除	30	27	26
期首残高(純額)	3,854	3,680	3,522
保険金給付金発生額:			
当年度分	7,101	6,979	7,037
過年度分	(563)	(518)	(465)
当期保険金給付金発生額合計	6,538	6,461	6,572
差引当期保険金給付金支払額:			
当年度発生分	4,612	4,530	4,613
過年度発生分	1,898	1,822	1,865
当期保険金給付金支払額合計	6,510	6,352	6,478
支払備金に対する為替変動の影響	43	65	64
期末残高(純額)	3,925	3,854	3,680
未収再保険金加算	27	30	27
補完保険支払備金期末残高	3,952	3,884	3,707
生命保険支払備金期末残高	632	508	338
期末支払備金合計	\$ 4,584	\$ 4,392	\$ 4,045

過年度発生分の保険金給付金には、従前の予想よりも有利な給付傾向であったことが反映されている。2018年において、給付は563百万ドル有利な傾向となり、そのうちアフラック（日本）に関連する部分が約419百万ドルで、全体の約74%を占めた。2017年12月31日から2018年12月31日までの間の為替差益約14百万ドルの影響を除くと、アフラック（日本）における有利な給付傾向は約404百万ドルで、全体の約72%を占めていたものとみなされる。

2018年、引き続き当社は、アフラック（日本）の中核的な医療保険商品について、有利な給付傾向にあった。当期も、日本におけるがん治療に関する平均入院日数は継続的な減少を見せている。さらに、日本におけるがん治療のパターンも、早期発見技術の飛躍的な進歩と、臨床検査よりも病理学的診断の利用が増加した影響を引き続き受けている。さらに、術後の放射線治療及び抗がん剤治療も、通院によるものがより多くなっている。このような治療方法の変化は、クオリティ・オブ・ライフの増進と当初の治療成果の向上を患者にもたらすばかりでなく、平均入院日数を減少させることから、有利な給付傾向につながっている。

2017年及び2018年12月31日現在、未経過保険料は主として前納未経過保険料で構成されていた。前納未経過保険料は、主として、一部のアフラック（日本）の短期払保険商品の購入に伴って保険契約者から払い込まれる預り保険料である。この前納未経過保険料は、払込時に繰り延べられ、契約上の保険料払込期間にわたって保険料収入として認識される。2017年12月31日現在及び2018年12月31日現在、前納未経過保険料は、それぞれ未経過保険料の73%、69%を占めていた。

2017年及び2018年12月31日現在、その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、アフラック（日本）の年金商品であった。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。これらの年金商品がその他保険契約準備金に占める割合は、2017年12月31日現在が98%、2018年12月31日が97%であった。

8. 再保険

当社は、通常の事業の一環として、他の会社との間で共同保険式割合再保険契約を長期的に締結する。個々の再保険契約について、当社は、適用される会計基準に従って、当該再保険契約により保険リスクに関連する損失あるいは債務が補償されるかどうかを判断する。再保険に係る保険料及び保険金・給付金の受払は、原保険契約に適用される会計処理の基準及び再保険契約条項と整合した基準で計上される。保険料及び保険金・給付金は、出再した部分との純額で計上される。

当社は、再保険取引に関連して、繰延利益負債を計上した。2018年12月31日現在、連結貸借対照表上の保険契約準備金に含まれた繰延利益負債は10億ドルであり、当該保険契約期間に応じて損益を通じて償却される。当社はまた、再保険取引の未収再保険金を連結貸借対照表上、その他資産に含めて計上しており、2017年12月31日現在及び2018年12月31日現在の残高は、それぞれ908百万ドル、941百万ドルであった。再保険資産の増加は、円高の進行及び、再保険に付した保険契約に係る準備金が保険契約の経年により増加したことの2つの要因が重なってもたらされた。2017年12月31日から2018年12月31日までの間に、直物為替レートは約2%の円高ドル安となり、出再契約に係る準備金は約2%増加した。

下表は、12月31日で終了した事業年度における、元受保険料収入及び元受保険金給付金に係る再保険による影響と純額への調整を示している。

(単位：百万ドル)	2018年		2017年		2016年	
元受保険料収入	\$	19,018	\$	18,875	\$	19,592
他社への出再:						
アフラック(日本)の販売を停止した医療保険の出再		(497)		(515)		(560)
その他		(58)		(51)		(48)
他社からの受再:						
再々保険		208		216		234
その他		6		6		7
保険料収入(純額)	\$	<u>18,677</u>	\$	<u>18,531</u>	\$	<u>19,225</u>
元受保険金給付金	\$	12,293	\$	12,486	\$	13,240
出再保険金及び責任準備金変動額:						
アフラック(日本)の販売を停止した医療保険の出再		(450)		(473)		(509)
内部消去		43		51		58
その他		(44)		(44)		(38)
他社からの受再:						
再々保険		209		209		222
内部消去		(53)		(51)		(58)
その他		2		3		4
保険金給付金(純額)	\$	<u>12,000</u>	\$	<u>12,181</u>	\$	<u>12,919</u>

これらの再保険取引は、実損填補再保険とみなされ、保険契約者に対する義務から当社を解放するものではない。再保険会社はその義務を履行できない場合でも、当社は出再された保険金請求に関する支払義務を引き続き負っている。

資本面のコンティンジェンシー・プランの一環として、2015年12月1日、当社は保険契約準備金相当額1,100億円の再保険設定枠の契約を行った。この再保険設定枠は、2018年に2019年12月31日まで延長された。さらに、再保険会社からの期限前60日以内の通知がない場合、1年間の追加コミットメント期間が自

動更新される。スタンダード・アンド・プアーズ社によるアフラックの格付けがBBB-未満となった時、再保険会社はこの再保険設定枠を解除することができる。2018年12月31日現在、この再保険設定枠の下で実行された再保険取引はなかった。

9. 社債等

12月31日現在の社債等の概要は下表のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
2.40%優先社債2018年11月償還済	\$ -	\$ 548
4.00%優先社債2022年2月満期	348	348
3.625%優先社債2023年6月満期	698	697
3.625%優先社債2024年11月満期	746	745
3.25%優先社債2025年3月満期	447	446
2.875%優先社債2026年10月満期	297	297
6.90%優先社債2039年12月満期	220	220
6.45%優先社債2040年8月満期	254	254
4.00%優先社債2046年10月満期	394	394
4.750%優先社債2049年1月満期	540	-
円建て優先社債及び劣後社債：		
0.932%優先社債2027年1月満期（元本600億円）	538	528
1.159%優先社債2030年10月満期（元本293億円）	262	-
1.488%優先社債2033年10月満期（元本152億円）	136	-
1.750%優先社債2038年10月満期（元本89億円）	79	-
2.108%劣後社債2047年10月満期（元本600億円）	536	526
円建て借入金：		
変動金利ローン2021年9月満期（元本50億円、2018年及び2017年の適用金利は0.32%）	45	44
変動金利ローン2023年9月満期（元本250億円、2018年及び2017年の適用金利は0.47%）	225	220
キャピタル・リース債務、2025年まで返済	13	22
社債等合計	\$ 5,778	\$ 5,289

上表の金額は、社債発行費用及び発行プレミアムあるいはディスカウントとの純額で報告されている。該当する場合は、社債の残存期間にわたって償却される。

2018年10月、親会社は米国において公募により、550百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、30年満期固定利付型（年利4.750%、半年払い）である。本社債は、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。期限前償還は、(i) 償還される額面の総額又は(ii) 期限前償還日現在で発生している未払利息を除き、満期日までの期間において支払予定の元利を、本社債の満期日に符合する米国財務省証券の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して期限前償還日に発生した未払利息を加えた金額をもって行うこととなる。

2018年10月、米国における発行登録に基づく公募により、親会社は総額534億円の3本の優先社債を発行した。1本目は元本293億円で、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)である。2本目は、元本152億円で、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)である。3本目は、元本89億円で、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)である。これらの社債は、発行の条件を記した契約書に明記されている米国の税制に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額を償還することができるが、一部償還はできない。

2017年10月、親会社は米国において公募により、600億円の劣後社債を発行した。本社債は、当初金利として2027年10月22日あるいは繰上償還までの間、年利2.108%の金利を支払う。その後、本社債の金利は、5年毎に、その時点の日本円5年スワップ・オフアード・レートに205ベース・ポイントを加えた金利に改定される。本社債は、半年払いで30年満期である。期限前償還については、(i) 劣後社債の条件を記した契約書に明記されている税務上又は信用格付け上の事由が発生した場合にのみ、満期日前に随時全額償還することができるが、一部償還はできない、(ii) 2027年10月23日以降、元本に償還日を除いた発生済みの未払利息を加えた金額で、全額又は一部を償還することができる。

2017年1月、親会社は米国において公募により、600億円の優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利0.932%、半年払い)である。本社債は、発行の条件を記した契約書に明記されている米国の税制に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額を償還することができるが、一部償還はできない。

2016年9月、親会社は米国において公募により、2本の優先社債総額700百万ドルを発行した。1本目は、10年満期固定利付型(年利2.875%、半年払い)で総額300百万ドル、2本目は、30年満期固定利付型(年利4.00%、半年払い)で総額400百万ドルであった。

2016年9月、親会社は総額300億円の2本の期限付シニア無担保ターム・ローン・ファシリティ契約を締結した。1本目は、期間5年、元本50億円で、全銀協TIBOR(TIBOR)あるいは代替TIBORがある場合にはそれにTIBOR適用利鞘を上乗せした年利が適用される。適用利鞘は、決定日における親会社信用格付けに基づき、0.20%から0.60%の間で決定される。2本目は、期間7年で総額250億円、全銀協TIBOR(TIBOR)あるいは代替TIBORがある場合にはそれにTIBOR適用利鞘を上乗せした年利が適用される。適用利鞘は、決定日における親会社信用格付けに基づき、0.35%から0.75%の間で決定される。

2015年3月、親会社は米国において公募により、2本の優先社債合計10億ドルを発行した。1本目は、5年満期固定利付型(年利2.40%、半年払い)で総額550百万ドル、2本目は、10年満期固定利付型(年利3.25%、半年払い)で総額450百万ドルであった。親会社は、クロス・カレンシー・スワップ契約を締結し、これらの優先社債の米ドル建て元本及び利息を円建て債務に転換した結果、名目金利(純額)は低下した。これらのクロス・カレンシー・スワップ契約を結ぶことで、親会社は経済的な価値として、550百万ドルの米ドル建て債務を670億円の円建て債務に転換し、支払金利を米ドル建ての年2.40%から円建ての年0.24%に低減させ、450百万ドルの米ドル建て債務を550億円の円建て債務に転換し、支払金利を米ドル建ての年3.25%から円建ての年0.82%に低減させた。2018年11月、親会社は2018年10月に発行した優先社債による調達額を、親会社の2020年満期の固定利付型(年利2.40%)の優先社債550百万ドルの期限前償還に充当した。

2014年11月、親会社は米国において公募により、750百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利3.625%、半年払い)で、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。期限前償還は、(i) 償還される額面の総額又は(ii) 期限前償還日現在で発生している未払利息を除き、満期日までの期間において支払予定の元利を米国財務省証券利回りプラス20ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって行うこととなる。親会社は、これらの優先社債の米ドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、金利負担を低減すべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、750百万ドルの米ド

ル建て債務を853億円の円建て債務に転換し、支払金利を米ドル建ての年3.625%から円建ての年1.00%に低減させた。

2013年6月、親会社は米国において公募により、700百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利3.625%、半年払い)で、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。期限前償還は、(i)償還される額面の総額又は(ii)償還日現在で発生している未払利息を除き、償還日までの期間において支払予定の元利を米国財務省証券利回りプラス20ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって行うこととなる。親会社は、これらの優先社債の米ドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、金利負担を低減すべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、親会社は経済的な価値として、700百万ドルの米ドル建て債務を698億円の円建て債務に転換し、支払金利を米ドル建ての年3.625%から円建ての年1.50%に低減させた。

2012年2月、親会社は米国において公募により、350百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利4.00%、半年払い)であった。これらの債券は、当社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、償還については、(i)額面又は(ii)期限前償還日から満期日までに支払いが予定されている元利の償還時点における現在価値に発生済みで未払いの利息を加えた額のいずれか大きい額をもって行うことができる。親会社は、これらの優先社債の米ドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、利息費用を減らすべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、親会社は経済的な価値として、350百万ドルの米ドル建て債務を270億円の円建て債務に転換し、支払金利を米ドル建ての年4.00%から円建ての年2.07%に低減させた。

2009年及び2010年に、親会社は米国において公募で優先社債を発行した。その内訳は以下のとおりである。2010年8月、親会社は30年満期で450百万ドルの優先社債を発行した。2009年12月、親会社は30年満期で400百万ドルの優先社債を発行した。これらの社債の金利は半年払いであり、親会社の選択により、これらの社債の全て、又は一部を何時でも償還することができる。償還価格は、(1)社債の額面額、又は(2)償還される部分について残存する元利支払予定額を償還日まで割り引いた現在価値に未払及び未払の利息を加えたもののいずれか大きい方である。2016年12月、親会社は買戻し請求の手続きを完了し、2039年に満期が到来する年利6.90%の優先社債176百万ドル及び2040年に満期が到来する年利6.45%の優先社債193百万ドルの期限前償還を行った。これらの社債の繰上償還による税引前損失は137百万ドルであった。

当社の円建て社債及び借入金については、ドルベースで見た場合の元本は、円とドルの為替レートの影響で上下する。当社は、円建て社債の大半を、当社のアフラック(日本)に対する投資の為替リスクの非デリバティブ・ヘッジに指定している。

2018年12月31日より後の各年における社債等の満期金額合計は以下のとおりである。

(単位:百万ドル)	キャピタル・リース債務		
	長期債務	ス債務	社債等合計
2019年	\$ -	\$ 5	\$ 5
2020年	-	3	3
2021年	45	2	47
2022年	350	1	351
2023年	925	1	926
2024年以降	4,493	1	4,494
合計	\$ 5,813	\$ 13	\$ 5,826

当社の2018年12月31日現在のクレジット・ラインの要約は以下のとおりである。

借入人	種類	契約期間	満期日	限度額	実行残高	借入金額に対する適用金利	借入期限	コミットメント・フィー	資金用途
アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	非コミットメント 双務契約	364日	2019年12月27日	100百万ドル	0百万ドル	銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利	3ヶ月以内	なし	一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド	無担保リボルビング取引	3年	2019年3月31日又は契約で定められている債務不履行事由が発生した場合の契約終了日のいずれか早い日	1,000億円	0億円	東京銀行間貸出金利 (TIBOR) に、(a) 契約の締結時からコミットメント終了時までの間のTIBOR適用利鞘を加えた金利又は (b) タームアウト期間におけるTIBOR適用利鞘を加えた金利	2019年3月31日まで	決定日における親会社信用格付けに基づき、0.30%から0.50%の間で決定	親会社の事業に係る資本の非常時対応策を含む一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	無担保リボルビング取引	5年	2023年4月4日又は約定債務不履行事由が発生した場合の契約終了日のいずれか早い日	550億円	0億円	当社が選択する以下の金利に適用利鞘を加えた金利。(a) ロンドン銀行間貸出金利 (LIBOR) に一定の追加コスト調整を加えたもの、(b) 以下の金利のうち最も高いものを参照し決定された基準金利(1) フェデラル・ファンダ・実効レートに1/2%を加えた金利(2) 同日にみずほ銀行が公表したプライム・レート(3) 1ヶ月物欧州通貨金利に1.00%を加えた金利	2023年4月4日まで	決定日における親会社信用格付けに基づき、0.085%から0.225%の間で決定	親会社の事業に係る資本の非常時対応策を含む一般事業資金
アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック	非コミットメント 双務契約	契約上の定めなし	契約上の定めなし	50百万ドル	0百万ドル	親会社を選択する以下の金利。(a) 借入期間に応じてエージェントのLIBORを参照して決定される欧州通貨金利、(b) 以下の金利の内いずれか高い方を参照して決定される基準金利 (i) エージェントにより決定されるプライム・レート (ii) 同日のフェデラル・ファンダ・実効レートに0.50%を加えた金利	3ヶ月以内	なし	一般事業資金
アフラック(1)	非コミットメント リボルビング取引	364日	2019年11月29日	250百万ドル	0百万ドル	米ドル3ヶ月物LIBORに75ベース・ポイントを加えた年利	3ヶ月	なし	一般事業資金

アフラック・インコーポレーテッド ⁽¹⁾	非コミットメント リボルビング取引	364日 2日	2019年4月	500億円 0億円	3ヶ月物TIBORに80ベース・ポイントを加えた年利	3ヶ月 なし	一般事業 資金
---------------------------------	----------------------	------------	---------	--------------	----------------------------	-----------	------------

(1) 企業間信用供与契約

2018年12月31日現在、親会社は社債及びクレジット・ラインに関する契約条項を全て満たしていた。2017年及び2018年において債務不履行事由も債務不履行も全く発生していない。

10. 法人税等

12月31日に終了した各事業年度における税引前当期純利益に係る法人税等の費用（利益）は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	外国	米国	合計
2018年:			
当期分	\$ 771	\$ 608	\$ 1,379
繰延分	93	(409)	(316)
法人税等合計	\$ 864	\$ 199	\$ 1,063
2017年:			
当期分	\$ 722	\$ (91)	\$ 631
繰延分	(24)	(1,193)	(1,217)
法人税等合計	\$ 698	\$ (1,284)	\$ (586)
2016年:			
当期分	\$ 650	\$ 234	\$ 884
繰延分	136	388	524
法人税等合計	\$ 786	\$ 622	\$ 1,408

2016年度における日本の法人税率は28.8%であった。税率は、2017年度に28.2%に引き下げられ、2018年度にはさらに28.0%に引き下げられた。

米国において、2017年12月22日、米国税制改革法（以下「改正税法」）が署名され発効した。改正税法は、2018年1月1日付で、米国連邦法人税率を35%から21%に引き下げる恒久減税を含む数多くの税法規定の改正を規定した。

2017年12月に米国証券取引委員会により公表された米国証券取引委員会職員会計公報第118号（以下「SAB 118」）に従い、当社は、法人税の会計が完了していない一部の事項について、暫定的な金額を計上した。改正税法の発効日時点において、評価性引当金を含む繰延税金に対する暫定的な評価を行った結果は、繰延税金資産（DTA）が約10億ドル減少するとともに、繰延税金負債（DTL）が約29億ドル減少し、これによりDTLが純額で約19億ドル減少するというものであった。ASC 740-10「法人税」は、税法の改定による繰延税金への影響を、税率の変更が発効した期間において、法人税等の一部として認識するよう求めて

いる。これにより、DTLの暫定純減額である19億ドルは、2017年第4四半期において、当社の連結損益計算書の科目である「法人税等繰延分」の減少として記録された。

2018年、当社は、日本の繰延税金残高に関連するSAB118の暫定評価額の減少に伴い、0.4百万ドルの法人税等の追加計上を行った。評価性引当金に関するSAB118の暫定評価への追加の調整は行われていない。2018年12月31日現在、当社は、SAB118に従った改正税法に関する会計処理を完了している。

損益計算書上の法人税等の額は、米国の法定税率を2016年及び2017年は35%、2018年は21%として、税引前当期純利益に適用して計算される金額とは異なっている。12月31日に終了した各事業年度における差異の主な理由及び影響額は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
米国法定税率による法人税等	\$ 836	\$ 1,406	\$ 1,424
外国税率との差異	220	-	-
税制改革による米国の繰延税金負債の減額	-	(1,933)	-
外国税額控除額の使用	(3)	(27)	(30)
税務上損金に算入されない費用	21	10	8
その他(純額)	(11)	(42)	6
法人税等合計	\$ 1,063	\$ (586)	\$ 1,408

12月31日に終了した各事業年度における法人税等の内訳は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
損益計算書	\$ 1,063	\$ (586)	\$ 1,408
その他の包括(損)益:			
外貨換算未実現(損)益	10	52	70
保有有価証券未実現(損)益:			
当期保有有価証券未実現(損)益	(787)	575	962
当期純利益に含まれる保有有価証券 実現損(益)の組替修正額	(12)	1	18
当期デリバティブ未実現(損)益	-	-	1
年金債務当期調整額	(8)	3	(16)
その他の包括(損)益項目に係る 法人税費用(軽減効果)	(797)	631	1,035
株式払込剰余金(ストック・オプション行使)	-	-	(10)
法人税等合計	\$ 266	\$ 45	\$ 2,433

12月31日現在、一時差異に対する税効果により発生した繰延税金資産及び負債は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
繰延税金負債:		
繰延新契約費	\$ 3,404	\$ 3,285

保有運用資産未実現利益及び一時差異	1,307	2,882
未収保険料	149	104
責任準備金	3,828	3,557
繰延税金負債合計	8,688	9,828
繰延税金資産:		
非積立型退職金制度の給付額	8	8
その他未払費用	40	141
保険金給付金等	775	870
アフラック（日本）における為替差損	38	67
後払報酬	163	155
キャピタル・ロス繰越額	5	-
減価償却	119	114
予想外国税額控除	4,040	4,504
繰延外国税額控除	591	-
その他	150	57
繰延税金資産合計（評価性引当金控除前）	5,929	5,916
評価性引当金	(738)	(657)
繰延税金資産合計（評価性引当金控除後）	5,191	5,259
繰延税金負債純額	3,497	4,569
法人税等負債	523	176
法人税等負債合計	\$ 4,020	\$ 4,745

米国GAAPの適用に際し、当社は繰延税金資産の回収可能性を評価することを求められており、繰延税金資産が実現する可能性が実現しない可能性よりも高い金額まで繰延税金資産を減少させるように、必要に応じて評価性引当金を設定しなければならない。上記のとおり、予想される外国税額控除に対して当社は577百万ドルの評価性引当金が必要と判断している。予想される外国税額控除は、日本の繰延税金負債を将来取り崩すことにより当社にもたらされる外国税額控除を表している。当社はまた、繰延外国税額控除に対する評価引当金として161百万ドルが必要であると判断した。繰延外国税額控除は、当税務年度に日本の生命保険会社において発生したもののだが、2019年3月31日までは日本の税務年度が終了しないため、これを2019年まで利用することはできない。将来予想される当社の課税所得、及び好影響、悪影響双方についての入手可能な全ての証拠に基づき、当社経営陣は、上述の事項にかかわらず、その他の繰延税金資産が実現する可能性は実現しない可能性より高いと結論づけた。

米国家人税の規定においては、非生命保険事業による損失のうち、生命保険事業の課税所得との相殺が認められるのは毎年35%のみである。米国家人税の計算上、2018年12月31日現在、将来の課税所得との相殺に利用可能な税務上の非生命保険事業に係る繰越欠損金は21百万ドルであった。当社は、キャピタル・ゲインと相殺することのできる繰越キャピタル・ロスを22百万ドル有しており、うち4百万ドルは2021年に、18百万ドルは2023年に失効する。

当社は、米国と日本において、中央政府及びいくつかの州もしくは県の関係当局に対して法人税等の納税申告書を提出する。当社は現在、2014年から2016年までの税務年度についてジョージア州の税務調査を受けている。現在、この他の連邦、州又は地方の米国税務調査は受けていない。2015年より前の米国の連邦の法人税の申告書については、既に税務調査の対象ではなくなっている。2017年より前の日本の法人税の申告書については、既に税務調査の対象ではなくなっている。当社経営陣は、適正な税務負債を計上済

みであり、進行中の税務調査の最終結果は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではないと考えている。

12月31日に終了した各事業年度の期首及び期末における未認識の税軽減効果の増減は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
期首残高	\$ 14	\$ 294
過年度の税金ポジションに対する増額	1	-
過年度の税金ポジションに対する減額	-	(280)
期末残高	\$ 15	\$ 14

2018年12月31日現在における未認識の税軽減効果に係る負債には、14百万ドルの税金ポジションが含まれている。この税金ポジションについては、最終的に控除される可能性が極めて高いが、その時期はまだ未確定である。2017年12月31日現在では、この税金ポジションは13百万ドルであった。税効果会計の適用により、利息と課徴金以外については、短期間において控除されることが認められなくても、年間の実効税率に影響を与えることはないが、税務当局に対する税金の支払時期が早まることになる。当社は、2018年12月31日現在、恒久的不確実性に備えて約1百万ドルの費用を計上しているが、これは、仮に戻し入れられた場合でも、年間の実効税率に重要な影響を与えることはない。

当社は、未認識の税軽減効果に係る利息と課徴金を法人税等として認識する。当社は、2016年に約13百万ドル、2017年に約1百万ドルの利息と課徴金を認識したのに対して、2018年には約1百万ドルの利息と課徴金を認識した。当社は、2017年12月31日現在で約2百万ドルの利息と課徴金を未払計上しているのに対して、2018年12月31日現在で約2百万ドルの利息と課徴金を未払計上している。

2018年12月31日現在、向こう1年間で未認識の税軽減効果の総額が著しく増減するような重要性のある不確実な税金ポジションはなかった。

11. 株主持分

2018年3月に実行された株式分割の詳細については、注記1を参照のこと。発行済株式数及び1株当たり金額は、本有価証券報告書に表示されているいずれの期間においても、本株式分割を反映するように調整されている。

12月31日に終了した各事業年度における当社普通株式数の内訳は下表のとおりであった。

(単位：千株)	2018年	2017年	2016年
普通株式 発行済株式:			
期首残高	1,345,762	1,342,498	1,339,446
ストック・オプションの行使及び制限付株式の発行	1,778	3,264	3,052
期末残高	1,347,540	1,345,762	1,342,498
自己株式:			
期首残高	564,852	530,877	490,686
自己株式の取得:			
公開市場	28,949	35,510	43,236
その他	392	1,018	662

自己株式の処分:

AFLストック・プランのために発行した株式	(1,306)	(1,782)	(2,130)
ストック・オプションの行使	(519)	(734)	(1,366)
その他	(114)	(37)	(211)
期末残高	592,254	564,852	530,877
期末発行済株式数(自己株式を除く)	755,286	780,910	811,621

株式に基づく報酬は基本1株当たり当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数に含まれていない。また、12月31日現在において、希薄化効果を有しないとみなされるため希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いられていない株式に基づく報酬の加重平均は以下のとおりであった。

(単位:千株)	2018年	2017年	2016年
希薄化効果のない株式に基づく報酬	44	510	1,822

12月31日に終了した各事業年度において1株当たり当期純利益の計算に用いられた加重平均株式数は以下のとおりであった。

(単位:千株)	2018年	2017年	2016年
基本1株当たり当期純利益の計算に用いた加重平均発行済株式数	769,588	792,042	822,942
株式に基づく報酬による希薄化の影響	5,062	5,819	4,899
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いた加重平均発行済株式数	774,650	797,861	827,841

自己株式取得計画: 当社は、2016年及び2017年において公開市場で普通株式をそれぞれ43.2百万株及び35.5百万株取得したのに対し、2018年は28.9百万株取得した。2018年12月31日現在、自己株式取得に係わる取締役会承認枠のうち69.0百万株が残存していた。

株主議決権: 親会社の定款により、一般的に同一の実質株主による保有期間が連続48ヶ月に達するまでは、普通株式1株当たり1議決権としている。連続48ヶ月以上保有している場合は、1株当たり10議決権を付与することとしている。

その他の包括利益累計額の組替

下表は、12月31日に終了した事業年度の、項目別のその他の包括利益累計額の調整額である。

	その他の包括利益累計額における変動				
	2018年				
(単位:百万ドル)	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,750)	\$ 5,964	\$ (23)	\$ (163)	\$ 4,028

会計基準変更による累積的な影響 - 金融商品	-	(148)	-	-	(148)
会計基準変更による累積的な影響 - 改正税法からの税効果	(325)	734	(3)	(32)	374
組替前その他の包括(損)益	228	(2,350)	2	(30)	(2,150)
その他の包括(損)益累計額からの組替額	-	34	-	13	47
当期その他の包括(損)益(純額)	228	(2,316)	2	(17)	(2,103)
期末残高	\$ (1,847)	\$ 4,234	\$ (24)	\$ (212)	\$ 2,151

上表の金額は全て税引後の金額である。

2017年

(単位：百万ドル)	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (1,983)	\$ 4,805	\$ (24)	\$ (168)	\$ 2,630
組替前その他の包括(損)益	233	1,158	1	(6)	1,386
その他の包括(損)益累計額からの組替額	-	1	-	11	12
当期その他の包括(損)益(純額)	233	1,159	1	5	1,398
期末残高	\$ (1,750)	\$ 5,964	\$ (23)	\$ (163)	\$ 4,028

上表の金額は全て税引後の金額である。

2016年

(単位：百万ドル)	為替換算 未実現 (損)益	投資有価証券に 係る未実現 (損)益	デリバティブに 係る未実現 (損)益	年金債務 調整額	合計
期首残高	\$ (2,196)	\$ 2,986	\$ (26)	\$ (139)	\$ 625
組替前その他の包括(損)益	213	1,854	2	(32)	2,037
その他の包括(損)益累計額からの組替額	-	(35)	-	3	(32)
当期その他の包括(損)益(純額)	213	1,819	2	(29)	2,005
期末残高	\$ (1,983)	\$ 4,805	\$ (24)	\$ (168)	\$ 2,630

上表の金額は全て税引後の金額である。

2018年12月31日に終了した事業年度において、新会計基準の適用に際してその他の包括利益累計額と利益剰余金の間で組替えられた金額に関する考察は注記1を参照のこと。

下表は、12月31日に終了した各事業年度におけるその他の包括利益累計額の項目から組み替えられた金額を発生源ごとに要約したものである。

(単位：百万ドル)	その他の包括利益累計額からの組み替え	
	2018年	
その他の包括利益累計額の項目詳細	その他の包括利益累計額からの組替額	影響を受けた損益計算書上の勘定科目
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (63)	一時的でない減損による実現損失
	17	その他の(損)益
	(46)	税引前合計
	12	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (34)	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (18)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	5	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (13)	税引後金額
当期組替金額合計	\$ (47)	税引後金額

(1) 27%の税率に基づいている。

(2) これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記14を参照のこと。)

(単位：百万ドル)	2017年	
	その他の包括利益累計額からの組替額	影響を受けた損益計算書上の勘定科目
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (29)	一時的でない減損による実現損失
	27	その他の(損)益
	(2)	税引前合計
	1	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (1)	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (17)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	-	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	6	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (11)	税引後金額
当期組替金額合計	\$ (12)	税引後金額

(1) 35%の税率に基づいている。

(2) これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記14を参照のこと。)

(単位：百万ドル)

その他の包括利益累計額の項目詳細	2016年	
	その他の包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目
売却可能有価証券に係る未実現(損)益	\$ (83)	一時的でない減損による実現損失
	136	その他の(損)益
	53	税引前合計
	(18)	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ 35	税引後金額
確定給付型年金項目の償却:		
年金数理計算上の(損)益	\$ (15)	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
過去勤務(費用)利益	11	新契約費及び事業費 ⁽²⁾
	1	税金(費用)又は軽減効果 ⁽¹⁾
	\$ (3)	税引後金額
当期組替金額合計	\$ 32	税引後金額

(1) 35%の税率に基づいている。

(2) これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記14を参照のこと。)

12. 株式に基づく報酬

2018年3月に実行された株式分割の詳細については、注記1を参照のこと。発行済株式数及び1株当たり金額は、本有価証券報告書に表示されているいずれの期間においても、本株式分割を反映するように調整されている。

2018年12月31日現在、当社はアフラック・インコーポレーテッド長期インセンティブ報酬制度(以下「プラン」)の下で株式に基づく報酬制度を有している。株式に基づく報酬は、従業員の当社への長期的な貢献に報いること及び従業員が当社との雇用関係を維持するためのインセンティブを与えることを目的としている。株式に基づく報酬の数と付与の頻度は、他社対比、当社の経営成績、政府による規制及びその他の要因に基づいている。

2017年2月14日に改正されたプランは、その有効期間中、ストック・オプション及び株式増価差額請求権以外の報酬として与えることのできる38百万株を含めて、最大75百万株の株式の発行を認めている。プランの下で付与された報酬が、滞納処分以外の理由によって行使あるいは決済前に失効又は終結せしめられた場合、これに相当する株式はプランの下で再度付与することができる。

プランにおいては、当社の従業員に対しては、インセンティブ・ストック・オプション(ISO)、税制非適格ストック・オプション(NQSO)、制限付株式、制限付株式単位及び株式増価差額請求権を、非従業員取締役に対しては、NQSO、制限付株式及び株式増価差額請求権を付与することが認められている。2018年12月31日現在、本プランの下で将来付与することが可能な株式は、約4,030万株であった。ISO、NQSOの行使期間は10年である。株式に基づく報酬は、一般的に、勤務期間の長さ、もしくは勤務期間の長さと同業績を合わせた基準に基づき、それぞれの権利が確定する。勤務期間の長さに基づく権利は、付与から3年後に確定する。業績に基づく権利確定については、通常、会社の財務業績に関連した目標の達成が条件として含まれている。2018年12月31日現在、付与され残存している業績に基づく報酬は制限付株式のみであった。

改正プランの下で付与されるストック・オプション及び株式増価差額請求権には、最低でも付与日における対象株式の公正な市場価値の100%に相当する行使価格が設定され、付与日から10年を超えない期間で行使可能期間が満了する。2017年1月2日以降に付与される、勤務期間に基づく制限付株式、制限付株式単位及びストック・オプション株式報酬は、通常3年間にわたって均等に権利が確定するが、この改正前に付与された報酬は、3年後に一括して確定する。取締役会における報酬委員会は、権利確定のスケジュール決定についての裁量権を持っている。

米国の居住者に付与された株式に基づく報酬については、授権未発行株式で決済されるが、日本の居住者については、自己株式で決済される。

株式に基づく報酬費用の要約

株式に基づく報酬費用は、主としてストック・オプション、制限付株式（業績に基づく制限付株式報酬を含む）及び従業員に付与された制限付株式単位に係る費用で構成される。

12月31日に終了した各事業年度において、株式に基づく報酬との関連で認識した費用の影響は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル、ただし1株当たり金額を除く)	2018年	2017年	2016年
継続事業による利益への影響	\$ 57	\$ 51	\$ 68
税引前当期純利益への影響	57	51	68
当期純利益への影響	45	35	46
1株当たり当期純利益への影響：			
基本	\$ 0.06	\$ 0.05	\$ 0.06
希薄化後	0.06	0.05	0.06

ストック・オプション

下表は、従業員ストック・オプション・プランの下でのストック・オプションの付与並びに行使などの状況を集計したものである。

(単位：千株)	ストック・オプション 対象株式数	1株当たり加重 平均行使価格
2015年12月31日現在残高	15,836	\$ 25.47
2016年 付与	1,328	30.70
2016年 失効	(362)	27.82
2016年 行使	(4,122)	24.46
2016年12月31日現在残高	12,680	26.28
2017年 付与	626	35.80
2017年 失効	(236)	24.95
2017年 行使	(5,766)	30.11
2017年12月31日現在残高	7,304	28.03
2018年 付与	67	44.59
2018年 失効	(167)	32.11

2018年 行使	(1,874)	26.78
2018年12月31日現在残高	5,330	\$ 28.54

(単位：千株)	2018年	2017年	2016年
期末現在行使できる株式数	3,917	4,208	8,986

当社では、付与された各オプションの公正価値をブラック・ショールズ・マーティンの多変数オプション価格決定モデルを用いて見積もっている。予想ボラティリティは、オプションの予想残存期間と同様の過去期間に基づき算出される。当社では、過去のデータを用いて、モデルで使用するオプションの行使と失効のパターンを予想している。類似したオプション行使パターンを持つ従業員をグループ化し、それぞれ個別に評価する。オプションの予想残存期間は、当社のオプション・モデルの結果から導き出され、付与されたオプションが残存すると予想される加重平均期間を表している。無リスク金利については、オプションの予想残存期間と類似する満期期間を持つ米国国債の金利に基づき算出される。付与日現在におけるオプションの加重平均公正価値は、2016年が6.35ドル、2017年が7.64ドル、2018年が8.81ドルであった。12月31日に終了した各事業年度において付与されたオプションの評価に用いられた仮定は以下のとおりであった。

	2018年	2017年	2016年
予想残存期間(単位：年)	7.0	5.9	6.4
予想ボラティリティ	22.0 %	26.0 %	27.0 %
年間失効率	3.6	3.4	3.2
無リスク金利	2.5	2.5	2.2
配当利回り	2.4	2.5	2.9

2018年12月31日現在の未行使及び行使可能ストック・オプションに関する詳細は以下のとおりであった。

(単位：千株)	オプション未行使残高			行使可能オプション	
1株当たり 行使価格の範囲	未行使 株式数	加重平均 行使期間 残存年数	1株当たり 加重平均 行使価格	行使可能 株式数	1株当たり 加重平均 行使価格
\$11.07 - \$24.28	1,181	1.8	\$ 20.76	1,181	\$ 20.76
24.75 - 28.97	1,718	4.8	27.76	1,026	26.95
29.04 - 31.21	1,226	5.8	30.77	1,221	30.77
31.22 - 37.22	1,134	7.5	34.44	488	33.86
38.76 - 44.59	71	9.3	44.21	1	38.76
\$11.07 - \$44.59	5,330	5.0	\$ 28.54	3,917	\$ 27.14

下表にあるストック・オプションの本源的価値は、税引前の本源価値の合計額を示しており、その金額は、行使価格が2018年12月31日現在の当社株式の終値45.56ドルを下回っているストック・オプションの行使価格と終値の差額に基づいている。2018年12月31日現在、付与済みのストック・オプションの本源的価値は91百万ドルで、加重平均残存期間は5.0年であった。2018年12月31日現在、イン・ザ・マネーの状態に

ある行使可能なストック・オプションの合計個数は3.9百万であった。一方、同日現在の行使可能ストック・オプションの本源的価値は72百万ドルで、加重平均残存期間は4.1年であった。

12月31日に終了した各事業年度におけるストック・オプションの行使などの状況は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年	2016年
行使されたオプションの本源的価値合計	\$ 34	\$ 87	\$ 41
行使されたオプションから受け取った現金	48	58	68
行使されたオプション及び解除された 制限付株式によって実現した税効果	25	74	45

業績連動制限付株式報酬

プランの下で、当社は毎年2月、様々な業績目標を達成することを条件に、選ばれた役員に対して業績連動制限付株式報酬(以下「PBRs」)を付与する。PBRsは一般的にはアット・ザ・マネーの状態で付与され、3年間の期間の中で一括して権利確定するが、一般的には雇用の継続が条件となっている。2018年2月、当社は432千株の業績に基づく株式報酬を付与したが、これは当社の財務業績指標の達成と、市場をベースにした達成状況が条件となっている。付与日において、市場をベースにした達成条件が付された制限付株式報酬の公正価値を、当社はモンテ・カルロ・シミュレーションモデルを用いて評価した。このモデルは、リスクフリー金利をもとに、想定される権利確定日における株式の価値を割り引くものである。実際の業績評価と権利確定の閾値の対比に基づき、公正価値での見積支払性向の評価計算は、四半期毎に更新される。相対的な株主利益率の調整を含む実績により、最終的な報酬は当初発行されたPBRsの株式数の0%から200%の間で決定されるが、当社の業績目標が3年の間に達成されない場合は、無報酬となる可能性がある。退職資格を得た日に前倒して権利確定するPBRsは、黙示的な勤務期間にわたって認識される。

当社は、モンテ・カルロ・シミュレーションモデルに使用される前提条件の開発及びその較正に役立てるために、第三者の分析を利用している。株式報酬の公正価値評価に使用される前提条件の決定については、当社が責任を負っている。

2018年に付与されたPBRsの価値の主な前提条件は、以下のとおりである：

(単位：百万ドル)	2018年
予想ボラティリティ（アフラック・インコーポレーテッド及び同業他社の過去の日次株価に基づく）	16.48 %
付与日からの予想残存期間（年）	2.9
リスクフリー金利（付与日の米国国債の利回りに基づく）	2.29 %

制限付株式及び単位

制限付株式及び制限付株式単位の価値は付与日における当社普通株式の公正市場価値に基づいている。下表は、12月31日に終了した各事業年度における制限付株式の付与などの状況を集計したものである。

(単位：千株)	株式数	付与日現在の 1株当たり 加重平均 公正価値
制限付株式2015年12月31日現在残高	3,630	\$ 29.21
2016年 付与	1,756	30.84
2016年 失効	(152)	30.33
2016年 権利確定	(1,498)	26.84
制限付株式2016年12月31日現在残高	3,736	30.88
2017年 付与	1,118	36.48
2017年 失効	(202)	32.23
2017年 権利確定	(1,018)	31.09
制限付株式2017年12月31日現在残高	3,634	32.40
2018年 付与	1,121	44.27
2018年 失効	(105)	34.39
2018年 権利確定	(1,243)	31.64
制限付株式2018年12月31日現在残高	3,407	\$ 36.52

2018年12月31日現在、当社の財務諸表で認識していない制限付株式及び制限付株式単位に関連する報酬費用の合計は36百万ドルであった。このうち、15百万ドル分（799千株）は、業績に基づく権利確定条件を持つものであった。当社では、約1.0年の加重平均期間にわたってこの費用を認識する予定である。制限付株式については、一旦権利が確定すると、他の契約上の条件は一切なくなる。

13. 法定保険会計及び配当制限

当社の保険子会社は、保険監督当局に対して、当局が規定又は認可した法定会計基準に基づき、会社の経営成績及び財政状態を報告することが義務づけられている。法定会計基準は米国会計基準とは異なっているが、その差異は主として、新契約獲得費用を発生時に費用計上すること、異なる数理上の仮定を使用して責任準備金を計上すること、投資及び一部の資産並びに繰延税金を異なった基準で評価することである。

アフラックは、ネブラスカ州保険局（以下「NDOI」）が制定もしくは認可した会計基準に基づき作成された法定財務諸表を提出する。保険会社の財政状態及び経営成績の決定と報告、及びネブラスカ州保険法に基づく保険会社の支払い余力の決定に際して、NDOIは、ネブラスカ州により制定もしくは認可された法定会計基準を認めている。ネブラスカ州は、制定もしくは認可されたこれらの会計基準の一部として、全米保険監督官協会（以下「NAIC」）の会計実務及び手続きに関するマニュアル（以下「SAP」）を採用している。それに加えて、NDOIの局長は、制定された会計基準とは異なる特別な会計処理を認可する権利を有している。2018年4月1日の日本支店の子会社化の前、アフラックは、以下の2つの会計処理について、NDOIの局長より明示的な認可を受けていた。これらの会計処理は以下の通りであったが、いずれも法定会計基準に基づく純利益の計算に影響を与えなかったし、また、当社のRBCの計算に係る規制上の措置の発動を妨げなかった。

- アフラック（日本）の営業拠点として使用するオフィスの賃借に係る差入保証金について、アフラックは認容資産として報告していた。これらの保証金は、日本に特有のもので、日本で事業を行ううえでは当然のこととなっている。しかし、SAPでは、これらの資産は非認容資産となるものである。

- ・ アフラックは2015年3月31日付で、当時認可されていなかった再保険会社との間で再保険契約を締結した。再保険会社を認可するネブラスカ州修正再保険信託法（44-416）の発効日である2015年8月30日及びこれに続く当該再保険会社との間の再保険契約を公認再保険会社とのものとして認可した日である2015年12月24日より前に、この再保険契約は発効した。アフラックは、この再保険による準備金の控除に必要な担保の決定を目的として、同再保険契約及び再保険会社の公認についての認可を得た。

2018年4月1日、当社は、日本支店の日本の保険会社への移行を完了させるための一連の取引を行った。この移行の結果、認可された会計処理の必要はなくなり、これらは2018年4月2日にND01により取り消された。SAPに基づくアフラックの法定資本及び剰余金と、ネブラスカ州により認可されていた会計処理に基づく法定資本及び剰余金との差額の調整は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
法定資本及び剰余金(ネブラスカ州法定会計基準)	\$ 2,600	\$ 11,001
州により認可された会計処理:		
差入保証金(日本)	-	(43)
再保険(日本)	-	(818)
法定資本及び剰余金(NAIC基準)	\$ 2,600	\$ 10,140

2018年12月31日現在、アフラックの法定資本及び剰余金は、会社による是正措置が求められる資本及び剰余金の水準である5億ドルを大きく上回っていた。米国の法定会計基準に基づくアフラックの当期純利益は、2016年は28億ドル、2017年は26億ドル、2018年は13億ドルであった。

アフラック（日本）は日本の金融庁が規定した日本の法定会計基準に基づき、金融庁に対して経営成績及び財政状態を報告しなければならない。日本の法定会計基準に基づくアフラック（日本）の法定資本及び剰余金は、2017年12月31日現在で67億ドル、2018年12月31日現在で64億ドルであった。日本の法定会計基準は、多くの点で米国GAAPと異なる。日本の法定会計基準では、新契約費は一括費用計上され、保険契約準備金の計上方法及び計算に用いる仮定が異なり、保険料収入は現金主義で認識され、VIEについては異なる連結基準が適用され、再保険は異なる基準で認識され、投資については「責任準備金対応債券」という、別個の会計上の分類と取扱いがなされる区分に置くことができる。

親会社のキャッシュ・フローは、主に子会社から受け取る配当金と経営管理報酬に依存している。財務諸表上の連結利益剰余金の大部分は保険子会社の未処分利益である。監督官庁によって求められる会計基準が異なるため、保険子会社から親会社に対して支払うことのできる配当金、経営管理報酬及びその他の支払額は変動する可能性がある。これらの支払いは、保険契約者の利益を保護するための当局によるさまざまな制限や承認の対象となっている。アフラックは米国当局に対して十分なRBCを、またアフラック（日本）は日本の当局に対して十分なソルベンシー・マージンを維持しなければならない。

また、ネブラスカ州保険監督当局の事前承認なしにアフラックから親会社に支払える配当金の最高額は、資産運用実現利益（純額）を除外した前年度の法定会計原則に基づく純利益もしくは前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額と規定されている。2019年にアフラックが宣言する配当金が13億ドルを超える場合には、承認が必要である。2018年、アフラックは親会社に対して、アフラック（日本）の2018年4月2日現在の法定純資産に相当する非現金の特別配当110億ドルを含めて、123億ドルの配当宣言を行なった。

2018年4月1日の日本支店からの移行後、アフラック（日本）は、親会社への配当を行うに当たっては、日本の会社法に従い、一定の財務条件を満たすことを求められている。これらの条件の下で、アフラック（日本）の配当能力は、原則として、前年度末の状況に基づき、その他利益剰余金にその他資本剰余金を加えた金額から、売却可能有価証券に係る税引後未実現損（純額）を差し引いた金額と定義される。2018

年4月1日より前は、アフラック（日本）は毎年、日本の法定会計基準に基づいて算出した年間純利益の一部をアフラック（米国）に送金することが可能であった。ただし、この送金は、ソルベンシー・マージンに関する条項に準拠し、日本の監督当局が課している保険契約者保護のための規定を満たしたうえで行われていた。米国への利益送金額はアフラック（日本）の規制上の当期純利益の増減によって変動し得る。規制上の当期純利益に影響を与える要因としては、日本の法定会計基準の規定や、アフラック（日本）の米ドル建て資産及びその投資収益を円に換算した際の金額の変動などが挙げられる。12月31日に終了した各事業年度における、2018年4月1日以降のアフラック（日本）から親会社への利益送金額及び、2018年4月1日以前の日本支店から米国本社への利益送金額は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル/十億円)	ドルベース			円ベース		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
利益送金	\$808	\$1,150	\$1,286	89.7	129.3	138.5

14. 福利厚生制度

年金及びその他の退職後給付制度

当社は日米両国において、確定給付年金制度を運営しているが、2013年10月1日を発効日として、米国の制度は新規の従業員に対して凍結された。当社はまた、一部のアフラック（日本）、アフラック（米国）及び退職した従業員に対して、各国の税法に定められた上限を超える確定年金を給付する非積立型税制非適格追加退職金制度も運営しているが、2015年1月1日を発効日として、米国の制度は新規の従業員に対して凍結された。確定給付制度に加入していない米国の従業員は、無選択の401(K)確定拠出制度に移行することとなった。

当社は、一定の基準を満たしたアフラック（米国）の退職者、その受益者及び対象となる扶養家族に対して医療給付を行っている（「その他の退職後給付」）。医療給付制度は拠出制で非積立型である。2014年1月1日より、受給資格を有する従業員は以下の者を含むこととなった。(1)実年齢と勤務年数の合計が80年以上（80年ルール）という要件を満たしている現役従業員、(2)55歳以上かつ15年の勤続要件を満たす現役従業員、(3)5年以内に80年ルールの要件を満たす現役従業員、(4)55歳以上で、今後5年以内に15年の勤続要件を満たす現役従業員、(5)現存の定年退職者。一部の従業員及び元従業員に対しては、終身の医療費全額に関する追加の保障が与えられる。

12月31日現在において、当社の福利厚生制度の資産及び債務の状況は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	年金給付制度						その他の退職後給付制度		
	日本		米国						
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	
予測年金給付債務:									
年金給付債務期首残高	\$ 341	\$ 329	\$ 908	\$ 798	\$ 36	\$ 37			
勤務費用	19	20	27	24	-	-			
利息費用	7	6	31	40	1	1			
年金数理上の損(益)	35	(10)	(69)	65	4	-			
給付金及び費用支払額	(11)	(14)	(22)	(19)	(4)	(2)			
為替変動の影響	5	10	-	-	-	-			
年金給付債務期末残高	396	341	875	908	37	36			

年金資産:						
期首年金資産公正価値	270	229	448	359	-	-
年金資産の実際運用(損)益	(9)	16	(30)	61	-	-
会社による拠出	34	32	69	47	4	2
給付金及び費用支払額	(11)	(14)	(22)	(19)	(4)	(2)
為替変動の影響	5	7	-	-	-	-
期末年金資産公正価値	289	270	465	448	-	-
制度の積立状況 ⁽¹⁾	\$ (107)	\$ (71)	\$ (410)	\$ (460)	\$ (37)	\$ (36)
その他の包括利益累計額において認識された金額:						
年金数上の純損(益)	\$ 95	\$ 44	\$ 174	\$ 203	\$ 9	\$ 6
過去勤務費用(利益)	(2)	(2)	(4)	(4)	-	-
その他包括利益累計額において認識された金額の合計	\$ 93	\$ 42	\$ 170	\$ 199	\$ 9	\$ 6
累積年金給付債務	\$ 356	\$ 307	\$ 746	\$ 756	N/A (2)	N/A (2)

(1) 連結貸借対照表においてその他の負債として認識されている

(2) 該当なし

年金給付制度

	日本			米国			その他の退職後給付制度		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
計算に用いた年金数上の仮定(加重平均):									
純期間年金費用の割引率	1.25 %	1.25 %	1.75 %	3.75 %	4.25 %	4.50 %	3.75 %	4.25 %	4.50 %
年金給付債務の割引率	1.25	1.25	1.25	4.25	3.75	4.25	4.25	3.75	4.25
年金資産の長期期待収益率	2.00	2.00	2.00	6.50	6.75	7.00	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)
昇給率	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)	4.00	4.00	4.00	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)
医療費変動率	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)	N/A (1)	7.40 (2)	5.40 (2)	5.20 (2)

(1) 該当なし

(2) 2018年、2017年及び2016年の医療費変動率は、今後61年間で4.1%、77年間で4.5%、74年間で4.5%まで減少すると予測されている。

当社は、AA格の社債に関する指標（日本の年金制度については20年、米国の年金制度については17年の残存期間のもの）に基づき、年金給付債務の割引率を設定している。また、米国の年金制度に係る割引率の設定には、85年の補外して求めたイールド・カーブを利用している。日本では、加入者の給与や将来の給与の増加は、年金費用や関連する給付義務の決定要因にはならない。

当社では、過去のトレンド（日本の年金資産については過去10年あるいはそれ以上、米国の年金資産については過去15年）、予想される将来の市場動向、及び資産種類、資産クラス、持分証券、確定利付資産などを含む投資ポートフォリオの構成に基づき、年金資産の長期収益率の仮定を設定している。更に、当社の顧問年金数理人が数理実務基準（以下「ASOP」）に基づき、長期収益率に関する当社の仮定を評価している。ASOPにより、実際のポートフォリオの種類や資産構成と資産クラスなどは長期収益率に関する最善の見積り決定モデルに組み入れられる。当社はこれらの結果を用いて、当社自身の仮定の正確性を更に立証している。

想定される医療費の変動率は、当社の医療プランに計上される金額に大きな影響を与える。2018年12月31日現在、医療費変動率が1パーセントポイント上昇及び減少した場合の影響は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

1パーセントポイント上昇:

勤務費用及び利息費用合計における増加	\$	-
退職後給付制度における増加		1

1パーセントポイント減少:

勤務費用及び利息費用合計における減少	\$	-
退職後給付制度における減少		1

純期間年金費用の内訳

年金及びその他の退職後給付費用は連結損益計算書の新契約費及び事業費に含まれており、12月31日に終了した各事業年度において、純期間年金費用及び退職後給付費用に関するその他の要素（勤務費用以外のもの）を、2016年は17百万ドル、2017年は35百万ドル、2018年は25百万ドルをそれぞれ含んでいた。純期間年金費用の合計額は、以下の要素を含んでいる。

(単位：百万ドル)	年金給付制度						その他の退職後給付制度		
	日本			米国					
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年
勤務費用	\$ 19	\$ 20	\$ 16	\$ 27	\$ 24	\$ 23	\$ -	\$ -	\$ 1
利息費用	7	6	9	31	40	29	1	1	2
年金資産の期待運用益	(6)	(5)	(4)	(26)	(24)	(23)	-	-	-
年金数理上の純損失の償却	1	2	1	16	14	13	1	1	1
過去勤務費用(利益)の償却	-	-	-	-	-	-	-	-	(11)
純期間年金費用(利益)	\$ 21	\$ 23	\$ 22	\$ 48	\$ 54	\$ 42	\$ 2	\$ 2	\$ (7)

その他の包括利益累計額の変動

12月31日に終了した各事業年度においてその他の包括損（益）に認識されている金額は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	年金給付制度						その他の退職後給付制度		
	日本			米国			2018年	2017年	2016年
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	2016年			
年金数理上の純損 (益)	\$ 52	\$ (21)	\$ 26	\$ (13)	\$ 28	\$ 27	\$ 4	\$ -	\$ (4)
年金数理上の純損 失の償却	(1)	(2)	(1)	(16)	(14)	(13)	(1)	(1)	(1)
過去勤務費用の償 却	-	-	-	-	-	-	-	-	11
合計	\$ 51	\$ (23)	\$ 25	\$ (29)	\$ 14	\$ 14	\$ 3	\$ (1)	\$ 6

2018年に移行時債務は発生していない。また、2016年、2017年及び2018年に費用として償却された移行時債務の金額も重要ではなかった。2019年度における年金数理上の損失の償却額は、日本の年金制度では4百万ドル、米国の年金制度では11百万ドル、その他の退職後給付制度では1百万ドルと予想されている。全ての給付制度に係る過去勤務費用及び過去勤務利益並びに移行時債務の償却額は、2019年においてはごく少額と見込まれている。

給付金支払額

下表は、予想される将来の勤務に応じた費用を反映した予想給付額を示している。

(単位：百万ドル)	年金給付制度		その他の退職 後給付制度
	日本	米国	
2019年	\$ 12	\$ 25	\$ 3
2020年	12	26	3
2021年	12	27	4
2022年	19	36	4
2023年	15	34	4
2024年 - 2028年	89	199	17

資金拠出

2019年、当社はアフラック（日本）の積立型確定給付年金制度に33百万ドル、アフラック（米国）の積立型確定給付年金制度に10百万ドルを拠出する予定である。当社の税制非適格確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に対する積立方針は、年度中に支払われる給付金額を拠出することである。

制度資産

日本と米国の積立型確定給付年金制度の資産運用目標は、年金資産の購買力を維持し、長期にわたり、インフレ調整後の合理的な投資収益を獲得することである。当社は、年金給付と費用に対する資産を適切に積み立てることにより、この目標の達成に向けて努力している。目標を達成するために、当社は、良質な持分証券、確定利付証券及び短期金融商品を組み合わせた保守的でバランスの取れた分散型運用ポートフォリオを維持することを目指している。この戦略の一環として、当社は、保有有価証券のクオリティー、種類及び集中度に関して厳しい運用方針を定めている。これらの方針に沿って、日本の年金制度では、先物、オプション及びスワップなどのデリバティブ商品並びに不動産、ベンチャー・キャピタル及び私募証券等の流動性の低い運用資産への投資を制限している。また、米国の年金制度では、貴金属、リミテッド・パートナーシップ及びベンチャー・キャピタルへの投資と不動産に対する直接投資を禁止している。更に、当社は信用取引による投資活動も禁止されている。

積立型確定給付年金制度の受託会社は、総資産に対する各資産クラスの割合を反映させて、資産配分におけるガイドラインを策定しており、それは毎年検証されている。2018年12月31日現在の資産配分目標は以下のとおりである。

	日本年金制度	米国年金制度
国内株式	5 %	40 %
海外株式	18	20
確定利付証券	66	40
その他	11	-
合計	100 %	100 %

米国の年金プランは、2018年12月31日現在、39百万ドルの現金を保有していた。このプランの受託者は、2018年にこのプランへ拠出された資金について、長期間にわたり徐々に投資して行くことを承認した。

12月31日現在、アフラック（日本）の年金制度の資産の公正価値は下表のとおりである。これらの資産は、全て公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類されている。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
日本年金制度:		
株式:		
日本株式	\$ 14	\$ 37
海外株式	50	50
確定利付証券:		
日本債券	34	91
海外債券	160	62
保険契約:	31	30
合計	\$ 289	\$ 270

12月31日現在、アフラック（米国）の年金制度の資産の公正価値は下表のとおりである。これらの資産は全て公正価値ヒエラルキーにおいてレベル1に分類されている。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
-----------	-------	-------

米国年金制度:

投資信託:

大型株式ファンド	\$	120	\$	124
中型株式ファンド		17		22
不動産ファンド		13		13
海外ファンド		92		108
確定利付債券ファンド		179		175
アフラック・インコーポレーテッド普通株式		5		5
現金・預金及び現金等価物		39		1
合計	\$	465	\$	448

レベル1の投資信託及び普通株式で構成される年金資産の公正価値は、活発な市場において同一の証券に対して付された常に入手可能な市場価格に基づき算出されている。レベル2の公正価値は、活発でない市場における類似資産の公表価格、金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、早期償還スピード、損失の深刻度、信用リスク、デフォルト率を含む観察可能なインプット、又は、その他の市場において裏付けられたインプットに基づき算出されている。

401 (k) 制度

当社は、米国の従業員の拠出金額の一部に相当する金額を当社が拠出する退職金制度「401 (k) 制度」を設けている。本制度において、従業員は給与天引きによる拠出を行っており、改正税法の結果として、2018年1月1日から、当社は、従業員の年間の現金報酬の4%を超えない範囲で、従業員からの拠出に対する当社からの上乘せ拠出の割合を100%へと引き上げた。2016年及び2017年においては、当社は本プランを通じて各従業員の拠出金額の50%の上乗せ拠出を行ったが、その金額は、当該従業員に対する年間報酬の6%以下であった。

また、2017年12月に米国税制改革法が発効した結果、当社は401 (k) 制度において、2017年12月31日に在籍していた全従業員に対して一回限り一律500ドルを拠出することを公表した。この資金拠出は、2018年1月31日までに実行された。当社はまた、401 (k) 制度において、確定給付から離脱した従業員及び新規の米国の従業員に対して、年間の現金報酬の一律2%相当を拠出している。

連結損益計算書の新契約費及び事業費に含まれる、当社による401 (k) 制度への拠出は、2016年が11百万ドル、2017年が15百万ドル、2018年が18百万ドルであった。2018年12月31日現在、この制度の受託者は制度参加者のために、当社の普通株式約2.7百万株を保有していた。

株式ボーナス制度

アフラック (米国) は、一定の基準を満たした米国内の保険募集人を対象に、株式を支給する株式ボーナス制度を設定している。当制度の参加者は、殆ど全ての新規保険契約につき、年換算保険料の販売実績及び初年度継続率に応じて、親会社の普通株式を受け取る。この制度の費用は繰延新契約費として資産計上されており、その総額は2016年、2017年、2018年ともに31百万ドルであった。

15. その他契約債務及び偶発債務

当社は技術コンサルティング会社とアウトソーシング契約を2件締結している。第1の契約はアフラック (日本) のためにメインフレーム・コンピューターのオペレーション、中規模分散型サーバーの運用とこれに関連するサポートを実施することを目的とし、残存契約期間は4年、残存合計費用は361億円 (2018年

12月31日現在の為替レートで326百万ドル)である。第2の契約は、ソフトウェアの維持/開発サービスをアフラック(日本)に対して提供することを目的とし、残存契約期間は5年、残存合計費用は86億円(2018年12月31日現在の為替レートで77百万ドル)である。

当社はまた、アフラック(日本)のオペレーションに係るソフトウェアの維持/開発サービスの提供を目的とするアウトソーシング契約を経営コンサルティング及び技術サービス会社と締結している。この契約の残存期間は3年、残存合計費用は104億円(2018年12月31日現在の為替レートで94百万ドル)である。

当社は、情報テクノロジーとデータ・サービスの会社と、アフラック(日本)のオペレーションに係るソフトウェアの維持/開発サービスの提供を目的とする2つのアウトソーシング契約を締結している。第1の契約は、残存契約期間1年、残存合計費用6億円(2018年12月31日現在の為替レートで5百万ドル)である。第2の契約は、残存契約期間4年、残存合計費用58億円(2018年12月31日現在の為替レートで52百万ドル)である。

当社は、契約に基づいて事務所スペースや設備を賃借しており、その終了年度は最長で2028年である。解約不能のオペレーティング・リース契約に基づく今後の最低リース支払額は、2018年12月31日現在、以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)

2019年	\$	63
2020年		47
2021年		35
2022年		31
2023年		8
2024年以降		18
今後の最低リース支払額合計	\$	<u>202</u>

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

一部の投資に対するコミットメントに関する詳細は、連結財務諸表注記3を参照のこと。

保証基金への分担金の賦課

米国の保険業界は、州の保険監督局の監督と規制を受ける契約者保護システムを有している。これらの生命保険、医療保険の保証協会は州の事業体であり(全米50州に加え、プエルトリコとコロンビア特別区を含む)、保険契約者を支払不能となった保険会社から保護するために創設されたものである。(一部の例外を除き)州において生命保険あるいは医療保険の販売免許を受けている全ての保険会社は、その州の保証協会の会員でなければならない。州の保証協会法の下で、毀損した、あるいは支払不能となった保険会社の契約者及び給付請求者に対する一定の債務履行を、同様のあるいは類似の商品を引き受けている特定の保険会社が(予め定められた上限付きで)分担することがあり得る。

2009年、ペンシルバニア州保険監督局長は、長期介護保険会社であるペン・トリーティ・ネットワーク・アメリカ保険会社及びその子会社であるアメリカン・ネットワーク保険会社(以下、総称して「ペン・トリーティ」)を更生手続下に置き、州裁判所に対して、ペン・トリーティの清算の承認を申し立て

た。ペン・トリーティはアフラックの関連会社ではない。2017年3月1日、司法当局より最終的な清算命令が下され、ペン・トリーティは清算手続きに入った。当社は、この清算により生じる保証基金の賦課に係る当社の分担金を、4.25%の割引率を用いて評価、認識した。当社はこの賦課に係る割引後の債務を62百万ドル（割引前では94百万ドル）と認識し、割引後の保険料に対する税額控除48百万ドル（割引前では74百万ドル）との相殺により、2017年3月31日に終了した四半期において、純額で14百万ドルを当期純利益への影響額とした。当社は、この分担金の賦課額の大半を2018年3月までに支払い、税額控除の大半が向こう4年間にわたって実現するものと予想している。当社は、全米生命・医療保険保証基金協会連合会（NOLHGA）より提供を受けた費用見積りを用いて、分担額と税額控除額を計算した。2016年、2017年及び2018年の12月31日に終了した各年度において、その他の保証基金への分担金の賦課は重要なものではなかった。

16. 連結四半期財務諸表（無監査）からの抜粋

経営陣の見解として、下記の四半期財務情報は該当期間の経営成績を適正に表示しており、かつ監査済みの年度財務諸表と一貫性があるものと認識している。

(単位：百万ドル、ただし 1株当たりの金額を除く)	2018年 3月31日	2018年 6月30日	2018年 9月30日	2018年 12月31日
保険料収入(純額)	\$ 4,745	\$ 4,706	\$ 4,636	\$ 4,591
投資収益(純額)	837	862	870	874
資産運用実現(損)益	(134)	3	56	(355)
その他の(損)益	16	18	15	16
収益合計	5,464	5,589	5,577	5,126
保険金給付金及び事業費合計	4,482	4,458	4,431	4,404
税引前当期純利益	982	1,131	1,146	722
法人税等合計	265	299	301	197
当期純利益	\$ 717	\$ 832	\$ 845	\$ 525
1株当たり当期純利益(基本)	\$ 0.92	\$ 1.08	\$ 1.10	\$ 0.69
1株当たり当期純利益(希薄化後)	0.91	1.07	1.09	0.69

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

(単位：百万ドル、ただし 1株当たりの金額を除く)	2017年 3月31日	2017年 6月30日	2017年 9月30日	2017年 12月31日
保険料収入(純額)	\$ 4,638	\$ 4,665	\$ 4,648	\$ 4,580
投資収益(純額)	794	802	811	812
資産運用実現(損)益	(140)	(56)	30	15
その他の(損)益	17	17	17	17
収益合計	5,309	5,428	5,506	5,424
保険金給付金及び事業費合計	4,411	4,383	4,431	4,425
税引前当期純利益	898	1,045	1,075	999
法人税等合計	306	332	359	(1,585)
当期純利益	\$ 592	\$ 713	\$ 716	\$ 2,584
1株当たり当期純利益(基本)	\$ 0.74	\$ 0.90	\$ 0.91	\$ 3.29

1株当たり当期純利益(希薄化後)	0.73	0.89	0.90	3.27
------------------	------	------	------	------

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

(7) 附属明細表

登録会社の要約財務諸表

要約損益計算書(親会社単独)

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
(単位：百万ドル)			
収益:			
子会社からの経営指導料及びサービス料 ⁽¹⁾	\$ 190	\$ 297	\$ 265
投資収益(純額)	69	30	18
子会社からの受取利息 ⁽¹⁾	4	5	5
資産運用実現(損)益	90	67	84
クロスカレンシー金利スワップの公正価値の変動	(106)	(68)	(159)
収益合計	247	331	213
営業費:			
支払利息	188	197	213
その他の営業費 ⁽²⁾	225	180	277
営業費合計	413	377	490
税引前、子会社利益中の持分調整前利益	(166)	(46)	(277)
法人税等費用(軽減効果)	(12)	(23)	(102)
子会社利益中の持分調整前利益	(154)	(23)	(175)
子会社利益中の持分 ⁽¹⁾	3,074	4,627	2,834
当期純利益	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659

(1) 連結にあたり相殺消去した。

(2) 2017年は13百万ドル、2016年は137百万ドルの社債の早期償還に伴う費用を含む。

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約包括(損)益計算書(親会社単独)

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
(単位：百万ドル)			
当期純利益	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
その他の包括(損)益(法人税等控除前):			

当期外貨換算未実現(損)益	232	286	283
保有期限付証券未実現(損)益 ⁽¹⁾	(3,109)	1,733	2,799
当期デリバティブ未実現(損)益	2	1	3
年金債務当期調整額	(25)	9	(45)
その他の包括(損)益合計(法人税等控除前)	(2,900)	2,029	3,040
その他の包括(損)益項目に係る法人税費用(軽減効果)	(797)	631	1,035
その他の包括(損)益(法人税等控除後)	(2,103)	1,398	2,005
包括(損)益合計	\$ 817	\$ 6,002	\$ 4,664

(1) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約貸借対照表(親会社単独)

	12月31日現在	
	2018年	2017年
(単位:百万ドル、ただし1株当たり金額は除く)		
<u>資産</u>		
投資及び現金・預金:		
売却可能期限付証券(公正価値)		
(償却原価:2018年は1,209百万ドル、2017年は1,163百万ドル)	\$ 1,222	\$ 1,213
子会社投資 ⁽¹⁾	26,230	26,869
その他投資	21	51
現金・預金及び現金等価物	1,767	1,725
投資及び現金・預金合計	29,240	29,858
子会社に対する債権 ⁽¹⁾	98	90
未収還付法人税等	176	121
その他の資産	390	366
資産合計	\$ 29,904	\$ 30,435
<u>負債及び株主持分</u>		
負債:		
従業員給付債務	\$ 310	\$ 341
社債等	5,765	5,267
その他の負債	367	229
負債合計	6,442	5,837
株主持分:		
普通株式、額面0.1ドル;授権株式数:2018年と2017年ともに1,900,000千株、;発行済株式数:2018年は1,347,540千株、2017年は1,345,762千株	135	135
株式払込剰余金	2,177	2,052
利益剰余金	31,788	29,895

その他の包括(損)益累計額:

外貨換算未実現(損)益	(1,847)	(1,750)
期限付証券未実現(損)益 ⁽²⁾	4,234	5,964
デリバティブに係る未実現(損)益	(24)	(23)
年金債務当期調整額	(212)	(163)
自己株式(平均取得原価)	(12,789)	(11,512)
株主持分合計	23,462	24,598
負債及び株主持分合計	\$ 29,904	\$ 30,435

(1) 連結にあたり相殺消去した。

(2) 2018年1月1日に適用した金融商品に関する会計ガイダンスについては、連結財務諸表注記1を参照のこと。

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約キャッシュ・フロー計算書(親会社単独)

	12月31日に終了した事業年度		
	2018年	2017年	2016年
(単位:百万ドル)			
営業活動によるキャッシュ・フロー:			
当期純利益	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
当期純利益と営業活動により調達した 純資金額の調整:			
子会社利益中の持分 ⁽¹⁾	(3,074)	(4,627)	(2,834)
子会社からの受取配当金	1,820	2,001	2,020
その他(純額)	99	(46)	294
営業活動により調達した(使用した)純資金	1,765	1,932	2,139
投資活動によるキャッシュ・フロー:			
期限付証券の売却	207	263	225
期限付証券の購入	(254)	(329)	(229)
その他の投資の売却(購入)	31	(47)	6
デリバティブの決済	(2)	223	-
子会社への追加出資 ⁽¹⁾	(62)	(69)	(36)
その他(純額)	(107)	(218)	(25)
投資活動により調達した(使用した)純資金	(187)	(177)	(59)
財務活動によるキャッシュ・フロー:			
自己株式の取得	(1,301)	(1,351)	(1,422)
新規借入	1,020	1,040	986
債務返済額	(550)	(1,161)	(621)
株主への支払配当金	(793)	(661)	(658)

自己株式再発行	58	33	46
ストック・オプションの行使による収入	34	38	36
子会社との債権債務の純変動 ⁽¹⁾	(4)	(5)	(6)
その他(純額)	-	-	(125) ⁽²⁾
財務活動により調達した(使用した)純資金	<u>(1,536)</u>	<u>(2,067)</u>	<u>(1,764)</u>
現金・預金及び現金等価物純変動額	42	(312)	316
現金・預金及び現金等価物期首残高	<u>1,725</u>	<u>2,037</u>	<u>1,721</u>
現金・預金及び現金等価物期末残高	<u>\$ 1,767</u>	<u>\$ 1,725</u>	<u>\$ 2,037</u>

(1) 連結にあたり相殺消去した。

(2) 2016年における137百万ドルの社債の早期償還に伴う支払いによる資金流出は、営業活動によるキャッシュ・フローには含まれず、財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる。

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約財務諸表注記(親会社単独)

前掲の要約財務諸表は、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の連結財務諸表及びその注記と共に読むべきである。

(A)社債等

12月31日現在における社債等の内訳は、以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)	2018年	2017年
2.40%優先社債2018年11月償還済	\$ -	\$ 548
4.00%優先社債2022年2月満期	348	348
3.625%優先社債2023年6月満期	698	697
3.625%優先社債2024年11月満期	746	745
3.25%優先社債2025年3月満期	447	446
2.875%優先社債2026年10月満期	297	297
6.90%優先社債2039年12月満期	220	220
6.45%優先社債2040年8月満期	254	254
4.00%優先社債2046年10月満期	394	394
4.750%優先社債2049年1月満期	540	-
円建て優先社債及び劣後社債：		
0.932%優先社債2027年1月満期(元本600億円)	538	528
1.159%優先社債2030年10月満期(元本293億円)	262	-
1.488%優先社債2033年10月満期(元本152億円)	136	-
1.750%優先社債2038年10月満期(元本89億円)	79	-
2.108%劣後社債2047年10月満期(元本600億円)	536	526

円建て借入金:

変動金利ローン2021年9月満期(元本 50億円、2018年及び 2017年の適用金利は0.32%)	45	44
変動金利ローン2023年9月満期(元本 250億円、2018年及び 2017年の適用金利は0.47%)	225	220
社債等合計	\$ 5,765	\$ 5,267

上表の金額は、社債発行費用及び発行プレミアムあるいはディスカウントとの純額で報告されている。該当する場合は、社債の残存期間にわたって償却される。

2018年10月、親会社は米国において公募により、550百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、30年満期固定利付型(年利4.750%、半年払い)である。本社債は、親会社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。期限前償還は、(i) 償還される額面の総額又は(ii) 期限前償還日現在で発生している未払利息を除き、満期日までの期間において支払予定の元利を、本社債の満期日に符合する米国財務省証券の利回りプラス25ベース・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して期限前償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって行うこととなる。2018年11月、親会社は2018年10月に発行した優先社債による調達額を、親会社の2020年満期の固定利付型(年利2.40%)の優先社債550百万ドルの期限前償還に充当した。

2018年10月、米国における発行登録に基づく公募により、親会社は総額534億円の3本の優先社債を発行した。1本目は元本293億円で、12年満期固定利付型(年利1.159%、半年払い)である。2本目は、元本152億円で、15年満期固定利付型(年利1.488%、半年払い)である。3本目は、元本89億円で、20年満期固定利付型(年利1.750%、半年払い)である。これらの社債は、発行の条件を記した契約書に明記されている米国の税制に影響を与える一定の変化が発生した場合にのみ、満期日前に全額を償還することができるが、一部償還はできない。

2019年1月1日以後の各年度の契約上の社債等返済額の合計は、以下のとおりであった。

(単位: 百万ドル)

2019年	\$ -
2020年	-
2021年	45
2022年	350
2023年	925
2024年以降	4,493
合計	\$ 5,813

社債等に関する詳細は、連結財務諸表注記9を参照のこと。

(B) デリバティブ

2018年12月31日現在、親会社の独立したデリバティブ契約は親会社が発行する社債に関連したものである。それらのデリバティブ契約は、2022年2月、2023年6月、2024年11月及び2025年3月満期の優先社債に関連したクロス・カレンシー金利スワップ(いわゆる通貨スワップ)である。親会社は、トレーディングを目的としたデリバティブ取引又はレバレッジ効果のあるデリバティブ取引は行っていない。これらのデリバティブの詳細については、連結財務諸表注記1、4及び9を参照のこと。

(C) 法人税等

親会社とその適格米国子会社は、連結連邦法人税申告書を提出している。未払法人税ないし還付法人税は、個別の法人税申告計算に基づいてそれぞれの主要子会社で計上されており、連結上の未払額と各子会社で計上された未払額の合計額との差額は親会社の財務諸表に反映されている。法人税についての詳細な情報については、連結財務諸表注記10を参照のこと。

(D) 配当制限

配当制限に関する情報については、連結財務諸表注記13を参照のこと。

(E) キャッシュ・フローに関する補足的情報

	<u>2018年</u>	<u>2017年</u>	<u>2016年</u>
(単位：百万ドル)			
利息支払額	\$ 179	\$ 195	\$ 209
現金の動きを伴わない財務活動:			
株主配当金再投資のために発行された自己株式	<u>8</u>	<u>29</u>	<u>26</u>

. 保険に関する補足情報

アフラック・インコーポレーテッド及び子会社

12月31日現在

	繰延 新契約費	責任準備金 支払備金	未経過 保険料	その他保険 契約者積立金
(単位：百万ドル)				
2018年				
アフラック（日本）	\$ 6,384	\$ 80,672	\$ 4,977	\$ 7,145
アフラック（米国）	3,491	10,864	117	-
その他	-	183	-	1
内部取引の消去	-	(767)	(4)	-
合計	\$ 9,875	\$ 90,952	\$ 5,090	\$ 7,146
2017年				
アフラック（日本）	\$ 6,150	\$ 76,353	\$ 5,840	\$ 6,939
アフラック（米国）	3,355	10,506	119	-
その他	-	138	-	-
内部取引の消去	-	(748)	-	-
合計	\$ 9,505	\$ 86,249	\$ 5,959	\$ 6,939

四捨五入のため、セグメントごとの金額の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。

12月31日に終了した事業年度

	保険料収入 (純額)	投資収益 (純額)	保険金 給付金 (純額)	繰延 新契約 費償却	その他の 事業費	収入保険料
(単位：百万ドル)						
2018年						
アフラック （日本）	\$ 12,762	\$ 2,639	\$ 8,913	\$ 710	\$ 2,374	\$ 12,298
アフラック （米国）	5,708	727	2,887	534	1,736	5,707
その他	207	76	200	1	420	-
合計	\$ 18,677	\$ 3,442	\$ 12,000	\$ 1,245	\$ 4,530	\$ 18,005
2017年						
アフラック （日本）	\$ 12,752	\$ 2,463	\$ 9,087	\$ 630	\$ 2,257	\$ 12,092
アフラック （米国）	5,563	721	2,885	502	1,658	5,565
その他	216	36	209	-	421	-
合計	\$ 18,531	\$ 3,220	\$ 12,181	\$ 1,132	\$ 4,336	\$ 17,657
2016年						
アフラック （日本）	\$ 13,537	\$ 2,554	\$ 9,828	\$ 644	\$ 2,326	\$ 12,762

アフラック (米国)	5,454	703	2,869	497	1,593	5,452
その他	234	21	222	-	513	-
合計	\$ 19,225	\$ 3,278	\$ 12,919	\$ 1,141	\$ 4,432	\$ 18,214

四捨五入のため、セグメントごとの金額の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

.再保険

アフラック・インコーポレーテッド及び子会社
12月31日に終了した事業年度

	総 額	他社への 出再額	他社からの 受再額	純 額	受再額の 純額比率
(単位：百万ドル)					
2018年:					
有効な生命保険	\$ 151,457	\$ 4,702	\$ -	\$ 146,755	- %
保険料:					
補完保険	\$ 15,330	\$ 541	\$ 214	\$ 15,003	1 %
生命保険	3,688	14	-	3,674	-
保険料合計	\$ 19,018	\$ 555	\$ 214	\$ 18,677	1 %
2017年:					
有効な生命保険	\$ 152,502	\$ 4,121	\$ -	\$ 148,381	- %
保険料:					
補完保険	\$ 14,829	\$ 554	\$ 222	\$ 14,497	1 %
生命保険	4,046	12	-	4,034	-
保険料合計	\$ 18,875	\$ 566	\$ 222	\$ 18,531	1 %
2016年:					
有効な生命保険	\$ 151,093	\$ 3,741	\$ -	\$ 147,352	- %
保険料:					
補完保険	\$ 14,839	\$ 595	\$ 241	\$ 14,485	1 %
生命保険	4,753	13	-	4,740	-
保険料合計	\$ 19,592	\$ 608	\$ 241	\$ 19,225	1 %

四捨五入のため、保険種類ごとの保険料の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。
添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

[次へ](#)

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Statements of Earnings
 Years Ended December 31,

(In millions, except for share and per-share amounts)	2018	2017	2016
Revenues:			
Net premiums, principally supplemental health insurance	\$ 18,677	\$ 18,531	\$ 19,225
Net investment income	3,442	3,220	3,278
Realized investment gains (losses):			
Other-than-temporary impairment losses realized	(81)	(37)	(85)
Other gains (losses) ⁽¹⁾	(349)	(114)	71
Total realized investment gains (losses)	(430)	(151)	(14)
Other income (loss)	69	67	70
Total revenues	21,758	21,667	22,559
Benefits and expenses:			
Benefits and claims, net	12,000	12,181	12,919
Acquisition and operating expenses:			
Amortization of deferred policy acquisition costs	1,245	1,132	1,141
Insurance commissions	1,320	1,316	1,368
Insurance and other expenses ⁽²⁾	2,988	2,780	2,796
Interest expense	222	240	268
Total acquisition and operating expenses	5,775	5,468	5,573
Total benefits and expenses	17,775	17,649	18,492
Earnings before income taxes	3,983	4,018	4,067
Income tax expense:			
Current	1,379	631	884
Deferred	(316)	(1,217)	524
Income taxes	1,063	(586)	1,408
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
Net earnings per share:			
Basic	\$ 3.79	\$ 5.81	\$ 3.23
Diluted	3.77	5.77	3.21
Weighted-average outstanding common shares used in computing earnings per share (in thousands):			
Basic	769,588	792,042	822,942
Diluted	774,650	797,861	827,841

⁽¹⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

⁽²⁾ Includes expense of \$13 in 2017 and \$137 in 2016 for the early extinguishment of debt. See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Statements of Comprehensive Income (Loss)
 Years Ended December 31,

(In millions)	2018	2017	2016
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
Other comprehensive income (loss) before income taxes:			
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period	232	286	283
Unrealized gains (losses) on fixed maturity securities: ⁽¹⁾			
Unrealized holding gains (losses) on fixed maturity securities during period	(3,155)	1,731	2,852
Reclassification adjustment for realized (gains) losses on fixed maturity securities included in net earnings	46	2	(53)
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	2	1	3
Pension liability adjustment during period	(25)	9	(45)
Total other comprehensive income (loss) before income taxes	(2,900)	2,029	3,040
Income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	(797)	631	1,035
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	(2,103)	1,398	2,005
Total comprehensive income (loss)	\$ 817	\$ 6,002	\$ 4,664

⁽¹⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Balance Sheets
December 31,

(In millions)	2018	2017
Assets:		
Investments and cash:		
Securities available for sale, at fair value:		
Fixed maturity securities (amortized cost \$73,007 in 2018 and \$70,594 in 2017) ⁽¹⁾	\$ 78,429	\$ 78,804
Fixed maturity securities - consolidated variable interest entities (amortized cost \$3,849 in 2018 and \$4,538 in 2017) ⁽¹⁾	4,466	5,509
Securities held to maturity, at amortized cost:		
Fixed maturity securities (fair value \$36,722 in 2018 and \$38,072 in 2017)	30,318	31,430
Equity securities, at fair value:		
Equity securities ⁽¹⁾	827	270
Equity securities - consolidated variable interest entities	160	753
Other investments ⁽²⁾	7,706	3,402
Cash and cash equivalents	4,337	3,491
Total investments and cash	126,243	123,659
Receivables	851	827
Accrued investment income	773	769
Deferred policy acquisition costs	9,875	9,505
Property and equipment, at cost less accumulated depreciation	443	434
Other ⁽³⁾	2,221	2,023
Total assets	\$ 140,406	\$ 137,217

⁽¹⁾ Includes perpetual securities, see Notes 1 and 3 of the Notes to the Consolidated Financial Statements

⁽²⁾ Includes \$5,856 in 2018 and \$2,341 in 2017 of loan receivables and limited partnerships from consolidated variable interest entities

⁽³⁾ Includes \$182 in 2018 and \$151 in 2017 of derivatives from consolidated variable interest entities

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

(continued)

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Balance Sheets (continued)
December 31,

(In millions, except for share and per-share amounts)	2018	2017
Liabilities and shareholders' equity:		
Liabilities:		
Policy liabilities:		
Future policy benefits	\$ 86,368	\$ 81,857
Unpaid policy claims	4,584	4,392
Unearned premiums	5,090	5,959
Other policyholders' funds	7,146	6,939
Total policy liabilities	103,188	99,147
Income taxes	4,020	4,745
Payables for return of cash collateral on loaned securities	1,052	606
Notes payable	5,778	5,289
Other ⁽⁴⁾	2,906	2,832
Total liabilities	116,944	112,619
Commitments and contingent liabilities (Note 15)		
Shareholders' equity:		
Common stock of \$.10 par value. In thousands: authorized 1,900,000 shares in 2018 and 2017; issued 1,347,540 shares in 2018 and 1,345,762 shares in 2017	135	135
Additional paid-in capital	2,177	2,052
Retained earnings	31,788	29,895
Accumulated other comprehensive income (loss):		
Unrealized foreign currency translation gains (losses)	(1,847)	(1,750)
Unrealized gains (losses) on fixed maturity securities ⁽⁵⁾	4,234	5,964
Unrealized gains (losses) on derivatives	(24)	(23)
Pension liability adjustment	(212)	(163)
Treasury stock, at average cost	(12,789)	(11,512)
Total shareholders' equity	23,462	24,598
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 140,406	\$ 137,217

⁽⁴⁾ Includes \$102 in 2018 and \$128 in 2017 of derivatives from consolidated variable interest entities

⁽⁵⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Statements of Shareholders' Equity
 Years Ended December 31,

(In millions, except for per-share amounts)	2018	2017	2016
Common stock:			
Balance, beginning of period	\$ 135	\$ 135	\$ 135
Balance, end of period	135	135	135
Additional paid-in capital:			
Balance, beginning of period	2,052	1,908	1,760
Exercise of stock options	34	38	46
Share-based compensation	54	51	64
Gain (loss) on treasury stock reissued	37	55	38
Balance, end of period	2,177	2,052	1,908
Retained earnings:			
Balance, beginning of period	29,895	25,981	24,007
Cumulative effect of change in accounting principle - financial instruments, net of income taxes ⁽¹⁾	148	0	0
Cumulative effect of change in accounting principle - tax effects from tax reform ⁽¹⁾	(374)	0	0
Net earnings	2,920	4,604	2,659
Dividends to shareholders (\$1.04 per share in 2018, \$.87 per share in 2017 and \$.83 per share in 2016)	(801)	(690)	(685)
Balance, end of period	31,788	29,895	25,981
Accumulated other comprehensive income (loss):			
Balance, beginning of period	4,028	2,630	625
Cumulative effect of change in accounting principle - financial instruments, net of income taxes ⁽¹⁾	(148)	0	0
Cumulative effect of change in accounting principle - tax effects from tax reform ⁽¹⁾	374	0	0
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period, net of income taxes	228	233	213
Unrealized gains (losses) on fixed maturity securities during period, net of income taxes and reclassification adjustments ⁽¹⁾	(2,316)	1,159	1,819
Unrealized gains (losses) on derivatives during period, net of income taxes	2	1	2
Pension liability adjustment during period, net of income taxes	(17)	5	(29)
Balance, end of period	2,151	4,028	2,630
Treasury stock:			
Balance, beginning of period	(11,512)	(10,172)	(8,819)
Purchases of treasury stock	(1,317)	(1,391)	(1,422)
Cost of shares issued	40	51	69
Balance, end of period	(12,789)	(11,512)	(10,172)
Total shareholders' equity	\$ 23,462	\$ 24,598	\$ 20,482

⁽¹⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018. See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Consolidated Statements of Cash Flows
Years Ended December 31,

(In millions)	2018	2017	2016
Cash flows from operating activities:			
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
Adjustments to reconcile net earnings to net cash provided by operating activities:			
Change in receivables and advance premiums	(55)	(91)	42
Capitalization of deferred policy acquisition costs	(1,504)	(1,468)	(1,447)
Amortization of deferred policy acquisition costs	1,245	1,132	1,141
Increase in policy liabilities	2,343	2,890	3,331
Change in income tax liabilities	64	(1,240)	(93)
Realized investment (gains) losses	430	151	14
Other, net	571	150	340 ⁽¹⁾
Net cash provided (used) by operating activities	6,014	6,128	5,987
Cash flows from investing activities:			
Proceeds from investments sold or matured:			
Available-for-sale fixed maturity securities	7,888	4,680	6,723
Equity securities	429	902	350
Held-to-maturity fixed maturity securities	1,670	2,212	1,399
Other investments - loan receivables	936	303	90
Costs of investments acquired:			
Available-for-sale fixed maturity securities	(9,086)	(9,867)	(10,890)
Equity securities	(440)	(446)	(1,079)
Other investments - loan receivables	(4,848)	(2,115)	(1,110)
Other investments, excluding loan receivables, net	(414)	(206)	(98)
Settlement of derivatives, net	(241)	(621)	1,252
Cash received (pledged or returned) as collateral, net	348	(205)	(416)
Other, net	176	(68)	(76)
Net cash provided (used) by investing activities	(3,582)	(5,431)	(3,855)
Cash flows from financing activities:			
Purchases of treasury stock	(1,301)	(1,351)	(1,422)
Proceeds from borrowings	1,020	1,040	986
Principal payments under debt obligations	(550)	(1,161)	(610)
Dividends paid to shareholders	(793)	(661)	(658)
Change in investment-type contracts, net	(31)	35	159
Treasury stock reissued	58	33	46
Other, net	(19)	0	(120) ⁽¹⁾
Net cash provided (used) by financing activities	(1,616)	(2,065)	(1,619)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	30	0	(4)
Net change in cash and cash equivalents	846	(1,368)	509
Cash and cash equivalents, beginning of period	3,491	4,859	4,350
Cash and cash equivalents, end of period	\$ 4,337	\$ 3,491	\$ 4,859
Supplemental disclosures of cash flow information:			
Income taxes paid	\$ 998	\$ 780	\$ 1,526
Interest paid	181	196	211
Noncash interest	41	44	57
Impairment losses included in realized investment losses	81	37	85
Noncash financing activities:			
Capital lease obligations	11	12	1
Treasury stock issued for:			
Associate stock bonus	7	29	30
Shareholder dividend reinvestment	8	29	27
Share-based compensation grants	2	1	4

⁽¹⁾ Operating activities excludes and financing activities includes a cash outflow of \$137 in 2016 for the payments associated with the early extinguishment of debt

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data**Aflac Incorporated and Subsidiaries
Notes to the Consolidated Financial Statements****1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES****Description of Business**

Aflac Incorporated (the Parent Company) and its subsidiaries (collectively, the Company) primarily sell supplemental health and life insurance in the United States and Japan. The Company's insurance business is marketed and administered through American Family Life Assurance Company of Columbus (Aflac) in the United States (Aflac U.S.) and, effective April 1, 2018, through Aflac Life Insurance Japan Ltd. in Japan (Aflac Japan). Prior to April 1, 2018, the Company's insurance business was marketed in Japan as a branch of Aflac. American Family Life Assurance Company of New York (Aflac New York) is a wholly owned subsidiary of Aflac. Most of Aflac's policies are individually underwritten and marketed through independent agents. Additionally, Aflac U.S. markets and administers group products through Continental American Insurance Company (CAIC), branded as Aflac Group Insurance. The Company's insurance operations in the United States and Japan service the two markets for the Company's insurance business. Aflac Japan's revenues, including realized gains and losses on its investment portfolio, accounted for 70% of the Company's total revenues in 2018, compared with 70% in 2017 and 71% in 2016. The percentage of the Company's total assets attributable to Aflac Japan was 84% at December 31, 2018, compared with 83% at December 31, 2017.

Basis of Presentation

The Company prepares its financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (U.S. GAAP). These principles are established primarily by the Financial Accounting Standards Board (FASB). In these Notes to the Consolidated Financial Statements, references to U.S. GAAP issued by the FASB are derived from the FASB Accounting Standards Codification™ (ASC). The preparation of financial statements in conformity with U.S. GAAP requires the Company to make estimates based on currently available information when recording transactions resulting from business operations. The most significant items on the Company's balance sheet that involve a greater degree of accounting estimates and actuarial determinations subject to changes in the future are the valuation of investments and derivatives, deferred policy acquisition costs (DAC), liabilities for future policy benefits and unpaid policy claims, and income taxes. These accounting estimates and actuarial determinations are sensitive to market conditions, investment yields, mortality, morbidity, commission and other acquisition expenses, and terminations by policyholders. As additional information becomes available, or actual amounts are determinable, the recorded estimates will be revised and reflected in operating results. Although some variability is inherent in these estimates, the Company believes the amounts provided are adequate.

The consolidated financial statements include the accounts of the Parent Company, its subsidiaries, and those entities required to be consolidated under applicable accounting standards. All material intercompany accounts and transactions have been eliminated.

Significant Accounting Policies

Foreign Currency Translation: The functional currency of Aflac Japan is the Japanese yen. The Company translates its yen-denominated financial statement accounts into U.S. dollars as follows. Assets and liabilities are translated at end-of-period exchange rates. Realized gains and losses on security transactions are translated at the exchange rate on the trade date of each transaction. Other revenues, expenses, and cash flows are translated using average exchange rates for the period. The resulting currency translation adjustments are reported in accumulated other comprehensive income. The Company includes in earnings the realized currency exchange gains and losses resulting from foreign currency transactions.

The Parent Company has designated a majority of its yen-denominated liabilities (notes payable and yen-denominated loans) as non-derivative hedges and from time-to-time may designate certain foreign currency forwards and options as derivative hedges of the foreign currency exposure of the Company's net investment in Aflac Japan. Outstanding principal and related accrued interest on these Parent Company liabilities and the fair value of these derivatives are translated into U.S. dollars at end-of-period exchange rates. Currency translation adjustments and changes in the fair value of these derivatives are recorded as unrealized foreign currency translation gains (losses) in other comprehensive income and are included in accumulated other comprehensive income.

Insurance Revenue and Expense Recognition: Substantially all of the supplemental health and life insurance policies the Company issues are classified as long-duration contracts. The contract provisions generally cannot be

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

changed or canceled during the contract period; however, the Company may adjust premiums for supplemental health policies issued in the United States within prescribed guidelines and with the approval of state insurance regulatory authorities.

Insurance premiums for most of the Company's health and life policies, including cancer, accident, hospital, critical illness, dental, vision, term life, whole life, long-term care and disability, are recognized as revenue over the premium-paying periods of the contracts when due from policyholders. When revenues are reported, the related amounts of benefits and expenses are charged against such revenues, so that profits are recognized in proportion to premium revenues during the period the policies are expected to remain in force. This association is accomplished by means of annual additions to the liability for future policy benefits and the deferral and subsequent amortization of policy acquisition costs.

Premiums from the Company's products with limited-pay features, including term life, whole life, WAYS, and child endowment, are collected over a significantly shorter period than the period over which benefits are provided. Premiums for these products are recognized as revenue over the premium-paying periods of the contracts when due from policyholders. Any gross premium in excess of the net premium is deferred and recorded in earnings, such that profits are recognized in a constant relationship with insurance in force. Benefits are recorded as an expense when they are incurred. A liability for future policy benefits is recorded when premiums are recognized using the net premium method.

At the policyholder's option, customers can also pay discounted advanced premiums for certain of the Company's products. Advanced premiums are deferred and recognized when due from policyholders over the regularly scheduled premium payment period.

The calculation of DAC and the liability for future policy benefits requires the use of estimates based on sound actuarial valuation techniques. For new policy issues, the Company reviews its actuarial assumptions and deferrable acquisition costs each year and revises them when necessary to more closely reflect recent experience and studies of actual acquisition costs. For policies in force, the Company evaluates DAC by major product groupings to determine that they are recoverable from future revenues, and any amounts determined not to be recoverable are charged against net earnings. The Company has not had any material charges to earnings for DAC that was determined not to be recoverable in any of the years presented in this Form 10-K.

Advertising expense is reported as incurred in insurance expenses in the consolidated statements of earnings.

Cash and Cash Equivalents: Cash and cash equivalents include cash on hand, money market instruments, and other debt instruments with a maturity of 90 days or less when purchased.

Investments: The Company's debt securities consist of fixed maturity securities, which are classified as either held to maturity or available for sale. Securities classified as held to maturity are securities that the Company has the ability and intent to hold to maturity or redemption and are carried at amortized cost. All other fixed maturity debt securities are classified as available for sale and are carried at fair value. If the fair value is higher than the amortized cost for debt securities, the excess is an unrealized gain, and if lower than cost, the difference is an unrealized loss. The net unrealized gains and losses on securities available for sale, less related deferred income taxes, are recorded through other comprehensive income and included in accumulated other comprehensive income.

Amortized cost of debt securities is based on the Company's purchase price adjusted for accrual of discount, or amortization of premium, and recognition of impairment charges, if any. The amortized cost of debt securities the Company purchases at a discount or premium will equal the face or par value at maturity or the call date, if applicable. Interest is reported as income when earned and is adjusted for amortization of any premium or discount.

The Company has investments in equity securities which are carried at fair value. Effective January 1, 2018 upon the adoption of new accounting guidance, changes in fair value of equity securities are recorded in earnings as a component of realized investment gains and losses. Prior to January 1, 2018, equity securities were carried at fair value with unrealized gains and losses, less related deferred income taxes, recorded in other comprehensive income and included in accumulated other comprehensive income.

The Company has investments in variable interest entities (VIEs). Criteria for evaluating VIEs for consolidation focuses on identifying which enterprise has the power to direct the activities of a variable interest entity that most significantly impact the entity's economic performance and (1) the obligation to absorb losses of the entity or (2) the right to receive benefits from the entity. The Company is the primary beneficiary of certain VIEs, and therefore consolidates these entities in its financial statements. While the consolidated VIEs generally operate within a defined set of contractual

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

terms, there are certain powers that are retained by the Company that are considered significant in the conclusion that the Company is the primary beneficiary. These powers vary by structure but generally include the initial selection of the underlying collateral; the ability to obtain the underlying collateral in the event of default; and, the ability to appoint or dismiss key parties in the structure. In particular, the Company's powers surrounding the underlying collateral were considered to be the most significant powers because those most significantly impact the economics of the VIE. The Company has no obligation to provide any continuing financial support to any of the entities in which it is the primary beneficiary. The Company's maximum loss is limited to its original investment. Neither the Company nor any of its creditors have the ability to obtain the underlying collateral, nor does the Company have control over the instruments held in the VIEs, unless there is an event of default. For those entities where the Company is the primary beneficiary, the consolidated entity's assets are segregated on the balance sheet by the caption "consolidated variable interest entities," and consist of fixed maturity securities, equity securities, loan receivables, limited partnerships and derivative instruments.

For the mortgage- and asset-backed securities held in the Company's fixed maturity portfolio, the Company recognizes income using a constant effective yield, which is based on anticipated prepayments and the estimated economic life of the securities. When estimates of prepayments change, the effective yield is recalculated to reflect actual payments to date and anticipated future payments. The net investment in mortgage- and asset-backed securities is adjusted to the amount that would have existed had the new effective yield been applied at the time of acquisition. This adjustment is reflected in net investment income.

The Company uses the specific identification method to determine the gain or loss from securities transactions and report the realized gain or loss in the consolidated statements of earnings. Securities transactions are accounted for based on values as of the trade date of the transaction.

An investment in a fixed maturity security is impaired if the fair value falls below amortized cost. The Company regularly reviews its fixed maturity security investments portfolio for declines in fair value. The Company's fixed maturity security investments are evaluated for other-than-temporary impairment using its debt impairment model. The Company's debt impairment model focuses on the ultimate collection of the cash flows from its investments and whether the Company has the intent to sell or if it is more likely than not the Company would be required to sell the security prior to recovery of its amortized cost. The determination of the amount of impairments under this model is based upon the Company's periodic evaluation and assessment of known and inherent risks associated with the respective securities. Such evaluations and assessments are revised as conditions change and new information becomes available.

When determining the Company's intention to sell a security prior to recovery of its fair value to amortized cost, the Company evaluates facts and circumstances such as, but not limited to, future cash flow needs, decisions to reposition its security portfolio, and risk profile of individual investment holdings. The Company performs ongoing analyses of its liquidity needs, which includes cash flow testing of its policy liabilities, debt maturities, projected dividend payments, and other cash flow and liquidity needs.

The determination of whether an impairment in value of the Company's fixed maturity securities is other than temporary is based largely on the Company's evaluation of the issuer's creditworthiness. The Company must apply considerable judgment in determining the likelihood of its fixed maturity securities recovering in value. Factors that may influence this include the overall level of interest rates, credit spreads, the credit quality of the underlying issuer, and other factors. This process requires consideration of risks which can be controlled to a certain extent, such as credit risk, and risks which cannot be controlled, such as interest rate risk and foreign currency risk.

If, after monitoring and analyses, management believes that fair value will not recover to amortized cost, the Company recognizes an other-than-temporary impairment of the security. Once a security is considered to be other-than-temporarily impaired, the impairment loss is separated into two components: the portion of the impairment related to credit and the portion of the impairment related to factors other than credit. The Company recognizes a charge to earnings for the credit-related portion of other-than-temporary impairments. Impairments related to factors other than credit are charged to earnings in the event the Company intends to sell the security prior to the recovery of its amortized cost or if it is more likely than not that the Company would be required to dispose of the security prior to recovery of its amortized cost; otherwise, non-credit-related other-than-temporary impairments are charged to other comprehensive income.

The Company lends fixed maturity and public equity securities to financial institutions in short-term security-lending transactions. These securities continue to be carried as investment assets on the Company's balance sheet during the terms of the loans and are not reported as sales. The Company receives cash or other securities as collateral for such loans. For loans involving unrestricted cash or securities as collateral, the collateral is reported as an asset with a corresponding liability for the return of the collateral. For loans where the Company receives as collateral securities that the Company is not permitted to sell or repledge, the collateral is not reported as an asset.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Other investments include transitional real estate loans (TREs), commercial mortgage loans (CMLs), middle market loans (MMLs), policy loans, limited partnerships, and short-term investments with maturities at the time of purchase of one year or less, but greater than 90 days. The Company's investments in TREs, CMLs, and MMLs are accounted for as loan receivables and are recorded at amortized cost on the acquisition date. The Company has the intent and ability to hold these loan receivables for the foreseeable future or until they mature and therefore, they are considered held for investment and are carried at amortized cost in the other investments line in its consolidated balance sheets. The amortized cost of the loan receivables reflects allowances for expected incurred losses estimated based on past events and current economic conditions as of each reporting date. Limited partnership investments are accounted for using the equity method of accounting. Under the equity method of accounting, the Company reports its portion of partnership earnings as a component of net investment income in its consolidated statements of earnings. The underlying investments held by the Company's limited partnerships primarily consist of private equity and real estate. Short-term investments are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Derivatives and Hedging: Freestanding derivative instruments are reported in the consolidated balance sheet at fair value and are reported in other assets and other liabilities, with changes in value reported in earnings and/or other comprehensive income. These freestanding derivatives are foreign currency forwards, foreign currency options, foreign currency swaps, interest rate swaps, interest rate swaptions, and, in prior year periods, credit default swaps (CDSs). Foreign currency forwards and options are used in hedging foreign exchange risk on U.S. dollar-denominated investments in Aflac Japan's portfolio. Foreign currency forwards and options are also used to economically hedge certain portions of forecasted cash flows denominated in yen and hedge the Company's long term exposure to a weakening yen. Cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, are used to economically convert certain U.S. dollar-denominated note obligations into yen-denominated principal and interest obligations. Foreign currency swaps are used within special-purpose entities, including VIEs where the Company is the primary beneficiary, to hedge the risk arising from interest rate and currency exchange risk. Interest rate swaps are used to economically hedge interest rate fluctuations in certain variable-rate investments. Interest rate swaptions, which are options to enter into interest rate swaps, are used to hedge interest rate fluctuations on certain U.S. dollar-denominated available-for-sale securities in Aflac Japan's portfolio. The Company does not use derivatives for trading purposes, nor does the Company engage in leveraged derivative transactions.

From time to time, the Company purchases certain investments that contain an embedded derivative. The Company assesses whether this embedded derivative is clearly and closely related to the asset that serves as its host contract. If the Company deems that the embedded derivative's terms are not clearly and closely related to the host contract, and a separate instrument with the same terms would qualify as a derivative instrument, the derivative is separated from that contract, held at fair value, and reported with the host instrument in the consolidated balance sheet, with changes in fair value reported in earnings. If the Company has elected the fair value option, the embedded derivative is not bifurcated, and the entire investment is held at fair value with changes in fair value reported in earnings.

See Note 5 for a discussion on how the Company determines the fair value of its derivatives. Accruals on derivatives are typically recorded in accrued investment income or within other liabilities in the consolidated balance sheets.

To qualify for hedge accounting treatment, a derivative must be highly effective in mitigating the designated risk attributable to the hedged item. At the inception of hedging relationships the Company formally documents all relationships between hedging instruments and hedged items, as well as its risk-management objectives and strategies for undertaking the respective hedging relationship, and the methodology that will be used to assess the effectiveness of the hedge relationship at and subsequent to hedge inception. The Company documents the designation of each hedge as either (i) a hedge of the variability of cash flows to be received or paid related to a recognized asset or liability or the hedge of a forecasted transaction ("cash flow hedge"); (ii) a hedge of the estimated fair value of a recognized asset or liability ("fair value hedge"); or (iii) a hedge of a net investment in a foreign operation. The documentation process includes linking derivatives and non-derivative financial instruments that are designated as hedges to specific assets or groups of assets or liabilities in the statement of financial position or to specific forecasted transactions and defining the effectiveness testing methods to be used. At the hedge inception and on an ongoing quarterly basis, the Company also formally assesses whether the derivatives and non-derivative financial instruments used in hedging activities have been, and are expected to continue to be, highly effective in offsetting their designated risk. Hedge effectiveness is assessed using qualitative and quantitative methods. The assessment of hedge effectiveness determines the accounting treatment of changes in fair value.

For assessing hedge effectiveness, qualitative methods may include the comparison of critical terms of the derivative to the hedged item, and quantitative methods may include regression, dollar offset, or other statistical analysis of changes in fair value or cash flows associated with the hedge relationship. For derivative instruments that are designated and

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

qualify as cash flow hedges, the gain or loss on the derivative is reported as a component of other comprehensive income (loss) and reclassified into earnings in the same period or periods during which the hedged transaction affects earnings. In cash flow hedges, all components of each derivative's gain or loss are included in the assessment of hedge effectiveness and are recorded in the line item of the consolidated statements of earnings in which the cash flows of the hedged item are recorded.

For derivative instruments that are designated and qualify as fair value hedges, the gain or loss on the hedged item and the portion of the hedging instrument included in the assessment of effectiveness are recorded in the line item of the consolidated statements of earnings in which gain or loss on the hedged item is recorded. When assessing the effectiveness of the Company's fair value hedges, the Company excludes the changes in fair value related to the difference between the spot and the forward rate on its foreign currency forwards and the time value of foreign exchange options and interest rate swaptions.

For hedges of the Company's net investment in Aflac Japan, the Company has designated the majority of the Parent Company's yen-denominated liabilities (notes payable and yen-denominated loans) as non-derivative hedging instruments and from time to time may designate certain foreign currency forwards and options as derivative hedging instruments. The Company makes its net investment hedge designation at the beginning of each quarter. For assessing hedge effectiveness of net investment hedges, if the total of the designated Parent Company non-derivative and derivatives notional is equal to or less than its net investment in Aflac Japan, the hedge is deemed to be effective. If the hedge is effective, the related exchange effect on the yen-denominated liabilities is reported in the unrealized foreign currency component of other comprehensive income. For derivative hedging instruments designated as net investment hedges, Aflac follows the forward-rate method. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are reported in the unrealized foreign currency component of other comprehensive income. Should these designated net investment hedge positions exceed the Company's net investment in Aflac Japan, the foreign exchange effect on the portion that exceeds its investment in Aflac Japan would be recognized in current earnings within derivative and other gains (losses).

The Company discontinues hedge accounting prospectively when (1) it is determined that the derivative is no longer highly effective in offsetting changes in the estimated cash flows or fair value of a hedged item; (2) the derivative is designated as a hedging instrument; or (3) the derivative expires or is sold, terminated or exercised.

When hedge accounting is discontinued on a cash flow hedge or fair value hedge, the derivative is carried in the consolidated balance sheets at its estimated fair value, with changes in estimated fair value recognized in current period earnings. For discontinued cash flow hedges, including those where the derivative is sold, terminated or exercised, amounts previously deferred in other comprehensive income (loss) are reclassified into earnings when earnings are impacted by the cash flow of the hedged item.

If a derivative is not designated as an accounting hedge or its use in managing risk does not qualify for hedge accounting, changes in the estimated fair value of the derivative are generally reported within derivative and other gains (losses), which is a component of realized investment gains (losses). The fluctuations in estimated fair value of derivatives that have not been designated for hedge accounting can result in volatility in net earnings.

The Company receives and pledges cash or other securities as collateral on open derivative positions. Cash received as collateral is reported as an asset with a corresponding liability for the return of the collateral. Cash pledged as collateral is recorded as a reduction to cash, and a corresponding receivable is recognized for the return of the cash collateral. The Company generally can repledge or resell collateral obtained from counterparties, although the Company does not typically exercise such rights. Securities received as collateral are not recognized unless the Company was to exercise its right to sell that collateral or exercise remedies on that collateral upon a counterparty default. Securities that the Company has pledged as collateral continue to be carried as investment assets on its balance sheet.

Deferred Policy Acquisition Costs: Certain direct and incremental costs of acquiring new business are deferred and amortized with interest over the premium payment periods in proportion to the ratio of annual premium income to total anticipated premium income. Anticipated premium income is estimated by using the same mortality, persistency and interest assumptions used in computing liabilities for future policy benefits. In this manner, the related acquisition expenses are matched with revenues. Deferred costs include the excess of current-year commissions over ultimate renewal-year commissions and certain incremental direct policy issue, underwriting and sales expenses. All of these incremental costs are directly related to successful policy acquisition.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

For some products, policyholders can elect to modify product benefits, features, rights or coverages by exchanging a contract for a new contract or by amendment, endorsement, or rider to a contract, or by the election of a feature or coverage within a contract. These transactions are known as internal replacements. The Company performs a two-stage analysis of the internal replacements to determine if the modification is substantive to the base policy. The stages of evaluation are as follows: 1) determine if the modification is integrated with the base policy, and 2) if it is integrated, determine if the resulting contract is substantially changed.

For internal replacement transactions where the resulting contract is substantially unchanged, the policy is accounted for as a continuation of the replaced contract. Unamortized deferred acquisition costs from the original policy continue to be amortized over the expected life of the new policy, and the costs of replacing the policy are accounted for as policy maintenance costs and expensed as incurred. Examples include conversions of same age bands, certain family coverage changes, pricing era changes (decrease), and ordinary life becomes reduced paid-up and certain reinstatements.

An internal replacement transaction that results in a policy that is substantially changed is accounted for as an extinguishment of the original policy and the issuance of a new policy. Unamortized deferred acquisition costs on the original policy are immediately expensed, and the costs of acquiring the new policy are capitalized and amortized in accordance with the Company's accounting policies for deferred acquisition costs. Further, the policy reserves are evaluated based on the new policy features, and any change (up or down) necessary is recognized at the date of contract change/modification. Examples include conversions to higher age bands, certain family coverage changes, pricing era changes (increase), lapse & re-issue, certain reinstatements and certain other contract conversions.

Riders can be considered internal replacements that are either integrated or non-integrated resulting in either substantially changed or substantially unchanged treatment. Riders are evaluated based on the specific facts and circumstances of the rider and are considered an expansion of the existing benefits with additional premium required. Non-integrated riders to existing contracts do not change the Company's profit expectations for the related products and are treated as a new policy establishment for incremental coverage.

The Company measures the recoverability of DAC and the adequacy of its policy reserves annually by performing gross premium valuations on its business. (See the following discussion for further information regarding policy reserves.)

Policy Liabilities: Future policy benefits represent claims that are expected to occur in the future and are computed following a net level premium method using estimated future investment yields, persistency and recognized morbidity and mortality tables modified to reflect the Company's experience, including a provision for adverse deviation. These assumptions are generally established and considered locked at policy inception. These assumptions may only be unlocked in certain circumstances based on the results of periodic DAC recoverability and premium deficiency testing.

Unpaid policy claims are estimates computed on an undiscounted basis using statistical analyses of historical claims experience adjusted for current trends and changed conditions. The ultimate liability may vary significantly from such estimates. The Company regularly adjusts these estimates as new claims experience emerges and reflects the changes in operating results in the year such adjustments are made.

Other policy liabilities consist primarily of discounted advance premiums on deposit from policyholders in conjunction with their purchase of certain Aflac Japan limited-pay insurance products. These advanced premiums are deferred upon collection and recognized as premium revenue over the contractual premium payment period.

For internal replacements that are determined to not be substantially unchanged, policy liabilities related to the original policy that was replaced are immediately released, and policy liabilities are established for the new insurance contract; however, for internal replacements that are considered substantially unchanged, no changes to the reserves are recognized.

Reinsurance: The Company enters into reinsurance agreements with other companies in the normal course of business. For each reinsurance agreement, the Company determines if the agreement provides indemnification against loss or liability relating to insurance risk in accordance with applicable accounting standards. Reinsurance premiums and benefits paid or provided are accounted for on bases consistent with those used in accounting for the original policies issued and the terms of the reinsurance contracts. Premiums, benefits and DAC are reported net of insurance ceded.

Income Taxes: Income tax provisions are generally based on pretax earnings reported for financial statement purposes, which differ from those amounts used in preparing the Company's income tax returns. Deferred income taxes are recognized for temporary differences between the financial reporting basis and income tax basis of assets and

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

liabilities, based on enacted tax laws and statutory tax rates applicable to the periods in which the Company expects the temporary differences to reverse. The Company records deferred tax assets for tax positions taken based on its assessment of whether the tax position is more likely than not to be sustained upon examination by taxing authorities. A valuation allowance is established for deferred tax assets when it is more likely than not that an amount will not be realized.

Policyholder Protection Corporation and State Guaranty Association Assessments: In Japan, the government has required the insurance industry to contribute to a policyholder protection corporation. The Company recognizes a charge for its estimated share of the industry's obligation once it is determinable. The Company reviews the estimated liability for policyholder protection corporation contributions on an annual basis and reports any adjustments in Aflac Japan's expenses.

In the United States, each state has a guaranty association that supports insolvent insurers operating in those states. See Note 15 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for further discussion of the guaranty fund assessments charged to the Company.

Treasury Stock: Treasury stock is reflected as a reduction of shareholders' equity at cost. The Company uses the weighted-average purchase cost to determine the cost of treasury stock that is reissued. The Company includes any gains and losses in additional paid-in capital when treasury stock is reissued.

Share-Based Compensation: The Company measures compensation cost related to its share-based payment transactions at fair value on the grant date, and the Company recognizes those costs in the financial statements over the vesting period during which the employee provides service in exchange for the award. The Company has formalized its entity-wide accounting policy election to estimate the number of awards that are expected to vest and the corresponding forfeitures.

Earnings Per Share: The Company computes basic earnings per share (EPS) by dividing net earnings by the weighted-average number of unrestricted shares outstanding for the period. Diluted EPS is computed by dividing net earnings by the weighted-average number of shares outstanding for the period plus the shares representing the dilutive effect of share-based awards.

Stock Split: On February 13, 2018, the Board of Directors of the Parent Company declared a two-for-one stock split of the Company's common stock in the form of a 100% stock dividend payable on March 16, 2018 to shareholders of record at the close of business on March 2, 2018. The stock split was payable in the form of one additional common stock share for every share of common stock held. All equity and share-based data, including the number of shares outstanding and per share amounts, have been adjusted to reflect the stock split for all periods presented in this Annual Report on Form 10-K.

Reclassifications: Certain reclassifications have been made to prior-year amounts to conform to current-year reporting classifications. These reclassifications had no impact on net earnings or total shareholders' equity.

Perpetual securities have been reclassified in prior periods from a separate line item to fixed maturity securities to conform to current period reporting classifications. This reclassification had no impact on net earnings or total shareholder's equity.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

New Accounting Pronouncements

Recently Adopted Accounting Pronouncements

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
Accounting Standard Update (ASU) 2018-16 Derivatives and Hedging Inclusion of the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) Overnight Index Swap (OIS) Rate as a Benchmark Interest Rate for Hedge Accounting Purposes	In October 2018, the FASB issued amendments to permit use of the Overnight Index Swap (OIS) rate based on the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) as a U.S. benchmark interest rate for hedge accounting purposes under Topic 815 in addition to the Treasury obligations of the U.S. government (UST), the London Interbank Offered Rate (LIBOR) swap rate, the OIS rate based on the Fed Funds Effective Rate, and the Securities Industry and Financial Markets Association (SIFMA) Municipal Swap Rate.	Early adopted as of October 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or disclosures.
ASU 2018-03 Technical Corrections and Improvements to Financial Instruments - Overall Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities	In February 2018, the FASB issued amendments to clarify certain aspects of the guidance issued in the original <i>Financial Instruments - Overall - Recognition and Measurement</i> pronouncement summarized below. Specifically, for entities who have chosen the measurement alternative approach for equity securities without readily determinable fair values, the amendments clarify that entities may change from a measurement alternative approach to a fair value method through an irrevocable election that would apply to a specific equity security and all identical or similar investments of the same issuer; entities should use an observable price at the date of the transaction rather than reporting date for the measurement alternative calculation; and insurance companies should use a prospective transition method when applying the measurement alternative.	Early adopted as of January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2018-02 Income Statement - Reporting Comprehensive Income: Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income	In February 2018, the FASB issued amendments which allow a reclassification from accumulated other comprehensive income (AOCI) to retained earnings of the effects of the change in the U.S. federal income tax rate resulting from the Tax Cuts and Jobs Act (Tax Act) on the gross deferred tax amounts and the corresponding valuation allowances related to items remaining in AOCI. The amendments eliminate the stranded tax effects resulting from the Tax Act and also require certain disclosures about the reclassified tax effects.	Early adopted as of January 1, 2018	The amounts reclassified from AOCI to retained earnings include the income tax effects of the change in the federal corporate tax rate enacted by the Tax Act. The Company's policy is to follow the portfolio approach for releasing income tax effects from AOCI. The adoption of this guidance resulted in an increase to beginning 2018 AOCI of \$374 million with a corresponding decrease to beginning 2018 retained earnings as of January 1, 2018.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2017-12 Derivatives and Hedging: Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities	In August 2017, the FASB issued guidance which improves and simplifies the accounting rules around hedge accounting and creates more transparency around how economic results are presented in financial statements. Issues addressed in this new guidance include: 1) risk component hedging, 2) accounting for the hedged item in fair value hedges of interest rate risk, 3) recognition and presentation of the effects of hedging instruments, and 4) amounts excluded from the assessment of hedge effectiveness.	Early adopted as of October 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2017-09 Compensation - Stock Compensation: Scope of Modification Accounting	In May 2017, the FASB issued amendments to provide guidance clarifying when changes to the terms or conditions of a share-based payment award must be accounted for as modifications. An entity should apply modification accounting if the fair value, vesting conditions or classification of the award (as an equity instrument or liability instrument) changes as a result of the change in terms or conditions of the award.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2017-08 Receivables - Nonrefundable Fees and Other Costs: Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities	In March 2017, the FASB issued amendments to shorten the amortization period for certain callable debt securities held at a premium. Specifically, the amendments require the premium to be amortized to the earliest call date. The amendments do not require an accounting change for securities held at a discount.	Early adopted as of July 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2017-07 Compensation - Retirement Benefits: Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost	In March 2017, the FASB issued amendments requiring that an employer report the service cost component of net periodic pension cost and net periodic postretirement benefit cost in the same line item or items as other compensation costs arising from services rendered by the pertinent employees during the period. The other components of net periodic pension cost and net periodic postretirement benefit cost are required to be presented in the income statement separately from the service cost component and outside a subtotal of income from operations, if one is presented. If a separate line item or items are used to present the other components of net benefit cost, that line item or items must be appropriately described. If a separate line item or items are not used, the line item or items used in the income statement to present the other components of net benefit cost must be disclosed. The amendments in this update also allow only the service cost component to be eligible for capitalization when applicable.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2017-05 Other Income - Gains and Losses from the Derecognition of Nonfinancial Assets: Clarifying the Scope of Asset Derecognition Guidance and Accounting for Partial Sales of Nonfinancial Assets	In February 2017, the FASB issued amendments that clarify the scope and accounting guidance for the derecognition of a nonfinancial asset or a financial asset that meets the definition of an "in substance nonfinancial asset." The amendments define an "in substance nonfinancial asset" and provide additional accounting guidance for partial sales of nonfinancial assets.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2017-01 Business Combinations: Clarifying the Definition of a Business	In January 2017, the FASB issued amendments clarifying when a set of assets and activities is a business. The amendments provide a screen to exclude transactions where substantially all the fair value of the transferred set is concentrated in a single asset, or group of similar assets, from being evaluated as a business.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2016-18 Statement of Cash Flows: Restricted Cash	In November 2016, the FASB issued amendments requiring that a statement of cash flows explain the change during the period in the total of cash, cash equivalents, and amounts generally described as restricted cash or restricted cash equivalents.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, statements of cash flows, or disclosures.
ASU 2016-17 Consolidation - Interests Held through Related Parties That Are under Common Control	In October 2016, the FASB issued amendments which clarify the consolidation guidance on how a reporting entity that is the single decision maker of a variable interest entity (VIE) should treat indirect interests in the entity held through related parties that are under common control with the reporting entity when determining whether it is the primary beneficiary of that VIE.	January 1, 2017	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2016-16 Income Taxes: Intra-Entity Transfers of Assets Other Than Inventory	In October 2016, the FASB issued amendments that require an entity to recognize the income tax consequences of an intra-entity transfer of an asset other than inventory when the transfer occurs.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2016-15 Statement of Cash Flows: Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments	In August 2016, the FASB issued amendments that provide guidance on eight specific statement of cash flow classification issues, including distributions received from equity method investees.	January 1, 2018	The Company elected nature of distribution for distributions received from equity method investees. The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, statement of cash flows, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2016-09 Compensation - Stock Compensation: Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting	In March 2016, the FASB issued amendments which simplify several aspects for share-based payment award transactions, including the income tax consequences, classification of awards as either liability or equity, classification of taxes paid on the statement of cash flows and treatment of forfeitures.	January 1, 2017	As a result of applying this requirement, the Company believes that recognition of excess tax benefits will increase volatility in its statement of operations and the Company made an entity-wide accounting policy election to estimate the number of awards that are expected to vest (consistent with the Company's prior policy), but the adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, statements of cash flows, or disclosures.
ASU 2016-07 Investments - Equity Method and Joint Ventures - Simplifying the Transition to the Equity Method of Accounting	In March 2016, the FASB issued amendments which eliminate the requirement that when an investment qualifies for use of the equity method as a result of an increase in the level of ownership interest or degree of influence, an investor must adjust the investment, results of operations, and retained earnings retroactively on a step-by-step basis as if the equity method had been in effect during all previous periods that the investment had been held. Per the amendments, upon qualifying for the equity method of accounting, no retroactive adjustment of the investment is required.	January 1, 2017	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2016-06 Derivatives and Hedging - Contingent Put and Call Options in Debt Instruments	In March 2016, the FASB issued amendments which clarify what steps are required when assessing whether the economic characteristics and risks of call (put) options are clearly and closely related to the economic characteristics and risks of their debt hosts, which is one of the criteria for bifurcating an embedded derivative. Consequently, when a call (put) option is contingently exercisable, an entity does not have to assess whether the event that triggers the ability to exercise a call (put) option is related to interest rates or credit risks.	January 1, 2017	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2016-05 Derivatives and Hedging - Effect of Derivative Contract Novations on Existing Hedge Accounting Relationships	In March 2016, the FASB issued amendments which clarify that a change in the counterparty to a derivative instrument that has been designated as the hedging instrument does not, in and of itself, require dedesignation of that hedging relationship provided that all other hedge accounting criteria remain intact.	January 1, 2017	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2016-01 Financial Instruments - Overall: Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities	In January 2016, the FASB issued guidance to address certain aspects of recognition, measurement, presentation, and disclosure of financial instruments. The main provisions of this guidance require certain equity investments to be measured at fair value with changes in fair value recognized in net earnings; separate presentation in other comprehensive income for changes in fair value of financial liabilities measured under the fair value option that are due to instrument-specific credit risk; and changes in disclosures associated with the fair value of financial instruments. The guidance also clarifies that entities should evaluate the need for a valuation allowance on a deferred tax asset (DTA) related to available-for-sale (AFS) securities in combination with the entity's other DTAs.	January 1, 2018	The Company recorded a cumulative effect adjustment with an increase to beginning 2018 retained earnings and a decrease to beginning 2018 AOCI of \$148 million, net of taxes.
ASU 2015-16 Business Combinations - Simplifying the Accounting for Measurement-Period Adjustments	In September 2015, the FASB issued guidance requiring that an acquirer recognize adjustments to estimated amounts that are identified during the measurement period in the reporting period in which the adjustments are determined. In the same period's financial statements, the acquirer is required to record income effects of the adjustments as if the accounting had been completed at the acquisition date. The acquirer is also required to present separately on the face of the income statement or disclose in the notes the portion of the amount recorded in current-period earnings by line item that would have been recorded in previous reporting periods if the adjustment to the estimated amounts had been recognized as of the acquisition date.	January 1, 2016	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2015-09 Financial Services - Insurance - Disclosures about Short-Duration Contracts	In May 2015, the FASB issued updated guidance requiring enhanced disclosures by all insurance entities that issue short-duration contracts. The amendments require insurance entities to disclose for annual reporting periods information about the liability for unpaid claims and claim adjustment expenses. The amendments also require insurance entities to disclose information about significant changes in methodologies and assumptions used to calculate the liability for unpaid claims and claim adjustment expenses. In addition, the amendments require insurance entities to disclose for annual and interim reporting periods a roll-forward of the liability for unpaid claims and claim adjustment expenses. For health insurance claims, the amendments require the disclosure of the total of incurred-but-not-reported liabilities and expected development on reported claims included in the liability for unpaid claims and claim adjustment expenses.	December 31, 2016	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2015-07 Fair Value Measurement - Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)	In May 2015, the FASB issued updated guidance that removes the requirement to categorize within the fair value hierarchy all investments for which fair value is measured using the net asset value per share practical expedient. The amendments also remove the requirement to make certain disclosures for all investments that are eligible to be measured at fair value using the net asset value per share practical expedient. Rather, those disclosures are limited to investments for which the entity has elected to measure the fair value using that practical expedient.	January 1, 2016	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2015-03 Interest - Imputation of Interest - Simplifying the Presentation of Debt Issuance Costs	In April 2015, the FASB issued updated guidance to simplify presentation of debt issuance costs. The updated guidance requires that debt issuance costs related to a recognized debt liability be presented in the balance sheet as a direct deduction from the carrying amount of that debt liability, consistent with debt discounts. The recognition and measurement guidance for debt issuance costs are not affected by this amendment. In August 2015, the FASB issued updated Securities and Exchange Commission (SEC) Staff guidance pertaining to the presentation of debt issuance costs related to line-of-credit arrangements. The guidance states that an entity may defer and present debt issuance costs as an asset, subsequently amortizing the deferred debt issuance costs ratably over the term of the line-of-credit arrangement, regardless of whether there are any outstanding borrowings on the line-of-credit arrangement.	January 1, 2016	The retrospective adoption of this accounting standard resulted in a \$40 million reduction to notes payable and other assets as of December 31, 2015, the earliest balance sheet date presented in the period of adoption, but did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2015-02 Consolidation - Amendments to the Consolidation Analysis	In February 2015, the FASB issued updated guidance that affects evaluation of whether limited partnerships and similar legal entities (limited liability corporations and securitization structures, etc.) are VIEs, evaluation of whether fees paid to a decision maker or a service provider are a variable interest, and evaluation of the effect of fee arrangements and the effect of related parties on the determination of the primary beneficiary under the VIE model for consolidation. The updated guidance eliminates the presumption that a general partner should consolidate a limited partnership. Limited partnership and similar legal entities that provide partners with either substantive kick-out rights or substantive participating rights over the general partner will now be evaluated under the voting interest model rather than the VIE model for consolidation. In situations where no single party has a controlling financial interest in a VIE, the related party relationships under common control should be considered in their entirety in determining whether that common control group has a controlling financial interest in the VIE.	January 1, 2016	The adoption of this guidance impacted the Company's footnote disclosures, but did not have a significant impact on its financial position or results of operations.
ASU 2014-16 Derivatives and Hedging - Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity	In November 2014, the FASB issued guidance to clarify how to evaluate the economic characteristics and risks of a host contract in a hybrid financial instrument that is issued in the form of a share. The guidance also clarifies that an entity should assess the substance of the relevant terms and features when considering how to weight those terms and features.	January 1, 2016	The adoption of this guidance impacted the Company's footnote disclosures, but did not have a significant impact on its financial position or results of operations.
ASU 2014-15 Presentation of Financial Statements - Going Concern - Disclosure of Uncertainties about an Entity's Ability to Continue as a Going Concern	In August 2014, the FASB issued this amendment that provides U.S. GAAP guidance on management's responsibility in evaluating whether there is substantial doubt about a company's ability to continue as a going concern and about related footnote disclosures. For each reporting period, management will be required to evaluate whether there are conditions or events that raise substantial doubt about a company's ability to continue as a going concern within one year from the date the financial statements are issued. The new guidance requires a formal assessment of going concern by management based on criteria prescribed in the new guidance.	December 31, 2016	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or disclosures and no substantial doubt currently exists about the Company's ability to continue as a going concern.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Date of Adoption	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2014-12 Compensation - Stock Compensation - Accounting for Share-Based Payments When the Terms of an Award Provide That a Performance Target Could Be Achieved after the Requisite Service Period	In June 2014, the FASB issued this amendment that provides guidance on certain share-based payment awards that require a specific performance target that affects vesting and that could be achieved after the requisite service period be treated as a performance condition. A reporting entity should apply existing guidance to awards with performance conditions that affect vesting to account for such awards. Compensation cost should be recognized in the period in which it becomes probable that the performance target will be achieved and should represent the compensation cost attributable to the period(s) for which the requisite service has already been rendered. The total amount of compensation cost recognized during and after the requisite service period should reflect the number of awards that are expected to vest and should be adjusted to reflect those awards that ultimately vest.	January 1, 2016	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2014-09 Revenue from Contracts with Customers	In May 2014, the FASB issued updated guidance that affects any entity that either enters into contracts with customers to transfer goods or services or enters into contracts for the transfer of nonfinancial assets unless those contracts are within the scope of other standards (e.g., insurance contracts or lease contracts). The core principle of the guidance is that an entity should recognize revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services.	January 1, 2018	The adoption of this guidance did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Accounting Pronouncements Pending Adoption

Standard	Description	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2018-20 Leases: Narrow-Scope Improvements for Lessors	In December 2018, the FASB issued narrow-scope improvements for lessors which 1) provide an accounting policy election for lessors to exclude amounts collected from customers for all sales (and other similar) taxes from the transaction price; 2) require lessors to exclude the costs from variable lease revenue and the associated expense when the amount of those costs is not readily determinable by the lessor; and 3) require lessors to allocate (rather than recognize) certain variable payments to the lease and nonlease components when the changes in facts and circumstances on which the variable payment is based occur. The amendments are effective for public business entities for fiscal years beginning after December 15, 2018, including interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted.	The Company has made an accounting policy election to exclude amounts collected from customers for all sales (and other similar) taxes from the transaction price. The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2018-17 Consolidation: Targeted Improvements to Related Party Guidance for Variable Interest Entities	In October 2018, the FASB issued targeted improvements which provide that indirect interests held through related parties under common control should be considered on a proportional basis for determining whether fees paid to decision makers and service providers are variable interests. The amendments are effective for public business entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Early adoption is permitted.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or disclosures.
ASU 2018-15 Intangibles - Goodwill and Other - Internal-Use Software, Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That is a Service Contract	In August 2018, the FASB issued amendments to align the requirements for capitalizing implementation costs incurred in a hosting arrangement that is a service contract with the requirements for capitalizing implementation costs incurred to develop or obtain internal-use software. The amendments are effective for public business entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Early adoption is permitted.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or disclosures.
ASU 2018-14 Compensation - Retirement Benefits - Defined Benefit Plans - General, Disclosure Framework - Changes to the Disclosure Requirements for Defined Benefit Plans	In August 2018, the FASB issued amendments to modify the disclosure requirements for employers that sponsor defined benefit pension or other postretirement plans. Accordingly, six disclosure requirements were removed, two added and two clarified. The amendments are effective for public business entities for fiscal years beginning after December 15, 2020. Early adoption is permitted.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2018-13 Fair Value Measurement, Disclosure Framework - Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement	In August 2018, the FASB issued amendments to the disclosure requirements on fair value measurements in Topic 820, Fair Value Measurement. The amendments remove, modify, and add certain disclosures. The amendments are effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Early adoption is permitted upon issuance of this Update. An entity is permitted to early adopt any removed or modified disclosures upon issuance of this update and delay adoption of the additional disclosures until their effective date.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2018-12 Financial Services - Insurance, Targeted Improvements to the Accounting for Long-Duration Contracts	In August 2018, the FASB issued amendments that will significantly change how insurers account for long-duration contracts. The amendments will change existing recognition, measurement, presentation, and disclosure requirements. Issues addressed in the new guidance include: 1) a requirement to review and, if there is a change, update assumptions for the liability for future policy benefits at least annually, and to update the discount rate assumption quarterly, 2) accounting for market risk benefits at fair value, 3) simplified amortization for deferred acquisition costs, and 4) enhanced financial statement presentation and disclosures. The amendments are effective for public business entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2020. Early application of the amendments is permitted.	The Company is thoroughly evaluating the impact of adoption and expects that the adoption will have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, and disclosures. The Company anticipates that the requirement to update assumptions for liability for future policy benefits will have a significant impact on its results of operations, systems, processes and controls while the requirement to update the discount rate will have a significant impact on its equity. The Company does not expect to early adopt the updated standard.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2018-11 Leases, Targeted Improvements	In July 2018, the FASB issued targeted improvements to Topic 842 Leases. The amendments in the update provide entities with an optional transition method to adopt the new leases standard by recording a cumulative effect adjustment to beginning retained earnings. Additionally, the amendments provide lessors with a practical expedient to not separate nonlease components from associated lease components and instead account for those components as a single component under certain conditions. The amendments are effective for public business entities for fiscal years beginning after December 15, 2018, including interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted.	The Company has elected the optional transition method. The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2018-10 Codification Improvements to Topic 842, Leases	In July 2018, the FASB issued guidance which clarifies, corrects errors in, or makes minor improvements to the Codification related to ASU 2016-02, <i>Leases</i> (Topic 842). The amendments in this ASU affect narrow aspects of the guidance issued in the amendments to ASU 2016-02, including but not limited to, Residual Value Guarantees, Rate Implicit in the Lease, Lessee Reassessment of Lease Classification and Variable Lease Payments that Depend on an Index or a Rate. Amendments within this ASU follow the effective dates of Topic 842, which are effective for public business entities for fiscal years beginning after December 15, 2018, and interim periods within those fiscal years.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2018-01 Leases: Land Easement Practical Expedient for Transition to Topic 842	In January 2018, the FASB issued guidance which provides an entity with the option to elect a transition practical expedient to not evaluate, under Topic 842, land easements that exist or expired before the entity's adoption of Topic 842 and that were not previously accounted for as leases under Topic 840. The amendments clarify that new or modified land easements should be evaluated under the new leases standard once an entity has adopted the new standard. The amendments are effective for public business entities for fiscal years beginning after December 15, 2018, and interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted.	As of December 31, 2018, the Company did not have land easements, but has elected this practical expedient as a safe harbor. The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.
ASU 2017-04 Intangibles - Goodwill and Other: Simplifying the Test for Goodwill Impairment	In January 2017, the FASB issued amendments simplifying the subsequent measurement of goodwill. An entity is no longer required to perform a hypothetical purchase price allocation to measure goodwill impairment. Instead, the entity should perform its annual or interim goodwill impairment test by comparing the fair value of a reporting unit with its carrying amount. The amendments are effective for public business entities that are SEC filers for annual or any interim goodwill impairment tests in fiscal years beginning after December 15, 2019. Early adoption is permitted for any goodwill impairment tests performed on testing dates after January 1, 2017.	The adoption of this guidance is not expected to have a significant impact on the Company's financial position, results of operations, or disclosures.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2016-13 Financial Instruments - Credit Losses: Measurement of Credit Losses on Financial Instruments	<p>In June 2016, the FASB issued amendments that require a financial asset (or a group of financial assets) measured on an amortized cost basis to be presented net of an allowance for credit losses in order to reflect the amount expected to be collected on the financial asset(s). The measurement of expected credit losses is amended by replacing the incurred loss impairment methodology in current U.S. GAAP with a methodology that reflects expected credit losses and requires consideration of a broader range of reasonable and supportable information to inform about a credit loss. Credit losses on available-for-sale debt securities will continue to be measured in a manner similar to current U.S. GAAP; however, the amendments require that credit losses be presented as an allowance rather than as a write-down. Other amendments include changes to the balance sheet presentation and interest income recognition of purchased financial assets with a more-than-insignificant amount of credit deterioration since origination (PCD financial assets). The amendments are effective for public companies for fiscal years beginning after December 15, 2019, including interim periods within those fiscal years. Companies may early adopt this guidance as of the fiscal years beginning after December 15, 2018, including interim periods within those fiscal years. The amendments will be adopted following a modified-retrospective approach resulting in a cumulative effect adjustment in retained earnings as of the beginning of the year of adoption. Two exceptions to this adoption method are for PCD financial assets and debt securities for which other-than-temporary impairment (OTTI) will have been recognized before the effective date. Loans purchased with credit deterioration accounted for under current U.S. GAAP as "purchased credit impaired" (PCI) financial assets will be classified as PCD financial assets at transition and PCD guidance will be applied prospectively. Debt securities that have experienced OTTI before the effective date will follow a prospective adoption method which allows an entity to maintain the same amortized cost basis before and after the effective date.</p>	<p>The Company has identified certain financial instruments in scope of this guidance to include certain fixed maturity securities, loans and loan receivables and reinsurance recoverables (See Notes 3 and 7 for current balances of instruments in scope). The Company is continuing its progress towards updating its credit loss projection models and accounting systems in order to comply with the required changes in measurement of credit losses. The Company currently expects loans and loan receivables and held-to-maturity fixed maturity securities to be the asset classes most significantly impacted upon adoption of the guidance. The Company continues to evaluate the impact of adoption of this guidance on its financial position, results of operations, and disclosures.</p>

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Standard	Description	Effect on Financial Statements or Other Significant Matters
ASU 2016-02 Leases	In February 2016, the FASB issued updated guidance for accounting for leases. Per the amendments, lessees will be required to recognize all leases on the balance sheet with the exception of short-term leases. A lease liability will be recorded for the obligation of a lessee to make lease payments arising from a lease. Leases will be classified as finance or operating, with classification affecting the pattern and classification of expense recognition in the income statement. The new standard is effective for the Company on January 1, 2019. A modified retrospective transition approach is required, applying the new standard to all leases existing at the date of initial application. The Company is electing to use its effective date as its date of initial application. Because the Company expects to adopt the new standard on January 1, 2019 and use the effective date as the date of initial application, financial information is not required to be updated and the disclosures required under the new standard are not required to be provided for dates and periods before January 1, 2019. The new standard provides a number of optional practical expedients. The Company has elected the "package of practical expedients," which permits the Company not to reassess under the new standard its prior conclusions about lease identification, lease classification and initial direct costs. Under the new guidance, lessor accounting is largely unchanged. The amendments are effective for public companies for fiscal years beginning after December 15, 2018, including interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted, including adoption in an interim period.	The Company has identified certain operating leases in scope of this guidance to include office space and equipment leases (See Note 15). The leases within scope of this guidance will increase the Company's right-of-use assets and lease liabilities recorded on its statement of financial position by approximately \$100 to \$200 million. The Company estimates that the adoption of this guidance will not have a significant impact on its financial position, results of operations, or disclosures.

Recent accounting guidance not discussed above is not applicable, did not have, or is not expected to have a material impact to the Company's business.

2. BUSINESS SEGMENT AND FOREIGN INFORMATION

The Company consists of two reportable insurance business segments: Aflac Japan and Aflac U.S., both of which sell supplemental health and life insurance. Operating business segments that are not individually reportable and business activities, including reinsurance retrocession activities, not included in Aflac Japan or Aflac U.S. are included in the "Corporate and other" category.

The Company does not allocate corporate overhead expenses to business segments. Consistent with U.S. GAAP accounting guidance for segment reporting, the Company evaluates and manages its business segments using a financial performance measure called pretax adjusted earnings. Adjusted earnings are adjusted revenues less benefits and adjusted expenses. The adjustments to both revenues and expenses account for certain items that cannot be predicted or that are outside management's control. Adjusted revenues are U.S. GAAP total revenues excluding realized investment gains and losses, except for amortized hedge costs related to foreign currency exposure management strategies and net interest cash flows from derivatives associated with certain investment strategies. Adjusted expenses are U.S. GAAP total acquisition and operating expenses including the impact of interest cash flows from derivatives associated with notes payable but excluding any nonrecurring or other items not associated with the normal course of the Company's insurance operations and that do not reflect Aflac's underlying business performance. The Company excludes income taxes related to operations to arrive at pretax adjusted earnings. Information regarding operations by segment for the years ended December 31 follows:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	2018	2017	2016
Revenues:			
Aflac Japan:			
Net earned premiums:			
Cancer	\$ 5,849	\$ 5,612	\$ 5,639
Medical and other health	3,516	3,379	3,429
Life insurance	3,397	3,761	4,469
Net investment income, less amortized hedge costs	2,403	2,235	2,368
Other income	41	41	40
Total Aflac Japan	15,206	15,028	15,945
Aflac U.S.:			
Net earned premiums:			
Accident/disability	2,611	2,537	2,469
Cancer	1,311	1,308	1,299
Other health	1,508	1,445	1,415
Life insurance	278	273	271
Net investment income	727	721	703
Other income	8	5	10
Total Aflac U.S.	6,443	6,289	6,167
Corporate and other	339	272	275
Total adjusted revenues	21,988	21,589	22,387
Realized investment gains (losses) ^{(1),(2),(3)}	(230)	78	172
Total revenues	\$ 21,758	\$ 21,667	\$ 22,559

⁽¹⁾ Amortized hedge costs related to hedging U.S. dollar-denominated investments held in Aflac Japan were \$236, \$228 and \$186 for 2018, 2017 and 2016, respectively, and have been reclassified from realized investment gains (losses) and reported as a deduction from net investment income when analyzing segment operations.

⁽²⁾ Amortized hedge costs in Aflac Japan were partially offset by derivatives entered into as part of corporate activities and resulted in a benefit of \$36 for 2018, which has been reclassified from realized investment gains (losses) and reported as an increase in net investment income when analyzing operations.

⁽³⁾ An immaterial amount of net interest cash flows from derivatives associated with certain investment strategies in 2018, were reclassified from realized investment gains (losses) into net investment income when analyzing operations.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	2018	2017	2016
Pretax earnings:			
Aflac Japan	\$ 3,208	\$ 3,054	\$ 3,148
Aflac U.S.	1,285	1,245	1,208
Corporate and other	(139)	(212)	(239)
Pretax adjusted earnings	4,354	4,087	4,117
Realized investment gains (losses) ^{(1),(2),(3),(4)}	(297)	0	87
Other income (loss) ⁽⁵⁾	(74)	(69)	(137)
Total earnings before income taxes	\$ 3,983	\$ 4,018	\$ 4,067
Income taxes applicable to pretax adjusted earnings	\$ 1,129	\$ 1,370	\$ 1,426
Effect of foreign currency translation on after-tax adjusted earnings	28	(41)	141

⁽¹⁾ Amortized hedge costs related to hedging U.S. dollar-denominated investments held in Aflac Japan were \$236, \$228 and \$186 for 2018, 2017 and 2016, respectively, and have been reclassified from realized investment gains (losses) and reported as a deduction from pretax adjusted earnings when analyzing segment operations.

⁽²⁾ Amortized hedge costs in Aflac Japan were partially offset by derivatives entered into as part of corporate activities and resulted in a benefit of \$36 for 2018, which has been reclassified from realized investment gains (losses) and reported as an increase in pretax adjusted earnings when analyzing operations.

⁽³⁾ An immaterial amount of net interest cash flows from derivatives associated with certain investment strategies in 2018, were reclassified from realized investment gains (losses) into net investment income when analyzing operations.

⁽⁴⁾ Excluding a gain of \$67 in 2018, \$77 in 2017 and \$85 in 2016, related to the interest rate component of the change in fair value of foreign currency swaps on notes payable which is included in adjusted earnings when analyzing segment operations

⁽⁵⁾ Includes expense of \$13 in 2017 and \$137 in 2016 for the early extinguishment of debt

Assets as of December 31 were as follows:

(In millions)	2018	2017
Assets:		
Aflac Japan	\$ 118,342	\$ 114,402
Aflac U.S.	19,100	19,893
Corporate and other	2,964	2,922
Total assets	\$ 140,406	\$ 137,217

Yen-Translation Effects: The following table shows the yen/dollar exchange rates used for or during the periods ended December 31. Exchange effects were calculated using the same yen/dollar exchange rate for the current year as for each respective prior year.

	2018	2017	2016
Statements of Earnings:			
Weighted-average yen/dollar exchange rate ⁽¹⁾	110.39	112.16	108.70
Yen percent strengthening (weakening)	1.6%	(3.1)%	11.3%
Exchange effect on pretax operating earnings (in millions)	\$ 38	\$ (63)	\$ 218

	2018	2017
Balance Sheets:		
Yen/dollar exchange rate at December 31 ⁽¹⁾	111.00	113.00
Yen percent strengthening (weakening)	1.8%	3.1%
Exchange effect on total assets (in millions)	\$ 1,362	\$ 2,593
Exchange effect on total liabilities (in millions)	1,270	2,848

⁽¹⁾ Rates are based on the published MUFG Bank, Ltd. telegraphic transfer middle rate (TTM)

Transfers of funds from Aflac Japan: Aflac Japan makes payments to the Parent Company for management fees, allocated expenses and remittances of earnings. Prior to the Aflac Japan branch conversion on April 1, 2018, Aflac Japan paid allocated expenses and profit remittances to Aflac U.S. Information on transfers for each of the years ended December 31 is shown below. See Note 13 for information concerning restrictions on transfers from Aflac Japan.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	2018	2017	2016
Management fees	\$ 136	\$ 93	\$ 79
Allocated expenses	24	109	106
Profit remittances	808	1,150	1,286
Total transfers from Aflac Japan	\$ 968	\$ 1,352	\$ 1,471

Property and Equipment: The costs of buildings, furniture and equipment are depreciated principally on a straight-line basis over their estimated useful lives (maximum of 50 years for buildings and 20 years for furniture and equipment). Expenditures for maintenance and repairs are expensed as incurred; expenditures for betterments are capitalized and depreciated. Classes of property and equipment as of December 31 were as follows:

(In millions)	2018	2017
Property and equipment:		
Land	\$ 168	\$ 168
Buildings	456	441
Equipment and furniture	400	372
Total property and equipment	1,024	981
Less accumulated depreciation	581	547
Net property and equipment	\$ 443	\$ 434

Receivables: Receivables consist primarily of monthly insurance premiums due from individual policyholders or their employers for payroll deduction of premiums, net of an allowance for doubtful accounts. At December 31, 2018, \$334 million, or 39.2% of total receivables, were related to Aflac Japan's operations, compared with \$334 million, or 40.4%, at December 31, 2017.

3. INVESTMENTS

Net Investment Income

The components of net investment income for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	2018	2017	2016
Fixed maturity securities	\$ 3,142	\$ 3,173	\$ 3,308
Equity securities	38	42	35
Other investments	369	94	31
Short-term investments and cash equivalents	41	25	11
Gross investment income	3,590	3,334	3,385
Less investment expenses	148	114	107
Net investment income	\$ 3,442	\$ 3,220	\$ 3,278

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Investment Holdings

The amortized cost for the Company's investments in fixed maturity securities, the cost for equity securities and the fair values of these investments at December 31 are shown in the following tables.

(In millions)	2018			
	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value through other comprehensive income:				
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$ 30,637	\$ 3,700	\$ 140	\$ 34,197
Municipalities	385	32	9	408
Mortgage- and asset-backed securities	155	22	0	177
Public utilities	1,732	280	4	2,008
Sovereign and supranational	826	123	0	949
Banks/financial institutions	5,440	502	238	5,704
Other corporate	4,852	649	44	5,457
Total yen-denominated	44,027	5,308	435	48,900
U.S. dollar-denominated:				
U.S. government and agencies	137	9	1	145
Municipalities	1,343	120	8	1,455
Mortgage- and asset-backed securities	155	8	1	162
Public utilities	4,772	496	105	5,163
Sovereign and supranational	251	60	0	311
Banks/financial institutions	2,860	389	35	3,214
Other corporate	23,311	1,343	1,109	23,545
Total U.S. dollar-denominated	32,829	2,425	1,259	33,995
Total securities available for sale	\$ 76,856 ⁽¹⁾	\$ 7,733	\$ 1,694	\$ 82,895 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ Includes perpetual securities (\$1,139 at amortized cost and \$1,140 at fair value)

(In millions)	2018			
	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturity securities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$ 21,712	\$ 5,326	\$ 0	\$ 27,038
Municipalities	359	110	0	469
Mortgage- and asset-backed securities	14	1	0	15
Public utilities	2,727	254	8	2,973
Sovereign and supranational	1,551	289	0	1,840
Banks/financial institutions	1,445	158	20	1,583
Other corporate	2,510	332	38	2,804
Total yen-denominated	30,318	6,470	66	36,722
Total securities held to maturity	\$ 30,318	\$ 6,470	\$ 66	\$ 36,722

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

		2018
(In millions)		Fair Value
Equity securities, carried at fair value through net earnings:		
Equity securities: ⁽¹⁾		
Yen-denominated		\$ 641
U.S. dollar-denominated		346
Total equity securities		\$ 987 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ Includes perpetual securities (\$62 at fair value)

					2017
(In millions)		Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value:					
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾					
Yen-denominated:					
Japan government and agencies	\$ 27,980	\$ 3,363	\$ 271		\$ 31,072
Municipalities	314	28	12		330
Mortgage- and asset-backed securities	242	29	0		271
Public utilities	1,635	352	6		1,981
Sovereign and supranational	1,380	190	1		1,569
Banks/financial institutions	4,742	811	53		5,500
Other corporate	4,085	809	7		4,887
Total yen-denominated	40,378	5,582	350		45,610
U.S. dollar-denominated:					
U.S. government and agencies	146	13	1		158
Municipalities	872	168	0		1,040
Mortgage- and asset-backed securities	161	12	0		173
Public utilities	5,116	884	27		5,973
Sovereign and supranational	267	73	0		340
Banks/financial institutions	2,808	633	8		3,433
Other corporate	25,384	2,620	418		27,586
Total U.S. dollar-denominated	34,754	4,403	454		38,703
Total securities available for sale	\$ 75,132 ⁽¹⁾	\$ 9,985	\$ 804		\$ 84,313 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ Includes perpetual securities (\$1,462 at amortized cost and \$1,789 at fair value)

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017				
(In millions)	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturity securities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$ 21,331	\$ 5,160	\$ 0	\$ 26,491
Municipalities	357	105	0	462
Mortgage- and asset-backed securities	26	1	0	27
Public utilities	3,300	398	0	3,698
Sovereign and supranational	1,523	312	0	1,835
Banks/financial institutions	2,206	190	9	2,387
Other corporate	2,687	485	0	3,172
Total yen-denominated	31,430	6,651	9	38,072
Total securities held to maturity	\$ 31,430	\$ 6,651	\$ 9	\$ 38,072

2017					
(In millions)					Fair Value
Equity securities, carried at fair value:					
Equity securities:					
Yen-denominated					\$ 695
U.S. dollar-denominated					328
Total equity securities					\$ 1,023

The methods of determining the fair values of the Company's investments in fixed maturity securities and equity securities are described in Note 5.

During 2018, the Company did not reclassify any investments from the held-to-maturity category to the available-for-sale category. During 2017, the Company reclassified three investments from the held-to-maturity category to the available-for-sale category as a result of the issuers' credit rating being downgraded to below investment grade. At the time of the transfer, the securities had an aggregate amortized cost of \$773 million and an aggregate unrealized gain of \$47 million. During 2016, the Company did not reclassify any investments from the held-to-maturity category to the available-for-sale category.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Contractual and Economic Maturities

The contractual maturities of the Company's investments in fixed maturity securities at December 31, 2018, were as follows:

(In millions)	Amortized Cost	Fair Value
Available for sale: ⁽¹⁾		
Due in one year or less	\$ 810	\$ 861
Due after one year through five years	8,313	8,312
Due after five years through 10 years	9,805	10,355
Due after 10 years	57,618	63,028
Mortgage- and asset-backed securities	310	339
Total fixed maturity securities available for sale	\$ 76,856	\$ 82,895
Held to maturity:		
Due in one year or less	\$ 180	\$ 182
Due after one year through five years	915	948
Due after five years through 10 years	927	1,004
Due after 10 years	28,282	34,573
Mortgage- and asset-backed securities	14	15
Total fixed maturity securities held to maturity	\$ 30,318	\$ 36,722

⁽¹⁾ Includes perpetual securities, categorized in accordance with their respective economic maturities (the expected maturity date created by the combination of features in the financial instrument)

Expected maturities may differ from contractual maturities because some issuers have the right to call or prepay obligations with or without call or prepayment penalties.

Investment Concentrations

The Company's process for investing in credit-related investments begins with an independent approach to underwriting each issuer's fundamental credit quality. The Company evaluates independently those factors that it believes could influence an issuer's ability to make payments under the contractual terms of the Company's instruments. This includes a thorough analysis of a variety of items including the issuer's country of domicile (including political, legal, and financial considerations); the industry in which the issuer competes (with an analysis of industry structure, end-market dynamics, and regulation); company specific issues (such as management, assets, earnings, cash generation, and capital needs); and contractual provisions of the instrument (such as financial covenants and position in the capital structure). The Company further evaluates the investment considering broad business and portfolio management objectives, including asset/liability needs, portfolio diversification, and expected income.

Investment exposures that individually exceeded 10% of shareholders' equity as of December 31 were as follows:

(In millions)	2018			2017		
	Credit Rating	Amortized Cost	Fair Value	Credit Rating	Amortized Cost	Fair Value
Japan National Government ⁽¹⁾	A+	\$51,207	\$59,945	A	\$48,399	\$56,532

⁽¹⁾ Japan Government Bonds (JGBs) or JGB-backed securities

Realized Investment Gains and Losses

Information regarding pretax realized gains and losses from investments for the years ended December 31 follows:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	2018	2017	2016
Realized investment gains (losses):			
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾			
Available for sale:			
Gross gains from sales	\$ 101	\$ 51	\$ 177
Gross losses from sales	(156)	(68)	(62)
Foreign currency gains (losses) on sales and redemptions	73	(48)	4
Other-than-temporary impairment losses	(64)	(7)	(26)
Total fixed maturity securities	(46)	(72)	93
Equity securities ^{(1),(2)}	(131)	71 ⁽³⁾	(35) ⁽³⁾
Loan receivables:			
Loan loss reserves	(17)	(8)	(2)
Other gains (losses) on loans	(2)	0	0
Total loan receivables	(19)	(8)	(2)
Derivatives and other:			
Derivative gains (losses)	(224)	(109)	(255)
Foreign currency gains (losses)	(10)	(33)	185
Total derivatives and other	(234)	(142)	(70)
Total realized investment gains (losses)	\$ (430)	\$ (151)	\$ (14)

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

⁽²⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

⁽³⁾ Includes impairments of \$22 in 2017 and \$57 in 2016

The unrealized holding losses, net of gains, recorded as a component of realized investment gains and losses for the year ended December 31, 2018, that relates to equity securities still held at the December 31, 2018, reporting date was \$124 million.

Unrealized Investment Gains and Losses

Information regarding changes in unrealized gains and losses from investments recorded in AOCI for the years ended December 31 follows:

(In millions)	2018	2017	2016
Changes in unrealized gains (losses):			
Fixed maturity securities, available for sale ⁽¹⁾	\$ (3,142)	\$ 1,657	\$ 2,711
Equity securities ⁽²⁾	0	71	88
Total change in unrealized gains (losses)	\$ (3,142)	\$ 1,728	\$ 2,799

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

⁽²⁾ See Note 1 and Note 11 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance and the cumulative effect of the change in accounting principle related to financial instruments effective January 1, 2018.

Effect on Shareholders' Equity

The net effect on shareholders' equity of unrealized gains and losses from investment securities at December 31 was as follows:

(In millions)	2018	2017
Unrealized gains (losses) on securities available for sale	\$ 6,039	\$ 9,358
Deferred income taxes	(1,805)	(3,394)
Shareholders' equity, unrealized gains (losses) on investment securities	\$ 4,234	\$ 5,964

See Notes 1 and 10 for discussion of the accounting treatment of tax on amounts recorded in accumulated other comprehensive income pursuant to the Tax Act and Note 1 for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Gross Unrealized Loss Aging

The following tables show the fair values and gross unrealized losses of the Company's available-for-sale and held-to-maturity investments that were in an unrealized loss position, aggregated by investment category and length of time that individual securities have been in a continuous unrealized loss position at December 31.

(In millions)	2018					
	Total		Less than 12 months		12 months or longer	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾						
U.S. government and agencies:						
U.S. dollar-denominated	\$ 67	\$ 1	\$ 67	\$ 1	\$ 0	\$ 0
Japan government and agencies:						
Yen-denominated	3,604	140	3,604	140	0	0
Municipalities:						
U.S. dollar-denominated	515	8	515	8	0	0
Yen-denominated	148	9	148	9	0	0
Mortgage- and asset-backed securities:						
U.S. dollar-denominated	74	1	74	1	0	0
Public utilities:						
U.S. dollar-denominated	1,585	105	892	48	693	57
Yen-denominated	604	12	604	12	0	0
Banks/financial institutions:						
U.S. dollar-denominated	625	35	340	19	285	16
Yen-denominated	3,057	258	3,057	258	0	0
Other corporate:						
U.S. dollar-denominated	12,899	1,109	5,782	407	7,117	702
Yen-denominated	1,306	82	1,306	82	0	0
Total	\$ 24,484	\$ 1,760	\$ 16,389	\$ 985	\$ 8,095	\$ 775

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	2017					
	Total		Less than 12 months		12 months or longer	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾						
U.S. government and agencies:						
U.S. dollar-denominated	\$ 74	\$ 1	\$ 74	\$ 1	\$ 0	\$ 0
Japan government and agencies:						
Yen-denominated	5,255	271	1,264	9	3,991	262
Municipalities:						
Yen-denominated	129	12	10	0	119	12
Public utilities:						
U.S. dollar-denominated	785	27	221	3	564	24
Yen-denominated	83	6	0	0	83	6
Sovereign and supranational:						
Yen-denominated	309	1	309	1	0	0
Banks/financial institutions:						
U.S. dollar-denominated	362	8	316	5	46	3
Yen-denominated	1,507	62	394	4	1,113	58
Other corporate:						
U.S. dollar-denominated	7,741	418	2,839	50	4,902	368
Yen-denominated	440	7	349	4	91	3
Total	\$ 16,685	\$ 813	\$ 5,776	\$ 77	\$ 10,909	\$ 736

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Analysis of Securities in Unrealized Loss Positions

The unrealized losses on the Company's fixed maturity securities investments have been primarily related to general market changes in interest rates, foreign exchange rates, and/or the levels of credit spreads rather than specific concerns with the issuer's ability to pay interest and repay principal.

For any significant declines in fair value of its fixed maturity securities, the Company performs a more focused review of the related issuers' credit profile. For corporate issuers, the Company evaluates their assets, business profile including industry dynamics and competitive positioning, financial statements and other available financial data. For non-corporate issuers, the Company analyzes all sources of credit support, including issuer-specific factors. The Company utilizes information available in the public domain and, for certain private placement issuers, from consultations with the issuers directly. The Company also considers ratings from Nationally Recognized Statistical Rating Organizations (NRSROs), as well as the specific characteristics of the security it owns including seniority in the issuer's capital structure, covenant predictions, or other relevant features. From these reviews, the Company evaluates the issuers' continued ability to service the Company's investment through payment of interest and principal.

Assuming no credit-related factors develop, unrealized gains and losses on fixed maturity securities are expected to diminish as investments near maturity. Based on its credit analysis, the Company believes that the issuers of its fixed maturity investments in the sectors shown in the table above have the ability to service their obligations to the Company.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Other Investments

The table below reflects the composition of the carrying value for other investments as of December 31.

(In millions)	2018	2017
Other investments:		
Transitional real estate loans	\$ 4,377	\$ 1,235
Commercial mortgage loans	1,064	908
Middle market loans	1,478	859
Policy loans	232	210
Short-term investments	152	57
Other	403	133
Total other investments	\$ 7,706	\$ 3,402

Loans and Loan Receivables

The Company classifies its TREs, CMLs, and MMLs as held-for investment and includes them in the other investments line on the consolidated balance sheets. The Company carries them on the balance sheet at amortized cost less an estimated allowance for loan losses. The Company's allowance for loan losses is established using both general and specific allowances. The general allowance is used for loans grouped by similar risk characteristics where a loan-specific or market-specific risk has not been identified, but for which the Company estimates probable incurred losses. The specific allowance is used on an individual loan basis when it is probable that a loss has been incurred. As of December 31, 2018 and 2017, the Company's allowance for loan losses was \$27 million and \$11 million, respectively. As of December 31, 2018 and 2017, the Company had no loans that were past due in regards to principal and/or interest payments. Additionally, the Company held no loans that were on nonaccrual status or considered impaired as of December 31, 2018 and 2017. The Company had no troubled debt restructurings during the years ended December 31, 2018 and 2017.

Transitional Real Estate Loans

Transitional real estate loans are commercial mortgage loans that are typically relatively short-term floating rate instruments secured by a first lien on the property. These loans provide funding for properties undergoing a change in their physical characteristics and/or economic profile. As of December 31, 2018, the Company had \$605 million in outstanding commitments to fund transitional real estate loans. These commitments are contingent on the final underwriting and due diligence to be performed.

Commercial Mortgage Loans

As of December 31, 2018, the Company had \$25 million in outstanding commitments to fund commercial mortgage loans. These commitments are contingent on the final underwriting and due diligence to be performed.

Middle Market Loans

Middle market loans are generally considered to be below investment grade. The carrying value for middle market loans included an unfunded amount of \$56 million and \$109 million, as of December 31, 2018, and 2017, respectively, that is reflected in other liabilities on the consolidated balance sheets.

As of December 31, 2018, the Company had commitments of approximately \$521 million to fund potential future loan originations related to this investment program. These commitments are contingent upon the availability of middle market loans that meet the Company's underwriting criteria.

Other

Other investments primarily includes investments in limited partnerships. As of December 31, 2018, the Company had \$916 million in outstanding commitments to fund alternative investments in limited partnerships.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Variable Interest Entities (VIEs)

As a condition of its involvement or investment in a VIE, the Company enters into certain protective rights and covenants that preclude changes in the structure of the VIE that would alter the creditworthiness of the Company's investment or its beneficial interest in the VIE.

For those VIEs other than certain unit trust structures, the Company's involvement is passive in nature. The Company has not, nor has it been, required to purchase any securities issued in the future by these VIEs.

The Company's ownership interest in VIEs is limited to holding the obligations issued by them. The Company has no direct or contingent obligations to fund the limited activities of these VIEs, nor does it have any direct or indirect financial guarantees related to the limited activities of these VIEs. The Company has not provided any assistance or any other type of financing support to any of the VIEs it invests in, nor does it have any intention to do so in the future. For those VIEs in which the Company holds debt obligations, the weighted-average lives of the Company's notes are very similar to the underlying collateral held by these VIEs where applicable.

The Company's risk of loss related to its interests in any of its VIEs is limited to the carrying value of the related investments held in the VIE.

VIEs - Consolidated

The following table presents the cost or amortized cost, fair value and balance sheet caption in which the assets and liabilities of consolidated VIEs are reported as of December 31.

Investments in Consolidated Variable Interest Entities

(In millions)	2018		2017	
	Cost or Amortized Cost	Fair Value	Cost or Amortized Cost	Fair Value
Assets:				
Fixed maturity securities, available for sale ⁽¹⁾	\$ 3,849	\$ 4,466	\$ 4,538	\$ 5,509
Equity securities	160	160	606	753
Other investments ⁽²⁾	5,856	5,834	2,341	2,328
Other assets ⁽³⁾	182	182	151	151
Total assets of consolidated VIEs	\$ 10,047	\$ 10,642	\$ 7,636	\$ 8,741
Liabilities:				
Other liabilities ⁽³⁾	\$ 102	\$ 102	\$ 128	\$ 128
Total liabilities of consolidated VIEs	\$ 102	\$ 102	\$ 128	\$ 128

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

⁽²⁾ Consists of TREs, CMLs, MMLs, and alternative investments in limited partnerships

⁽³⁾ Consists entirely of derivatives

The Company is substantively the only investor in the consolidated VIEs listed in the table above. As the sole investor in these VIEs, the Company has the power to direct the activities of a variable interest entity that most significantly impact the entity's economic performance and is therefore considered to be the primary beneficiary of the VIEs that it consolidates. The Company also participates in substantially all of the variability created by these VIEs. The activities of these VIEs are limited to holding invested assets and foreign currency swaps, as appropriate, and utilizing the cash flows from these securities to service its investment. Neither the Company nor any of its creditors are able to obtain the underlying collateral of the VIEs unless there is an event of default or other specified event. For those VIEs that contain a swap, the Company is not a direct counterparty to the swap contracts and has no control over them. The Company's loss exposure to these VIEs is limited to its original investment. The Company's consolidated VIEs do not rely on outside or ongoing sources of funding to support their activities beyond the underlying collateral and swap contracts, if applicable. With the exception of its investments in unit trust structures, the underlying collateral assets and funding of the Company's consolidated VIEs are generally static in nature.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Investments in Unit Trust Structures

The Company also utilizes unit trust structures in its Aflac Japan segment to invest in various asset classes. As the sole investor of these VIEs, the Company is required to consolidate these trusts under U.S. GAAP.

VIEs - Not Consolidated

The table below reflects the amortized cost, fair value and balance sheet caption in which the Company's investment in VIEs not consolidated are reported as of December 31.

Investments in Variable Interest Entities Not Consolidated

(In millions)	2018		2017	
	Amortized Cost	Fair Value	Amortized Cost	Fair Value
Assets:				
Fixed maturity securities, available for sale ⁽¹⁾	\$ 4,575	\$ 4,982	\$ 5,004	\$ 5,724
Fixed maturity securities, held to maturity	2,007	2,254	2,549	2,929
Other investments	49	49	55	55
Total investments in VIEs not consolidated	\$ 6,631	\$ 7,285	\$ 7,608	\$ 8,708

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

The Company holds alternative investments in limited partnerships that have been determined to be VIEs. These partnerships invest in private equity and structured investments. The Company's maximum exposure to loss on these investments is limited to the amount of its investment. The Company is not the primary beneficiary of these VIEs and is therefore not required to consolidate them. The Company classifies these investments as Other investments in the consolidated balance sheets.

Certain investments in VIEs that the Company is not required to consolidate are investments that are in the form of debt obligations from the VIEs that are irrevocably and unconditionally guaranteed by their corporate parents or sponsors. These VIEs are the primary financing vehicles used by their corporate sponsors to raise financing in the capital markets. The variable interests created by these VIEs are principally or solely a result of the debt instruments issued by them. The Company does not have the power to direct the activities that most significantly impact the entity's economic performance, nor does it have the obligation to absorb losses of the entity or the right to receive benefits from the entity. As such, the Company is not the primary beneficiary of these VIEs and is therefore not required to consolidate them.

Securities Lending and Pledged Securities

The Company lends fixed maturity and public equity securities to financial institutions in short-term security-lending transactions. These short-term security-lending arrangements increase investment income with minimal risk. The Company's security lending policy requires that the fair value of the securities received as collateral be 102% or more of the fair value of the loaned securities and that unrestricted cash received as collateral be 100% or more of the fair value of the loaned securities. These securities continue to be carried as investment assets on the Company's balance sheet during the terms of the loans and are not reported as sales. The Company receives cash or other securities as collateral for such loans. For loans involving unrestricted cash or securities as collateral, the collateral is reported as an asset with a corresponding liability for the return of the collateral. For loans where the Company receives as collateral securities that the Company is not permitted to sell or repledge, the collateral is not reported as an asset.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Details of our securities lending activities as of December 31 were as follows:

Securities Lending Transactions Accounted for as Secured Borrowings				
2018				
Remaining Contractual Maturity of the Agreements				
(In millions)	Overnight and Continuous ⁽¹⁾	Up to 30 days	Greater than 90 days	Total
Securities lending transactions:				
Fixed maturity securities:				
Japan government and agencies	\$ 0	\$ 387	\$ 1,190	\$ 1,577
Municipalities	5	0	0	5
Public utilities	27	0	0	27
Banks/financial institutions	74	0	0	74
Other corporate	549	0	0	549
Equity securities	10	0	0	10
Total borrowings	\$ 665	\$ 387	\$ 1,190	\$ 2,242
Gross amount of recognized liabilities for securities lending transactions				\$ 1,052
Amounts related to agreements not included in offsetting disclosure in Note 4				\$ 1,190

⁽¹⁾ These securities are pledged as collateral under the Company's U.S. securities lending program and can be called at its discretion; therefore, they are classified as Overnight and Continuous.

Securities Lending Transactions Accounted for as Secured Borrowings				
2017				
Remaining Contractual Maturity of the Agreements				
(In millions)	Overnight and Continuous ⁽¹⁾	Up to 30 days	Total	
Securities lending transactions:				
Fixed maturity securities:				
Japan government and agencies	\$ 0	\$ 49	\$ 49	
Public utilities	73	0	73	
Banks/financial institutions	54	0	54	
Other corporate	415	0	415	
Equity securities	15	0	15	
Total borrowings	\$ 557	\$ 49	\$ 606	
Gross amount of recognized liabilities for securities lending transactions				\$ 606
Amounts related to agreements not included in offsetting disclosure in Note 4				\$ 0

⁽¹⁾ These securities are pledged as collateral under the Company's U.S. securities lending program and can be called at its discretion; therefore, they are classified as Overnight and Continuous.

The Company did not have any repurchase agreements or repurchase-to-maturity transactions outstanding as of December 31, 2018 and 2017, respectively.

Certain fixed maturity securities can be pledged as collateral as part of derivative transactions, or pledged to support state deposit requirements on certain investment programs. For additional information regarding pledged securities related to derivative transactions, see Note 4.

At December 31, 2018, debt securities with a fair value of \$19 million were on deposit with regulatory authorities in the United States (including U.S. territories) and Japan. The Company retains ownership of all securities on deposit and receives the related investment income.

For general information regarding the Company's investment accounting policies, see Note 1.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data**4. DERIVATIVE INSTRUMENTS**

The Company's freestanding derivative financial instruments have historically consisted of: (1) foreign currency forwards and options used in hedging foreign exchange risk on U.S. dollar-denominated investments in Aflac Japan's portfolio; (2) foreign currency forwards and options used to economically hedge certain portions of forecasted cash flows denominated in yen and hedge the Company's long term exposure to a weakening yen; (3) cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, associated with certain senior notes and subordinated debentures; (4) foreign currency swaps and, in prior periods, credit default swaps that are associated with investments in special-purpose entities, including VIEs where the Company is the primary beneficiary; (5) interest rate swaps used to economically hedge interest rate fluctuations in certain variable-rate investments; and (6) interest rate swaptions used to hedge changes in the fair value associated with interest rate fluctuations for certain U.S. dollar-denominated available-for-sale fixed-maturity securities. Some of the Company's derivatives are designated as cash flow hedges, fair value hedges or net investment hedges; however, other derivatives do not qualify for hedge accounting or the Company elects not to designate them as accounting hedges.

Derivative Types

Foreign currency forwards and options are executed for the Aflac Japan segment in order to hedge the currency risk on the carrying value of certain U.S. dollar-denominated investments. The average maturity of these forwards and options can change depending on factors such as market conditions and types of investments being held. In situations where the maturity of the forwards and options is shorter than the underlying investment being hedged, the Company may enter into new forwards and options near maturity of the existing derivative in order to continue hedging the underlying investment. In forward transactions, Aflac Japan agrees with another party to buy a fixed amount of yen and sell a corresponding amount of U.S. dollars at a specified future date. Aflac Japan also executes foreign currency option transactions in a collar strategy, where Aflac Japan agrees with another party to simultaneously purchase put options and sell call options. In the purchased put transactions, Aflac Japan obtains the option to buy a fixed amount of yen and sell a corresponding amount of U.S. dollars at a specified future date. In the sold call transaction, Aflac Japan agrees to sell a fixed amount of yen and buy a corresponding amount of U.S. dollars at a specified future date. The combination of purchasing the put option and selling the call option results in no net premium being paid (i.e. a costless or zero-cost collar). The foreign currency forwards and options are used in fair value hedging relationships to mitigate the foreign exchange risk associated with U.S. dollar-denominated investments supporting yen-denominated liabilities.

Prior to April 1, 2018, foreign currency forwards and options (through a collar strategy, as discussed above) were used to hedge the currency risk associated with the net investment in Aflac Japan. In these forward transactions, Aflac agreed with another party to buy a fixed amount of U.S. dollars and sell a corresponding amount of yen at a specified price at a specified future date. In the option transactions, the Company used a combination of foreign currency options to protect expected future cash flows by simultaneously purchasing yen put options (options that protect against a weakening yen) and selling yen call options (options that limit participation in a strengthening yen). The combination of these two actions created a zero-cost collar.

The Company enters into foreign currency swaps pursuant to which it exchanges an initial principal amount in one currency for an initial principal amount of another currency, with an agreement to re-exchange the principal amounts at a future date. There may also be periodic exchanges of payments at specified intervals based on the agreed upon rates and notional amounts. Foreign currency swaps are used primarily in the consolidated VIEs in the Company's Aflac Japan portfolio to convert foreign-denominated cash flows to yen, the functional currency of Aflac Japan, in order to minimize cash flow fluctuations. The Company also uses foreign currency swaps to economically convert certain of its U.S. dollar-denominated senior note and subordinated debenture principal and interest obligations into yen-denominated obligations.

In order to reduce investment income volatility from its variable-rate investments, the Company enters into receive-fixed, pay-floating interest rate swaps. These derivatives are cleared and settled through a central clearinghouse.

Interest rate swaption collars are combinations of two swaption positions. Swaptions are used to mitigate the adverse impact resulting from significant changes in the fair value of U.S. dollar-denominated available-for-sale securities due to fluctuation in interest rates. In order to maximize the efficiency of the collars while minimizing cost, a collar strategy is used whereby the Company purchases a long payer swaption (the Company purchases an option that allows it to enter into a swap where the Company will pay the fixed rate and receive the floating rate of the swap) and sells a short receiver swaption (the Company sells an option that provides the counterparty with the right to enter into a swap where the Company will receive the fixed rate and pay the floating rate of the swap). The combination of purchasing the long payer swaption and selling the short receiver swaption results in no net premium being paid (i.e. a costless or zero-cost collar).

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Derivative Balance Sheet Classification

The tables below summarize the balance sheet classification of the Company's derivative fair value amounts, as well as the gross asset and liability fair value amounts, at December 31. The fair value amounts presented do not include income accruals. The notional amount of derivative contracts represents the basis upon which pay or receive amounts are calculated and are not reflective of exposure or credit risk.

(In millions)	2018			2017		
		Asset Derivatives	Liability Derivatives		Asset Derivatives	Liability Derivatives
Hedge Designation/ Derivative Type	Notional Amount	Fair Value	Fair Value	Notional Amount	Fair Value	Fair Value
Cash flow hedges:						
Foreign currency swaps	\$ 75	\$ 1	\$ (4)	\$ 75	\$ 0	\$ (8)
Total cash flow hedges	75	1	(4)	75	0	(8)
Fair value hedges:						
Foreign currency forwards	2,086	0	(34)	7,640	2	(221)
Foreign currency options	9,070	3	(1)	7,670	0	(2)
Interest rate swaptions	500	0	(1)	0	0	0
Total fair value hedges	11,656	3	(36)	15,310	2	(223)
Net investment hedge:						
Foreign currency forwards	0	0	0	5	0	0
Foreign currency options	0	0	0	434	12	(1)
Total net investment hedge	0	0	0	439	12	(1)
Non-qualifying strategies:						
Foreign currency swaps	5,387	284	(230)	5,386	296	(189)
Foreign currency forwards	16,057	126	(117)	3,683	20	(53)
Foreign currency options	430	0	0	770	0	0
Credit default swaps	0	0	0	88	1	0
Interest rate swaps	4,750	3	0	0	0	0
Total non-qualifying strategies	26,624	413	(347)	9,927	317	(242)
Total derivatives	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$25,751	\$ 331	\$ (474)
Balance Sheet Location						
Other assets	\$ 23,713	\$ 417	\$ 0	\$10,948	\$ 331	\$ 0
Other liabilities	14,642	0	(387)	14,803	0	(474)
Total derivatives	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$25,751	\$ 331	\$ (474)

Cash Flow Hedges

For certain variable-rate U.S. dollar-denominated available-for-sale securities held by Aflac Japan via consolidated VIEs, foreign currency swaps are used to swap the USD variable rate interest and principal payments to fixed rate JPY interest and principal payments. The Company has designated foreign currency swaps as a hedge of the variability in cash flows of a forecasted transaction or of amounts to be received or paid related to a recognized asset ("cash flow" hedge). The remaining maximum length of time for which these cash flows are hedged is seven years. The derivatives in the Company's consolidated VIEs that are not designated as accounting hedges are discussed in the "non-qualifying strategies" section of this note.

Fair Value Hedges

The Company designates and accounts for certain foreign currency forwards, options, and interest rate swaptions as fair value hedges when they meet the requirements for hedge accounting. The Company recognizes gains and losses on these derivatives as well as the offsetting gain or loss on the related hedged items in current earnings.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Foreign currency forwards and options hedge the foreign currency exposure of certain U.S. dollar-denominated available-for-sale fixed-maturity investments held in Aflac Japan. The change in the fair value of the foreign currency forwards related to the changes in the difference between the spot rate and the forward price is excluded from the assessment of hedge effectiveness. The change in fair value of the foreign currency option related to the time value of the option is recognized in current earnings and is excluded from the assessment of hedge effectiveness.

Interest rate swaptions hedge the interest rate exposure of certain U.S. dollar-denominated available-for-sale securities held in Aflac Japan. For these hedging relationships, the Company excludes time value from the assessment of hedge effectiveness and recognizes changes in the intrinsic value of the swaptions in current earnings within net investment income. The change in the time value of the swaptions is recognized in other comprehensive income (loss) and amortized into earnings (net investment income) over its legal term.

The following table presents the gains and losses on derivatives and the related hedged items in fair value hedges for the years ended December 31.

Fair Value Hedging Relationships

(In millions)		Hedging Derivatives			Hedged Items	
Hedging Derivatives	Hedged Items	Total Gains (Losses)	Gains (Losses) Excluded from Effectiveness Testing ⁽²⁾	Gains (Losses) Included in Effectiveness Testing ⁽¹⁾	Gains (Losses) ⁽¹⁾	Net Realized Gains (Losses) Recognized for Fair Value Hedge
2018:						
Foreign currency forwards	Fixed maturity securities	\$ 126	\$ (104)	\$ 230	\$ (242)	\$ (12)
Foreign currency options	Fixed maturity securities	4	4	0	0	0
Interest rate swaptions	Fixed maturity securities	(1)	(1)	0	0	0
Total gains (losses)		\$ 129	\$ (101)	\$ 230	\$ (242)	\$ (12)
2017:						
Foreign currency forwards	Fixed maturity and equity securities	\$ 98	\$ (202)	\$ 300	\$ (278)	\$ 22
Foreign currency options	Fixed maturity securities	21	10	11	(10)	1
Total gains (losses)		\$ 119	\$ (192)	\$ 311	\$ (288)	\$ 23
2016:						
Foreign currency forwards	Fixed maturity and equity securities	\$ 207	\$ (338)	\$ 545	\$ (566)	\$ (21)
Foreign currency options	Fixed maturity securities	(95)	(18)	(77)	70	(7)
Total gains (losses)		\$ 112	\$ (356)	\$ 468	\$ (496)	\$ (28)

⁽¹⁾ Gains and losses on foreign currency forwards and options and related hedged items are reported in the consolidated statement of earnings as realized investment gains (losses). For interest rate swaptions and related hedged items, gains and losses included in the hedge assessment are reported within net investment income. For the year ended December 31, 2018, those gains and losses on interest rate swaptions and related hedged items were immaterial.

⁽²⁾ Gains (losses) excluded from effectiveness testing includes the forward point on foreign currency forwards and time value change on foreign currency options which are reported in the consolidated statement of earnings as realized investment gains (losses). It also includes the change in the fair value of the interest rate swaptions related to the time value of the swaptions which is recognized as a component of other comprehensive income (loss).

The following table shows the December 31, 2018 carrying amounts of assets designated and qualifying as hedged items in fair value hedges of interest rate risk and the related cumulative hedge adjustment included in the carrying amount.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	Carrying Amount of the Hedged Assets/ (Liabilities) ⁽¹⁾	Cumulative Amount of Fair Value Hedging Adjustment Included in the Carrying Amount of Hedged Assets/(Liabilities)
	2018	2018
Fixed maturity securities	\$ 6,593	\$ 294

⁽¹⁾ The balance includes \$294 million of hedging adjustment on discontinued hedging relationships.

As of December 31, 2018, the total notional amount of the Company's interest rate swaptions was \$500 million. The hedging adjustment related to these derivatives was immaterial.

Net Investment Hedge

The Company's investment in Aflac Japan is affected by changes in the yen/dollar exchange rate. To mitigate this exposure, the Parent Company's yen-denominated liabilities (see Note 9) have been designated as non-derivative hedges and, prior to April 1, 2018, foreign currency forwards and options were designated as derivative hedges of the foreign currency exposure of the Company's net investment in Aflac Japan. The Company designated net investment hedges under this strategy during the years ended December 31, 2018, 2017 and 2016.

Non-qualifying Strategies

For the Company's derivative instruments in consolidated VIEs that do not qualify for hedge accounting treatment, all changes in their fair value are reported in current period earnings within realized investment gains (losses). The amount of gain or loss recognized in earnings for the Company's VIEs is attributable to the derivatives in those investment structures. While the change in value of the swaps is recorded through current period earnings, the change in value of the available-for-sale fixed maturity securities associated with these swaps is recorded through other comprehensive income.

As of December 31, 2018, the Parent Company had cross-currency interest rate swap agreements related to its \$350 million senior notes due February 2022, \$700 million senior notes due June 2023, \$750 million senior notes due November 2024 and \$450 million senior notes due March 2025. Changes in the values of these swaps are recorded through current period earnings. For additional information regarding these swaps, see Note 9.

The Company uses foreign exchange forwards and options to economically mitigate the currency risk of some of its U.S. dollar-denominated loan receivables held within the Aflac Japan segment. These arrangements are not designated as accounting hedges, as the foreign currency remeasurement of the loan receivables impacts current period earnings, and generally offsets gains and losses from foreign exchange forwards within realized investment gains (losses). The Company also has certain foreign exchange forwards on U.S. dollar-denominated AFS securities where hedge accounting is not being applied.

In order to economically mitigate currency risk of future yen dividends from Aflac Japan while lowering consolidated hedge costs associated with Aflac Japan's U.S. dollar investment hedging the Parent Company entered into offsetting hedge positions using foreign exchange forwards. This activity is reported in the Corporate and other segment.

The Company uses interest rate swaps to economically convert the variable rate investment income to a fixed rate on certain variable-rate investments.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Impact of Derivatives and Hedging Instruments

The following table summarizes the impact to realized investment gains (losses) and other comprehensive income (loss) from all derivatives and hedging instruments for the years ended December 31.

(In millions)	2018		2017		2016	
	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss) ⁽¹⁾	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss) ⁽¹⁾	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss) ⁽¹⁾
Qualifying hedges:						
Cash flow hedges:						
Foreign currency swaps	\$ 0	\$ 3	\$ 0	\$ 1	\$ 1	\$ 3
Total cash flow hedges	0 ⁽²⁾	3	0 ⁽²⁾	1	1 ⁽²⁾	3
Fair value hedges:						
Foreign currency forwards ⁽³⁾	(116)		(180)		(359)	
Foreign currency options ⁽³⁾	4		11		(25)	
Interest rate swaptions ⁽³⁾	0	(1)	0	0	0	0
Total fair value hedges	(112)	(1)	(169)	0	(384)	0
Net investment hedge:						
Non-derivative hedging instruments	0	(32)	0	(15)	0	0
Foreign currency forwards	0	0	0	(25)	0	(118)
Foreign currency options	0	(8)	0	5	0	73
Total net investment hedge	0	(40)	0	(35)	0	(45)
Non-qualifying strategies:						
Foreign currency swaps	20		53		117	
Foreign currency forwards	(135)		8		9	
Credit default swaps	0		(1)		2	
Interest rate swaps	3		0		0	
Total non-qualifying strategies	(112)		60		128	
Total	\$ (224)	\$ (38)	\$ (109)	\$ (34)	\$ (255)	\$ (42)

⁽¹⁾ Cash flow hedge items and the change in the fair value of interest rate swaptions related to the time value of the swaptions in fair value hedges are recorded as unrealized gains (losses) on derivatives and net investment hedge items are recorded in the unrealized foreign currency translation gains (losses) line in the consolidated statement of comprehensive income (loss).

⁽²⁾ Impact of cash flow hedges reported as realized investment gains (losses) includes an immaterial amount of gains or losses reclassified from accumulated other comprehensive income (loss) into earnings. It also includes an immaterial amount excluded from effectiveness testing during the years ended December 31, 2018 and 2017 and \$1 million during the year ended December 31, 2016.

⁽³⁾ Impact shown net of effect of hedged items (see Fair Value Hedges section of this Note 4 for further detail)

The impact on earnings from derivatives in cash flow hedge relationships also included a loss of \$2 million during the year ended December 31, 2018 and an immaterial amount during the years ended December 31, 2017 and 2016 resulting from reclassifications from accumulated other comprehensive income (loss) to net investment income. There was no gain or loss reclassified from accumulated other comprehensive income (loss) into earnings related to the net investment hedge for the years ended December 31, 2018, 2017 and 2016. As of December 31, 2018, deferred gains and losses on derivative instruments recorded in accumulated other comprehensive income that are expected to be reclassified to earnings during the next twelve months were immaterial.

Credit Risk Assumed through Derivatives

For the foreign currency and credit default swaps associated with the Company's VIE investments for which it is the primary beneficiary, the Company bears the risk of loss due to counterparty default even though it is not a direct counterparty to those contracts.

The Company is a direct counterparty to the foreign currency swaps that it has entered into in connection with certain of its senior notes and subordinated debentures; foreign currency forwards; and foreign currency options, and therefore the Company is exposed to credit risk in the event of nonperformance by the counterparties in those contracts. The risk of counterparty default for the Company's foreign currency swaps, certain foreign currency forwards, foreign currency options is mitigated by collateral posting requirements that counterparties to those transactions must meet.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

As of December 31, 2018, there were 16 counterparties to the Company's derivative agreements, with three comprising 52% of the aggregate notional amount. The counterparties to these derivatives are financial institutions with the following credit ratings as of December 31:

(In millions)	2018			2017		
	Notional Amount of Derivatives	Asset Derivatives Fair Value	Liability Derivatives Fair Value	Notional Amount of Derivatives	Asset Derivatives Fair Value	Liability Derivatives Fair Value
Counterparties' credit rating:						
AA	\$ 5,399	\$ 63	\$ (23)	\$ 4,708	\$ 52	\$ (37)
A	32,513	350	(311)	20,604	271	(370)
BBB	443	4	(53)	439	8	(67)
Total	\$ 38,355	\$ 417	\$ (387)	\$ 25,751	\$ 331	\$ (474)

The Company engages in over-the-counter (OTC) bilateral derivative transactions directly with unaffiliated third parties under International Swaps and Derivatives Association, Inc. (ISDA) agreements and other documentation. Most of the ISDA agreements also include Credit Support Annexes (CSAs) provisions, which generally provide for two-way collateral postings at the first dollar of exposure. The Company mitigates the risk that counterparties to transactions might be unable to fulfill their contractual obligations by monitoring counterparty credit exposure and collateral value while generally requiring that collateral be posted at the outset of the transaction. In addition, a significant portion of the derivative transactions have provisions that give the counterparty the right to terminate the transaction upon a downgrade of Aflac's financial strength rating. The actual amount of payments that the Company could be required to make depends on market conditions, the fair value of outstanding affected transactions, and other factors prevailing at and after the time of the downgrade.

The Company also engages in OTC cleared derivative transactions through regulated central clearing counterparties. These positions are marked to market and margined on a daily basis (both initial margin and variation margin), and the Company has minimal exposure to credit-related losses in the event of nonperformance by counterparties to these derivatives.

Collateral posted by the Company to third parties for derivative transactions can generally be repledged or resold by the counterparties. The aggregate fair value of all derivative instruments with credit-risk-related contingent features that were in a net liability position by counterparty was approximately \$139 million and \$264 million as of December 31, 2018 and 2017, respectively. If the credit-risk-related contingent features underlying these agreements had been triggered on December 31, 2018, the Company estimates that it would be required to post a maximum of \$34 million of additional collateral to these derivative counterparties. The Company is generally allowed to sell or repledge collateral obtained from its derivative counterparties, although it does not typically exercise such rights. (See the Offsetting tables below for collateral posted or received as of the reported balance sheet dates.)

Offsetting of Financial Instruments and Derivatives

Most of the Company's derivative instruments are subject to enforceable master netting arrangements that provide for the net settlement of all derivative contracts between the Parent Company or Aflac and its respective counterparty in the event of default or upon the occurrence of certain termination events. Collateral support agreements with the master netting arrangements generally provide that the Company will receive or pledge financial collateral at the first dollar of exposure.

The Company has securities lending agreements with unaffiliated financial institutions that post collateral to the Company in return for the use of its fixed maturity and public equity securities (see Note 3). When the Company has entered into securities lending agreements with the same counterparty, the agreements generally provide for net settlement in the event of default by the counterparty. This right of set-off allows the Company to keep and apply collateral received if the counterparty failed to return the securities borrowed from the Company as contractually agreed. For additional information on the Company's accounting policy for securities lending, see Note 1.

The tables below summarize the Company's derivatives and securities lending transactions as of December 31, and as reflected in the tables, in accordance with U.S. GAAP, the Company's policy is to not offset these financial instruments in the Consolidated Balance Sheets.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Offsetting of Financial Assets and Derivative Assets

2018							
(In millions)	Gross Amount of Recognized Assets	Gross Amount Offset in Balance Sheet	Net Amount of Assets Presented in Balance Sheet	Gross Amounts Not Offset in Balance Sheet			Net Amount
				Financial Instruments	Securities Collateral	Cash Collateral Received	
Derivative assets:							
Derivative assets subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	\$ 231	\$ 0	\$ 231	\$ (152)	\$ (23)	\$ (55)	\$ 1
OTC - cleared	3	0	3	0	0	(3)	0
Total derivative assets subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	234	0	234	(152)	(23)	(58)	1
Derivative assets not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	183		183				183
Total derivative assets not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	183		183				183
Total derivative assets	417	0	417	(152)	(23)	(58)	184
Securities lending and similar arrangements							
	1,029	0	1,029	0	0	(1,029)	0
Total	\$ 1,446	\$ 0	\$ 1,446	\$ (152)	\$ (23)	\$(1,087)	\$ 184

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017							
(In millions)	Gross Amount of Recognized Assets	Gross Amount Offset in Balance Sheet	Net Amount of Assets Presented in Balance Sheet	Gross Amounts Not Offset in Balance Sheet			Net Amount
				Financial Instruments	Securities Collateral	Cash Collateral Received	
Derivative assets:							
Derivative assets subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	\$ 180	\$ 0	\$ 180	\$ (82)	\$ 0	\$ (98)	\$ 0
Total derivative assets subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	180	0	180	(82)	0	(98)	0
Derivative assets not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	151		151				151
Total derivative assets not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	151		151				151
Total derivative assets	331	0	331	(82)	0	(98)	151
Securities lending and similar arrangements	592	0	592	0	0	(592)	0
Total	\$ 923	\$ 0	\$ 923	\$ (82)	\$ 0	\$ (690)	\$ 151

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Offsetting of Financial Liabilities and Derivative Liabilities

2018							
(In millions)	Gross Amount of Recognized Liabilities	Gross Amount Offset in Balance Sheet	Net Amount of Liabilities Presented in Balance Sheet	Gross Amounts Not Offset in Balance Sheet			Net Amount
				Financial Instruments	Securities Collateral	Cash Collateral Pledged	
Derivative liabilities:							
Derivative liabilities subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	\$ (285)	\$ 0	\$ (285)	\$ 152	\$ 37	\$ 68	\$ (28)
Total derivative liabilities subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	(285)	0	(285)	152	37	68	(28)
Derivative liabilities not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	(102)		(102)				(102)
Total derivative liabilities not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	(102)		(102)				(102)
Total derivative liabilities	(387)	0	(387)	152	37	68	(130)
Securities lending and similar arrangements	(1,052)	0	(1,052)	1,029	0	0	(23)
Total	\$ (1,439)	\$ 0	\$ (1,439)	\$ 1,181	\$ 37	\$ 68	\$ (153)

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017							
(In millions)	Gross Amount of Recognized Liabilities	Gross Amount Offset in Balance Sheet	Net Amount of Liabilities Presented in Balance Sheet	Gross Amounts Not Offset in Balance Sheet			Net Amount
				Financial Instruments	Securities Collateral	Cash Collateral Pledged	
Derivative liabilities:							
Derivative liabilities subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	\$ (346)	\$ 0	\$ (346)	\$ 82	\$ 245	\$ 10	\$ (9)
Total derivative liabilities subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	(346)	0	(346)	82	245	10	(9)
Derivative liabilities not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement							
OTC - bilateral	(128)		(128)				(128)
Total derivative liabilities not subject to a master netting agreement or offsetting arrangement	(128)		(128)				(128)
Total derivative liabilities	(474)	0	(474)	82	245	10	(137)
Securities lending and similar arrangements	(606)	0	(606)	592	0	0	(14)
Total	\$ (1,080)	\$ 0	\$ (1,080)	\$ 674	\$ 245	\$ 10	\$ (151)

For additional information on the Company's financial instruments, see the accompanying Notes 1, 3 and 5.

5. FAIR VALUE MEASUREMENTS

Fair Value Hierarchy

U.S. GAAP specifies a hierarchy of valuation techniques based on whether the inputs to those valuation techniques are observable or unobservable. These two types of inputs create three valuation hierarchy levels. Level 1 valuations reflect quoted market prices for identical assets or liabilities in active markets. Level 2 valuations reflect quoted market prices for similar assets or liabilities in an active market, quoted market prices for identical or similar assets or liabilities in non-active markets or model-derived valuations in which all significant valuation inputs are observable in active markets. Level 3 valuations reflect valuations in which one or more of the significant inputs are not observable in an active market.

The following tables present the fair value hierarchy levels of the Company's assets and liabilities that are measured and carried at fair value on a recurring basis as of December 31.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2018				
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:				
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾				
Government and agencies	\$ 32,993	\$ 1,349	\$ 0	\$ 34,342
Municipalities	0	1,863	0	1,863
Mortgage- and asset-backed securities	0	162	177	339
Public utilities	0	7,062	109	7,171
Sovereign and supranational	0	1,260	0	1,260
Banks/financial institutions	0	8,895	23	8,918
Other corporate	0	28,789	213	29,002
Total fixed maturity securities	32,993	49,380	522	82,895 ⁽¹⁾
Equity securities ⁽¹⁾	874	67	46	987 ⁽¹⁾
Other investments	152	0	0	152
Cash and cash equivalents	4,337	0	0	4,337
Other assets:				
Foreign currency swaps	0	103	182	285
Foreign currency forwards	0	126	0	126
Foreign currency options	0	3	0	3
Interest rate swaps	0	3	0	3
Total other assets	0	235	182	417
Total assets	\$ 38,356	\$ 49,682	\$ 750	\$ 88,788
Liabilities:				
Other liabilities:				
Foreign currency swaps	\$ 0	\$ 132	\$ 102	\$ 234
Foreign currency forwards	0	151	0	151
Foreign currency options	0	1	0	1
Interest rate swaptions	0	1	0	1
Total liabilities	\$ 0	\$ 285	\$ 102	\$ 387

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017				
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:				
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾				
Government and agencies	\$30,109	\$ 1,121	\$ 0	\$31,230
Municipalities	0	1,370	0	1,370
Mortgage- and asset-backed securities	0	269	175	444
Public utilities	0	7,886	68	7,954
Sovereign and supranational	0	1,909	0	1,909
Banks/financial institutions	0	8,908	25	8,933
Other corporate	0	32,327	146	32,473
Total fixed maturity securities	30,109	53,790	414	84,313 ⁽¹⁾
Equity securities	1,001	6	16	1,023
Other investments	57	0	0	57
Cash and cash equivalents	3,491	0	0	3,491
Other assets:				
Foreign currency swaps	0	146	150	296
Foreign currency forwards	0	22	0	22
Foreign currency options	0	12	0	12
Credit default swaps	0	0	1	1
Total other assets	0	180	151	331
Total assets	\$34,658	\$53,976	\$ 581	\$89,215
Liabilities:				
Other liabilities:				
Foreign currency swaps	\$ 0	\$ 69	\$ 128	\$ 197
Foreign currency forwards	0	274	0	274
Foreign currency options	0	3	0	3
Total liabilities	\$ 0	\$ 346	\$ 128	\$ 474

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The following tables present the carrying amount and fair value categorized by fair value hierarchy level for the Company's financial instruments that are not carried at fair value as of December 31.

(In millions)	2018				
	Carrying Value	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:					
Securities held to maturity, carried at amortized cost:					
Fixed maturity securities:					
Government and agencies	\$ 21,712	\$ 27,030	\$ 8	\$ 0	\$ 27,038
Municipalities	359	0	469	0	469
Mortgage and asset-backed securities	14	0	0	15	15
Public utilities	2,727	0	2,973	0	2,973
Sovereign and supranational	1,551	0	1,840	0	1,840
Banks/financial institutions	1,445	0	1,583	0	1,583
Other corporate	2,510	0	2,804	0	2,804
Other investments ⁽¹⁾	6,945	0	26	6,893	6,919
Total assets	\$ 37,263	\$ 27,030	\$ 9,703	\$ 6,908	\$ 43,641
Liabilities:					
Other policyholders' funds	\$ 7,146	\$ 0	\$ 0	\$ 7,067	\$ 7,067
Notes payable (excluding capital leases)	5,765	0	5,606	270	5,876
Total liabilities	\$ 12,911	\$ 0	\$ 5,606	\$ 7,337	\$ 12,943

⁽¹⁾ Excludes policy loans of \$232 and equity method investments of \$377, at carrying value

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

	2017				
(In millions)	Carrying Value	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:					
Securities held to maturity, carried at amortized cost:					
Fixed maturity securities:					
Government and agencies	\$ 21,331	\$26,491	\$ 0	\$ 0	\$26,491
Municipalities	357	0	462	0	462
Mortgage and asset-backed securities	26	0	8	19	27
Public utilities	3,300	0	3,698	0	3,698
Sovereign and supranational	1,523	0	1,835	0	1,835
Banks/financial institutions	2,206	0	2,387	0	2,387
Other corporate	2,687	0	3,172	0	3,172
Other investments ⁽¹⁾	3,017	0	15	2,987	3,002
Total assets	\$ 34,447	\$26,491	\$ 11,577	\$ 3,006	\$41,074
Liabilities:					
Other policyholders' funds	\$ 6,939	\$ 0	\$ 0	\$ 6,841	\$ 6,841
Notes payable (excluding capital leases)	5,267	0	5,288	265	5,553
Total liabilities	\$ 12,206	\$ 0	\$ 5,288	\$ 7,106	\$ 12,394

⁽¹⁾ Excludes policy loans of \$210 and equity method investments of \$118, at carrying value

Fair Value of Financial Instruments*Fixed maturity and equity securities*

The Company determines the fair values of fixed maturity securities and public and privately-issued equity securities using the following approaches or techniques: price quotes and valuations from third party pricing vendors (including quoted market prices readily available from public exchange markets) and non-binding price quotes the Company obtains from outside brokers.

A third party pricing vendor has developed valuation models to determine fair values of privately issued securities to reflect the impact of the persistent economic environment and the changing regulatory framework. These models are discounted cash flow (DCF) valuation models, but also use information from related markets, specifically the CDS market to estimate expected cash flows. These models take into consideration any unique characteristics of the securities and make various adjustments to arrive at an appropriate issuer-specific loss adjusted credit curve. This credit curve is then used with the relevant recovery rates to estimate expected cash flows and modeling of additional features, including illiquidity adjustments, if necessary, to price the security by discounting those loss adjusted cash flows. In cases where a credit curve cannot be developed from the specific security features, the valuation methodology takes into consideration other market observable inputs, including: 1) the most appropriate comparable security(ies) of the issuer; 2) issuer-specific CDS spreads; 3) bonds or CDS spreads of comparable issuers with similar characteristics such as rating, geography, or sector; or 4) bond indices that are comparative in rating, industry, maturity and region.

The pricing data and market quotes the Company obtains from outside sources, including third party pricing services, are reviewed internally for reasonableness. If a fair value appears unreasonable, the Company will re-examine the inputs and assess the reasonableness of the pricing data with the vendor. Additionally, the Company may compare the inputs to relevant market indices and other performance measurements. Based on management's analysis, the valuation is confirmed or may be revised if there is evidence of a more appropriate estimate of fair value based on available market data. The Company has performed verification of the inputs and calculations in any valuation models to confirm that the valuations represent reasonable estimates of fair value.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The fixed maturity securities classified as Level 3 consist of securities with limited or no observable valuation inputs. For Level 3 securities, the Company estimates the fair value of these securities by obtaining non-binding broker quotes from a limited number of brokers. These brokers base their quotes on a combination of their knowledge of the current pricing environment and market conditions. The Company considers these inputs to be unobservable. The Company also considers a variety of significant valuation inputs in the valuation process, including forward exchange rates, yen swap rates, dollar swap rates, interest rate volatilities, credit spread data on specific issuers, assumed default and default recovery rates, and certain probability assumptions. In obtaining these valuation inputs, the Company has determined that certain pricing assumptions and data used by its pricing sources are difficult to validate or corroborate by the market and/or appear to be internally developed rather than observed in or corroborated by the market. The use of these unobservable valuation inputs causes more subjectivity in the valuation process for these securities.

For the periods presented, the Company has not adjusted the quotes or prices it obtains from the pricing services and brokers it uses.

The following tables present the pricing sources for the fair values of the Company's fixed maturity and equity securities as of December 31.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

	2018			
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾				
Government and agencies:				
Third party pricing vendor	\$ 32,993	\$ 1,349	\$ 0	\$ 34,342
Total government and agencies	32,993	1,349	0	34,342
Municipalities:				
Third party pricing vendor	0	1,863	0	1,863
Total municipalities	0	1,863	0	1,863
Mortgage- and asset-backed securities:				
Third party pricing vendor	0	162	0	162
Broker/other	0	0	177	177
Total mortgage- and asset-backed securities	0	162	177	339
Public utilities:				
Third party pricing vendor	0	7,062	0	7,062
Broker/other	0	0	109	109
Total public utilities	0	7,062	109	7,171
Sovereign and supranational:				
Third party pricing vendor	0	1,260	0	1,260
Total sovereign and supranational	0	1,260	0	1,260
Banks/financial institutions:				
Third party pricing vendor	0	8,895	0	8,895
Broker/other	0	0	23	23
Total banks/financial institutions	0	8,895	23	8,918
Other corporate:				
Third party pricing vendor	0	28,789	0	28,789
Broker/other	0	0	213	213
Total other corporate	0	28,789	213	29,002
Total securities available for sale	\$ 32,993	\$ 49,380	\$ 522	\$ 82,895 ⁽¹⁾
Equity securities, carried at fair value: ⁽¹⁾				
Third party pricing vendor	\$ 874	\$ 67	\$ 0	\$ 941
Broker/other	0	0	46	46
Total equity securities	\$ 874	\$ 67	\$ 46	\$ 987 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

	2018			
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturity securities:				
Government and agencies:				
Third party pricing vendor	\$ 27,030	\$ 8	\$ 0	\$ 27,038
Total government and agencies	27,030	8	0	27,038
Municipalities:				
Third party pricing vendor	0	469	0	469
Total municipalities	0	469	0	469
Mortgage- and asset-backed securities:				
Broker/other	0	0	15	15
Total mortgage- and asset-backed securities	0	0	15	15
Public utilities:				
Third party pricing vendor	0	2,973	0	2,973
Total public utilities	0	2,973	0	2,973
Sovereign and supranational:				
Third party pricing vendor	0	1,840	0	1,840
Total sovereign and supranational	0	1,840	0	1,840
Banks/financial institutions:				
Third party pricing vendor	0	1,583	0	1,583
Total banks/financial institutions	0	1,583	0	1,583
Other corporate:				
Third party pricing vendor	0	2,804	0	2,804
Total other corporate	0	2,804	0	2,804
Total securities held to maturity	\$ 27,030	\$ 9,677	\$ 15	\$ 36,722

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017				
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities: ⁽¹⁾				
Government and agencies:				
Third party pricing vendor	\$ 30,109	\$ 1,121	\$ 0	\$ 31,230
Total government and agencies	30,109	1,121	0	31,230
Municipalities:				
Third party pricing vendor	0	1,370	0	1,370
Total municipalities	0	1,370	0	1,370
Mortgage- and asset-backed securities:				
Third party pricing vendor	0	269	0	269
Broker/other	0	0	175	175
Total mortgage- and asset-backed securities	0	269	175	444
Public utilities:				
Third party pricing vendor	0	7,886	0	7,886
Broker/other	0	0	68	68
Total public utilities	0	7,886	68	7,954
Sovereign and supranational:				
Third party pricing vendor	0	1,807	0	1,807
Broker/other	0	102	0	102
Total sovereign and supranational	0	1,909	0	1,909
Banks/financial institutions:				
Third party pricing vendor	0	8,908	0	8,908
Broker/other	0	0	25	25
Total banks/financial institutions	0	8,908	25	8,933
Other corporate:				
Third party pricing vendor	0	32,327	0	32,327
Broker/other	0	0	146	146
Total other corporate	0	32,327	146	32,473
Total securities available for sale	\$ 30,109	\$ 53,790	\$ 414	\$ 84,313 ⁽¹⁾
Equity securities, carried at fair value:				
Third party pricing vendor	\$ 1,001	\$ 6	\$ 0	\$ 1,007
Broker/other	0	0	16	16
Total equity securities	\$ 1,001	\$ 6	\$ 16	\$ 1,023

⁽¹⁾ Includes perpetual securities

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

	2017			
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturity securities:				
Government and agencies:				
Third party pricing vendor	\$ 26,491	\$ 0	\$ 0	\$ 26,491
Total government and agencies	26,491	0	0	26,491
Municipalities:				
Third party pricing vendor	0	462	0	462
Total municipalities	0	462	0	462
Mortgage- and asset-backed securities:				
Third party pricing vendor	0	8	0	8
Broker/other	0	0	19	19
Total mortgage- and asset-backed securities	0	8	19	27
Public utilities:				
Third party pricing vendor	0	3,698	0	3,698
Total public utilities	0	3,698	0	3,698
Sovereign and supranational:				
Third party pricing vendor	0	1,835	0	1,835
Total sovereign and supranational	0	1,835	0	1,835
Banks/financial institutions:				
Third party pricing vendor	0	2,387	0	2,387
Total banks/financial institutions	0	2,387	0	2,387
Other corporate:				
Third party pricing vendor	0	3,172	0	3,172
Total other corporate	0	3,172	0	3,172
Total securities held to maturity	\$ 26,491	\$ 11,562	\$ 19	\$ 38,072

The following is a discussion of the determination of fair value of the Company's remaining financial instruments.

Derivatives

The Company uses derivative instruments to manage the risk associated with certain assets. However, the derivative instrument may not be classified in the same fair value hierarchy level as the associated asset. The Company uses pricing models to determine the estimated fair value of derivatives. Inputs used to value derivatives include, but are not limited to, interest rates, credit spreads, foreign currency forward and spot rates, and interest volatility. The significant inputs to pricing derivatives are generally observable in the market or can be derived by observable market data. When these inputs are observable, the derivatives are classified as Level 2.

The fair values of the foreign currency forwards and options associated with certain investments; the foreign currency forwards and options used to hedge foreign exchange risk from the Company's net investment in Aflac Japan and economically hedge certain portions of forecasted cash flows denominated in yen; and the foreign currency swaps associated with certain senior notes are based on the amounts the Company would expect to receive or pay. The determination of the fair value of these derivatives is based on observable market inputs, therefore they are classified as Level 2.

To determine the fair value of its interest rate derivatives, the Company uses inputs that are generally observable in the market or can be derived from observable market data. Interest rate swaps are cleared trades. In a cleared swap contract the clearinghouse provides benefits to the counterparties similar to contracts listed for investment traded on an exchange since it maintains a daily margin to mitigate counterparties credit risk. These derivatives are priced using

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

observable inputs, accordingly, they are classified as Level 2. For its interest rate swaptions, the Company estimates their fair values using observable market data, including interest rate curves and volatilities. Their fair values are also classified as Level 2.

For derivatives associated with VIEs where the Company is the primary beneficiary, the Company is not the direct counterparty to the swap contracts. As a result, the fair value measurements incorporate the credit risk of the collateral associated with the VIE. The Company receives valuations from a third party pricing vendor for these derivatives. Based on an analysis of these derivatives and a review of the methodology employed by the pricing vendor, the Company determined that due to the long duration of these swaps and the need to extrapolate from short-term observable data to derive and measure long-term inputs, certain inputs, assumptions and judgments are required to value future cash flows that cannot be corroborated by current inputs or current observable market data. As a result, the derivatives associated with the Company's consolidated VIEs are classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

Other investments

Other investments where fair value is disclosed above include short-term investments and loan receivables. Loan receivables include transitional real estate loans, commercial mortgage loans, and middle market loans. The Company's loan receivables do not have readily determinable market prices and generally lack market liquidity. Fair values for loan receivables are determined based on the present value of expected future cash flows discounted at the applicable U.S. Treasury or London Interbank Offered Rate (LIBOR) yield plus an appropriate spread that considers other risk factors, such as credit and liquidity risk. These spreads are provided by the applicable asset managers based on their knowledge of the current loan pricing environment and market conditions. The spreads are a significant component of the pricing inputs and are generally considered unobservable. Therefore, these investments have been assigned a Level 3 within the fair value hierarchy.

Other policyholders' funds

The largest component of the other policyholders' funds liability is the Company's annuity line of business in Aflac Japan. The Company's annuities have fixed benefits and premiums. For this product, the Company estimates the fair value to be equal to the cash surrender value. This is analogous to the value paid to policyholders on the valuation date if they were to surrender their policy. The Company periodically checks the cash value against discounted cash flow projections for reasonableness. The Company considers its inputs for this valuation to be unobservable and have accordingly classified this valuation as Level 3.

Notes payable

The fair values of the Company's publicly issued notes payable are determined by utilizing available sources of observable inputs from third party pricing vendors and are classified as Level 2. The fair values of the Company's yen-denominated loans approximate their carrying values and are classified as Level 3.

Transfers between Hierarchy Levels and Level 3 Rollforward

There were no transfers between Level 1 and 2 for assets and liabilities that are measured and carried at fair value on a recurring basis for the years ended December 31, 2018 and 2017, respectively.

The following tables present the changes in fair value of the Company's investments and derivatives carried at fair value classified as Level 3 as of December 31.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2018									
(In millions)	Fixed Maturity Securities				Equity Securities	Derivatives ^(f)		Total	
	Mortgage- and Asset-Backed Securities	Public Utilities	Banks/ Financial Institutions	Other Corporate		Foreign Currency Swaps	Credit Default Swaps		
Balance, beginning of period	\$ 175	\$ 68	\$ 25	\$ 146	\$ 16	\$ 22	\$ 1	\$ 453	
Realized investment gains (losses) included in earnings	0	0	0	0	(1)	54	(1)	52	
Unrealized gains (losses) included in other comprehensive income (loss)	2	1	(2)	1	0	4	0	6	
Purchases, issuances, sales and settlements:									
Purchases	0	40	0	56	31	0	0	127	
Issuances	0	0	0	0	0	0	0	0	
Sales	0	0	0	0	0	0	0	0	
Settlements	0	0	0	(6)	0	0	0	(6)	
Transfers into Level 3	0	0	0	16	0	0	0	16	
Transfers out of Level 3	0	0	0	0	0	0	0	0	
Balance, end of period	\$ 177	\$ 109	\$ 23	\$ 213	\$ 46	\$ 80	\$ 0	\$ 648	
Changes in unrealized gains (losses) relating to Level 3 assets and liabilities still held at the end of the period included in realized investment gains (losses)									
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1)	\$ 54	\$ (1)	\$ 52	

^(f) Derivative assets and liabilities are presented net

2017									
(In millions)	Fixed Maturity Securities				Equity Securities	Derivatives ^(f)		Total	
	Mortgage- and Asset-Backed Securities	Public Utilities	Banks/ Financial Institutions	Other Corporate		Foreign Currency Swaps	Credit Default Swaps		
Balance, beginning of period	\$ 198	\$ 16	\$ 25	\$ 0	\$ 3	\$ (21)	\$ 2	\$ 223	
Realized investment gains (losses) included in earnings	0	0	0	0	0	43	(1)	42	
Unrealized gains (losses) included in other comprehensive income (loss)	3	0	0	2	0	0	0	5	
Purchases, issuances, sales and settlements:									
Purchases	0	76	0	122	16	0	0	214	
Issuances	0	0	0	0	0	0	0	0	
Sales	0	0	0	(2)	(1)	0	0	(3)	
Settlements	(26)	0	0	0	0	0	0	(26)	
Transfers into Level 3	0	0	0	24 ^(g)	0	0	0	24	
Transfers out of Level 3	0	(24) ^(h)	0	0	(2) ^(h)	0	0	(26)	
Balance, end of period	\$ 175	\$ 68	\$ 25	\$ 146	\$ 16	\$ 22	\$ 1	\$ 453	
Changes in unrealized gains (losses) relating to Level 3 assets and liabilities still held at the end of the period included in realized investment gains (losses)									
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 43	\$ (1)	\$ 42	

^(f) Derivative assets and liabilities are presented net

^(g) Transfer due to sector classification change

^(h) Transfer due to change in accounting method

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Fair Value Sensitivity

Level 3 Significant Unobservable Input Sensitivity

The following tables summarize the significant unobservable inputs used in the valuation of the Company's Level 3 investments and derivatives carried at fair value as of December 31. Included in the tables are the inputs or range of possible inputs that have an effect on the overall valuation of the financial instruments.

2018				
(In millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable Input	Range (Weighted Average)
Assets:				
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities:				
Mortgage- and asset-backed securities	\$ 177	Consensus pricing	Offered quotes	N/A ^(a)
Public utilities	109	Discounted cash flow	Credit spreads	N/A ^(a)
Banks/financial institutions	23	Consensus pricing	Offered quotes	N/A ^(a)
Other corporate	213	Discounted cash flow	Credit spreads	N/A ^(a)
Equity securities	46	Net asset value	Offered quotes	N/A ^(a)
Other assets:				
Foreign currency swaps	125	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)
			Interest rates (JPY)	.18% - .71% ^(c)
			CDS spreads	19 - 120 bps
			Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)
57	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)	
		Interest rates (JPY)	.18% - .71% ^(c)	
Total assets	\$ 750			
Liabilities:				
Other liabilities:				
Foreign currency swaps	\$ 98	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)
			Interest rates (JPY)	.18% - .71% ^(c)
			CDS spreads	28 - 211 bps
			Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)
4	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.75% - 2.84% ^(b)	
		Interest rates (JPY)	.18% - .71% ^(c)	
Total liabilities	\$ 102			

(a) N/A represents securities where the Company receives unadjusted broker quotes and for which there is no transparency into the providers' valuation techniques or unobservable inputs.

(b) Inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of the Company's swaps

(c) Inputs derived from Japan long-term rates to accommodate long maturity nature of the Company's swaps

149

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2017				
(In millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable Input	Range (Weighted Average)
Assets:				
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturity securities:				
Mortgage- and asset-backed securities	\$ 175	Consensus pricing	Offered quotes	N/A ^(a)
Public utilities	68	Discounted cash flow	Credit spreads	N/A ^(a)
Banks/financial institutions	25	Consensus pricing	Offered quotes	N/A ^(a)
Other corporate	146	Discounted cash flow	Credit spreads	N/A ^(a)
Equity securities	16	Net asset value	Offered quotes	N/A ^(a)
Other assets:				
Foreign currency swaps	80	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)
			Interest rates (JPY)	.26% - .85% ^(c)
			CDS spreads	9 - 90 bps
			Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)
70	Discounted cash flow	Interest rates (JPY)	.26% - .85% ^(c)	
		Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)	
Credit default swaps	1	Discounted cash flow	Base correlation	46.33% - 49.65% ^(d)
			CDS spreads	25 bps
			Recovery rate	37.24%
			Interest rates (JPY)	.26% - .85% ^(c)
Total assets	\$ 681			
Liabilities:				
Other liabilities:				
Foreign currency swaps	\$ 120	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)
			Interest rates (JPY)	.26% - .85% ^(c)
			CDS spreads	13 - 157 bps
			Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)
8	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.40% - 2.54% ^(b)	
		Interest rates (JPY)	.26% - .85% ^(c)	
Total liabilities	\$ 128			

(a) N/A represents securities where the Company receives unadjusted broker quotes and for which there is no transparency into the providers' valuation techniques or unobservable inputs.

(b) Inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of the Company's swaps

(c) Inputs derived from Japan long-term rates to accommodate long maturity nature of the Company's swaps

(d) Range of base correlation for the Company's bespoke tranche for attachment and detachment points corresponding to market indices

150

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The following is a discussion of the significant unobservable inputs or valuation techniques used in determining the fair value of securities and derivatives classified as Level 3.

Net Asset Value

The Company holds certain unlisted equity securities whose fair value is derived based on the financial statements published by the investee. These securities do not trade on an active market and the valuations derived are dependent on the availability of timely financial reporting of the investee. Net asset value is an unobservable input in the determination of fair value of equity securities.

Offered Quotes

In circumstances where the Company's valuation model price is overridden because it implies a value that is not consistent with current market conditions, the Company will solicit bids from a limited number of brokers. The Company also receives unadjusted prices from brokers for its mortgage and asset-backed securities. These quotes are non-binding but are reflective of valuation best estimates at that particular point in time. Offered quotes are an unobservable input in the determination of fair value of mortgage- and asset-backed securities, certain banks/financial institutions, certain other corporate, and equity securities investments.

Interest Rates and CDS Spreads

The significant drivers of the valuation of the interest and foreign exchange swaps are interest rates and CDS spreads. Some of the Company's swaps have long maturities that increase the sensitivity of the swaps to interest rate fluctuations. For the Company's foreign exchange or cross currency swaps that are in a net asset position, an increase in yen interest rates (all other factors held constant) will decrease the present value of the yen final settlement receivable (receive leg), thus decreasing the value of the swap as long as the derivative remains in a net asset position.

Foreign exchange swaps also have a lump-sum final settlement of foreign exchange principal amounts at the termination of the swap. Assuming all other factors are held constant, an increase in yen interest rates will decrease the receive leg and decrease the net value of the swap. Likewise, holding all other factors constant, an increase in U.S. dollar interest rates will increase the swap's net value due to the decrease in the present value of the dollar final settlement payable (pay leg).

The extinguisher feature in most of the Company's VIE swaps results in a cessation of cash flows and no further payments between the parties to the swap in the event of a default on the referenced or underlying collateral. To price this feature, the Company applies the survival probability of the referenced entity to the projected cash flows. The survival probability uses the CDS spreads and recovery rates to adjust the present value of the cash flows. For extinguisher swaps with positive values, an increase in CDS spreads decreases the likelihood of receiving the final exchange payments and reduces the value of the swap.

For additional information on the Company's investments and financial instruments, see the accompanying Notes 1, 3 and 4.

6. DEFERRED POLICY ACQUISITION COSTS AND INSURANCE EXPENSES

Consolidated policy acquisition costs deferred were \$1.5 billion in 2018, compared with \$1.5 billion in 2017 and \$1.4 billion in 2016. The following table presents a rollforward of deferred policy acquisition costs by segment for the years ended December 31.

(In millions)	2018		2017	
	Japan	U.S.	Japan	U.S.
Deferred policy acquisition costs:				
Balance, beginning of year	\$ 6,150	\$ 3,355	\$ 5,765	\$ 3,228
Capitalization	833	669	839	629
Amortization	(710)	(534)	(630)	(502)
Foreign currency translation and other	111	1	176	0
Balance, end of year	\$ 6,384	\$ 3,491	\$ 6,150	\$ 3,355

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Commissions deferred as a percentage of total acquisition costs deferred were 72% in 2018, compared with 72% in 2017 and 74% in 2016.

Personnel, compensation and benefit expenses as a percentage of insurance expenses were 54% in 2018, compared with 56% in 2017 and 53% in 2016. Advertising expense, which is included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, was as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017	2016
Advertising expense:			
Aflac Japan	\$ 108	\$ 100	\$ 100
Aflac U.S.	110	110	124
Total advertising expense	\$ 218	\$ 210	\$ 224

Depreciation and other amortization expenses, which are included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017	2016
Depreciation expense	\$ 48	\$ 50	\$ 48
Other amortization expense	1	3	6
Total depreciation and other amortization expense	\$ 49	\$ 53	\$ 54

Lease and rental expense, which are included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017	2016
Lease and rental expense:			
Aflac Japan	\$ 53	\$ 52	\$ 53
Aflac U.S.	16	21	21
Other	4	2	1
Total lease and rental expense	\$ 73	\$ 75	\$ 75

7. POLICY LIABILITIES

Policy liabilities consist of future policy benefits, unpaid policy claims, unearned premiums, and other policyholders' funds, which accounted for 84%, 4%, 5% and 7% of total policy liabilities at December 31, 2018, respectively. The Company regularly reviews the adequacy of its policy liabilities in total and by component.

The liability for future policy benefits as of December 31 consisted of the following:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	Policy Issue Year	Liability Amounts		Interest Rates	
		2018	2017	Year of Issue	In 20 Years
Health insurance:					
Japan:	1992 - 2018	\$ 11,598	\$ 10,167	1.0 - 2.5 %	1.0 - 2.5 %
	1974 - 2013	1,161	1,133	2.7 - 2.75	2.25 - 2.75
	1998 - 2018	12,764	12,386	3.0	3.0
	1997 - 1999	2,452	2,454	3.5	3.5
	1994 - 1996	3,056	3,046	4.0 - 4.5	4.0 - 4.5
	1987 - 1994	14,722	14,829	5.5	5.5
	1985 - 1991	1,779	1,816	5.25 - 6.75	5.25 - 5.5
	1978 - 1984	1,964	2,037	6.5	5.5
U.S.:	2013 - 2018	96	82	3.0 - 3.5	3.0 - 3.5
	2012 - 2018	1,682	1,366	3.75	3.75
	2011	353	343	4.75	4.75
	2005 - 2010	2,946	2,944	5.5	5.5
	1988 - 2004	641	656	8.0	6.0
	1986 - 2004	1,245	1,296	6.0	6.0
	1981 - 1986	151	159	6.5 - 7.0	5.5 - 6.5
	1998 - 2004	1,311	1,310	7.0	7.0
	Other	17	18		
Intercompany eliminations:	2015	(583) ⁽¹⁾	(609) ⁽¹⁾	2.0	2.0
Life insurance:					
Japan:	2001 - 2018	10,296	8,850	1.0 - 1.85	1.0 - 1.85
	2011 - 2017	5,116	4,763	2.0	2.0
	2009 - 2011	3,867	3,393	2.25	2.25
	1992 - 2006	5	5	2.19	1.55
	2005 - 2011	1,769	1,642	2.5	2.5
	1985 - 2006	2,057	2,048	2.7	2.25
	2007 - 2011	1,380	1,319	2.75	2.75
	1999 - 2011	2,249	2,189	3.0	3.0
	1996 - 2009	678	675	3.5	3.5
	1994 - 1996	901	908	4.0 - 4.5	4.0 - 4.5
U.S.:	1956 - 2018	695	632	3.5 - 6.0	3.5 - 6.0
Total		\$ 86,368	\$ 81,857		

⁽¹⁾ Elimination entry necessary due to recapture of a portion of policy liabilities ceded externally, as a result of the reinsurance retrocession transaction as described in Note 8 of the Notes to the Consolidated Financial Statements

The weighted-average interest rates reflected in the consolidated statements of earnings for future policy benefits for Japanese policies were 3.3% in 2018, compared with 3.4% in 2017 and 3.5% in 2016; and for U.S. policies, 5.3% in 2018, compared with 5.4% in 2017 and 5.5% in 2016.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Changes in the liability for unpaid policy claims were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017	2016
Unpaid supplemental health claims, beginning of period	\$ 3,884	\$ 3,707	\$ 3,548
Less reinsurance recoverables	30	27	26
Net balance, beginning of period	3,854	3,680	3,522
Add claims incurred during the period related to:			
Current year	7,101	6,979	7,037
Prior years	(563)	(518)	(465)
Total incurred	6,538	6,461	6,572
Less claims paid during the period on claims incurred during:			
Current year	4,612	4,530	4,613
Prior years	1,898	1,822	1,865
Total paid	6,510	6,352	6,478
Effect of foreign exchange rate changes on unpaid claims	43	65	64
Net balance, end of period	3,925	3,854	3,680
Add reinsurance recoverables	27	30	27
Unpaid supplemental health claims, end of period	3,952	3,884	3,707
Unpaid life claims, end of period	632	508	338
Total liability for unpaid policy claims	\$ 4,584	\$ 4,392	\$ 4,045

The incurred claims development related to prior years reflects favorable claims experience compared to previous estimates. The favorable claims development of \$563 million for 2018 comprises approximately \$419 million from Japan, which represents approximately 74% of the total. Excluding the impact of foreign exchange of a gain of approximately \$14 million from December 31, 2017 to December 31, 2018, the favorable claims development in Japan would have been approximately \$404 million, representing approximately 72% of the total.

The Company has experienced continued favorable claim trends in 2018 for its core health products in Japan. The Company's experience in Japan related to the average length of stay in the hospital for cancer treatment has shown continued decline in the current period. In addition, cancer treatment patterns in Japan are continuing to be influenced by significant advances in early-detection techniques and by the increased use of pathological diagnosis rather than clinical exams. Additionally, follow-up radiation and chemotherapy treatments are occurring more often on an outpatient basis. Such changes in treatment not only increase the quality of life and initial outcomes for the patients, but also decrease the average length of each hospital stay, resulting in favorable claims development.

As of December 31, 2018 and 2017, unearned premiums consisted primarily of discounted advance premiums on deposit. Discounted advance premiums are premiums on deposit from policyholders in conjunction with their purchase of certain Aflac Japan limited-pay insurance products. These advanced premiums are deferred upon collection and recognized as premium revenue over the contractual premium payment period. These advanced premiums represented 69% of the December 31, 2018 and 73% of the December 31, 2017 unearned premiums balances.

As of December 31, 2018 and 2017, the largest component of the other policyholders' funds liability was the Company's annuity line of business in Aflac Japan. The Company's annuities have fixed benefits and premiums. These annuities represented 97% of other policyholders' funds liability at December 31, 2018, compared with 98% at December 31, 2017.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

8. REINSURANCE

The Company periodically enters into fixed quota-share coinsurance agreements with other companies in the normal course of business. For each of its reinsurance agreements, the Company determines whether the agreement provides indemnification against loss or liability relating to insurance risk in accordance with applicable accounting standards. Reinsurance premiums and benefits paid or provided are accounted for on bases consistent with those used in accounting for the original policies issued and the terms of the reinsurance contracts. Premiums and benefits are reported net of insurance ceded.

The Company has recorded a deferred profit liability related to reinsurance transactions. The remaining deferred profit liability of \$1.0 billion, as of December 31, 2018, is included in future policy benefits in the consolidated balance sheet and is being amortized into income over the expected lives of the policies. The Company has also recorded a reinsurance recoverable for reinsurance transactions, which is included in other assets in the consolidated balance sheet and had a remaining balance of \$941 million and \$908 million as of December 31, 2018 and 2017, respectively. The increase in the reinsurance recoverable balance was driven by two aggregating factors: yen strengthening and the growth in reserves related to the business that has been reinsured as the policies age. The spot yen/dollar exchange rate strengthened by approximately 2% and ceded reserves increased approximately 2% from December 31, 2017, to December 31, 2018.

The following table reconciles direct premium income and direct benefits and claims to net amounts after the effect of reinsurance for the years ended December 31.

(In millions)	2018	2017	2016
Direct premium income	\$ 19,018	\$ 18,875	\$ 19,592
Ceded to other companies:			
Ceded Aflac Japan closed blocks	(497)	(515)	(560)
Other	(58)	(51)	(48)
Assumed from other companies:			
Retrocession activities	208	216	234
Other	6	6	7
Net premium income	\$ 18,677	\$ 18,531	\$ 19,225
Direct benefits and claims	\$ 12,293	\$ 12,486	\$ 13,240
Ceded benefits and change in reserves for future benefits:			
Ceded Aflac Japan closed blocks	(450)	(473)	(509)
Eliminations	43	51	58
Other	(44)	(44)	(38)
Assumed from other companies:			
Retrocession activities	209	209	222
Eliminations	(53)	(51)	(58)
Other	2	3	4
Benefits and claims, net	\$ 12,000	\$ 12,181	\$ 12,919

These reinsurance transactions are indemnity reinsurance that do not relieve the Company from its obligations to policyholders. In the event that the reinsurer is unable to meet their obligations, the Company remains liable for the reinsured claims.

As a part of its capital contingency plan, the Company entered into a committed reinsurance facility agreement on December 1, 2015 in the amount of approximately 110 billion yen of reserves. This reinsurance facility agreement was renewed in 2018 and is effective until December 31, 2019. There are also additional commitment periods of a one-year duration each of which are automatically extended unless notification is received from the reinsurer within 60 days prior to the expiration. The reinsurer can withdraw from the committed facility if Aflac's Standard and Poor's (S&P) rating drops below BBB-. As of December 31, 2018, the Company had not executed a reinsurance treaty under this committed reinsurance facility.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

9. NOTES PAYABLE

A summary of notes payable as of December 31 follows:

(In millions)	2018	2017
2.40% senior notes paid November 2018	\$ 0	\$ 548
4.00% senior notes due February 2022	348	348
3.625% senior notes due June 2023	698	697
3.625% senior notes due November 2024	746	745
3.25% senior notes due March 2025	447	446
2.875% senior notes due October 2026	297	297
6.90% senior notes due December 2039	220	220
6.45% senior notes due August 2040	254	254
4.00% senior notes due October 2046	394	394
4.750% senior notes due January 2049	540	0
Yen-denominated senior notes and subordinated debentures:		
.932% senior notes due January 2027 (principal amount 60.0 billion yen)	538	528
1.159% senior notes due October 2030 (principal amount 29.3 billion yen)	262	0
1.488% senior notes due October 2033 (principal amount 15.2 billion yen)	136	0
1.750% senior notes due October 2038 (principal amount 8.9 billion yen)	79	0
2.108% subordinated debentures due October 2047 (principal amount 60.0 billion yen)	536	526
Yen-denominated loans:		
Variable interest rate loan due September 2021 (.32% in 2018 and 2017, principal amount 5.0 billion yen)	45	44
Variable interest rate loan due September 2023 (.47% in 2018 and 2017, principal amount 25.0 billion yen)	225	220
Capitalized lease obligations payable through 2025	13	22
Total notes payable	\$ 5,778	\$ 5,289

Amounts in the table above are reported net of debt issuance costs and issuance premiums or discounts, if applicable, that are being amortized over the life of the notes.

In October 2018, the Parent Company issued \$550 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 4.750% per annum, payable semi-annually, and have a 30-year maturity. These notes are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the yield to maturity for a United States Treasury security with a maturity comparable to the remaining term of the notes, plus 25 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date.

In October 2018, the Parent Company issued three series of senior notes totaling 53.4 billion yen through a public debt offering under its U.S. shelf registration statement. The first series, which totaled 29.3 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.159% per annum, payable semi-annually, and has a 12-year maturity. The second series, which totaled 15.2 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.488% per annum, payable semi-annually, and has a 15-year maturity. The third series, which totaled 8.9 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.750% per annum, payable semi-annually, and has a 20-year maturity. These notes may only be redeemed before maturity, in whole but not in part, upon the occurrence of certain changes affecting U.S. taxation, as specified in the indenture governing the terms of the issuance.

In October 2017, the Parent Company issued 60.0 billion yen of subordinated debentures through a U.S. public debt offering. The debentures bear interest at an initial rate of 2.108% per annum through October 22, 2027, or earlier redemption. Thereafter, the rate of the interest of the debentures will be reset every five years at a rate of interest equal to the then-current JPY 5-year Swap Offered Rate plus 205 basis points. The debentures are payable semi-annually in arrears and have a 30-year maturity. The debentures are redeemable (i) at any time, in whole but not in part, upon the occurrence of certain tax events or certain rating agency events, as specified in the indenture governing the terms of the

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

debentures or (ii) on or after October 23, 2027, in whole or in part, at a redemption price equal to their principal amount plus accrued and unpaid interest to, but excluding, the date of redemption.

In January 2017, the Parent Company issued 60.0 billion yen of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of .932% per annum, payable semi-annually, and have a 10-year maturity. These notes may only be redeemed before maturity, in whole but not in part, upon the occurrence of certain changes affecting U.S. taxation, as specified in the indenture governing the terms of the issuance.

In September 2016, the Parent Company issued two series of senior notes totaling \$700 million through a U.S. public debt offering. The first series, which totaled \$300 million, bears interest at a fixed rate of 2.875% per annum, payable semi-annually and has a 10-year maturity. The second series, which totaled \$400 million, bears interest at a fixed rate of 4.00% per annum, payable semi-annually, and has a 30-year maturity.

In September 2016, the Parent Company entered into two series of senior unsecured term loan facilities totaling 30.0 billion yen. The first series, which totaled 5.0 billion yen, bears an interest rate per annum equal to the Tokyo interbank market rate (TIBOR), or alternate TIBOR, if applicable, plus the applicable TIBOR margin and has a five-year maturity. The applicable margin ranges between .20% and .60%, depending on the Parent Company's debt ratings as of the date of determination. The second series, which totaled 25.0 billion yen, bears an interest rate per annum equal to TIBOR, or alternate TIBOR, if applicable, plus the applicable TIBOR margin and has a seven-year maturity. The applicable margin ranges between .35% and .75%, depending on the Parent Company's debt ratings as of the date of determination.

In March 2015, the Parent Company issued two series of senior notes totaling \$1.0 billion through a U.S. public debt offering. The first series, which totaled \$550 million, bore interest at a fixed rate of 2.40% per annum, payable semi-annually, and had a five-year maturity. The second series, which totaled \$450 million, bears interest at a fixed rate of 3.25% per annum, payable semi-annually, and has a 10-year maturity. The Parent Company has entered into cross-currency swaps that convert the U.S. dollar-denominated principal and interest on the senior notes into yen-denominated obligations which results in lower nominal net interest rates on the debt. By entering into these cross-currency swaps, the Parent Company economically converted its \$550 million liability into a 67.0 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 2.40% in dollars to .24% in yen, and the Parent Company economically converted its \$450 million liability into a 55.0 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 3.25% in dollars to .82% in yen. In November 2018, the Parent Company used the net proceeds from the October 2018 issuance of its senior notes to redeem \$550 million of the Parent Company's 2.40% senior notes due 2020.

In November 2014, the Parent Company issued \$750 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 3.625% per annum, payable semi-annually, and have a 10-year maturity. These notes are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the treasury rate plus 20 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date. The Parent Company entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the U.S. dollar-denominated principal and interest on the senior notes it issued into yen-denominated obligations. By entering into the swaps, the Parent Company economically converted its \$750 million liability into an 85.3 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 3.625% in dollars to 1.00% in yen.

In June 2013, the Parent Company issued \$700 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 3.625% per annum, payable semi-annually, and have a 10-year maturity. These notes are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the treasury rate plus 20 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date. The Parent Company had entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the U.S. dollar-denominated principal and interest on the senior notes it issued into yen-denominated obligations. By entering into these swaps, the Parent Company economically converted its \$700 million liability into a 69.8 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 3.625% in dollars to 1.50% in yen.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

In February 2012, the Parent Company issued \$350 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 4.00% per annum, payable semiannually, and have a 10-year maturity. These notes are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the principal amount of the notes or (ii) the present value of the remaining scheduled payments of principal and interest to be redeemed, discounted to the redemption date, plus accrued and unpaid interest. The Parent Company entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the U.S. dollar-denominated principal and interest on the senior notes it issued into yen-denominated obligations. By entering into these swaps, the Parent Company economically converted its \$350 million liability into a 27.0 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 4.00% in dollars to 2.07% in yen.

In 2010 and 2009, the Parent Company issued senior notes through U.S. public debt offerings; the details of these notes are as follows. In August 2010, the Parent Company issued \$450 million of senior notes that have a 30-year maturity. In December 2009, the Parent Company issued \$400 million of senior notes that have a 30-year maturity. These senior notes pay interest semiannually and are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the principal amount of the notes or (ii) the present value of the remaining scheduled payments of principal and interest to be redeemed, discounted to the redemption date, plus accrued and unpaid interest. In December 2016, the Parent Company completed a tender offer in which it extinguished \$176 million principal of its 6.90% senior notes due 2039 and \$193 million principal of its 6.45% senior notes due 2040. The pretax loss due to the early redemption of these notes was \$137 million.

For the Company's yen-denominated notes and loans, the principal amount as stated in dollar terms will fluctuate from period to period due to changes in the yen/dollar exchange rate. The Company has designated the majority of its yen-denominated notes payable as a nonderivative hedge of the foreign currency exposure of the Company's investment in Aflac Japan.

The aggregate contractual maturities of notes payable during each of the years after December 31, 2018, are as follows:

(In millions)	Long-term Debt	Capitalized Lease Obligations	Total Notes Payable
2019	\$ 0	\$ 5	\$ 5
2020	0	3	3
2021	45	2	47
2022	350	1	351
2023	925	1	926
Thereafter	4,493	1	4,494
Total	\$ 5,813	\$ 13	\$ 5,826

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

A summary of the Company's lines of credit as of December 31, 2018 follows:

Borrower	Type	Original Term	Expiration Date	Capacity	Amount Outstanding	Interest Rate on Borrowed Amount	Maturity Period	Commitment Fee	Business Purpose
Aflac Incorporated and Aflac	uncommitted bilateral	364 days	December 27, 2019	\$100 million	\$0 million	The rate quoted by the bank and agreed upon at the time of borrowing	Up to 3 months	None	General corporate purposes
Aflac Incorporated	unsecured revolving	3 years	March 31, 2019, or the date commitments are terminated pursuant to an event of default	100.0 billion yen	0.0 billion yen	A rate per annum equal to (a) Tokyo interbank market rate (TIBOR) plus, the alternative applicable TIBOR margin during the availability period from the closing date to the commitment termination date or (b) the TIBOR rate offered by the agent to major banks in yen for the applicable period plus, the applicable alternative TIBOR margin during the term out period	No later than March 31, 2019	.30% to .50%, depending on the Parent Company's debt ratings as of the date of determination	General corporate purposes, including a capital contingency plan for the operations of the Parent Company
Aflac Incorporated and Aflac	unsecured revolving	5 years	April 4, 2023, or the date commitments are terminated pursuant to an event of default	55.0 billion yen, or the equivalent amount in U.S. dollars	0.0 billion yen	A rate per annum equal to, at the Company's option, either (a) London Interbank Offered Rate (LIBOR) adjusted for certain costs or (b) a base rate determined by reference to the highest of (1) the federal funds rate plus 1/2 of 1%, (2) the rate of interest for such day announced by Mizuho Bank, Ltd. as its prime rate, or (3) the eurocurrency rate for an interest period of one month plus 1.00%, in each case plus an applicable margin	No later than April 4, 2023	.085% to .225%, depending on the Parent Company's debt ratings as of the date of determination	General corporate purposes, including a capital contingency plan for the operations of the Parent Company
Aflac Incorporated and Aflac	uncommitted bilateral	None specified	None specified	\$50 million	\$0 million	A rate per annum equal to, at the Parent Company's option, either (a) a eurocurrency rate determined by reference to the agent's LIBOR for the interest period relevant to such borrowing or (b) the base rate determined by reference to the greater of (i) the prime rate as determined by the agent, and (ii) the sum of 0.50% and the federal funds rate for such day	Up to 3 months	None	General corporate purposes
Aflac ⁽¹⁾	uncommitted revolving	364 days	November 29, 2019	\$250 million	\$0 million	USD three-month LIBOR plus 75 basis points per annum	3 months	None	General corporate purposes
Aflac Incorporated ⁽¹⁾	uncommitted revolving	364 days	April 2, 2019	50.0 billion yen	0.0 billion yen	Three-month TIBOR plus 80 basis points per annum	3 months	None	General corporate purposes

⁽¹⁾ Intercompany credit agreement

The Parent Company was in compliance with all of the covenants of its notes payable and lines of credit at December 31, 2018. No events of default or defaults occurred during 2018 and 2017.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

10. INCOME TAXES

The components of income tax expense (benefit) applicable to pretax earnings for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	Foreign	U.S.	Total
2018:			
Current	\$ 771	\$ 608	\$ 1,379
Deferred	93	(409)	(316)
Total income tax expense	\$ 864	\$ 199	\$ 1,063
2017:			
Current	\$ 722	\$ (91)	\$ 631
Deferred	(24)	(1,193)	(1,217)
Total income tax expense	\$ 698	\$ (1,284)	\$ (586)
2016:			
Current	\$ 650	\$ 234	\$ 884
Deferred	136	388	524
Total income tax expense	\$ 786	\$ 622	\$ 1,408

The Japan income tax rate for the fiscal year 2016 was 28.8%. The rate was reduced to 28.2% for the fiscal year 2017 and was further reduced to 28.0% for the fiscal year 2018.

For the United States, the Tax Cuts and Jobs Act (Tax Act) was signed into law on December 22, 2017. Effective January 1, 2018, the Tax Act imposed a broad number of changes in tax law, including the permanent reduction of the U.S. federal statutory corporate income tax rate from 35% to 21%.

In accordance with Staff Accounting Bulletin 118 (SAB 118) issued by the U.S. Securities and Exchange Commission in December 2017, the Company recorded provisional amounts for certain items for which the income tax accounting was not complete. As of the enactment date, the Company estimated provisional amounts for its deferred taxes, including related valuation allowance, resulting in a reduction of its deferred tax assets (DTAs) by approximately \$1.0 billion and its deferred tax liabilities (DTLs) by \$2.9 billion, for a net DTL reduction of approximately \$1.9 billion. The provisions of ASC 740-10, *Income Taxes*, require that the effects of changes in tax law on deferred taxes be recognized as a component of the income tax provision in the period the tax rate change was enacted. Therefore, the \$1.9 billion provisional amount of net DTL reduction was recorded in the fourth quarter of 2017 as a reduction in the "Income tax expense, Deferred" line item of the Company's consolidated statement of earnings.

In 2018, the Company recorded additional income tax expense of \$0.4 million resulting from a decrease in the SAB 118 provisional estimate related to Japan deferred tax balances. No further adjustment was made to the SAB 118 provisional estimate related to the valuation allowance. As of December 31, 2018, the Company has completed its accounting for the Tax Act in accordance with SAB 118.

Income tax expense in the accompanying statements of earnings varies from the amount computed by applying the expected U.S. tax rate of 21% in 2018 and 35% in 2017 and 2016 to pretax earnings. The principal reasons for the differences and the related tax effects for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	2018	2017	2016
Income taxes based on U.S. statutory rates	\$ 836	\$ 1,406	\$ 1,424
Foreign rate differential	220	0	0
Write-down of U.S. deferred tax liabilities for tax reform change	0	(1,933)	0
Utilization of foreign tax credit	(3)	(27)	(30)
Nondeductible expenses	21	10	8
Other, net	(11)	(42)	6
Income tax expense	\$ 1,063	\$ (586)	\$ 1,408

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Total income tax expense for the years ended December 31 was allocated as follows:

(In millions)	2018	2017	2016
Statements of earnings	\$ 1,063	\$ (586)	\$ 1,408
Other comprehensive income (loss):			
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period	10	52	70
Unrealized gains (losses) on investment securities:			
Unrealized holding gains (losses) on investment securities during period	(787)	575	962
Reclassification adjustment for realized (gains) losses on investment securities included in net earnings	(12)	1	18
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	0	0	1
Pension liability adjustment during period	(8)	3	(16)
Total income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	(797)	631	1,035
Additional paid-in capital (exercise of stock options)	0	0	(10)
Total income taxes	\$ 266	\$ 45	\$ 2,433

The income tax effects of the temporary differences that gave rise to deferred income tax assets and liabilities as of December 31 were as follows:

(In millions)	2018	2017
Deferred income tax liabilities:		
Deferred policy acquisition costs	\$ 3,404	\$ 3,285
Unrealized gains and other basis differences on investments	1,307	2,882
Premiums receivable	149	104
Policy benefit reserves	3,828	3,557
Total deferred income tax liabilities	8,688	9,828
Deferred income tax assets:		
Unfunded retirement benefits	8	8
Other accrued expenses	40	141
Policy and contract claims	775	870
Foreign currency loss on Aflac Japan	38	67
Deferred compensation	163	155
Capital loss carryforwards	5	0
Depreciation	119	114
Anticipatory foreign tax credit	4,040	4,504
Deferred foreign tax credit	591	0
Other	150	57
Total deferred income tax assets before valuation allowance	5,929	5,916
Valuation allowance	(738)	(657)
Total deferred income tax assets after valuation allowance	5,191	5,259
Net deferred income tax liability	3,497	4,569
Current income tax liability	523	176
Total income tax liability	\$ 4,020	\$ 4,745

The application of U.S. GAAP requires the Company to evaluate the recoverability of deferred tax assets and establish a valuation allowance if necessary to reduce the deferred tax asset to an amount that is more likely than not expected to be realized. As noted above, the Company has determined a \$577 million valuation allowance against its anticipatory foreign tax credit is necessary. The anticipatory foreign tax credit represents the foreign tax credit the Company will generate from the reversal of Japan deferred tax liabilities in the future. The Company has also determined a \$161 million valuation allowance against its deferred foreign tax credits is necessary. Deferred foreign tax credits are foreign tax credits generated in the current tax year by the Japanese life company, but are unable to be utilized until 2019

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

due to Japan's current tax year not closing until March 31, 2019. Based upon a review of the Company's anticipated future taxable income, and including all other available evidence, both positive and negative, the Company's management has concluded that, notwithstanding the items noted above, it is more likely than not that all other deferred tax assets will be realized.

Under U.S. income tax rules, only 35% of non-life operating losses can be offset against life insurance taxable income each year. For current U.S. income tax purposes, as of December 31, 2018, there were non-life operating loss carryforwards of \$21 million available to offset against future taxable income. The Company has capital loss carryforwards of \$22 million available to offset capital gains, of which \$4 million expires in 2021 and \$18 million expires in 2023.

The Company files federal income tax returns in the United States and Japan as well as state or prefecture income tax returns in various jurisdictions in the two countries. The Company is currently under audit by the State of Georgia for tax years 2014-2016. There are currently no other open Federal, State, or local U.S. income tax audits. U.S. federal income tax returns for years before 2015 are no longer subject to examination. Japan corporate income tax returns for years before 2017 are no longer subject to examination. Management believes it has established adequate tax liabilities and final resolution of all open audits is not expected to have a material impact on the Company's consolidated financial statements.

A reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits is as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017
Balance, beginning of year	\$ 14	\$294
Additions for tax positions of prior years	1	0
Reductions for tax positions of prior years	0	(280)
Balance, end of year	\$ 15	\$ 14

Included in the balance of the liability for unrecognized tax benefits at December 31, 2018, are \$14 million of tax positions for which the ultimate deductibility is highly certain, but for which there is uncertainty about the timing of such deductibility, compared with \$13 million at December 31, 2017. Because of the impact of deferred tax accounting, other than interest and penalties, the disallowance of the shorter deductibility period would not affect the annual effective tax rate, but would accelerate the payment of cash to the taxing authority to an earlier period. The Company has accrued approximately \$1 million as of December 31, 2018, for permanent uncertainties, which if reversed would not have a material effect on the annual effective rate.

The Company recognizes accrued interest and penalties related to unrecognized tax benefits in income tax expense. The Company recognized approximately \$1 million in interest and penalties in 2018, compared with \$1 million in 2017 and \$13 million in 2016. The Company has accrued approximately \$2 million for the payment of interest and penalties as of December 31, 2018, compared with \$2 million a year ago.

As of December 31, 2018, there were no material uncertain tax positions for which the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly increase or decrease within the next 12 months.

11. SHAREHOLDERS' EQUITY

See Note 1 for a discussion of the stock split that occurred in March 2018. All share and per-share amounts have been adjusted to reflect the stock split for any of the periods presented.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The following table is a reconciliation of the number of shares of the Company's common stock for the years ended December 31.

(In thousands of shares)	2018	2017	2016
Common stock - issued:			
Balance, beginning of period	1,345,762	1,342,498	1,339,446
Exercise of stock options and issuance of restricted shares	1,778	3,264	3,052
Balance, end of period	1,347,540	1,345,762	1,342,498
Treasury stock:			
Balance, beginning of period	564,852	530,877	490,686
Purchases of treasury stock:			
Open market	28,949	35,510	43,236
Other	392	1,018	662
Dispositions of treasury stock:			
Shares issued to AFL Stock Plan	(1,306)	(1,782)	(2,130)
Exercise of stock options	(519)	(734)	(1,366)
Other	(114)	(37)	(211)
Balance, end of period	592,254	564,852	530,877
Shares outstanding, end of period	755,286	780,910	811,621

Outstanding share-based awards are excluded from the calculation of weighted-average shares used in the computation of basic EPS. The following table presents the approximate number of share-based awards to purchase shares, on a weighted-average basis, that were considered to be anti-dilutive and were excluded from the calculation of diluted earnings per share at December 31:

(In thousands)	2018	2017	2016
Anti-dilutive share-based awards	44	510	1,822

The weighted-average shares used in calculating earnings per share for the years ended December 31 were as follows:

(In thousands of shares)	2018	2017	2016
Weighted-average outstanding shares used for calculating basic EPS	769,588	792,042	822,942
Dilutive effect of share-based awards	5,062	5,819	4,899
Weighted-average outstanding shares used for calculating diluted EPS	774,650	797,861	827,841

Share Repurchase Program: During 2018, the Company repurchased 28.9 million shares of its common stock in the open market, compared with 35.5 million shares in 2017 and 43.2 million shares in 2016. As of December 31, 2018, a remaining balance of 69.0 million shares of the Company's common stock was available for purchase under share repurchase authorizations by its board of directors.

Voting Rights: In accordance with the Parent Company's articles of incorporation, shares of common stock are generally entitled to one vote per share until they have been held by the same beneficial owner for a continuous period of 48 months, at which time they become entitled to 10 votes per share.

Reclassifications from Accumulated Other Comprehensive Income

The tables below are reconciliations of accumulated other comprehensive income by component for the years ended December 31.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

Changes in Accumulated Other Comprehensive Income

2018					
(In millions)	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses)	Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Unrealized Gains (Losses) on Derivatives	Pension Liability Adjustment	Total
Balance, beginning of period	\$ (1,750)	\$ 5,964	\$ (23)	\$ (163)	\$ 4,028
Cumulative effect of change in accounting principle - financial instruments	0	(148)	0	0	(148)
Cumulative effect of change in accounting principle - tax effects from tax reform	(325)	734	(3)	(32)	374
Other comprehensive income (loss) before reclassification	228	(2,350)	2	(30)	(2,150)
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive income (loss)	0	34	0	13	47
Net current-period other comprehensive income (loss)	228	(2,316)	2	(17)	(2,103)
Balance, end of period	\$ (1,847)	\$ 4,234	\$ (24)	\$ (212)	\$ 2,151

All amounts in the table above are net of tax.

2017					
(In millions)	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses)	Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Unrealized Gains (Losses) on Derivatives	Pension Liability Adjustment	Total
Balance, beginning of period	\$ (1,983)	\$ 4,805	\$ (24)	\$ (168)	\$ 2,630
Other comprehensive income (loss) before reclassification	233	1,158	1	(6)	1,386
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive income (loss)	0	1	0	11	12
Net current-period other comprehensive income (loss)	233	1,159	1	5	1,398
Balance, end of period	\$ (1,750)	\$ 5,964	\$ (23)	\$ (163)	\$ 4,028

All amounts in the table above are net of tax.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2016					
(In millions)	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses)	Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Unrealized Gains (Losses) on Derivatives	Pension Liability Adjustment	Total
Balance, beginning of period	\$ (2,196)	\$ 2,986	\$ (26)	\$ (139)	\$ 625
Other comprehensive income (loss) before reclassification	213	1,854	2	(32)	2,037
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive income (loss)	0	(35)	0	3	(32)
Net current-period other comprehensive income (loss)	213	1,819	2	(29)	2,005
Balance, end of period	\$ (1,983)	\$ 4,805	\$ (24)	\$ (168)	\$ 2,630

All amounts in the table above are net of tax.

For the year ended December 31, 2018, see Note 1 for discussion of the amounts reclassified between AOCI and retained earnings upon the adoption of new accounting pronouncements.

The tables below summarize the amounts reclassified from each component of accumulated other comprehensive income based on source for the years ended December 31.

Reclassifications Out of Accumulated Other Comprehensive Income

2018		
(In millions)	Amount Reclassified from Accumulated Other Comprehensive Income	Affected Line Item in the Statements of Earnings
Unrealized gains (losses) on available-for-sale securities	\$ (63)	Other-than-temporary impairment losses realized
	17	Other gains (losses)
	(46)	Total before tax
	12	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ (34)	Net of tax
Amortization of defined benefit pension items:		
Actuarial gains (losses)	\$ (18)	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
Prior service (cost) credit	0	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
	5	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ (13)	Net of tax
Total reclassifications for the period	\$ (47)	Net of tax

⁽¹⁾ Based on 27% blended tax rate

⁽²⁾ These accumulated other comprehensive income components are included in the computation of net periodic pension cost (see Note 14 for additional details).

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)		
2017		
Details about Accumulated Other Comprehensive Income Components	Amount Reclassified from Accumulated Other Comprehensive Income	Affected Line Item in the Statements of Earnings
Unrealized gains (losses) on available-for-sale securities	\$ (29)	Other-than-temporary impairment losses realized
	27	Other gains (losses)
	(2)	Total before tax
	1	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ (1)	Net of tax
Amortization of defined benefit pension items:		
Actuarial gains (losses)	\$ (17)	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
Prior service (cost) credit	0	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
	6	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ (11)	Net of tax
Total reclassifications for the period	\$ (12)	Net of tax

⁽¹⁾ Based on 35% tax rate

⁽²⁾ These accumulated other comprehensive income components are included in the computation of net periodic pension cost (see Note 14 for additional details).

(In millions)		
2016		
Details about Accumulated Other Comprehensive Income Components	Amount Reclassified from Accumulated Other Comprehensive Income	Affected Line Item in the Statements of Earnings
Unrealized gains (losses) on available-for-sale securities	\$ (83)	Other-than-temporary impairment losses realized
	136	Other gains (losses)
	53	Total before tax
	(18)	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ 35	Net of tax
Amortization of defined benefit pension items:		
Actuarial gains (losses)	\$ (15)	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
Prior service (cost) credit	11	Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
	1	Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$ (3)	Net of tax
Total reclassifications for the period	\$ 32	Net of tax

⁽¹⁾ Based on 35% tax rate

⁽²⁾ These accumulated other comprehensive income components are included in the computation of net periodic pension cost (see Note 14 for additional details).

12. SHARE-BASED COMPENSATION

See Note 1 for a discussion of the stock split that occurred in March 2018. All share and per-share amounts have been adjusted to reflect the stock split for any of the periods presented.

As of December 31, 2018, the Company has outstanding share-based awards under the Aflac Incorporated Long-Term Incentive Plan (the "Plan"). Share-based awards are designed to reward employees for their long-term contributions to the Company and provide incentives for them to remain with the Company. The number and frequency of share-based awards are based on competitive practices, operating results of the Company, government regulations, and other factors.

The Plan, as amended on February 14, 2017, allows for a maximum number of shares issuable over its term of 75 million shares including 38 million shares that may be awarded in respect of awards other than options or stock appreciation rights. If any awards granted under the Plan are forfeited or are terminated before being exercised or settled for any reason other than tax forfeiture, then the shares underlying the awards will again be available under the Plan.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The Plan allows awards to Company employees for incentive stock options (ISOs), non-qualifying stock options (NQSOs), restricted stock, restricted stock units, and stock appreciation rights. Non-employee directors are eligible for grants of NQSOs, restricted stock, and stock appreciation rights. As of December 31, 2018, approximately 40.3 million shares were available for future grants under this plan. The ISOs and NQSOs have a term of 10 years, and the share-based awards generally vest upon time-based conditions or time and performance-based conditions. Time-based vesting generally occurs after three years. Performance-based vesting conditions generally include the attainment of goals related to Company financial performance. As of December 31, 2018, the only performance-based awards issued and outstanding were restricted stock awards.

Stock options and stock appreciation rights granted under the amended Plan have an exercise price of at least the fair market value of the underlying stock on the grant date and have an expiration date no later than 10 years from the grant date. Time-based restricted stock awards, restricted stock units and stock options granted after January 1, 2017 generally vest on a ratable basis over three years, and awards granted prior to the amendment vest on a three-year cliff basis. The Compensation Committee of the Board of Directors has the discretion to determine vesting schedules.

Share-based awards granted to U.S.-based grantees are settled with authorized but unissued Company stock, while those issued to Japan-based grantees are settled with treasury shares.

Summary of Share-Based Compensation Expense

Share-based compensation expense consists primarily of expenses for stock options, restricted stock awards (including performance based restricted stock awards), and restricted stock units granted to employees.

The following table presents the impact of the expense recognized in connection with share-based awards for the periods ended December 31.

(In millions, except for per-share amounts)	2018	2017	2016
Impact on earnings from continuing operations	\$ 57	\$ 51	\$ 68
Impact on earnings before income taxes	57	51	68
Impact on net earnings	45	35	46
Impact on net earnings per share:			
Basic	\$.06	\$.05	\$.06
Diluted	.06	.05	.06

Stock Options

The following table summarizes stock option activity under the employee stock option plan.

(In thousands of shares)	Stock Option Shares	Weighted-Average Exercise Price Per Share
Outstanding at December 31, 2015	15,836	\$ 25.47
Granted in 2016	1,328	30.70
Canceled in 2016	(362)	27.82
Exercised in 2016	(4,122)	24.46
Outstanding at December 31, 2016	12,680	26.28
Granted in 2017	626	35.80
Canceled in 2017	(236)	24.95
Exercised in 2017	(5,766)	30.11
Outstanding at December 31, 2017	7,304	28.03
Granted in 2018	67	44.59
Canceled in 2018	(167)	32.11
Exercised in 2018	(1,874)	26.78
Outstanding at December 31, 2018	5,330	\$ 28.54

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In thousands of shares)	2018	2017	2016
Shares exercisable, end of year	3,917	4,208	8,986

The Company estimates the fair value of each stock option granted using the Black-Scholes-Merton multiple option approach. Expected volatility is based on historical periods generally commensurate with the estimated terms of the options. The Company uses historical data to estimate option exercise and termination patterns within the model. Separate groups of employees that have similar historical exercise patterns are stratified and considered separately for valuation purposes. The expected term of options granted is derived from the output of the Company's option model and represents the weighted-average period of time that options granted are expected to be outstanding. The Company bases the risk-free interest rate on the Treasury note rate with a term comparable to that of the estimated term of the options. The weighted-average fair value of options at their grant date was \$8.81 per share for 2018, compared with \$7.64 for 2017 and \$6.35 in 2016. The following table presents the assumptions used in valuing options granted during the years ended December 31.

	2018	2017	2016
Expected term (years)	7.0	5.9	6.4
Expected volatility	22.0 %	26.0 %	27.0 %
Annual forfeiture rate	3.6	3.4	3.2
Risk-free interest rate	2.5	2.5	2.2
Dividend yield	2.4	2.5	2.9

The following table summarizes information about stock options outstanding and exercisable at December 31, 2018.

(In thousands of shares)	Options Outstanding			Options Exercisable		
	Range of Exercise Prices Per Share	Stock Option Shares Outstanding	Wgtd.-Avg. Remaining Contractual Life (Yrs.)	Wgtd.-Avg. Exercise Price Per Share	Stock Option Shares Exercisable	Wgtd.-Avg. Exercise Price Per Share
	\$ 11.07 - \$ 24.28	1,181	1.8	\$ 20.76	1,181	\$ 20.76
	24.75 - 28.97	1,718	4.8	27.76	1,026	26.95
	29.04 - 31.21	1,226	5.8	30.77	1,221	30.77
	31.22 - 37.22	1,134	7.5	34.44	488	33.86
	38.76 - 44.59	71	9.3	44.21	1	38.76
	\$ 11.07 - \$ 44.59	5,330	5.0	\$ 28.54	3,917	\$ 27.14

The aggregate intrinsic value in the following table represents the total pretax intrinsic value, and is based on the difference between the exercise price of the stock options and the quoted closing common stock price of \$45.56 as of December 31, 2018, for those awards that have an exercise price currently below the closing price. As of December 31, 2018, the aggregate intrinsic value of stock options outstanding was \$91 million, with a weighted-average remaining term of 5.0 years. The total number of in-the-money stock options exercisable as of December 31, 2018, was 3.9 million. The aggregate intrinsic value of stock options exercisable at that same date was \$72 million, with a weighted-average remaining term of 4.1 years.

The following table summarizes stock option activity during the years ended December 31.

(In millions)	2018	2017	2016
Total intrinsic value of options exercised	\$ 34	\$ 87	\$ 41
Cash received from options exercised	48	58	68
Tax benefit realized as a result of options exercised and restricted stock releases	25	74	45

Performance-Based Restricted Stock Awards

Under the Plan, the Company grants selected executive officers performance-based restricted stock awards (PBRS) each February whose vesting is contingent upon meeting various performance goals. PBRS are generally granted at-the-money and contingently cliff vest over a period of three years, generally subject to continued employment. In February

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

2018, the Company granted 432 thousand performance-based stock awards, which are contingent on the achievement of the Company's financial performance metrics and its market-based conditions. On the date of grant, the Company estimated the fair value of restricted stock awards with market-based conditions using a Monte Carlo simulation model. The model discounts the value of the stock at the assumed vesting date based on a risk-free interest rate. Based on estimates of actual performance versus the vesting thresholds, the calculated fair value percentage pay-out estimate will be updated each quarter. Actual performance, including modification for relative total shareholder return, may result in the ultimate award of 0% to 200% percent of the initial number of PBRS issued, with the potential for no award if company performance goals are not achieved during the three-year period. PBRS subject to accelerated vesting at the date of retirement eligibility is recognized over the implicit service period.

The Company uses third-party analyses to assist in developing the assumptions used in, as well as calibrating, a Monte Carlo simulation model. The Company is responsible for determining the assumptions used in estimating the fair value of its share-based payment awards.

Key assumptions used to value PBRS granted during 2018 follows:

(In millions)	2018
Expected volatility (based on Aflac Inc. and peer group historical daily stock price)	16.48%
Expected life from grant date (years)	2.9
Risk-free interest rate (based on U.S. Treasury yields at the date of grant)	2.29%

Restricted Stock Awards and Units

The value of restricted stock awards and restricted stock units is based on the fair market value of our common stock at the date of grant. The following table summarizes restricted stock activity during the years ended December 31.

(In thousands of shares)	Shares	Weighted-Average Grant-Date Fair Value Per Share
Restricted stock at December 31, 2015	3,630	\$ 29.21
Granted in 2016	1,756	30.84
Canceled in 2016	(152)	30.33
Vested in 2016	(1,498)	26.84
Restricted stock at December 31, 2016	3,736	30.88
Granted in 2017	1,118	36.48
Canceled in 2017	(202)	32.23
Vested in 2017	(1,018)	31.09
Restricted stock at December 31, 2017	3,634	32.40
Granted in 2018	1,121	44.27
Canceled in 2018	(105)	34.39
Vested in 2018	(1,243)	31.64
Restricted stock at December 31, 2018	3,407	\$ 36.52

As of December 31, 2018, total compensation cost not yet recognized in the Company's financial statements related to restricted stock awards and restricted stock units was \$36 million, of which \$15 million (799 thousand shares) was related to restricted stock awards with a performance-based vesting condition. The Company expects to recognize these amounts over a weighted-average period of approximately 1.0 year. There are no other contractual terms covering restricted stock awards once vested.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

13. STATUTORY ACCOUNTING AND DIVIDEND RESTRICTIONS

The Company's insurance subsidiaries are required to report their results of operations and financial position to insurance regulatory authorities on the basis of statutory accounting practices prescribed or permitted by such authorities. Statutory accounting practices primarily differ from U.S. GAAP by charging policy acquisition costs to expense as incurred, establishing future policy benefit liabilities using different actuarial assumptions as well as valuing investments and certain assets and accounting for deferred taxes on a different basis.

Aflac reports statutory financial statements that are prepared on the basis of accounting practices prescribed or permitted by the Nebraska Department of Insurance (NDOI). The NDOI recognizes statutory accounting principles and practices prescribed or permitted by the state of Nebraska for determining and reporting the financial condition and results of operations of an insurance company, and for determining a company's solvency under Nebraska insurance law. The National Association of Insurance Commissioners' (NAIC) *Accounting Practices and Procedures Manual* (SAP) has been adopted by the state of Nebraska as a component of those prescribed or permitted practices. Additionally, the Director of the NDOI has the right to permit other specific practices which deviate from prescribed practices. Prior to the Japan branch conversion on April 1, 2018, Aflac had been given explicit permission by the Director of the NDOI for two such permitted practices. These permitted practices, which did not impact the calculation of net income on a statutory basis or prevent the triggering of a regulatory event in the Company's RBC calculation, were as follows:

- Aflac reported as admitted assets the refundable lease deposits on the leases of commercial office space which house Aflac Japan's sales operations. These lease deposits are unique and part of the ordinary course of doing business in the country of Japan; these assets would be non-admitted under SAP.
- Aflac entered into a reinsurance agreement effective March 31, 2015 with a then unauthorized reinsurer. The effective date of this agreement predated the effective date of Nebraska's Amended Credit for Reinsurance statute (44-416) allowing certified reinsurers and also predated the subsequent approval of the agreement's assuming reinsurer as a Certified Reinsurer, which occurred on August 30, 2015 and December 24, 2015, respectively. Aflac obtained a permitted practice to recognize this treaty and counterparty as a Certified Reinsurer for the purpose of determining the collateral required to receive reinsurance reserve credit.

On April 1, 2018, the Company entered into a series of transactions in order to complete the conversion of the Japan branch into a Japanese insurance corporation. As a result of the conversion, the permitted practices were no longer necessary, therefore they were canceled by the NDOI effective April 2, 2018. A reconciliation of Aflac's capital and surplus between SAP and practices permitted by the state of Nebraska is shown below for the years ended December 31:

(In millions)	2018	2017
Capital and surplus, Nebraska state basis	\$ 2,600	\$ 11,001
State Permitted Practice:		
Refundable lease deposits – Japan	0	(43)
Reinsurance - Japan	0	(818)
Capital and surplus, NAIC basis	\$ 2,600	\$ 10,140

As of December 31, 2018, Aflac's capital and surplus significantly exceeded the required company action level capital and surplus of \$5 billion. As determined on a U.S. statutory accounting basis, Aflac's net income was \$1.3 billion in 2018, \$2.6 billion in 2017 and \$2.8 billion in 2016.

Aflac Japan must report its results of operations and financial position to the Japanese Financial Services Agency (FSA) on a Japanese regulatory accounting basis as prescribed by the FSA. Capital and surplus of Aflac Japan, based on Japanese regulatory accounting practices, was \$6.4 billion at December 31, 2018, compared with \$6.7 billion at December 31, 2017. Japanese regulatory accounting practices differ in many respects from U.S. GAAP. Under Japanese regulatory accounting practices, policy acquisition costs are expensed immediately; policy benefit and claim reserving methods and assumptions are different; premium income is recognized on a cash basis; different consolidation criteria apply to VIEs; reinsurance is recognized on a different basis; and investments can have a separate accounting classification and treatment referred to as policy reserve matching bonds (PRM).

The Parent Company depends on its subsidiaries for cash flow, primarily in the form of dividends and management fees. Consolidated retained earnings in the accompanying financial statements largely represent the undistributed earnings of the Company's insurance subsidiary. Amounts available for dividends, management fees and other payments

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

to the Parent Company by its insurance subsidiaries may fluctuate due to different accounting methods required by regulatory authorities. These payments are also subject to various regulatory restrictions and approvals related to safeguarding the interests of insurance policyholders. Aflac must maintain adequate RBC for U.S. regulatory authorities, and Aflac Japan must maintain adequate solvency margins for Japanese regulatory authorities.

The maximum amount of dividends that can be paid to the Parent Company by Aflac without prior approval of Nebraska's director of insurance is the greater of the net income from operations, which excludes net realized investment gains, for the previous year determined under statutory accounting principles, or 10% of statutory capital and surplus as of the previous year-end. Dividends declared by Aflac during 2019 in excess of \$1.3 billion would require such approval. Aflac declared dividends of \$12.3 billion during 2018, including non-cash extraordinary dividends of \$11.0 billion which represented the statutory book value of Aflac Japan on April 2, 2018.

After the Japan branch conversion as of April 1, 2018, Aflac Japan is required to meet certain financial criteria as governed by Japanese corporate law in order to provide dividends to the Parent Company. Under these criteria, dividend capacity at Aflac Japan is basically defined as retained earnings excluding capital reserves, which represent equity generated by capital profits that are statutorily required in Japan, less net after-tax unrealized losses on available-for-sale securities based on the previous fiscal year-end. Prior to April 1, 2018, a portion of Aflac Japan earnings, as determined on a Japanese regulatory accounting basis, could be remitted each year to Aflac U.S. after complying with solvency margin provisions and satisfying various conditions imposed by Japanese regulatory authorities for protecting policyholders. Profit remittances to the United States could fluctuate due to changes in the amounts of Japanese regulatory earnings. Among other items, factors affecting regulatory earnings include Japanese regulatory accounting practices and fluctuations in currency translation of Aflac Japan's U.S. dollar-denominated investments and related investment income into yen. Profits remitted by Aflac Japan to the Parent Company, after April 1, 2018, and to Aflac U.S., prior to April 1, 2018, were as follows for the years ended December 31:

(In millions of dollars and billions of yen)	In Dollars			In Yen		
	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Profit remittances	\$ 808	\$ 1,150	\$ 1,286	89.7	129.3	138.5

14. BENEFIT PLANS

Pension and Other Postretirement Plans

The Company has funded defined benefit plans in Japan and the United States, however the U.S. plan was frozen to new participants effective October 1, 2013. The Company also maintains non-qualified, unfunded supplemental retirement plans that provide defined pension benefits in excess of limits imposed by federal tax law for certain Japanese, U.S. and former employees, however the U.S. plan was frozen to new participants effective January 1, 2015. U.S. employees who are not participants in the defined benefit plan receive a nonelective 401(k) employer contribution.

The Company provides certain health care benefits for eligible U.S. retired employees, their beneficiaries and covered dependents ("other postretirement benefits"). The health care plan is contributory and unfunded. Effective January 1, 2014, employees eligible for benefits included the following: (1) active employees whose age plus service, in years, equaled or exceeded 80 (rule of 80); (2) active employees who were age 55 or older and have met the 15 years of service requirement; (3) active employees who would meet the rule of 80 in the next five years; (4) active employees who were age 55 or older and who would meet the 15 years of service requirement within the next five years; and (5) current retirees. For certain employees and former employees, additional coverage is provided for all medical expenses for life.

Information with respect to the Company's benefit plans' assets and obligations as of December 31 was as follows:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	Pension Benefits				Other	
	Japan		U.S.		Postretirement Benefits	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017
Projected benefit obligation:						
Benefit obligation, beginning of year	\$ 341	\$ 329	\$ 908	\$ 798	\$ 36	\$ 37
Service cost	19	20	27	24	0	0
Interest cost	7	6	31	40	1	1
Actuarial (gain) loss	35	(10)	(69)	65	4	0
Benefits and expenses paid	(11)	(14)	(22)	(19)	(4)	(2)
Effect of foreign exchange rate changes	5	10	0	0	0	0
Benefit obligation, end of year	396	341	875	908	37	36
Plan assets:						
Fair value of plan assets, beginning of year	270	229	448	359	0	0
Actual return on plan assets	(9)	16	(30)	61	0	0
Employer contributions	34	32	69	47	4	2
Benefits and expenses paid	(11)	(14)	(22)	(19)	(4)	(2)
Effect of foreign exchange rate changes	5	7	0	0	0	0
Fair value of plan assets, end of year	289	270	465	448	0	0
Funded status of the plans⁽¹⁾	\$ (107)	\$ (71)	\$ (410)	\$ (460)	\$ (37)	\$ (36)
Amounts recognized in accumulated other comprehensive income:						
Net actuarial (gain) loss	\$ 95	\$ 44	\$ 174	\$ 203	\$ 9	\$ 6
Prior service (credit) cost	(2)	(2)	(4)	(4)	0	0
Total included in accumulated other comprehensive income	\$ 93	\$ 42	\$ 170	\$ 199	\$ 9	\$ 6
Accumulated benefit obligation	\$ 356	\$ 307	\$ 746	\$ 756	N/A ⁽²⁾	N/A ⁽²⁾

⁽¹⁾ Recognized in other liabilities in the consolidated balance sheets

⁽²⁾ Not applicable

	Pension Benefits						Other		
	Japan			U.S.			Postretirement Benefits		
	2018	2017	2016	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Weighted-average actuarial assumptions:									
Discount rate - net periodic benefit cost	1.25%	1.25%	1.75%	3.75%	4.25%	4.50%	3.75%	4.25%	4.50%
Discount rate - benefit obligations	1.25	1.25	1.25	4.25	3.75	4.25	4.25	3.75	4.25
Expected long-term return on plan assets	2.00	2.00	2.00	6.50	6.75	7.00	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾
Rate of compensation increase	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	4.00	4.00	4.00	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾
Health care cost trend rates	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	7.40 ⁽²⁾	5.40 ⁽²⁾	5.20 ⁽²⁾

⁽¹⁾ Not applicable

⁽²⁾ For the years 2018, 2017 and 2016, the health care cost trend rates are expected to trend down to 4.1% in 61 years, 4.5% in 77 years, and 4.5% in 74 years, respectively.

The Company determines its discount rate assumption for its pension retirement obligations based on indices for AA corporate bonds with an average duration of approximately 20 years for the Japan pension plans and 17 years for the U.S. pension plans, and determination of the U.S. pension plans discount rate utilizes the 85-year extrapolated yield

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

curve. In Japan, participant salary and future salary increases are not factors in determining pension benefit cost or the related pension benefit obligation.

The Company bases its assumption for the long-term rate of return on assets on historical trends (10-year or longer historical rates of return for the Japanese plan assets and 15-year historical rates of return for the U.S. plan assets), expected future market movement, as well as the portfolio mix of securities in the asset portfolio including, but not limited to, style, class and equity and fixed income allocations. In addition, the Company's consulting actuaries evaluate its assumptions for long-term rates of return under Actuarial Standards of Practice (ASOP). Under the ASOP, the actual portfolio type, mix and class is modeled to determine a best estimate of the long-term rate of return. The Company in turn use those results to further validate its own assumptions.

Assumed health care cost trend rates have a significant effect on the amounts reported for the health care plan. A one-percentage point increase and decrease in assumed health care cost trend rates would have the following effects as of December 31, 2018:

(In millions)	
One percentage point increase:	
Increase in total service and interest costs	\$ 0
Increase in postretirement benefit obligation	1
One percentage point decrease:	
Decrease in total service and interest costs	\$ 0
Decrease in postretirement benefit obligation	1

Components of Net Periodic Benefit Cost

Pension and other postretirement benefit expenses are included in acquisition and operating expenses in the consolidated statements of earnings, which includes \$25 million, \$35 million and \$17 million of other components of net periodic pension cost and postretirement costs (other than services costs) for the years ended December 31, 2018, 2017 and 2016, respectively. Total net periodic benefit cost includes the following components:

(In millions)	Pension Benefits						Other Postretirement Benefits		
	Japan			U.S.			2018	2017	2016
	2018	2017	2016	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Service cost	\$19	\$20	\$16	\$27	\$24	\$23	\$ 0	\$ 0	\$ 1
Interest cost	7	6	9	31	40	29	1	1	2
Expected return on plan assets	(6)	(5)	(4)	(26)	(24)	(23)	0	0	0
Amortization of net actuarial loss	1	2	1	16	14	13	1	1	1
Amortization of prior service cost (credit)	0	0	0	0	0	0	0	0	(11)
Net periodic (benefit) cost	\$21	\$23	\$22	\$48	\$54	\$42	\$ 2	\$ 2	\$ (7)

Changes in Accumulated Other Comprehensive Income

The following table summarizes the amounts recognized in other comprehensive loss (income) for the years ended December 31:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions)	Pension Benefits						Other		
	Japan			U.S.			Postretirement Benefits		
	2018	2017	2016	2018	2017	2016	2018	2017	2016
Net actuarial loss (gain)	\$ 52	\$(21)	\$ 26	\$(13)	\$ 28	\$ 27	\$ 4	\$ 0	\$ (4)
Amortization of net actuarial loss	(1)	(2)	(1)	(16)	(14)	(13)	(1)	(1)	(1)
Amortization of prior service cost	0	0	0	0	0	0	0	0	11
Total	\$ 51	\$(23)	\$ 25	\$(29)	\$ 14	\$ 14	\$ 3	\$ (1)	\$ 6

No transition obligations arose during 2018, and the transition obligations amortized to expense were immaterial for the years ended December 31, 2018, 2017 and 2016. Amortization of actuarial losses to expense in 2019 is estimated to be \$4 million for the Japanese plans, \$11 million for the U.S. plans and \$1 million for the other postretirement benefits plan. Amortization of prior service costs and credits and transition obligations for all plans is expected to be negligible in 2019.

Benefit Payments

The following table provides expected benefit payments, which reflect expected future service, as appropriate.

(In millions)	Pension Benefits		Other
	Japan	U.S.	Postretirement Benefits
2019	\$ 12	\$ 25	\$ 3
2020	12	26	3
2021	12	27	4
2022	19	36	4
2023	15	34	4
2024-2028	89	199	17

Funding

The Company plans to make contributions of \$33 million to the Japanese funded defined benefit plan and \$10 million to the U.S. funded defined benefit plan in 2019. The funding policy for the Company's non-qualified supplemental defined benefit pension plans and other postretirement benefits plan is to contribute the amount of the benefit payments made during the year.

Plan Assets

The investment objective of the Company's Japanese and U.S. funded defined benefit plans is to preserve the purchasing power of the plan's assets and earn a reasonable inflation-adjusted rate of return over the long term. Furthermore, the Company seeks to accomplish these objectives in a manner that allows for the adequate funding of plan benefits and expenses. In order to achieve these objectives, the Company's goal is to maintain a conservative, well-diversified and balanced portfolio of high-quality equity, fixed-income and money market securities. As a part of its strategy, the Company has established strict policies covering quality, type and concentration of investment securities. For the Company's Japanese plan, these policies include limitations on investments in derivatives including futures, options and swaps, and low-liquidity investments such as real estate, venture capital investments, and privately issued securities. For the Company's U.S. plan, these policies prohibit investments in precious metals, limited partnerships, venture capital, and direct investments in real estate. The Company is also prohibited from trading on margin.

The plan fiduciaries for the Company's funded defined benefit plans have developed guidelines for asset allocations reflecting a percentage of total assets by asset class, which are reviewed on an annual basis. Asset allocation targets as of December 31, 2018 were as follows:

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

	Japan Pension	U.S. Pension
Domestic equities	5%	40%
International equities	18	20
Fixed income securities	66	40
Other	11	0
Total	100%	100%

The U.S. Pension Plan had \$39 million in cash at December 31, 2018. The plan fiduciaries authorized investing a contribution made to the Plan in 2018 on a graduated basis over a period of time.

The following table presents the fair value of Aflac Japan's pension plan assets that are measured at fair value on a recurring basis as of December 31. All of these assets are classified as Level 2 in the fair value hierarchy.

(In millions)	2018	2017
Japan pension plan assets:		
Equities:		
Japanese equity securities	\$ 14	\$ 37
International equity securities	50	50
Fixed income securities:		
Japanese bonds	34	91
International bonds	160	62
Insurance contracts	31	30
Total	\$ 289	\$ 270

The following table presents the fair value of Aflac U.S.'s pension plan assets that are measured at fair value on a recurring basis as of December 31. All of these assets are classified as Level 1 in the fair value hierarchy.

(In millions)	2018	2017
U.S. pension plan assets:		
Mutual funds:		
Large cap equity funds	\$ 120	\$ 124
Mid cap equity funds	17	22
Real estate equity funds	13	13
International equity funds	92	108
Fixed income bond funds	179	175
Aflac Incorporated common stock	5	5
Cash and cash equivalents	39	1
Total	\$ 465	\$ 448

The fair values of the Company's pension plan investments categorized as Level 1, consisting of mutual funds and common stock, are based on quoted market prices for identical securities traded in active markets that are readily and regularly available to the Company. The fair values of the Company's pension plan investments classified as Level 2 are based on quoted prices for similar assets in markets that are not active, other inputs that are observable, such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks, and default rates, or other market-corroborated inputs.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

401(k) Plan

The Company sponsors a 401(k) plan in which it matches a portion of U.S. employees' contributions. The plan provides for salary reduction contributions by employees and provides for matching contributions which, starting January 1, 2018, the Company increased to 100% of each employee's contributions which were not in excess of 4% of the employee's annual cash compensation as a result of tax reform. In 2017 and 2016, the plan provided for matching contributions by the Company of 50% of each employee's contributions which were not in excess of 6% of the employee's annual compensation. Also, as a result of U.S. tax reform legislation enacted in December 2017, the Company announced it would make a one-time contribution of \$500 to the 401(k) plan to all employees active on December 31, 2017. This contribution was made by January 31, 2018. The Company also provides a nonelective contribution to the 401(k) plan of 2% of annual cash compensation for employees who opted out of the future benefits of the U. S. defined benefit plan and for new U. S. employees.

The 401(k) contributions by the Company, included in acquisition and operating expenses in the consolidated statements of earnings, were \$18 million in 2018, \$15 million in 2017 and \$11 million in 2016. The plan trustee held approximately 2.7 million shares of the Company's common stock for plan participants at December 31, 2018.

Stock Bonus Plan

Aflac U.S. maintains a stock bonus plan for eligible U.S. sales associates. Plan participants receive shares of Aflac Incorporated common stock based on their new annualized premium sales and their first-year persistency of substantially all new insurance policies. The cost of this plan, which was capitalized as deferred policy acquisition costs, amounted to \$31 million in 2018, 2017 and 2016.

15. COMMITMENTS AND CONTINGENT LIABILITIES

The Company has two outsourcing agreements with a technology and consulting corporation. The first agreement provides mainframe computer operations, distributed mid-range server computer operations, and related support for Aflac Japan. It has a remaining term of four years and an aggregate remaining cost of 36.1 billion yen (\$326 million using the December 31, 2018, exchange rate). The second agreement provides application maintenance and development services for Aflac Japan. It has a remaining term of five years and an aggregate remaining cost of 8.6 billion yen (\$77 million using the December 31, 2018, exchange rate).

The Company has an outsourcing agreement with a management consulting and technology services company to provide application maintenance and development services for its Japanese operation. The agreement has a remaining term of three years with an aggregate remaining cost of 10.4 billion yen (\$94 million using the December 31, 2018, exchange rate).

The Company has two outsourcing agreements with information technology and data services companies to provide application maintenance and development services for its Japanese operation. The first agreement has a remaining term of one year with an aggregate remaining cost of .6 billion yen (\$5 million using the December 31, 2018, exchange rate). The second agreement has a remaining term of four years with an aggregate remaining cost of 5.8 billion yen (\$52 million using the December 31, 2018, exchange rate).

The Company leases office space and equipment under agreements that expire in various years through 2028. Future minimum lease payments due under non-cancelable operating leases at December 31, 2018, were as follows:

(In millions)	
2019	\$ 63
2020	47
2021	35
2022	31
2023	8
Thereafter	18
Total future minimum lease payments	\$202

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

The Company is a defendant in various lawsuits considered to be in the normal course of business. Members of the Company's senior legal and financial management teams review litigation on a quarterly and annual basis. The final results of any litigation cannot be predicted with certainty. Although some of this litigation is pending in states where large punitive damages, bearing little relation to the actual damages sustained by plaintiffs, have been awarded in recent years, the Company believes the outcome of pending litigation will not have a material adverse effect on its financial position, results of operations, or cash flows.

See Note 3 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for details on certain investment commitments.

Guaranty Fund Assessments

The United States insurance industry has a policyholder protection system that is monitored and regulated by state insurance departments. These life and health insurance guaranty associations are state entities (in all 50 states as well as Puerto Rico and the District of Columbia) created to protect policyholders of an insolvent insurance company. All insurance companies (with limited exceptions) licensed to sell life or health insurance in a state must be members of that state's guaranty association. Under state guaranty association laws, certain insurance companies can be assessed (up to prescribed limits) for certain obligations to the policyholders and claimants of impaired or insolvent insurance companies that write the same line or similar lines of business.

In 2009, the Pennsylvania Insurance Commissioner placed long-term care insurer Penn Treaty Network America Insurance Company and its subsidiary American Network Insurance Company (collectively referred to as Penn Treaty), neither of which is affiliated with Aflac, in rehabilitation and petitioned a state court for approval to liquidate Penn Treaty. A final order of liquidation was granted by a recognized judicial authority on March 1, 2017, and as a result, Penn Treaty is in the process of liquidation. The Company estimated and recognized the impact of its share of guaranty fund assessments resulting from the liquidation using a discounted rate of 4.25%. The Company recognized a discounted liability for the assessments of \$62 million (undiscounted \$94 million), offset by discounted premium tax credits of \$48 million (undiscounted \$74 million), for a net \$14 million impact to net income in the quarter ended March 31, 2017. The Company paid a majority of these assessments by March 31, 2018, and a majority of the tax credit will be realized over the next four years. The Company used the cost estimate provided as of the liquidation date by the National Organization of Life and Health Guaranty Associations (NOLHGA) to calculate its estimated assessments and tax credits. Other guaranty fund assessments for the years ended December 31, 2018, 2017, and 2016 were immaterial.

16. UNAUDITED CONSOLIDATED QUARTERLY FINANCIAL DATA

In management's opinion, the following quarterly financial information fairly presents the results of operations for such periods and is prepared on a basis consistent with the Company's annual audited financial statements.

Item 8. Financial Statements and Supplementary Data

(In millions, except for per-share amounts)	March 31, 2018	June 30, 2018	September 30, 2018	December 31, 2018
Net premium income	\$ 4,745	\$ 4,706	\$ 4,636	\$ 4,591
Net investment income	837	862	870	874
Realized investment gains (losses)	(134)	3	56	(355)
Other income (loss)	16	18	15	16
Total revenues	5,464	5,589	5,577	5,126
Total benefits and expenses	4,482	4,458	4,431	4,404
Earnings before income taxes	982	1,131	1,146	722
Total income tax	265	299	301	197
Net earnings	\$ 717	\$ 832	\$ 845	\$ 525
Net earnings per basic share	\$.92	\$ 1.08	\$ 1.10	\$.69
Net earnings per diluted share	.91	1.07	1.09	.69

Quarterly amounts may not agree in total to the corresponding annual amounts due to rounding.

(In millions, except for per-share amounts)	March 31, 2017	June 30, 2017	September 30, 2017	December 31, 2017
Net premium income	\$ 4,638	\$ 4,665	\$ 4,648	\$ 4,580
Net investment income	794	802	811	812
Realized investment gains (losses)	(140)	(56)	30	15
Other income (loss)	17	17	17	17
Total revenues	5,309	5,428	5,506	5,424
Total benefits and expenses	4,411	4,383	4,431	4,425
Earnings before income taxes	898	1,045	1,075	999
Total income tax	306	332	359	(1,585)
Net earnings	\$ 592	\$ 713	\$ 716	\$ 2,584
Net earnings per basic share	\$.74	\$.90	\$.91	\$ 3.29
Net earnings per diluted share	.73	.89	.90	3.27

Quarterly amounts may not agree in total to the corresponding annual amounts due to rounding.

SCHEDULE II
CONDENSED FINANCIAL INFORMATION OF REGISTRANT

Aflac Incorporated (Parent Only)
Condensed Statements of Earnings

(In millions)	Years ended December 31,		
	2018	2017	2016
Revenues:			
Management and service fees from subsidiaries ⁽¹⁾	\$ 190	\$ 297	\$ 265
Net investment income	69	30	18
Interest from subsidiaries ⁽¹⁾	4	5	5
Realized investment gains (losses)	90	67	84
Change in fair value of the cross-currency interest rate swaps	(106)	(68)	(159)
Total revenues	247	331	213
Operating expenses:			
Interest expense	188	197	213
Other operating expenses ⁽²⁾	225	180	277
Total operating expenses	413	377	490
Earnings before income taxes and equity in earnings of subsidiaries	(166)	(46)	(277)
Income tax expense (benefit)	(12)	(23)	(102)
Earnings before equity in earnings of subsidiaries	(154)	(23)	(175)
Equity in earnings of subsidiaries ⁽¹⁾	3,074	4,627	2,834
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659

⁽¹⁾Eliminated in consolidation

⁽²⁾Includes expense of \$13 in 2017 and \$137 in 2016 for the early extinguishment of debt
See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.
See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

SCHEDULE II
CONDENSED FINANCIAL INFORMATION OF REGISTRANT
Aflac Incorporated (Parent Only)
Condensed Statements of Comprehensive Income (Loss)

(In millions)	Years ended December 31,		
	2018	2017	2016
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
Other comprehensive income (loss) before income taxes:			
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period	232	286	283
Unrealized gains (losses) on fixed maturity securities during period ⁽¹⁾	(3,109)	1,733	2,799
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	2	1	3
Pension liability adjustment during period	(25)	9	(45)
Total other comprehensive income (loss) before income taxes	(2,900)	2,029	3,040
Income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	(797)	631	1,035
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	(2,103)	1,398	2,005
Total comprehensive income (loss)	\$ 817	\$ 6,002	\$ 4,664

⁽¹⁾ See Note 1 of Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

SCHEDULE II
CONDENSED FINANCIAL INFORMATION OF REGISTRANT
Aflac Incorporated (Parent Only)
Condensed Balance Sheets

(In millions, except for share and per-share amounts)	December 31,	
	2018	2017
Assets:		
Investments and cash:		
Fixed maturity securities available for sale, at fair value (amortized cost \$1,209 in 2018 and \$1,163 in 2017)	\$ 1,222	\$ 1,213
Investments in subsidiaries ⁽¹⁾	26,230	26,869
Other investments	21	51
Cash and cash equivalents	1,767	1,725
Total investments and cash	29,240	29,858
Due from subsidiaries ⁽¹⁾	98	90
Income taxes receivable	176	121
Other assets	390	366
Total assets	\$ 29,904	\$ 30,435
Liabilities and shareholders' equity:		
Liabilities:		
Employee benefit plans	\$ 310	\$ 341
Notes payable	5,765	5,267
Other liabilities	367	229
Total liabilities	6,442	5,837
Shareholders' equity:		
Common stock of \$.10 par value. In thousands: authorized 1,900,000 shares in 2018 and 2017; issued 1,347,540 shares in 2018 and 1,345,762 shares in 2017	135	135
Additional paid-in capital	2,177	2,052
Retained earnings	31,788	29,895
Accumulated other comprehensive income (loss):		
Unrealized foreign currency translation gains (losses)	(1,847)	(1,750)
Unrealized gains (losses) on fixed maturity securities ⁽²⁾	4,234	5,964
Unrealized gains (losses) on derivatives	(24)	(23)
Pension liability adjustment	(212)	(163)
Treasury stock, at average cost	(12,789)	(11,512)
Total shareholders' equity	23,462	24,598
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 29,904	\$ 30,435

⁽¹⁾ Eliminated in consolidation

⁽²⁾ See Note 1 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for the adoption of accounting guidance on January 1, 2018 related to financial instruments.

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

SCHEDULE II
CONDENSED FINANCIAL INFORMATION OF REGISTRANT

Aflac Incorporated (Parent Only)
Condensed Statements of Cash Flows

(In millions)	Years ended December 31,		
	2018	2017	2016
Cash flows from operating activities:			
Net earnings	\$ 2,920	\$ 4,604	\$ 2,659
Adjustments to reconcile net earnings to net cash provided from operating activities:			
Equity in earnings of subsidiaries ⁽¹⁾	(3,074)	(4,627)	(2,834)
Cash dividends received from subsidiaries	1,820	2,001	2,020
Other, net	99	(46)	294 ⁽²⁾
Net cash provided (used) by operating activities	1,765	1,932	2,139
Cash flows from investing activities:			
Fixed maturity securities sold	207	263	225
Fixed maturity securities purchased	(254)	(329)	(229)
Other investments sold (purchased)	31	(47)	6
Settlement of derivatives	(2)	223	0
Additional capitalization of subsidiaries ⁽¹⁾	(62)	(69)	(36)
Other, net	(107)	(218)	(25)
Net cash provided (used) by investing activities	(187)	(177)	(59)
Cash flows from financing activities:			
Purchases of treasury stock	(1,301)	(1,351)	(1,422)
Proceeds from borrowings	1,020	1,040	986
Principal payments under debt obligations	(550)	(1,161)	(621)
Dividends paid to shareholders	(793)	(661)	(658)
Treasury stock reissued	58	33	46
Proceeds from exercise of stock options	34	38	36
Net change in amount due to/from subsidiaries ⁽¹⁾	(4)	(5)	(6)
Other, net	0	0	(125) ⁽²⁾
Net cash provided (used) by financing activities	(1,536)	(2,067)	(1,764)
Net change in cash and cash equivalents	42	(312)	316
Cash and cash equivalents, beginning of period	1,725	2,037	1,721
Cash and cash equivalents, end of period	\$ 1,767	\$ 1,725	\$ 2,037

⁽¹⁾Eliminated in consolidation

⁽²⁾Operating activities excludes and financing activities includes a cash outflow of \$137 in 2016 for the payment associated with the early extinguishment of debt

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

SCHEDULE II
CONDENSED FINANCIAL INFORMATION OF REGISTRANT
Aflac Incorporated (Parent Only)
Notes to Condensed Financial Statements

The accompanying condensed financial statements should be read in conjunction with the consolidated financial statements and notes thereto of Aflac Incorporated and Subsidiaries included in Part II, Item 8 of this report.

(A) Notes Payable

A summary of notes payable as of December 31 follows:

(In millions)	2018	2017
2.40% senior notes paid November 2018	\$ 0	\$ 548
4.00% senior notes due February 2022	348	348
3.625% senior notes due June 2023	698	697
3.625% senior notes due November 2024	746	745
3.25% senior notes due March 2025	447	446
2.875% senior notes due October 2026	297	297
6.90% senior notes due December 2039	220	220
6.45% senior notes due August 2040	254	254
4.00% senior notes due October 2046	394	394
4.750% senior notes due January 2049	540	0
Yen-denominated senior notes and subordinated debentures:		
.932% senior notes due January 2027 (principal amount 60.0 billion yen)	538	528
1.159% senior notes due October 2030 (principal amount 29.3 billion yen)	262	0
1.488% senior notes due October 2033 (principal amount 15.2 billion yen)	136	0
1.750% senior notes due October 2038 (principal amount 8.9 billion yen)	79	0
2.108% subordinated debentures due October 2047 (principal amount 60.0 billion yen)	536	526
Yen-denominated loans:		
Variable interest rate loan due September 2021 (.32% in 2018 and 2017, principal amount 5.0 billion yen)	45	44
Variable interest rate loan due September 2023 (.47% in 2018 and 2017, principal amount 25.0 billion yen)	225	220
Total notes payable	\$ 5,765	\$ 5,267

Amounts in the table above are reported net of debt issuance costs and issuance premiums or discounts, if applicable, that are being amortized over the life of the notes.

In October 2018, the Parent Company issued \$550 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 4.750% per annum, payable semi-annually, and have a 30-year maturity. These notes are redeemable at the Parent Company's option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the yield to maturity for a United States Treasury security with a maturity comparable to the remaining term of the notes, plus 25 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date. In November 2018, the Parent Company used the net proceeds from the October 2018 issuance of senior notes to redeem \$550 million of the Parent Company's 2.40% senior notes due in 2020.

In October 2018, the Parent Company issued three series of senior notes totaling 53.4 billion yen through a public debt offering under its U.S. shelf registration statement. The first series, which totaled 29.3 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.159% per annum, payable semi-annually, and has a 12-year maturity. The second series, which totaled 15.2 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.488% per annum, payable semi-annually, and has a 15-year maturity.

The third series, which totaled 8.9 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.750% per annum, payable semi-annually, and has a 20-year maturity. These notes may only be redeemed before maturity, in whole but not in part, upon the occurrence of certain changes affecting U.S. taxation, as specified in the indenture governing the terms of the issuance.

The aggregate contractual maturities of notes payable during each of the years after December 31, 2018, are as follows:

(In millions)	
2019	\$ 0
2020	0
2021	45
2022	350
2023	925
Thereafter	4,493
Total	\$ 5,813

For further information regarding notes payable, see Note 9 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

(B) Derivatives

At December 31, 2018, the Parent Company's outstanding freestanding derivative contracts were swaps associated with its notes payable, consisting of cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, associated with the Parent Company's senior notes due in February 2022, June 2023, November 2024 and March 2025. The Parent Company does not use derivative financial instruments for trading purposes, nor does it engage in leveraged derivative transactions. For further information regarding these derivatives, see Notes 1, 4 and 9 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

(C) Income Taxes

The Parent Company and its eligible U.S. subsidiaries file a consolidated U.S. federal income tax return. Income tax liabilities or benefits are recorded by each principal subsidiary based upon separate return calculations, and any difference between the consolidated provision and the aggregate amounts recorded by the subsidiaries is reflected in the Parent Company financial statements. For further information on income taxes, see Note 10 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

(D) Dividend Restrictions

See Note 13 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for information regarding dividend restrictions.

(E) Supplemental Disclosures of Cash Flow Information

(In millions)	2018	2017	2016
Interest paid	\$ 179	\$ 195	\$ 209
Noncash financing activities:			
Treasury stock issued for shareholder dividend reinvestment	8	29	26

**SCHEDULE III
SUPPLEMENTARY INSURANCE INFORMATION**

Aflac Incorporated and Subsidiaries

Years ended December 31,

(In millions)	Deferred Policy Acquisition Costs	Future Policy Benefits & Unpaid Policy Claims	Unearned Premiums	Other Policyholders' Funds
2018:				
Aflac Japan	\$ 6,384	\$ 80,672	\$ 4,977	\$ 7,145
Aflac U.S.	3,491	10,864	117	0
All other	0	183	0	1
Intercompany eliminations	0	(767)	(4)	0
Total	\$ 9,875	\$ 90,952	\$ 5,090	\$ 7,146
2017:				
Aflac Japan	\$ 6,150	\$ 76,353	\$ 5,840	\$ 6,939
Aflac U.S.	3,355	10,506	119	0
All other	0	138	0	0
Intercompany eliminations	0	(748)	0	0
Total	\$ 9,505	\$ 86,249	\$ 5,959	\$ 6,939

Segment amounts may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding.

Years Ended December 31,

(In millions)	Net Premium Revenue	Net Investment Income	Benefits and Claims, net	Amortization of Deferred Policy Acquisition Costs	Other Operating Expenses	Premiums Written
2018:						
Aflac Japan	\$ 12,762	\$ 2,639	\$ 8,913	\$ 710	\$ 2,374	\$ 12,298
Aflac U.S.	5,708	727	2,887	534	1,736	5,707
All other	207	76	200	1	420	0
Total	\$ 18,677	\$ 3,442	\$ 12,000	\$ 1,245	\$ 4,530	\$ 18,005
2017:						
Aflac Japan	\$ 12,752	\$ 2,463	\$ 9,087	\$ 630	\$ 2,257	\$ 12,092
Aflac U.S.	5,563	721	2,885	502	1,658	5,565
All other	216	36	209	0	421	0
Total	\$ 18,531	\$ 3,220	\$ 12,181	\$ 1,132	\$ 4,336	\$ 17,657
2016:						
Aflac Japan	\$ 13,537	\$ 2,554	\$ 9,828	\$ 644	\$ 2,326	\$ 12,762
Aflac U.S.	5,454	703	2,869	497	1,593	5,452
All other	234	21	222	0	513	0
Total	\$ 19,225	\$ 3,278	\$ 12,919	\$ 1,141	\$ 4,432	\$ 18,214

Segment amounts may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

**SCHEDULE IV
REINSURANCE**

Aflac Incorporated and Subsidiaries
Years Ended December 31,

(In millions)	Gross Amount	Ceded to Other Companies	Assumed from Other companies	Net Amount	Percentage of Amount Assumed to Net
2018:					
Life insurance in force	\$ 151,457	\$ 4,702	\$ 0	\$ 146,755	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 15,330	\$ 541	\$ 214	\$ 15,003	1%
Life insurance	3,688	14	0	3,674	0
Total earned premiums	\$ 19,018	\$ 555	\$ 214	\$ 18,677	1%
2017:					
Life insurance in force	\$ 152,502	\$ 4,121	\$ 0	\$ 148,381	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 14,829	\$ 554	\$ 222	\$ 14,497	1%
Life insurance	4,046	12	0	4,034	0
Total earned premiums	\$ 18,875	\$ 566	\$ 222	\$ 18,531	1%
2016:					
Life insurance in force	\$ 151,093	\$ 3,741	\$ 0	\$ 147,352	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 14,839	\$ 595	\$ 241	\$ 14,485	1%
Life insurance	4,753	13	0	4,740	0
Total earned premiums	\$ 19,592	\$ 608	\$ 241	\$ 19,225	1%

*Premiums by type may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding.
See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.*

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は、連結財務諸表注記に記載されている。

3 【その他】

(1)決算日後の状況

当社は、連結財務諸表及び注記における認識及び開示のため、2019年1月1日以降に発生した後発事象について評価した。同日以降、本有価証券報告書提出日までの期間に、2018年12月31日における当社の財務状況又は事業に重大な影響を与える事象は発生しなかった。

2019年4月12日、当社は、その子会社であるアフラック生命保険株式会社が円建て永久劣後社債額面300億円（以下、「本社債」）の値決めを行ったと発表した。本社債は、2024年4月17日までは年利0.963%、半年払いの金利を支払い、2024年4月18日以降は6ヶ月物ユーロ円LIBORに適用利鞘を加えた金利を支払う。2024年4月18日以降、本社債は、各金利支払期日において期限前償還することができる。アフラック（日本）は、本社債による調達額を一般事業資金に充当する予定である。

(2)当連結年度に関連する四半期連結業績（無監査）

（百万ドル、百万円、ただし、1株当たりの金額を除く）

(累計期間)	第1四半期 (2018年1月1日から 2018年3月31日)	第2四半期 (2018年1月1日から 2018年6月30日)	第3四半期 (2018年1月1日から 2018年9月30日)	第4四半期 (2018年1月1日から 2018年12月31日)
収益合計	\$5,464 ¥614,536	\$11,054 ¥1,243,243	\$16,632 ¥1,870,601	\$21,758 ¥2,447,122
税引前当期純利益	\$982 ¥110,446	\$2,114 ¥237,762	\$3,261 ¥366,765	\$3,983 ¥447,968
当期純利益	\$717 ¥80,641	\$1,550 ¥174,329	\$2,395 ¥269,366	\$2,920 ¥328,412
1株当たり 当期純利益（基本）	\$0.92 ¥103.47	\$2.00 ¥224.94	\$3.10 ¥348.66	\$3.79 ¥426.26
1株当たり 当期純利益 （希薄化後）	\$0.91 ¥102.35	\$1.98 ¥222.69	\$3.08 ¥346.41	\$3.77 ¥424.01

(会計期間)	第1四半期 (2018年1月1日から 2018年3月31日)	第2四半期 (2018年4月1日から 2018年6月30日)	第3四半期 (2018年7月1日から 2018年9月30日)	第4四半期 (2018年10月1日から 2018年12月31日)
1株当たり 当期純利益（基本）	\$0.92 ¥103.47	\$1.08 ¥121.47	\$1.10 ¥123.72	\$0.69 ¥77.60
1株当たり 当期純利益 （希薄化後）	\$0.91 ¥102.35	\$1.07 ¥120.34	\$1.09 ¥122.59	\$0.69 ¥77.60

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

(3)訴訟

2017年12月14日、独立した元販売受託業者3名が、ニューヨーク州南部地区管轄米国連邦地方裁判所に、親会社を名目上の被告とし、親会社の会長兼最高経営責任者、数名の取締役、元役員及び元取締役各1名を被告とする株主代表訴訟を申し立てた。訴状は、受託者責任、当社の開示における虚偽記載及び不作為並びにインサイダー取引に関する法令違反を主張するものである。2017年7月、これに先立ち、当

社の取締役会は、この株主代表訴訟に内在する一部の申し立て事項を調査するため、特別訴訟委員会（SLC）を設置していた。2017年9月、SLCは、調査報告書を提出し、2018年2月、追加の報告書を提出したが、各報告書は、これらの株主から要求された行動をとることは、当社にとって最善の利益にならないと結論づけた。2018年1月31日、修正訴状が提出された。2018年2月12日、この訴訟はジョージア州中部地区管轄米国連邦地方裁判所に移管された。2018年5月、SLCは、修正訴状において提起された追加の申し立ての一部に関して、三番目となる報告書を提出したが、その中で、これらの株主から要求された行動をとることは、当社にとって最善の利益にならないと結論づけた。2018年8月31日、同米国連邦地方裁判所は、当社の申し立てを認め、修正訴状は棄却された。原告はこの棄却を不服として、第11巡回区合衆国控訴裁判所に対して上訴した。当社は、この訴訟の結果が当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

当社は、業務において通常発生しうるさまざまなその他の訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異】

この有価証券報告書に記載されている財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国の会計原則」という）に準拠して作成されている。したがって、当該財務書類の作成に当たり採用された会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という）に準拠して作成される場合とは異なるものがある。その主な差異の要約は、以下のとおりである。

(1) 保険会計

米国の会計原則は、保険会社の財務諸表を州保険監督機関の規定する会計実務から、一般に認められた会計原則に修正することを求めている。日本では、法令によって規定された会計実務を一般に認められたものとみなしている。米国の会計原則と日本の会計原則の主な相違点は、以下のとおりである。

- (a) 米国では、保険料収入は、発生主義により保険契約上の保険料払込期間にわたって比例的に稼得収益として認識する。日本では、現金主義により認識される。
- (b) 米国では、新保険契約を獲得するための費用は、資産化され、責任準備金の計算に用いられた予定保険料払込期間にわたって、認識された保険料収入に比例して費用化される。日本では、そのような費用は、発生時に費用として処理される。
- (c) 米国では、責任準備金は、保険会社のそれぞれの保険種類ごとの、経験による見積投資利益率、解約率、罹病率及び死亡率を使用し、平準純保険料方式により計算される。日本では、金融庁によって許可された一定の前提条件と算出方法により計算される。

(2) 複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理

日本の会計原則においては、次の全ての要件を満たした場合、複合金融商品（金融資産あるいは金融負債）に組み込まれたデリバティブは区分して評価する必要がある。1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること、2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと、3) 当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されていないこと。これらの要件を満たす場合には、組込デリバティブは金融資産又は負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理しなければならない。

一方で米国の会計原則においては、組込デリバティブを区分処理することが求められるか否かを決定するにあたり、上述の日本の会計原則において要求される1)の要件の代わりに組込デリバティブの経済的特徴及びリスクがホスト契約と明らかに密接に関連しているか否かについての評価が求められる。

(3)変動持分事業体の連結

米国の会計原則の下では、定性的なアプローチに基づいて変動持分事業体(以下「VIE」という)を連結すべきか否かを評価することが要求されている。企業は、VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動を指揮する権限を有し、かつ(1)VIEの損失を吸収する義務、又は(2)VIEから利益を受け取る権利を有している場合には、VIEを連結することが求められている。日本の会計原則の下では、特別目的会社に対して米国の会計原則とは異なる連結の要件が適用されるが、当社が保有するVIEについては連結することは求められていない。

(4)持分投資

米国の会計原則の下では、持分投資(持分法が適用される投資及び投資先の事業体を連結する投資を除く)は原則として公正価値で評価され、公正価値の変動による評価差額は損益として認識される。日本の会計原則の下では、持分証券(子会社株式及び関連会社株式を除く)は原則として公正価値で評価されるが、公正価値の変動による評価差額の処理方法は保有目的区分に応じて異なる。売買目的有価証券の場合、評価差額は当期の損益として認識され、その他有価証券の場合、評価差額は税効果控除後で純資産の部に計上される。

(5)投資に関する会計

日本の会計基準の下では、「責任準備金対応債券」(以下「PRM」)と呼ばれる保有目的区分がある。この保有目的区分は、資産及び負債のデュレーション・マッチングの適切な管理を推進する保険会社の財務上の特性に配慮したものである。PRMは、資産及び関連する保険契約負債の評価方法の整合性を保つため償却原価で評価される。米国の会計基準の下では、同様の保有目的区分はなく、日本の会計基準の下でPRMに区分される有価証券は、米国会計基準上、売却可能有価証券に分類される。PRMに区分される有価証券は、売却可能有価証券と異なり、株主持分において未実現損益を認識する必要はない。

(6)再保険

米国の会計原則の下では、再保険契約締結時点での利益計上が認められていない。再保険契約における全ての利益は、その契約期間にわたり、繰延利益負債によって相殺される。日本の会計原則の下では、保険業法施行規則において、再保険契約締結時点での出再責任準備金の控除が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令、第8号様式、記載上の注意に基づき記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。しかし、株式会社証券保管振替機構（以下、「保振機構」）又は保管機関（以下に定義する。）のノミニー名義となっている当社株式の実質株主（以下、「実質株主」）に対する株式事務は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第69条第2項により保振機構から三井住友信託銀行株式会社（以下、「株式事務取扱機関」）が委任を受けこれを取り扱う。

東京証券取引所（以下、「取引所」）に上場された当社株式は、保振機構の外国株券等保管振替決済制度（以下、「決済制度」）に従い、保振機構の名義で、保振機構が現地保管機関として指定した米国の現地保管機関（以下、「保管機関」）により米国内で保管され、保振機構又は保管機関のノミニー名義で当社の株主名簿に登録される。従って当社株式の取引所取引の決済に当たっては、取引所の参加者である証券会社間では保振機構に開設した当該参加者の外国株券等の口座間の振替決済により処理されることになり、また同一参加証券会社の顧客間の決済については、当該両顧客が当該証券会社に外国証券取引口座約款（以下、「外国証券取引口座約款」）を提出して開設した外国証券取引口座間の振替決済が行われるため、通常当社株主名簿上における株式名簿書換は行われない。

ただし、保振機構への新たな預託を保管機関に行った場合、又は参加者の指定する現地口座への交付が行われた場合、前者では、保振機構が米国内における株式名義書換の手續きに従って名義書換手續きを行うよう必要な措置を行い、後者の場合は交付を受けた参加者が必要な名義変更手續きを行う。

一方、GBCCによれば、当社は、その株主名簿上の登録名義人を当該株式の事実上の所有者として取り扱う権利を有し、同法が要求する場合を除いては、他の者の当該株式に対する衡平法上その他の権利若しくは利益を承認する義務を負わない。従って、取引所における取引により当社の株式を取得し、それを取引所の定める上記保管制度に従って保有している投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権などの権利を、保振機構を通じて行使することとなる。

以下に記載するものは、上記決済制度に基づき締結される保振機構及び保管機関間の保管契約、保振機構、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、保振機構、配当金支払取扱銀行及び当社間の配当金支払事務委任に関する契約等に基づく実質株主の配当を受領する権利、議決権などの権利を保振機構を通じて間接的に行使するための、実質株主に関する株式事務等の概要である（この株式事務等は、今後変更されることがあり得るし、上記の記載は、投資家が必要な外国為替管理法上の許可を得て株券の保管及び当社の株主名簿上の登録名義人につきこれと異なる取り決めをした場合には適用されない。）。

(2) 株主に対する特典 なし。

(3) 株式の譲渡制限 なし。

(4) その他株式事務に関する事項

(イ) 決算期 毎年12月31日

- (ロ) 年次株主総会 毎年5月の第1月曜日(当該日が法定休日に当たる場合は、翌営業日)又は取締役会が決める日に開催される。
- (ハ) 基準日 株主総会又はその延会の通知を受け若しくは議決権を行使し配当金の支払いを受ける株主を確定するため、当社の取締役会は、事前に株主確定のための基準日を定めることができる。基準日はかかる株主の確定を要する特定の行為がなされる日より70日前以降の日でかつ、株主総会の場合には、その10日以上前の日でなければならない。
- (二) 株券の種類 任意の株数を表示できる。
- (ホ) 株券に関する手数料 日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。米国内においては、当社名義書換代理人又は登録機関は当社株式の名義書換又は登録手数料を株主より徴収しない。
- (ヘ) 公告掲載新聞名 実質株主のために当社は、一定の事項を、株式会社東京証券取引所のホームページにおいて開示する場合を除き、日本国内において発行される日本経済新聞に掲載して公告する。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続き等

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続き

日本における当社株式の実質株主は株式事務取扱機関を通じて保振機構に指図することにより議決権を行使することができる。実質株主は、原則として1株当たり1議決権を有する。ただし、一定の条件を満たす株式について(本報告書第一部 第1 1. (2) (8) (a) 項を参照されたい。)、実質株主は1株当たり10議決権を有する。議決権代理行使の勧誘が行われる場合、株式事務取扱機関は、当社から適切な数の議決権代理行使指図書参考書類を受領し、これを関連する基準日現在で同機関が作成した実質株主明細表に基づき実質株主に交付する。ただし、上記の議決権代理行使につき実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されない。

(2) 配当請求等に関する手続き

株式事務取扱機関は、当社から配当金額、配当金支払日等の配当支払に関する通知を受けたときはこれを基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知する。

配当金は、保振機構が当社から保管機関を経由して一括受領し、これを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき、銀行口座振込又は郵便振替払出証書により実質株主へ交付する。

株式配当、株式分割については決済制度に基づき行うこととなるが、原則として保振機構を通じて実質株主の口座に振り込まれる。ただし、割当株数が1株未満の株式については売買処分し、売却代金は、株式事務取扱機関を通じ実質株主に交付される。

登録株主としての保振機構に新株引受権が付与された場合には、実質株主が新株式の引受を希望し、証券会社を通じて保振機構に払込代金を支払うときは、保振機構が新株引受権を行使して新株を引き受

け、当該新株式が実質株主の口座に振り込まれる。それ以外の場合又は保振機構が当該新株引受権を使用することが不可能であると認める場合には、保振機構が当該新株引受権を米国において売却処分する。その処分代金は、保振機構から株式事務取扱機関経由でそれに対する権利を有する実質株主に対して支払われる。ただし、保振機構が米国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当該新株引受権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株引受権等はその効力を失う。

(3) 株式の移転に関する手続き

米国においては、当社株式の移転には、当該株式を表章する株券に適法な裏書をして交付するか、又は正当に作成された株式譲渡委任状を添えて株券を交付するとともに株式の譲渡に関する税金の完納を要する。

日本においては、実質株主は当社株式の株券を保有せず、実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができる。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か、又は保振機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われる。

(4) 日本における課税上の取扱い

当社の実質株主のうち、日本の居住者（永住者）である個人（以下、本(4)において「個人株主」）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び住民税、個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税及び贈与がなされた場合における贈与税、ならびに内国法人である当社の実質株主（以下、本(4)において「法人株主」）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。ただし、所得税及び住民税に関する以下の記述は、当社株式が租税特別措置法第37条の11第2項の上場株式等（以下「上場株式等」）であることを前提とする。本報告書の日付時点で、当社株式は東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されているので、上場株式等に該当する。

なお、以下の記述の内容は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。また、以下の記述の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

<個人株主>

配当

個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20%（所得税15%及び住民税5%）に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1%）を加えた合計20.315%の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（住民税については特別徴収）を、以下、「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と住民税を合計した55%に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1%）を加えた合計55.945%である。）により、総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければならない。ただし、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3%以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額について確定申告を要する所得に含めないことができる（これを「配当申告不要制度」という。）ので、かかる個人株主が当社株式について受

領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得及び上場株式等の譲渡損失のほか、特定公社債の利子、特定公社債の償還差損益、及び特定公社債の譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件及び制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20%（所得税15%及び住民税5%）に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1%）を加えた合計20.315%である。

個人株主が当社株式に係る配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社株式の配当に課された米国源泉所得税（もしあれば）は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された又はされるべき所得税額は、申告納付すべき所得税の額から控除される。

上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能である。

売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

相続税・贈与税

原則として、日本の相続税法所定の要件を充足する個人が個人株主から当社株式を相続した場合若しくは当社株式の遺贈を受けた場合又は当社株式の贈与を受けた場合には、同法に基づき相続税又は贈与税が課されるが、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、米国で課された相続税又は贈与税に相当する税の税額につき控除が認められる場合がある。

< 法人株主 >

配当

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国所得税の額（もしあれば）を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15%（所得税）に復興特別所得税（ただし、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1%）を加えた合計15.315%の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受け取った当社株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。ただし、法人税の確定申告において、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非

課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

(5) その他諸通知報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は通知を当社から受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行う。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は本年度期首より本報告書提出日までに金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、下記の書類を提出した。

	書類名	提出年月日
1.	2017年度有価証券報告書	2018年4月19日
2.	確認書	2018年4月19日
3.	内部統制報告書	2018年4月19日
4.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく報告書)	2018年5月11日
5.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	2018年5月22日
6.	2018年度第1四半期報告書	2018年6月1日
7.	確認書	2018年6月1日
8.	発行登録書	2018年8月20日
9.	2018年度第2四半期報告書	2018年8月31日
10.	確認書	2018年8月31日
11.	訂正発行登録書	2018年8月31日
12.	2018年度第3四半期報告書	2018年11月30日
13.	確認書	2018年11月30日
14.	訂正発行登録書	2018年11月30日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

独立登録監査人の同意書
(翻訳)

アフラック・インコーポレーテッド
取締役会 御中

私どもは、アフラック・インコーポレーテッド及び子会社の2018年及び2017年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2018年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結株主持分計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び関連する注記並びに附属明細表、及び について2019年2月25日付の私どもの監査報告書を本有価証券報告書に記載することを承諾いたします。また、本有価証券報告書の「経理の状況」の冒頭において私どもに言及することを承諾いたします。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市
2019年4月18日

[次へ](#)

独立登録監査人の監査報告書
(翻訳)

アフラック・インコーポレーテッドの株主及び取締役会 御中：

連結財務諸表に関する監査意見

私どもは、添付のアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社（以下、「会社」という）の2018年及び2017年12月31日現在の連結貸借対照表及び2018年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結株主持分計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び関連する注記並びに附属明細表、及び（以下一括して、「連結財務諸表」という）について監査を行った。私どもは、連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、会社の2018年及び2017年12月31日現在の財政状態並びに2018年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board（以下、「PCAOB」という））の監査の基準に準拠して、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が発行した「内部統制 - 統一的枠組み(2013年版)」で確立された規準を基礎とする、2018年12月31日現在における会社の財務報告に係る内部統制についても監査を行った。2019年2月25日付の私どもの監査報告書では、会社の財務報告に係る内部統制の有効性に関する無限定意見を表明している。

監査意見の根拠

これらの連結財務諸表については会社の経営者が責任を負うものである。私どもの責任は、私どもが実施した監査に基づいて、これらの連結財務諸表に関する意見を表明することにある。私どもは、PCAOBに登録された監査人であり、米国連邦証券法並びに適用される米国証券取引委員会及びPCAOBの規則等に従って、会社から独立していることが要求されている。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。この基準は、連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを求めている。監査は、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを評価するための手続及びこれらのリスクに対応するための手続を含んでいる。これらの手続は、連結財務諸表上の金額及び開示に関する証拠を、試査により検証することを含んでいる。また監査は、経営者が適用する会計原則及び経営者によって行われた重要な見積りの評価並びに全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

KPMG LLP

私どもは、1963年より会社の監査に従事している。

ジョージア州 アトランタ市

2019年2月25日

[次へ](#)

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors

Aflac Incorporated:

We consent to the use of our report dated February 25, 2019 with respect to the consolidated balance sheets of Aflac Incorporated and subsidiaries as of December 31, 2018 and 2017, the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2018, and the related notes and financial statement schedules II, III, and IV, included herein and to the reference to our firm under the heading "Financial Condition" in the Securities Report.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia

April 18, 2019

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Directors

Aflac Incorporated:

Opinion on the Consolidated Financial Statements

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Aflac Incorporated and subsidiaries (the “Company”) as of December 31, 2018 and 2017, the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders’ equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2018, and the related notes and financial statement schedules II, III, and IV (collectively, the “consolidated financial statements”). In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2018 and 2017, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2018, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (“PCAOB”), the Company’s internal control over financial reporting as of December 31, 2018, based on criteria established in Internal Control — Integrated Framework(2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, and our report dated February 25, 2019 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

Basis for Opinion

These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

/s/KPMG LLP

We have served as the Company’s auditor since 1963.

Atlanta, Georgia

February 25, 2019